

法務省入国管理局委託

諸外国における外国人受入制度に係る調査・研究
報 告 書

～英国・ドイツ・フランス・米国・韓国・台湾・シンガポールの受け入れ制度等について～

平成 29 年 3 月

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

目次

調査概要	1
1. 調査の背景・目的.....	1
2. 調査の概要	1
調査結果概要	4
第1章 英国	13
1. 外国人受入に係る現在の法制度及び現況.....	13
(1) 「外国人」「移民」の定義について	13
(2) 受け入れる外国人のカテゴリ	15
(3) 関連統計.....	21
(4) 関係法令.....	31
(5) 関係機関.....	35
(6) 外国人受入に係る基準等	36
(7) 審査手続.....	58
(8) 外国人に課された義務等.....	62
(9) 受け入れている外国人本人及び家族等の登録事項に係る公証制度の有無及び詳細 ..	65
2. 外国人受入に係る政策等.....	66
(1) 受入政策の基本方針及びその変遷.....	66
3. 外国人受入に係る背景・影響等の情報.....	69
4. 参考文献	70
第2章 ドイツ	71
1. 外国人受入に係る現在の法制度及び現況.....	71
(1) 受け入れる外国人のカテゴリ	71
(2) 関連統計.....	82
(3) 関係法令.....	88
(4) 関係機関.....	91
(5) 外国人受入に係る基準等	92
(6) 審査手続.....	94
(7) 外国人に課された義務等.....	94
(8) 受け入れている外国人本人及び家族等の登録事項に係る公証制度の有無及び詳細 ..	96
2. 外国人受入に係る政策等.....	98

(1) 受入政策の基本方針及びその変遷.....	98
(2) 受入政策の検討・決定方法等.....	100
(3) 外国人住民との共生のために講じている施策.....	100
3. 外国人受入に係る背景・影響等の情報.....	104
(1) 難民の急増.....	104
4. 参考文献.....	106
第3章 フランス.....	107
1. 外国人受入に係る現在の法制度及び現況.....	107
(1) 受け入れる外国人のカテゴリー.....	107
(2) 関連統計.....	112
(3) 関係法令.....	121
(4) 関係機関.....	123
(5) 外国人受入に係る基準等.....	125
(6) 課題.....	134
(7) 審査手続.....	135
(8) 外国人に課された義務等.....	136
(9) 受け入れている外国人本人及び家族等の登録事項に係る公証制度の有無及び詳細.....	138
2. 外国人受入に係る政策等.....	139
(1) 受入政策の基本方針及びその変遷.....	139
(2) 受入政策の検討・決定方法等.....	141
(3) 政府内関係機関間の連携.....	142
(4) 政府・地方自治体間の連携.....	142
(5) 外国人住民との共生のために講じている施策.....	142
3. 外国人受入に係る背景・影響等の情報.....	145
(1) 現在の外国人受入制度が形成された歴史的・社会的背景.....	145
(2) 外国人受入に伴う経済的影響.....	145
(3) 外国人受入に伴う社会的影響.....	145
(4) 欧州諸国への移民・難民流入及びテロ事案の頻発等、最近の各国（地域）の社会・治安情勢の変化を受けての外国人受入に対する影響.....	146
(5) 外国人受入に対する国民感情、世論等.....	147
(6) その他受入に伴う諸問題及びその対応策.....	147
4. 参考文献.....	148
第4章 米国.....	155
1. 外国人受入に係る現在の法制度及び現況.....	155

(1) 受け入れる外国人のカテゴリー	155
(2) 関連統計	157
(3) 関係法令	165
(4) 関係機関	167
(5) 外国人受入に係る基準等	167
(6) 審査手続	172
(7) 外国人に課された義務等	184
(8) 受け入れている外国人本人及び家族等の登録事項に係る公証制度の有無及び詳細	186
2. 外国人受入に係る政策等	187
(1) 受入政策の基本方針及びその変遷	187
(2) 受入政策の検討・決定方法等	188
(3) 政府内関係機関間の連携（受入制度検討・施策運用の役割分担等）	188
(4) 政府・地方自治体間の連携（役割分担、連携体制、財政的負担等）	189
(5) 外国人住民との共生のために講じている施策	189
3. 外国人受入に係る背景・影響等の情報	189
(1) 現在の外国人受入制度が形成された歴史的・社会的背景	189
(2) 外国人受入に伴う経済的影響（自国民雇用情勢への影響、産業構造に対する影響を含む。）	190
(3) 外国人受入に伴う社会的影響（教育、社会保障制度及び治安に対する影響を含む。）	191
(4) 移民・難民流入及びテロ事案の頻発等、最近の各国（地域）の社会・治安情勢の変化を受けての外国人受入に対する影響	191
(5) 外国人受入に対する国民感情、世論等	191
(6) その他受入に伴う諸問題及びその対応策（不法滞在者等の強制送還に係る問題、テロ対策との関係等）	192
4. 参考文献	193
第5章 韓国	195
1. 外国人受入に係る現在の法制度及び現況	195
(1) 受け入れる外国人のカテゴリー	195
(2) 関連統計	204
(3) 関係法令	207
(4) 関係機関	211
(5) 外国人受入に係る基準等	212
(6) 審査手続	215
(7) 外国人に課された義務等	217

(8) 受け入れている外国人本人及び家族等の登録事項に係る公証制度の有無及び詳細	220
(9) その他①：雇用許可制	221
(10) その他②：高度外国人材の受け入れ制度・優遇措置	231
2. 外国人受入に係る政策等	236
(1) 受入政策の基本方針及びその変遷	236
(2) 外国人住民との共生のために講じている施策	237
3. 外国人受入に係る背景・影響等の情報	242
(1) 社会統合政策の課題	242
4. 参考文献	244
第6章 台湾	247
1. 外国人受入に係る現在の法制度及び現況	247
(1) 受け入れる外国人のカテゴリー	247
(2) 関連統計	249
(3) 関係法令	255
(4) 関係機関	256
(5) 受け入れる外国人のカテゴリー	257
(6) 外国人受入に係る基準等	259
(7) 審査手続	275
(8) 外国人に課された義務	281
(9) 受け入れている外国人本人及び家族等の登録事項に係る公証制度の有無及び詳細	283
2. 外国人受入に係る政策等	284
(1) 受入政策の基本方針及びその変遷	284
(2) 単純労働者の受入政策、検討・決定方法等	285
(3) 高度外国人材の誘致政策、検討・決定方法等	286
(4) 政府内関係機関間の連携（受入れ制度検討・施策運用の役割分担等）	287
(5) 政府・地方自治体間の連携（役割分担、連携体制、財政的負担等）	288
(6) 外国人住民との共生のために講じている施策	288
3. 外国人受入に係る背景・影響等の情報	289
(1) 現在の外国人受入制度が形成された歴史的・社会的背景	289
(2) 外国人受入に伴う経済的影響、社会的影響	289
(3) 欧州諸国への移民・難民流入及びテロ事案の頻発等、最近の各国（地域）の社会・治安情勢の変化を受けての外国人受入に対する影響	291
(4) 外国人受入に対する国民感情、世論等	291
(5) その他受入に伴う諸問題及びその対応策	291
4. 参考文献	292

第7章 シンガポール.....	293
1. 外国人受入に係る現在の法制度及び現況.....	293
(1) 受け入れる外国人のカテゴリー.....	293
(2) 関連統計.....	295
(3) 関係法令.....	298
(4) 関係機関.....	300
(5) 外国人受入に係る基準等.....	304
(6) 審査手続.....	312
(7) 外国人に課された義務等.....	314
(8) 受入れている外国人本人及び家族等の登録事項に係る公証制度の有無及び詳細.....	317
2. 外国人受入に係る政策等.....	318
(1) 受入政策の基本方針及びその変遷.....	318
(2) 受入政策の検討・決定方法等.....	320
(3) 政府内関係機関間の連携(受入れ制度検討・施策運用の役割分担等).....	321
(4) 政府・地方自治体間の連携(役割分担、連携体制、財政的負担等).....	321
(5) 外国人住民との共生のために講じている施策.....	321
3. 外国人受入に係る背景・影響等の情報.....	324
(1) 現在の外国人受入制度が形成された歴史的・社会的背景.....	324
(2) 外国人受入に伴う経済的影響(自国民雇用情勢への影響、産業構造に対する影響を含む。).....	325
(3) 外国人受入に伴う社会的影響(教育、社会保障制度及び治安にする影響を含む。).....	326
(4) 欧州諸国への移民・難民流入及びテロ事案の頻発等、最近の各国(地域)の社会・治安情勢の変化を受けての外国人受入に対する影響.....	327
(5) 外国人受入に対する国民感情、世論等.....	327
(6) その他受入に伴う諸問題及びその対応策(不法滞在者等の強制送還に係る問題、テロ対策との関係等).....	327
4. 参考文献.....	329
5. 略語一覧.....	334

調査概要

1. 調査の背景・目的

我が国は、本格的な少子高齢化、人口減少時代を迎え、平成 42 年には、平成 22 年と比べて人口が 1,000 万人以上減少するとの推計もある（国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成 24 年 1 月推計）」）。この人口減少時代への対応については、出生率の向上に取り組むことはもちろんのこと、生産性の向上、女性、若者や高齢者などの潜在的な労働力の活用等、幅広い分野の施策に実効的かつ精力的に取り組むことが必要である。そうした取組がなされることを前提に、今後の外国人受入れの在り方について、我が国の経済社会の変化等を踏まえ、本格的に検討すべき時が来ていると考えられる。

「専門的・技術的分野の外国人については、我が国の経済社会の活性化に資することから積極的に受け入れる。」これが、外国人受入れに関する政府の現在の基本方針であり、新たに人材のニーズが生じてくる分野においては、それが専門的・技術的分野と評価できる分野であれば、産業への影響等も踏まえつつ外国人の受入れを検討していく必要がある。他方、専門的・技術的分野とは評価されない分野の外国人の受入れについては、ニーズの把握や受入れが与える経済的効果の検証はもちろんのこと、教育、社会保障等の社会的コスト、日本人労働者の確保のための努力の状況、受入れによる産業構造への影響、受け入れる場合の適切な仕組み、受入れに伴う環境整備、治安など、幅広い観点からの検討が必須であり、この検討は国民的コンセンサスを踏まえつつ行われなければならない。いずれにしても、今後の外国人の受入れについては、諸外国の制度や状況について把握し、政府全体で検討していく必要がある。

このような背景の下、今後、出入国管理行政を所管する法務省としては、外国人受入れに関する政府全体の検討に積極的に参画することとしているところ、「第 7 次出入国管理政策懇談会」その他政府における議論の基礎資料として活用するため、諸外国における外国人の受入れに関する制度について調査・研究する必要がある。このような目的から、本年度、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティングに委託し、本調査研究を行うこととした。

2. 調査の概要

(1) 調査の実施時期

平成 28 年 12 月 22 日～平成 29 年 3 月 28 日

(2) 調査対象

英国、ドイツ、フランス、米国、韓国、台湾、シンガポール

(3) 主な調査内容

下記項目について、「ア 外国人受入れに係る現在の法制度及び現況」を中心に、調査期間内に可能な限りの把握に努めた。

ア 外国人受入れに係る現在の法制度及び現況

(ア) 関連統計

当該国・地域が受け入れている外国人及び外国人労働者について、国籍、性別、年齢、職種、滞在資格等別の数、総人口に占める外国人及び外国人労働者の割合・推移等の各種統計

(イ) 関係法令

外国人受入れに係る出入国管理関係法令、労働関係法令、社会保障関係法令、教育関係法令、刑法等

(ウ) 関係機関

外国人の受入れに関わる機関（政府機関、地方公共団体、民間機関等）及びその役割。
なお、受入後の管理体制に関わる機関の調査を含む（受け入れた外国人がどのような受入機関（企業、団体、学校等）に所属し、どのような機関の下で、どのような管理監督体制が構築されているのか等についての詳細）。

(エ) 受け入れる外国人のカテゴリー

滞在資格（入国当初から無期限の在留を認めるカテゴリーを含む。以下同じ。）の種類、滞在資格ごとの滞在期間及び家族の帯同の可否等。

(オ) 外国人受入れに係る基準等

(a) 滞在資格ごとの許可基準

(b) 労働市場テスト、受入れ人数枠、ローテーション制度、転職の制限、外国人の滞在状況の管理・報告制度（受入れ後の状況に変更等が生じた際の把握方法を含む。）等の有無及び詳細

(c) 永住・帰化の可否及び基準（永住許可を得るために必要な在留年数及び要件の詳細並びに永住の権利を喪失することなく海外に滞在できる期間及びその手続を含む。）

(カ) 審査手続

入国・滞在に係る審査手続（各種申請における窓口出頭義務及び電子申請制度の有無及び詳細を含む。）

(キ) 外国人に課された義務等

以下の事項について、永住権を有する者とその他の者とで差がある場合には、その相違を含めて調査する。

(a) 個人識別情報の提供、外国人登録、身分証の携帯・提示、当局への各種申告等の要否及び詳細

(b) 権利の制限（移動の自由（出国の自由等）等）

(c) 在留資格取消し及び退去強制に係る基準の詳細

(d) 社会保障（生活保護受給等の可否）、参政権等

(ク) 受け入れている外国人本人及び家族等の登録事項に係る公証制度の有無及び詳細

イ 外国人受入れに係る政策等

(ア) 受入政策の基本方針及びその変遷（第二次世界大戦以降の政府基本方針・制度の変遷及びその背景的事情等）

(イ) 受入政策の検討・決定方法等

関係行政機関による会議、有識者による審議会等、経済界等から意見聴取の仕組み、パブリックコメント制度の活用の有無、外国政府との協議及び二国間協定等の有無等（特定の分野に限定して受入れを図っている場合は当該分野の決定方法を含む。）

- (ウ) 政府内関係機関間の連携（受入れ制度検討・施策運用の役割分担等）
- (エ) 政府・地方自治体間の連携（役割分担，連携体制，財政的負担等）
- (オ) 外国人住民との共生のために講じている施策（外国人住民が対象となり得る行政サービス等を含む。）

ウ 外国人受入れに係る背景・影響等の情報

- (ア) 現在の外国人受入れ制度が形成された歴史的・社会的背景
- (イ) 外国人受入れに伴う経済的影響（自国民雇用情勢への影響，産業構造に対する影響を含む。）
- (ウ) 外国人受入れに伴う社会的影響（教育，社会保障制度及び治安に対する影響を含む。）
- (エ) 欧州諸国への移民・難民流入及びテロ事案の頻発等，最近の各国（地域）の社会・治安情勢の変化を受けての外国人受入れに対する影響
- (オ) 外国人受入れに対する国民感情，世論等
- (カ) その他受入れに伴う諸問題及びその対応策（不法滞在者等の強制送還に係る問題，テロ対策との関係等）

(4) 調査方法

調査方法は、主として文献調査（調査対象国・地域等の政府公表情報および国際機関の公開情報のほか、公開情報として入手可能な研究論文、新聞記事等を含む。）によっている。

また、台湾については、現地調査（インタビュー調査）を行った。

<台湾現地調査について>

○実施時期：平成 29 年 3 月 9 日～10 日

○訪問先

- ・内政部移民署（国際及執法事務組）
- ・労働部 労働力発展署（跨國労働力管理組）
- ・經濟部投資業務處
- ・外交部領事事務局

(5) 調査実施体制

本調査は下記 5 名が担当した。

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 政策研究事業本部

平田 薫 経済政策部 主任研究員 (英国)

国松 麻季 経済政策部 主任研究員 (米国、フランス)

南田あゆみ 研究開発部 (名古屋) 主任研究員 (台湾)

加藤 真 経済政策部 研究員 (ドイツ、韓国)

北澤 興平 研究開発部 (名古屋) 研究員 (フランス、シンガポール)

調査結果概要

調査結果のポイントを「1. 概要表」「2. 外国人比率」の表にまとめている。

1. 概要表 (英国、ドイツ、フランス、米国) ※項目欄の()内の番号は目次に対応

項目	英国	ドイツ	フランス	米国
外国人受入れの基本方針 (各章 2 (1))	<ul style="list-style-type: none"> EU加盟国としてEU市民の出入国や就労が基本的に自由であり、歴史的にも旧植民地を含む英連邦諸国の人々に市民権(居住・就労権)を与えてきた。 EU市民以外の移民流入を抑制しつつ、優秀な外国人人材については積極的に受け入れ。 入国管理上、EU市民の移動や就労は自由とする一方、非EU市民の6カ月以上の滞在や就労目的の滞在は、査証や入国許可証で規制をかけている。 ただし、EU市民の流入急増がEU離脱の一因になったとの見方がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 移民の受け入れ国というイメージが定着しているが、移民受け入れ国として自認し、受け入れ態勢を整え始めたのは、ここ10〜15年程度の間である。 1998年に中道左派のシュレダー政権が樹立したことが転機となり、改正国籍法(2000年)や移民法(2005年)、滞在法(2005年)が成立・施行された。 ここで実行された移民政策の重点が、「国外から高技能人材を積極的に呼び込むこと」と、「長くドイツに居住している移民をドイツ社会によりよく適合させること」の二つであり、基本方針は現在も継続している。 	<ul style="list-style-type: none"> 「選択的移民」という外国人受入れ方針を採用している。フランスの経済・社会発展に貢献度が高い高技能外国労働者について積極的に受け入れる一方、家族呼び寄せ等による入国については規制強化、審査厳格化の方向である。 一方で、現実には経済的移民の割合が少なく、結婚・家族呼び寄せ・人道的理由などの移民割合が多いことがフランスの課題・特徴である。 	<ul style="list-style-type: none"> 永住を寄与される「移民」と期間付きで入国・滞在を許可される「非移民」に大別される外国人受入れを実施。 移民・非移民のいずれにも区分により数量割当制を導入。 非移民は高度技能人材等の受入れを優先 経済・財政への影響から外国人労働者の受入れに対して一定の制限が設けられている。 安全保障上の理由や非合法移民の急増を受け、出入国管理や移民制度について議論がある。
外国人の定義 (1 (1))	<ul style="list-style-type: none"> 英国では、「外国人」「移民」の定義や基準が、時代により、また法や慣行の変化に伴って頻繁に変更されてきた。 移民規制の流れの中で、1981年英国国籍法制定後は、英本土生まれであっても、自動的に市民権が付与されるのは、両親のいずれもが本土生まれの英国籍者または定住者である場合に限定。 統計上では、外国人人口をストックで捉える際は「外国生まれ人口」、流出入(フロー)に着目する際は国連が提案する「長期移民(LTIM)」を採用。 	<ul style="list-style-type: none"> ドイツにおける「外国人」は、EU加盟国の国籍を持つ外国人(EU市民)と、それ以外の国籍の外国人(第三国籍者)に大別。 また、ドイツ連邦統計局では、2005年までドイツ国籍者と外国人とを区別することが通例とされていたが、ドイツ社会の現実を的確に把握するために当該区分では不適切という判断から、「移民の背景を持つ」か、「持たない」か、という区分が採用されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 「外国人」「移民」および「外国出身者」についてフランス特有の定義となっている。 フランス国民は、①フランス生まれのフランス人、②外国でフランス人として生まれ現在フランスに居住する者および③フランス国籍を新規取得した移民から成る。「外国人」は④フランス国籍を取得していない移民および⑤フランス生まれの外国人から成る。「移民」は③と④、「外国出身者」は②、③および④を指す。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民権(国籍)保有者以外が外国人とみなされる。 米国に存在する外国人には、永住権を持つ移民、非移民および非合法外国人に大別される。 移民を中心として建国された歴史を持つ国であり、外国出身であってもアメリカ市民権(アメリカ国籍)を取得すれば外国人ではなくなる。
国籍	父母両系血統主義だが条件付きで生地主義	父母両系血統主義だが条件付きで生地主義	父母両系血統主義だが条件付きで生地主義	父母両系血統主義だが条件付きで生地主義
滞在資格のカテゴリー (1 (2))	<ul style="list-style-type: none"> 【就労可能な滞在資格】 ポイント制によるもの Tier1(高度技術者：例外的才能、投資家、起業家、学卒起業家) Tier2(専門技術者：一般、企業内転勤、宗教家、スポーツ選手等) Tier5(他の短期労働者、政府交換制度、若者交流プログラム等) ※Tier3(未熟練労働者)は一度も使われていない ※Tier4は学生 ポイント制によらないもの トルコ人ビジネスマン用就労ビザ、英国系譜ビザ(英連邦市民のうち祖父母が英国生まれの場合)等 【その他の滞在資格】 訪問(短期滞在)、学生(短期滞在)の学生とTier5)家族等 	<ul style="list-style-type: none"> 【就労可能な滞在資格】 外国人がドイツへの入国及び滞在をするために滞在資格が必要となる(滞在法第4条)。滞在資格は、1)ビザ、2)滞在許可、3)EUブルーカード、4)定住許可、5)EU長期滞在許可の5つに分かれる。 このうち就労可能な滞在資格は、2)滞在許可のほかで職業活動と分類される活動(EUブルーカードを含む)及び、就労令で定められる職業資格を要しない活動が該当する。 【その他の滞在資格】 その他、2)滞在許可は、教育に関わる滞在許可(留学等)や、国際法上、人道上又は政治的理由に基づく滞在(庇護権認定等)がある。 永住にあたる、4)定住許可、5)EU長期滞在許可もあり、ドイツ語の十分な知識や社会保険料の納付等が条件となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 【就労可能な滞在資格】 外国人がフランスへ入国及び長期滞在をするために入国査証に加えて、滞在許可証が必要となる。 就労可能な滞在許可証は主に「臨時滞在許可証(CST)」、「滞在許可証に相当する長期滞在査証(VLS-TS)」のどちらかに大別され、それがさらに詳細に区分される。 「滞在許可証に相当する長期滞在査証(VLS-TS)」は1)フランス人配偶者、2)給与所得者、3)学生、4)訪問滞在者、5)研修生、6)家族呼び寄せ、7)才能パスポート、8)サラリエ・デタッシュ ICT、9)研修生 ICT、10)起業家等に大別される。 2016年末に「才能パスポート」を中心とした新たな査証制度が誕生した。『能力と才能』滞在許可証は、今後『才能パスポート』査証に集約されていく。 「10年有効の滞在許可証/10年カード」はEC域外者、域内者のいずれも労働許可を受けなくても就労できる。 いわゆる高度人材は全て「才能パスポート」もしくは「サラリエ・デタッシュ ICT」の中に包括されるようになっている。EUブルーカードや起業家も才能パスポートに含まれている。 【その他の滞在資格】 人権大国であるフランスでは、実際には経済的目的・労働者以外の割合が非常に高い。政府は就労する意図のある高度人材受入れの拡大を目指している。 	<ul style="list-style-type: none"> 【就労可能な滞在資格】 就労移民ビザのうち「雇用関係移民ビザ」は以下のとおり。E1(卓越技能労働者)、E2(知的労働者)、E3(専門職、熟練・非熟練労働者)、E4(特別移民)、E5(投資家) 上記以外の移民ビザでも就労は可能である。 就労可能な非移民ビザは次のとおり。 H-1B(特殊技能職) H-1B1(自由貿易協定専門家ビザ) H-2A(季節農業労働者) H-2Bビザ(熟練・非熟練労働者) H-3(研修生)報酬を得ることができ、実践的作業も可 L-1(企業内転勤者) P(芸術家、芸能人) 【その他の滞在資格】 B-2(観光)、C(通過)、H-4(短期就労ビザ保有者の家族)等
外国人受入れに係る基準等 (二国間協定の有無を含む) (1 (6))	<ul style="list-style-type: none"> 【労働市場テストの有無(人数枠有無)】 Tier2についてあり(人数枠があるものも有)。 ただし、Migration Advisory Committee(MAC)が作成する「労働力不足職種リスト」掲載職種等について免除。 【ローテーション制度の有無(人数枠有無)】(確認できず) 【転職の制限の有無】 Tier1(例外的才能)等、届けなしで転職可能なカテゴリーも有。 【外国人の滞在状況の管理・報告制度の有無】 	<ul style="list-style-type: none"> 【労働市場テストの有無(人数枠有無)】 有り。外国人がフランスで就労するのはとても困難。ただし、二国間協定と「人材確保の困難な職種リスト」により、外国人労働者が滞在・就労しやすい職業が存在する。 【ローテーション制度の有無(人数枠有無)】(確認できず) 【転職の制限の有無】 基本的には無し。(ただし、そもそも失業率が高いので、転職は容易ではない。) 	<ul style="list-style-type: none"> 【労働市場テストの有無(人数枠有無)】 労働市場テストあり。一時就労者の雇用に際し国内に代替する労働力がないことの証明が必要。 人数枠あり。移民について、一部家族関係者、民族多様化、協業に基づく区分で人数枠あり。非移民についても、一時就労者等に人数枠あり。 【ローテーション制度の有無(人数枠有無)】(確認できず) 【転職の制限の有無】 非移民ビザの区分の変更を伴う転職の場合には申請のうち 	<ul style="list-style-type: none"> 【労働市場テストの有無(人数枠有無)】 労働市場テストの有無(人数枠有無) 労働市場テストあり。一時就労者の雇用に際し国内に代替する労働力がないことの証明が必要。 人数枠あり。移民について、一部家族関係者、民族多様化、協業に基づく区分で人数枠あり。非移民についても、一時就労者等に人数枠あり。 【ローテーション制度の有無(人数枠有無)】(確認できず) 【転職の制限の有無】 非移民ビザの区分の変更を伴う転職の場合には申請のうち

項目	英国	ドイツ	フランス	米国
	<p>・外国人登録 (Registration with Police) はあるが免除国/地域があり網羅的ではない。また、2015年5月31日以降、日本を含む非EU市民の6カ月以上の滞在や永住に滞在許可証 (居住許可証とも)「バイオメトリックレジデンスパーミット (BRP)」の発行を行うようになった。</p>	<p>【ローテーション制度の有無 (人数枠有無)】 (確認できず)</p> <p>【転職の制限の有無】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職業活動の滞在許可で在留する外国人労働者における職場移動の自由は認められるが、特に滞在法18条で定め「就労」、「有資格の国外退去強制予者の就労」、19条の「高度な資格を有する者 (定住許可)」は、具体的な職場の提供が存在する場合に限り付与される。 <p>【外国人の滞在状況の管理・報告制度の有無】 (確認できず)</p> <p>【受け入れ枠に係る二国間協定等 (有無、相手国、概要)】 (外国人労働者については確認できず)</p>	<p>【外国人の滞在状況の管理・報告制度の有無】 (確認できず)</p> <p>【受け入れ枠に係る二国間協定等 (有無、相手国、概要)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有り。現在協定締結国は15か国あり、協定内容は国により異なる。 ・15か国：ベナン、ブルキナファソ、カーボベルデ、コンゴ、ガボン、モーリシャス、モンテネグロ、ロシア、セネガル、セルビア、チュニジア、カメルーン、グルジア、レバノン、マケドニア ・また、若手専門家の交流に関する協定 (un accord portant uniquement sur les échanges de jeunes) をアルゼンチン、カナダ、アメリカ、モロッコ、モンテネグロ、ニュージーランド、セルビアと締結している。 	<p>え変更すれば新規ビザの取得は不要。</p> <p>【外国人の滞在状況の管理・報告制度の有無】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・永住権保有者は出国に制限が付されている。
	<p>【受け入れ枠に係る二国間協定等 (有無、相手国、概要)】 (確認できず)</p>	<p>【永住資格の取得要件】 Settlement</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カテゴリー毎に基準あり。 ・Tier1 (投資家) …投資額により2、3年 ・Tier1 (起業家) …ビジネスにより3～5年 ・Tier1 (例外的才能) …5年 ・Tier2 (一般、スポーツ選手、宗教家) …5年 ・Tier2 (企業内異動) …長期スタッフで5年 ・長期滞在 (Tier4 及び様々なビザを所持し続け、合法連続居留期間が長い場合) …10年 ・長期不法滞在 …20年 ・リタイアメントビザ …査証がおり次第 ・扶養家族 (子供・成人親族) …査証がおり次第 <p>【永住資格の取り消し基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2年以上英国を離れていた、主な居住地在英国外の場合 (永住権を剥奪される場合あり) ・2年以上英国を離れていた場合、理由と状況によっては「Uターン定住者 (Returning resident)」として再入国し永住することが可能。 ・犯罪等 	<p>【永住資格の取得要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「10年有効の滞在許可証/10年カード」(10年更新) が実質的な永住権に相当する。 ・VLS-TS や CST の保持により、フランスに連続して最低5年以上滞在したことを証明できる者が申請可能。 <p>【永住資格の取り消し基準】</p> <p>(確認できず)</p> <p>【永住資格のオンライン申請の可否】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不可 	<p>【永住資格の取得要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カテゴリー毎に基準あり。 E1: 卓越技能労働者 (①科学、芸術、教育、ビジネス、スポーツの分野において卓越した能力を有する者、②国際的に認知された教育、研究において少なくとも3年以上の経験を有し大学等で無期雇用が保証、または③直近3年間のうち少なくとも1年米国企業の支社等に供されていた多国籍企業のマネージャーまたは上級社員) E2: 知的労働者 (① 学士を有し最低5年の職歴、または②科学、芸術またはビジネスの分野において突出した能力) E3: 熟練労働者、専門職および非熟練労働者 (①少なくとも2年以上の職業経験を持つ熟練労働者、②少なくとも米国内における学士等を必要とする専門職、または、③米国内では確保できない職種において2年未満の職業経験を持つ非熟練労働者) E4: 特別移民 (国際報道関係者、宗教関係者等19のサブカテゴリー) E5: 投資家 (米国に50～100万米ドルを投資し、2年以内に10名以上の新規雇用を創出) <p>【永住資格の取り消し基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1年以上の米国外滞在等
	<p>【市民権 (国籍) の取得要件】 British citizenship</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録による市民権 ・(18歳以上) 英国籍を持ち住人条件を満たした場合申請可、(18歳以下) いずれかの親が英国籍を持ち条件を満たした場合申請可。 ・帰化による市民権 ・18歳以上で以下の条件を満たす場合に申請可能：申請時までに5年続けて英国に滞在・1年に90日以上英国を離れていない・合計450日以上英国を離れていない・少なくとも申請前の1年間は永住権を所持。 ・申請者について内務省は拒否権あり (治安を乱すと判断)。 	<p>【永住資格の取得要件】 (主な要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5年前から滞在許可を保有していること。 ・生計が確保されていること。 ・法定年金保険に強制保険料若しくは任意保険料を60カ月以上納付し、又はは保険・援護機関若しくは保険会社が行うこれに相当する給付に対する請求権のための拠出を証明すること。ただし、この場合において、育児又は在宅介護を理由とする離職期間は、相応に算入する。 ・従前の滞在期間及び連邦領域におけるつながりの存在を考慮した上で、公共の安全秩序への侵害の重大性及び様様又は外国人から生じる危険に鑑みて、公共の安全秩序を脅かす理由がないこと。 ・被用者にあつては、就労を許可されていること。 ・職業活動に継続的に従事するために必要なその他の許可を保有していること。 ・ドイツ語の十分な知識を有していること。 ・連邦領域における法的秩序、社会秩序及び生活事情の基本的知識を有していること。 ・十分な居住空間を自己及び同居する家族構成員のために有していること。 <p>【永住資格の取り消し基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則6カ月以上ドイツを離れると失効。例外措置あり。 	<p>【市民権 (国籍) の取得要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手続きありの国籍取得 ・政令による国籍取得 <ul style="list-style-type: none"> ・帰化申請 (51.8%) ・国籍回復申請 (2.4%) ・宣言による国籍取得 ・未成年及び未成年の親による宣言 (21.3%) ・結婚による宣言 (22.0%) ・その他宣言 (1.0%) ・手続きなしの国籍取得 (1.5%) 	<p>【市民権 (国籍) の取得要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・永住権取得後5年 (米国民との結婚後3年) ・継続的な米国での居住 ・軽犯罪以上の犯罪歴がない ・面接による米国の政治、歴史に関するテスト ・18歳以上 ・居住者として所得税を申告支払い
	<p>【市民権 (国籍) の取得要件】 British citizenship</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録による市民権 ・(18歳以上) 英国籍を持ち住人条件を満たした場合申請可、(18歳以下) いずれかの親が英国籍を持ち条件を満たした場合申請可。 ・帰化による市民権 ・18歳以上で以下の条件を満たす場合に申請可能：申請時までに5年続けて英国に滞在・1年に90日以上英国を離れていない・合計450日以上英国を離れていない・少なくとも申請前の1年間は永住権を所持。 ・申請者について内務省は拒否権あり (治安を乱すと判断)。 	<p>【永住資格の取得要件】 (主な要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5年前から滞在許可を保有していること。 ・生計が確保されていること。 ・法定年金保険に強制保険料若しくは任意保険料を60カ月以上納付し、又はは保険・援護機関若しくは保険会社が行うこれに相当する給付に対する請求権のための拠出を証明すること。ただし、この場合において、育児又は在宅介護を理由とする離職期間は、相応に算入する。 ・従前の滞在期間及び連邦領域におけるつながりの存在を考慮した上で、公共の安全秩序への侵害の重大性及び様様又は外国人から生じる危険に鑑みて、公共の安全秩序を脅かす理由がないこと。 ・被用者にあつては、就労を許可されていること。 ・職業活動に継続的に従事するために必要なその他の許可を保有していること。 ・ドイツ語の十分な知識を有していること。 ・連邦領域における法的秩序、社会秩序及び生活事情の基本的知識を有していること。 ・十分な居住空間を自己及び同居する家族構成員のために有していること。 <p>【永住資格の取り消し基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則6カ月以上ドイツを離れると失効。例外措置あり。 	<p>【市民権 (国籍) の取得要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手続きありの国籍取得 ・政令による国籍取得 <ul style="list-style-type: none"> ・帰化申請 (51.8%) ・国籍回復申請 (2.4%) ・宣言による国籍取得 ・未成年及び未成年の親による宣言 (21.3%) ・結婚による宣言 (22.0%) ・その他宣言 (1.0%) ・手続きなしの国籍取得 (1.5%) 	<p>【市民権 (国籍) の取得要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・永住権取得後5年 (米国民との結婚後3年) ・継続的な米国での居住 ・軽犯罪以上の犯罪歴がない ・面接による米国の政治、歴史に関するテスト ・18歳以上 ・居住者として所得税を申告支払い

項目	英国	ドイツ	フランス	米国
入国・滞在審査手続 (電子申請有無・できる範囲を含む) (1 (7))	<p>【電子申請の有無】</p> <ul style="list-style-type: none"> あり (ただし電子申請だけで完結しない) <p>【電子申請のできること】</p> <ul style="list-style-type: none"> 査証申請フォームへの入力・保存 (入力後に要印刷) 査証申請料の支払い (オンライン決済のみ) 査証申請センターへの来館予約 <p>【電子申請のできないこと (窓口出頭)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 添付書類の提出 (申請センターでスキャンし提出) ビザ申請センターでの手続き 	<p>【電子申請の有無】</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本的に事前予約や入力フォームのダウンロード等オンラインで行い、申請は各自治体に設置された外国人局窓口に向く必要がある。 <p>【電子申請のできること】</p> <ul style="list-style-type: none"> 無し。 <p>【電子申請のできないこと (窓口出頭)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民登録等、必要な手続全般。 	<p>【電子申請の有無】</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本的には、入国前は在外大使館、入国後は各種行政機関を訪問する必要がある。事前予約のみオンラインで行う必要がある。かなり煩雑・非効率との指摘がある。 <p>【電子申請のできること】</p> <ul style="list-style-type: none"> (電子申請を確認できない) 在外大使館の来館予約 <p>【電子申請のできないこと (窓口出頭)】</p>	<p>【電子申請の有無】</p> <ul style="list-style-type: none"> あり <p>【電子申請のできること】 (複数のシステムが存在)</p> <ul style="list-style-type: none"> 非移民ビザ申請 オンラインでの申請後の状況確認 米国雇用主が提出する外国人労働許可と、当該労働者の雇用資格確認記録との比較 学生交換留学に際しての米国側学校の入学許可証取得 諸費用の支払い 永住資格のオンライン申請 (以下の場合) <ul style="list-style-type: none"> ・ 婚約ビザ (K-1) に限ってオンライン申請可能 (オンラインでの申請後の状況確認のサービスあり。また、永住権カード更新の申請や費用支払いのオンラインサービスあり。) <p>【電子申請のできないこと (窓口出頭)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ビザ受取
外国人に課された義務等 (1 (8))	<p>【個人識別情報の提供、外国人登録、身分証携帯等の要否】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1998年5月の法改正までは、6カ月以上滞在する場合は、渡英後に警察に申請し、パスポートを添えて外国人登録をし、外国人登録証 (通称グリーンカード) を取得する必要があるが、法改正により、現在、日本人は原則外国人登録制度の対象外。 一方、2015年5月31日以降、日本を含む非EU市民の6ヶ月以上の滞在に対し、生体認証情報を含む滞在許可証「バイオメトリックレジデンスパーミット (BRPs)」が発行されることになった。 EUで導入促進されている「居住許可カード (Residence Permit Card)」にあたるが、英国では主に就労査証や学生査証、ワーキングホリデーの滞在延長申請時に発給。入国後10日以内に郵便局で受領することが必要。 英国滞在中、外国人が旅券 (パスポート) や BRPs を常時携帯する義務はない。 <p>【権利の制限 (移動の自由等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 非EU市民は、必要ない滞在資格を保有していない又は保有しなくなった場合は出国しなければならない。 <p>【社会保障(生活保護受給等の可否)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 非EU市民が6カ月以上滞在する場合は、移民医療付加金 (Immigration Healthcare Surcharge) の支払いが必要。これにより国民健康保険 (NHS) のサービスを受ける資格が得られる。 非EU市民は、永住権の取得が低所得層向け給付制度の適用の条件。 <p>【参政権の有無】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国政参政権 (選挙権・被選挙権とも) は、英連邦市民及びアイルランド国民のみに認められる。 地方参政権 (選挙権・被選挙権とも) は、英連邦市民及びアイルランド国民及びEU市民に認める。 <p>【在留資格取り消し・強制退去の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 強制退去 <ul style="list-style-type: none"> ・ 追放が公益に資すると国務長官がみなす場合 ・ 追放を命じられた者の配偶者または18歳未満の子 ・ 裁判所は、17歳以上の者が投獄されて罰せられる罪で有罪判決を受けた場合、強制送還を勧告する。 	<p>【個人識別情報の提供、外国人登録、身分証携帯等の要否】</p> <ul style="list-style-type: none"> 90日を超えて長期滞在する場合、到着後速やかに滞在先管轄の外国人局で滞在許可証を申請しなければならぬ。 2011年9月より、EU市民以外の第三国国籍出身の外国人向けに、EU共通標準化した、クレジットカード形式の電子滞在許可証 (eATカード) の発行が開始。 <p>【権利の制限 (移動の自由等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> EU市民の場合は、シェンゲン協定に基づき移動の自由が認められる。 外国人の場合は、必要な滞在資格を保有していない又は保有しなくなった場合、及び欧州経済共同体・トルコ連合協定による滞在の権利が存在しない又は存在しなくなった場合は出国しなければならない。 <p>【社会保障(生活保護受給等の可否)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童手当、児童加算、社会扶助、公的年金等のサービスを受受可能 <p>【参政権の有無】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国政参政権は外国人、EU市民ともに不可。地方参政権は、EU市民のみ相互主義の下、認めている。 	<p>【個人識別情報の提供、外国人登録、身分証携帯等の要否】</p> <ul style="list-style-type: none"> 家族呼び寄せの際の鑑定に DNA が用いられることになっているものの、永住または滞在に際してこうした情報の提供を義務付けているという情報はない。 <p>【権利の制限 (移動の自由等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> フランスに通知することなく出国することができる。 <p>【社会保障 (生活保護受給等の可否)】</p> <ul style="list-style-type: none"> フランスの社会保障制度は、原則としてフランス人と外国人の合法滞在者を区別しない。 <p>【参政権の有無】</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人には参政権は認められていない。但し、EU加盟国出身者には、EU市民権が付与されている。 選挙権への参加が認められていない非EU諸国出身外国人に対し、地域社会での政治参加を確保し、地方政治への外国人参政権を働かせるために「外国人議会」が設置されている。 	<p>【個人識別情報の提供、外国人登録、身分証携帯等の要否】</p> <ul style="list-style-type: none"> 永住権保有者証明の常時携帯を義務付け 永住権保有者のみ登録 永住権保有者に関しては永住カードに十指押捺のうえカードに一指印刷 <p>【権利の制限 (移動の自由等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 永住権保有者は出国に制限あり。国内移動は自由だが居住地移動の際には報告を義務付け <p>【社会保障(生活保護受給等の可否)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公的年金制度である退職・遺族・障害保険制度は、外国人の一般被用者も強制加入の対象 不法滞在者は社会保障給付の受領資格、高等教育機関進学時の保護等を喪失 市民権・永住権申請中の合法滞在者が社会保障給付を受けた場合にはその保証人が給付額を政府に返還 <p>【参政権の有無】</p> <ul style="list-style-type: none"> 米国市民以外 (永住権保有者を含む) に参政権はない

項目	英国	ドイツ	フランス	米国
本人及び家族等の登録事項に係る公証制度の有無 (1 (9))	<p>【公証制度の有無】</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人登録 (Registration with Police) (日本等は免除) 6ヶ月以上滞在の非EU市民に対し発行される、生体認証情報を含む滞在許可証「バイオメトリックレジデンシバームィット (BRPs)」。 	<p>配偶者の定住許可は、外国人局へ必要書類を揃え申請を行い、証明証が発行されれば失効することはない。</p> <p>【公証制度の有無】</p> <ul style="list-style-type: none"> 電子滞在許可証 (eAT カード) がある。生体認証データ、付帯条件、個人情報が発行される、生体認証チップには、電子身分証も内蔵されており、法的効力を有する電子署名としても使用できるようになっている。 	<p>【公証制度の有無】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公証制度が関与する法分野は広いが、大きくは「家族・不動産取引・抵当金融」である。「フランス公証人」(Notaries.fr) の公式サイトは「夫婦・家族」「寄附および相続」「税制制度」「住居」「ビジネス」「地域社会」に大別してサービスの内容を示しているが、外国人本人及び家族等の登録事項に関する公証制度はない。 但し、国際結婚や国際的な養子縁組 (養子が外国人) について、公証制度が利用可能である。例えば、国際結婚に関しては、公証人による結婚の準拠法の選択にあたっての助言が可能であるとしている。 	<p>【公証制度の有無】</p> <ul style="list-style-type: none"> 永住者のみを対象として在留管理。管理登録者は永住カードに十指押捺。
外国人住民との共生のために講じている施策 (外国人住民が対象となり得る行政サービス等を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> 国の助成に依存しないことを条件に、エントリークリアランスや在留資格を認めている。 社会保障目当ての移民 (社会保障ツーリズム) を防ぐため、対象者の絞り込みを行ってきた。 一方、住民を対象とする一般的な行政サービスは外国人も対象となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 移民の背景を持つ人々向けの「統合講習」を実施。滞在法内にも規定され、受講の権利・義務が発生する。 「ドイツ語教育」と「市民教育 (オリエンテーション講習)」に分かれる。「統合」実現のために、重視されているのは、ドイツ語能力、自由と民主主義といったドイツの価値観の尊重、ドイツの歴史や選挙制度などに対する理解、信教の自由の尊重などである。また、ドイツ語講習に加え、住まい探し、子どもたちの学校の手続き、医療機関の斡旋なども含めた、外国人及び移民の背景を持つ人々のための支援態勢が強化されてきている。 	<ul style="list-style-type: none"> 「受入統合契約 (contrats d'accueil et d'intégration, CAI)」国と移民との間で結ばれる契約。入国者が社会に参入、溶け込むために必要な知識とフランス語能力を身につけることを目的とし、国家が移民に対して研修を実施し、移民はこれを修めるという内容。 フランス語ができない外国人が長期滞在を希望する場合には、社会への円滑な統合のためフランス語講習への参加・習得が要求される。講習料は無料。 	<ul style="list-style-type: none"> 連邦レベルでの社会保障番号制度、州・地方・コミュニティレベルでの教育・研修の機会等のプログラムがある。 外国人労働者については1雇用主処罰制度、就労資格書類確認制度、移民関連不当雇用行為制度といった社会的統合のための制度が設けられている。
外国人受入れに係る影響等の情報 (3)	<ul style="list-style-type: none"> 近年まで外国人 (移民) 受け入れは、経済的、社会的にマイナスではないとのレポートも出されていたが、2014年1月1日よりEU加盟後7年間英国での就労が制限されたこと等から、移民が急増してからは、社会的影響や雇用への影響を訴える世論が高まり、それが一つの理由となって、EU離脱についての国民投票 (2016年6月23日) に実施に至ったと言われる。 	<ul style="list-style-type: none"> 近年、シリアを中心とする難民が大挙し、国内では問題化。2016年12月には首都ベルリンで、テロが発生した。 政府与党「キリスト教民主同盟」が、2017年1月に発表した政策綱領では、ドイツ社会への統合の意志がない難民に支援金の減額や国外退去などの罰則を科すこと、国境沿いに難民や移民の管理センターを設置し、明らかに難民として認められない人を速やかに本国に送還することなどが盛り込まれた。 一方、ドイツ連邦統計局が2017年1月に発表した2016年の実質国内総生産の伸び率が前年比1.9%であったことについて、統計局は「多数の難民の流入による寄与も大きい」とコメントしている。 	<ul style="list-style-type: none"> フランス国内の失業率は、フランス国籍者と外国人で2倍以上の差がある。(2015年時点) 移民人口は、フランス国内において偏在しており、特にパリを内包するイル＝ド＝フランス地域圏における移民割合が18・5%と、全国平均の9.0%に対して、際立って高い。(2013年時点) 2016年の難民申請者数は85,244人 (暫定値) で、うち26,351人 (暫定値) が難民資格認定された。 	<ul style="list-style-type: none"> 2001年9月の同時多発テロ後、外国人受入れ制度の厳格化等の影響で労働者や留学生など外国人受入の人数が減少。 不法・合法を問わず外国人滞在者に対する社会保障がアメリカの大きな財政負担となっていると分析結果がある。

1. 概要表（韓国、台湾、シンガポール）

	韓国	台湾	シンガポール
外国人受入れの基本方針 (各章 2 (1))	<ul style="list-style-type: none"> 1980年代前半頃まで、韓国は労働力の送り出し国であったが、1980年代後半以降、外国人労働力の受入れを本格化させた。 高度人材の積極的な受入れ方針を示しており、2000年代初期から、ゴールドカード制度、サイエンスカード制度、ポイントシステムなどの制度を運用。 一方、非熟練外国人労働者についても、2004年に雇用許可制を開始し、在留資格を与えて、正面からの受入れを行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 台湾国民の就労権を保障するため、国民の就業機会、労働条件、国民経済の発展及び社会の安全を妨げない限りにおいて、外国人労働者を受け入れる。 若者を中心とした「3K業種」離れを背景として、台湾で人材が不足している、台湾人労働者が就きたがらない仕事に限り、補充するための受入れを行っている。 単純労働者は、二国間協定を締結している国からの受け入れとなる。 高度人材についても積極的に改善している。 	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針は、経済成長に必要な人材の受入れ。 本当にシンガポールが必要となる人材には、市民権・永住権を付与する一方で、それ以外の外国人労働者「非居住者」については期間付き、もしくは勤労継続し続ける限りという条件で受け入れられている。「非居住者」は収入がなくならずと査証を更新できなくなるので、退職後の星国滞在は不可能。 高度人材、中度人材、非熟練労働者の全てを受け入れており、総労働者数に占める外国人労働者の割合が約38%ある。その中でも非熟練労働者が約28%を占める。
外国人の定義 (1 (1))	<ul style="list-style-type: none"> 出入国管理法第1章第2条で、「1.『国民』とは、大韓民国の国民をいう。」「2.『外国人』とは、大韓民国の国籍を有しない者をいう」という定義が示されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 入出国及移民法第1章第3条で、「1.『国民』とは、台湾地域に住み、居留所に登録された恒久居住地を有する者」と定義されている。同法において、外国人、移民についての定義はされていない。国籍法、就業服務法においても定義はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 永住権は5年毎に更新かつ国籍は他国籍なので、実質「永住」ではなく、国民と外国人の中間のような立ち位置である。しかし、星国統計では（外国人割合を少しでも少なく見せるためにも）永住権保有者は外国人から除外される。 したがって、外国人とは市民権・永住権以外の査証で星国に滞在する全ての外国人を指す。 積極的に有能な外国人を新国民として受け入れており、市民権（国籍）を取得すれば外国人ではなくなる。
国籍	父母両系血統主義	父母両系血統主義	父母両系血統主義
滞在資格のカテゴリー (1 (2))	<ul style="list-style-type: none"> 出入国管理法第10条に基づき、外国人への在留資格を付与しており、現在全部で36資格、A系統からH系統までである。 【就労可能な滞在資格】 主に、E系統が就業資格にあたり、E-1（教授）からE-7（特定活動）が専門、E-9（非専門就業）、E-10（船員就業）が非専門に分類される。 C系統（短期就業等）、D系統（文化芸術、宗教、取材等）でも就労可能。 雇用許可制は、主にE-9（非専門就業）と、H-2（訪問就業）で運用される。 【その他の滞在資格】 A系統（外交、公務等）、B系統（査証免除、観光・通過）、F系統（居住、永住等）がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 【就労可能な滞在資格】 主なる長期就労査証は、管理・専門職種対象労働査証（E Pass）、中技能労働者対象労働査証（S Pass）、労働許可（WP）の3種類に大別される。 その他就労査証として、起業家査証（Entre Pass）、個人雇用許可書（PEP：Personalised Employment Pass）、研修雇用許可書（Training Employment Pass）、ワークホリデイ許可書（Work Holiday Programme）、職業訓練許可書（Training Work Permit）がある。 【その他の滞在資格】 帯回許可証（DP: Dependant's Pass）及び長期滞在査証（LTVP：Long Term Visit Pass）（但し、手続を経て就労可能）等 	<ul style="list-style-type: none"> 【就労可能な滞在資格】 主なる長期就労査証は、管理・専門職種対象労働査証（E Pass）、中技能労働者対象労働査証（S Pass）、労働許可（WP）の3種類に大別される。 その他就労査証として、起業家査証（Entre Pass）、個人雇用許可書（PEP：Personalised Employment Pass）、研修雇用許可書（Training Employment Pass）、ワークホリデイ許可書（Work Holiday Programme）、職業訓練許可書（Training Work Permit）がある。 【その他の滞在資格】 帯回許可証（DP: Dependant's Pass）及び長期滞在査証（LTVP：Long Term Visit Pass）（但し、手続を経て就労可能）等
外国人受入れに係る基準 (二国間協定の有無を含む) (1 (6))	<ul style="list-style-type: none"> 【労働市場テストの有無（人数枠有無）】 雇用許可制で外国人労働者を受け入れる原則の1つとして労働市場テストが課されている。 国内で不足する労働力は高齢者や女性等の、国内遊休労働者が優先される。事業主は一定期間、国内の求人を行っても労働力を確保できなかつたときに初めて、外国人労働者の雇用許可申請をすることができ、この求人義務実施期間は、当初30日間であったが、2010年に、14日に短縮。 【転職の制限の有無】 雇用許可制の下で受け入れた外国人労働者のうち、在外同胞（韓国系韓国人）は、移動の制限がない。 その他の国出身者は、最高3回までの制限がある。また、継続して在留するためには、同一の事業者には雇用され続ける必要がある。 【外国人の滞在状況の管理・報告制度の有無】 外国人を雇用する場合、雇用者は報告義務あり。 	<ul style="list-style-type: none"> 【労働市場テストの有無（人数枠有無）】 ワーカー雇用時において、公的機関での求人を21日間新聞記事掲載を3日間行えば、公的機関での求人は14日間でよくなる 【転職の制限の有無】 熟練・技能労働者（ホワイトカラー（白領））は転職可能。 単純労働者（ブルーカラー（藍領））は不可。（ただし、雇用主が原因のトラブル時は可能） 【外国人の滞在状況の管理・報告制度の有無】 雇用主の義務として、外国人労働者と3日以上連絡が取れない、行方不明となった場合について、政府に通報しなくてはならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 【労働市場テストの有無（人数枠有無）】 長期就労査証の管理・専門職種対象労働査証（E Pass）のみ対象。 中技能労働者対象労働査証（S Pass）および労働許可（WP）に関しては、外国人雇用上限率（FWQ/DRC）及び外国人雇用税（FWL）の規定あり。 【転職の制限の有無】 管理・専門職種対象労働査証（E Pass）と中技能労働者対象労働査証（S Pass）は転職可能だが、転職に際し、新規ビザを取得する必要がある。 労働許可（WP）は転職不可能。 【外国人の滞在状況の管理・報告制度の有無】 労働許可（WP）については、職業紹介所（EA）と雇用主の裁量権限・責任が大きい。職業紹介所（EA）の違法行為に対する罰則規定は厳格化傾向にある。

	韓国	台湾	シンガポール
	<p>【受け入れ枠に係る二国間協定等（有無、相手国、概要）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用許可制下では、必ず二国間で了解覚書（MOU）を締結。選抜、導入、管理、帰国支援までの全プロセスを公共機関が行う公共機関主導型システム。 <p>【永住資格の取得要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出入国管理法 46 条第 1 項各号で定める強制退去対象ではない前提で、17 項目のいずれかに該当する者が取得要件を満たす。具体的には下記の通り（一例） ・駐在（D-7）から、特定活動（E-7）までの在留資格や居住（F-2）で 5 年以上韓国に滞在している者。 ・国民または永住（F-5）の在留資格を持っている人の配偶者または未成年の子供として韓国に 2 年以上滞在している人、または、出生時に親のどちらかが永住（F-5）の在留資格で韓国に滞在している人の中で生活維持能力、態度、基本的素養などの条件を満たす人 ・「外国人投資促進法」に基づいて 50 万ドル以上を投資した外国人投資家として 5 人以上の韓国国民を雇用している者 ・在外同胞（F-4）の在留資格で大韓民国に 2 年以上継続滞在している者など。 <p>【永住資格の取り消し基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記要件を満たさない場合。永住（F-5）は 2 年まで再入国が可能。それ以降は失効。 	<p>【受け入れ枠に係る二国間協定等（有無、相手国、概要）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二国間協定有り 相手国：フィリピン、タイ、マレーシア、インドネシア、ベトナム、モンゴル <p>【永住資格の取得要件】</p> <p>< 一般 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5 年間かつ 1 年間 183 日以上居住している者 ・ かつ、20 歳以上、品行方正、自立して生計を立てられる相応の財産・技能を持つ、国家に利益をもたらす者 <p>< 梅花カード（永住カード） ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・台湾に特別な貢献のあった者、台湾が必要とする高度専門人材、文化、芸術、技術、スポーツ、産業などの専門分野の国際的コンテスタ等で優勝した者、一定以上の直接投資を行った者等。 <p>【永住資格の取り消し基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間 183 日の居住が無い（特別な理由の場合は免除） ・申請内容の虚偽、偽造書類の使用 ・国籍を回復、取得した者 ・国籍を同時に他に所有している者 ・国家から追放された者 <p>【永住資格のオンライン申請の可否】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不可 	<p>【受け入れ枠に係る二国間協定等（有無、相手国、概要）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働許可（WP）については、送り出し国との間に二国間協定があるが、詳細は非公開。 <p>【永住資格の取得要件】</p> <p>< 下記のいずれかを満たすことが必要条件 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・シンガポール国民（SC）もしくは永住者（PR）の配偶者、21 歳未満の未婚の子供であること ・シンガポール国民（SC）の親 ・管理・専門職種対象労働査証（E Pass）もしくは中技能労働者対象労働査証（S Pass）の所持者 ・投資家 <p>【永住資格の取り消し基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ただし、永住権は 5 年毎に更新する必要があり、取得・更新の容易さは国家方針により日々変化する。 ・更新の際には、納税・滞在日数が考慮される。つまり、永住者ですら勤労をやめると永住権を 5 年後に実質はく奪される。 ・永住権（投資家枠）も、5 年毎に最低投資額を審査される。 <p>【永住資格のオンライン申請の可否】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可能
	<p>【市民権（国籍）の取得要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般帰化申請の要件は、5 年以上継続して大韓民国に住所があること／大韓民国の民法上成人であること／品行方正であること／自分の資産や技能、または生計を共同する家族に依存して生計を維持する能力があること／国語（韓国語）能力と大韓民国の風習に対する理解など大韓民国の国民としての基本素養（素養）を備えていること <p>【電子申請の有無】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有。入国・滞在に係る審査手続きも含めて、外国人のための電子政府：Hi Korea が韓国語、英語、中国語、日本語の 4 カ国後で運用されている。 <p>【電子申請のできること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在留期間延長・更新、雇用変更届、就労・雇用開始申告・許可、登録外国人の在留資格変更許可、登録外国人の出国期間更新許可、時間制就業許可、居住地の変更等 <p>【電子申請のできないこと（窓口出頭）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在留資格付与、外国人登録、資格外活動許可、再入国許可、国籍許可・申告 <p>【個人識別情報の提供、外国人登録、身分証携帯等の要否】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入国時の指紋と顔情報の提供 ・90 日を超えて在留する場合、外国人登録が必須。外国人登録証を常に携帯する。 <p>【権利の制限（移動の自由等）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在留資格の範囲で勤務地を変更・追加するには事前に許可が必要。高度人材の場合、勤務地変更後 15 日以内であれば問題無い。 <p>【社会保障(生活保護受給等の可否)】</p>	<p>【市民権（国籍）の取得要件】</p> <p>< 下記のいずれかを満たすことが必要条件 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 21 歳以上で、シンガポール永住権（PR）を取得してから 2 年以上経過する者。その者は、配偶者および 21 歳未満の未婚の子供の分も併せて申請することができる。 ・シンガポール市民権（SC）を持つ者の配偶者で、かつシンガポール永住権（PR）を取得してから 2 年以上経過する者 ・シンガポール国外で生まれた子供で、その親がシンガポール市民権（SC）を持つ者。ただし両親は法的に婚姻していないなければならない。 <p>【電子申請の有無】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有り <p>【電子申請のできること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほとんどの申請手続き ・事前自己評価（SAT） <p>【電子申請のできないこと（窓口出頭）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・起業家査証（Entre Pass）、個人雇用許可証（PEP）、永住権（投資家枠）などの例外的かつ自由度の高い査証申請。必要資料の郵送・面接などが必要。 ・市民権申請は面接がある。 <p>【個人識別情報の提供、外国人登録、身分証携帯等の要否】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居住者（Residents）は国民登録番号カード（NRIC: National Registration Identification Card）が発行される。常時携行の義務はない。 ・非居住者（Non-Residents）に対しては、同様に外国人登録番号カード（FIN: Foreign Identification Number）が発行される。常時携行の義務はない。 <p>【権利の制限（移動の自由等）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・永住権を更新するには、過去 5 年の半分の日数以上は星国内に滞在している必要がある。 	
入国・滞在審査手続（電子申請有無・できる範囲）	<p>【電子申請の有無】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有り <p>【電子申請のできること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子申請でできること ・「eVisa」の申請からビザ取得まで <p>【電子申請のできないこと（窓口出頭）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「eVisa」の対象目的、対象国以外は、窓口出頭である。 	<p>【電子申請の有無】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有り。「eVisa」インターネット上で、申請やお金の決済もでき、領事館に一度も訪問することがなく、ビザが発給できる。現在のところ、「観光」ビザ、リスクの低い国を対象としていたが、今後対象を広げる予定である。 <p>【電子申請のできること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「eVisa」の場合、申請からビザ取得まで <p>【電子申請のできないこと（窓口出頭）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「eVisa」の対象目的、対象国以外は、窓口出頭である。 	<p>【電子申請の有無】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有り <p>【電子申請のできること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子申請でできること <p>【電子申請のできないこと（窓口出頭）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子申請でできないこと（窓口出頭）
(1 (7))			
外国人に課された義務等	<p>【個人識別情報の提供、外国人登録、身分証携帯等の要否】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入国時の指紋と顔情報の提供 ・90 日を超えて在留する場合、外国人登録が必須。外国人登録証を常に携帯する。 <p>【権利の制限（移動の自由等）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在留資格の範囲で勤務地を変更・追加するには事前に許可が必要。高度人材の場合、勤務地変更後 15 日以内であれば問題無い。 <p>【社会保障(生活保護受給等の可否)】</p>	<p>【個人識別情報の提供、外国人登録、身分証携帯等の要否】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居住者（Residents）は国民登録番号カード（NRIC: National Registration Identification Card）が発行される。常時携行の義務はない。 ・非居住者（Non-Residents）に対しては、同様に外国人登録番号カード（FIN: Foreign Identification Number）が発行される。常時携行の義務はない。 <p>【権利の制限（移動の自由等）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・永住権を更新するには、過去 5 年の半分の日数以上は星国内に滞在している必要がある。 	<p>【個人識別情報の提供、外国人登録、身分証携帯等の要否】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居住者（Residents）は国民登録番号カード（NRIC: National Registration Identification Card）が発行される。常時携行の義務はない。 ・非居住者（Non-Residents）に対しては、同様に外国人登録番号カード（FIN: Foreign Identification Number）が発行される。常時携行の義務はない。 <p>【権利の制限（移動の自由等）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・永住権を更新するには、過去 5 年の半分の日数以上は星国内に滞在している必要がある。
(1 (8))			

	韓国	台湾	シンガポール
	<p>・社会保険は、永住、配偶者、難民、在外同胞、労働者ともに広く適用。公的扶助、社会福祉サービスは対象者によって違いあり。</p> <p>【参政権の有無】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・19歳以上で永住権取得後3年以上経過し、外国人登録台帳に記載されている外国人は、地方自治体の選挙権が与えられる。 		<p>【社会保障(生活保護受給等の可否)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人の社会保障はない。 <p>【参政権の有無】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なし <p>【兵役】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・永住権保持者男性は第2世から、国民同様の兵役の義務が課されている。
	<p>【在留資格取り消し・強制退去の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出入国管理法内の関連規定に反する場合、強制退去をさせることができる。なお、韓国に永住することができ、在留資格を有する者は、第46条第1項の規定にかかわらず、強制退去されない。 ・ただし、刑法第2編第1章内乱罪又は、第2章外国為替の罪を起した者、5年以上の懲役又は禁固の刑を宣告されて釈放された者の中で、法務部令で定める者、船舶の提供禁止に違反、教唆、援助した者はこの限りではない。 	<p>【在留資格取り消し・強制退去の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビザ申請時の拒否の項目(図表1-34)に該当した場合 ・申請した目的と台湾での活動が異なる場合 ・詐欺、麻薬売買、破壊、暴力、その他台湾の国益、法執行、慣習、社会的安定を危険にさらす活動を行う場合 ・ビザ申請の理由が無くなった場合 	<p>【在留資格取り消し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在留資格の取得に際し、虚偽の申告をした者や申告すべき事実を隠ぺいした者。 <p>【強制退去の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・星国に居住するシンガポール国籍を持たない全ての人(永住者含む)を対象としており、貧困、虚弱、精神的無能力の理由により、本人と家族の生計を立てるための雇用を得られない者。 ・その他、暴動発生によるインド人労働者強制退去の事例有り。
本人及び家族等の登録事項に係る公証制度の有無 (1 (9))	<p>【公証制度の有無】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・90日以上滞在する場合、外国人登録が必須。外国人に對する事実証明の発行も行っており、住民登録簿本・抄本を必要とする場合には、事実証明書で代替できる。オンライン上での申請・発行が可能。 	<p>【公証制度の有無】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外僑居留証における基本情報の登録 	<p>【公証制度の有無】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シンガポール外務省(MFA)及び各国にあるシンガポール大使館では、シンガポール政府機関が発行した書類の認証とその他の書類に関する認証手続きを行っている。
外国人住民との共生のために行っている施策(外国人住民が対象となり得る行政サービス等を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> ・出入国管理法でも社会統合政策についての条文があり、また、在韓外国人処遇基本法、多文化家族支援法を2000年代後半に制定するなど、多文化家族へのさまざまなサービスが、国単位で行われている。 ・多文化家族支援センターは、全国200箇所以上に設置。 	<ul style="list-style-type: none"> ・入国時の講習(1時間) ・24時間ホットライン ・外国籍配偶者(外国人妻)の孤立化を防ぐため、自治体を中心に、交流施設「新移民会館」等を運営。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国民統合評議会は移住者や外国人労働者の社会統合を促進すべく、コミュニティ統合基金を活用し、統合を促進するプロジェクトを助成。 ・祝祭日は、世界の主要な4宗教に対応している。
外国人受入れに係る影響等の情報 (3)	<ul style="list-style-type: none"> ・多文化家族に偏った外国人支援であること、韓国国民間で逆差別感情の噴出につながりかねないことが懸念されている。 ・諸外国に比較しても、特に外国人労働者が増加することに対する考え方は、否定的な割合が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・台湾では不法滞在者が増加しており、収容と返還における社会コストが大きくなり、課題となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2013年のインド人労働者(労働許可)による暴動を受けて、政府は2015年4月1日より、「公の場」での午後10時半～午前7時の間の飲酒を禁止する酒類規制法を施行した。

2. 外国人比率

	外国人人口	外国人労働力人口	データの定義	総人口	労働力人口	対総人口比率	対労働力人口比率	データ年	備考
英国	5,567 千人	4,537 千人	外国籍人口 (統計局人口調査からの推計)	64,265 千人	40,866 人	8.7%	10.7%	2015 年	労働力人口は 16-64 歳
	8,569 千人	6,965 千人	外国生まれ人口 (統計局人口調査からの推計)	64,265 千人	40,866 人	13.3%	17.0%	2015 年	ストックデータとしては外国生まれ人口が一般的
ドイツ	17,118 千人	統計集計無	「移民の背景を持つ人」	81,404 千人	41,944 千人	21. %0	—	2015 年	労働力人口のみ 2014 年
	777,2 千人	統計集計無	「移民の背景を持つ人」のうち「非ドイツ国籍者」	81,404 千人	41,944 千人	9.5%	—	2015 年	労働力人口のみ 2014 年
フランス	4,080 千人 (2013 年)	1,775 千人	外国人	66,454 千人 (2015 年暫定)	約 28,621 千人	6.2%	6.2%	2015 年	INSEE データによる 外国人人口のみ 2013 年データ
	4,356 千人	1,774 千人	外国人労働者	約 66,000 千人	約 29,000 千人	6.6%	6.2%	2015 年	Eurostat データ (労働力人口は 16-64 歳)
	5,835 千人	不明	移民	65,565 千人	不明	8.9%	不明	2013 年	INSEE データによる
米国	40,106 千人	23,359 千人	非米国民及び帰化した米国民の合計を外国人とする	311,116 千人	—	—	—	2013 年	国勢調査 (2016 年公表) による
	-	26,258 千人	民間就労者における外国出生者	—	157,130 千人	—	16.7%	2015 年	労働統計局による
韓国	2,049 千人	850 千人	在留外国人人口 (短期滞在者も一部含む)	51,246 千人	26,913 千人	4.0%	1.7%	2016 年	法務部データによる
	1,161 千人	850 千人	登録外国人人口、外国人労働力は就労可能な在留資格者合計	51,246 千人	26,913 千人	2.3%	3.2%	2016 年	法務部データによる
台湾	671 千人	578 千人	外僑居留者数	23,539 千人	11,638 千人	2.9%	5.0%	2016 年	労働力人口のみ 2015 年
シンガポール	524 千人	不明	永住権保持者	5,607 千人	3,673 千人	9.3%	不明	2016 年	永住者割合はあまり議論の対象ではない。なぜなら、永住者は国民に近い位置付けという文脈に位置付けられているため。
	1,674 千人	1,405 千人	非居住者 (永住権を保持しない全ての外国人)	5,607 千人	3,673 千人	29.8%	38.3%	2016 年	こちらがいわゆる外国人。その中でも特に、非熟練労働者の占める割合が高く、主に建設業と家政婦業に従事している。

第1章 英国

1. 外国人受入れに係る現在の法制度及び現況

(1) 「外国人」「移民」の定義について

－はじめに：国際比較の難しさ

英国について、日本のような文脈で「外国人」「移民」をとらえるのは難しい。日本においては、外国人≒外国籍の者≒外国生まれの者と捉えられるとあってよいが、そのように捉えられる国は先進国の中でみても必ずしも多くない。本報告書では、日本における「外国人」の概念に近い、「外国籍の者」でなるべく統計等を収集するように努めているが、調査対象国では必ずしもその概念で「外国人」「外国人労働者」を捉えていないことに留意が必要である。

国際機関や調査対象国の法制度や統計をみると、「外国人 (Foreign people)」には、外国籍の者 (foreign nationals/non-citizens) を指す場合と、外国生まれの者 (foreign born) を指す場合がある。英国など国境を越えた人の移動の多い国では、両者のギャップは無視できないほど大きい。英国では、「外国生まれの者」がストックデータとして採用されている (推計にあたって頑健性が高いとの注がある)。また、外国人の流出入 (フロー) に着目する場合は、「移民 (International migration)」という概念が用いられる。「移民」についての国際的に合意された定義はないが、国連が提案する長期移民 (LTIM: Long-Term International Migration) と短期移民 (STIM: Short-Term International Migration) が用いられることが多い。英国のフローデータでは、LTIM が採用されている。

－定義 (範囲) や基準は時代と共に変化

上記に加えて、英国はこれまで EU 加盟国として EU 市民の出入国や就労が基本的に自由であったこと、また、歴史的にも旧植民地を含む英連邦諸国 (British Commonwealth of Nations) の人々に市民権を与えてきたことから、日本のような文脈での「外国人」の把握が難しい。

英国は、外国人労働者ないし移民の受け入れに長い歴史を有しており、第二次世界大戦後だけで 3 つの時期に大別できる。①労働力不足を背景とした英連邦市民への居住・就労の権利付与 (1948 年英国国籍法 (British Nationality Act)) と英連邦市民以外の移民規制、②60 年代からの英連邦諸国も含めた規制強化、③21 世紀に入ってから的高度人材等を対象とした選択的規制緩和である¹。そして現在、EU 離脱という形で、90 年代初めからの EU 市民の「人の移動 (居住/就労)」についても規制が強化されようとしている。

このような歴史的背景の下、英国では、「外国人」「移民」の定義や基準が、時代により、また法や慣行の変化に伴って頻繁に変更され、英国内の研究者や機関でも文脈によって記

¹ 内閣府委託 (2007) 『英独仏における外国人問題への取り組み及びその課題に関する調査研究報告書』 (三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング) (<http://www.esri.go.jp/jp/prj/hou/hou024/hou24-1.pdf>)

述が異なっていることから、その点についても留意が必要である。

一法律上の定義

国籍については基本的に生地主義によっているが、移民規制の流れの中で、1981年英国国籍法制定後は、英国本土生まれであっても、自動的に市民権が付与されるのは、両親のいずれもが本土生まれの英国籍者または定住者である場合に限られている。²

一統計上の定義

外国人ないし移民の統計には、ストックとフローがある。英国では、ストックデータとしては国勢調査から作成される外国生まれの人口が用いられる。

フローデータとしては、英国統計局（ONS：Office for National Statistics）が、長期移民（LTIM：Long-Term International Migration）と短期移民（STIM：Short-Term International Migration）に関する2種類の統計を刊行している。ここでは国連が提案する定義³が採用されており、LTIMは常住国から少なくとも12カ月以上離れている者、STIMは常住国を少なくとも3カ月以上1年未満離れている者（レクリエーション、休暇、友人や親類への訪問、商用、医療、巡礼の場合は除く）を指す。これらには英国籍者も含まれる場合がある。外国人労働者や移民の文脈では長期移民のデータに注目することが多い。

² 詳細は、(3)関係法令①国籍法および移民法へ

³ 「移民(Migrant)」について、国際的に合意された定義は現時点では存在しない。ただし、1997年に国連統計委員会に提出された国連事務総長報告書^{*1}での定義が、国際機関をはじめとしてこれまで使われてきており、それによれば「通常の居住地以外の国に移動し、少なくとも12カ月間当該国に居住すること」とされている。（*1:E/CN.3/1997/15/Add.1 <http://unstats.un.org/unsd/statcom/doc97/1997-15-Add1-E.pdf>）また、また、国際比較可能なOECDの統計Migration Statisticsでは、「移民(Migrant)」の定義について、国連の提案に従い以下の4つのカテゴリから成るとしている^{*2}。；①長期移民（または移民）（LTIM：long-term immigrants (or emigrants)）、②短期移民（または移民）（STIM：short-term immigrants (or emigrants)）、③海外での就労期間後に帰国（または出国）する居住者、すなわち帰国（または出国）する短期移住者（residents returning after (or leaving for) a period working abroad, i.e. short-term emigrants returning (or leaving)）、④遊牧民（nomads）（*2:<http://stats.oecd.org/glossary/detail.asp?ID=1657>（2017/02/07閲覧））

(2) 受け入れる外国人のカテゴリ

① 入国管理の対象

英国政府は移民流入を抑制しつつ、優秀な外国人材の積極的な活用を主眼に入国管理制度の改革中である。⁴

英国は頻りに制度変更が行われるため常に最新の情報を確認する必要があるが、EU離脱に向け、今後大きく変更が行われようとしていることから更なる注意が必要となっている⁵。

EU離脱後の条件については不明であるが、2017年3月現在は、居住権 (Right of Abode) を有する全ての英国市民に加え、欧州経済領域 (以下、EEA) 加盟国⁶及びスイス国籍の人 (以下、EU市民) には、英国に自由に入国し、居住することを認める一方、それ以外の国・地域の人に対しては、2008年より順次導入されたポイント制 (PBS : Points Based System) により英国国内での就労に制限をかけている。EU市民は、英国での居住・就労に特別の許可を必要としない。

現行の Immigration Rules は、以下のように入国のための許可を要する範囲を、「英国市民 (英国籍者) でなく、居住権を有する英連邦市民でなく、2006年 EEA 規則により英国への入国または滞在する権利を有する者以外」と規定している。

Leave to enter the United Kingdom

7. A person who is neither a British citizen nor a Commonwealth citizen with the right of abode nor a person who is entitled to enter or remain in the United Kingdom by virtue of the provisions of the 2006 EEA Regulations requires leave to enter the United Kingdom.

8. Under Sections 3 and 4 of the Immigration Act 1971 an Immigration Officer when admitting to the United Kingdom a person subject to immigration control under that Act may give leave to enter for a limited period and, if he does, may impose all or any of the following conditions:

- (i) a condition restricting employment or occupation in the United Kingdom;
- (ii) a condition requiring the person to maintain and accommodate himself, and any dependants of his, without recourse to public funds;
- (iii) a condition requiring the person to register with the police; and
- (iv) a condition restricting his studies in the United Kingdom

He may also require him to report to the appropriate Medical Officer of Environmental Health. Under Section 24 of the 1971 Act it is an offence knowingly to remain beyond the time limit or fail to comply with such a condition or requirement.

(出所) GOV.UK (英国政府ポータルサイト), Immigration Rules part 1: leave to enter or stay in the UK (2017/03/13 閲覧, <https://www.gov.uk/guidance/immigration-rules/immigration-rules-part-1-leave-to-enter-or-stay-in-the-uk>)

⁴ JETRO,2016,「外国人就業規制・在留許可、現地人の雇用 (英国)」
(https://www.jetro.go.jp/world/europe/uk/invest_05.html)

⁵ 現行の Immigration Rules は下記を参照。
(2017/03/10 閲覧, <https://www.gov.uk/guidance/immigration-rules/immigration-rules-index>)
Immigration Rules の変更については以下を参照。

(2017/03/10 閲覧, <https://www.gov.uk/government/collections/immigration-rules-statement-of-changes>)

⁶ EU加盟国全 28 カ国と、アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェーの計 31 カ国。

② 査証免除 (Leave to Enter Visitor)

EU市民以外が英国に入国を希望する場合は、エントリークリアランス（入国許可証）または滞在ビザの入手が必要である。ただし、日本等の査証免除国・地域に対しては、観光や商用目的での6カ月以内の滞在に際しての査証を免除している。⁷

6カ月以上滞在予定の場合は、英国に渡航する前に、滞在ビザまたはエントリークリアランス（入国許可証）を入手することが必要である。オンライン申請後、ビザ申請センターへ出向き、申請書類を提出し、生体認証（指紋情報等）の登録が義務付けられている。

6 カ月以内の商用目的等での滞在	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本等に対し査証免除あり ・ 打合せや契約交渉、展示会、会議、研修、視察等の出席等、限られた範囲内であれば、通常、入国時に各回最長6カ月の入国許可が付与される。 ・ ただし、この間の就労や、商品・サービスの一般大衆への販売等は禁じられている。 ・ 入国時に、訪英目的を確認できる書類の提示が求められる場合がある。 ・ 滞在延長：現地での滞在延長は原則不可。ただし、入国時の滞在許可が3カ月の場合は出入国管理局で6カ月まで延長可。 ・ 資格変更：査証免除滞在から他の滞在資格への変更不可。
6 カ月以上の滞在	<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡航前に、滞在ビザまたはエントリークリアランス（入国許可証）の入手が必要。 ・ オンライン申請後、ビザ申請センターへ出向き、申請書類を提出し、生体認証（指紋情報等）の登録が義務づけられている。

(出典) UK Visas and Immigration (UKVI) ウェブサイト (<https://www.gov.uk/standard-visitor-visa>)

(資料) JETRO, 2016, 「外国人就業規制・在留許可、現地人の雇用 (英国)」等を参照し murc 作成 (2017/2/4 閲覧, https://www.jetro.go.jp/world/europe/uk/invest_05.html)

⁷ 査証免除国の一覧は見当たらないが、Immigration Rules には以下のように規定されている：“non-visa nationals” are persons who are not specified in Appendix 2 to Appendix V: Immigration Rules for Visitors.

(2017/03/10 閲覧, <https://www.gov.uk/guidance/immigration-rules/immigration-rules-introduction#intro6a>)

また、英政府 HP には、英国を訪れようとする者が国名を選択し査証の要不要をチェックする機能「Check if you need a UK visa」がある。(2017/03/10 閲覧, <https://www.gov.uk/check-uk-visa>)

③ ポイント制度 (Point Based System) における外国人のカテゴリ

2004年のEU拡大を契機に旧東欧諸国(EU8)等から労働者が急激に流入したことを受け、EU市民以外の外国人受け入れに対する引き締め策として、2008年から導入された。

ポイント制度で受け入れる外国人のカテゴリは以下のとおりである。第1～第5階層があるが、第3階層は設計されたものの使われておらず、実質4階層である。各階層の中にさらにサブカテゴリがある。また、EU市民以外の移住者の数を制限するために、一部のカテゴリには、年間上限人数が設定されたり、労働市場テストが条件付けられている。

図表 1-1 ポイント制における外国人の分類

階層	対象	カテゴリ
第1階層 (Tier1)	高度技術者 ：経済発展に貢献する高度なスキルを持つ者 (科学者、企業家など)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 例外的才能(Exceptional Talent) [上限 1000 件(2016.4.6～2017.4.5)] ・ 起業家(Entrepreneur) ・ 投資家(Investor) ・ 学卒起業家(Graduate Entrepreneur) [上限 2000 件(2016.4.6～2017.4.5)] ・ 一般(General) (2011 廃止) ・ 就学後就労(Post-Study work) (2012 廃止)
第2階層 (Tier2)	専門技術者 ：国内で不足している技能を持つ者 (看護師、教員、エンジニアなど) ※雇用主が身元引受人になっている技能労働者。労働市場テストが必要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般(General) [上限 20700 件(2016.4.6～2017.4.5)] ・ 企業内異動(Intra-company Transfer) ・ 運動選手(Sportsperson) ・ 宗教家(Minister of Religion)
第3階層 (Tier3)	単純労働者 ：技能職種の不足に応じて人数を制限して入国する者 (建設労働者等)	(停止中)
第4階層 (Tier4)	学生	学生
第5階層 (Tier5)	他の短期労働者、若者交流プログラム等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 短期労働者(Temporary Worker) (クリエイティブ及びスポーツ、非営利、宗教活動、政府の交換制度、国際協定、若者交流プログラム)

(注) 対象者は非 EU 市民。

(資料) JILPT (2015)「主要国の外国人労働者受入れ動向：イギリス (フォーカス：2015 年 1 月)」⁸を基に、日本貿易振興機構 (JETRO) ロンドン事務所ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課 (2016.9)『英国入国管理法改正』⁹、GOV.UK (英国政府ポータルサイト) で補足

④ ポイント制度によらない外国人のカテゴリ：就労ビザ Work visas

有償労働およびボランティア労働 Paid and voluntary work visas

(UK.GOV では、この項目にも前出の Tier1, Tier2, Tier5 が記載されているが、本稿ではポイント制度以外のカテゴリについて解説する。)

⁸ 2017/3/10 閲覧、http://www.jil.go.jp/foreign/labor_system/2015_01/uk.html#list_02

⁹ https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/02/2016/595741e6cf4170f8/rpUK201609.pdf

図表 1-2 ポイント制度によらない就労可能なカテゴリ

カテゴリ	概要	期間その他	参考URL ¹⁰												
民間世帯の家事労働者 (Domestic Workers in a Private Household visa)	家事労働者として雇用されている人が、雇用主と一緒に英国に来る場合。家事労働者には以下が含まれる：掃除人、運転手、料理人、雇い主と家族のパーソナルケアをする人、乳母。 <資格要件> 18歳以上で、雇用主のために少なくとも1年間働いていたこと、同じ雇用主の家庭を雇い主あるいは常時利用先として働いていること、雇用主とその配偶者または子供と渡英する計画があること、雇用主の家庭で常勤の家事労働者として働くつもりであること、6カ月以内か雇用主の帰国時かの早いほうで英国から離れる計画であること、公的資金を要せず自活できること。	<在留期間> 最大6カ月あるいは雇用主の帰国の早いほう <家族帯同> 不可(別々に申請することが必要)	https://www.gov.uk/domestic-workers-in-a-private-household-visa/eligibility												
トルコ人ビジネスパーソン用ビザ (Turkish Businessperson visa)	トルコ人で、英国で起業しようという者、または、既存の事業の経営の手伝いをしようという者が対象。 <資格要件> トルコ人で、起業する意思があり、事業を行う十分な資金を有し、自己を含めて家族等を十分養うことができること。既存のパートナーシップや企業に参加する場合は、その役割と、そのサービス・投資の必要性を証明すること。	<在留期間> 最大12カ月間。さらに3年延長可能 <家族帯同> 可(扶養家族：配偶者および18歳未満の子)	https://www.gov.uk/turkish-business-person												
トルコ人就労者用ビザ (Turkish Worker visa)	英国人または定住者の配偶者、あるいは英国での就労許可の保有者、あるいは週20時間の就労が可能な学生として、少なくとも1年間、英国で適法に就労したトルコ人が対象。 <資格要件> トルコ人であること、少なくとも1年間適法に英国で就労した経験があること、申請時と同じ雇用者のために就労すること。英国の移民法に違反している場合は、申請が通らない、あるいは就労ビザの申請が必要な場合がある。 <備考> 在留可能期間およびどんな仕事に就けるかは、英国で合法的に就労していた期間による。	<在留期間> 英国での就労期間により最大1~3年(左欄参照) <家族帯同> 可(扶養家族：配偶者および18歳未満の子が既に英国に合法的に在留している場合に、他のカテゴリから切り替え可能)	https://www.gov.uk/turkish-worker												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>既就労期間</th> <th>在留期間</th> <th>できること</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1~3年</td> <td>最大2年</td> <td>同じ雇用主の下で働くこと</td> </tr> <tr> <td>3~4年</td> <td>最大1年</td> <td>同じ職業で雇用主を変更</td> </tr> <tr> <td>4年超</td> <td>最大3年</td> <td>雇用主・職業とも変更可能</td> </tr> </tbody> </table>	既就労期間	在留期間	できること	1~3年	最大2年	同じ雇用主の下で働くこと	3~4年	最大1年	同じ職業で雇用主を変更	4年超	最大3年	雇用主・職業とも変更可能		
既就労期間	在留期間	できること													
1~3年	最大2年	同じ雇用主の下で働くこと													
3~4年	最大1年	同じ職業で雇用主を変更													
4年超	最大3年	雇用主・職業とも変更可能													
英国系譜査証 (UK Ancestry visa)	大英帝国の市民であり、祖父母のいずれかが英国生まれであり、英国で就労可能でその予定である者が、英国外からの申請する場合。 <資格要件> 17歳以上であること、自己及び扶養者を養うための十分な資金があること、英国で就労する予定であること、祖父母のいずれかが英国生まれであることを証明すること。	<在留期間> 5年間 延長、永住申請(5年後)も可能 <家族帯同> 可(扶養家族：配偶者、18歳未満の子、既に英国に扶養家族としている18歳以上の子)	https://www.gov.uk/ancestry-visa												

(注) 就労ビザ全体については以下のウェブサイト参照のこと。

(出所) GOV.UK, Work-visas (2017/2/3 閲覧、<https://www.gov.uk/browse/visas-immigration/work-visas>)

¹⁰ 2017/03/27 閲覧

⑤ その他（非就労ビザ）

1) ツーリスト、短期滞在査証（Tourist and short stay visas）

旅行、友人や家族の訪問、商用等の目的で 6 カ月以内の滞在（訪問）をする場合に必要となる。許可された活動以外は、働くことも勉強することもできない。

なお、日本等の査証免除国・地域の国民については、(a)英国を訪問して結婚する場合（同性婚、結婚通知を含む）、(b)6 カ月以上滞在する場合を除いて、訪問査証は必須ではない。

図表 1-3 ツーリスト、短期滞在のカテゴリ

種類	概要	期間	参考URL ¹¹
ビジタービザ （標準） （Standard Visitor visa）	渡英目的が、以下の場合 ・観光（レジャー、あるいは家族や友達に会いに来た場合） ・商用（あるいはスポーツや芸術系のイベントに参加する場合） ・その他特殊な目的（例えば民間治療を受ける場合）	6 カ月まで。 ただし民間治療の場合は 11 カ月、サバティカルで研究に来る学者と配偶者は 12 カ月。	https://www.gov.uk/standard-visitor-visa
ビジタービザ （結婚） （Marriage Visitor visa）	英国で結婚したい者（結婚後は英国滞在の予定なし） ＜資格要件＞ 18 歳以上であること、到着後 6 か月以内に英国で結婚すること、真正な関係があること、滞在機関後に英国から退去すること、就労や公的助成なしに自活できるか親戚・友人の支援が受けられること、帰国の資金を有していること等。	6 カ月まで	https://www.gov.uk/marriage-visa
Tier4（子供）の 両親用のビザ （Parent of a Tier4 child visa）	子供を英国の学校に通わせる場合。 ＜資格要件＞ 英国に滞在中に自己および扶養者を養える資金を有し、英国外に別宅を有し、滞在終了後は英国を退去し、帰国の資金を有していること。	通常 6 カ月または 12 カ月。 子供が 12 歳になる迄延長可能。	https://www.gov.uk/parent-of-a-child-at-school-visa
認定職業従事許可ビザ （Permitted Paid Engagement visa）	スポンサー（身元引受人）無しで、特定の仕事に従事することを希望する場合、英国に拠点を置く機関・顧客から、特定の仕事のエキスパートとして招待されれば、認められることがある。ただし、このビザ保持者には細かな行動の制限が付く。 （詳細は右の参考 URL 参照） ＜資格要件＞ 18 歳以上で、1 か月以上英国に滞在し、滞在後は英国を退去し、自活するだけの十分な資金を有し、帰国用資金を有していること。	1 カ月まで	https://www.gov.uk/permitt-ed-paid-engagement-visa
短期留学用ビザ （Short-term Study visa）	＜概要＞ 英国で語学など短期留学をする学生。 ＜資格要件＞ 留学の受入れ先があること。就労や公的助成なしに自活できる資金があるか親戚・友人の支援が得られること。帰国の為の資金があること。18 歳未満の場合、渡航や滞在の手配をし、英国での留学について両親・親権者の許可があること。	6 カ月まで。 ただし、18 歳以上で英語コースを受講する場合は 11 カ月まで。	https://www.gov.uk/study-visit-visa
中国専用ツアーグループビザ （Visit the UK in a Chinese tour group）	30 日間以下で旅行する場合、政府認定の団体が企画する中国人ツアーに参加する場合。 中国国籍を所持し認定渡航先同意（ADS）の取得が必要。最低 5 人以上で、旅行中は全行程で一緒に滞在することが条件。ADS の有効期限が切れる段階までに国外に出ることが必要。（延長不可）	30 日まで	https://www.gov.uk/ads-visa

¹¹ 2017/2/9 閲覧

2) トランジット（乗り継ぎ）査証

種類	概要	期間	参考 URL
トランジット（乗り継ぎ）ビザ Visa to pass through the UK in transit	- DATV (Direct Airside Transit visa) : 出入国管理 (border control) を通らずに、24 時間以内に飛行機を乗り継ぐ場合 -Visitor in Transit visa : 出入国管理を越えるが (国境を跨ぎ)、48 時間以内に英国を離れる場合。出入国管理を越えて、接続する飛行機に荷物を預ける場合も含む。 (48 時間を越える場合は、Standard Visitor visa が必要) - long-term Visitor in Transit visa : 長期に渡って頻繁に英国での乗り継ぎが生じることを証明できる場合は、長期有効なビザ (1、2、5、10 年) を申請することが可能	左のとおり	https://www.gov.uk/transit-visa

3) 学生査証 (Student visas) ¹²

(6 カ月以内 (条件により 11 カ月以内) の短期留学用ビザ(Short-term Study visa) と、ポイント制度の Tier4 (学生) に整理された。)

4) 家族用ビザ (Family visas) ¹³

英国に住んでいる配偶者や家族の下に、6 カ月を超えて滞在する場合。

(なお、最大 6 カ月であれば Standard Visitor visa でよい。

また、申請者が加わろうとする家族や配偶者が EU 市民である場合は、EEA family permit¹⁴を申請すればよい。)

¹² 2017/03/27 閲覧, <https://www.gov.uk/browse/visas-immigration/student-visas>

¹³ 2017/03/27 閲覧, <https://www.gov.uk/join-family-in-uk/exceptions>

¹⁴ 2017/03/27 閲覧, <https://www.gov.uk/family-permit>

(3) 関連統計

① スtockデータ（外国籍人口を中心に）

上記のように、英国では、Stockデータとしては「外国生まれの人口」が採用されているが、ここでは日本における「外国人」の概念に近い「外国籍の人口」を中心に統計を記載する。

1) 全人口に占める割合（外国籍の者）

前述のように人口のStockデータとしては外国生まれの人口が用いられるが¹⁵、英国統計局のDatasets : Population of the United Kingdom by Country of Birth and Nationalityには外国籍人口のデータも掲載されている。なお、国籍の別はインタビュー時の本人の申告による¹⁶。

最新の推計値は2015年である（2016年8月25日公表）¹⁷。外国籍人口の総数は約557万人で、全人口の8.7%を占めている（図表 1-4）。通常用いられる外国生まれ人口の約857万人（13.3%）に比べると300万人ほど少なく見積もられることになる。

外国籍人口のうち、EU加盟国の国籍の者の割合は56.7%、EU以外の国籍の者は43.3%であり、EU加盟国籍の者が過半数を占めて多くなっている¹⁸。

2005年からの10年間でみると、EU以外生まれの人口も増えているが、EU、中でも2004年加盟の旧東欧諸国の国籍を持つ者の人口が大幅に増加している（図表 1-4、図表 1-5）。

なお、全人口に占める外国籍人口の割合は英国が突出して高いわけではない。国際比較可能な2013年では、英国7.7%に対し、米国7.0%、ドイツ9.3%となっている¹⁹（図表 1-6）。

（語注）Annual Population Survey (APS)における地域グループおよび国の略称

United Kingdom (UK) / British (グレートブリテン及び北アイルランド連合王国)	英国生まれ(UK born)は、ガーンジー、ジャージー、マン島、チャネル諸島、および以下の海外領土を含む。：アンギラ、バミューダ、イギリス領インド洋地域、イギリス領バージン諸島、ケイマン諸島、フォークランド諸島、ジブラルタル、モントセラト、モントセラト、ピットケアン、ヘンダーソン、デュシエ、オエノ諸島、サウスジョージア州とサウス・サンドイッチ諸島、セントヘレナ、タークスカイコス諸島
European Union (EU) (欧州連合)	調査時点における、英国を除く全てのEU加盟国を指す。 EU14及び、2004/5/1からEU8とキプロス、マルタ、2007/1/1からEU2、2013/7/1からクロアチアを含む。
EU14	英国を除く、1995/1/1～2004/5/1にEU加盟した国全てを指す。 ：オーストリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ポルトガル、アイルランド、スペイン、スウェーデン
EU8	2004/5/1に加盟した中東欧8カ国を指す。 ：チェコ共和国、エストニア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、ポーランド、スロバキア、スロベニア
EU2	ブルガリアとルーマニア(2007/1/1加盟)を指す。
European Union Other (その他 EU)	キプロスとマルタ(2004/5/1加盟)、クロアチア(2013/7/1)を指す。
Non-European Union (Non-EU) (非EUまたはEU以外)	上記で定義したUK(英国)にもEUにも入らない国々。

¹⁵ 出所元には以下の記載がある：It is possible that an individual's nationality may change, but the respondent's country of birth cannot change. This means that country of birth gives a more robust estimate of change over time.

¹⁶ 出所元には以下の記載がある：Nationality refers to that stated by the respondent during the interview.

¹⁷ 次回公表は2017年8月24日の予定。

¹⁸ 出生国別で見ると、EU出身者37.1%よりも、EU以外の出身者62.9%のほうが割合が大きくなり、国籍別でみた場合と逆転することに留意が必要と思われる。

¹⁹ フランスは出生国別のデータはあるが国籍別のデータはない。

図表 1-4 国籍別人口 (2015年)¹⁾

Population by nationality	(参考) by country of birth (千人)					
	2015年	2005年	(差)	2015年	2005年	(差)
全体	64,265	59,629	4,636	64,265	59,629	4,636
UK	58,655	56,397	2,258	55,642	54,037	1,605
Non-UK	5,567 (8.7%)	3,223 (5.4%)	2,344	8,569 (13.3%)	5,580 (9.4%)	2,989
EU以外	2,408	2,011	397	5,387	3,996	1,391
EU	3,159	1,212	1,947	3,183	1,584	1,599
EU14	1,426	957	469	1,501	1,209	292
EU8	1,412	235	1,177	1,298	276	1,022
EU2	299	z ²⁾	-	288	z ²⁾	-
その他EU	22	20	2	95	99	-4

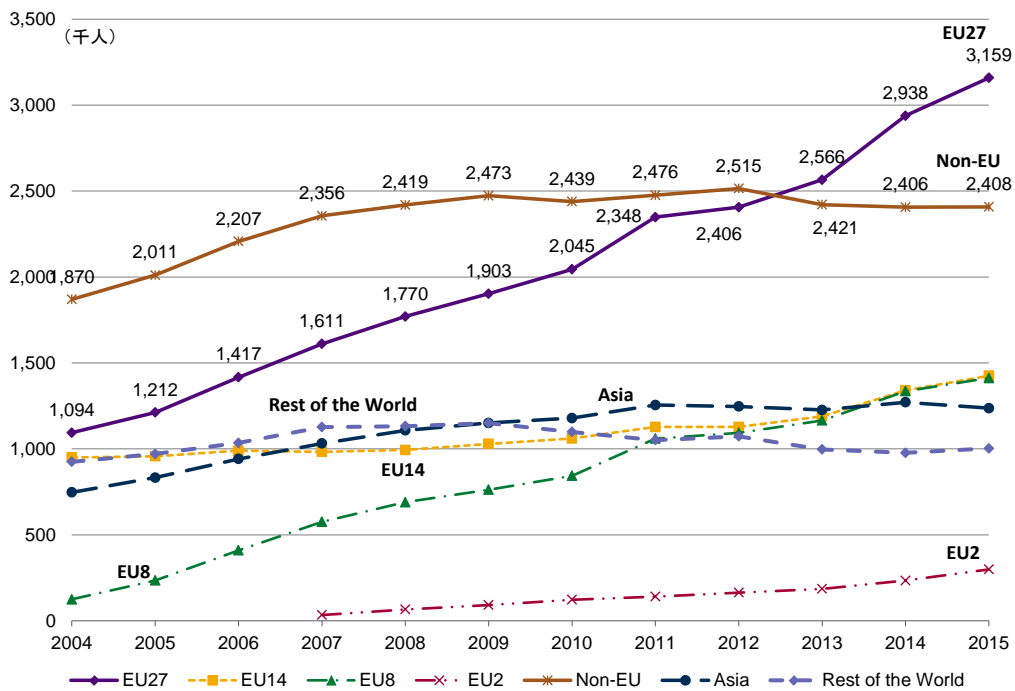
(注) 1) 年次人口調査 (APS) をベースにした推定値。ただし、調査は共同住宅の一部住民をカバーしていないため、標準の中間年人口推計の値とは異なる。²⁰

2) 適用外 (EU2 は 2007 年から)

(原資料) Annual Population Survey (APS), 英国統計局

(資料) 英国統計局, Datasets : Population of the United Kingdom by Country of Birth and Nationalityより作成 (2017/3/6 閲覧, <https://www.ons.gov.uk/>)

図表 1-5 国籍別人口の推移 (2004~2015年)¹⁾



(注) 1. 原題は、Estimates of the resident population of the UK by non-British nationality

2. EU2 は 2007 年から

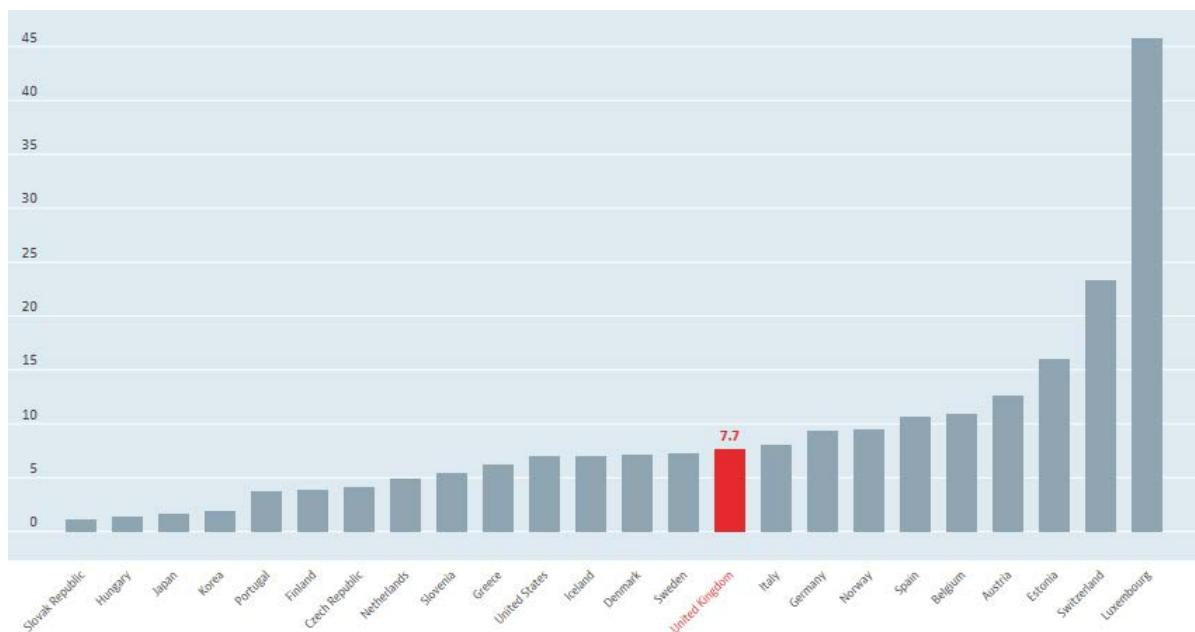
(原資料) Annual Population Survey (APS), 英国統計局

(資料) 英国統計局HP, 統計情報 : Population of the UK by Country of Birth and Nationality: 2015 より作成 (2017/3/6 閲覧, <https://www.ons.gov.uk/>)

²⁰ 詳細は以下を参照。

<http://www.ons.gov.uk/ons/rel/pop-estimate/population-estimates-for-uk--england-and-wales--scotland-and-northern-ireland/index.html>

図表 1-6 総人口に占める外国籍人口の割合 (OECD 諸国、2013 年)



(原資料) OECD(2016)International migration Outlook 2016

(資料) OECD, International migration database より作成 (2017/2/6 閲覧, <https://data.oecd.org/migration/>)

2) 出身国 (外国籍の者)

外国籍人口の上位 10 カ国を見たものが図表 1-7 である (表の左側。右側は参考値として外国生まれ人口の上位 10 カ国を記載したもの)。網掛けは EU 加盟国である。

外国籍人口が最も多いのはポーランドの約 91.6 万人であり、インド 36.2 万人、アイルランド 33.2 万人が次いでいる。これらの国籍者については、当該国で生まれたとする者が 9 割前後を占めて多くなっている。

図表 1-7 国籍別人口の上位 10 カ国¹⁾ (2015 年)

10 most common countries nationalities

(参考) 10 most common countries of birth

					(千人)			
国名	人数	うち国籍地生まれ	(%)		国名	人数	うち出生地国籍	(%)
1 Poland	916	803	(87.7%)	Poland	831	803	(96.6%)	
2 India	362	324	(89.5%)	India	795	324	(40.8%)	
3 Republic of Ireland	332	314	(94.6%)	Pakistan	503	170	(33.8%)	
4 Romania	233	205	(88.0%)	Republic of Ireland	382	314	(82.2%)	
5 Portugal	219	132	(60.3%)	Germany	286	103	(36.0%)	
6 Italy	192	139	(72.4%)	Romania	220	205	(93.2%)	
7 Pakistan	187	170	(90.9%)	Bangladesh	217	65	(30.0%)	
8 Lithuania	170	146	(85.9%)	South Africa	200	62	(31.0%)	
9 France	165	121	(73.3%)	Nigeria	199	91	(45.7%)	
10 USA	161	102	(63.4%)	China	197	100	(50.8%)	

(注) 1. 人数は、年次人口調査 (APS) をベースにした推定値。ただし、調査は共同住宅の一部住民をカバーしていないため、標準の中間年人口推計の値とは異なる。(脚注 20 を参照)

2. 網掛けは、EU 加盟国

(原資料) (資料) 図表 1-4 と同じ。

3) 性別・年齢層別（外国籍人口）

性別・年齢層別にデータが取れる外国籍人口の現時点²¹での最新値は2014年である。

英国籍でない者（Non-UK：Total から UK を除して算出）のうち、男性は48.1%、女性は51.9%となっている。英国籍の者と比べ大きな違いはない（英国籍は各49.3%、50.7%）

年齢構成については、英国籍でない者は英国籍の者に比べ、15～44歳層の割合が大きいのが特徴といえる（外国籍各58.4%、英国生まれは各37.0%）。

図表 1-8 外国籍人口における男女構成（国籍別人口）（2014年）

	Nationality				
	Total	British	Non-UK	EU	Non-EU
ALL	63,656	58,312	5,344	2,938	2,406
	100.0%	91.6%	8.4%	4.6%	3.8%
Male	31,332	28,763	2,569	1,385	1,185
Female	32,324	29,549	2,775	1,553	1,221
Male	49.2%	49.3%	48.1%	47.1%	49.3%
Female	50.8%	50.7%	51.9%	52.9%	50.7%

(注) Non-UK=TOTAL-UK

(原資料) Annual Population Survey (APS) 2014, 英国統計局

(資料) 英国統計局, User requested data : UK population by country of birth and nationality grouping, by sex and age: 2014 より作成 (2017/2/6 閲覧, <https://www.ons.gov.uk/>)

図表 1-9 外国籍人口における年齢構成（国籍別人口）（2014年）

	Nationality					
	Age	Total	British	(%)	Non-UK	(%)
Persons	Total	63,656	58,312	100.0%	8,278	100.0%
	0 - 4	4,016	3,718	6.4%	113	1.4%
	5 - 14	7,314	6,813	11.7%	505	6.1%
	15 - 44	24,991	21,585	37.0%	4,838	58.4%
	45 - 64	16,329	15,522	26.6%	1,940	23.4%
	65 - 74	6,127	5,945	10.2%	477	5.8%
	75 - 84	3,663	3,547	6.1%	314	3.8%
	85 +	1,216	1,181	2.0%	91	1.1%
Male	Total	31,332	28,763	100.0%	3,949	100.0%
	0 - 4	2,056	1,903	6.6%	56	1.4%
	5 - 14	3,748	3,494	12.1%	260	6.6%
	15 - 44	12,482	10,838	37.7%	2,325	58.9%
	45 - 64	8,029	7,648	26.6%	924	23.4%
	65 - 74	2,946	2,868	10.0%	211	5.3%
	75 - 84	1,612	1,566	5.4%	134	3.4%
	85 +	461	447	1.6%	39	1.0%
Female	Total	32,324	29,549	100.0%	4,328	100.0%
	0 - 4	1,961	1,815	6.1%	58	1.3%
	5 - 14	3,565	3,319	11.2%	245	5.7%
	15 - 44	12,510	10,747	36.4%	2,513	58.1%
	45 - 64	8,301	7,874	26.6%	1,016	23.5%
	65 - 74	3,182	3,078	10.4%	266	6.1%
	75 - 84	2,051	1,981	6.7%	179	4.1%
	85 +	755	735	2.5%	52	1.2%

(注) (原資料) (資料) 図表 1-8 と同じ。

²¹ 2017/03/06 時点

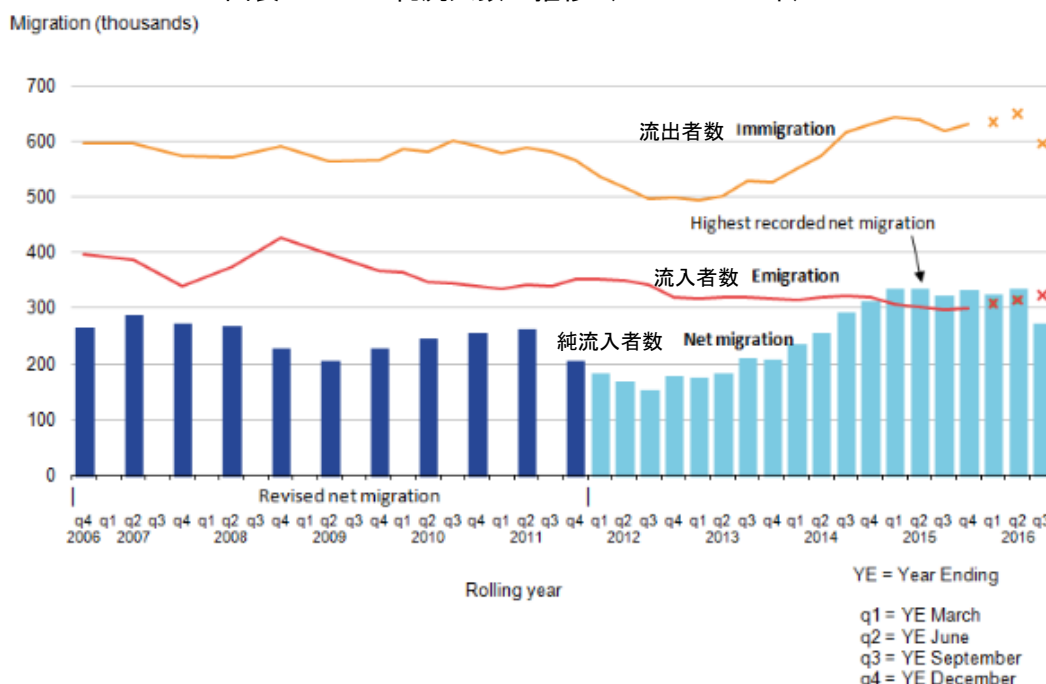
② フローデータ（長期移民の流入数）

1) 流入数の推移

ここでは、外国人労働者や移民の流出入数を見る際に注目される、長期移民（LTIM）のデータを見て行く。現時点²²の最新値は、英国統計局が2月に公表した移民統計四半期レポート（MSQR：The Migration Statistics Quarterly Report）：Feb2017より得られる²³。このリリースの報告期間は2016年9月末までであるため、同年6月23日に実施されたEU国民投票に続く3カ月の状況をカバーするものとなっている²⁴。

前回のレポートまでは最高値を更新していた英国への流入者数が、今回のレポートでは減少に転じている点が注目される。前回のレポートの対象期間である2015～2016年YE:Year End=6月）では、純流入者数（Net migration=Immigration-Emigration）は33万5,000人と推定され前年とほぼ同水準ながら、流入者数は最高値を更新する65万人（対前年で1万1,000人増）と推定される。だが、今回のレポートの対象期間（2015～2016年YE=9月）では、純流入数は27万3千人（推定値、対前年で4万9千人減²⁵）、流入者数は59万6千人（推定値、対前年比で2万3千人減）となっている。

図表 1-10 純流入数の推移（2006～2016年）



(原資料) 英国統計局, Long-Term International Migration

(出所) 英国統計局 (2016.12) Migration Statistics Quarterly Report: Feb 2017

(2017/3/6 閲覧、

<https://www.ons.gov.uk/peoplepopulationandcommunity/populationandmigration/internationalmigration/bulletins/migrationstatisticsquarterlyreport/feb2017>)

²² 2017/3/15 時点

²³ MSQR の次回公表は 2017 年 5 月 25 日の予定。

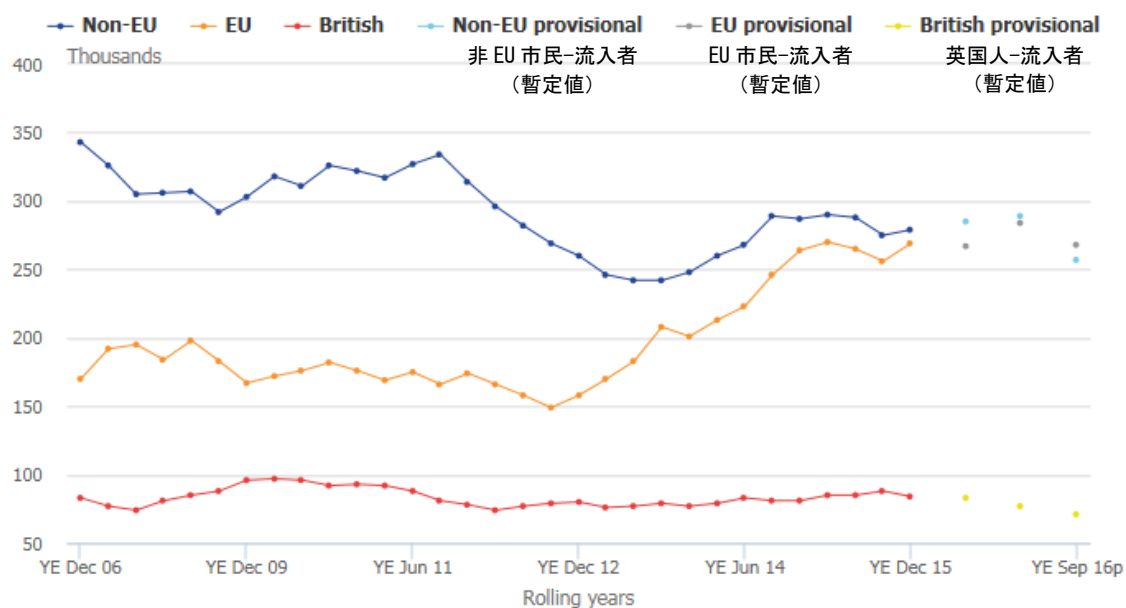
²⁴ なお、同レポートに収録されたエントリー・クリアランス・ビザ（入国許可証）、国民保険番号（NINo）、労働市場のデータは、2016 年 12 月末までをカバーしている。

²⁵ ただしこの差については統計的に有意ではないとの注あり。（純流入者数、流入者数とも）

2) EU 市民の流入状況 (EU 域内/域外からの流入数)

国民投票で EU 離脱を支持する票が過半数を占めた背景として、EU 加盟国からの移民・難民の増大が指摘される。前回レポートの報告期間では、EU 市民の流入数は 28 万 4,000 人（前年は 26 万 5,000 人）と推定され過去最高値を更新したが、今回のレポートの報告期間では減少し 26 万 8,000 人と推定された。非 EU 市民の流入数は 25 万 7,000 人と推定され、EU 市民の流入者数とほぼ同レベルとなっている。

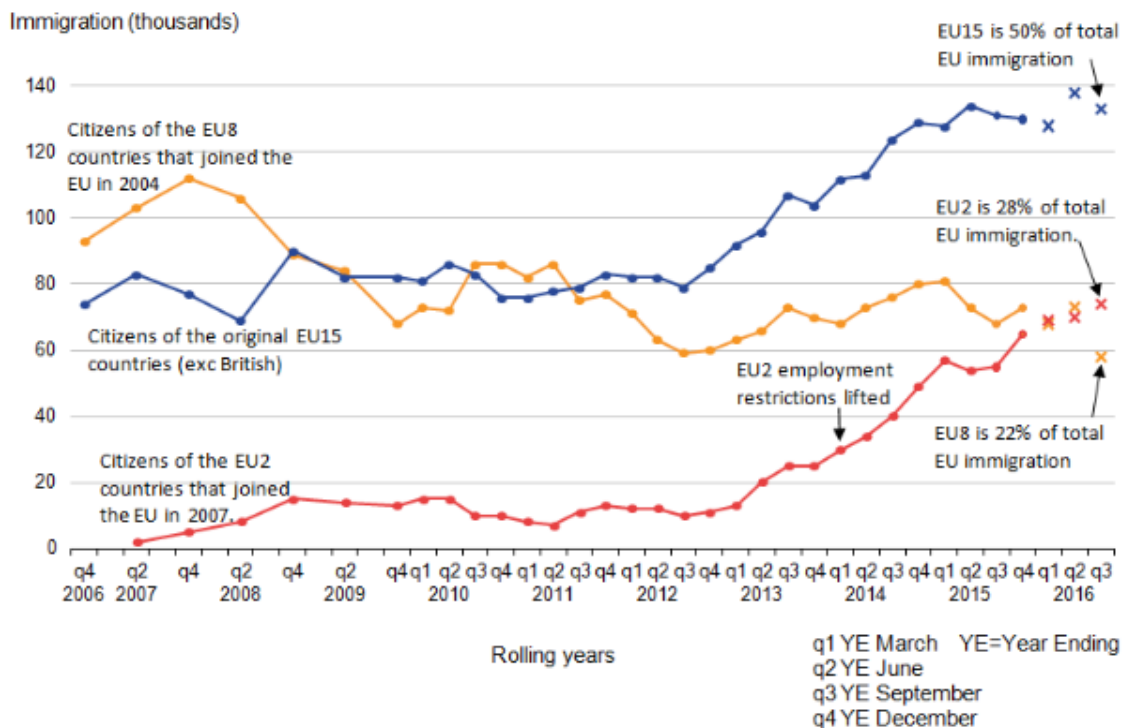
図表 1-11 流入数の推移 (EU 市民・非 EU 市民別) (2006~2016 年)



(原資料) (出所) 図表 1-10 と同じ。

EU 市民の流入数について内訳を見ると、2012 年以降、EU2（ブルガリア、ルーマニア）からの流入者が急増しており、2016 年（YE=9 月）の推定値は過去最高の 74,000 人となった。前年と比較すると 19,000 人の増である。一方、EU8 や EU15 からの流入者数は減少に転じている。EU 市民の流入数に占める割合は、EU15 が 50%、EU8 が 22%、EU2 が 28% となっている。

図表 1-12 EU からの流入数（2006～2016 年）



(原資料) (出所) 図表 1-10 と同じ。

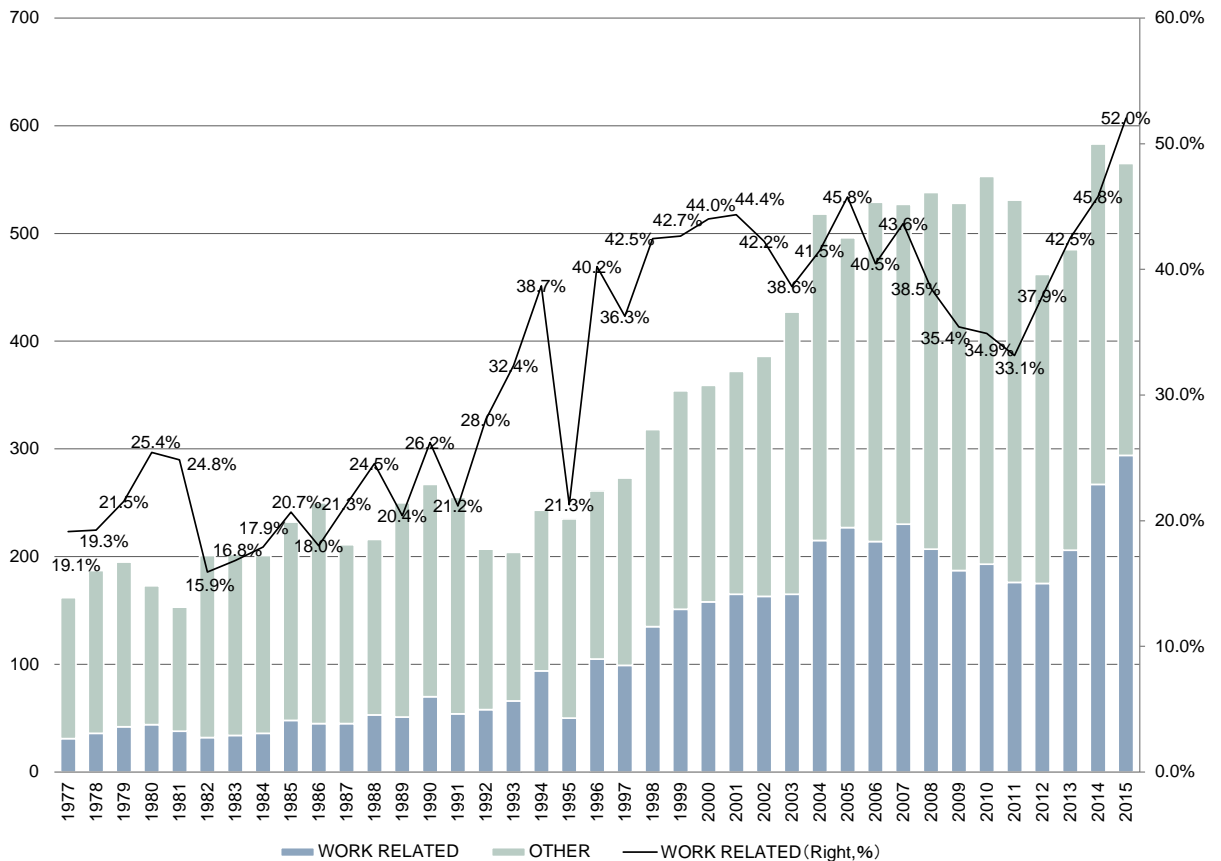
3) 就労目的の流入

a. 就労目的の流入数の推移、割合

International Passenger Survey (IPS) のデータ²⁶を用い、移住 (Migration) の主な理由が就労であるか否か別にみると、長期的にみて就労目的の移住が増加していることが分かる。2015年では、主な理由が就労関係である移住の割合は全体の52.0%となっている。

図表 1-13 主な理由別流入数 (1977~2015年)

※折れ線は就労目的 (work related) の割合



(注) 1. WORK RELATED (主な目的が就労関係) = DEFINITE JOB + LOOKING FOR WORK

2. OTHERS = ALL REASONS - WORK RELATED

(資料) 英国統計局, International Passenger Survey 3.08, citizenship by main reason for migration, UKより作成 (2017/2/6 閲覧, <https://www.ons.gov.uk/>)

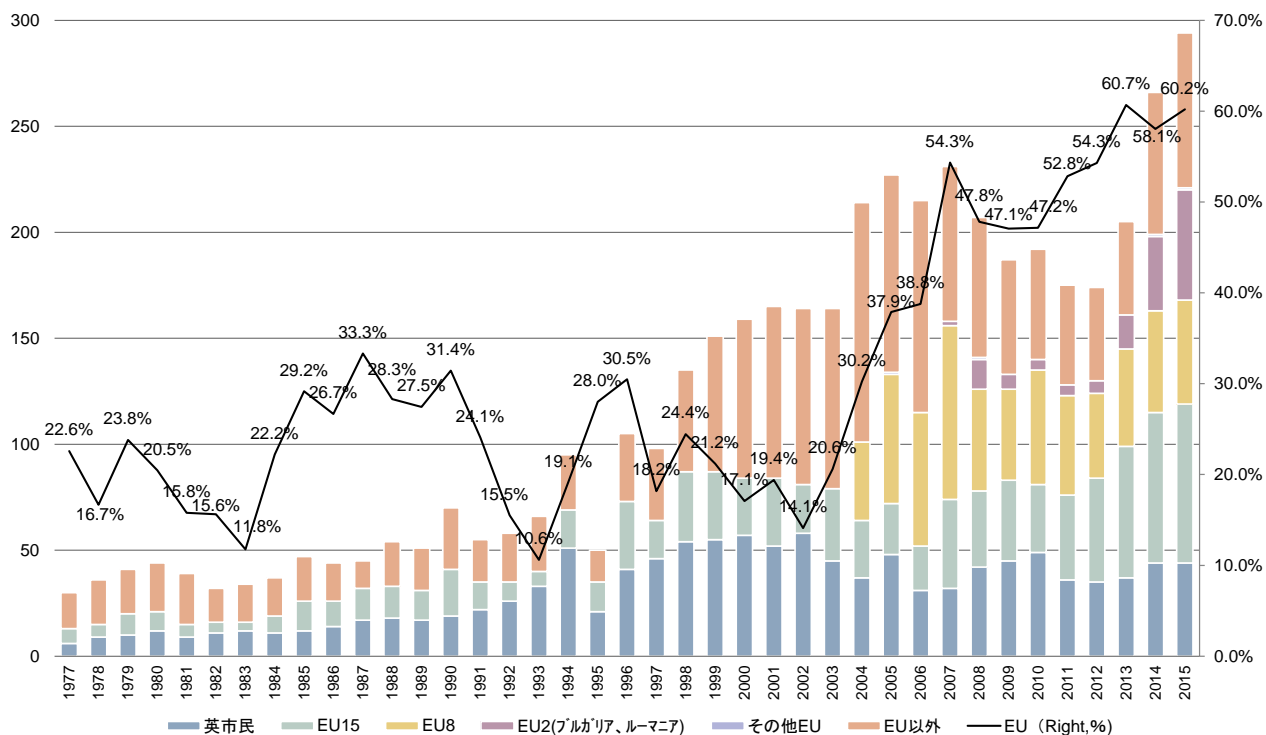
²⁶ IPS は標本調査であり、全ての移動をカバーしていないことからデータは推定値である。

b. EU市民の流入状況（就労目的）

主な理由が就労関連である移住について内訳をみると、就労関連の移住においても、2002年以降、EU市民の割合が増加していること（2015年では60.2%）、また、2007年以降、EU2（ブルガリア、ルーマニア）の割合が急増していることが分かる。

図表 1-14 主な理由が就労関連の移住の内訳（EU市民・非EU市民）（2006～2016年）

※折れ線はEU市民の割合



(資料) 図表 1-13 と同じ。

c. 就労関連ビザの発行状況（非 EU 市民）

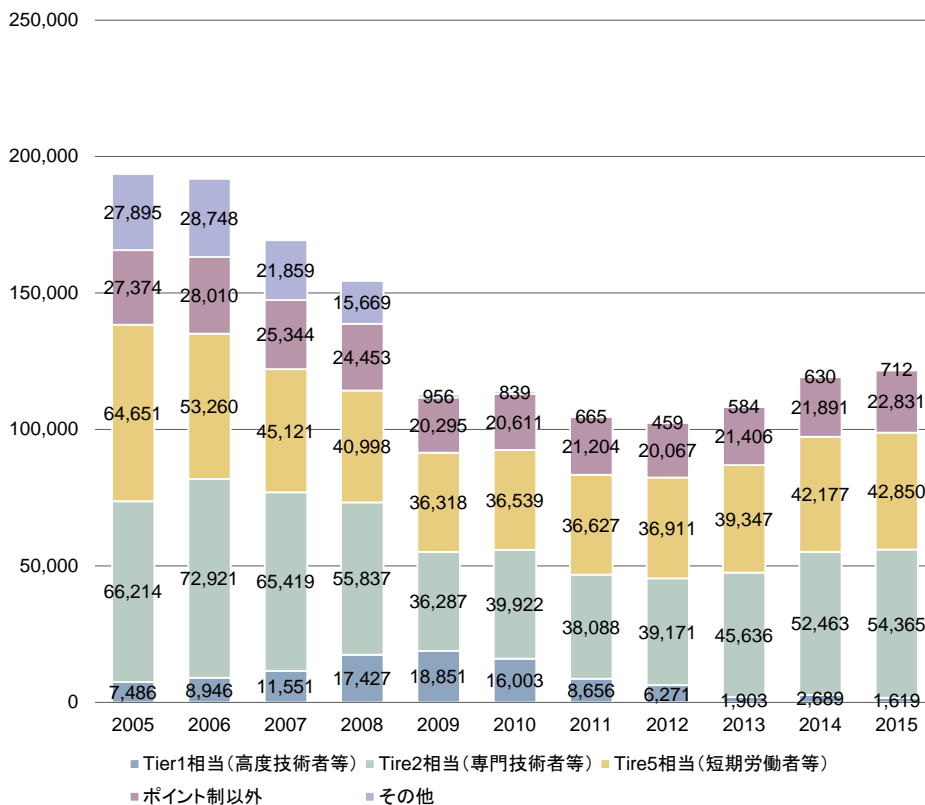
第1章 1. (2)「①入国管理の対象」で記載したように、英国で就労するのに EU 市民はビザを必要としないが、非 EU 市民は就労可能なビザを必要とする。EU 域外からの外国人労働者の受け入れに適用されるポイント制における就労関連ビザの発行数は、2016 年（YE=9 月）で 16 万 4,501 件で、対前年で 3,911 件減少した。カテゴリ別に見ると、Tier1（高度技術者等）と Tier5（若者向け短期就労等）で減少、Tier2（専門技術者等）、ポイント制以外およびその他の就労ビザで増加している。

図表 1-15 就労関連ビザの発行数（非 EU 市民）（2016 年）

Type of visa granted	YE Sep 2015	YE Sep 2016	Difference	% change to previous year
Total work-related visas	168,412	164,501	-3,911	-2%
Tier 1 visas	6,861	4,519	-2,342	-34%
Tier 2 (skilled) visas	92,840	93,843	1,003	1%
Tier 5 (youth mobility and temporary) visas	45,413	42,016	-3,397	-7%
Non-PBS/Other work visas	23,298	24,123	825	4%

(注) 数値は、付帯家族を含む。
 (原資料) 英国内務省 (Home Office)
 (出所) 図表 1-10 と同じ。

図表 1-16 就労関連ビザの発行数の推移（主申請者）（2006～2016 年）



(原資料) 英国統計局、Immigration statistics, July to September 2016: data tables
 (出所) 英国内務省 (Home Office)

(2017/2/6 閲覧,

<https://www.gov.uk/government/statistics/immigration-statistics-july-to-september-2016-data-tables>)

(4) 関係法令

原則的な法律は以下の通り。

ただし、EU 離脱のためか、National Archives（英国公文書館）の legislation.gov.uk の HP に当たると、ほとんどの法律について現在見直し中との注書きがされている状況にある（改正（案）も記載されている）。

① 国籍法および移民法

<概要>

- ・ 市民権（居住・就労）を付与する範囲や基準について定めている。ただし、それらについては頻繁な改正がなされている²⁷。
- ・ 国籍については基本的に生地主義によっている。ただし、「生地」は英連邦（British Commonwealth of Nations）を含んでおり、「外国人」に対する法律は、もともとは「英国臣民（British Subject）の身分を有する英連邦諸国からの移民に対しては効力が及ばなかった」²⁸。
- ・ だが、現在は下記のとおり英連邦諸国からの移民にも制限がかけられるようになり、さらに「1981 年英国国籍法」制定後は、英国本土生まれであっても、自動的に市民権が付与されるのは、両親のいずれもが本土生まれの英国籍者または定住者である場合に限られるようになっている。

<詳細>

- ・ 「1948 年英国国籍法（British Nationality Act）」において、英連邦市民には、自動的に英国における居住及び労働の権利が与えられた。しかし、1950 年代に新英連邦諸国から大量に移民が流入し、以前からの英国国民との間で摩擦が生じ暴動に発展したことを契機に「1962 年英連邦移民法（Commonwealth Immigrants Act）」が制定され、労働許可（Work Permit）制度の導入により英連邦諸国からの移民にも労働に制限が課されるようになった。さらに「1971 年移民法（Immigration Act）」で、居住権（Right of Abode）の有無による移民の区別が設けられ、自身かいずれかの親が本土生まれの者に限り居住権が付与された。これにより、単純労働目的の移民が減少したとされる。しかし、家族呼び寄せによる入国が抜け穴となっているとの指摘から、「1981 年英国国籍法」が制定され、以後は、英国本土生まれであっても、自動的に市民権が付与されるのは、両親のいずれもが本土生まれの英国籍者または定住者である場合に限られた。

²⁷ 脚注 2 を参照。

²⁸ 内閣府経済社会総合研究所（ESRI）（2007）「III. 英国における外国人問題への取り組みと課題」, 『英独仏における外国人問題への取り組み及びその課題に関する調査研究』
(<http://www.esri.go.jp/jp/prj/hou/hou024/hou24.pdf>)

<原典のリンク>

○1981年 英国国籍法 (British Nationality Act 1981)

本法制定以後は、英国本土生まれであっても、自動的に市民権が付与されるのは、両親のいずれもが本土生まれの英国籍者または定住者である場合に限られるようになった。

第1部 英国市民権 (Part I British Citizenship)

1. 出生または養子縁組による取得 (Acquisition by birth or adoption)
- :
4. 登録による取得: 英国の海外領土市民等 (Acquisition by registration: British overseas territories citizens etc.) / 等

(出所) 2017/2/3 閲覧、<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/1981/61/part/I>

○1971年移民法 (Immigration Act 1971)

本法により居住権 (Right of Abode) の有無による移民の区別が設けられ、自身かいずれかの親が本土生まれの者に限り居住権が付与された。

第一部 (Part I)

英国への入国と滞在に関する規定 (Regulation of Entry into and Stay in United Kingdom)

- 1条 総則 (General principles)
- 2条 英国での居住権について (Statement of right of abode in United Kingdom)
- 2A条 居住権の剥奪 (Deprivation of right of abode)
- 3条 制約と管理の一般原則 (General provisions for regulation and control)
- 3A 入国に関する規定 (Further provision as to leave to enter)
特に、
3A(3)The Secretary of State may by order provide that, in such circumstances as may be prescribed—
(a)an entry visa, or
(b)such other form of entry clearance as may be prescribed
- 3B 永住権に関する規定 (Further provision as to leave to remain)
- 4条 移民の管理に関する規定 (Administration of control)
- 5条から7条 退去に関する規定 (Procedure for, and further provisions as to, deportation)
等

(出所) 2017/2/3 閲覧、<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/1971/77/part/I>

○1999年移民および庇護民法 (Immigration and Asylum Act 1999)

居住権および永住権について、上記の1971年移民法を更に詳しく規定している。

第1部 移民総則 (Part I Immigration: General)

英国への入国と在留 (Leave to enter, or remain in, the United Kingdom)

1. 入国. (Leave to enter)
2. 永住 (Leave to remain) .
3. Continuation of leave pending decision.
4. 収容 (Accommodation)
5. Charges.
- 移民統制の例外 (Exemption from immigration control)
6. Members of missions other than diplomatic agents.
7. Persons ceasing to be exempt.
8. Persons excluded from the United Kingdom under international obligations.

英国からの退去 (Removal from the United Kingdom)

9. Treatment of certain overstayers.
10. Removal of certain persons unlawfully in the United Kingdom.
11. Removal of asylum claimant under standing arrangement with member States
12. Removal of asylum claimants in other circumstances.
13. Proof of identity of persons to be removed or deported.
14. Escorts for persons removed from the United Kingdom under directions.
15. Protection of claimants from removal or deportation.

(出所) 2017/2/3 閲覧、<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/1999/33/part/I>

② 雇用関係

○1999 年移民および庇護民法 (Immigration and Asylum Act 1999) (再掲)

移民の雇用について規制している。「1996 年 庇護民および移民法」に 8A として、「行為準則」を追加するもの。行為準則とは、「移民を雇用する使用者が確実に 1976 年人種関係法等に違反しないようにするために、使用者がすべきこともしくははしてはならないことを特定する」もの。

Employment: code of practice (行為準則²⁹)

22. Restrictions on employment: code of practice.

(出所) 2017/2/3 閲覧、

<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/1999/33/part/I/crossheading/employment-code-of-practice>

○2006 年移民、庇護民および国籍法 (Immigration, Asylum and Nationality Act 2006)

1999 年法、2004 年法に修正を行う。

23 条に、「移民差別禁止行為準則」の手続を定める。違法な状況で移民労働者を雇用する事業主に民事罰を与える。

雇用関係

- 15 条 Penalty
- 16 条 Objection
- 17 条 Appeal
- 18 条 Enforcement
- 19 条 Code of practice
- 20 条 Orders
- 23 条 Discrimination: code of practice
- 24 条 Temporary admission, &c

(出所) 2017/2/3 閲覧、<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2006/13/crossheading/employment>

²⁹ 英国の労働分野において、特定の領域の行為に関する実務的ガイダンスを提供する文書のこと。雇用担当の国務大臣や行政機関が作成。「それ自体としては法的拘束力を持たないが、当該規定を遵守しているかどうかは、雇用審判所や裁判所における手続の結果に影響を与える可能性」があるとされる。

(出所) 「イギリスの行為準則 (Code of Practice) に関する一考察—当事者の自律的取組みを促す機能に注目して」(JILPT Discussion Paper 09-05) <http://www.jil.go.jp/institute/discussion/2009/documents/09-05.pdf>

○2016年移民法（Immigration Act 2016）

2016年5月12日制定の最新の移民法³⁰。

第一部に労働市場および不法就労（PART 1 Labour market and illegal working）を定めている。主な改正点は以下のとおり。

- ・第2階層（企業内転勤）と第2階層（一般）に関して、本当に欠員が生じているのかどうかを査定する権限を英国ビザ・入国管理局が持つようになった
- ・来訪者ルートが簡素化され、観光もビジネス（短期商用）も the “standard visitor” route で許可されるようになった。

③ 社会保障関係

○2014年移民法（Immigration Act 2014）

第38条に、National Health Service 「38条Immigration health charge」³¹を定めている。これにより、2015年に医療負担金（Immigration Health Surcharge）³²が導入された。これは、「一定の滞在期間を超える入国申請全般について、主申請者やその家族に一人当たり年200ポンド（学生の場合は年150ポンド）を課す」ものである。これにより国民健康保険（NHS）のサービスを受ける資格が得られる（申請者が希望していなくとも支払う義務がある）。ビザの申請時に有効期間全体について支払う必要がある（家族3人について3年間有効なビザを申請すると、200ポンド×3年×3人＝1800ポンドとなる）。

2016年11月以降、免除されていた「Tier2（企業内異動）」カテゴリ³³についても適用されることとなり³⁴、外国企業の負担となっている。

³⁰ GOV.UK（2017/2/3 閲覧、<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2016/19/contents>）

³¹ GOV.UK（2017/2/3 閲覧、<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2014/22/contents>）

³² 移民医療付加金、健康保険付加料なども訳されている。

³³ GOV.UK（2017/03/14 閲覧、<https://www.gov.uk/healthcare-immigration-application/when-you-need-to-pay>）

³⁴ 免除措置を廃止しようという提案がなされていた。JETRO ロンドン事務所ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課（2016.9）『英国入国管理法改正』

(5) 関係機関

英国における外国人問題の運営組織体制は以下のとおり。

① 英国内務省 (Home Office)

移民政策や在留管理は内務省が担当している。かつて省内にあった移民国籍局 (IND: Immigration and Nationality Directorate) は 2007 年 3 月末に廃止されて国境移民庁 (BIA: Border and Immigration Agency)、2008 年 4 月からは国境庁 (UKBA: The UK Border Agency) となり、さらに 2013 年より業務が UK Visas and Immigration (UKVI) (ビザの申請・延長等) と Immigration Enforcement (入国管理法違反の捜査等) に分割されている³⁵。

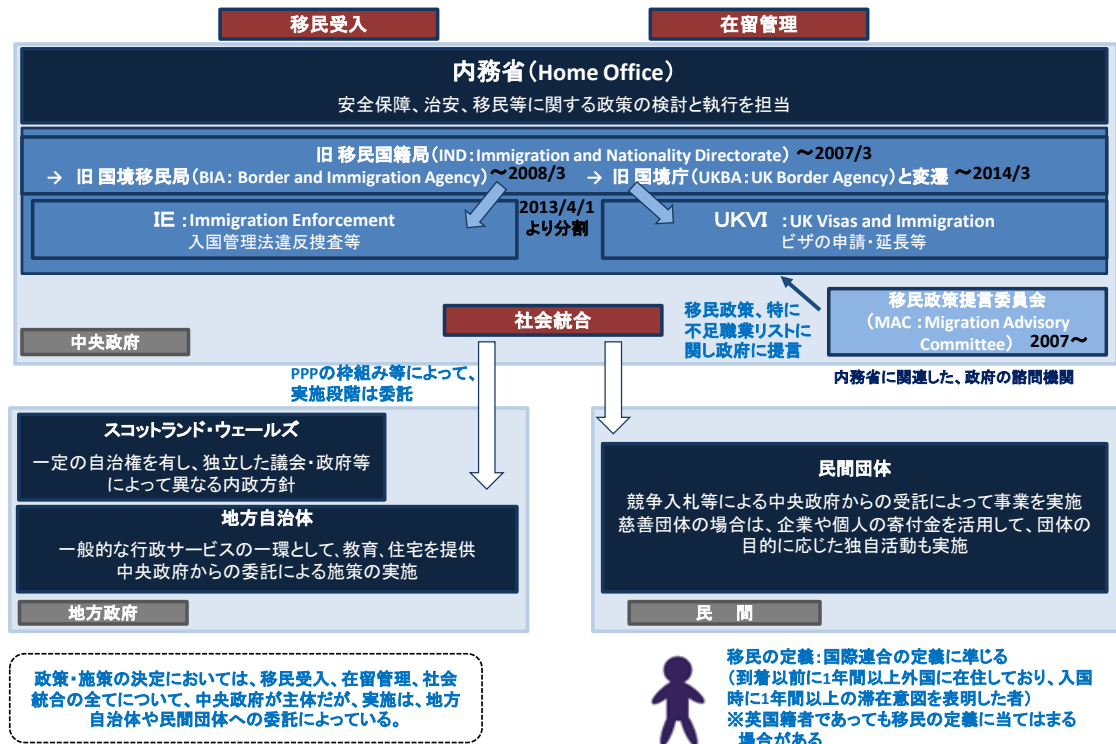
② 地方自治体 (スコットランド、ウェールズは、一定の自治権を有している。)

中央政府からの委託による施策を実施。一般的な行政サービスの一環として、教育・住宅を提供している。

③ 民間団体

公民連携事業 (PPP: Public Private Partnership) の枠組み等で、中央政府が民間団体 (慈善団体が中心) に委託を行っている。また、慈善団体は、企業や個人の寄付金を活用して、団体の目的に応じた独自の活動も行っている。

図表 1-17 英国における外国人問題の運用組織体制の概略



(資料) 内閣府委託 (2007) 『英独仏における外国人問題への取り組み及びその課題に関する調査研究報告書』 (三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング) をリバイス

³⁵ JETRO 「英国：外国人終業規制・在留許可、現地人の雇用」 (最終更新日 2016/2/25、https://www.jetro.go.jp/world/europe/uk/invest_05.html)

(6) 外国人受入れに係る基準等

① 滞在資格ごとの許可基準

以下、外国人労働者に係る主要な在留資格のカテゴリについて、対象者、要件、滞在期間、家族帯同の可否、手続きについて記載する。

(具体的には、Tier1 高度技術者：例外的才能、起業家、学生起業家、投資家、Tier2：専門技術者：一般、企業内異動について詳述している。)

1) Tier1：高度技術者

a. 例外的才能(Tier1 Exceptional Talent)

目的	英国で働くことを希望する特定分野の非常に才能のある人のためのもの。特定分野（人文科学、人文科学、工学、医学、デジタルテクノロジー、芸術の分野）における世界の指導者として既に最高レベルで国際的に認知されている人、または、既に並外れた実績を上げ、特定分野で世界のリーダーになりそうな人が対象。
発給枠等	あり。 年間の総発給数は1,000件(毎年4/6～9/30と10/1～翌年4/5で各500件)。 ・各分野の認定学術団体からの推薦が必要で、各団体の推薦発給件数も制限されている。 ：内訳は、イングランド芸術評議会(The Arts Council)250件、英国王立協会(The Royal Society)250件、英国王立工学アカデミー(The Royal Academy of Engineering)150件、英国学士院(The British Academy)150件、Tech City UK 200件。
エントリークリアランスの要件	・一般的な拒絶理由にあたらぬ ・ポイント要件：最低75 ・属性：認定学術団体に承認されている …75
申請手続き	・申請手続きは2段階制となっている。各分野の認定学術団体からの推薦を内務省（Home office）に申請。取得後、査証/入国許可証を申請。 ・査証/入国許可証の申請は、 ・英国外から…ビザ申請センターへオンライン申請、センターで手続 ・英国内から…当該ビザの延長、または他のビザ*からの切り替え ※英国内で切り替え可能なカテゴリ：Tier1、Tier2、Tier5（政府交換）
在留期間	・英国外からの応募：5年4カ月まで ・英国内（他のカテゴリ）からの応募：5年まで
在留要件	・一般的な拒絶理由にあたらぬ、違法入国者でない ・移民法に違反して滞在していない ・ポイント要件：最低75 ・属性：当該分野で雇用されているか自己雇用の結果英国で収入を得ており、かつ認定学術団体から承認を取り消されていない …75
延長	・延長可：5年（healthcare surcharge の追加支払いが必要）
永住権 settlement / 無期限滞在許可証 indefinite leave to remain (ILR)	・英国に5年滞在すると、永住権の申請が可能 <申請要件> ・一般的な拒絶理由にあたらぬ、違法入国者でない ・合法的に5年間滞在している ・5年に渡り、どの年も180日以上英国を離れていない ・ポイント要件：最低75

	<ul style="list-style-type: none"> • Appendix KoLL に従って、英国に関する十分な知識と、英国における生活に関する十分な知識を証明すること • 移民法に違反して滞在していない
可能/不可能な活動	<p><できること></p> <ul style="list-style-type: none"> • 仕事： 雇用主、会社の取締役、または自営業者 • 内務省に知らせることなく仕事を変えること • ボランティアの仕事 (voluntary work) をすること • 海外旅行と英国への帰国 • 家族の帯同 <p><できないこと></p> <ul style="list-style-type: none"> • public funds を得ること (公的資金に頼ること) • トレーニング中の医師または歯科医として働くこと • プロスポーツ選手またはスポーツコーチとして働くこと

(資料) UK Visas and Immigration, Tier1 (Exceptional Talent) policy guidance

(2017/03/10 閲覧、最終更新 2016/12/15,

<https://www.gov.uk/government/publications/guidance-on-policy-for-uk-visas-under-tier-1-exceptional-talent>)

GOV.UK, Visas and immigration : Work visas : Tier1 (Exceptional Talent) visa

(2017/03/10 閲覧、<https://www.gov.uk/tier-1-exceptional-talent>)

GOV.UK, Immigration Rules part 6A: the points-based system

(2017/03/10 閲覧、

<https://www.gov.uk/guidance/immigration-rules/immigration-rules-part-6a-the-points-based-system>)

JETRO, 「外国人就業規制・在留許可、現地人の雇用 (英国)」

(最終更新日：2016年02月25日、https://www.jetro.go.jp/world/europe/uk/invest_05.html)

JETRO ロンドン事務所ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課 (2016.9) 『英国入国管理法改正』

(https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/02/2016/595741e6cf4170f8/rpUK201609.pdf)

JILPT (2013) 『諸外国における高度人材を中心とした外国人労働者受入れ政策—デンマーク、フランス、ドイツ、イギリス、EU、アメリカ、韓国、シンガポール比較調査—』(資料シリーズ No.114)

(<http://www.jil.go.jp/institute/siryos/2013/114.html>)

(注) ※ポイント表は下記を参照

GOV.UK, Immigration Rules Appendix A: attributes,

Points needed for attributes for applicants in Tiers 1, 2, 4 and 5 of the points-based system.

(2017/03/10 閲覧、

<https://www.gov.uk/guidance/immigration-rules/immigration-rules-appendix-a-attributes>)

b. 起業家(Tier1 Entrepreneur)

目的	英国で事業（単独のトレーダー、パートナーシップ、英国で登記された企業をいう）を設立、参加、ないし引き継ぐことを希望する移民のためのもの。
発給枠等	なし
エントリーク リアランスの 要件	<ul style="list-style-type: none"> ・一般的な拒絶理由にあたらぬ ・最低 5 万 £ の投資資金があること （要件により 5 万 £ 以上か、20 万 £ 以上か異なる） ・英語の要件を満たしていること ・滞在中、自活できること ・16 歳以上 <p>-----</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポイント要件（合計 95 以上） <p>-----</p> <p>-属性 …75</p> <p>-----</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定額以上の投資資金がある³⁶ …25 ：20 万 £ 以上。ただし、以下の場合は 5 万 £ に減額される ・投資資金が公的または公的に認知登録された機関³⁷にある場合 ・Tier1（学卒起業家）からの転換 ・Tier1（就学後就労）からの転換 ・資金が規制金融機関に保有されている …25 ・資金は英国内で使用（処分）可能な状態にある …25 <p>なお、他の Tier1（起業家）応募者と「起業家チーム」を結成し、同じ投資資金を共有することができる。</p> <p>-----</p> <p>-英語力 …10</p> <p>-----</p> <p>-本人及び被扶養者の生活を維持する資金があること …10</p> <p>-----</p>
申請手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・英国外から…ビザ申請センターへオンライン申請、センターで手続き ・英国内から…当該資格の延長、または他のカテゴリ[*]からの切り替え <p>※英国内で切り替え可能なカテゴリ：</p> <ul style="list-style-type: none"> ：Tier1（一般）、Tier1（投資家）、Tier1（学卒起業家）、Tier2、 ビジネスパーソン、イノベーター、HSMP³⁸、就労許可保持者³⁹、 自営（self-employed）の lawyer, writer, composer or artist、投資家、 International Graduate Scheme(外国人大学卒業生就労許可スキーム)⁴⁰ （またはその前身の Science and Engineering Graduate Scheme）、 Fresh Talent: Working in Scotland Scheme⁴¹、 将来の起業家、将来の起業家として許可された者、

³⁶ 複数のケースが設定されているため、詳細は以下の表 4 を参照：Immigration Rules Appendix A: attributes, Attributes for Tier1 (Entrepreneur) Migrants (2017/03/10 閲覧, <https://www.gov.uk/guidance/immigration-rules/immigration-rules-appendix-a-attributes>)

³⁷ 英国国際通商省(Department for International Trade)が後援する英国の企業育成資金コンペティション、英国企業を設立または拡大するための資金を提供している英国政府省庁、または金融行動監督機構 (the Financial Conduct Authority (FCA)に登録されたベンチャーキャピタル投資会社。(訳は JETRO ロンドン事務所ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課 (2016.9)『英国入国管理法改正』による。)

³⁸ ポイント制度移行前の資格。図表 1-19 参照

³⁹ 脚注 38 と同じ

⁴⁰ ポイント制度移行時に IGS と「フレッシュタレント」を統合し Tier1 (Post-Study work)にしたという資料もあるが UK.GOV では確認できていない。

⁴¹ スコットランド留学生就職支援制度「フレッシュタレント」

	<p>※以下のカテゴリも 5 万 £ 以上の投資資金がある場合可能 : Tier1 (一般), Tier1 (Post-Study work), Tier4, 学生, 看護学生, 試験中の学生, 論文執筆中の学生, 大学院の医師 又は歯科医</p>
在留期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 英国外からの応募: 3 年 4 カ月まで ・ 英国内 (他のカテゴリ) からの応募: 3 年まで
在留要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般的な拒絶理由にあらず、違法入国者でない ・ 移民法に違反して滞在していない <p>-----</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ポイント要件 (合計 95 以上) <p>-----</p> <p>-属性 (投資とビジネス活動)</p> <p>-----</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 20 万 £ 以上を投資 (最近受けた融資が 5 万 £ のときは、5 万 £ 以上) …20 ・ 6 カ月以内に、自営業社または企業の代表者(director)として 歳入関税庁 (HMRC: HM Revenue and Customs (HMRC)) に 登録されている …20 ・ 申請に先立つ 3 カ月に、企業の代表者(director)または 自営業社として税関や HM に登録されている …15 ・ 少なくとも 12 ヶ月間、英国在住者 2 人をフルタイム 雇用していた …20 <p>-----</p> <ul style="list-style-type: none"> -英語力 …10 <p>-----</p> <ul style="list-style-type: none"> -本人及び被扶養者の生活を維持する資金があること …10 <p>-----</p>
延長	<p>※延長可: 2 年間 (他のビザからの変更の場合は 3 年間)</p> <p><申請要件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資格要件を満たしている (維持している) ・ 当該査証での在留が許可されてから 6 カ月以内に、企業の代表者 (director)または自営業者として歳入関税庁に登録されている ・ 申請前の 3 ヶ月間、企業の代表者(director)または自営業社として働い ていたことを証明できる ・ 少なくとも 12 ヶ月間、英国在住者 2 人をフルタイム雇用していた ・ 1 つ以上の英国企業に投資 <ul style="list-style-type: none"> ・ 現金で 20 万 £ ・ 最初の申請が承認されたファンドからの資金調達に基づいていた場 合は現金で 50 £ ・ healthcare surcharge の追加支払いが必要 <p>※滞在中に 18 歳になった子を含め、帯同した扶養家族を含められる ※英国内から延長する場合は書式をダウンロードし郵送。また、郵便局 で生体認証を提供 (指紋と写真)。英国外から延長する場合は、オンラ インで新しい Tier1 (Entrepreneur) を申請。</p>
永住権 settlement/ 無期限滞在許 可証 indefinite leave to remain (ILR)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 英国に 5 年滞在すると、永住権の申請が可能 <p><申請要件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般的な拒絶理由にあらず、違法入国者でない ・ ポイント要件 Appendix A35~53 で 75 以上 ・ Appendix KoLL に従って、英国に関する十分な知識と、英国における 生活に関する十分な知識を証明すること ・ 移民法に違反して滞在していない

	<p>・ポイント要件（合計 95 以上）</p> <hr/> <p>-属性（投資とビジネス活動） …75</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・ 20 万 £ 以上を投資 （最近受けた融資が 5 万 £ のときは 5 万 £ 以上） …20 ・ 6 カ月以内に、自営業社または企業の代表者(director)として 税関や HM に登録されている …20 ・ 英国で新しい企業を設立し、 少なくとも 2 名を 12 カ月以上雇用 …20 ・ 所定の期間*、合法的に滞在し、どの年も 年に 180 日以上英国を離れていない …15 <li style="padding-left: 20px;">3 年：フルタイム雇用を 10 名以上、 設立した企業で 500 万 £ の売上があった <li style="padding-left: 20px;">5 年：20 万 £ 以上の投資を行った <hr/> <p>-英語力 …10</p> <hr/> <p>-本人及び被扶養者の生活を維持する資金があること …10</p>
可能/不可能な活動	<p><できること></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 つ以上の事業を行うないし引き継ぐこと ・ 自身の事業のために働くこと（自営を含む） ・ 家族帯同 <p><できないこと></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自身の事業以外の仕事をする（他の事業に雇われる等） ・ public funds を得ること（公的資金に頼ること）

(資料) UK Visas and Immigration, Tier1 (Entrepreneur) of the Points Based System –policy guidance
(2017/03/10 閲覧、最終更新 2016/11/24,
<https://www.gov.uk/government/publications/guidance-on-application-for-uk-visa-as-tier-1-entrepreneur>)
GOV.UK, Visas and immigration : Work visas : Tier1 (Entrepreneur) visa
(2017/03/10 閲覧、<https://www.gov.uk/tier-1-entrepreneur>)
他は a. の表と同じ。

(参考) 起業家(Tier1 Entrepreneur)への他のカテゴリからの切り替えの可否について

My previous grant of leave was as a:	Can I use £200,000 of my own funds?	Can I use £50,000 of my own funds?	Can I use £50,000 from a Seed Fund?	Can I use £50,000 from a Government Dept?	Can I use £50,000 from a Venture Capital firm?
Tier 1 (Post-study Worker)	Only if you have been in business since before 11 July 2014: Please complete Existing Business Activity section	Only if you have been in business since before 11 July 2014: Please complete Existing Business Activity section	YES (no requirement to have previously been in business)	YES (no requirement to have previously been in business)	Only if you have been in business since before 11 July 2014: Please complete Existing Business Activity section
Tier 4/Student	NO	NO	YES (no requirement to have previously been in business)	YES (no requirement to have previously been in business)	NO
Tier 1 (Graduate Entrepreneur)	YES (but you qualify for the £50,000 funding provision)	YES (no requirement to have previously been in business)	YES (no requirement to have previously been in business)	YES (no requirement to have previously been in business)	YES (no requirement to have previously been in business)
Tier 1 (General)	Only if you have been in business since before 06 April 2015: Please complete Existing Business Activity section	NO	YES (no requirement to have previously been in business)	YES (no requirement to have previously been in business)	Only if you have been in business since before 06 April 2015: Please complete Existing Business Activity section
Tier 1 (Investor)	YES (no requirement to have previously been in business)	NO	YES (no requirement to have previously been in business)	YES (no requirement to have previously been in business)	YES (no requirement to have previously been in business)
Tier 2/Work Permit Holder	YES (no requirement to have previously been in business)	NO	YES (no requirement to have previously been in business)	YES (no requirement to have previously been in business)	YES (no requirement to have previously been in business)

(資料) UK Visas and Immigration, Tier1 (Entrepreneur) of the Points Based System –policy guidance

(2017/03/10 閲覧、最終更新 2016/11/24,

<https://www.gov.uk/government/publications/guidance-on-application-for-uk-visa-as-tier-1-entrepreneur>)

(参考) 起業家(Tier1 Entrepreneur)に係るポイント制度のポイント詳細

①初回の申請時 (エントリークリアランスの申請または他のカテゴリからの切り替え)

Points table for initial applications – 95 in total required	
Attributes – points required:75	Points available
<p>a) You have access to not less than £200,000, or b) You have access to not less than £50,000 from:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. one or more registered venture capital firms regulated by the Financial Conduct Authority (FCA) (not available to all applicants, please see the 'Eligibility to apply in the UK' section for more information), or 2. one or more UK Entrepreneurial seed funding competitions which is listed as endorsed on the Department for International Trade (DIT) pages of the GOV.UK website, or 3. one or more UK Government Departments or Devolved Government Departments in Scotland, Wales or Northern Ireland, and made available by the Department(s) for the specific purpose of establishing or expanding a UK business, or 	25
<p>Tier 1 (Graduate Entrepreneur) c) You :</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. are applying for leave to remain, 2. have, or were last granted, leave as a Tier 1 (Graduate Entrepreneur) migrant, and 3. have access to not less than £50,000, or 	
<p>Tier 1 (Post-Study Work) d) You:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. are applying for leave to remain, 2. have, or were last granted, leave as a Tier 1 (Post-Study Work) migrant, 3. have access to not less than £50,000, and 4. can meet the additional requirements in points 1 and 2 below. 	
<p>Tier 1 (General) If you are applying for leave to remain and have, or were last granted leave as a Tier 1 (General) Migrant, you will be awarded no points under (a) or (b)(i) above, unless you meet the additional requirements in 1 and 2 below.</p>	
<p>Additional Requirements for Tier 1 (Post-Study Work) and Tier 1 (General) switchers:</p> <p>1). You have been continuously engaged in business activity since the specified date below and up to the date of application, and during this period you have been continuously:</p> <ul style="list-style-type: none"> • registered with HM Revenue and Customs (HMRC) as self-employed, or • registered with Companies House as the director of a new or an existing business. Directors who are on the list of disqualified directors provided by Companies House will not be awarded points; and 	

<p>2). Since before the specified date below, and up to the date of application, you have been continuously working in an occupation which appears on the list of occupations skilled to National Qualifications Framework (NQF) level 4 or above, as stated in the Codes of Practice in Appendix J of the Immigration Rules and the Codes of Practice for Tier 2 Sponsors. 'Working' in this context means that the core service your business provides to its customers or clients involves the business delivering a service in an occupation at this level. It excludes any work involved in administration, marketing or website functions for the business.</p> <p>The specified date referred to above is as follows:</p> <ul style="list-style-type: none"> • 11 July 2014 if you have, or were last granted, leave as a Tier 1 (Post-Study Work) Migrant, or • 6 April 2015 if you have, or were last granted, leave as a Tier 1 (General) Migrant. 	
AND	
The money is held in one or more regulated financial institutions.	25
The money is disposable in the United Kingdom. If you are applying for leave to remain, the money must be held in the UK.	25
English Language – points required:10	
Evidence to prove that you speak English to the required standard and meet the requirements explained in this guidance. Please see relevant section below for further details.	10
Maintenance – points required:10	
A certain amount of funds to support yourself (and any dependants) in the UK. Please see relevant section below for more details.	10

(資料) UK Visas and Immigration, Tier1 (Entrepreneur) of the Points Based System –policy guidance (2017/03/10 閲覧、最終更新 2016/11/24, <https://www.gov.uk/government/publications/guidance-on-application-for-uk-visa-as-tier-1-entrepreneur>)

②在留（延長）申請

95 points in total required	
Attributes - Points required:75	
A. You have invested, or had invested on your behalf, not less than £200,000 (or £50,000 if, in your last grant of leave, you were awarded points for funds of £50,000) directly into one or more businesses in the UK.	20
<p>B. You have:</p> <ul style="list-style-type: none"> • registered with HM Revenue & Customs (HMRC) as self-employed; or • registered with Companies House as a director of a new or an existing business. Directors who are on the list of disqualified directors provided by Companies House will not be awarded points. <p>Where your last grant of entry clearance, leave to enter or leave to remain was as a Tier 1 (Entrepreneur) migrant, one of the above conditions must have been met within 6 months of the specified date. The specified date being either:</p>	20

<p>The date of your entry to the UK, where you were granted entry clearance as a Tier 1(Entrepreneur) migrant and where there is evidence to establish your date of entry to the UK; or</p> <p>The date of your grant of entry clearance, where you were granted entry clearance as a Tier 1 (Entrepreneur) migrant and where there is no evidence to establish your date of entry to the UK; or</p> <p>The date of your grant of leave to remain, in any other case.</p> <p style="text-align: center;">This does not apply where your last grant of leave prior to the grant of leave that you currently have was as a Tier 1 (Entrepreneur) migrant, a Businessperson or an Innovator.</p>	
<p>C. On a date no earlier than 3 months prior to the date of application, you were:</p> <p>a) registered with HMRC as self-employed, or</p> <p>b) registered with Companies House as a director of a new or an existing business. Directors who are on the list of disqualified directors provided by Companies House will not be awarded points.</p>	15
<p>D. You have:</p> <ul style="list-style-type: none"> • established a new business or businesses that has/have created the equivalent of at least 2 new full-time jobs for persons settled in the UK; <p>OR</p> <ul style="list-style-type: none"> • taken over or invested in an existing business or businesses and your services or investment have resulted in a net increase in the employment provided by the business or businesses for persons settled in the UK by creating the equivalent of at least 2 new full-time jobs for persons settled in the UK. <p>Where your last grant of entry clearance or leave was as a Tier 1 (Entrepreneur) migrant, the jobs must have existed for at least 12 months for the period for which the most recent leave was granted.</p>	20
English language - points required:10	
Evidence to prove that you speak English to the required standard and meet the requirements explained in this guidance. Please see the relevant section below.	10
Maintenance – points required:10	
A certain amount of funds to support yourself (and any dependants) in the UK. Please see the relevant section below	10

(資料) UK Visas and Immigration, Tier1 (Entrepreneur) of the Points Based System –policy guidance
(2017/03/10 閲覧、最終更新 2016/11/24,
<https://www.gov.uk/government/publications/guidance-on-application-for-uk-visa-as-tier-1-entrepreneur>)

③永住申請

Attributes: pass mark = 75 points	
<p>The applicant has invested, or had invested on his behalf, not less than £200,000 (or £50,000 if, in his last grant of leave, he was awarded points for funds of £50,000) in cash directly into one or more businesses in the UK.</p> <p>The applicant will not need to provide evidence of this investment if he was awarded points for it, as set out in Table 5, in his previous grant of entry clearance or leave to remain as a Tier1 (Entrepreneur) migrant (this includes the evidence to demonstrate that the investment was in a UK business).</p>	20
<p>On a date no earlier than 3 months prior to the date of application, the applicant was registered with:</p> <ul style="list-style-type: none"> • HM Revenue & Customs (HMRC) as self-employed • Companies House as a director of a new or an existing business - you must not award points to directors who are on the list of disqualified directors provided by Companies House <p>The applicant's last grant of entry clearance, leave to enter or leave to remain was as a Tier1 (Entrepreneur) migrant, on a date within 6 months of his entry to the UK (if he was granted entry clearance as a Tier1 (Entrepreneur Migrant) and there is evidence to establish their date of arrival in the UK), or in any other case, at the date of the grant of leave to remain, the applicant was registered with:</p> <ul style="list-style-type: none"> • HM Revenue & Customs (HMRC) as self-employed • Companies House as a director of a new or an existing business - you must not award points to directors who are on the list of disqualified directors provided by Companies House <p>The applicant will not need to provide the evidence of registration for condition (2) if he was awarded points from row 2 of Table 5 in his previous grant of entry clearance or leave to remain as a Tier1 (Entrepreneur) migrant.</p>	20
<p>The applicant has:</p> <ul style="list-style-type: none"> • established a new UK business or businesses that has or have created the equivalent of at least 2 new full-time jobs for persons settled in the UK • taken over or invested in an existing UK business or businesses and their services or investment have resulted in a net increase in the employment provided by the business or businesses for persons settled in the UK by creating the equivalent of at least 2 new full-time jobs <p>If the applicant's last grant of entry clearance or leave to enter or remain was as a Tier1 (Entrepreneur) migrant, the jobs must have existed for at least 12 months of the period for which the most recent leave was granted.</p>	20
<p>The applicant has spent the specified continuous period lawfully in the UK, with absences from the UK of no more than 180 days in any 12 calendar months during that period. The specified period must have been spent with leave as a Tier1 (Entrepreneur) migrant, as a businessperson and/or as an innovator, of which the most recent period must have been spent with leave as a Tier1 (Entrepreneur) migrant.</p> <p>The specified continuous period is:</p> <ul style="list-style-type: none"> • 3 years if the number of new full-time jobs created is at least 10 • 3 years if the applicant has: <ul style="list-style-type: none"> • established a new UK business with an income from business activity of at least £5 million during a 3 year period in which the applicant has had leave as a Tier1 (Entrepreneur) migrant • taken over or invested in an existing UK business and their services or investment have resulted in a net increase in income from business activity to that business of £5 million during a 3 year period in which the applicant has had leave as a Tier1 (Entrepreneur) migrant, when compared to the immediate preceding 3 year period • 5 years in all other cases 	15

(資料) Home Office, Guidance for how UK Visas and Immigration considers applications in the Tier1 (Entrepreneur) category of the points-based system (PBS).⁴²

(2017/03/15 閲覧、最終更新 2016/12/5) ,

⁴² 就労可能なカテゴリーの永住申請の要件については” modernized guidance” 参照との記載あり。各カテゴリーは右記リンク先にまとめられている。

(<https://www.gov.uk/government/collections/working-in-the-uk-modernised-guidance>)

(参考) 起業家(Tier1 Entrepreneur)に係る在留許可の延長・永住の判断について

During your initial leave	You are applying for your first extension application	During your extension period of leave	You are applying for a second extension or 5 year settlement application
You need to create 2 jobs which exist for 12 months.	The Home Office will assess the employment activity from the initial period of leave.	<p>You must: Maintain the 2 jobs created in your initial leave for a further 12 months, or</p> <p>Create 2 more jobs which exist for 12 months, if the 2 jobs created during your initial period of leave have ceased to exist.</p>	The Home Office will assess the employment activity from the extension period of leave.

(資料) UK Visas and Immigration, Tier1 (Entrepreneur) of the Points Based System –policy guidance (2017/03/10 閲覧、最終更新 2016/11/24,

<https://www.gov.uk/government/publications/guidance-on-application-for-uk-visa-as-tier-1-entrepreneur>)

c. 投資家(Tier1 Investor)

目的	英国に相当な金額の投資を行う意思のある富裕層（high-net-worth individuals）向け。
発給枠等	なし
エントリークリアランスの要件	<ul style="list-style-type: none"> ・一般的な拒絶理由にあたらぬ ・18歳以上 ・英国で200万£以上投資しようとしている ・申請時に投資資金は英国内にあっても海外でもよいが、1つ以上の規制金融機関に保有されており、英国で自由に使用（処分）できる ・資金が申請者、または配偶者、事実婚パートナー、シビル・パートナーのいずれかのものであることを証明できる ・英国の口座を開設 ・英語力は問わない（働く必要がないため。ただし永住申請時には必要）。生活を維持する資金があるかも問わない。 ・ポイント要件（合計75以上） paragraphs 54 to 65-SD of Appendix A <hr/> <p>-属性 …75</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・英国で自由に使用（処分）できる、自ら保有しコントロール下にある資金を、英国の規制金融機関に200万£以上保有している ・英国で200万£以上投資することを目的に、英国の規制金融機関に口座を開設
在留期間	<ul style="list-style-type: none"> ・英国外からの応募： 3年4カ月まで ・英国内（他のカテゴリ）からの応募： 2年まで
在留要件	<ul style="list-style-type: none"> ・一般的な拒絶理由にあたらぬ、違法入国者でない ・移民法に違反して滞在していない ・18歳以上 ・ポイント要件（合計75以上） ※エントリークリアランスまたは在留許可の取得が、2014年11月5日以前か11月6日以降かで、審査項目が異なっている。（以下は後者について記載している。） <hr/> <p>-資金と投資 …75</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・英国政府債券または英国企業（主に不動産投資を行う企業を除く）への金融投資（株式または貸付）が200万£以上 ・上記投資が維持され、次のいずれかに当てはまる <ul style="list-style-type: none"> ・上記投資の実施時期が、英国への入国日から（特別な延滞理由がない限り）3カ月以内であり、入国日の証明ができる ・入国日の証明ができない場合で、入国審査またはビザ取得から（特別な延滞理由がない限り）3カ月以内に上記投資を実施 ・Tier1（投資家）新規申請日の直前12カ月以内に上記投資実施（投資が遅れている場合は、説得力のある理由があり、遅れを緩和する措置が必要）
申請手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・英国外から…ビザ申請センターへオンライン申請、センターで手続き ・英国内から…当該資格の延長、または他のカテゴリ*からの切り替え <p>※英国内で切り替え可能なカテゴリ：</p> <ul style="list-style-type: none"> ： Tier1（一般）, Tier1（起業家）, Tier1（学卒起業家）, Tier2, Businessperson, innovator, Highly Skilled Migrant Programme,

	<p>work permit holder, writer, composer or artist, investor (投資家), Tier4, 学生, 看護学生, 試験中の学生, 論文執筆中の学生, ※Tier4 (General)も、指定された機関がスポンサーである場合に可能⁴³。</p>
<p>永住権 settlement/ 無期限滞在許可証 indefinite leave to remain (ILR)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 以下の要件を満たすと、永住権の申請が可能 <p><申請要件></p> <ul style="list-style-type: none"> 一般的な拒絶理由にあらず、違法入国者でない Appendix KoLL に従って、英国に関する十分な知識と、英国における生活に関する十分な知識を証明すること 移民法に違反して滞在していない ポイント要件 (合計 75 以上) <p>※エントリークリアランスまたは在留許可の取得が、2014 年 11 月 5 日以前か 11 月 6 日以降かで、審査項目が異なっている。(以下は後者について記載している。)</p> <p>-----</p> <p>-資金と投資 …75</p> <p>-----</p> <ul style="list-style-type: none"> 英国政府債券または英国企業 (主に不動産投資を行う企業を除く) への金融投資 (株式または貸付) を 200 万 £ 以上 …40 所定の期間※、Tier1 (投資家) として合法的に滞在し、どの年も年に 180 日以上英国を離れていない …20 <ul style="list-style-type: none"> 2 年: 1000 万 £ を投資, 3 年: 500 万 £ を投資 5 年: 200 万 £ を投資 上記の投資が、Tier1 (投資家) としての初回の申請の 1 年以上前になされたものでなく、また、滞在開始後の 3 カ月を除いて投資水準が常に維持されており、申請者は要件が満たされていることを示す書類を提出している …15 <p>-----</p>
<p>可能/不可能な活動</p>	<p><できること></p> <ul style="list-style-type: none"> 英国政府債券または英国企業への金融投資 (株式または貸付) を 200 万 £ 以上すること 就労および就学 (医師以外) 家族帯同 次の条件で永住を申請できる <ul style="list-style-type: none"> 1000 万 £ の投資 2 年後 500 万 £ の投資 3 年後 <p><できないこと></p> <ul style="list-style-type: none"> 主として不動産投資、不動産管理、不動産開発を行っている英国企業に投資すること プロスポーツ選手またはスポーツコーチとして働くこと public funds を得ること (公的資金に頼ること)

(資料) UK Visas and Immigration, Guidance- Points based system: Tier1 (Investor), (2017/03/10 閲覧、最終更新 2016/4/14, <https://www.gov.uk/government/publications/points-based-system-tier-1-investor>)
 GOV.UK, Visas and immigration : Work visas : Tier1 (Investor) visa (2017/03/10 閲覧、<https://www.gov.uk/tier-1-investor>)
 他は a. の表と同じ。

⁴³ 具体的な指定機関は、Modernised guidance である、Guidance- Points based system: Tier1 (Investor) の p.6 参照、(2017/03/10 閲覧、最終更新日 2016/4/14, <https://www.gov.uk/government/publications/points-based-system-tier-1-investor>)

d. 学卒起業家(Tier1 Graduate Entrepreneur)

目的	(i)英国の高等教育機関 (HEI : Higher Education Institutions) の卒業生で、卒業後に英国で企業するための有望なビジネスアイデアと起業のためのスキルを有し、起業のため滞在を延期することへの推薦を得た者か、または、(ii)海外の高等教育機関の卒業生で、国際通商省 (DIT : Department for International Trade) ⁴⁴ が、「シリウス・プログラム」(素晴らしい起業アイデアを持つ世界中の大卒者を対象に英国での起業を支援するプログラム) ⁴⁵ の一環として認定した者のいずれかに滞在を認めるもの
発給枠等 ⁴⁶	あり。 国務長官は総発給数を制限することができる。 年間の総発給数は 2,000 件。 ・ HEI と UKTI からの推薦発給件数も制限されている。 : 内訳は、HEI が 1,900 件、UKTI が 100 件。
エントリークリアランスの要件	<ul style="list-style-type: none"> ・一般的な拒絶理由にあたらぬ。また、不法入国者ではないこと。 ・16歳以上 ・当該資格 (Tier1 Graduate Entrepreneur) での申請は 1 回だけ ・HEI からの推薦または DIT の承認 ・ポイント要件⁴⁷ 合計 95 以上 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> -属性 …75 ・ HEI の推薦または DIT の承認がある …25 ・英国の学士号以上の学位、 …25 海外の場合はNARIC⁴⁸が認める学位がある ・裏書きが申請者について以下を評価していること …25 <ul style="list-style-type: none"> ・本格的で信頼性の高いビジネスのアイデアがある ・就労時間の大半を起業に当てられる <hr/> <ul style="list-style-type: none"> -英語力 …10 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> -本人及び被扶養者の生活を維持する資金があること …10 <ul style="list-style-type: none"> ・申請前に 90 日間、自分の銀行口座に一定額を保有 (英国内からの申請 945 英鎊、国外からの申請 1,890 英鎊)
申請手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・英国外から…ビザ申請センターへオンライン申請、センターで手続き ・英国内から…当該資格の延長、または他のカテゴリ*からの切り替え。 申請の一部として healthcare surcharge の支払いが必要。 また、生体認証情報 (写真と指紋) の提出も必要。ビザ変更後にバイオメトリック居住許可証が得られる。

⁴⁴ 以前は英国貿易投資総省 (UKTI : UK Trade & Investment) が所管。国民投票 (2016 年 6 月) 後、2016 年 7 月に同省が廃止され DIT に置き換えられた。

(2017/3/10 閲覧, <https://www.gov.uk/government/organisations/uk-trade-investment>)

⁴⁵ 詳細は以下を参照。(2017/3/10 閲覧, <https://www.gov.uk/government/collections/sirius-programme-for-graduate-entrepreneurs>)
 2017 年 3 月現在、日本でも第 2 回プログラム参加者を募集している。

(<https://www.gov.uk/government/world-location-news/big-ideas-get-them-off-the-ground-in-the-uk--3.ja>)

⁴⁶ 詳細は以下参照。(2017/03/10 閲覧, GOV.UK, Immigration Rules-Notes Tier1 (Graduate Entrepreneur) Limit.)
<https://www.gov.uk/guidance/immigration-rules/immigration-rules-appendix-a-attributes>

⁴⁷ ポイント要件の詳細は以下を参照: 属性は Appendix A の 66 ~72 パラグラフ、英語力は Appendix B の 1~15、資金は Appendix C の 1~2。(2017/03/20 閲覧, <https://www.gov.uk/guidance/immigration-rules>)

⁴⁸ NRIC : National Recognition Information Centre for the United Kingdom (英国資格審査センター)

	<p>※英国内で当該カテゴリへの切り替えが可能なカテゴリ： ・学生,看護学生,試験中の学生,論文執筆中の学生,大学院の医師又は 歯科医、ポスドクの研究者として働いている Tier2（一般）の者 （以下のカテゴリからは切り替え不可：Tier1 (Post-Study work) , Fresh Talent: Working in Scotland Scheme, International Graduates Scheme, Science and Engineering Graduate Scheme⁴⁹⁾）</p>
在留期間	<ul style="list-style-type: none"> ・1年間 ・さらに1年ずつの延長申請が可能
在留要件	<ul style="list-style-type: none"> ・一般的な拒絶理由にあらず、違法入国者でない ・移民法に違反して滞在していない ・18歳以上 ・ポイント要件（合計95以上） <ul style="list-style-type: none"> ・属性の「裏書きが申請者について以下を評価していること」に以下を追加：当該資格の延長の場合、推薦/承認者は、申請者が滞在期間中に事業の進展に満足のいく成果をあげたこと、申請者のビジネス領域（主に不動産開発・管理であるものは不可）や意図を確認する必要がある
延長	<ul style="list-style-type: none"> -属性 <ul style="list-style-type: none"> ・推薦・承認主体を変えずに延長する場合は、同じ機関から新しい推薦・認証書を得れば延長が可能。ただし、その書類は、満足のいく進展があったという内容であることが必要。 ・推薦・承認主体を変える場合は、新しい主体から推薦・認証書を得れば延長が可能。ただし、その書類は、満足のいく進展があったという内容であることが必要。 ・推薦・承認主体が、これ以上の進展は望めないと判断し、新たな推薦・認証が得られなかった場合、申請者は以下のカテゴリのいずれかに切り替えることが必要：Tier1（起業家）、Tier2（一般）、Tier2（宗教家）、Tier2（スポーツ選手）、Tier1（高度技能者） -英語能力 <ul style="list-style-type: none"> ・当該資格での延長の場合は自動的に当該要件を満たす -資金 <ul style="list-style-type: none"> ・延長期間に渡り、公的資金によらず自活出来る必要がある
永住権	<ul style="list-style-type: none"> ・当該ビザのまま永住申請はできない
可能/不可能な活動	<p><できること></p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族帯同 ・当該ビザを使って英国滞在を延長すること ・他のいくつかのカテゴリからこのビザに切り替えること <p><できないこと></p> <ul style="list-style-type: none"> ・public funds を得ること（公的資金に頼ること） ・トレーニング中の医師または歯科医として働くこと ・プロスポーツ選手またはスポーツコーチとして働くこと ・このビザで英国に永住すること

(資料) HOME Office, Published for Home Office staff on 02 December 2016 -Tier1(Graduate entrepreneur) version14.0, (2017/3/10 閲覧,
https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/574335/Tier-1-GE-v14_0.pdf)

⁴⁹⁾ ポイント制度移行前の資格も挙げられている（図表 1-20 参照）が、いずれも英国の大学を卒業した留学生や海外の大卒者の英国での就労や起業を優遇するためのスキーム。

UK Visas & Immigration, Tier1 (Graduate entrepreneur) of the Points Based System – Policy Guidance version11/16⁵⁰ (017/3/10 閲覧,
https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/570909/T1_GE_Guidance_11_2016.pdf)

GOV.UK, Visas and immigration : Work visas : Tier1 (Graduate Entrepreneur) visa
 (2017/03/10 閲覧、<https://www.gov.uk/tier-1-graduate-entrepreneur-visa>)

他は a 表と同じ。

2) Tier2 : 専門技術者

このカテゴリの申請者は、雇用主⁵¹による身元引き受けを受けなければならない。

提供される仕事は、大卒職業リスト (the graduate occupation list) に載っている職業でなければならない。被用者の身元引き受けを行うためには、雇用主は 内務省 (the Home Office) から身元引受人ライセンス (sponsor licence) を取得しなければならない。

a. 企業内転勤 (Intra-company Transfer)

目的	<p>多国籍企業が自社の英国拠点において、訓練のため、または、定住労働者 (英国人または EU 市民) では補充できない欠員を埋めるために、EU 域外から既存の従業員を異動させるためのもの。</p> <p>以下の 4 つのサブカテゴリからなる (ただし①は 2017/4/6 廃止予定⁵²、④は 2016/11/24 廃止⁵³)</p> <p>①短期スタッフ (Short Term Staff) : 12 カ月未満滞在 [廃止予定] ②長期スタッフ (Long Term Staff) : 12 カ月以上滞在(12 カ月未満でも可) ③大卒トレーニー (Graduate Trainee) : 組織的な研修参加のため ④技能移転 (Skills Transfer) : 技能の習得/移転の為の短期滞在 [廃止]</p>
発給枠等	<ul style="list-style-type: none"> 人数制限はないが、「大卒職業リスト」に載っている仕事に限定 12 カ月のクーリングオフが設定されている
エントリークリアランスの要件	<ul style="list-style-type: none"> 一般的な拒絶理由にあたらぬ。 16 歳以上。18 歳未満の場合は保護者の同意、サポートがあること。 12 カ月のクーリングオフ期間にないこと (申請前 12 カ月に Tier2 としてエントリークリアランスや在留資格を得ていない)。 ただし、以下の場合を除く : Tier2 で英国にいなかったことを証明できる場合、他のサブカテゴリから長期スタッフへの変更申請中の場合、年収が 155,300 英鎊以上支払われる場合。 申請前に一定期間、スポンサーの下で働いたことの証明 ①短期スタッフ …12 カ月以上 (ただしスポンサーシップ証明書の日付が 2017/4/5 迄のみ有効)

⁵⁰ 2016/11/24 以降有効。

⁵¹ 雇用主は、身元引受人ライセンスを得た企業でなければならない。ライセンスを得た企業は身元引受人登録簿 (the register of sponsors) に記載される。登録簿に記載された企業は、現在では全て A 級が与えられる (登録後、内務省によって B 級に格下げされたり、ライセンスが撤回されることがある)。

⁵² ①は 2017 年 4 月 6 日廃止予定。スポンサーシップの証明書が 2017 年 4 月 5 日以前の発行の場合のみ申請可能。Tier2 Policy Guidance (Version 11/2016) の p.8 参照 (2017/03/28 閲覧,最終更新 2017/3/2, https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/596072/Tier_2_Policy_Guidance.pdf)。また、2016/12/2 の JETRO,通商弘報「第 2 階層ビザの最低給与基準を引き上げー11 月 24 日から適用ー」(2017/2/10 閲覧, <https://www.jetro.go.jp/biznews/2016/12/66efbae930fdbebc.html>) も参照。

⁵³ ④は 2016/11/24 廃止。2016 年 11 月 23 日までにスポンサーシップの証明書が割り当てられた場合にのみ申請可能。Tier2 Policy Guidance (Version 11/2016) の p.8 参照 (2017/03/28 閲覧,最終更新 2017/3/2, https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/596072/Tier_2_Policy_Guidance.pdf)。

	<p>②長期スタッフ …12 カ月以上 ③大卒トレーニー …3 カ月以上 ④技能移転 … (なし)</p> <p>・ポイント要件⁵⁴ (合計 60 点以上)</p> <hr/> <p>-属性 …50</p> <hr/> <p>・スポンサーシップの証明 …30 ・適切な給料 …20</p> <p>①長期スタッフ 41500 ￡ ②短期スタッフ 30000 ￡ ③大卒トレーニー 23000 ￡ ④技能移転 24800 ￡</p> <hr/> <p>-本人及び被扶養者の生活を維持する資金 …10</p> <hr/> <p>・申請前に 90 日間、自分の銀行口座に 945 ￡を保有 (ただし、スポンサーが A ランクである場合や、 スポンサーが必要な場合に月あたり 945 ￡以上用立てて くれる場合は不要)</p> <hr/> <p>・【今後】Tier2 については、2017 年 4 月以降、さらなる改正が予定されている。たとえば、発給対象者を長期滞在する企業幹部に絞ることで、国内労働者の保護を図る方針。また、Tier2 (一般) も含め、移民技術料金 (ISC : Immigration Skill Charge、1 人当たり年間 1,000 ￡) が付加される可能性もある。⁵⁵</p>
申請手続き	<p>・英国外から…ビザ申請センターへオンライン申請、センターで手続き ・英国内から…当該資格の延長、または他のカテゴリ*からの切り替え。 申請の一部としてhealthcare surchargeの支払いが必要⁵⁶。 また、生体認証情報 (写真と指紋) の提出も必要。ビザ 変更後にバイオメトリック居住許可証が得られる。</p> <p>※英国内でサブカテゴリ : 長期スタッフへの切り替えが可能なカテゴリ : Tier2 (社内移転 : 設立スタッフ) [2011/4/6 以前の規則に基づく]、 Tier2 (社内移転) [2010/4/6 以前の規則に基づく]、 「社内移転」労働許可証の保有者 (複数回入国労働許可証を除く)、 海外事業 (overseas Business) の代表者 (海外のメディア会社の代表 者を含む)。ただし、いずれも同じ雇用主であることが必要</p>
在留期間	<p>・各サブカテゴリの最大滞在日数か、スポンサーシップの証明書に与えられた期間に 1 カ月を足した日数のいずれか短いほう</p> <p>①短期スタッフ …12 カ月 ②長期スタッフ (年収 155,300 ￡超) …9 年間 長期スタッフ (年収 155,300 ￡以下) …5 年 1 カ月 ③大卒トレーニー …12 カ月 ④技能移転 …6 カ月</p>
在留要件	<p>・一般的な拒絶理由にあらず、違法入国者でない ・移民法に違反して滞在していない ・16 歳以上。18 歳未満の場合は保護者の同意、サポートがあること。</p>

⁵⁴ Appendix A の 73~75 で 50 以上、Appendix C の 4~5 項で 10 以上

⁵⁵ JETRO 通商弘報「第 2 階層ビザの最低給与基準を引き上げー11 月 24 日から適用ー」(2016/12/02 付、2016/3/10 閲覧、<https://www.jetro.go.jp/biznews/2016/12/66efbae930fdbebc.html>) ほか、各種資料より

⁵⁶ Tier2 (企業内転勤) には免除されていたが、2016 年度より追加された。脚注 55 参照。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ポイント要件（合計 60 点以上）を維持 ・public funds を得ていない（公的資金に頼っていない） ・（必要な国・地域の国民のみ）警察で外国人登録をしていること ・他で雇用されていないこと（スポンサーに認められている場合、補助的な仕事である場合、ボランティアの仕事である場合を除く）
延長	<ul style="list-style-type: none"> ・延長可能（上限期間を下回る場合に上限期間まで）。扶養家族についても含めることが可能。 <p><要件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポンサーシップの証明書を出した同じ雇用主の下で、同じまたは類似の職業に就き、適切な給料（エントリークリアランスの要件参照）を得ること ・①短期スタッフ、②大卒トレーニーの場合は、直近のエントリークリアランスないし在留資格が同じサブカテゴリであること ・②長期スタッフの場合は、直近のエントリークリアランスないし在留資格が以下のいずれかであること：(1)直近のエントリークリアランスないし在留資格が長期スタッフ、(2) Tier2（社内移転：設立スタッフ）[2011/4/6 以前の規則に基づく]、Tier2（社内移転）[2010/4/6 以前の規則に基づく]、社内転勤のため与えられた的確な労働許可証の保有者、海外事業の代表者 <p><できないこと></p> <ul style="list-style-type: none"> ・他のサブカテゴリへの切り替え ・（2011 年 4 月 2 日以降に取得している場合において）Tier2（一般）への切り替え <p><延長期間></p> <ul style="list-style-type: none"> ・②長期スタッフの場合、以下のうち最も短い期間 ：スポンサーシップ証明書に記載された期間+14 日、または、当該カテゴリに許されている上限期間、または 5 年間 ・他のサブカテゴリの場合、当該サブカテゴリに許されている上限期間を下回っているときは、その上限期間まで延長可
永住権	<ul style="list-style-type: none"> ・一般的な拒絶理由にあらず、サブカテゴリ「長期スタッフ」あるいは適格な労働許可証保持者、あるいは海外事業の代表として、要件を維持し、合法的に 5 年滞在した場合に、申請が可能
可能/不可能な活動	<p><できること></p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポンサーシップの証明書に記載されている職業で、スポンサーのために働くこと ・同じ専門性で同レベルの副業に週 20 時間まで就くこと ・ボランティアの仕事（voluntary work）をすること ・仕事に支障のない程度に勉強をすること ・海外旅行と英国への帰国 ・家族帯同 <p><できないこと></p> <ul style="list-style-type: none"> ・public funds を得ること（公的資金に頼ること） ・ビザ取得前に働き始めること

(資料) UK Visas and Immigration, Tier 2 of the Points Based System – Policy Guidance (Guidance on application for UK visa as Tier 2 worker)（最終更新日 2017/3/2、2017/03/28 閲覧,
<https://www.gov.uk/government/publications/guidance-on-application-for-uk-visa-as-tier-2-worker>)
 GOV.UK, Tier 2 (Intra-company Transfer) visa,
 (2017/03/20 閲覧, <https://www.gov.uk/tier-2-intracompany-transfer-worker-visa/apply>)
 他は、a.の表と同じ。

b. 一般 (Tier 2 General)

目的	技能が必要な仕事において、英国定住者の中から適切な人材が見つからなかった場合、もしくは欠員が生じている場合のもの。
発給枠等	・見込み年収 15 万 3,500 ㎍未満の者については、ビザの取得に必要な身元引受証書の年間発給件数の上限は 2 万 700 件（年間：毎年 4 月 6 日～翌年 4 月 5 日）。
エントリークリアランスの要件	<ul style="list-style-type: none"> ・一般的な拒絶理由にあたらぬ。 ・16 歳以上。18 歳未満の場合は保護者の同意、サポートがあること。 ・スポンサーシップの証明書がある ・ポイント要件⁵⁷（合計 70 点以上） <hr/> <ul style="list-style-type: none"> -属性 …50 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・労働市場テストに合格 …30 ・適切な給料 …20 （2 万 5 千 ㎍か職業毎の「適切な給料」の高いほうが適用される） <hr/> <ul style="list-style-type: none"> -英語力 …10 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> -本人及び被扶養者の生活を維持する資金 …10 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・申請前に 90 日間、自分の銀行口座に 945 ㎍を保有 （ただし、スポンサーが A ランクである場合や、スポンサーが必要な場合に月あたり 945 ㎍以上用立ててくれる場合は不要） <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・Tier4（一般）から切り替える場合は追加要件あり
申請手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・英国外から…ビザ申請センターへオンライン申請、センターで手続き ・英国内から…当該資格の延長、または他のカテゴリ*からの切り替え。申請の一部として healthcare surcharge の支払いが必要。また、生体認証情報（写真と指紋）の提出も必要。ビザ変更後にバイオメトリック居住許可証が得られる。
在留期間	・最大 5 年+14 日間か、スポンサーシップの証明書に与えられた期間に 1 カ月を足した日数のいずれか短いほう
在留要件	・エントリークリアランスに準ずる
延長	・総滞在期間が 6 年を超えない範囲で、あと 5 年まで延長可能
永住権	・合法的に英国に 5 年以上滞在した場合に申請可能
可能/不可能な活動	<p><できること></p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポンサーシップの証明書に記載されている職業で、スポンサーのために働くこと ・同じ専門性で同レベルの副業に週 20 時間まで就くこと ・英国定住者では補充できない仕事で週 20 時間まで働くこと ・ボランティアの仕事（voluntary work）をすること ・仕事に支障のない程度に勉強をすること ・海外旅行と英国への帰国 ・家族帯同 <p><できないこと></p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポンサーの株式の 10%以上を所有すること（年収 155,300 ㎍以上の

⁵⁷ Appendix A の 73～75 で 50 以上、Appendix C の 4～5 項で 10 以上

	場合を除く) <ul style="list-style-type: none"> • public funds を得ること (公的資金に頼ること) • ビザ取得前に働き始めること • スポンサーのための仕事で働き始める以前に、副業で働くこと
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(資料) UK Visas and Immigration, Tier2 of the Points Based System – Policy Guidance (Guidance on application for UK visa as Tier2 worker) (最終更新日 2017/3/2、2017/03/28 閲覧, <https://www.gov.uk/government/publications/guidance-on-application-for-uk-visa-as-tier-2-worker>)
 GOV.UK, Tier2 (General) visa, (2017/03/20 閲覧, <https://www.gov.uk/tier-2-general/apply>)
 他は、a.の表と同じ。

② 労働市場テスト、受入れ人数枠、ローテーション制度、転職の制限、外国人の滞在状況の管理・報告制度（受入れ後の状況に変更等が生じた際の把握方法を含む。）等の有無及び詳細

1) 労働市場テスト

英国定住者の雇用機会を保護するため、専門技術者（Tier2）の受け入れに際して、居住者労働市場テスト（Resident Labour Market Test）の実施を義務付けている。ただし、政府の諮問機関（MAC：Migration Advisory Committee）が作成する「労働力不足職種」に該当する職種である場合や、一定の事由に基づいて Tier2（一般）を延長する場合は免除される。

労働市場テストが必要とされる場面については、Tier2 のエントリークリアランスの要件を参照。

2) 受け入れ人数枠の設定

図表 1-1 記載のように、高度技術者である Tier1 の「例外的才能（Exceptional Talent）」や「学卒起業家(Graduate Entrepreneur)」、専門技術者である Tier2 の「一般(General)」などで受け入れ人数枠が設定されている。適用される要件や人数については、時々的情勢において頻繁に変更がなされている。

（受け入れ人数等の詳細は、「(6) 外国人受け入れにかかる基準等」の該当カテゴリの表を参照。）

3) 転職の制限

カテゴリにより転職が制限されている。

（制限の有無については、「(6) 外国人受け入れにかかる基準等」を参照。）

4) 外国人の滞在状況の管理・報告制度

「(7) 外国人に課された義務等」に記載するように、外国人登録（Registration with Police）があるが、日本等は免除されており、網羅的なものではない。一方、2015年5月31日以降、日本を含む非EU市民の6か月以上の滞在や永住について、滞在許可証（居住許可証とも）「バイオメトリックレジデンスパーミット（BRP）」が導入されている。（詳細は「(7) 外国人に課された義務等」参照。）

③ 永住・帰化の可否及び基準

永住・帰化の可否および基準については、カテゴリ毎に表に記載しているとおりでである。

失効については、犯罪等を犯した場合に剥奪される可能性がある（下表参照）。また、2年以上英国を離れていたたり、主な居住地が英国外の場合に永住権を剥奪される場合あり。なお、2年以上イギリスを離れていた場合、理由と状況によっては「Uターン定住者(Returning resident)」として再入国し永住することが可能。

図表 1-18 無期限の滞在許可（永住）の拒否について

- ・ 犯罪性を伴う場合の適用ないし適用の可能性についての変更が記載されている
- ・ 拒否義務への該当、裁量的拒否への該当について検討する必要がある

Refusal criteria	Explicitly provided for?		Refusal type		Timescale
	Before 13 December 2012	After 13 December 2012	Before 13 December 2012	After 13 December 2012	
Subject of a deportation order	No	Yes	Not applicable	Mandatory	Whilst extant and/or unless revoked
Sentenced to four years or more imprisonment	Yes – see note one below	Yes	Mandatory	Mandatory	
Sentenced to 12 months or more imprisonment	Yes – see note one below	Yes	Mandatory – see note two below	Mandatory	Unless 15 years have passed from the end of sentence
Sentenced to up to 12 months imprisonment	Yes – see note one below	Yes	Mandatory – see note two below	Mandatory	Unless seven years have passed from the end of sentence
Convicted of a non-custodial offence	Yes – see note one below	Yes	Mandatory – see note two below	Mandatory	Unless the conviction was more than two years ago
The person's offending has caused serious harm	No	Yes	Not applicable	Discretionary	
The person is a persistent offender	No	Yes	Not applicable	Discretionary	
Character, conduct, associations	Yes	Yes	Discretionary	Discretionary	

- note one – Covered by 'no unspent conviction' rule
- note two – if unspent

(資料) Home Office, General grounds for refusal.- Section 1 of 5: about this guidance, general grounds for refusal and checks- version 27.0 Published for Home Office staff on 27 February 2017)
(2017/03/15 閲覧、最終更新 2017/2/27) ,

(7) 審査手続

○入国・滞在に係る審査手続について

カテゴリにより異同がある（詳細は「(6) 外国人受け入れにかかる基準等」の各カテゴリの審査手続の項目を参照）ため、ここではオンライン申請について記載する。

○永住権の申請手続について

申請は、内務省移民局に書類一式とパスポートを提出する。審査期間は通常約2～3ヶ月。個人での直接申請の他、弁護士委任も可能となっている。

○オンライン申請について

渡英前のエントリークリアランスないし査証の申請に際して、(国により) オンライン申請が可能である。

日本については、2011年1月より、日本での全ての申請は「オンライン申請用紙」を使用した申請のみ有効となった。

※オンラインで記入した申請書を印刷署名したうえで、本人が英国ビザ申請センターに提出。2014年4月より、申請書提出時の来館予約もオンライン方式となっている。

【電子申請のできること】

- ・ 査証申請フォームへの入力・保存（入力後に要印刷）
- ・ 査証申請料の支払い（オンライン決済のみ）
- ・ 査証申請センターへの来館予約

【電子申請でできないこと（窓口出頭）】

- ・ 添付書類の提出（申請センターでスキャンし提出）
- ・ ビザ申請センターでの手続き

<tourist visa か short stay visa の場合>

各国言語に対応した新しいサービスが提供されている。

GOV.UK ビザおよび入国審査

Select your language

You can read the questions in a different language, but your answers must be in English.

All words used in any translation are there to help. The English version of the questions will be used to assess your application.

Please select your language:

- English - please select your language
- 简体中文 - 请选择您的语言
- हिन्दी - कृपया अपनी भाषा चुनें
- Русский - пожалуйста, выберите ваш язык
- Türkçe - lütfen dilinizi seçin
- ไทย - โปรดเลือกภาษาของคุณ
- العربية - الرجاء تحديد اللغة
- اردو - آپ کی زبان کا انتخاب کریں

- বাংলা - দয়া করে আপনার ভাষা নির্বাচন করুন
- Français - s'il vous plaît choisir votre langue
- silahkan pilih bahasa Anda - Indonesia
- 日本 - 言語を選択してください
- 한국어 - 언어를 선택하세요
- Português - Selecione seu idioma
- සිංහල - කරුණාකර ඔබගේ භාෂාව තෝරන්න
- Español - por favor seleccione su idioma
- Việt - vui lòng chọn ngôn ngữ của bạn
- ગુજરાતી - કૃપા કરીને તમારી ભાષા પસંદ કરો
- தமிழ் - உங்கள் மொழியை தேர்வு செய்யவும்

Next

GOV.UK ビザおよび入国審査

Select your visa type

Choose what type of visa you want to apply for. If you are not sure, [check what visa you need](#).

This service is only for applicants applying from outside the UK. If you are applying from within the UK, [check how to apply for your visa or leave to remain](#).


- Standard Visitor visa
- Marriage Visitor visa
- Permitted Paid Engagement visa
- Other visas, including study, work and Parent of a Tier 4 Child

Next

(出所) <https://visas-immigration.service.gov.uk/apply-uk-visa>

<その他の visa の場合（学生ビザ、就労ビザを含む）> …Visa4UK

We use cookies to ensure that we give you the best experience on our website. If you continue without changing your settings, we will assume that you are happy to receive all cookies on our website. [Find out more](#)
[Hide this message](#)

 UK Visas & Immigration

[Contact Us](#) | [Terms & Conditions](#) | [FAQs](#)

BETA: This is the new UK visa application website. We are testing it. It is designed to make the application process simpler and clearer.

Welcome to Visa4UK

Welcome to the Visa4UK service, you can apply for a UK visa using this service if you're an applicant who is not currently in the UK.

Register for an account using the 'Register an Account' button below to begin your application.









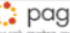


We are currently updating our online visa application service. You may be able to apply using our [new service](#) for visit visa applications if you are applying for a:

- Standard Visitor Visa
- Marriage Visitor Visa
- 1 month Permitted Paid Engagements visa

The official UK website for online visa applications, for applicants not in the United Kingdom.


[Register an Account](#) [Log in](#)


Copyright © 2017 - UKVI

payments powered by           


[How we use cookies](#) | [Privacy Policy](#)
Version: 0.58b

(出所) <https://www.visa4uk.fco.gov.uk>


 [Departments](#) [Worldwide](#) [How government works](#) [Get involved](#)
[Policies](#) [Publications](#) [Consultations](#) [Statistics](#) [Announcements](#)

 UK Visas and Immigration
Part of Home Office


[Check if you need a UK visa](#)
[Apply for a UK visa](#)
[Visa processing times](#)
[Visas, asylum and sponsorship](#)
[Settle in the UK](#)
[EU, EEA and Commonwealth](#)
[Immigration Rules](#)
[Sponsorship management system](#)
[Immigration law and operational guidance](#)



3 November 2016 — News story
Changes to the Immigration Rules
The Home Office is making changes to the Immigration Rules affecting a number of categories.



19 August 2016 — News story
New digital visa application service now available worldwide
The global roll out of the Home Office's Access UK visit visa service is now complete.



12 July 2016 — News story
Statement: the status of EU nationals in the UK
There has been no change to the rights and status of EU nationals* in the UK, and UK nationals in

(下記により、国籍や入国目的によりビザの要不要をセルフチェックできる。)

Check if you need a UK visa

What are you coming to the UK to do?

- Tourism, including visiting friends or family
- Work, academic visit or business
- Study
- Transit (on your way to somewhere else)
- Join partner or family for a long stay
- Get married or enter into a civil partnership
- Visit your child at school
- Get private medical treatment
- For official diplomatic or government business (including transit through the UK)

Next step

(出所) <https://www.visa4uk.fco.gov.uk>

(8) 外国人に課された義務等

① 個人識別情報の提供、外国人登録、身分証の携帯・提示、当局への各種申告等の要否及び詳細

○外国人登録 (Registration with Police)

英国では、従来特別な身分証明や住民登録制度はなかったが、特定の国籍者については外国人登録 (Registration with Police、通称グリーンカード) が存在する⁵⁸。現在の対象国は42カ国⁵⁹。主に中国、旧ソ連諸国、テロ関係諸国民で、1998年5月以降、日本は対象国ではなくなった。

対象国の16歳以上の国民(無国籍者を含む)は、英国に6か月以上滞在する場合は、渡英後⁶⁰7日以内にThe Overseas Visitors Record Officeまたは警察に申請し、パスポートを添えて外国人登録をし、外国人登録証を取得する必要がある。また、登録情報が変更された場合、警察に通知する必要がある。登録義務(変更登録義務)違反に対しては、5,000ポンド以下の罰金、若しくは6か月以下の禁固刑、若しくは両者が科される(Immigration Act 1971, Section 24(1)(e))。携帯義務は課せられていない⁶¹。

外国人登録 (Registration with Police) の登録項目

- ・名前と性別
- ・現在の写真(または写真)
- ・生年月日および生年月日
- ・婚姻状況
- ・国籍
- ・英国での住所
- ・英国外の最後の居住地
- ・英国到着日時、場所、到着方法
- ・パスポートの詳細
- ・雇用および/または勉強場所の詳細
- ・滞在期間および任意の条件(バイオメトリック・レジデンスの詳細を含む)

(出所) 英国内務省(2015.6.9), Guidance - Police registration - version 11.0

(https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/488201/Police_registration_v11.0_EXT_clean.pdf)

⁵⁸ 外務省領事局外国人課(2006.2)「欧州および北米各国における外国人の在留管理の実情に関する調査報告書」(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/local/database/pdfs/foreign_h17.pdf)

⁵⁹ GOV.UK(2017/3/14閲覧、<https://www.gov.uk/guidance/immigration-rules/immigration-rules-appendix-2-police-registration>)

⁶⁰ 英国内務省(2015.6.9), Guidance - Police registration - version 11.0
(https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/488201/Police_registration_v11.0_EXT_clean.pdf)

⁶¹ なお、ホテル等宿泊施設の管理者に対し、宿泊する外国人の身分確認義務と12か月以上の保管、警察等への開示義務がある。詳細は、外務省領事局外国人課(2006.2) p.25参照。

○バイオメトリックレジデンスパーミット (BRP : Biometric residence permits)

一方、2015年5月31日以降、日本を含む非EU市民の6ヶ月以上の滞在や永住の申請が承認されると、生体認証情報を含む滞在許可証(居住許可証とも)「バイオメトリックレジデンスパーミット (BRP)」が発行されることになった。

これはEUで導入促進されている「居住許可カード (Residence Permit Card)」にあたるが、英国では、主に6ヶ月以上滞在するビザの発行時、および就労査証や学生査証、ワーキングホリデーの滞在延長申請時に発給される。

BRPによって、身元、英国で勉強や仕事をする権利、公的サービス・給付を受ける権利が確認される。

なお、英国滞在中に、外国人が旅券(パスポート)やBRPを常時携帯する義務はない。

英国内から申請した場合は宅配されるが、英国外から申請した場合は、入国後10日以内か vignette (シール状の証票)の有効期限が切れる前に、指定の郵便局で受領するか、スポンサー(受け取り方法として指定した場合)から受け取る必要がある。

期日までに受け取らない場合、1,000ポンド以下の罰金が科されることがある。

また、個人情報に変更された場合には、BRPの交換が必要な場合がある。また、紛失・盗難・破損の場合は3ヶ月以内に再発行の申請をする必要がある。しない場合は1,000ポンド以下の罰金が科されることがある。⁶²

バイオメトリックレジデンスパーミット (BRP) の見本および記載事項

- ・名前、生年月日、出身地
- ・指紋、顔写真(生体情報)
- ・移民ステータス(査証の種類等)と滞在条件
- ・public funds へのアクセス可否(例えば、給付、医療サービス)

※さらに、発行日やビザのステータスにより、裏面にナショナルインシュアランス (NI) 番号が印字されることがある



(出所) GOV.UK (Biometric residence permits (BRPs))
(2017/3/14 閲覧、<https://www.gov.uk/biometric-residence-permits>)

⁶² 詳細は GOV.UK (Biometric residence permits (BRPs)) 参照。
(最終更新日 2017/2/27、<https://www.gov.uk/biometric-residence-permits/print>)

② 権利の制限（移動の自由（出国の自由等）等）

（「(6) 外国人受け入れにかかる基準等」の各カテゴリの「できること／できないこと」を参照）

③ 在留資格取消し及び退去強制に係る基準の詳細

（「(6) 外国人受け入れにかかる基準等」の③永住・帰化の可否および基準を参照）

④ 社会保障（生活保護受給等の可否）、参政権等

1) 社会保障（生活保護受給等の可否）

○社会保障給付

非EU市民は、永住権の取得が低所得層向け給付制度の適用の条件となっている⁶³。期限付きの滞在許可の外国人は、公的扶助に頼らないことが滞在の条件となっているため、公的扶助を受給している場合には国外退去や滞在延長申請の却下、訴追の対象となる可能性がある。

永住権が前提となる給付制度等（非EU市民）

所得調査制求職者手当、所得連動制雇用・生活補助手当、所得補助、年金給付、住宅給付、カウンスル税の減免、児童給付、児童税額控除、ユニバーサル・クレジット、就労税額控除、社会基金からの補助、障害生活手当、個人自立手当、付添手当、介護手当、自治体による社会的住宅の提供、自治体のホームレス向け給付

（出所）JILPT、(2015)「主要国の外国人労働者受入れ動向:イギリス」（フォーカス：2015年1月）

http://www.jil.go.jp/foreign/labor_system/2015_01/uk.html#list_02

GOV.UK, Guidance – Public funds – v13.0, 22 April 2016

https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/518624/Public_funds_v13.0.pdf

EU市民については、域内での就労や求職活動の権利が認められており、これに関連して社会保障にかかわる基本的な権利も保証されている⁶⁴。EU市民には、最初の3カ月について無条件で居住権が認められているが、3カ月を超えて居住権が認められるのは、「労働者」「自営業者」「学生」「求職者」「その他、自らの生活を維持する資金がある者（年金生活者等）等である。「労働者」「求職者」以外は、自らの生活を維持する資金があること及び医療保健に加入していることが居住権の条件となり、低所得者向け社会保障給付の申請は原則として認められない。

EU市民に対する社会保障給付は、支給要件の厳格化など給付に制限をかける動きが強まっている。2014年1月から、EU市民等に対して入国後3カ月間は求職者手当（所得調査制）の申請を認めないとする制度改革がなされ、3カ月を経ても、申請条件となる居住権テストの厳格化や支給期間の短期化が図られるなどしている。

⁶³ 外国人を対象とする社会保障制度についての詳細は、JILPT、(2015)「主要国の外国人労働者受入れ動向:イギリス」（フォーカス：2015年1月）へ。http://www.jil.go.jp/foreign/labor_system/2015_01/uk.html#list_02

⁶⁴ 脚注63と同じ。

居住権が前提となる給付制度等（EU 市民）

所得調査制求職者手当、所得連動制雇用・生活補助手当、所得補助、年金給付、住宅給付、カウンスル税の減免、児童給付、児童税額控除、ユニバーサル・クレジット、自治体からの住宅補助

（出所）JILPT（2015）「主要国の外国人労働者受入れ動向:イギリス」（フォーカス：2015年1月）

http://www.jil.go.jp/foreign/labor_system/2015_01/uk.html#list_02

GOV.UK, Guidance – Public funds – v13.0, 22 April 2016

https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/518624/Public_funds_v13.0.pdf

○健康保険サービス

前述のとおり、非 EU 市民が 6 カ月以上滞在する場合は、移民医療付加金（Immigration Healthcare Surcharge）の支払いが必要であるが、これにより国民健康保険（NHS）のサービスを受ける資格が得られる。

2) 参政権の有無

国政参政権（選挙権・被選挙権とも）は、英連邦市民及びアイルランド国民のみに認められている。また、地方参政権（選挙権・被選挙権とも）は、英連邦市民及びアイルランド国民及びEU市民に認められている。⁶⁵

(9) 受け入れている外国人本人及び家族等の登録事項に係る公証制度の有無及び詳細

外国人に関する公証制度はない。

外国人であることのアイデンティティを証明するものについては、「(8)外国人に課された義務等」の「①個人識別情報の提供、外国人登録、身分証の携帯・提示、当局への各種申告等の要否及び詳細」を参照。⁶⁶

⁶⁵ GOV.UK, Types of election, referendums, and who can vote
(2017/02/27 最終更新、<https://www.gov.uk/elections-in-the-uk>)

⁶⁶ この他 GOV.UK に関連情報源として以下がある：Collection Identity checks (modernised guidance),(閲覧 2017/03/27,最終更新日 2013/11/27,
<https://www.gov.uk/government/collections/identity-checks-modernised-guidance>)

2. 外国人受入れに係る政策等

(1) 受入政策の基本方針及びその変遷

①第二次世界大戦後～1990年代まで

かつて植民地帝国であった英国では、高度成長期まで、旧植民地から労働力が大量に流入。単純労働力を担ってきた。

しかしながら、1970年代半ばのオイルショックを期に、自国民の失業率が急上昇する中で新たな受け入れは停止。既に国内にいる人たちについても帰国を促すものの、かえって家族を呼び寄せ定住化傾向を強めていった。

②1990年代末～

1990年代末から近年の英国の外国人労働者受入制度の概要については、独立行政法人労働政策研究・研修機構（以下、JILPT）の「主要国の外国人労働者受入動向：イギリス」（フォーカス：2015年1月）をベースに記載する。

○労働許可制から高度人材の積極的受入れへ（1990年代末～2000年代前半）

イギリスでは従来、労働許可制を中心に外国人労働者の受け入れを行っていたが、景気拡大に伴う人材不足（IT、保健・医療分野など）への対応のため、1990年代末～2000年代前半に外国人労働者受け入れを積極化。経済に貢献する専門技術を持つ者に門戸を開放、未熟練外国人を受け入れ不可とする基本方針のもと、2000年前後に労働許可証に係る資格水準の要件を緩和したほか、2001年末には高度技術者向け受け入れスキーム（Highly Skilled Migration Programme：HSMP）を導入。HSMPは、雇用の有無を条件とせず、申請者の資格や過去の収入等に基づくポイントで受け入れの可否を判断した。

（出所）JILPT（2015）「主要国の外国人労働者受入れ動向：イギリス」（フォーカス：2015年1月）

図表 1-19 ポイント制以前の外国人受入れ制度

(1)労働許可等によるもの	ビジネス・商務 芸能・スポーツ その他(サービスの貿易に関する一般協定など) 業種別スキーム(Sector Based Scheme)	職業訓練・研修スキーム インターンシップ
(2)労働許可以外の就労制度によるもの	ビジネス・ケース・ユニット(経営者、自営業者、投資家など) ワーキングホリデー(Youth Exchange Scheme) オペア(住み込み家事手伝い) 留学生 その他のスキーム(科学・工学科目修了者スキーム ⁶⁷ 等) 高度技術者向けプログラム(HSMP：Highly Skilled Migrant Programme) 季節農業労働者スキーム	
(3)労働者登録制度	2004年のEU新規加盟国(東欧8カ国)の労働者が被用者として就労する場合の登録制度	

（原資料）JILPT（2006）『欧州における外国人労働者受入れ制度と社会統合—独・仏・英・伊・蘭5カ国比較調査—』（労働政策研究報告書 No.59）

（出所）JILPT（2015）「主要国の外国人労働者受入れ動向：イギリス」（フォーカス：2015年1月）

⁶⁷ Science and Engineering Graduate Scheme

○EU 拡大に伴う単純労働者流入を背景とするポイント制導入（2008 年～）

2004 年の EU 拡大に際して、東欧諸国（EU8）からの労働者の就労を原則自由化、被用者については労働者登録制度を適用した。結果として、2009 年まで年間 20 万人前後が流入し、多くが農業、宿泊業、製造業、食品加工などの単純労働者に従事したとみられる。急激な労働者の流入をうけて、域外からの外国人受け入れに関する引き締め策としてポイント制（Point Based System）が 2008 年から導入された。従来の雑多なスキームを 5 階層に整理し、審査基準の明確化、手続きの簡素化（入国・就労許可の一体化など）が行われた。

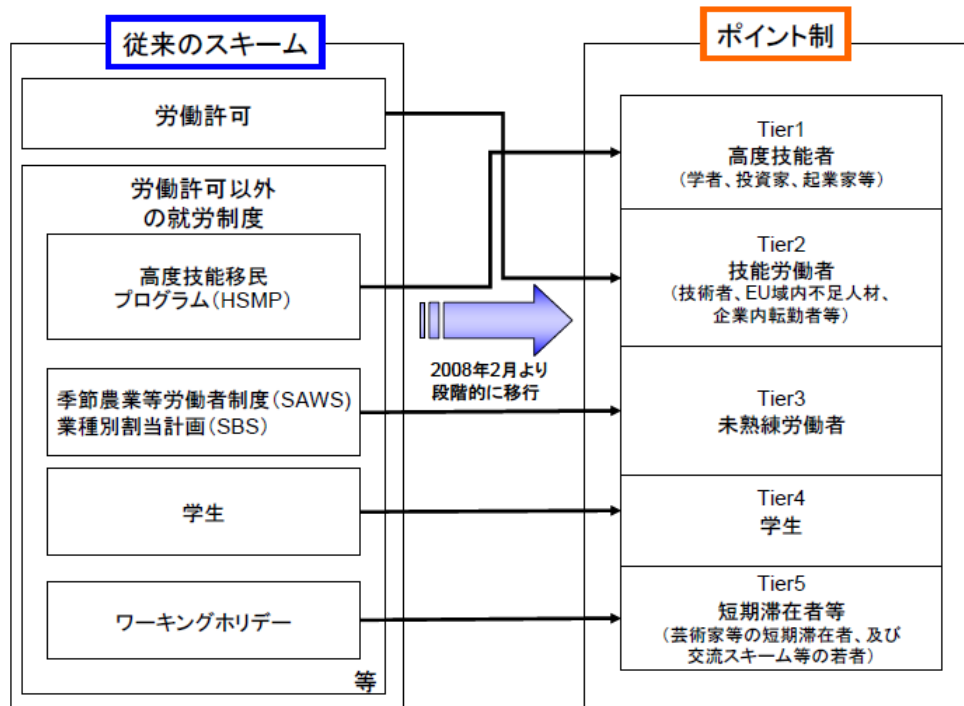
（出所）図表 1-19 と同じ

図表 1-20 旧受入れ制度との対応

・旧 HSMP 相当の高度人材、起業家、投資家などの受け入れ	→ Tier1
・労働許可制による専門技術者・企業内異動労働者の受け入れ	→ Tier2
・スポーツ関連や若者向けの交流プログラムなど、短期労働者	→ Tier5
・留学生	→ Tier4

（出所）図表 1-19 と同じ

外国人労働者受入れ制度の概要



（資料）労働政策研究・研修機構「欧州における外国人労働者受入れ制度と社会統合- 独・仏・英・伊・蘭 5 ヶ国比較調査」（2006）、及び Home Office UK Border Agency、JETRO 英国外国人就業規制・在留許可、現地人の雇用等より作成

（出所）法務省委託（2009）『諸外国における高度外国人材受け入れ制度に関する調査報告書ーポイント制度を中心に』（三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング）

図表 1-21 ポイント制における外国人の分類

階層	対象	カテゴリ ^{注1)}	
第1層 Tier1	成長と生産性に貢献する高度技能者 (Highly skilled individuals to contribute to growth and productivity)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 例外的技能者^{注2)} (Exceptional talent) ・ 投資家 (Investor) ・ 起業家 (Entrepreneur) ・ 学卒起業予定者^{注3)} (Graduate Entrepreneur) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般 (General) (2011 受入れ停止、 2015.4 延長申請停止) ・ 学業修了者 (Post-Study) (2012 廃止)
第2層 Tier2	求人のある技能労働者 (Skilled workers with job offer to fill gaps in United Kingdom labour force)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般 (General)^{注4)} ・ 企業内転勤 (Intra-company transfer) ・ 宗教活動家 (Minister of religion) ・ スポーツ選手 (Sportsperson) 	
第3層 Tier3	不足に応じて人数を制限して受け入れる低技能労働者 (Limited numbers of low-skilled workers needed to fill temporary labour shortages)	(停止中) ^{注5)}	
第4層 Tier4	学生 (Students)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成人学生 (Adult student (General student)) ・ 生徒 (Child student) 	
第5層 Tier5	青少年交流・一時的労働者 (Youth mobility and temporary workers : people allowed to work in the United Kingdom for a limited period of time to satisfy primarily non-economic objectives)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 創造的業務及びスポーツ関係者 (creative & sporting) ・ 慈善団体関係者 (charity) ・ 宗教関係者 (religious)^{注5)} ・ 政府の認可した人的交換 (government authorized exchange) ・ 国際協定に基づく入国者 (international agreement)^{注6)} ・ ワーキングホリデー (Youth mobility scheme) 	

(原資料) JILPT (2013) 『諸外国における高度人材を中心とした外国人労働者受入れ政策—デンマーク、フランス、ドイツ、イギリス、EU、アメリカ、韓国、シンガポール比較調査—』(資料シリーズ No.114) ほか

(資料) 厚生労働省 (2016) 『2015 年海外情勢報告』、JILPT (2015) 「主要国の外国人労働者受入れ動向：イギリス」をもとに作成

- (注) 1. カテゴリ名等は原則厚生労働省 (2016) に準じた
 2. 例外的技能者 (Exceptional talent) の年間制限数は 1000 人
 3. 新設されたカテゴリ。年間発給件数は 2000 件
 4. Tier2 の一般 (General) の年間制限数は 2 万 700 人
 5. 設計されたものの東欧諸国からの単純労働者の供給拡大のため 1 度も使われていない。
 6. 説法等を行う者は Tier2 の宗教活動家枠
 7. 外国政府又は国際機関の職員等

○2008 年ポイント制導入後～2014 年

2008 年にポイント制を導入してからも、域外からの受け入れが可能な外国人の範囲を絞る方向で、頻繁に制度改正を行ってきた。

2010 年には、ポイント制における域外からの主要な受け入れルートであった第 1 階層、第 2 階層の各「一般」カテゴリに、暫定的数量制限(2010 年 7 月)を導入。次いで第 1 階層の「一般」カテゴリについては新規受け入れを停止、以降第 2 階層については年間 20,700 件の上限が維持されている⁶⁸。併せて、第 1 階層「就学後就労」カテゴリを廃止。
 また、第 2 階層で受け入れ可能な職務レベルの引き上げが逐次行われてきた。外国人の

⁶⁸ 2017/1 現在も継続

受け入れを抑制するとの政府の意向を受けて、MAC が提言したもので、ポイント制導入当初には、第 2 階層で受け入れ可能な職務レベルの下限は中等教育修了相当だったが、現在は高等教育修了相当となっている。これに対応して、労働力不足職種リストの職種数も大幅に削減された。加えて、一定期間の滞在後に永住権の申請を認めるカテゴリから「企業内異動」を除外、滞在期間にも年限を設けるなど、定着の抑制もはかられている。

加えて、ポイント制導入に前後して急速に拡大している就学目的の外国人の中にも、実際には就労を目的に入国している者が含まれるとの見方から、就学ビザに関する要件(参加予定のコースのレベル等)の引き上げや、教育機関に対する取り締まりの強化(不正な教育機関に対しては受け入れ先としてのライセンスを停止)を行っている。

(出所) 図表 1-19 と同じ

○2014 年～

2014 年 1 月 1 日より、2007 年の EU 加盟後 7 年間英国での就労が制限されていたルーマニア、ブルガリアからの移民に対する就労制限が緩和された。これを受けて英国内では急激な移民の増加に対する反発が強まり、それが一つの理由となって、EU 離脱についての国民投票（2016 年 6 月 23 日）に実施に至ったと言われる。

今後、EU 離脱に向け、EU 市民に対する流入規制がかけられるのではないかとの見方がある。

3. 外国人受入りに係る背景・影響等の情報

(現在の外国人受入制度が形成された歴史的・社会的背景については、「2. 外国人受入りに係る政策等」の「(1) 受入政策の基本方針及びその変遷」に記載している。)

4. 参考文献

－受け入れ制度・受け入れ状況

- ・ 外務省領事局外国人課（2006.2）『欧州および北米各国における外国人の在留管理の実情に関する調査報告書』
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/local/database/pdfs/foreign_h17.pdf
- ・ 内閣府委託（2007）『英独仏における外国人問題への取り組み及びその課題に関する調査研究報告書』（三菱UFJリサーチ&コンサルティング）
<http://www.esri.go.jp/jp/prj/hou/hou024/hou24-2.pdf>
- ・ 日本貿易振興機構（JETRO） ロンドン事務所ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課（2016.9）『英国入国管理法改正』
https://www.jetro.go.jp/ext_images/ Reports/02/2016/595741e6cf4170f8/rpUK201609.pdf
- ・ 日本貿易振興機構（JETRO）（2016.12）「第2階層ビザの最低給与基準を引き上げ－11月24日から適用－（英国）」、『世界のビジネスニュース（通商弘報）』
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2016/12/66efbae930fdbebc.html>
- ・ 大山彩子（2012）「英国における移民と移民政策」（研究ノート），お茶の水女子大学生活社会科学研究会、『生活科学研究』第19号
http://teapot.lib.ocha.ac.jp/ocha/bitstream/10083/53907/2/19_p15-24.pdf
- ・ 労働政策研究・研修機構（JILPT）（2006）「第3章 英国における外国人労働者受入れ制度と社会統合」、『労働政策研究報告書 No.59 欧州における外国人労働者受入れ制度と社会統合－独・仏・英・伊・蘭5カ国比較調査－』
http://www.jil.go.jp/institute/reports/2006/documents/059_02-3.pdf
- ・ 労働政策研究・研修機構（JILPT）（2015.5）『諸外国における外国人受け入れ制度の概要と影響をめぐる各種議論に関する調査』（資料シリーズNo.153）
http://www.jil.go.jp/institute/siryo/2015/documents/0153_01.pdf

－参政権、社会保障

- ・ GOV.UK, Types of election, referendums, and who can vote
（2017/02/27 最終更新、<https://www.gov.uk/elections-in-the-uk>）
- ・ GOV.UK, Guidance – Public funds – v13.0, 22 April 2016
https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/518624/Public_funds_v13.0.pdf
- ・ 国立国会図書館調査及び立法考査局『諸外国の公的扶助制度－イギリス、ドイツ、フランス』
http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8206063_po_0789.pdf?contentNo=1
- ・ 労働政策研究・研修機構（JILPT）（2015）「主要国の外国人労働者受入れ動向：イギリス」（フォーカス：2015年1月）※特に「4.社会保障制度」「5.労働市場に与える影響（国内人への影響）」
http://www.jil.go.jp/foreign/labor_system/2015_01/uk.html#list_02
- ・ 労働政策研究・研修機構（JILPT）（2015）「低技能の外国人労働者の流入による影響（MAC（2014）による分析）」
http://www.jil.go.jp/institute/siryo/2015/documents/0153_01.pdf
- ・ 佐藤令（2013）「外国人参政権をめぐる論点」、国立国会図書館調査及び立法考査局『人口減少社会の外国人問題』
http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8206063_po_0789.pdf?contentNo=1
- ・ 堤建造（2008）「外国人と社会保障」、国立国会図書館調査及び立法考査局『人口減少社会の外国人問題』
<http://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/document/2008/20080110.pdf>

第2章 ドイツ

1. 外国人受入れに係る現在の法制度及び現況

(1) 受け入れる外国人のカテゴリー

① 「外国人」「移民」の定義について

1) 法律上の定義

ドイツにおける「外国人」は、EU 加盟国の国籍を持つ外国人（EU 市民）と、それ以外の国籍の外国人（第三国国籍者）に大別される。EU 市民の出入国管理及び滞在は、EU 自由移動法に定められているが、本稿では特に断りがない限り、「外国人」を第三国国籍者として進めていく。文脈に応じて、EU 市民と区別するため、外国人と表記せず第三国国籍者としている部分もある。また適宜必要に応じ、EU 市民についての記述も行う。

外国人の出入国・滞在に関する法律は、「連邦領域における外国人の滞在、職業活動及び統合に関する法律」（以降、滞在法¹）で規定されており、その第2条で、外国人とは、ドイツ連邦共和国基本法（憲法に相当）第116条第1項でいうドイツ人の定義（ドイツ国籍を有する者、または1937年12月末以前に現在のドイツ国の領域内に、ドイツ民族に属する亡命者もしくは難民またはその配偶者もしくは子孫として受け入れられている者）に該当しない全ての者を指している。

また、ドイツは移民の流入と常に隣り合わせの歴史があるが、本稿における移民は、90日を超えて滞在する第三国国籍者として、教育や職業活動を理由に滞在が許可された者としている。なお、永住・移住を当初からの目的としていない場合も含めている。

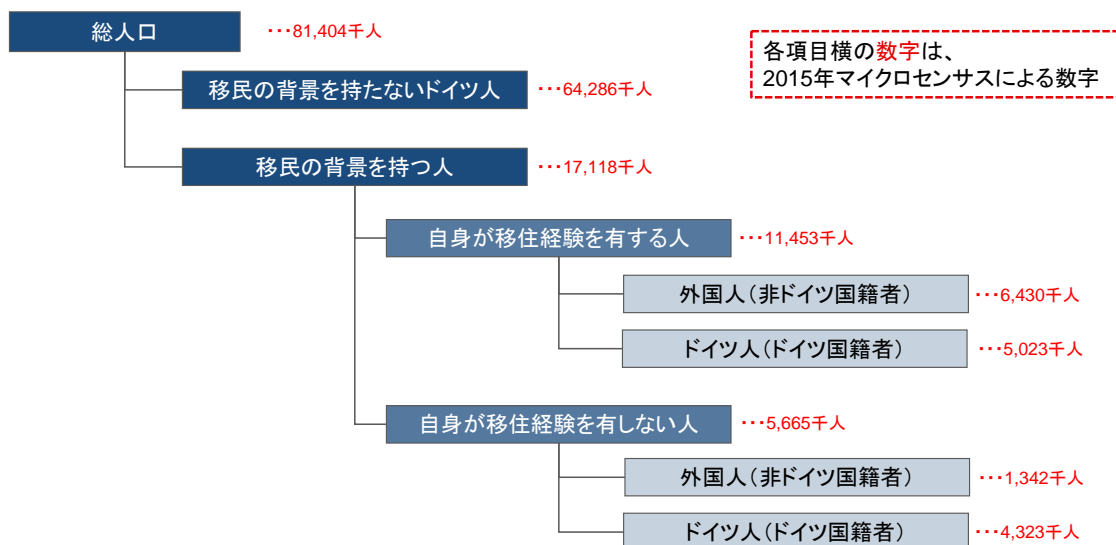
2) 統計上の定義

ドイツの統計では、2005年までドイツ国籍者と外国人とを区別することが通例とされていたが、ドイツ社会の現実を的確に把握するために当該区分では不適切という判断から、2006年のマイクロセンサス以降、「ドイツ人か外国人か」という国籍別カテゴリーに代わり、「移民の背景を持つ」か「持たない」か、という区分が採用された。

「移民の背景を持つ人」とは、①ドイツ国籍の有無は問わず、ドイツ生まれではなく、かつ1950年以降に移住した人、②ドイツ人であって、両親のいずれかが、①を満たす人を指す。統計を取る際に、①移住の背景の有無、②自らの移住経験の有無、③ドイツ国籍の有無という3つを確認し、分類できるようにしている。自身が外国生まれの場合は移民第一世代、自身がドイツ生まれで移動経験のない場合には移民第二世代と定義される。上述の分類の考え方をまとめたものが、以下の図表である。

¹ 滞在法：https://www.gesetze-im-internet.de/aufenthg_2004/（最終閲覧日：2017/03/26）

図表 2-1 ドイツにおける外国人に関する統計上の分類の考え方



※ドイツ連邦共和国基本法(憲法に相当)第116条第1項で、ドイツ人を「ドイツ国籍を有する者、または1937年12月末以前に現在のドイツ国の領域内に、ドイツ民族に属する亡命者もしくは難民またはその配偶者もしくは子孫として受け入れられている者」と定義。

(資料) ドイツ連邦統計局「マイクロセンサス (2015年)」、連邦移民・難民庁(2016)「移民レポート」をもとに、三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成。以降の統計は次のWebページを参照。
連邦統計局 関連統計ページ

<https://www.destatis.de/DE/FactsFigures/SocietyState/Population/MigrationIntegration/MigrationIntegration.html>

連邦移民難民庁, 2016, 「移民レポート」

<http://www.bamf.de/SharedDocs/Anlagen/DE/Publikationen/Migrationsberichte/migrationsbericht-2015.html?nn=1366152> (いずれも最終閲覧日: 2017/3/15)

② 滞在資格

外国人がドイツへの入国及び滞在をするためには滞在資格が必要となる(滞在法第4条)。滞在資格は、1) ビザ、2) 滞在許可、3) EUブルーカード、4) 定住許可、5) EU長期滞在許可の5つに分かれる。

滞在資格証が職業活動を明文で許可している場合は、滞在資格は職業活動に従事する権利を保障している。

1) ビザ (第6条)

外国人がドイツに入国する際には、原則、事前に出身国の大使館又は領事館でビザを申請する必要がある。ドイツでの滞在期間や目的によって、ビザは、①シェンゲン協定²加盟国の領域に於いて有効な180日の期間内で最大90日までの滞在のためのシェンゲン・ビザ(滞在法第6条第1項第1号)と、②より長期の滞在のための国内ビザ(滞在法第6条第3項)の大きく3つに分かれる。特定国(オーストラリア、イスラエル、日本、カナダ、韓国、ニュージーランド、アメリカ等)の国民は、180日の期間内で90日までの滞在であれ

² ヨーロッパの国家間において国境検査なしで国境を越えることを許可する協定。

ば、ビザの取得が免除される。

近年、ドイツ政府はビザの発給の効率化を目指しており、特に申請件数の多いトルコ、ロシア、ウクライナ、中国に対して、ビザ申請書類の受付業務を民間に委託し、申請受付後 48 時間以内の迅速なビザ発給に努めている³。

2) 滞在許可 (第 7 条)

滞在許可は、ビザの有効期間が切れた後、ドイツ滞在に必要なとなり、滞在法が定める目的に対して付与される滞在資格のこと。経済活動を目的とする滞在法 18 条～21 条は、主に、高度外国人材の受け入れについて規定している。22 条の国際法上、人道上又は政治的な理由に基づく滞在として発給された滞在許可の場合は、職業選択の自由が認められ、分野を限定せずに就労が認められている。

3) EU ブルーカード (第 19a 条)

外国人がドイツ又は外国の大学を修了し、修了資格を生かした具体的な労働契約を結んでおり、一定以上の年間総所得がある場合、最長 4 年の期限で付与される。

4) 定住許可 (第 9 条)

外国人が 5 年以上の滞在許可保有、生計の確保、60 ヶ月以上の年金保険への保険料納付、ドイツ語の十分な知識、ドイツの社会秩序及び生活事情の基本的知識、十分な居住空間の保有等の要件を満たすと付与される、無期限の滞在資格のこと。職業活動に従事する権利も保障している。

5) EU 長期滞在許可 (第 9a 条)

定住許可と同じく、職業活動に従事する権利を保障する無期限の滞在資格。付与要件は、定住許可の付与要件とほぼ同じ。「EU 域外 (第三国) 出身者の長期滞在資格に関する 2003 年 11 月 25 日の EU 指令 2003/109/EC」に基づく国内法整備に該当する。当該許可保有者は、180 日以内で 90 日まで他の EU 加盟国に滞在することができる。

③ 滞在許可 (EU ブルーカード含む) の目的別付与要件、付与期間

以下では、滞在許可 (ここでは EU ブルーカードを含む) の目的別の付与要件、付与される滞在期間、定住許可への切り替え要件 (≒永住権取得要件) を一覧でまとめている。

我が国のように、目的ごとに在留資格 (滞在資格) があるわけではなく、滞在許可として、目的別に該当ケースが割り振られている。

³ 通常、短期滞在ビザは 2～10 日、長期滞在ビザ及び就労ビザは手続きに数ヶ月かかることが多い。

図表 2-2 滞在法が定める滞在許可の目的別要件、初めて付与される滞在期間等⁴

	滞在目的	滞在法の条文箇所	許可の付与方法	付与の要件、付与される滞在期間等	定住許可への切り替え
教育	留学	16(1)~(4)	裁量	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学入学準備のための語学講習を含む ・ 大学による入学許可が必要 ・ 最初の付与は 1~2 年の期間を付す ・ 年 120 日又は半日労働で 240 日まで副業可 ・ 卒業後に求職のため 18 ヶ月まで延長可（この間就労可） ・ 大学を志願するための滞在許可は、9 月までの期間を付す ・ 奨学金（BAföG）1 ヶ月分の資力が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不可 ・ 後に別の目的の滞在許可を定住許可に切り替える際には滞在期間の半分が算入される
	語学講習、生徒交換、学校通学	16(5)~(5b)	裁量	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校通学の許可は特例 ・ 資格を付与する職業教育のための学校通学においては、週 10 時間まで職業訓練と関係のない就労可 ・ 職業教育終了後、当該資格を生かす求職のため 1 年まで延長可 ・ 奨学金（BAföG）1 ヶ月分の資力が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不可 ・ 後に別の目的の滞在許可を定住許可に切り替える際には滞在期間の半分が算入される
	企業内の職業教育及び継続教育	17	裁量	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連邦雇用省の同意 ・ 資格を付与する職業教育においては、週 10 時間まで職業訓練と関係のない就労可 ・ 職業教育終了後、当該資格を生かす求職のため 1 年まで延長可 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不可 ・ 後に別の目的の滞在許可を定住許可に切り替える際には滞在期間の半分が算入される
	外国の職業資格の承認	17a	裁量	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国内の職業資格との同等性の確認及び追加の教育措置のための滞在許可 ・ 18 ヶ月までの期間を付す ・ 週 10 時間まで教育措置と関係のない就労可 ・ 国内の職業資格との同等性確認後、当該資格を生かす求職のため 1 年まで延長可 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不可 ・ 後に別の目的の滞在許可を定住許可に切り替える際には滞在期間の半分が算入される

⁴ 滞在法関連箇所：

https://www.gesetze-im-internet.de/aufenthg_2004/BJNR195010004.html#BJNR195010004BJNG000501310（最終閲覧日：2017/3/26）

	滞在目的	滞在法の 条文箇所	許可の 付与方法	付与の要件、 付与される滞在期間等	定住許可への切り替え
職業活動	就労	18	裁量	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連邦雇用省の同意 ・ 具体的な職場があること ・ 3年までの期間を付す 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第9条第2項に規定する要件 ・ ドイツの大学修了者が専門を生かした仕事に就く場合、2年後に定住許可に切り替え可(第18b条)
	有資格者の 国外退去強制猶予者の 就労	18a	裁量	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国外退去強制を停止されている外国人が対象 ・ ①ドイツの職業教育修了、②ドイツ若しくは外国の大学を修了し、その専門を生かして2年前からドイツで就労していること、又は③ドイツ若しくは外国の職業教育を受け、その専門を生かして3年前からドイツで就労していること ・ 十分な居住空間 ・ ドイツ語の十分な知識 ・ 連邦雇用庁の同意(優先性審査なし) ・ 具体的な職場があること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第9条第2項に規定する要件 ・ ドイツの大学修了者が専門を生かした仕事に就く場合、2年後に定住許可に切り替え可(第18b条)
	高等教育修了者の求職	18c	裁量	<ul style="list-style-type: none"> ・ ドイツ又は外国の大学修了 ・ 生計の確保 ・ 6ヵ月までの期間を付す、延長不可 ・ 就労不可 ・ 2016年7月末までの時限規定 	・ 不可
	高度な資格を有する者 (定住許可)	19	裁量	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別な専門知識を有する学者又は卓越した職能を有する教育者若しくは学術協力者 ・ ドイツ社会への統合及び生計の確保が推定されること 	・ 事前に滞在許可を保有することなく、定住許可を受けることができる
	EUブルーカード	19a	請求権	<ul style="list-style-type: none"> ・ ドイツ又は外国の大学修了 ・ 修了資格を生かした具体的な労働契約の締結 ・ 総所得が年間48,400ユーロ以上、人手不足の職業(自然科学、技師、医師等)においては37,752ユーロ以上(2015年) ・ 最長4年の期間を付す 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 簡単なドイツ語の知識があれば33ヵ月後、十分なドイツ語の知識があれば21ヵ月後に定住許可に切り替え可 ・ ドイツの大学修了者が専門を生かした仕事に就く場合、2年後に定住許可に切り替え可(第18b条)
	研究	20	請求権	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究機関との契約を締結していること ・ 原則1年以上の期間を付す ・ 研究活動及び教授活動に従事する権利 ・ 平均の年金受給額の3分の2の額の生計費が必要 	・ 第9条第2項に規定する要件

	滞在目的	滞在法の 条文箇所	許可の 付与方法	付与の要件、 付与される滞在期間等	定住許可への切り替え
職業活動	自営業	21(1)	裁量	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経済的利益又は地域の需要が存在すること ・ 事業が経済に好影響を与えること ・ 資金調達の確保 ・ 3年までの期間を付す 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人及び扶養家族の生計が確保されている場合には、3年後に定住許可に切り替え可 ・ ドイツの大学修了者が専門を生かした仕事に就く場合、2年後に定住許可に切り替え可（第18b条）
	大学卒業者 又は研究者 の自営業	21(2a)	裁量	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業が当該外国人の専門と関係すること ・ 3年までの期間を付す 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人及び扶養家族の生計が確保されている場合には、3年後に定住許可に切り替え可 ・ ドイツの大学修了者が専門を生かした仕事に就く場合、2年後に定住許可に切り替え可（第18b条）
	自由業	21(5)	裁量	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則2年の期間を付す 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第9条第2項に規定する要件 ・ ドイツの大学修了者が専門を生かした仕事に就く場合、2年後に定住許可に切り替え可（第18b条）
人道上の理由	外国からの受入れ	22第1文	裁量	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際法上又は緊急の人道上の理由 ・ 生計の確保（官庁の裁量により適用しないことができる） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第9条第2項に規定する要件
	連邦内務省の受入れ表明	22第2文	請求権	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政治的利益の保護のために連邦内務省が受入れを表明 ・ 就労可 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第9条第2項に規定する要件
	州の最高官庁による滞在の保障	23(1)	裁量	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際法上又は緊急の人道上の理由、政治的利益の保護のために州の最高官庁が滞在許可の付与を命令 ・ 特定の外国人集団を対象 ・ 連邦内務省の合意が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第9条第2項に規定する要件
	特別な政治的利益が存在する場合の受入れ	23(2)	請求権	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別な政治的利益の保護のために連邦内務省が命令 ・ 特定の外国人集団を対象 ・ 州の最高官庁の了解が必要 ・ 定住許可（住所の制限可）又は滞在許可（職業活動に従事する権利）の付与 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第9条第2項に規定する要件
	第三国定住	23(4)	請求権	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第三国定住プログラムの枠組み ・ 連邦内務省が連邦移民難民庁に対し受入れの承諾を命令 ・ 州の最高官庁の了解が必要 ・ 定住許可（住所の制限可）又は滞在許可（職業活動に従事する権利）の付与 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3年後に定住許可に切り替え可 ・ 生計の確保は要求されない

	滞在目的	滞本法の 条文箇所	許可の 付与方法	付与の要件、 付与される滞在期間等	定住許可への切り替え
人道上の理由	苛酷な状況に置ける滞在の保障	23a	請求権	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第三国定住プログラムの枠組み ・ 連邦内務省が連邦移民難民庁に対し受入れの承諾を命令 ・ 州の最高官庁の了解が必要 ・ 定住許可（住所の制限可）又は滞在許可（職業活動に従事する権利）の付与 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第9条第2項に規定する要件
	一時的保護	24	請求権	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指令 2001/55/EC に基づく欧州連合理事会の決定に基づき一時的保護を保障された大量難民のうち、ドイツに割り当てられた外国人 ・ 最初は1年の期間、最長3年間まで延長可 ・ 生計の確保は要求されない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3年後には他の規程を根拠する滞在許可への切り替えが必要
	庇護権認定	25(1)	請求権	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政治的な迫害を受け、国家により権利が侵害されている外国人 ・ 3年の期間を付す ・ 生計の確保は要求されない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3年後に定住許可に切り替え可 ・ 庇護権の取消し又は撤回の要件が存在しないこと ・ 生計の確保は要求されない
	難民条約にいう難民	25(2)第1文前半	請求権	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人種、宗教、国籍、政治的意見等を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる外国人 ・ 3年の期間を付す ・ 生計の確保は要求されない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3年後に定住許可に切り替え可 ・ 難民認定の取消し又は撤回の要件が存在しないこと ・ 生計の確保は要求されない
	補完的保護	25(2)第1文後半	請求権	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最初の1年の期間、延長は2年ごと ・ 生計の確保は要求されない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第9条第2項に規定する要件
	国外退去強制の禁止	25(3)	原則付与	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第60条第5項（欧州人権条約に基づき国外退去強制が許されない場合）又は第7項（他国において身体等への具体的危険が存在する場合）の規定により国外退去強制が禁止される外国人 ・ 1年以上の期間を付す ・ 生計の確保は要求されない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第9条第2項に規定する要件
	人道上の理由による一時的な滞在	25(4)	裁量	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急の人道上又は個人的な理由等のために、一時的な滞在が必要であり、出国義務の履行を強制できない外国人 ・ 延長は特例 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一時的な滞在のため、定住許可への切り替えは不可
	人身取引の被害者	25(4a)	裁量	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出国義務の履行が強制可能な外国人 ・ 刑事手続の終了まで ・ 生計の確保は要求されない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第9条第2項に規定する要件

	滞在目的	滞在法の 条文箇所	許可の 付与方法	付与の要件、 付与される滞在期間等	定住許可への切り替え
人道上の理由	闇労働防止法等に規定する犯罪の被害者	25(5)	裁量	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出国義務の履行が強制可能な外国人 ・ 刑事手続の終了まで ・ 生計の確保は要求されない 	・ 第9条第2項に規定する要件
	十分に統合された青少年	25a	原則付与	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国外退去強制を停止されている青少年 ・ 4年以上前から滞在 ・ 4年以上前から学校に通学又は学校教育若しくは職業教育を修了 ・ その親にも滞在許可を付与 	・ 第9条第2項に規定する要件
	持続的に統合された外国人	25b	原則付与	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国外退去強制を停止されている外国人 ・ 8年以上前から滞在、未成年の子と同居の場合には6年以上前から滞在 ・ 生計の確保 ・ 基本的なドイツ語能力 ・ 2年までの期間を付与 ・ 職業活動に従事する権利 	・ 第9条第2項に規定する要件

(資料) 滞在法該当条文、渡辺 (2016)

- ※ 「許可の付与方法」欄の「請求権」は、外国人の請求があれば当然付与しなければならないもの、「原則付与」は、例外が認められない限り原則として付与するもの、「裁量」は、行政庁の裁量により付与されるもの。
- ※ 「簡単なドイツ語の知識」は、欧州共通言語参照枠のレベル A1、「基本的なドイツ語の知識」は、欧州共通言語参照枠のレベル A2、「十分なドイツ語の知識」は、欧州共通言語参照枠レベル B1 に相当。
- ※ 「定住許可への切り替え」欄で頻出する、「第9条第2項に規定する要件」は、後段の永住権の付与に関する項目で詳述。

④ 就労内容による受入れの区分

原則として、上記のいずれかにあたるような資格がない場合は、ドイツで就労することができない。しかしながら、例外的に、職業資格を要しない就労が許可される場合については、就労令⁵で定められている。就労令は連邦移民・難民庁により、滞在法の意図を具体化するために制定されたものであり、無資格や低技能資格の就労を目的とする、非熟練労働者の受け入れも含めて規定がなされている。

非熟練労働者の受け入れは、期限付きで認められ、長期滞在資格を付与することは認められていない(就労令 17~24 条)。就労令に基づく外国人の就労は、以下の図表のように分類される。

⁵ 就労令：https://www.gesetze-im-internet.de/beschv_2013/ (最終閲覧日：2017/3/26)

図表 2-3 就労令に基づく付与される滞在資格の分類

タイプ	就労令により就労できる職種
<p>①連邦雇用省の同意がなくても就労目的の滞在資格が付与される職種(就労令第1～15条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・訓練の一環の実習(滞在法第16条の教育・訓練目的の場合; ECが促進するプログラム; 公法人等による国際交換プログラム; ドイツ、EC又は国際機関の奨学金を得た専門家) ・高度な資格を持つ者(定住許可が付与される) ・指導的人材(包括代理権又は支配権を持つ管理職; 法定代理権を持つ法人組織のメンバー; 法律、定款又は契約により代表権を持つ、商事会社の社員又は他の人的集団のメンバー; ドイツ国外でも活動する企業の管理職で特に重要な地位にある者) ・学術研究(大学・研究機関における教育研究職; 大学、公法人である研究機関、ほぼ公的資金で運営される研究機関等の客員研究者; 客員研究者の研究チームで技術的助言者を務める技術者; 公立学校又は認定された私立学校の教員) ・商業活動(国内に営業所を持って商業活動を行う使用者に外国で雇用された者; 外国に営業所を持つ使用者のため、国内で商談や交渉を行い、契約を結び、輸出品を購入する者)。外国に通常の滞在場所を保持したままで12カ月中3ヶ月を超えてドイツに滞在してはならない。 ・特別な職種(外国の通常の滞在場所を保持したままで、特に重要な学術的、芸術的な講義、公演等を、12カ月中3ヶ月を超えない期間、国内で行う者及びその助手; 12カ月中3ヶ月を超えない期間、映画祭等で雇用され又は外国から派遣される者; 1年間に15日以内の公演を行う者; ドイツのスポーツチームで活動するプロスポーツ選手、コーチ。16歳以上で、雇用するチームが法定年金保険の保険料を50%以上負担すること; 写真モデル等。連邦雇用省への届出が必要) ・ジャーナリスト(ドイツ新聞情報庁が認定した外国の新聞社等の会社に雇用されるもの) ・利得を求めない就労(法律により定められたボランティア活動又はECのプログラムに基づくボランティア活動; 慈善又は宗教的理由に基づき雇用された者) ・外国の大学又は学校の学生又は生徒が12カ月中3ヶ月までの期間、連邦雇用省に斡旋された休暇中の就労を行うこと ・外国に営業所を持つ企業から12カ月中3ヶ月までの期間で国内に派遣された被用者(営業用の機械・設備・データ処理プログラムの設置、修理、撤去等の目的のため; 見本市のブースの設置、撤去、運営の目的のため) ・国際スポーツイベント(団体又は組織の代表、選手、スタッフ、公認されたスポンサーの代表、技術スタッフを含むメディアの代表) ・国際的な道路・鉄道輸送 ・海路・空路の交通スタッフ ・EU加盟国又はEEA諸国に営業所を持つ企業の常用労働者が一時的に派遣される場合
<p>②連邦雇用省が就労に同意を与えることができる職種で、資格を付与する職業教育を前提としない職種(就労令第17条から第24条まで)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・季節就労(農林業、ホテル・レストラン、果実・野菜加工業、製材業において週30時間以上、1日平均6時間以上、年間合計4ヶ月まで。連邦雇用省と出身国の労働行政機関との間で結ばれた手続と選考についての取決めにに基づき斡旋されること。果実・野菜・ワイン・ホップ・タバコ栽培を除き、各事業所は年間8ヶ月までしか雇用できない。) ・移動興行師・移動車両店舗業者の助手(年間合計9ヶ月まで。連邦雇用省と出身国の労働行政機関との間で結ばれた手続と選考についての取決めにに基づき斡旋されること。) ・オペア(25歳未満。ドイツ語を母語とする家庭で1年まで) ・家事手伝い(介護を必要とする家庭での、社会保険付きのフルタイム就労。3年まで。連邦雇用省と出身国の労働行政機関との間で結ばれた手続と選考についての取決めにに基づき斡旋されること。出国後、就労期間と同じ期間が経過しなければ再度就労することはできない。) ・外国企業から派遣された者の家事使用人(入国の1年以上前から、当該家庭で、16歳未満の子又は介護を必要とする家族のために雇用されていた場合。2年まで。3年延長可能) ・芸術・娯楽(芸術家及びその助手。客演又は外国の映画・テレビ制作のために3ヶ月以上派遣される場合) ・外国の修了認定の要件としての実習(資格を必要とする就労のため、外国での職業訓練の修了をドイツで認定する必要がある、ドイツでの期間の定めのある実習が認定の要件となっている場合)

タイプ	就労令により就労できる職種
③ 連邦雇用省が就労に同意を与えることができる職種で、資格を付与する職業教育を前提とする職種（就労令第25条から第31条まで）3年以上の職業教育を前提とする職種で、①とは異なり、同意が必要なもの。	<ul style="list-style-type: none"> ・期間限定の語学教師及び専門料理の調理人（学校で母語を教える教師について5年まで。専門料理のレストランの専門料理の調理人について4年まで。滞在期間が終了して出国した後、3年が経過しなければ再度就労することはできない。） ・IT 専門家、学術的な職種（大学卒業レベルの資格を持つ者で、IT に重点を置く分野を修了した者又はその者の就労が公共の利益にかなう者。）滞在法第16条による大学修了者がその資格にふさわしい職に就く場合。 ・管理職、専門家（国内の企業が高度な職種について雇用する場合、国家間協定に基づき設立されたドイツと外国との共同設立企業で雇用する場合） ・ソーシャルワーカー（ドイツの事業者により外国人被用者及びその家族のために雇用された者で、十分なドイツ語の知識があるもの） ・看護・介護スタッフ（看護師又は介護士で、対応するドイツの資格と同等の教育を修了し、十分なドイツ語の知識のある者。出身国の労働行政機関との間で結ばれた手続、選考及び斡旋についての取決めに基づき、連邦雇用省により斡旋されること。） ・国際的な人材の交流、外国のプロジェクト（国際的に活動する企業が大学レベルを修了した専門家を人材交流のために雇用する場合。国際的に活動する企業又は国内企業に外国で雇用された専門家が、外国でのプロジェクトのため必要な場合。）3年以内。滞在法第39条第2文、第1号、第2号の審査は不要。
※	アンドラ、オーストラリア、イスラエル、日本、カナダ、モナコ、ニュージーランド、サンマリノ、アメリカの国民については、国家間協定や取決めがなくても、連邦雇用エージェンシーは就労に同意できる。

（資料）就労令、就労手続令、戸田（2007）

下線は、ドイツに既に滞在する外国人（要件あり）が、就労手続令により就労できる職種で、優先性審査は免除（後述）。

⑤ 家族の帯同の可否

家族の帯同について、滞在法第27～36条で規定されている。原則として、ドイツ連邦共和国基本法（憲法）第6条に規定する婚姻及び家族の保護のために、外国人家族構成員への滞在許可を付与・延長するとされている。以下に、滞在法の該当部分の規程を集約している。

図表 2-4 家族の帯同（呼び寄せ）に関する滞在法規定概要

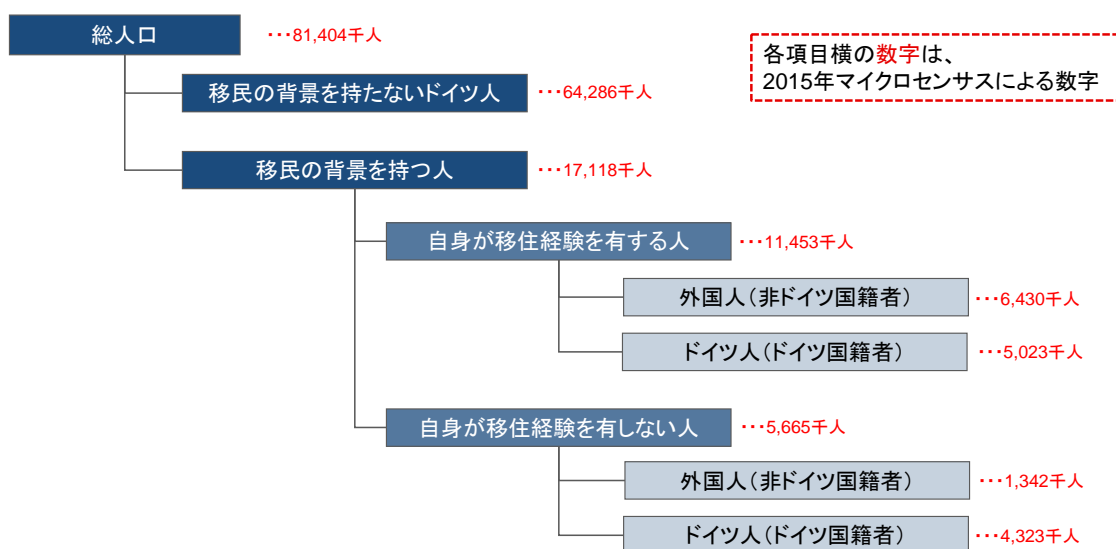
家族（配偶者及び未成年の子）呼び寄せの一般的要件
<p>下記をすべて満たしていること</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 定住許可、EU 長期滞在許可、滞在許可又は EU ブルーカードを保有していること 2. 十分な居住空間を有していること <p>ただし、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 22 条、第 23 条第 1 項若しくは第 2 項、第 25 条第 3 項若しくは第 4a 項第 1 文、第 25a 条第 1 項又は第 25b 条第 1 項に規定する滞在許可を保有する外国人の家族には、国際法上若しくは人道上の理由がある場合又はドイツの政治的利益の保護のためのみ、滞在許可を付与することができる。 ・ 第 25 条第 4 項、第 4b 項及び第 5 項、第 25a 条第 2 項並びに第 25b 条第 4 項の場合、家族呼び寄せはできない。
適用除外
<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 23 条第 4 項、第 25 条第 1 項若しくは第 2 項に規定する滞在許可、第 26 条第 3 項に規定する定住許可又は第 25 条第 2 項第 1 文後半に規定する滞在許可の後に第 26 条第 4 項に規定する定住許可を保有する外国人が、これらの地位が確定した後 3 月以内に家族の滞在資格の付与申請を行った場合、上記の要件を考慮してはならない。当該申請がこの期間内に行われなかった場合には、これらの要件を考慮しないことができる。
配偶者の呼び寄せの要件（第 30 条）
<ol style="list-style-type: none"> 1. 外国人本人及び配偶者が 18 歳以上であること 2. 配偶者が簡単なドイツ語により意思疎通ができること
ドイツ語要件の適用除外
<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 23 条第 4 項、第 25 条第 1 項若しくは第 2 項若しくは第 26 条第 3 項に規定する滞在資格又は第 25 条第 2 項第 1 文後半に規定する滞在許可の後に第 26 条第 4 項に規定する定住許可を保有する外国人が、既に故国で婚姻していた場合 ・ 配偶者に身体的、知的又は精神的な疾病又は障害がある場合
子の呼び寄せの要件（第 32 条）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人の未成年かつ未婚の子ども

（資料）滞在法、渡辺（2016）

(2) 関連統計

前述の定義で示したとおり、ドイツの統計では、2005 年までドイツ国籍者と外国人とを区別することが通例とされていたが、ドイツ社会の現実を的確に把握するために当該区分では不適切という判断から、2006 年のマイクロセンサス以降、「ドイツ人か外国人か」という国籍別カテゴリーに代わり、「移民の背景を持つ」か「持たない」か、という区分が採用された。「移民の背景を持つ人」とは、①ドイツ国籍の有無は問わず、ドイツ生まれではなく、かつ 1950 年以降に移住した人、②ドイツ人であって、両親のいずれかが、①を満たす人を指す。統計を取る際に、①移住の背景の有無、②自らの移住経験の有無、③ドイツ国籍の有無という 3 つを確認し、分類できるようにしている。自身が外国生まれの場合は移民第一世代、自身がドイツ生まれで移動経験のない場合には移民第二世代と定義される。上述の分類の考え方をまとめたものが、以下の図表である（再掲）。

図表 2-5 ドイツにおける外国人に関する統計上の分類の考え方（再掲）



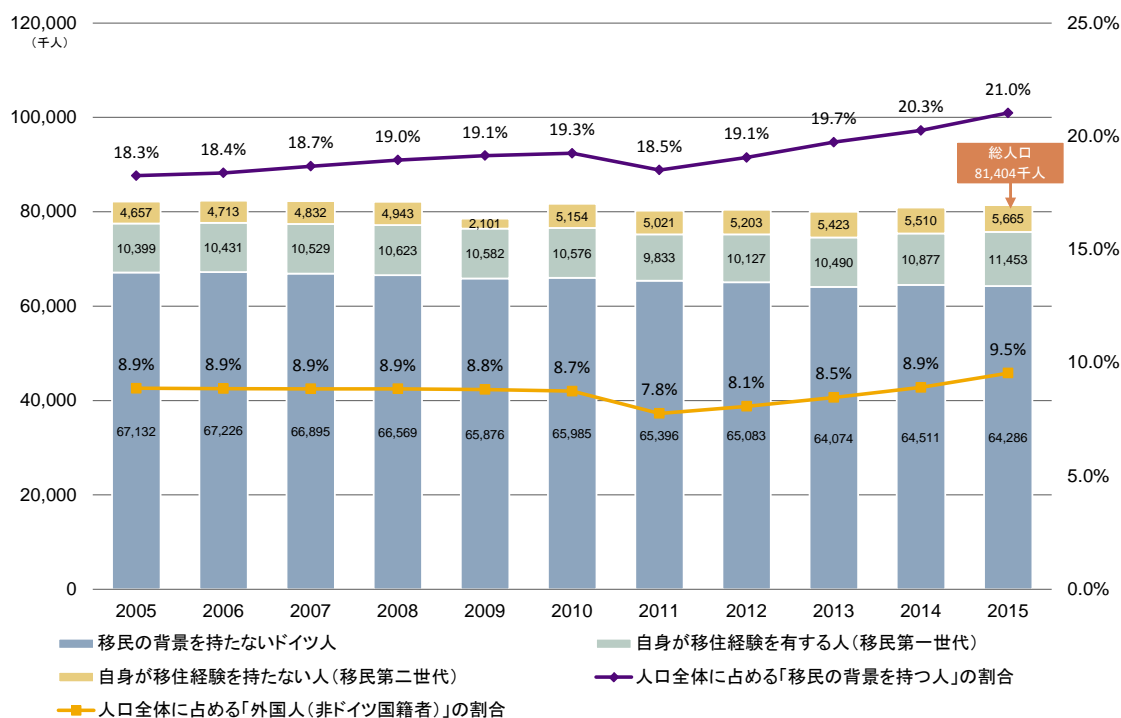
※ドイツ連邦共和国基本法(憲法に相当)第116条第1項で、ドイツ人を「ドイツ国籍を有する者、または1937年12月末以前に現在のドイツ国の領域内に、ドイツ民族に属する亡命者もしくは難民またはその配偶者もしくは子孫として受け入れられている者」と定義。

(資料) ドイツ連邦統計局「マイクロセンサス(2015年)」、連邦移民・難民庁(2016)「移民レポート」をもとに、三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成。

① 在留外国人数

ドイツの総人口は、約 8,140 万人（2015 年）であるが、そのうち「移民の背景を持つ人」は、1,711 万人である。近い将来、近年の移民・難民の増加に伴い、2002 年末に記録した 8,250 万人を上回る過去最高の人口となることが予測されている。

図表 2-6 総人口及び移民の背景の有無別推移



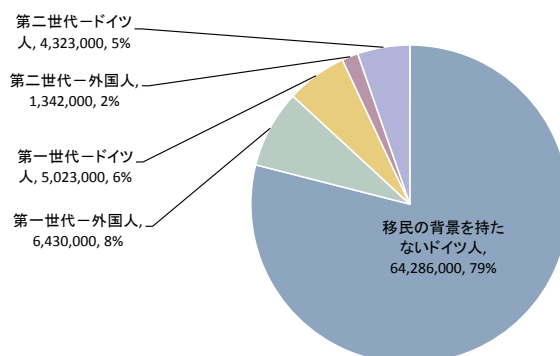
	単位: 千人										
	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
人口全体	82,465	82,369	82,257	82,135	81,904	81,715	80,249	80,413	80,611	80,897	81,404
移民の背景を持たないドイツ人	67,132	67,226	66,895	66,569	65,876	65,985	65,396	65,083	64,074	64,511	64,286
移民の背景を持つ人	15,057	15,143	15,361	15,566	15,683	15,731	14,853	15,330	15,913	16,386	17,118
自身が移住経験を有する人 (移民第一世代)	10,399	10,431	10,529	10,623	10,582	10,576	9,833	10,127	10,490	10,877	11,453
外国人 (非ドイツ国籍者)	5,571	5,584	5,592	5,609	5,594	5,577	4,908	5,161	5,489	5,866	6,430
ドイツ人 (ドイツ国籍者)	4,828	4,847	4,937	5,014	4,988	4,999	4,925	4,966	5,001	5,011	5,023
自身が移住経験を持たない人 (移民第二世代)	4,657	4,713	4,832	4,943	2,101	5,154	5,021	5,203	5,423	5,510	5,665
外国人 (非ドイツ国籍者)	1,749	1,716	1,688	1,661	1,630	1,570	1,321	1,335	1,338	1,345	1,342
ドイツ人 (ドイツ国籍者)	2,908	2,997	3,144	3,283	3,471	3,584	3,700	3,868	4,085	4,165	4,323
人口全体に占める「移民の背景を持つ人」の割合	18.3%	18.4%	18.7%	19.0%	19.1%	19.3%	18.5%	19.1%	19.7%	20.3%	21.0%
人口全体に占める「外国人 (非ドイツ国籍者)」の割合	8.9%	8.9%	8.9%	8.9%	8.8%	8.7%	7.8%	8.1%	8.5%	8.9%	9.5%

(資料) ドイツ連邦統計局 マイクロセンサス

② 総人口に占める外国人割合

最新の割合は、移民の背景を持たないドイツ人が79.0%、移民の背景を持つ人が21.0%を占めるようになっている。さらに、前掲の図表の通り、移民の背景を持つ人のうち、外国人（非ドイツ国籍者）は、全体で9.5%となっており、2011年以降継続して割合が高まっている⁶。

図表 2-7 移民の背景の有無別 割合（2015年）



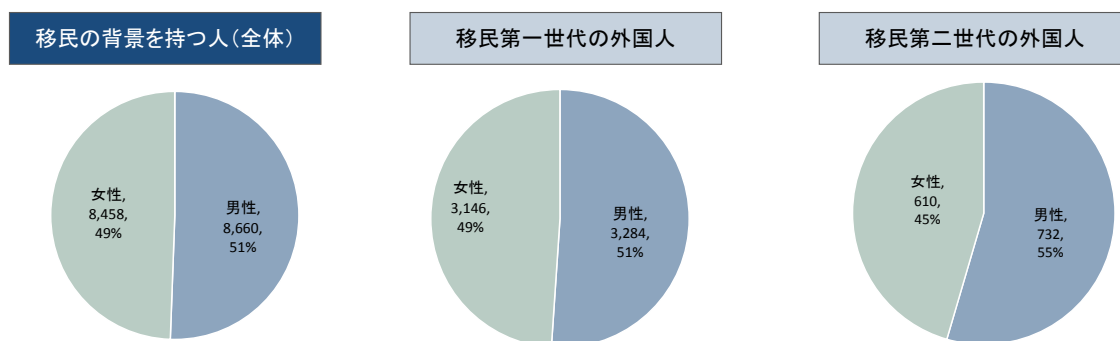
（資料）ドイツ連邦統計局 マイクロセンサス

③ 在留外国人の各種属性別統計

ここでは、「移民の背景を持つ人」全体と、その中での「外国人」（移民第一世代と第二世代別）の傾向をまとめていく。まず、性別別の集計が以下の図表である。

いずれの図表も性別はほぼ同数となっているが、移民第二世代の外国人では、男性が55%と若干多くなっている。

図表 2-8 性別内訳（2015年末時点、単位：千人）



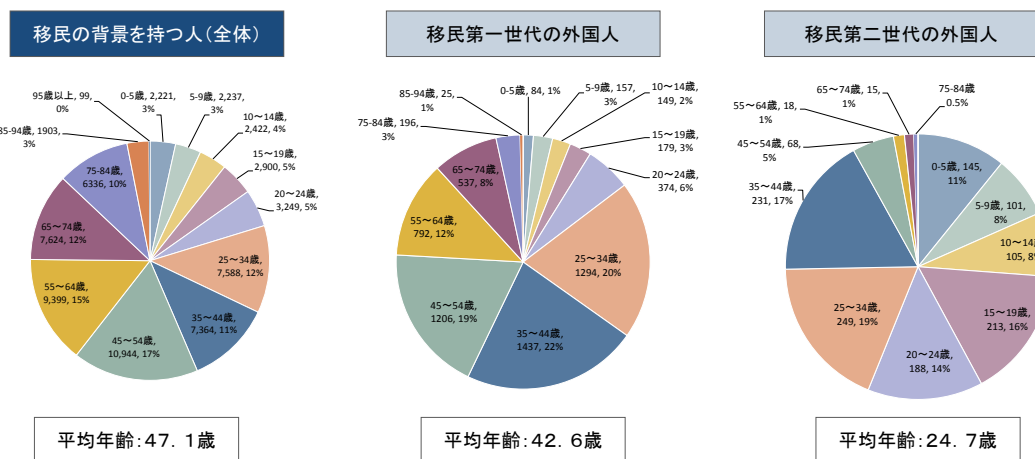
（資料）ドイツ連邦統計局 マイクロセンサス

⁶ なお、外国人労働者の割合は、統計上、直接的な集計は公表されておらず、労働政策研究・研修機構が毎年公表している「データブック国際労働比較」でも、ドイツは2010年以降集計が行われていない。

続いて、年齢別の内訳を整理したものが、次の図表である。

移民の背景を持つ人全体では、平均年齢 47.1 歳となっており、45 歳以上の割合が半数を超えている。同様の傾向は移民第一世代の外国人にもみられ、平均年齢は 42.6 歳である。一方、移民第二世代の外国人は、若い世代が多く、平均年齢は 24.7 歳である。

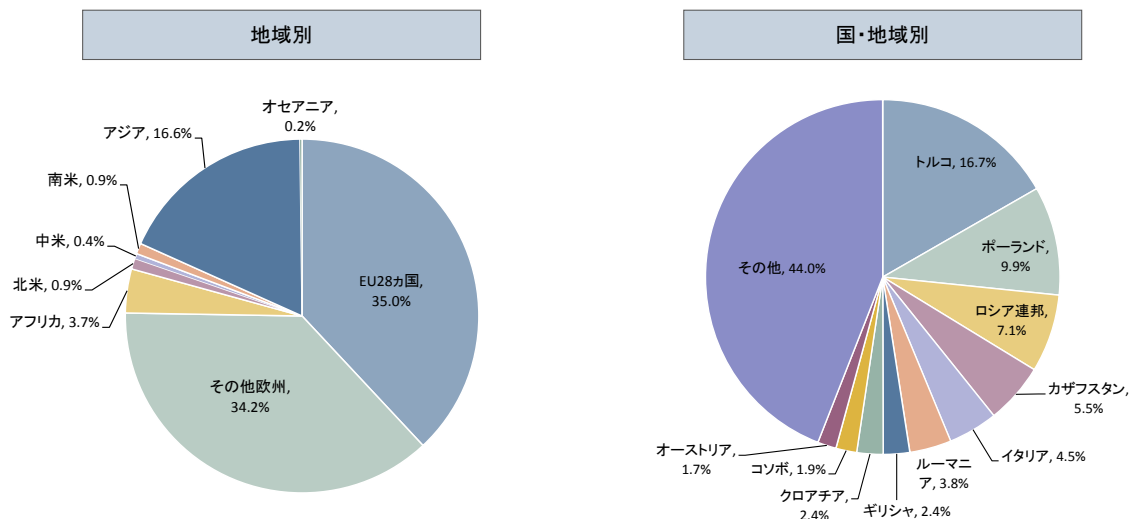
図表 2-9 年齢別内訳 (2015 年末時点、単位：千人)



(資料) ドイツ連邦統計局 マイクロセンサス

さらに、このうち「移民の背景を持つ人」の起源又はどちらか一方の親の出身地域・国の割合が以下の図表である。出身地域は、EU やその他欧州出身者で 75% を占めている。国では、トルコが 16.7% と最も高い割合になっている。

図表 2-10 移民の背景を持つ人の起源又はどちらか一方の親の出身 (地域別)



(資料) ドイツ連邦統計局 マイクロセンサス

④ 滞在資格別外国人数

1) 滞在資格別（2015 年末時点）

2015 年末時点の滞在資格別の人数及び割合を下の図表にまとめている。

第三国国籍者について、滞在資格をみると、教育目的での滞在が約 19 万人、職業活動に従事するための滞在が約 12 万 3 千人となっている。

割合で見ると、定住許可を有してドイツ国内に滞在している外国人が最も多く、全体の約半数（47%）を占めている。次に多いのは、家族の理由による滞在（13%）となっている。

なお、滞在目的別の詳細な集計は公表されていない。

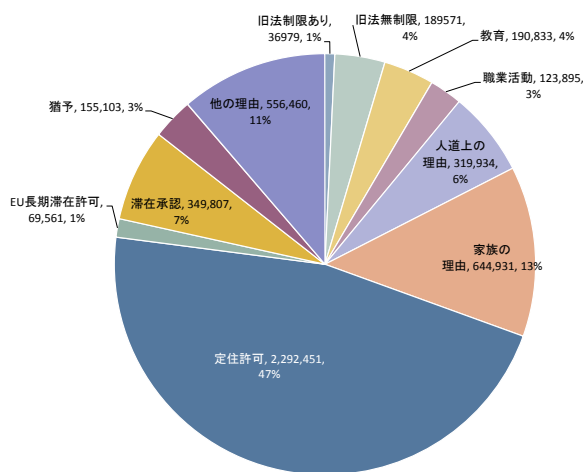
図表 2-11 2015 年 12 月末時点の滞在資格別人数

国籍	合計	滞在許可										EU長期滞在許可	滞在承認	猶予	文書化されていない許可又は黙認
		旧外国人法下 (2004年12月末まで)		新滞在法(2005年1月～)							定住許可				
		滞在期間 制限あり	滞在期間 無制限	合計	教育	職業活動	人道上の理由	家族の理由	他の理由						
第三国国籍者合計	5,094,714	36,979	189,571	1,371,279	190,833	123,895	319,934	644,931	91,686	2,292,451	69,561	349,807	155,103	464,777	
EU市民	4,023,179	50,678	291,667	38,000	1,901	8,507	1,596	23,443	2,730	174,672	718,633	233	1,161	2,667,552	
EU市民 +第三国国籍者合計	9,107,893	87,657	481,238	1,409,456	192,734	132,402	321,530	668,374	94,416	2,467,123	788,194	350,040	156,264	3,132,329	

(資料) ドイツ連邦統計局「外国人中央登録簿」、ドイツ連邦移民難民庁(2016)「移民レポート」p.230

※ 滞在承認は、庇護申請中の外国人の法的地位。庇護法第 55 条に基づく。

図表 2-12 2015 年 12 月末時点の第三国国籍者の滞在資格別人数・割合



(資料) ドイツ連邦統計局「外国人登録人数」、ドイツ連邦移民難民庁(2016)「移民レポート」p.320

※ 「旧法」は外国人法を指す。

※ 「他の理由」には、上記図表中の「文書化されていない許可又は黙認」も合わせている。

2) 滞在資格別（2015 年新規入国者数）

2015 年に、ドイツに入国した第三国国籍者の滞在資格別人数をまとめたものが次の図表である。アフリカや中東からの移民・難民の急増を背景に、シニア、アフガニスタン、イラクなどから、「人道上の理由」や「家族の理由」による滞在者が多いことが分かる。

図表 2-13 2015年にドイツに入国した第三国国籍者の滞在資格別人数

国籍	滞在資格							定住許可	EU長期滞在許可	滞在承認	猶予	総計
	留学	語学講習 通学	他の教育	職業活動	人道上の 理由	家族の 理由	他の理由					
シリア	1,676	203	24	226	72,195	15,956	150	45	42	89,340	10,010	332,792
アフガニスタン	119	10	11	6	1,440	918	87	53	18	34,725	9,071	98,498
イラク	117	75	25	32	6,068	1,800	65	197	44	28,433	3,588	83,346
アルバニア	417	57	31	244	64	743	641	18	568	19,202	4,495	67,204
コンボ	68	18	144	89	200	3,808	1,072	128	416	7,171	4,268	38,340
セルビア	224	44	128	2,949	216	1,617	172	214	1,188	5,631	5,001	34,670
インド	4,417	70	133	4,968	48	4,605	516	57	259	1,673	316	24,298
中国	10,092	595	176	2,959	45	2,635	278	93	136	402	121	23,844
パキスタン	1,028	15	15	108	29	1,543	483	42	197	7,931	1,485	23,136
イラン	1,333	21	21	330	123	1,063	64	86	31	6,585	1,15	21,962
トルコ	1,183	131	26	1,412	109	7,720	399	2,727	374	1,022	421	21,508
マケドニア	100	13	23	302	58	1,174	504	71	1,521	3,848	2,998	21,455
ロシア連邦	1,661	228	56	1,726	432	4,726	215	292	301	3,384	1,125	20,521
アメリカ	4,162	1,009	569	4,719	34	3,098	959	142	234	8	9	19,111
ボスニア・ヘルツェゴビナ	140	45	724	3,553	64	1,775	341	144	925	1,845	1,055	18,547
エリトリア	16	0	0	0	1,577	92	8	12	1	6,792	1,174	17,904
ウクライナ	1,088	122	106	1,927	248	2,693	122	282	379	3,355	260	14,426
モロッコ	770	11	18	105	40	1,672	318	106	745	1,304	321	11,883
ナイジェリア	366	11	24	45	65	687	142	30	139	3,371	878	9,893
アルジェリア	63	13	144	47	7	373	44	48	65	1,692	638	9,034
非EU市民合計	50,660	6,728	4,254	38,805	92,807	82,440	11,251	6,095	11,452	268,058	58,233	1,125,419

(資料) ドイツ連邦統計局 マイクロセンサス、ドイツ連邦移民難民庁(2016)「移民レポート」

※ 滞在承認は、庇護申請中の外国人の法的地位。庇護法第55条に基づく。

※ 表の内訳は全ての第三国国籍又は滞在資格の項目を含んでいないため、「総数」は表中の数字の総計と異なる。

(3) 関係法令

① 滞在法

「連邦領域における外国人の滞在、職業活動及び統合に関する法律」（滞在法）は外国人の出入国管理及び滞在について定められている。全 107 条からなり、1965 年に制定されていた外国人法⁷を引き継ぐ形で 2005 年 1 月に施行されている。

滞在法は、EU 市民を対象外としており⁸、第三国国籍者の外国人の流入の制御を目的としており、移民の受け入れは、ドイツの経済的利益及び労働市場政策上の利益を考慮し、難民は、ドイツの人道上の義務遂行として行うとされている。出入国管理の内容だけでなく、社会統合に関する規定も置かれている。

難民に関する法律は、他に、庇護法（庇護申請に係る手続きを規定）、庇護申請者給付法（庇護申請者の給付に係る手続きを規定）がある。

② 国籍法

2000 年 1 月に、改正国籍法が発効し、ドイツに合法的に長期滞在している外国人が、ドイツ国籍の取得資格を得る年限が、15 年から 8 年に短縮された。また、ドイツで出生した外国籍住民の子どもに、長期間保護者がドイツで合法的に暮らしてきている等の一定の条件をクリアすれば、ドイツ国籍を取得させ、成人後にみずから国籍を選択するまで二重国籍を許容することを認めている。

③ 移民法

1998 年に誕生したシュレーダー政権は、ドイツにおける移民問題に抜本的に対応するため、移民問題を議論する諮問委員会を設置し議論が重ねられた結果、移民に関する新たな法律である、「移住の管理及び制限並びに連合市民及び外国人の滞在及び統合に関する法律」（移民法）が 2002 年に制定された。

2007 年 8 月に、改正が施され、2002 年 11 月から 2005 年 12 月までに出された外国人の滞在兼・難民の庇護権に関する 11 の EU 指令の国内法整備が図られるとともに、偽装・強制結婚撲滅強化、国内の保安強化、外国人の起業の規制緩和、ドイツ語を話せない外国人に対する「統合講習」への参加義務づけなどが盛り込まれた。

また、この改正法には、祖父条項⁹も導入され、出国義務があるにもかかわらず、6～8 年前からドイツに滞在することが黙認されてきた者に対して、滞在権が与えられ、労働市場への参入も認められた。加えて、該当者が 2009 年末までに将来的にも安定した仕事について生計を立てている場合には、その滞在は合法とされた。

⁷ 外国人法は、外国人労働者の処遇を目的としたもので、外国人管理の要素が強いものであった。

⁸ 1963 年の EC とスイスとの間の協定に基づき、滞在の権利が与えられたスイス国民も適用外。

⁹ 制度や法律が改正された際に、改正前にすでに認められていた権利を改正後も認めること。

④ 国外職業資格認定改正法

EU域外で専門技術を習得した外国人の資格認定を簡素化し、高度外国人材の受け入れを促進することを目的とした法律として2012年4月から施行。EU域内者に比べて¹⁰、EU域外で教育・訓練を受けて資格を得た者は、公式に認定されるまで、追加での試験・実習・面接など一連の過程を経なければならなかった（長い場合は数年程度要するときもあった）。そこで、同改正法では、申請から認定まですべての手続きを3ヵ月以内とすることと定め、この結果、国外資格の認定を受けられずにいたドイツ在住の約30万人の外国人が恩恵を受けていると推定している。30万人の内訳は、職業訓練修了レベルが約25万人、マイスターもしくは熟練工レベルが約2万3,000人、大卒以上の高等教育修了レベルが約1万6,000人とされている（労働政策研究・研修機構 2011）。

⑤ EUブルーカード法

2012年8月1日から施行。2009年に成立した、「EU域外出身者の高資格雇用目的の入国・滞在条件に関する理事会指令（2009/50/EC）」の国内法整備に該当する。アメリカにおける外国人永住権及びその証明書の通称であるグリーンカードを模して、ブルーカード（Blaue Karte）と呼ばれる。

EUブルーカード法により特に恩恵を受ける層は、ドイツの大学もしくはこれに相当する外国の大学を卒業し、ドイツで一定の所得があるEU域外者で、最長4年間のブルーカードが付与される。前掲の表の通り、ブルーカード保有者は33ヵ月（2年10ヵ月）以上就労し、期間中に法定年金の保険料を納付し、生計確保等の要件を満たす場合は、定住許可が付与される。十分なドイツ語の知識（定義前述）が証明できる者は、この期間が21ヵ月（1年9ヵ月）までに短縮される（滞在法19a条）。

ドイツの大学を卒業した外国人留学生については、「社会統合が容易な高度外国人材の卵」という観点から、優遇措置がなされ、卒業後の求職期間の上限の延長（12ヵ月→18ヵ月）、在学中に認められる年間副業期間の延長（90日→120日）もなされた（滞在法16条）。大学卒業・修了後の元留学生にも、ドイツでの求職のために、最長6ヵ月までの滞在許可が付与される（滞在法18c条）。ブルーカードの発給数については、加盟国がその規模を決めることを認めており、経済状況等に応じて、発給数を0にすることも可能になっている。

なお、EUブルーカードが付与されない専門技術者には、従来法に沿い、期限付きの滞在許可が付与される。期限満了時にまだ滞在許可を得る要件を満たしており、雇用関係も存続している場合には、滞在許可は延長され、計5年が経過した後、無期限の定住許可を付与することが可能になる。こうした場合、最低年収基準は適用されず、以下のような者が挙げられる¹¹。

¹⁰ EU域内者については、一部の専門的職業（建築士、医師・看護師など）の相互承認に関する基準等を定めた「EU専門職業資格相互承認指令」があり、資格認定は比較的容易である。

¹¹ ドイツ連邦内務省 HP：

<http://www.bmi.bund.de/DE/Themen/Migration-Integration/Auslaenderrecht/au>

図表 2-14 EU ブルーカードが適用されない専門技術者

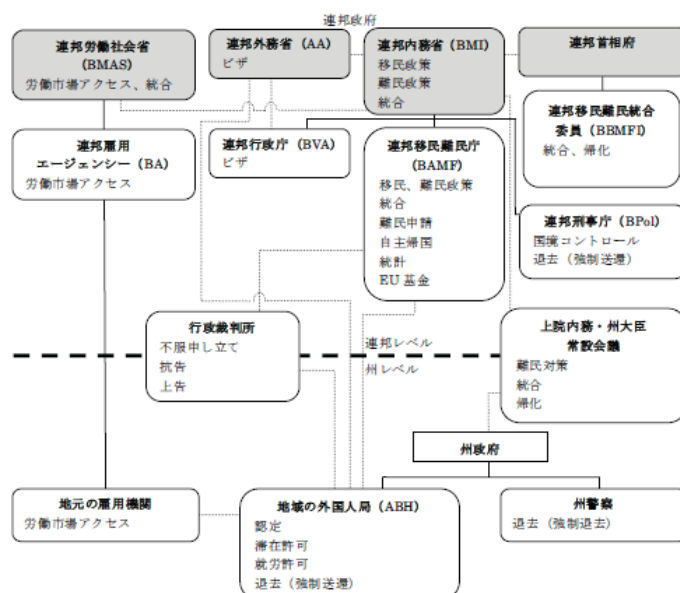
- ・ 海外の大学修了資格を有する専門技術労働者（特定の職業分野を限定せず）
- ・ IT 関連の専門技術労働者で、大学修了資格か同等の資格を有する者（旧グリーンカード保有者）
- ・ ドイツの大学を卒業・修了した者（優先性審査なし）
- ・ 客員研究者、大学や研究機関の研究員、研究チームに所属する技術者や工学技士（優先性審査なし）
- ・ 管理職・上級幹部（優先性審査なし）
- ・ 公立学校や代替学校の教員（優先性審査なし）
- ・ プロスポーツ選手、コーチ、写真モデル等（優先性審査なし）
- ・ 芸術家、ジャーナリスト
- ・ 郷土料理人
- ・ 二国間協定による雇用労働者（請負契約労働者、職業研修および言語研修を目的とする労働者等）
- ・ その他の専門技術者であって、公共の利益が存在する場合。

(4) 関係機関

ドイツにおける外国人／移民の受け入れは、原則として、各州が権限を有する。従って、滞在法上の決定は、すべてドイツ連邦内務省の下部機関である、各地域を管轄する州の外国人局もしくは、在外公館が、法律に基づいて判断を下す。そのため、個別具体的な事例に関する外国人からの受け入れ相談は、まず各地域を管轄する外国人局や在外公館が受けることになる。

2005年の移民法制定によって、外国人局が滞在許可と就労許可を付与するワンストップガバメントが実現されたため、かつてのように外国人局と労働行政当局の双方へ出向き、手続きをする必要はなくなった。

図表 2-15 外国人のドイツ国内への受け入れ枠組み・関連機関



主な機関の説明

- 連邦内務省 (BMI) : 連邦政府の移民政策を統括している。
- 連邦移民・難民庁 (BAMF) : 連邦内務省の下部機関で、移民政策の実施機関であり、外国人局と雇用省間の調整や連邦政府の統合講習の実施、外国人中央登録簿法 (AZRG) に基づく外国人中央登録簿 (AZR) の作成・管理、移民門に関する科学的研究・調査を行う。
- 連邦雇用省 (BA (連邦雇用エージェンシーとも)) : 連邦労働社会省 (BMAS) が所管する公共機関で、主に国内労働者の雇用・失業対策を行うほか、外国人の就労の同意に関与する。
- 外国人局 (ABH) : 内務省所管で、各州政府に設置されている。滞在法に規定されている各種の決定を行う権限を有している。

(資料) 労働政策研究・研修機構 (2013)

(5) 外国人受入れに係る基準等

① 滞在資格ごとの許可基準

前掲の図表 2-2 に記載の通り。

② 労働市場テスト、受入れ人数枠、ローテーション制度、転職の制限、外国人の滞在状況の管理・報告制度等の有無及び詳細

1) 同等性審査、優先性審査

ドイツでは、外国人労働者の受入れに伴い、外国人の労働条件が、ドイツ人の労働条件と同じであるか（同等性審査）、また、ドイツ人の応募者がいないか（優先性審査）の2つについて審査を実施している。

同等性審査は、外国人の流入に伴う賃金ダンピングを防止し、ドイツ人労働者及び外国人労働者を保護する目的で、当該外国人が、比較可能なドイツ人労働者より不利ではない労働条件（賃金や処遇等）で雇用されているかどうかの審査を指す。

優先性審査は、諸外国で実施されている、「労働市場テスト」に相当する制度であり。ドイツ連邦雇用省所管の、中央外国・専門職業仲介局（ZAV）が当該職業ポストに適したドイツ人やドイツ人と同等の EU・EEA 市民、スイス市民等の労働力の有無を確認し、該当する求職者がおらず、ドイツの労働市場に不利益を及ぼさない場合にのみ、外国人の就労を認めるもので、国内求職者の就労優先と保護を目的とした審査である。

2) 優先性審査が免除される場合

就労目的でドイツ国内に滞在する者は、基本的に優先性審査をクリアしなければならないが、優先性審査が免除される場合もある。

a. 連邦雇用省の同意が不要な就労を行う場合

- ・ 前掲の図表 2-3 中の、下線を付した職種に従事する場合。

b. 同一の使用の下で継続就労する場合

- ・ 連邦雇用省の同意を得て、1年以上の期間を付されて就労し、その有効期間の満了後も引き続き同じ使用者の下で就労する場合は、一部免除される。

c. 連邦雇用省の同意が必要な就労でも、以下の場合、一部又は全部が免除となる

- ・ 人身取引の被害者で滞在許可を付与されている外国人。
- ・ 18歳未満で入国し、滞在資格を持ち、適切な学校教育、職業教育を受けた外国人（職種、使用者、地域等の制限はない）。
- ・ 2年間社会保険義務のある就労をしている外国人又は、3年前から猶予の状態にあった後もしくは庇護手続法により滞在を暫定的に許されていた後、滞在許可を付与さ

れた外国人（職種、使用者、地域等の制限はない）。

- ・ 1年以上の猶予の状態にある外国人又は庇護手続法により滞在を暫定的に許されている外国人（4年以上猶予の状態にある外国人又は庇護手続法により滞在を暫定的に許される外国人の場合は、職種、使用者、地域等の制限はない）。

d. 滞在法 19 条に定める「高度な資格を有する者」

- ・ 最初から定住許可が付与され、優先性審査も免除される。

③ 永住・帰化の可否及び基準

1) 永住

前掲図表 2-2 中の「定住許可」への切り替え要件にて、各種滞在許可別の要件を整理した。

なお、「定住許可への切り替え」欄で頻出する、「(滞在法) 第 9 条第 2 項に規定する要件」は、以下の通り。

外国人が次の各号に掲げる全ての要件を満たす場合には、定住許可を付与しなければならない。

1. 5 年前から滞在許可を保有していること。
2. 生計が確保されていること。
3. 法定年金保険に強制保険料若しくは任意保険料を 60 ヶ月以上納付し、又は保険・援護機関若しくは保険会社が行うこれに相当する給付に対する請求権のための拠出を証明すること。ただし、この場合において、育児又は在宅介護を理由とする離職期間は、相応に算入する。
4. 従前の滞在期間及び連邦領域におけるつながりの存在を考慮した上で、公共の安全秩序への侵害の重大性及び態様又は外国人から生じる危険に鑑みて、公共の安全秩序を脅かす理由がないこと。
5. 被用者にあつては、就労を許可されていること。
6. 職業活動に継続的に従事するために必要なその他の許可を保有していること。
7. ドイツ語の十分な知識を有していること。
8. 連邦領域における法的秩序、社会秩序及び生活事情の基本的知識を有していること
9. 十分な居住空間を自己及び同居する家族構成員のために有していること。

2) 国籍付与、国籍選択

ドイツは、2000 年の国籍法改正を迎えるまで、両親のどちらかがドイツ人であれば、その子どもをドイツ人とする血統主義を堅持してきたが、2000 年の改正によって、出生地主義の要素が加えられることとなった。具体的には、2000 年以降ドイツで生まれた子どもは、①外国人の両親のいずれか一方が 8 年間ドイツに合法的に居住し、知財権あるいは 3 年前

から無期限の滞在許可（定住許可等）を有する場合、出生時に自動的にドイツ国籍を取得できる、②当該子は 18 歳から 23 歳までに、ドイツ国籍または親の国籍のいずれかを選択しなければならない（第 29 条）という変更であった。

ただし、②の要件があることで、ドイツで生まれ育ち、ドイツとのつながりを有する者がドイツ国籍を喪失しかねない懸念が示されたため、2014 年に改正国籍法が国会を通過し、外国人の子で、ドイツで出生したことでドイツ国籍を有する者が、満 21 歳の時点で次のいずれかの要件を満たす場合は、国籍選択の義務に服しないとされた。1) 8 年間ドイツ国内に滞在したこと、2) 6 年間ドイツの学校に通ったこと、3) ドイツ国内の学校を卒業または職業教育を修了したこと。これらの要件を満たさない者は、従来通り国籍選択義務がある。

3) 帰化

2000 年の国籍法改正では、上述の出生地主義的要素の追加に加え、帰化要件（国籍取得の請求権）の緩和も行われた。すなわち、帰化要件として、それまで 15 年以上の滞在期間と規定されていたが、8 年以上の滞在に短縮された。

申請に関する要件は、①外国籍の放棄、②滞在許可または滞在権の所有、③前科がなく、ドイツ連邦共和国基本法（憲法）に反する目的を追求しないこと、④社会保障（社会扶助、失業給付）を受けることなく自分と扶養家族を養うことが可能であること、⑤十分なドイツ語の知識となっている。

(6) 審査手続

2005 年の移民法制定によって、外国人局で、滞在許可と就労許可を付与するワンストップガバメントが実現された。

住民登録や滞在期間の延長、滞在許可の変更等の申請は、各州下に設置された外国人局窓口に出向くことが基本になっている。窓口での申請にあたり、オンラインでの事前予約の要・不要は自治体によって異なる。日本人が多く在住するデュッセルドルフ市の外国人局は完全予約制となっている。

(7) 外国人に課された義務等

① 個人識別情報の提供、外国人登録、身分証の携帯・提示、当局への各種申告等の要否及び詳細

1) 住民登録

ドイツに 90 日を超えて長期滞在する場合、到着後速やかに滞在先管轄の住民登録局 (Meldebehörde)、または市区町村庁 (Rathaus) において住民登録をしなければならない。

2) 電子滞在許可証 (elektronischer Aufenthaltstitel)

ドイツに 90 日を超えて長期滞在する場合、到着後速やかに滞在先管轄の外国人局で滞在

許可証を申請しなければならない。

滞在許可証の申請が下りた場合、従来はシールとして旅券に貼られていたが、2011年9月より、EU市民以外の第三国国籍出身の外国人向けに、EU共通標準化した、クレジットカード形式の電子滞在許可証（eATカード）の発行が開始され、滞在許可が必要な外国人は必携となった。

eATカードは、生体認証データ（写真、満6歳以上に達した後の2個の指紋）、付帯条件、個人情報保存された非接触チップを内蔵している。チップには、電子身分証も内蔵されており、法的効力を有する電子署名としても使用できるようになっている。有効期間は、滞在許可に準じ、無期限の滞在許可の場合は、10年ごとにカードの更新の必要がある。

オンラインでの本人確認機能を有しており、6桁の暗証番号により、専用のアプリをダウンロードすることで、オンライン上で身分証明が可能になった（満16歳以上に限る）。

② 権利の制限（移動の自由（出国の自由等）等）

外国人の場合、職業活動の滞在許可で在留する外国人労働者における職場移動の自由は認められるが、特に滞在法18条で定める「就労」、「有資格の国外退去強制猶予者の就労」、19条の「高度な資格を有する者（定住許可）」は、具体的な職場の提供が存在する場合に限り付与される（図表2-2も参照）。

移動（出国）の自由について、EU市民の場合、シェンゲン協定に基づき移動の自由が認められる。外国人は、必要な滞在資格を保有していない又は保有しなくなった場合、及び欧州経済共同体・トルコ連合協定による滞在の権利が存在しない又は存在しなくなった場合は出国しなければならない（滞在法50条）。

③ 在留資格取消し及び退去強制に係る基準の詳細

1) 滞在資格取り消し（滞在法第51～52条）

滞在資格は、定住許可などの永住が認められる資格を有している場合でも、原則6ヵ月以上ドイツを離れると失効する。ただし、ドイツ国外に6ヵ月以上滞在しなければならない事情がある場合、それを証明する書類を提出することで、ドイツ国外からの延長申請が可能となっている。

さらに、15年以上適法にドイツ国内で滞在している外国人の定住許可及びその配偶者の定住許可は、外国人局へ必要書類を揃えた申請を行い、証明証が発行されれば失効することはない（滞在法第51条第2項）

また、出身国における法定兵役義務を履行するためのみの理由で、6ヵ月以上を超えてドイツ国外に行く場合、除隊後3ヵ月以内に再入国する場合にも滞在資格の取り消しはない。

2) 強制退去（滞在法第53～62条）

国外退去について、滞在法第53条から62条に定められている。原則的に国外退去命令

を受ける内容として、故意の犯罪行為により 2 年以上の少年刑又は自由刑の確定判決を受け、保護観察のために刑の執行が停止されなかったとき、外国人を密入国させたことにより国外退去の確定判決を受けたとき、麻薬を栽培・販売・運搬等に携わった等が定められている。

④ 社会保障（生活保護受給等の可否）、参政権等

人道上の理由での滞在を除き、外国人の滞在時に求められることの多い「生計の確保」は、疾病保険による保護等の公費の請求によらないことが原則とされているが（滞在法第 2 条）、別途社会保障として外国人も受けることができるサービスを紹介する。

1) 児童手当・児童加算

連邦児童手当法に基づいて、支給される社会保障。児童手当は、原則として 18 歳未満の者を対象として、所得制限なく支給される。

児童加算は、未成年の子を持つ所得の低い親に支給される。ただし、失業手当、社会扶助等を受給している場合には支給されない。自分の収入及び資産では自身の生活しか維持できない親が対象である。

2) 社会扶助

生活に困窮する者を対象に、生活費・住宅費（現金給付）、医療・介護サービス（必要なサービスを提供）が給付される。財源は国も支出するが、地方自治体が独自の基準を設定して給付をしている（財務省主計局 2012）。

3) 公的年金

一時的な派遣では無い形で、ドイツ国内で就労する場合、公的年金へ加入しなければならない。公的年金には、老齢年金、稼得能力の減退による年金、死亡を理由とする年金等がある。我が国とドイツは社会保障協定を締結しており、年金保険料の二重払い防止及び支払期間の通算措置が取られている。

また、個人向け年金としてリースター年金やルールupp年金等が運用されている。リースター年金は、連邦金融監督庁の認定を受けた金融商品の中から選択する。ドイツで働き社会保険料を納めている人なら外国人でも加入が可能である。

4) 参政権

国政参政権は、外国人、EU 市民双方に対して認めていない。一方、地方参政権は、相互主義を前提として、EU 市民への付与を認めている。

(8) 受け入れている外国人本人及び家族等の登録事項に係る公証制度の有無及び詳細

(7) ①2) 電子滞在許可証部分に記載の通り。ドイツに 90 日を超えて長期滞在する場合、到着後速やかに滞在先管轄の外国人局で滞在許可証を申請しなければならない。2011 年 9 月より、EU 市民以外の第三国国籍出身の外国人向けに、EU 共通標準化した、クレジットカード形式の電子滞在許可証 (eAT カード) の発行が開始され、滞在許可が必要な外国人は必携となった。eAT カードは、生体認証データ (写真、満 6 歳以上に達した後の 2 個の指紋)、付帯条件、個人情報 that 保存された非接触チップを内蔵している。チップには、電子身分証も内蔵されており、法的効力を有する電子署名としても使用できるようになっている。

2. 外国人受入れに係る政策等

(1) 受入政策の基本方針及びその変遷

現在、ドイツといえば移民の受け入れ国というイメージが定着しているが、移民受け入れ国として自認し、受け入れ態勢を整え始めたのは、ここ 10～15 年程度の間である。

1998 年に中道左派のシュレーダー政権が樹立したことが転機となり、改正国籍法（2000 年）や移民法（2005 年）が成立・施行されたことは前述の通りだが、ここで実行された移民政策の重点が、「国外から高技能人材を積極的に呼び込むこと」と、「長くドイツに居住している移民をドイツ社会によりよく適合させること」の二つに置かれていた。

① 2000 年代以前までの動き・考え方

1955 年から 1973 年まで、ガストアルバイターとして単純労働に従事する外国人労働者を受け入れてきたドイツは、石油危機を契機に、正面からの受け入れ政策を中断するに至っていた。労働力不足を補うために一時的に受け入れたガストアルバイターたちは、1,400 万呼び寄せられたが、そのうち 1,100 万人は出身国へ戻った。だが、ガストアルバイターの政府による公式の受け入れ停止後も、企業から指名採用という個別ルートがあり、このルートを通して、移民労働者の連鎖移民が継続した。また、1980 年代のデタントで、東方外交を進めたドイツは、建設業などで業務請負の形で外国人労働者の就労を可能とする協定をポーランドやハンガリーと締結し、さらに欧州共同体諸国からも、労働者の自由移動の制度を利用した受入れが続いていた（久保山 2016）。

1979 年に連邦政府外国人問題担当官で、元ノルトライン・ヴェストファーレン州首相のキューンによって発表された「キューン覚書」と呼ばれる報告書では、①すでにドイツのガストアルバイターは、仕事がなくなったら帰国を求められる労働力ではなく、ドイツで暮らす移民となっており、この人々の移動が不可逆的なドイツ社会の変化をもたらしていること、②そのために外国人を単なる労働力ではなく、社会統合の対象とみなさなければならぬことが記されていた（森井 2007）。こうした認識が示されてはいたものの、本格的な社会統合政策の実施には、まだ時間を要することとなる。

1982 年に誕生した、コール首相が率いる CDU/CSU と自由民主党による保守中道の政権では、1983 年に「外国人帰国促進法」が発効し、経済的なインセンティブをつけて、帰国を促す政策が進められた。だが、この政策により帰国者が増大することはなかった。

1990 年 10 月にドイツ統一後、特に旧東ドイツにおいて、外国人排斥的な事件が多く発生した。この背景には、旧東ドイツでは、それまで、ごくわずかなベトナムからの労働者を例外として、外国人が少なかったため、外国人と接触・共生する機会が限られていたこと、産業構造の問題から高い失業率が続いていたことなどの事情がある。

こうした事態に直面しながらも、ドイツは、「我が国は移民国家ではない」という基本姿勢は崩さず、移民を「一時的に滞在する外国人」として扱い、社会統合政策をほとんど実施してこなかった経緯がある。その結果、トルコなどから受け入れた元ガストアルバイタ

一やその家族たちは、自国に戻らずにドイツに留まったまま数十年が経過し、ドイツ社会に十分に融合することができず、閉鎖的なコミュニティを形成し、彼らは低い教育水準や高い失業率が続く状態となっていた。

② 2000 年代以降の動き

こうした状況からの大きな転換点となったのが、1998 年の中道左派シュレーダー政権の樹立であり、前章で詳述したような 2000 年以降の各種制度の整備であった。「長くドイツに居住している移民をドイツ社会によりよく適合させること」を目標として掲げ、2005 年の移民法（正式名：「移住の管理及び制限並びに連合市民及び外国人の滞在及び統合に関する法律」）¹²でも、移民の社会的統合促進の原則が明記された（滞在法 43 条 1 項）。この法律では、EU 構成国の国民のドイツにおける地位も含め、滞在、就労、社会統合まで規定されている。20 世紀の後半から末にかけて問題とされてきた、ドイツ社会と分節化された外国人の地位に関して規定し、ドイツ語、法秩序、文化、歴史などを学ぶ「統合講習」が導入されるに至っている。

一方で、テロや犯罪などを行う外国人に対して治安維持の観点から国外退去させる規定も設けるなど、社会の変化に即して、人の移動をめぐる対応を規定し直す改革となった（森井 2007）

③ 近年の動き

2005 年秋、保守系政党（CDU/CSU）とリベラル政党（SPD）による大連立政権としてメルケル政権が発足したが、前任のシュレーダー政権下で進められてきた社会統合政策は継続された。

徐々に進展していった社会統合政策であるが、2010 年 10 月に与党 CDU の党大会で、「ドイツは移民を歓迎する」と前置きをしつつ、「(過去の) ドイツの多文化主義は完全に失敗した…40 年にわたる移民の社会的統合の失敗はすぐには埋められないが、移民はドイツ語を学びドイツ社会に融合しなければならない。ドイツで生きていくには、法に従うだけでなくドイツ語を習得すべきだ」と発言した。これは、ドイツは外国にルーツを持つ人々とその社会的統合を歓迎するが、ドイツ社会への統合を拒む外国人に対しては、明確に受け入れを拒否するという姿勢が示されたと解釈される（労働政策研究・研修機構 2013）。

ハンスベックラー財団経済社会研究所（WSI）は調査報告書の中で、「移住政策を経済政策上の目的で利用しようとする者は、前提となった経済問題が忘れ去られた後も、政策の

¹² ドイツ語では、「移住（Zuwanderung）」という表現が保守政党への配慮からなされていたが、「移民法（Einwanderungsland）」と一般には表現されることも多かった（森井 2007）。その後、外国籍住民の増加や EU 市民の増加など、社会の変化もあり、ドイツは「移民法（Einwanderungsgesetz）」かどうかという議論が展開されたことから、今日では、「移民」概念が一般的に用いられている。それでも、制定当時は敢えて、「移住（Zuwanderung）」を用いて、「移民（Einwanderung）」を避けていたことは注目に値する（森井 2016）。

影響が当事者や社会で存在し続けることを熟慮すべきである」(WSI 2014)と述べている。

社会統合が比較的順調に進んでいるとみなされるドイツにおいても、その道のりは長く、一歩ずつだが着実に社会統合政策の取り組みを進めている段階といえる。

(2) 受入政策の検討・決定方法等

外国人の受け入れや移民政策に関する連邦政府内の意見形成のプロセスは、連邦省共通職務規則(GGO)で規定されている。他方、連邦議会における政党や関連団体の参画については、連邦議会手続き規則によって規定される。この枠組みは、他の政策の協議プロセスと共通した流れである。

また、移民・難民政策については、政策支援の2つの調査研究機関を連邦内務省内に設置している。第一に、1973年に設立された「連邦人口研究所(BIB)」である。この機関は、ドイツの人口と家族に関する科学的調査を実施しており、得られた結果に基づいてドイツ政府に報告、助言を行っている。第二に、2005年1月1日以来、滞在法75条4項に基づいて設置された「連邦移民・難民庁(BAMF)内研究グループ」である。この機関は、外国人の受け入れ状況を分析し、国家レベルにおける移民管理のための情報提供などを行っている。当該グループの研究分野は、移民の社会経済的動機、移住による人口構成の変化、国際的な人口移動による相互の影響など多岐にわたり、国内外の研究機関と連携しながら活動を行っている。

(3) 外国人住民との共生のために講じている施策

① 統合講習

前述の通り、2005年の移民法施行に伴って制定された滞在法により規定された、外国人及び移民の背景を持つ人々向けの「統合講習」は、現在、滞在法第3章(第44、45条)に規定され、社会統合政策の中で重点政策の一つとなっている。

1) 統合講習に参加する権利(第44条)

90日を超えてドイツ国内に滞在する外国人は、次のいずれかの場合、統合講習に参加する権利を有する。なお、参加する権利は、当該滞在資格の付与2年後または当該滞在資格の喪失後に失効する。

- ・ 職業目的の滞在許可(就労、自営業)
- ・ 家族呼び寄せの目的の滞在許可
- ・ 人道上の理由に基づく滞在許可
- ・ EU長期滞在権者としての滞在許可

なお、次の場合、統合講習への参加権利は認められない。

- ・ 児童(14歳未満)、少年(14歳以上18歳未満)、若年成人について、学校教育を受け

る場合又はその者の従前の学校教育履歴をドイツ国内において継続する場合。

- ・ 統合の必要性が明らかに低い場合。
- ・ ドイツ語の十分な知識を有している場合（ただしこの場合、オリエンテーション講習への参加権（後述）は影響を受けない）。

2) 統合講習への参加義務と免除（滞在法第 44a 条）

外国人が、次のいずれかに該当するとき、統合講習への参加が義務づけられている。

- ・ 簡単なドイツ語による意思疎通ができないとき（参加権を有することが前提）
- ・ 人道的な理由や家族呼び寄せによる滞在資格を付与する時点でドイツ語の十分な知識を有していないとき 等。

また、次のいずれかに該当するとき、参加義務は免除される。

- ・ ドイツ国内において、職業教育その他教育を受けているとき。
- ・ ドイツ国内において、統合講習と同等の教育措置に参加していることを証明するとき。
- ・ 参加が継続的に不可能である、又は期待できないとき。
- ・ EU 長期滞在許可保持者で、他の EU 加盟国で長期滞在権利者としての法的地位を得るための統合措置にすでに参加したことを証明できる場合は、オリエンテーション講習は免除。

3) 統合講習の内容

大きく、「ドイツ語教育」と「市民教育（オリエンテーション講習）」に分かれる。「統合」実現のために、重視されているのは、ドイツ語能力、自由と民主主義といったドイツの価値観の尊重、ドイツの歴史や選挙制度などに対する理解、信教の自由の尊重などである。また、ドイツ語講習に加え、住まい探し、子どもの学校の手続き、医療機関の斡旋なども含めた、外国人及び移民の背景を持つ人々のための支援態勢が強化されてきている。

図表 2-16 統合講習の内容

ドイツ語教育（600 時間）		市民教育（オリエンテーション講習） （30 時間）
基礎言語講習（300 時間）	言語向上講習（300 時間）	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎的なドイツ語に関する講習 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎言語講習修了者を対象とした、より実践に近いドイツ語講習 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ドイツの法律 ・ ドイツの文化 ・ ドイツの歴史 等のテーマを通してドイツ社会に関する理解を促す課程

4) ドイツ語教育

ドイツ語教育は、欧州共通基準 B1 レベルが目標として設定されており、基礎的な内容を扱う「基礎言語講習」を 300 時間実施し、それに続き、応用的な内容も含めた 300 時間単位の「言語向上講習」が実施されている。

この基本的なパターンの他に、若年者や女性、子どもを持つ保護者、読み書きができない人などの特定層を対象として、900 時間単位に延長した講習も実施されている。

2007 年の滞在法改正に伴い、ドイツ語をほとんど話せない外国人に対して、統合コースへの参加が義務づけられた。

5) 市民教育（オリエンテーション講習）

「市民教育（オリエンテーション講習）」は、ドイツの法律、文化、歴史などを学ぶことを通して、ドイツ社会に関する理解を促す課程であり、社会統合のために重視されている時間であり、修了試験も課されている。2012 年に市民教育の総受講時間が、45 時間から 60 時へと引き上げられた。

2007 年の滞在法改正に先立ち実施された、統合講習の評価のための調査では、全国で実施されている市民教育（オリエンテーション講習）の修了試験では、以下の図表の内容が多く出題されていた。歴史、法律、文化について、ドイツで生活にするにあたり必要な最低限の知識を網羅できるような内容となっていることが窺われる。

図表 2-17 市民教育（オリエンテーション講習）修了試験で多く採用されたテーマ

歴史関係分野	%
1945年以降のドイツ	83.4%
統一後のドイツ	81.3%
ドイツ分裂から統一まで	71.5%

法律関係分野	%
自由、民主主義の基本的秩序：民主主義、選挙、議会、政党	94.1%
国民の権利	88.9%
国民の義務	87.4%
法治国家としてのドイツ	76.7%
ドイツにおける行政の立法	75.0%
社会原則及び社会的安全	70.0%

文化関係分野	%
文化的・地域的多様性	81.5%
ドイツにおける宗教的多様性	79.5%
ドイツにおける日常生活の基本原則：時間の理解及び規則に対する態度	74.6%

(資料) 丸尾 (2007)

この市民教育（オリエンテーション講習）については、文化的同化を促すものであるという批判も当初あった。たしかに、文化関係分野では、「日常生活の基本原則」や、一部の

クラスでは「ドイツにおける支配的な人間像」という出題がされており、ドイツ特有の生活習慣や文化への理解を促すような意図が感じられるものもある。だが、社会生活を円滑に進めていくためのテーマ設定という範疇には収まり、同化主義を促すような内容とは言い難いものであった（丸尾 2007）。

全体的に、地域文化や宗教といった文化分野以外に、ドイツ近現代史や、議会制民主主義、市場経済など、幅広い分野からドイツ社会の規範や近代民主主義国家における社会制度の理解を促すことを目的としており、社会的経済的な隔離（セグリゲーション）を防止し、包摂していく意図が感じられる（石川 2012）。

こうしたことから、ドイツにおける社会統合政策においては、文化的同化の色合いは薄く、一義的には外国人の社会参加と機会均等の促進の意味合いが強いと考えるべきである。

6) 統合講習の運営状況

統合講習の実施は、連邦移民・難民庁が認可した私のおよび公的責任者が担当する。2014年時点で、約1,300の統合講習責任者が認可を受けており、統合講習で授業をする教員は、「外国語としてのドイツ語」もしくは「第二外国語としてのドイツ語」の大学修了証を有するか、特別な研修教育を取得しなければならない（カーリン・ヴァイス 2009）。2011年には、総額2億1,800万ユーロを連邦政府が負担し、2012年の連邦予算では2億2,400億ユーロが計上された。2005年の導入以来、統合講習に対する支出は15億ユーロを超えている。

統合講習への参加者は、連邦政府の財政的援助を受けるが、一定の自己負担もしなければならず、2012年に1授業あたり1ユーロから1.2ユーロへと引き上げられた。一般的な660授業単位の統合講習に対しては、792ユーロ（約9万1,000円）の自己負担となっている。ただし、この引き上げは、低所得者層が多い外国人受講者にとっては、多大な経済的負担となることへの措置として、生活保障受給者が統合講習に参加する場合、その負担が免除されることがあり、受講資格を得てから2年以内に修了試験に合格した場合、支払った参加費の半額が還付される仕組みを敷いている。

また、2012年統合講習令の改正によって、講習参加中の保育サービスの提供を可能とする規定が盛り込まれ、保育サービスを必要とする若い親の参加拡大が見込まれているものの、保育措置の提供が3歳未満の子に限るという年齢制限がある点で、効果は限定的とされている。

② 移民応急相談所（MEB）、青少年移民サービス（JMD）

ドイツ連邦は、「統合講習」の実施に加えて、外国人を支援する相談所として、移民応急相談所（MEB）と青少年移民サービス（JMD）を設置している。これらの相談所が提供するものは、移民たちがドイツで第一歩を踏み出す際の手助けであり、外国人や移民は、個別にアドバイスを受け、新しい生活環境に積極的に踏み込む手助けをしてもらえる（カー

リン・ヴァイス 2009)。

ドイツ語の習得、新しい生活環境の段階的な理解、できるだけ間隔をあけずに学校に通い職業教育を受け、職業に就くための努力をすること、こうしたことすべてが個人の社会参加のために移民全員に要求されるが、この相談所はそうした努力の手助けを実施している。

相談所に設置されている移民相談員は、専門的なケースマネジメントをもとに、移民の個人的な支援の必要性を見つけ出すことを主な仕事としている。相談員と移民は一緒に統合プランを策定し、定められた社会統合政策へと積極的に組み込まれるように企図されている (カーリン・ヴァイス 2009)。

③ 統合講習との提携プロジェクト

統合講習と移民相談所は、移民のドイツにおける生活のスタートをスムーズに行うために実施されている一方で、一定程度ドイツ社会に包摂されてきた移民を対象として、統合プログラムをより効果的に前進させるために行われるものが、提携プロジェクトである。具体的には、統合講習と企業での実習や労働局面を関連づけ、統合講習の参加者もしくは修了者を対象とした取り組みであるが、移民自身のドイツ語レベルや受け入れる企業の状況等に応じて、個々に実施されることが多い (カーリン・ヴァイス 2009)。

3. 外国人受入れに係る背景・影響等の情報

(1) 難民の急増

近年、東欧諸国からの流入に加えて、「アラブの春」に端を発するアフリカや中東アジアからの難民庇護申請者数が急激に増加している。1990年の統一後の時期にも、難民庇護申請者数が増加したが、2013年以降増加している今回は、EUレベルにおける難民問題への対処の制度枠組みをいかにするかが問題の焦点となっている。

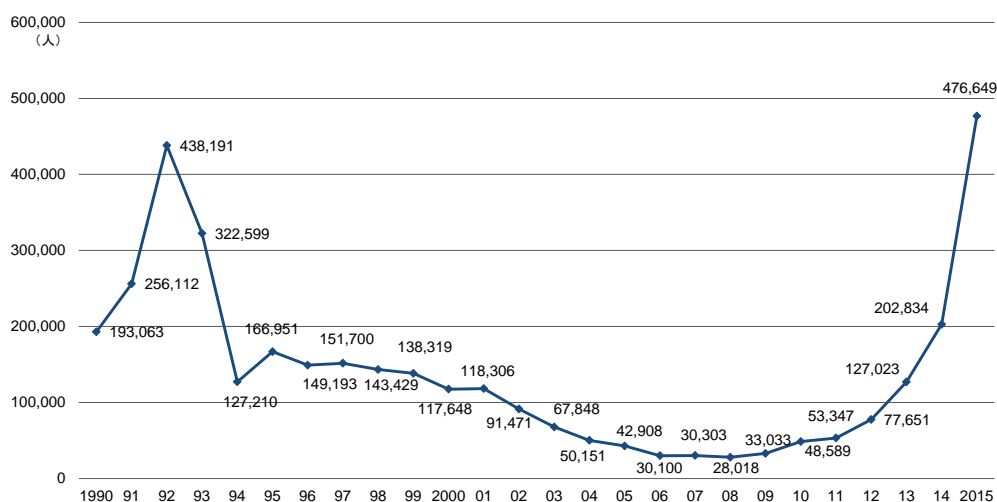
EUの難民の扱いに関する「ダブリン規則」によれば、難民が最初に入国したEU構成国が、責任を持って人の登録や難民認定審査を実施することとされている。しかし、2015年には、ハンガリーに大量の難民が一気に押し寄せ、ハンガリー当局の処理能力を超えてしまったため、首都ブダペストには多くの難民(特にシリアからの難民)が滞留した。これに対して、メルケル政権は、これらの難民へドイツ入国を認めたため、ハンガリー政府はEUダブリン規則の運用に反して、難民を通過させた。

こうした対応に対して、ドイツ国内での反発が高まった結果、メルケル首相は移民法が規定する政治的な庇護と人間の尊厳の原則は守られなければならないと同時に、庇護審査の迅速化と手続きの明確化により、庇護される可能性のない人々がドイツを目指すことを防ぐ必要があると明言した。

2016年には、ギリシャに到着したシリア難民などをトルコに送還する措置が4月に始まったことに加え、ドイツ政府も受入れの制限・送還に乗り出した。

2016年12月には首都ベルリンでテロが発生するなど、社会が不安定化する中で、2017年9月に控える連邦議会選挙を前に、2017年1月、与党「キリスト教民主同盟」としての選挙公約に当たる政策綱領では、ドイツ社会への統合の意志がない難民に支援金の減額や国外退去などの罰則を科すこと、国境沿いに難民や移民の管理センターを設置し、明らかに難民として認められない人を速やかに本国に送還することなどが盛り込まれた。

図表 2-18 統一後ドイツの難民庇護申請者数（1990-2015）



(資料) ドイツ連邦移民難民庁 (2016) 「移民レポート」

これに付随して、EU及びドイツの外国人労働者の受け入れ、移民政策に異議を唱える政党の台頭が欧州各国で目立っており、ドイツもその例外ではない。例えば、まだ結成されて日が浅いAfD（「ドイツのもう一つの選択肢」）が、2014年5月の欧州議会選挙で初議席を獲得した後、3つの州議会選挙でも議席を獲得している。

一方、ドイツ連邦統計局が2017年1月に発表した2016年の実質国内総生産の伸び率が前年比1.9%であったことについて、統計局は「多数の難民の流入による寄与も大きい」とコメントしている¹³。

¹³ 朝日新聞「ドイツGDP、1.9%増『難民の消費増も寄与』」（2017年1月13日付）
<http://www.asahi.com/articles/ASK1D6JR3K1DUHBI04Q.html>（最終閲覧日：2017/3/15）

4. 参考文献

- ・ 石川真作, 2012, 『移民国家』ドイツの社会空間—『並行社会』と『統合』の狭間で」石川真作・渋谷努・山本須美子編著『周縁から照射する EU 社会—移民・マイノリティとシティズンシップの人類学』世界思想社: 151-73.
- ・ カーリン・ヴァイス (前田直子訳), 2009, 「東ドイツ諸州における移民と統合政策—ブランデンブルグ州を中心に」増谷英樹編『移民・難民・外国人労働者と多文化共生—日本とドイツ／歴史と現状』有志舎: 103-35.
- ・ 久保山亮, 2016, 「ドイツにおける移民及び難民受け入れの歩み——過去 10 年間で振り返って」未来を創る財団『みらい』(8), 1-8.
- ・ 丸尾眞, 2007, 「ドイツ移民法における統合コースの現状及び課題」『ESRI Discussion Paper Series』No.189.
- ・ 森井裕一, 2007, 「ドイツにおける外国人問題とトルコ」八谷まち子編『EU 拡大のフロンティア—トルコとの対話』信山社: 77-111.
- ・ 森井裕一, 2016, 「ドイツ—人の移動と社会変容」岡部みどり編著『人の国際移動と EU—地域統合は「国境をどのように変えるのか?」』法律文化社: 91-104.
- ・ 連邦移民難民庁, 2011, 「電子滞在許可証 (aAT) について知っておくべきこと」.
http://www.bamf.de/SharedDocs/Anlagen/DE/Publikationen/Broschueren/broschuere-eat-a4-ja-japanisch.pdf?__blob=publicationFile (最終閲覧日: 2017/3/15)
- ・ 連邦移民難民庁, 2016, 「移民レポート」
<http://www.bamf.de/SharedDocs/Anlagen/DE/Publikationen/Migrationsberichte/migrationsbericht-2015.html?nn=1366152> (最終閲覧日: 2017/3/15)
- ・ 労働政策研究・研修機構, 2011, 「高度外国人材の国外資格認定を簡素化—法案を閣議決定」
- ・ 労働政策研究・研修機構, 2013, 「諸外国における高度人材を中心とした外国人労働者受入れ政策」.
- ・ 労働政策研究・研修機構, 2015, 「主要国の外国人労働者受入れ動向: ドイツ」『海外労働情報フォーカス (2015 年 1 月)』.
- ・ 労働政策研究・研修機構, 2015, 「諸外国における外国人受け入れ制度の概要と影響をめぐる各種議論に関する調査」.
- ・ 戸田典子, 2007, 「ドイツの滞在法—『外国人法』から EU『移民法』へ」国立国会図書館調査及び立法考査局『外国の立法』(234): 4-112.
- ・ 渡辺富久子, 2016, 「ドイツにおける移民及び難民の滞在資格」国立国会図書館調査及び立法考査局『外国の立法』(267): 125-61.
- ・ 財務省主計局, 2012, 「社会保障予算 (生活保護・年金等)」
https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/proceedings/material/zaiseia241022/01.pdf (最終閲覧日: 2017/3/15)

第3章 フランス

1. 外国人受入れに係る現在の法制度及び現況

(1) 受け入れる外国人のカテゴリー

① 「外国人」「移民」の定義について

1) 法律上の定義

フランスにおいては、外国人、移民等言葉を下記のように使用するので注意が必要である。移民、外国人、外国出身者の定義が類似しており、誤解を招きやすくなっている。

- ・ 外国人 (Étranger) : ①他国籍のみを保持している、もしくは②無国籍という理由により、フランスに居住するがフランス国籍を持たない者。フランス国籍を持ち、かつ他国籍も保持する者はフランス国内ではフランス人と見なす。フランス国内で生まれた外国人も存在することから、外国人は必ずしも移民と同義ではない。移民の定義と異なり、外国人という性質はフランス国籍を取得すると解消されるため、必ずしも当該人物の生涯を通して永続するとは限らない。
- ・ 移民 (Immigré) : 統合高等評議会 (Haut Conseil à l'Intégration) の定義によると、外国人として他国で出生し現在フランスに居住する者。したがって、移民にはフランス国籍を取得済みの外国人も含まれる。一方で、外国生まれのフランス人で現在フランスに居住する者とフランス生まれの外国人は移民の定義に含まれない。移民人口の中には、既にフランス国籍を取得している者と外国人のままの者の両方が存在する。移民と外国人は同義ではない。外国人の中には、フランスで生まれた者も存在する。移民という性質は、当該人物の生涯において永続する。たとえ当該人物がフランス国籍を取得しても、その者の移民という性質は継続する。移民の地理的な出自を定義するのは、出生国であり、出生時の国籍ではない。
- ・ 帰化 (Naturalisation) : 外国人をフランス国籍に帰化させることは、その者に完全なフランスの市民権を付与することである。帰化は、公的機関の決定により、帰化申請以前に5年以上フランスに正規に滞在している者のみが対象となる。(例外あり。)
- ・ 滞在許可 (Titre de séjour) : 外国人に対して、フランスでの滞在を許可する公的書類。滞在許可は、その法的性質、滞在目的、有効期間の項目により構成・定義される。全ての滞在許可は、滞在目的ごとに職業、家族、学生、人道、その他の5つのカテゴリーに分類整理される。

(INSEE, Tableaux de l'économie française, INSEE Références - Édition 2017 より日本語要旨をMURCにて作成)

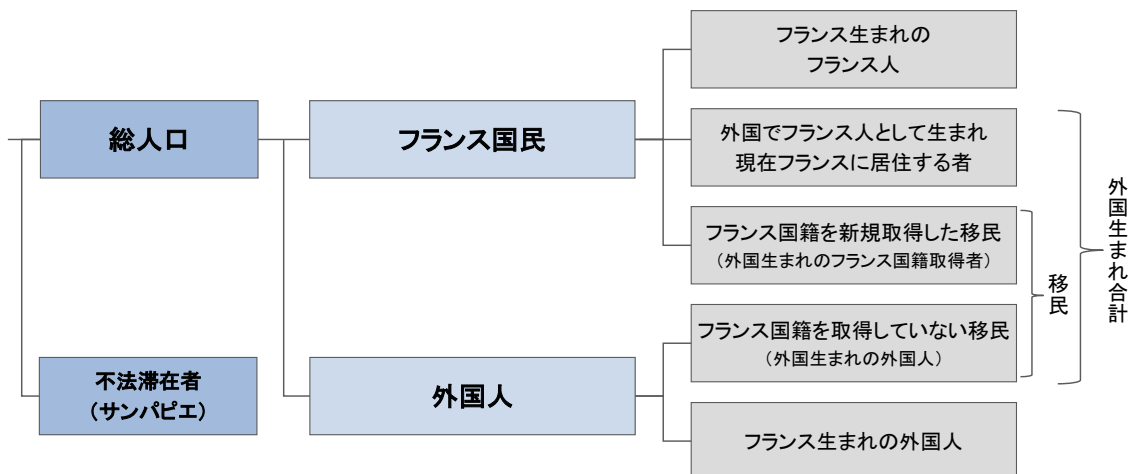
2) 統計上の定義

統計上でも、上記の定義に従い関連統計が集計されている。移民、外国人に関する定義はフランス固有のものであり、誤解を招きやすくなっている。外国人は国籍に関する用語であり、移民は出生国に関する用語となっている。

以上を踏まえて、フランスの総人口は下図のように区分することができる。総人口は国民と外国人に大別され、その下に 5 つの詳細区分がある。「フランス生まれのフランス人」とは、最も一般的な国民を指すカテゴリーである。「外国でフランス人として生まれ現在フランスに居住する者」には、国外で生まれたフランス人の子などが該当する。「フランス国籍を新規取得した移民」とは、外国にて外国人として生まれ、のち、フランスに移住しフランス国籍を申請取得した者が該当する。「フランス国籍を取得していない移民」とは、外国生まれの外国人、つまり一般的な外国人労働者が該当する。「フランス生まれの外国人」とは、フランス国内にて両親ともに外国人の間に生まれた者が該当する。両親が片方でもフランス国籍者の場合、出生地に拘わらず、子どもはフランス国籍を付与される。

総じて、フランスの出生に対する国籍付与の考え方は、血統主義と出生地主義の両方に基づいている¹ため、下図のような複雑な区分が生じている。外国人労働者に関しては、下図の外国人のカテゴリーの中に分類される。

図表 3-1 フランスにおける人口区分



(資料) INSEE 各種資料より MURC 作成

¹ 財団法人自治体国際化協会パリ事務所, 2011年7月14日, 「フランスの移民政策 —移民の出入国管理行政から社会統合政策まで—」, 『CLAIR REPORT No.363』

② 在留資格

1) 概要

フランスへの入国及び滞在に際しては、まず査証を取得する必要がある。その後あらためて必要な滞在許可証を申請するというのが基本的な流れである。ビザの種類は主に期間と滞在理由により区分される。外国人労働者がフランスで働く場合に適用されるビザの種類は、短期滞在査証（90 日以下）と長期滞在査証（90 日以上）に大別される。²

2) 入国資格ごとの許可基準<<短期入国査証一覧>>

a. 短期滞在査証

短期ビザは通称「シェンゲンビザ」と呼ばれ、シェンゲン協定加盟国全 26 ヶ国（ブルガリア、ルーマニア、キプロス、クロアチア、アイルランド、英国を除く EU および EEA 加盟国）に出入国することができます。このビザで、180 日につき最大 90 日間の滞在が認められます。申請先は、居住国のフランス大使館・領事館です。短期ビザは、原則として、出張としてのフランス滞在、業務上または個人的なフランス訪問に対して支給されます。

フランスに居住せずにフランスにおける取引関係を維持したい人は「往来ビザ（visa de circulation）」を申請することができます。「往来ビザ」は有効期間 1 年から 5 年で発行される「シェンゲンビザ」です。フランスで正当な職業活動を行っている人が往来ビザを取得すれば、フランスに入国するたびにビザを申請する必要がなくなります。

フランスで報酬を受ける職業活動を行うためには労働許可が必要で、短期滞在ビザによる就労はできません。このため、外国企業が 3 ヶ月未満の任務のために従業員をフランスに派遣したい場合は、滞在の目的を次のように区別する必要があります。

- ・ 出張としての滞在（顧客訪問や単発的な会議などに出席するため）：国籍による特例を除き、短期ビザで十分です。
- ・ 短期間の任務を遂行するためのフランス滞在（フランス企業に対する研修、指導、技術援助など）：シェンゲンビザのほか、一時労働許可証（autorisation provisoire de travail）が必要になります。

一時労働許可証の承認の判定は、申請者が受け入れ先企業の指示に従って、役務を提供できるか、効果的に参画できるか等を考慮して行われます。³

b. 海外県・海外領土査証（Visa pour les collectivités d'Outre mer）^{4 5}

海外領土（ニューカレドニア・タヒチなど）に労働をせずに 3 カ月未満の滞在をする者

² フランス貿易投資庁, 2015, “Doing Business in France 2015”

³ 枠内の文章はフランス貿易投資庁 “Doing Business in France 2015”より引用

⁴ 在日フランス大使館, 1 Mars 2017, «Visa de tourisme», <http://www.ambafrance-jp.org/Visa-de-tourisme>

⁵ 在日フランス大使館, 2017 年 1 月 12 日、「短期観光ビザ」, <http://www.ambafrance-jp.org/article1247>

のための短期滞在査証である。

3) 入国資格ごとの許可基準<<長期入国査証一覧>>

a. 長期滞在査証 (VLS : Visa long séjour)

外国人が個人的理由（家族再会、退職など）または職業上の理由（会社設立、就労など）で 3 ヶ月を超えてフランスに滞在するには、居住国のフランス大使館・領事館に長期ビザを申請する必要がある。

長期滞在ビザの有効期間は原則として 3 ヶ月間である。その間に県庁に届け出を行い、滞在理由に応じた滞在許可証（派遣従業員、科学研究、コンペタンス・エ・タロン（能力・才能）など）を取得しなければならない。

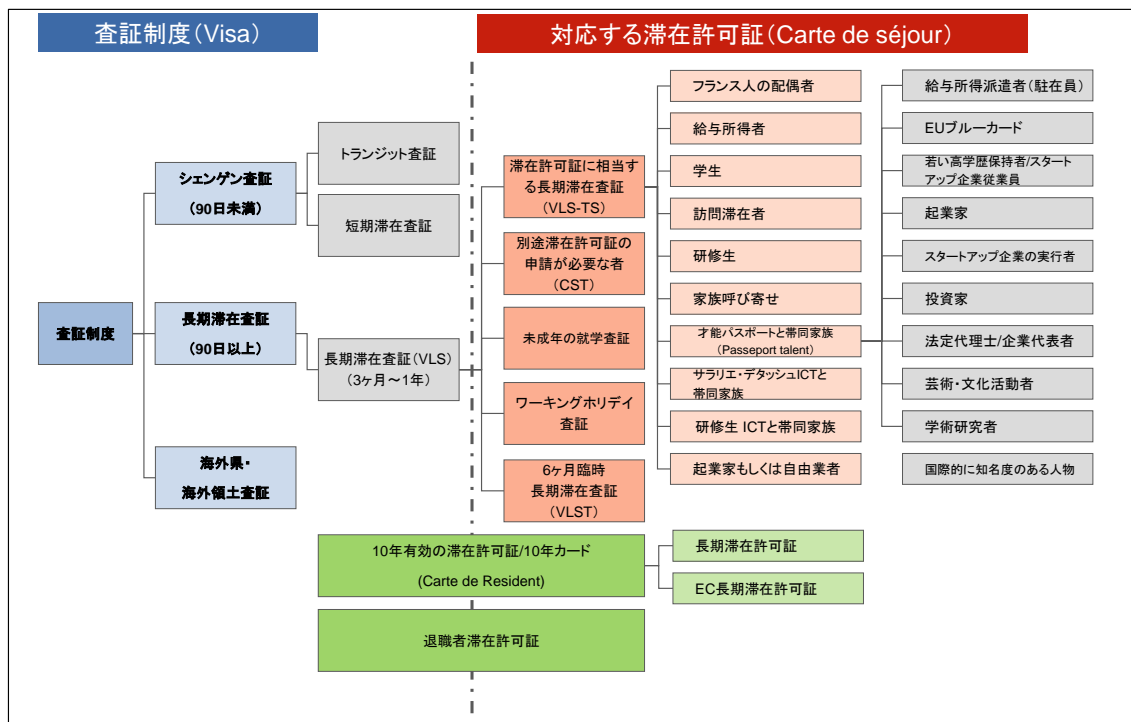
在仏外国人はフランスに入国してから 3 ヶ月以内に、フランス移民・統合局（OFII）で健康診断を受ける必要がある。⁶

受け入れる外国人のカテゴリーを図化すると、下図のようになる。経済的目的に該当する滞在許可証のカテゴリーが多く存在し、フランスは経済移民・外国人労働者を多く受け入れているように見受けられる。しかし、実際のところは、家族のつながりによる移民・留学生・難民などの割合が非常に高く、経済的目的を主とする同国の経済成長に資する外国人労働者の割合はあまり高くない。

また、フランスの外国人受入れ制度は、制度がきれいに整理されておらず、頻繁に変更され、かつ実際の手続きにおいても何度も複数の役所を訪れる必要があり、非効率的な面が多い。加えて、根本的に外国人労働者が滞在許可を取得するのが容易ではない国家のため、外国人労働者の視点からすると、非常に不明瞭・不親切な制度設計となっている。

⁶ 枠内の文章はフランス貿易投資庁 “Doing Business in France 2015”より引用

図表 3-2 査証制度と滞在許可証の概要



(資料) フランス内務省 (最終閲覧日 2017 年 3 月 24 日、
<http://www.immigration.interieur.gouv.fr/Immigration/Les-visas/Les-visas-de-long-sejour>) より MURC 作
 成。その他、在日フランス大使館 HP (<http://www.ambafrance-jp.org/article3767>)
 (<http://www.ambafrance-jp.org/-rubrique211->) (<http://www.ambafrance-jp.org/article6223>) も参考にし
 た。

(注) EU 加盟国、ヨーロッパ経済領域 (EEA) 参加国、スイス連邦、モナコ公国、アンドラ公国の国籍保
 持者は、査証、滞在許可証、労働許可証が免除となる。その他の国籍保有者は、年齢および滞在目的
 を問わず、フランスにおける 90 日を超える滞在に対して長期滞在ビザが必要。在日フランス大使館、
 2017 年 1 月 12 日、「短期観光ビザ」, (<http://www.ambafrance-jp.org/article1247>)

(注) アルジェリア人の滞在許可(CRA)などは省略した。

図表 3-3 種類別の発行済み滞在許可証数

	2010	2011	2012	2013	2014	2015
10年カード及び長期滞在許可証 (GR)	1,204,985	1,230,747	1,270,490	1,312,109	1,348,530	1,378,570
アルジェリア人の滞在許可 (CRA)	560,169	542,905	553,801	561,543	556,994	560,024
臨時滞在許可証 (CST)	413,105	421,260	450,140	463,695	487,523	500,035
EU出身者など (Titres communautaires)	15,934	17,236	19,233	21,418	24,485	28,067
退職者滞在許可証 (Retraité)	4,415	4,344	4,216	4,260	4,353	4,543
能力と才能滞在許可証 (※)	1,590	1,674	1,724	1,713	1,741	1,582
滞在許可証に相当する長期滞在査証 (VIS-TS)	17,021	64,860	62,405	64,568	64,418	64,016
暫定書類 保持者 (Documents provisoires)	160,158	171,169	161,415	177,418	175,993	197,576
合計	2,377,377	2,454,195	2,523,424	2,606,724	2,664,037	2,734,413

(原資料) AGDREF/DSED.

(出所) Ministère de l'Intérieur, 2016, «Les Étrangers en France Année2015», Treizième rapport établi en
 application de l'article L.111-10 du Code de l'entrée et du séjour des étrangers et du droit d'asile.

(注) 能力と才能滞在許可証は 2016 年 11 月以降、才能パスポート査証に一元化され、廃止された。

b. 臨時滞在許可証 (VLST : Visa long séjour temporaire)

滞在期間が 3 ヶ月～6 ヶ月の者は、臨時滞在許可証を申請する必要がある。こちらは滞在

許可証の役割も兼ねているため、別途滞在許可証を申請する必要はない。更新は不可能で、期限が切れたら帰国しなければならない。該当者の例としては、短期留学の学生などが当てはまる。⁷

(2) 関連統計

① フランスの基本的な人口動態と人口構成

2017年のフランスの人口推計は6,699万人である。先進国の中では例外的に、自然増と移民流入超過が毎年続いていることにより、未だに人口が増加し続けている。

図表 3-4 フランスの人口動態と移民の流入出

(単位:千人)

年	人口 (1月1日時点)	年間の人口増減	自然増減	移民の増減	入国	出国
2006	63,186	415	302	112	301	189
2007	63,601	361	287	74	294	220
2008	63,962	343	286	57	297	240
2009	64,305	308	276	32	297	265
2010	64,613	320	282	39	307	268
2011	64,933	308	278	30	320	290
2012	65,241	324	251	72	327	255
2013	65,565	342	242	100	338	238
2014	66,127	327 (*)	259	67 (*)	340	273 (*)
2015	66,454 (*)	272 (*)	205	67 (*)	364	297 (*)
2016	66,726 (*)	265 (*)	198 (*)	67 (*)	未集計	未集計
2017	66,991 (*)	未集計	未集計	未集計	未集計	未集計

(原資料) INSEE, estimations de population, des flux d'entrée et de sortie et statistiques de l'état civil.

(出所) INSEE, 2015, «Populations française, étrangère et immigrée en France depuis 2006», INSEE Focus – N°

38. <https://www.insee.fr/fr/statistiques/1410693>

(注1) 2013年までのデータはマヨット島を除外。2014年以降はマヨット島を含む。

(注2) (*) の付いたものは暫定値。

⁷ CESEDA Article L.211-2-1

フランスでは、人口の流入超過が続いており、2013年は10万人、2015年は6.7万人の流入超過となっている。

図表 3-5 出生地と国籍別の人口及び流入出

年	合計	外国生まれ		フランス生まれ
		国外にてフランス人として生まれた者	移民	
人口(単位:千人)				
2006	63,186	1,768	5,137	56,280
2014	66,127	1,748	6,055	58,324
2016(*)	66,726	1,737	6,290	58,698
入国(単位:人)				
2006	301,000	30,000	193,000	78,000
2013	338,000	20,000	236,000	81,000
2015	364,000	21,000	253,000	89,000
出国(単位:人)				
2006	189,000	22,000	29,000	138,000
2013	238,000	8,000	32,000	198,000
2015(*)	297,000	10,000	79,000	207,000
移民の増減(単位:人)				
2006	+ 112,000	+ 8,000	+ 164,000	- 60,000
2013	+ 100,000	+ 12,000	+ 204,000	- 116,000
2015(*)	+ 67,000	+ 11,000	+ 174,000	- 118,000

(原資料) INSEE, estimations de population, des flux d'entrée et de sortie et statistiques de l'état civil.

(出所) INSEE, 2017, «L'analyse des flux migratoires entre la France et l'étranger entre 2006 et 2015», INSEE

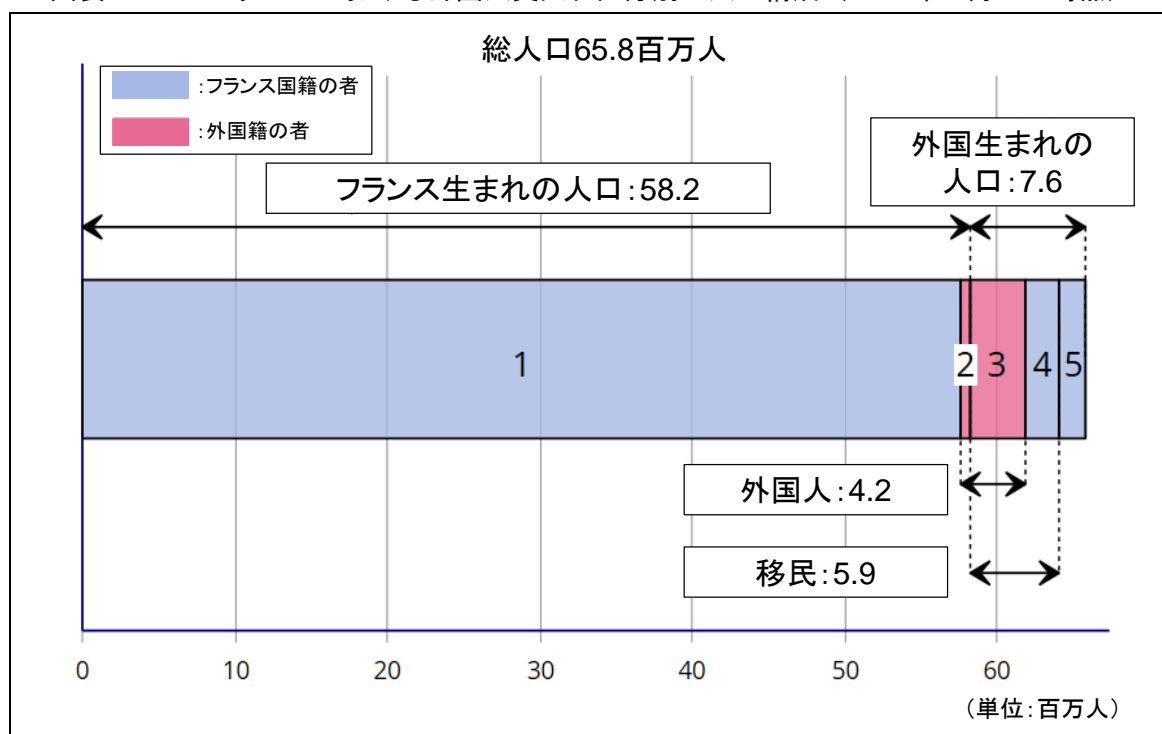
Focus - N° 78. <https://www.insee.fr/fr/statistiques/2593515>

(注1) 2013年までのデータはマヨット島を除外。2014年以降はマヨット島を含む。

(注2) (*) の付いたものは暫定値。

在仏外国人に関して、フランスで最も普及している定義を用いての人口構成は下記の通りである。下図の定義は、図表 1 と対応している。2014 年時点では、総人口の 88.4% をフランス生まれの人口が占めており、外国生まれの人口割合は 7.6% となっている。外国人と移民の区分の重複を見て取ることができる。

図表 3-6 フランスにおける外国人受入れ区分別の人口構成 (2014 年 1 月 1 日時点)



- 1: フランス生まれのフランス人
- 2: フランス生まれの外国人
- 3: 外国生まれの外国人
- 4: 外国生まれのフランス国籍取得者
- 5: 外国でフランス人として生まれ現在フランスに居住する者

こちらの定義は図表 1 と対応している。

(原資料) (出所) 図表 2 と同じ。

(注 1) 日本語は MURC にて作成。

(注 2) グラフの数値は 2015 年集計時点の暫定値のため、他の表と一部異なる。なお、データはマヨット島人口を除いたデータである。

また、移民によるフランス国籍の取得状況は下図の通りである⁸。2015 年時点では、政令 (デクレ) による帰化申請者が国籍取得者の 51.8%、フランス人との結婚の宣言による国籍取得が 22.0%、未成年の宣言による国籍取得が 21.3% を占める。フランスは国籍取得に関して、血統主義と出生地主義の両方を採用していることから、毎年 10 万人以上の新規国籍取得者が誕生している。

⁸ 個々の取得方法については自治体国際化協会, 2011, 「フランスの移民政策」, CLAIR REPORT No.363 が詳しい。

図表 3-7 フランス国籍取得者数の推移及び取得方法別内訳

(単位:人)

	2000	2014	2015	2015 割合(%)
▶ 手続きありの国籍取得 合計	141,455	103,609	111,878	98.5
▶ 政令による国籍取得	77,478	57,610	61,564	54.2
▶ 帰化申請	68,750	55,010	58,858	51.8
▶ 国籍回復申請	8,728	2,600	2,706	2.4
▶ 宣言による国籍取得	63,977	45,999	50,314	44.3
▶ 未成年及び未成年の親による宣言	35,883	25,043	24,159	21.3
▶ 結婚による宣言	26,056	19,725	25,044	22.0
▶ その他の宣言	2,038	1,231	1,111	1.0
▶ 手続きなしの国籍取得 合計	8,570	2,004	1,730	1.5
合計	150,025	105,613	113,608	100

(原資料) Ministère de l'Intérieur ; ministère de la Justice - SDSE.

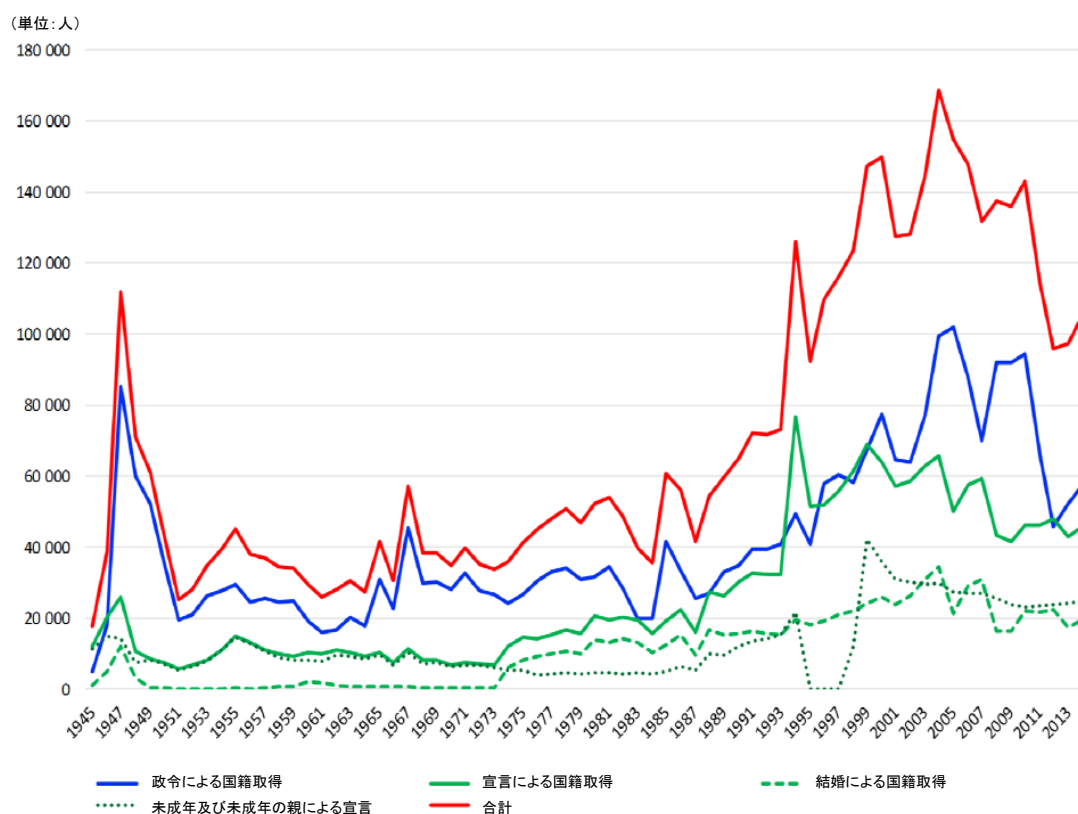
(出所) INSEE, 2017, «Tableaux de l'économie française», Collection INSEE Références - Édition 2017.

<https://www.insee.fr/fr/statistiques/2569332?sommaire=2587886>

(注) 日本語訳については自治体国際化協会, 2011, 「フランスの移民政策」, CLAIR REPORT No.363 に従った。

1945年から2014年までのフランス国籍取得者数の推移は、下図の通りとなっており、長期的に見ると、フランス人との結婚による国籍取得者の割合が増加してきている。また、近年の国籍取得者に関して言えば、女性の割合の方が男性より高く、新国民の出身国も1980年以降かなり多様化してきている。(DSED, 2016)

図表 3-8 フランス国籍取得者数の推移（1945年-2014年）



(原資料) DGEF-DSED et ministère de la justice

(出所) Ministère de l'Intérieur, 2016, «Les acquisitions de la nationalité française de 1945 à nos jours»

<http://www.immigration.interieur.gouv.fr/Info-ressources/Donnees-statistiques/Etudes-et-publications/Publications/Numeros-parus-en-2016/Les-acquisitions-de-la-nationalite-francaise-de-1945-a-nos-jours>

(注) 日本語は MURC にて作成。

② フランスにおける性別・年齢別の外国人・移民数⁹

2013年時点で、フランスには408万人の外国人、584万人の移民が滞在している。なお、外国人と移民のカウントには一部重複があることに留意されたい。総人口に占める割合は、それぞれ外国人が6.2%、移民が8.9%である。また、移民における女性の割合は高まってきており、1968年には44%だったのが、2013年には51%まで増加してきている。ヨーロッパ出身の移民ではポルトガル以外では女性が多く、マグレブを除くアフリカ諸国からの移民でも女性の方が多い。マグレブとトルコからの移民のみ男性の方が多い。

なお、Eurostatの推計によると、2015年1月1日時点の在仏外国人数は約435.6万人、総人口に占める割合は6.6%である。

⁹ INSEE, 2017, «Tableaux de l'économie française», Collection INSEE Références - Édition 2017. <https://www.insee.fr/fr/statistiques/2569332?sommaire=2587886>

図表 3-9 性別・年齢別の外国人人口及び移民人口（2013年）

(単位: %)

	外国人	移民
男性割合	50.5	48.7
女性割合	49.5	51.3
年齢区分:		
15歳未満	16.8	4.8
15歳～24歳	9.5	8.5
25歳～54歳	48.7	54.4
55歳～	25.0	32.3
総数(単位:千人)	4,084	5,835
国内総人口に占める割合	6.2	8.9

(原資料) INSEE, RP 2013 exploitation principale.

(出所) INSEE, 2017, «Tableaux de l'économie française INSEE Références - Édition 2017», Tableaux de l'Économie Française. <https://www.insee.fr/fr/statistiques/2569332?sommaire=2587886>

③ 外国人労働者数及び割合

2015年時点のフランスにおける外国人労働者数は約177.4万人、全労働者に占める割合は6.2%となっている。一方、Eurostat推計によると在仏外国人労働者数は2015年時点で約176.9万人、全労働者に占める割合は6.1%となっており、推計手法により多少の誤差があると推察される。

図表 3-10 社会経済的なカテゴリー別の外国人数及び割合

(単位:千人)

社会経済的なカテゴリー (la catégorie socioprofessionnelle)	2014	2015	2015年に外国人が当該カテゴリーに占める割合 (%)
職人、商業従事者及び会社経営者(10人以上の会社)	129.5	142.2	8.2
管理職及び知的専門職	191.6	200.5	4.2
中間職業	226.9	220.0	3.2
サラリーマン	533.9	501.9	6.2
労働者	604.8	643.3	10.4
今まで一度も働いたことのない失業者	49.1	51.6	11.2
合計	1,751.4	1,774.5	6.2
雇用主を含む	1,246.5	1,243.7	5.4

(原資料) INSEE, enquêtes Emploi

(出所) INSEE, 2017, «Tableaux de l'économie française», Collection INSEE Références - Édition 2017.

<https://www.insee.fr/fr/statistiques/2569332?sommaire=2587886>

(注) 合計は、申告していない人等を除く。

出生国別の移民数は下図の通りである。地域別では、マグレブを主とするアフリカ諸国からの移民割合が43.5%と最も高くなっており、次にEUからの移民が31.8%を占めている。

図表 3-11 出生国別のフランスへの移民数（2013年時点）

	割合(%)	人数 (単位:千人)
▶ ヨーロッパ 合計	36.5	2,127
▶ EU(27か国) 2013年時点 合計	31.8	1,852
▶ スペイン	4.2	246
▶ イタリア	5	289
▶ ポルトガル	10.4	607
▶ イギリス	2.6	150
▶ その他EU諸国	9.6	560
▶ その他のヨーロッパ諸国	4.7	275
▶ アフリカ 合計	43.5	2,540
▶ アルジェリア	13	760
▶ モロッコ	12.2	710
▶ チュニジア	4.4	259
▶ その他アフリカ	13.9	811
▶ アジア 合計	14.5	840
▶ トルコ	4.3	249
▶ カンボジア、ラオス、ベトナム	2.8	161
▶ その他アジア諸国	7.4	431
▶ 南北アメリカ、オセアニア 合計	5.6	328
合計	100	5,835

(原資料) INSEE. RP 2013 exploitation principale.

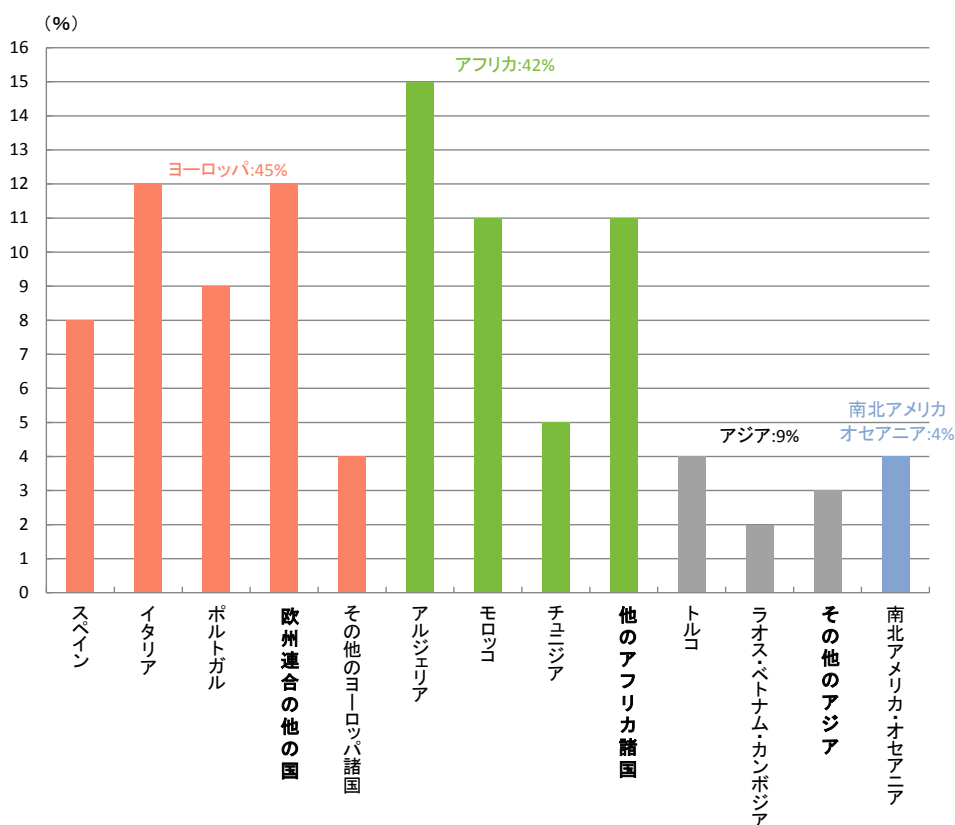
(出所) INSEE, 2017, «Tableaux de l'économie française», Collection INSEE Références - Édition 2017.

<https://www.insee.fr/fr/statistiques/2569332?sommaire=2587886>

④ 移民を親に持つ者に関する統計

フランス国内には、移民を親に持つ者が多く居住する。親の出生国別の割合を見ると、親がフランス以外のヨーロッパ出身の者が45%、親がアフリカ出身の者が42%存在する。

図表 3-12 移民を親に持つ者の親の出生国別の割合（2015年時点）



(原資料) INSEE, enquête Emploi de 2015, enquête annuelle de recensement de 2015.

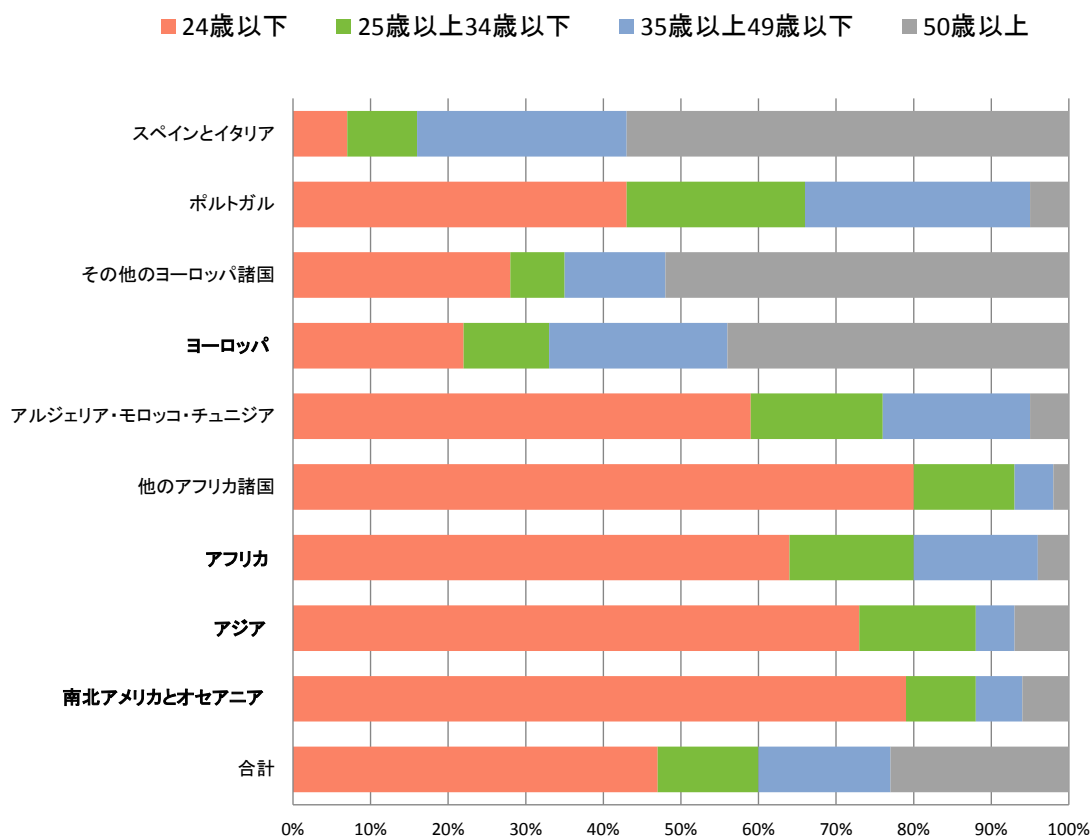
(出所) INSEE, 2017, «Être né en France d'un parent immigré», INSEE Première – N° 1634.

<https://www.insee.fr/fr/statistiques/2575541>

(注) 両親の出身国とは、移民である側の親の出身国、もし両親共に移民の場合は父親の出身国を対象に集計。

移民を親に持ちフランスに居住する者のうち、2015年時点で47%は24歳以下である。

図表 3-13 移民を親に持つ者の年齢・親の出身国別の割合（2015年時点）



(原資料) INSEE, enquête Emploi de 2015, enquête annuelle de recensement de 2015.

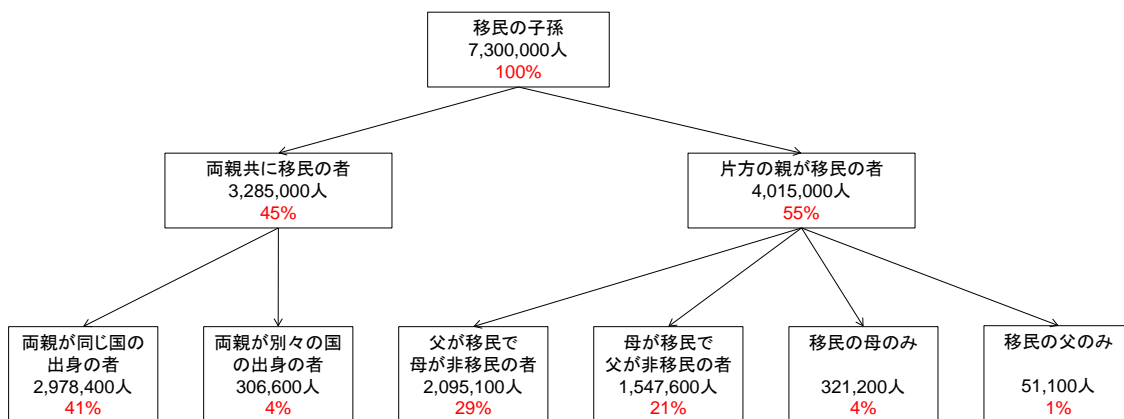
(出所) INSEE, 2017, «Être né en France d'un parent immigré», INSEE Première – N° 1634.

<https://www.insee.fr/fr/statistiques/2575541>

(注) 両親の出身国とは、移民である側の親の出身国、もし両親共に移民の場合は父親の出身国を対象に集計。

移民を親に持つ者はフランス国内に現在約 730 万人居住している。そのうち約 329 万人は、両親ともに移民である。

図表 3-14 移民を親の持つ者の年齢・親の出身国別の割合（2015 年時点）



(原資料) INSEE, enquête Emploi de 2015, enquête annuelle de recensement de 2015.

(出所) INSEE, 2017, «Être né en France d'un parent immigré», INSEE Première – N° 1634.

<https://www.insee.fr/fr/statistiques/2575541>

(3) 関係法令

外国人受入れに係る出入国管理関係法令、労働関係法令、社会保障関係法令、教育関係法令、刑法等

① 外国人の入国及び滞在並びに庇護権に関する法典 (CESEDA : Code de l'entrée et du séjour des étrangers et du droit d'asile)

1) 概要

フランスにおける外国人の出入国は、「外国人の入国及び滞在並びに庇護権に関する法典 (CESEDA : Code de l'entrée et du séjour des étrangers et du droit d'asile,)」(以下、「入国滞在庇護法典」)により規定されている。入国滞在庇護法典は、「外国人労働者並びにフランスに居住する外国人に関する法令 (Ordonnance relative aux conditions d'entrée et de séjour des étrangers en France)」(1945年11月2日オルドナンス 45-2658号)を根拠に策定され、2005年3月1日より施行されている¹⁰。査証制度と滞在許可制度ならびに家族呼び寄せ、隔離措置、審査及び罰則、庇護権、移民の社会統合促進等について規定している。なお、フランスにおいては滞在許可制度と労働許可制度が一本化されており¹¹、入国滞在庇護法典の規定に基づく。

なお、入国滞在庇護法典は、選択的移民制への転換を図った「移民の抑制、フランスにおける外国人の滞在及び国籍に関する 2003年11月26日の法律第 2003-1119号」(Loi no 2003-1119 du 26 novembre 2003 relative à la maîtrise de l'immigration, au séjour des étrangers en

¹⁰ 日工組社会安全研究財団, 2011,

¹¹ 労働政策研究報告書 No. 59, p80.

France et à la nationalité) に基づく規律となっている。「2003 年法」と通称される同法では、不法労働の取締り強化に重きがおかれ、滞在の権利の取得条件等について改正がなされた。^{12 13}

2) 改正法

入国滞在庇護法典は、その後も改正がなされている。主要な改正法は次のとおりである。

- ・ 「移民及び統合に関する 2006 年 7 月 24 日の法律第 2006-911 号」(Loi no 2006-911 du 24 juillet 2006 relative à l'immigration et à l'intégration) (通称「2006 年法」) では、不法移民への規制強化、外国人による家族呼び寄せの要件強化等を含む改正がなされた¹⁴。
- ・ 「移民の抑制、統合及び庇護に関する 2007 年 11 月 20 日の法律第 2007-1631 号」(Loi no 2007-1631 du 20 novembre 2007 relative à la maîtrise de l'immigration, à l'intégration et à l'asile) (通称「2007 年法」) は、移民の抑制を図るとともに、庇護を求める移民の受入れと保護についても考慮し、フランス語習得義務や共和国的価値の理解義務、親子関係判定のための DNA 鑑定の実施等が規定された¹⁵。
- ・ 「フランスにおける外国人の権利に関する 2016 年 3 月 7 日の法律第 2016-274 号」では、正規の外国人滞在者の受入れおよび社会への同化支援、有能な外国人の受入れと滞在の容易化および不法滞在対策の強化が図られた^{16 17}。
- ・ 「庇護権の改革に関する 2015 年 7 月 29 日の法律第 2015-925 号」では、EU 指令および欧州理事会規則を国内法に適用し、難民の資格要件や国内組織、申請手続き等を規定した。¹⁸

② 労働法典 (Code du travail)

1) 概要

フランスでは、労働法典 (Code du travail) において労働関係の全ての要素が整理されている。また、労働法典は、2016 年 7 月 21 日に整理した労働改革法 (loi Travail) により、労働者の解雇が従来と比べ容易になった¹⁹ものの、法定労働時間、最低賃金制度、無期雇用契約の原則等²⁰、労働者全般に対する手厚い保護を規定している。

このなかで、外国人労働者に関わる規定として、「フランスに在住するすべての外国人は、

¹² 豊田透「フランスにおける難民庇護法の改革」外国の立法 267 (2016.3)

¹³ JILPT 2015

¹⁴ 鈴木 2008

¹⁵ 同上。

¹⁶ JETRO, 2016, 「投資家や優秀な人材は「才能パスポート」に一本化—滞在許可証制度を改正—」(<https://www.jetro.go.jp/biznews/2016/03/41908941403f5b29.html>)

¹⁷ Ministère de l'Intérieur, 8 novembre 2016, «La loi du 7 mars 2016 relative au droit des étrangers», (Retrieved March 14, 2017, <http://www.immigration.interieur.gouv.fr/Info-ressources/Actualites/L-actu-immigration/La-loi-du-7-mars-2016-relative-au-droit-de-s-etrangers>)

¹⁸ 豊田透 2016

¹⁹ JETRO 2016.

²⁰ JILPT, 2016 年 6 月「労働法典改革と労組や学生組織による反対運動」

(http://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2016/06/france_01.html)

その滞在資格にかかわらず、地方及び国の行政機関に通知せず、自由にフランス領土を離れることができる（労働法典L. 322-1条）」ことが規定されている²¹。

(4) 関係機関

① フランスの省庁

1) フランスの省²²

フランスの省のうち、外国人受入制度に関係する省は下記の通り。（2017年3月14日現在）ただし、フランスの省の名称は頻繁に変更されるので注意が必要である。

- 首相府 (Premier ministre)
- 外務・国際開発省 (Ministère des Affaires étrangères et du Développement international)
- 労働・雇用・職業教育・労使対話省 (Ministère du Travail, de l'Emploi et du Dialogue social)
- 国土整備・農村問題・地方自治体省 (Ministère de l'Aménagement du territoire, de la Ruralité et des Collectivités territoriales)
- 内務省 (Ministère de l'Intérieur)
→フランス移民・統合局 (Office Français de l' Immigration et de l' Intégration) は、内務省、海外県・海外領土省、国土整備・農村問題・地方自治体省の管轄下に2010年11月以降設置されている。
- 海外県・海外領土省 (Ministère des Outre-mer)

2) 主な関係機関

フランスにおける移民政策は、複数省の間で管轄が入り乱れ、あまり整理されていない (JILPT 2006) ということが従来から指摘されている。下記は、現状の関係機関であるが、機関名は頻繁に変更され、統合などもしばしば起こるので注意が必要である。

a. 内務省

移民政策は複数の省庁により実施されているが、内務省は中心的な省庁のひとつであり、居住と保護に関する問題を扱う。内務省内の外国人担当局としては、在留外国人総局 (DGEF : Direction générale des étrangers en France) がある。帰化・国籍回復・婚姻による国籍取得なども内務省の管轄である。

b. 移民・統合局 (OFII : L'Office français de l'immigration et de l'intégration)^{23 24}

²¹ JILPT, 労働政策研究報告書 No. 59, p76.

²² フランスの省の一覧は (<http://www.ambafrance-jp.org/article10865>) に記載されている。

²³ Ministère de l'Intérieur, 10 novembre 2016, «L'Office français de l'immigration et de l'intégration (OFII)», <http://www.immigration.interieur.gouv.fr/Accueil-et-accompagnement/Les-acteurs-de-l-integration/L-Office-francais-de-l-immigration-et-de-l-integration-OFII2>

²⁴ L'Office français de l'immigration et de l'intégration, (Retrieved March 14, 2017, www.ofii.fr)

移民・統合局はフランスへの移民と、フランス人の国外への転居を支援する組織として、2005年に OMI (the Office des Migrations Internationales) と SSAE (the Service Social d'Aide aux Emigrants) を統合して、ANAEM (l'Agence Nationale de l'Accueil des Etrangers et des Migrations) を経て、設立された。

主な役割として、外国人労働者（非 EU 市民）の受入れに関する手続きや、家族呼び寄せ等に関する手続き、外国人の滞在許可証発行時の健康診断、外国人の帰国政策、不法就労の取り締まりなどを行う。

c. 企業・競争・消費・雇用・職業開発地域圏総局 (DIRECCTEs : Directions régionales des entreprises, de la concurrence de la consommation, du travail et de l'emploi)

各地域圏にある DIRECCTE 内の地方労働当局 (unités territoriales) が労働許可証の発行(外国労働局)などを実施する。(フランス貿易投資庁, 2015) したがって、現地での労働許可の申請は DIRECCTE に対して行う。

d. フランス大使館・領事館 (Ambassades et consulats français à l'étranger)

フランス国外における査証申請の窓口の役割を果たす。近年、「才能パスポート」を筆頭に、査証申請手続きが在外大使館におけるビザ申請のみでよくなり、現地到着後の申請を省略する効率化の動きが進みつつある。

(5) 外国人受入に係る基準等

① 受入れカテゴリー別の許可基準

フランスにおける外国人受入れの許可基準は、下図の通りになっている。

2016年11月の才能パスポート査証の新設により、それまでの多くのカテゴリーが統合・廃止された。ただし、査証審査に数か月かかることもあり、実際に才能パスポート査証がどのような人材に対して発行されているかはまだ明らかになっていない。

図表 3-15 カテゴリー別の枠組み・許可基準のまとめ（2016年～2017年運用の資格）

	地位/役職・ カテゴリー	査証・滞在許可	滞在可能 期間	運用基準
家族	フランス国籍者の配偶者 ²⁵	長期査証 + 滞在許可証「私的・家族生活」(vie privée et familiale) (VLS-TSとしてカウント)	・1年間 ・更新可能	・フランス国籍者と婚姻関係にある者が対象。 ・就労は可能。
経済	1年以上にわたりフランス国内の企業に雇用される外国人	「給与所得者(salarié)」資格の滞在許可証に相当する長期滞在ビザ(VLS-TS)	・1年間 ・更新可能	・1年以上にわたりフランス国内の企業に雇用される外国人に対して発給される。 ・労働が行われる場所のDIRECCTEの地方労働当局(Unité territoriale)に労働許可申請書を提出する必要がある。許可は雇用状況を考慮して与えられる。 ・この種の滞在許可証保持者は受入・統合契約(CAI)に署名する必要がある。
学生	学生	「学生(étudiant)」資格の滞在許可証に相当する長期滞在ビザ(VLS-TS) ・修士号相当以上の免状を保有する学生は、「学生(étudiant)」滞在許可証の有効期間の満了時に、有効期間12ヶ月で更新不可の一時滞在許可証の発給を受けることが可能。この一時滞在許可証により、受給者は学業に関連する職に就労することができる。この場合、月給の税込月額が法定最低賃金(SMIC)の1.5倍以上であることが条件です(2015年1月1日以降は2,186.28ユーロ)。 ・この期間の終了後は、雇用を証明できる限りにおいて「コンペタンス・エ・タロン(能力・才能)」または「従業員」滞在許可証の取得のため、県庁に身分変更申請を提出することが可能。この場合、当該従業員の職務	・1年～4年	・フランスで学業に携わり、十分な資金(615ユーロ/月)をもっていることを証明できる外国人に対して発給。 ・最初の1年間の終わりに、学業を続ける学生に対し、県庁Préfectureが最高4年まで就学期間の残り全体をカバーする複数年の滞在許可証を発行。 ・「学生」資格の外国人は、年間法定労働期間の60%を限度として、副次的に報酬を受ける就労が可能。労働許可を別途取得する必要がなく、雇用者が当該学生の居住時の県庁Préfectureに事前届出を行う必要がある。 ・その他、2010年1月1日より、別途「テスト生用 学生ビザ(Visa étudiant pour concours)」も存在する。この短期ビザ(90日)は、入学試験を受け、合格した場合に90日を超える滞在をする者に適用される。

²⁵ 在日フランス大使館, 19 Mars 2015, «Visa pour conjoint de Français souhaitant s'établir en France», <http://www.ambafrance-jp.org/Visa-pour-conjoint-de-Francais,1282>

	地位/役職・ カテゴリー	査証・滞在許可	滞在可能 期間	運用基準
		は研修目的であり、月給の税込月額がSMICの1.5倍以上であるため、雇用状況は考慮されない。		
その他	様々な目的で3ヶ月以上フランスに滞在する者 ²⁶	長期査証 + 滞在許可証「訪問滞在者 (visiteur)」	・1年間 ・更新可能	・サバティカルリープ、退職後の生活、文化・芸術、個人的な就学などの個別の目的を持つ者が対象。 ・就労は不可。
研修	学生の研修生 ²⁷	「研修生 (Stagiair)」資格の滞在許可証に相当する長期滞在ビザ (VLS-TS)	・1年間	・母国の教育プログラムの一環としてフランスにてインターンを行う者が対象。
研修	社会人研修生 ²⁸	「研修生 (Stagiair)」資格の滞在許可証に相当する長期滞在ビザ (VLS-TS)	・1年間	・企業研修者が対象。
研修	医者、薬剤師、看護師の研修生 ²⁹	「研修生 (Stagiair)」資格の滞在許可証に相当する長期滞在ビザ (VLS-TS)	・1年間	・病院での医師、薬剤師、看護師の研修のための制度 ・2011年6月16日法により、当該研修生もVLS-TSの対象となった。
家族	家族呼び寄せ	長期査証 + 滞在許可証「私的・家族生活」(vie privée et familiale)	・1年間 ・更新可能	・外国人が家族を呼び寄せる際に、家族に適用される。 ・移民統合法により、18か月以上の正規滞在後でないと、申請できなくなった。 ・就労制限なし。
経済	高度人材	才能パスポート (2016年11月に新設。発行数統計等の詳細は不明) (VLS-TSとしてカウント) (駐在員(転籍出向)、EUブルーカード、若い高学歴保持者、スタートアップ企業従業員、起業家、スタートアップ企業の実行者、法定代理士、企業代表者、芸術・文化的職業の従事者、研究者、国際的に知名度のある人物(芸術、知識、スポーツ等分野))	・4年間 ・更新可能	・詳細はカテゴリーごとに異なる。 ・家族(配偶者および子)には本人と同じ期間の滞在許可証「私的・家族生活」(vie privée et familiale)が発給される。 ・子が成人の場合は、就労も可能。 ・投資家、起業家、スタートアップ企業実行者、企業代表者なども本カテゴリーに該当し、優遇される。 ・2016年11月より運用開始された新規の枠組みである。
経済	同一企業グループ内配転による在籍出向従業員/研修生 ³⁰	サラリエ・デタッシュ ICT (intra corporate transfer) もしくは研修生 ICT (VLS-TSとしてカウント)	・3年間 ・更新不可	・同一企業グループ内の在籍出向社員に限り適用可能で、管理職・専門家が対象。 ・フランス企業とは労働契約がない。 ・家族(配偶者および子)には本人と同じ期間の滞在許可証「私的・家族生活」(vie privée et familiale)が発給される。 (CESEDA Articles L. 313-7-2 及び L. 313-24)
経済	商業従事者、企業	長期査証	・1年間	・フランス国内で商業、企業経営者、職

²⁶ 在日フランス大使館, 26 Juillet 2016, «Visa "visiteur"», <http://www.ambafrance-jp.org/Visa-visiteur,6234>

²⁷ 在日フランス大使館, 19 Mars 2015, «Visa pour étudiant stagiaire», <http://www.ambafrance-jp.org/Visa-pour-etudiant-stagiaire,4524>

²⁸ 在日フランス大使館, 19 Mars 2015, «Visa pour stagiaire salarié», <http://www.ambafrance-jp.org/Visa-pour-stagiaire-salarie>

²⁹ 在日フランス大使館, 19 Mars 2015, «Visa pour stagiaire-associé dans un établissement public de santé», <http://www.ambafrance-jp.org/Visa-pour-stagiaire-associe-dans,5721>

³⁰ 在日フランス大使館, 17 Février 2017, «Visas pour salariés/stagiaires détachés intragroupe ("ICT")», <http://www.ambafrance-jp.org/salarie-stagiaire-ICT>

	地位/役職・ カテゴリー	査証・滞在許可	滞在可能 期間	運用基準
	経営者、及び職人 ³¹	+ 滞在許可証 「商業従事者、企業経営者、及び職人 (profession commerciale, industrielle ou artisanale)」	・更新可能	人として働きたい者
家族	帯同家族	長期査証 + 滞在許可証「私的・家族生活」(vie privée et familiale)	・3年間 ・更新可能	・あらゆる職業活動を行うことができる。
学生	未成年の就学 ³²	「未成年の就学査証 (Le visa pour scolariser un mineur en France)」	・11か月	・18歳未満の者 ・両親はフランス国外に居住する者 ・フランスの学校に通う者 ・滞在許可は不要
若者	ワーキングホリデー ³³	ワーキングホリデー査証 (VWT : Visa "vacances-travail")	・1年間 ・更新可能	・週35時間までの労働が可能。 ・申請時に満18歳以上30歳以下の者 ・子ども同伴は不可。 ・一人1回のみ取得可能。
学生	住み込み言語習得者 (Au pair) ³⁴	「学生 (étudiant)」資格の滞在許可証に相当する長期滞在ビザ (VLS-TS)	・1年間	・17歳から30歳までの若者が対象 ・フランスで住み込みとして働きながら、フランス語や文化、語学学校に通うことができる。
その他	フランスの海外県・海外領土へ入国する者 ³⁵	(Visa de travail - long séjour) もしくは (Visa visiteur - long séjour) + 滞在許可証	・3ヶ月	・ポリネシア、ニューカレドニアなど ・査証の有効期限は3ヶ月のため、3ヶ月以上滞在する場合は滞在許可証の取得が必要。
その他	母国に一時帰国した者 ³⁶	再入国査証 (Visa de retour en France)	—	・一時的に出国したもののうち、滞在許可申請中、更新中の者がフランスに帰国する際に必要となる、例外的な査証。
永住権	永住者	長期滞在許可証/在留許可証/10年カード (Carte de Resident)	・10年間 ・更新可能	・VLS-TS や CST の保持により、フランスに連続して最低5年以上滞在したことを証明できる者が申請可能。 ・実質的な永住権である。(CESEDA Article L.314-8)
退職後	退職者滞在許可証	長期査証 + 退職者滞在許可証	・1年間 ・更新可能	・年金生活者が対象。
経済	「例外的な経済貢献」に該当する経営幹部	長期査証または短期査証 + 居住許可証 「例外的な経済貢献」 →才能パスポート (後述) に一元化された (2016年11月)	・永続滞在許可 : 10年間、更新可能	・当該企業の経営者または持ち株30%以上 ・1000万ユーロを超える額を出資するまたは ・50人以上の雇用を創出または維持する
経済	フランスに居住する経営幹部	長期査証 + 滞在許可証 「コンペタンس・エ・タロン (compétences et talents)」 →才能パスポート (後述) に一元化された (2016年11月)	・3年間 ・更新可能	・企業を設立し経営すること。条件あり (グループ内配転が可能なこと、2人以上を雇用すること、または30万ユーロ以上の出資) ・すでに企業経営者に任命され、報酬を得ていること ・支店あるいは駐在員事務所の代表であ

³¹ 在日フランス大使館, 19 Mars 2015, «Visa en vue d'exercer une profession commerciale, industrielle ou artisanale», <http://www.ambafrance-jp.org/Visa-en-vue-d-exercer-une>

³² 在日フランス大使館, 12 Décembre 2016, «Visa pour mineur scolarisé», <http://www.ambafrance-jp.org/Visa-pour-mineur-scolarise,547>

³³ 在日フランス大使館, 31 Janvier 2016, «Visa "vacances-travail" 2016», <http://www.ambafrance-jp.org/Visa-vacances-travail-2013,4286>

³⁴ 在日フランス大使館, 3 Juillet 2016, «Visa aide familiale "au pair"», <http://www.ambafrance-jp.org/Visa-aide-familiale-au-pair>

³⁵ 在日フランス大使館, «Visas pour les collectivités d'Outre mer», <http://www.ambafrance-jp.org/-Visas-pour-les-collectivites-d->

³⁶ 在日フランス大使館, 30 Novembre 2016, «Visa de retour en France», <http://www.ambafrance-jp.org/Visa-de-retour-en-France>

	地位/役職・ カテゴリー	査証・滞在許可	滞在可能 期間	運用基準
				ること ・ 家族（配偶者および18歳未満の子）には自動的に3年間の滞在許可証「私的・家族生活」（vie privée et familiale）が発給される。
	フランスに居住する経済・文化・スポーツ・学術・人道などの専門家	長期査証 + 滞在許可証 「コンペタンス・エ・タロン（compétences et talents）」 → 才能パスポート（後述）に一元化された（2016年11月）	・ 3年間 ・ 更新可能	・ フランスに貢献できることを示す計画書・資質・財力等の照明が必要。 ・ 家族（配偶者および18歳未満の子）には自動的に3年間の滞在許可証「私的・家族生活」（vie privée et familiale）が発給される。
経済	同一企業グループ内 配転による従業員	長期査証 + 滞在許可証 「派遣従業員（salarié en mission）」 → 転籍出向者は才能パスポート（後述）に一元化された（2016年11月） → 在籍出向者はサラリエ・デタッシュICT（後述）に一元化された（2016年11月）	・ 3年間 ・ 更新可能	・ 同一企業グループ内での在籍出向（従業員は当初の労働契約を維持しており、本国から給料が支払われる場合）もしくは転籍出向（フランスでの任務の期間中は当初の労働契約は保留され、フランスの会社と新たな労働契約を締結し、その会社が給料を支払う場合）であること ・ 月給が法定最低賃金（SMIC）の1.5倍以上であること ・ 3ヶ月以上有効な労働契約を結んでいること ・ 滞在許可証「派遣従業員」の発給を受けた人が連続6ヶ月を超えてフランスに滞在する場合、家族は滞在許可証「私的・家族生活」を申請できません。
経済	高度技能を持つ従業員（欧州圏内での配転）	長期査証 + 滞在許可証 「派遣従業員（carte bleue européenne / EUブルーカード）」 → 才能パスポート（後述）に一元化された（2016年11月）	・ 3年間 ・ 更新可能	・ 3年以上の高等教育による学位または5年以上の職務経験があること。 ・ 過去1年以上に渡り雇用契約が継続していること。 ・ 平均賃金（2015年現在で額面給与が年総額52,750ユーロ）の1.5倍以上の賃金が得られること。 ・ 雇用状況は問題にされない。そのため、雇用者は各地の労働市場を鑑みて雇用決定の正当性を証明する必要はない。 ・ 健康診断を受ける義務なし。 ・ 家族（配偶者および18歳未満の子）には本人と同じ期間の滞在許可証「私的・家族生活」（vie privée et familiale）が発給される。 ・ 申請手続きのワンストップサービス有り。
経済	研究業務を行っているか、大学レベルの高等教育で教鞭をとる外国人	研究科学者（scientifique-chercheur）」 資格の滞在許可証に相当する長期滞在ビザ（VLS-TS） → 転籍出向者は才能パスポート（後述）に一元化された（2016年11月）	・ 1年～4年	・ 研究業務を行っているか、大学レベルの高等教育で教鞭をとる外国人に発給される。 ・ 申請者は、本人の研究者としての資格要件、滞在目的、滞在期間を証明する公認の研究機関または大学機関が発行した受入協定書（convention d'accueil）を保持していなければならない。 ・ 研究科学者は、労働許可証を別途取得する必要はない。 ・ 受入協定書には、本国のフランス領事館の査証を受けなければなりません。 ・ 申請者はフランス入国から1年後に、一時滞在許可証「研究科学者」を受領

	地位/役職・ カテゴリー	査証・滞在許可	滞在可能 期間	運用基準
				します。 ・受給者の家族は、滞在許可証「私的・ 家族生活」の発給を受けることが出来 る。

(資料) フランス内務省, 2016年11月10日 “Les visas de long”

séjour (<http://www.immigration.interieur.gouv.fr/Immigration/Les-visas/Les-visas-de-long-sejour>)、在日フランス大使館 HP

(出所) 一部はフランス貿易投資庁 “Doing Business in France 2015” p.46, JETRO, 2017年3月3日「駐在員は「才能パスポート」で労働許可証が不要に—新たなビザ・滞在許可制度が運用—」世界のビジネスニュース (<https://www.jetro.go.jp/biznews/2017/03/019c5fe7b6d8738b.html>)、より引用

(注) 背景が灰色の項目は、既に運用が終了されつつある項目である。これは主に才能パスポート査証への一元化に因る。

② 滞在資格ごとの許可基準<<長期滞在>>

1) 法定滞在目的区別の長期滞在査証 (VLS) の発行数の推移 (2009年-2015年)

フランスへの移民の特徴として、経済的目的を主とした移民が少ないことが挙げられる。下図より、2015年の法定滞在目的別の長期滞在査証発行数を比較すると、経済的目的の者が21,629人である一方で、それ以外が168,687人も存在する。近年フランス政府が「能力と才能」滞在許可証や才能パスポートの導入により、外国人高度人材の誘致に注力するのには、このような背景がある。

ただし、(平出 2009)によると社会ニーズや経済成長にふさわしい適正な移民流入が必要だとする一方で、『「上院法務委員会」でインタビューした際、「政府が掲げる、高度人材の選択的移民の数を移民全体の過半数とする方針や目標は、とても実現が無理なことだと思う。政府の発表では、この目標を達成したとするが、選択的移民や移民全体に関する統計のカウントの仕方によっても結論が異なってくるし、また移民全体の中の家族の呼び寄せの割合が減少しているから、相対的に選択的移民の比率が増加するという関係もあり、政府発表が正しいかは良く検討する必要があると思う。移民に関する数量規制は、余り機能しないし、効果も少ないと思われる。国境の出入りは簡単であり、不法移民を招かないようにする政策も十分でない。現在は、不法移民の出国が困難であるが、不法移民の出国を容易にすれば、不法移民を招来することにはならないと考える。現段階では、短期滞在中のビザでの出入りに基づく不法移民の管理は不可能であるため (EU域内は移動が自由であることに由来する)、バイオビザを導入し、出入国の管理をすることが妥当と考えている。政策として、出入国や滞在の管理・取締りに重点が置かれているが、加えて、移民に対して積極的にフランスが必要としている職種、職業等を宣伝・公開する必要性があると思う』³⁷⁾とのフランス政府見解が示されている。

³⁷⁾ 『内は平出 重保, 2009年06月, 「フランスの移民政策の現状と課題」, p.9, 参議院法務委員会調査室より引用した。

近年の長期滞在査証（VLS）の発行数は下図の通りである。

図表 3-16 法定滞在目的別の長期滞在査証（VLS）の発行数の推移（2009年-2015年）

(単位:人)

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
A 経済的目的(.Économique)						
[1]「能力と才能」滞在許可(Compétences et talents)	382	348	287	292	242	288
[2]自由業者(Actif non salarié)	116	131	123	151	133	154
[3]科学者(Scientifique)	2,740	2,799	2,942	3,318	3,566	4,123
[4]芸術家(Artiste)	254	275	374	379	292	487
[5]被用者(Salarié)	6,135	6,472	6,065	6,167	6,833	7,643
[6]季節労働者/臨時労働者(Saisonnier ou temporaire)	8,486	9,367	8,499	7,651	8,737	8,934
A 経済的目的の合計	18,113	19,392	18,290	17,958	19,803	21,629
B 家族(Familial)						
[1]フランス国籍者の家族(Famille de Français)	30,864	29,107	28,451	27,411	27,688	27,460
[2]外国人の呼び寄せ家族(Membre de famille)	22,216	20,783	20,813	20,651	20,943	19,805
B 家族の合計	53,080	49,890	49,264	48,062	48,631	47,265
C 学生(Étudiants)						
学生及び実習生(Étudiant et stagiaire)	76,074	76,763	73,799	78,419	82,671	87,108
D その他(Divers)						
[1]訪問者(Visiteur)	9,284	10,187	10,948	11,636	13,094	13,507
[4]旧軍人(Ancien combattant)	-	-	-	2	1	-
[6]その他(Motifs divers)	11,944	12,066	11,584	11,541	11,607	12,201
D その他の合計	21,228	22,253	22,532	23,179	24,702	25,708
E 人道(Humanitaire)						
[1]亡命者及び無国籍者(Réfugié et apatride)	4,746	3,576	3,331	4,630	6,724	8,548
[2]難民認定者及び被補足的庇護者 (Asile territorial/protection subsidiaire)	243	38	15	22	18	58
[3]傷病外国人(Étranger malade)	18	14	6	-	-	-
E 人道の合計	5,007	3,628	3,352	4,652	6,742	8,606
全体合計	173,502	171,926	167,237	172,270	182,549	190,316

(原資料) Ministère de l'Intérieur, DGEF “SD visas”

(出所) Ministère de l'Intérieur, 2016, «Les Étrangers en France Année2015», Treizième rapport établi en application de l'article L.111-10 du Code de l'entrée et du séjour des étrangers et du droit d'asile.

長期滞在査証（VLS）保持者は、基本的には後述のいずれかの滞在許可証（VLS-TS, CST, VLST）を取得する必要がある。

2) 滞在許可証に相当する長期滞在査証（VLS-TS : Visa long séjour valant titre de séjour）³⁸

2009年4月の政令により導入された滞在許可証に相当する長期滞在査証（VLS-TS）は、滞在許可証の機能付きの長期滞在査証である。有効期間は3ヶ月～1年間で、入国後1年間は県に滞在許可証を申請することなく滞在が認められる。その後は更新申請が必要。

同査証（VLS-TS）を利用することができるのは、「訪問者（visiteur）」「学生（étudiant）」「給与所得者（salarié）」「学術研究者（scientifique）」「フランス人の配偶者（conjoint de français）」

³⁸ OFII, «Venir en France, obtenir son titre de séjour (VLS /TS)», http://www.ofii.fr/venir_en_france_obtenir_son_titre_de_sejour_vls_ts_193/index.html?sub_menu=7

「研修生 (stagiaire)」「家族の呼び寄せ (bénéficiaire du regroupement familial)」「臨時労働者/出向者 (travailleur temporaire)」に該当する者である。

同査証 (VLS-TS) 取得者は、フランスに到着後の滞在許可証申請手続きを免除されるが、代わりに、移民・統合局 (OFII) にて同査証 (VLS-TS) を「有効」にする手続き、すなわちステッカーの取得、が必要である。³⁹

なお、同査証 (VLS-TS) の 2014 年-2015 年の発行数の推移は下図のようになっており、学生の割合が一番高くなっている。

図表 3-17 滞在許可証付き長期滞在査証 (VLS-TS) の発行数推移

(単位:人)

	経済的目的 (Économique)	家族 (Familial)	学生 (Étudiants)	その他 (Divers)	合計
2014	7,449	25,099	54,606	5,465	92,619
2015	8,132	24,603	59,407	5,491	97,633

(原資料) DGEF/DSED

(出所) Ministère de l'Intérieur, 2016, «Les Étrangers en France Année2015», Treizième rapport établi en application de l'article L.111-10 du Code de l'entrée et du séjour des étrangers et du droit d'asile.

3) 長期滞在査証及び滞在許可証に関する近年の動き

a. 才能パスポート (Visa "Passeport talent")

2016 年 11 月より、外国人高度人材の受入れを強化する目的で、「才能パスポート」という長期滞在査証が新設された。従来の臨時滞在許可証 (CST) が 1 年毎の更新だったのに対し、こちらは最大 4 年間有効で、更新可能である。

「才能パスポート」に統合された主な外国人労働者のカテゴリーとして、駐在員、EUブルーカード、若い高学歴保持者、スタートアップ企業従業員、起業家、スタートアップ企業の実行者、等しか、法定代理士、企業代表者、芸術・文化的職業の従事者、研究者、国際的に知名度のある人物 (芸術、知識、スポーツ等分野) が挙げられている⁴⁰が、発表されたばかりの制度であり、詳細が明らかになっていないものが多い。

なお、前述の「能力と才能」滞在許可証は、こちらの才能パスポートに置き換えられつつある。

³⁹ CESEDA article R. 311-3

⁴⁰在日フランス大使館 HP, 2017 年 2 月 13 日, (<http://www.ambafrance-jp.org/Informations-generales-10787>)

図表 3-18 才能パスポート (Visa "Passeport talent") の対象 (暫定情報)

経済分野 Secteur économique	給与所得派遣者(駐在員) Salarié en mission
	EUブルーカード Travailleur hautement qualifié - carte bleue européenne
	若い高学歴保持者/スタートアップ企業従業員 Jeune diplômé qualifié / salarié de jeune entreprise innovante
	起業家 Créateur d'entreprise
	スタートアップ企業の実行者 Porteur de projets économiques innovants ("start-ups")
	投資家 Investisseur économique
	法定代理人 / 企業代表者 Représentant légal / mandataire social
	芸術・文化的職業の従事者 Exercice d'une profession artistique ou culturelle
文化芸術・科学・スポーツ分野 Secteurs culturels, scientifiques, sportifs	研究者 Chercheurs (site prochainement mis à jour)
	国際的に知名度のある人物(芸術、知識、スポーツ等分野) Personne de renommée internationale (artistes, intellectuels, sportifs, etc.)

(出所) 在日フランス大使館 HP, 2017年2月13日, (<http://www.ambafrance-jp.org/Informations-generales-10787>)
及び(<http://www.ambafrance-jp.org/-Categories-de-passeports-talents-1952->)、及び Service-Public.fr, 1 Janvier
2017, «Étranger en France : carte de séjour pluriannuelle "passeport talent"»,
<https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F16922>

b. 「能力と才能」滞在許可証 (Carte de séjour "compétences et talents")⁴¹

高度人材をフランスに誘致するために 2007 年に設置された滞在許可証である。期間は 3 年間で、更新可能。2016 年 11 月より才能パスポートに一元化されたものの、現状の統計等はまだ「能力と才能」滞在許可証として区分されている。(CESEDA article L.315-1)

4) 臨時滞在許可証 (CST : Carte de séjour temporaire)

臨時滞在許可証 (CST) は、長期滞在査証 (VLS) を取得した者が続けて取得する必要のある滞在許可証である。多くの外国人は、母国等にて査証を取得してフランスに入国した後に、臨時滞在許可証 (CST) を取得する。臨時滞在許可証 (CST) の有効期間は 1 年間で、更新可能である。

41

図表 3-19 法定滞在目的別の臨時滞在許可証 (CST) の新規発行数 (2009 年-2015 年)

(単位:人)

		2010	2011	2012	2013	2014	2015
A 経済的目的 (Économique)	[1]「能力と才能」滞在許可 (Compétences et talents)			1			
	[2]自由業者 (Actif non salarié)	69	68	77	74	59	66
	[3]科学者 (Scientifique)	2062	1955	1410	216	231	83
	[4]芸術家 (Artiste)	174	168	149	144	172	192
	[5]被用者 (Salarié)	8174	8050	6630	8078	8796	9214
	[6]季節労働者/臨時労働者 (Saisonnier ou temporaire)	1336	1343	1289	1160	1350	1631
	A 経済的目的の合計	11815	11584	9556	9672	10608	11186
B 家族 (Familial)	[1]フランス国籍者の家族 (Famille de Français)	13428	12378	13235	12864	13215	11923
	[2]外国人の呼び寄せ家族 (Membre de famille)	4874	4883	5162	10256	8549	8953
	[3]個人的及び家族・親戚的つながり (Liens personnels et familiaux)	15049	14514	15616	17243	15820	13810
	B 家族の合計	33351	31775	34013	40363	37584	34686
C 学生 (Étudiants)	C 学生 (Étudiants) の合計	6845	6958	6746	6654	6887	5285
D その他 (Divers)	[1]訪問者 (Visiteur)	1410	1410	1122	1125	986	881
	[2]未成年外国人 (Étranger entré mineur)	3160	3387	4080	4280	4576	4776
	[3]労働災害年金受給者 (Rente accident du travail)	11	9	12	8	7	4
	[6]その他 (Motifs divers)		1				
D その他の合計	4581	4519	5217	5303	5569	5661	
E 人道 (Humanitaire)	[1]亡命者及び無国籍者 (Réfugié et apatride)	62	44	46	50	65	63
	[2]難民認定者及び被補足的庇護者 (Asile territorial/protection subsidiaire)	1738	1582	1985	1927	2331	2536
	[3]傷病外国人 (Étranger malade)	5529	5460	5714	5420	6217	5803
	[4]人身売買被害者 (Victime de la traite des êtres humains)	67	32	34	39	61	46
	[5]家庭内暴力被害者 (Victime de violences conjugales)						33
	E 人道の合計	7396	7118	7779	7436	8674	8481
全体合計		63988	61954	63311	69428	69322	65249

(原資料) DGEF/DSED

(出所) Ministère de l'Intérieur, 2016, «Les Étrangers en France Année2015», Treizième rapport établi en application de l'article L.111-10 du Code de l'entrée et du séjour des étrangers et du droit d'asile.

(6) 課題

① 選択的移民(Immigration choisie)^{42 43}

フランスは現在「選択的移民(Immigration choisie)」という外国人受入れ方針を採用している。これは「現在のフランスの入国管理政策は、6カ月間以内の季節労働者を除けば、未熟練労働者の受入れは抑制し、フランスの経済・社会発展への貢献度が高い高技能外国人労働者については積極的に受け入れるという政策（JILPT 2015 より引用）」である。

すなわち、家族呼び寄せや亡命希望者のような、フランスに対してあまり経済的・職業的な意欲・関心を持っていない層よりも、フランスに社会的・経済的に貢献する人材を積極的に受け入れていくという考え方である。2005年6月8日に首相ドミニク・ド・ビルパンが「押し付けられる（フランス国民が我慢を強いられる）移民（l'immigration "subie"）」の受入れを厳しくすると宣言し、2006年5月に内務大臣ニコラ・サルコジによっての法改正(loi CESEDA, loi sur le code d'entrée et du séjour des étrangers et du droit d'asile)が実施され、翌2007年11月にはさらに強化された。

家族呼び寄せの規制強化、査証や滞在許可証の取得要件の厳格化がなされる一方で、2007年には「能力と才能滞在許可証」が新たに導入されるなど、高度人材に対する門戸を広げた。

② 労働市場テスト、受入れ人数枠、ローテーション制度、転職の制限、外国人の滞在状況の管理・報告制度（受入れ後の状況に変更等が生じた際の把握方法を含む。）等の有無及び詳細

1) 労働市場テスト⁴⁴

フランスには、労働市場テストに相当する「雇用状況の対抗力 (l'opposabilité de la situation de l'emploi)」という原則が存在する。フランスにて外国人が労働を行うためには、例外的な場合を除いて、滞在許可証の交付を受ける際に労働許可を得なければならない。その際に、雇用主はフランス人の同職の希望者・同資格保持者がいないことを、職業安定所 (Pôle emploi : <http://www.pole-emploi.fr/accueil/>) を通して募集を行うことにより事前に確認しなければ許可が下りない。また、失業率の高さ、統計データ、立地なども考慮される。

ただし、後述の「人材確保の困難な職種 (Métiers en tension) リスト」の職業、二国間協定の対象人材、若い高度人材、フランスの大学にて修士号を取得し月額€ 2,220.40以上の給与を稼ぐ者、駐在員などは労働市場テストから除外される。

2) 転職の制限

⁴² Mustapha Harzoune, 2012, «Qu'est ce que l'immigration choisie ?», Musée de L'Histoire de L'Immigration, <http://www.histoire-immigration.fr/questions-contemporaines/politique-et-immigration/qu-est-ce-que-l-immigration-choisie>

⁴³ JILPT, 2015年1月, 「主要国の外国人労働者受入れ動向：フランス」, http://www.jil.go.jp/foreign/labor_system/2015_01/france.html

⁴⁴ Service-Public.fr, 27 octobre 2016, «Salarié étranger : qu'est-ce que l'opposabilité de la situation de l'emploi ?», <https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F3100>

特に制限は確認されなかった。

③ 永住・帰化の可否及び基準

1) 実質的な永住権としての長期滞在許可証/10年カード (CR : Carte de Résident)

10年カードは、更新可能な有効期間10年期限の滞在許可証である。VLS-TSやCSTの保持により、フランスに連続して最低5年以上滞在したことを証明できる者が申請可能であり、実質的な永住権であると言われている。(CESEDA Article L.314-8)

(7) 審査手続

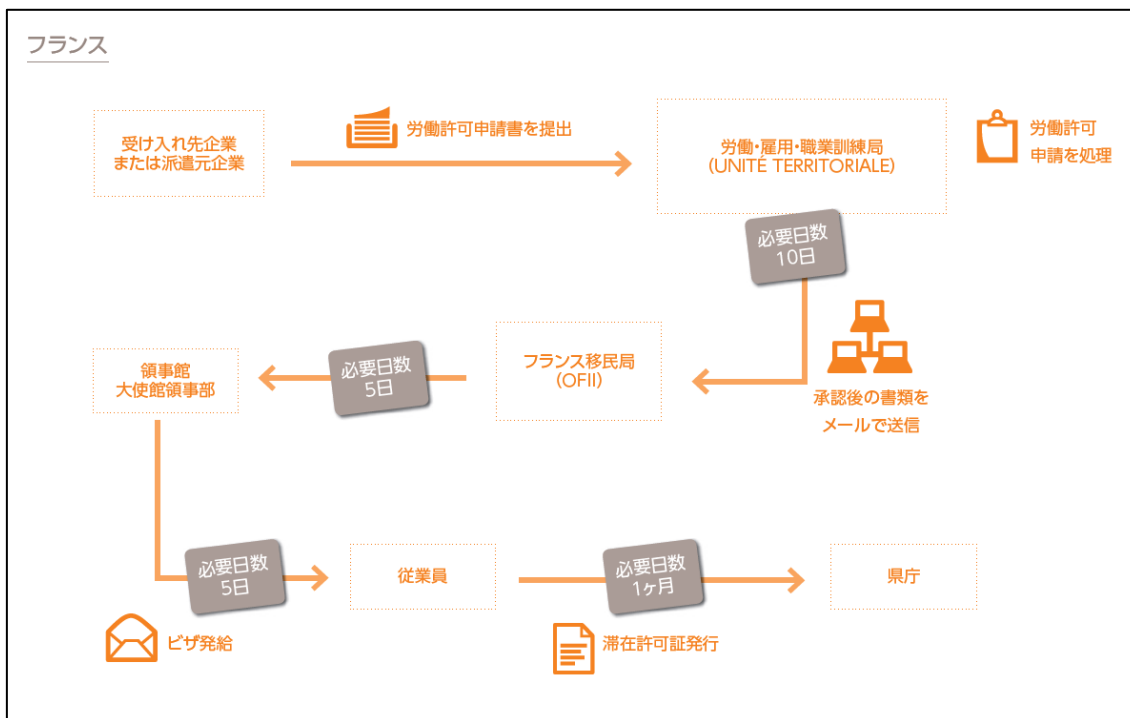
ビザ申請(要事前オンライン予約)は各国のフランス大使館にて行う必要があり、その後現地に到着したあとは、(OFII)や(DIRECCTE)など多くの機関を訪れ、滞在許可証を取得するという非常に煩雑かつ不明瞭な仕組みになっている。また、フランスのビザ申請に関しては、基本的にはオンラインに対応していない。

ただし、近年においては、外国人高度人材の優遇・誘致のために、滞在許可証の更新義務の頻度を低減・緩和、在外フランス大使館における手続き一本への一元化による現地到着後の手続きの簡素化(才能パスポートやサラリエ・デタッシュICT)が推進されている。また、学生査証に関しては、キャンパス・フランス(<http://www.japon.campusfrance.org/ja>)にてオンライン申請を受け付けているが、面接も行う必要がある。^{45 46}

⁴⁵ 在日フランス大使館, 9 Février 2017, «Travailleur salarié - Cadre général», <http://www.ambafrance-jp.org/Travailleur-salarie-Cadre-general-11109>

⁴⁶ 在日フランス大使館, 2015年5月8日, 「ビザ申請予約システム」, <http://www.ambafrance-jp.org/article3843>

図表 3-20 外国人労働者の入国に関する手続きの概要



(出所) フランス貿易投資庁 “Doing Business in France 2015” , p.53

(8) 外国人に課された義務等

以下の事項について、永住権を有する者とその他の者とで差がある場合には、その相違を含めて調査する。

① 個人識別情報の提供、外国人登録、身分証の携帯・提示、当局への各種申告等の要否及び詳細

1) 個人識別情報の提供

家族呼び寄せの際の鑑定に DNA が用いられることになっているものの、永住または滞在に際してこうした情報の提供を義務付けているという情報はない。

2) 健康診断

フランス国内に3か月以上滞在することが許可された全ての外国人は、OFIIが実施する健康診断を受けなければならない。円滑な統合のためフランス語の習得が要求される⁴⁷。

3) フランス語の習得およびフランス共和国の価値

フランス語ができない外国人が長期滞在を希望する場合には、社会統合のためフランス語習得が義務付けられている。これまではヨーロッパ共通参照枠組 (CECRL/CEF : Cadre européen commun de référence pour les langues) における A1 レベル習得が目標に設定されて

⁴⁷ L'Office Français de l'immigration et de l'intégration (http://www.ofii.fr/qui_sommes-nous_46/role_80.html)

いたが、2016年3月のCESEDA法改正により目標が在留5年以内のA2レベルに引き上げられた。また、あわせて義務であるフランスの共和國的価値（男女平等、政教分離等）や権利・義務等の理解のための市民教育の内容もより強化された。（豊田 2016b）

② 権利の制限（移動の自由（出国の自由等）等）

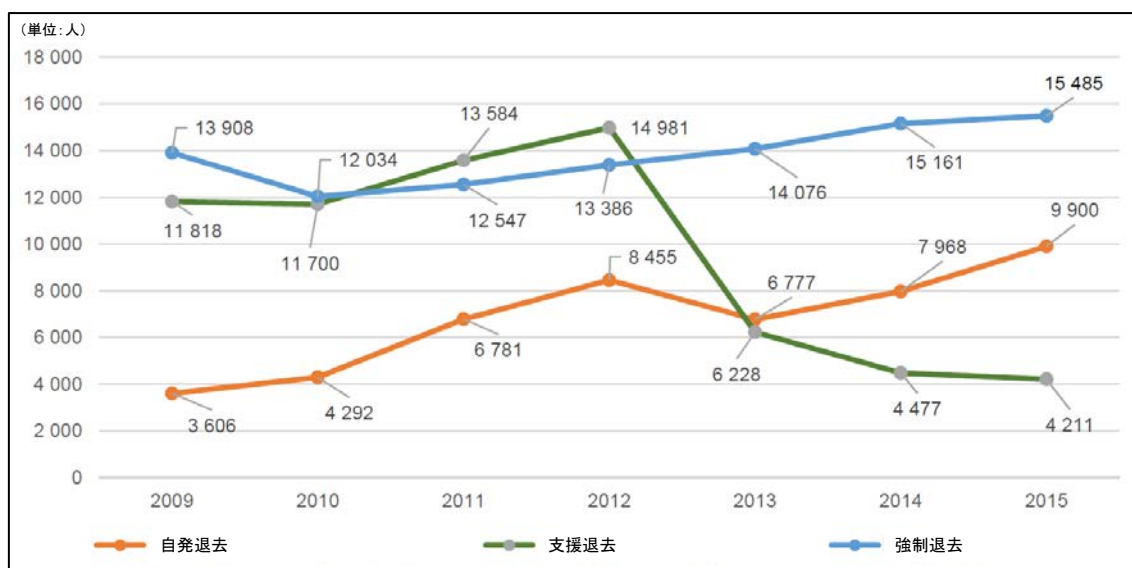
1) 出国の自由

外国人労働者に関わる規定として、「フランスに在住するすべての外国人は、その滞在資格にかかわらず、地方及び国の行政機関に通知せず、自由にフランス領土を離れることができる（労働法典L. 322-1条）」ことが規定されている⁴⁸。（再掲）

③ 在留資格取消し及び退去強制に係る基準の詳細⁴⁹

フランスにおける国外退去は、年間3万人程度おり、その種類は①強制退去(Le^s éloignements forcés)、②支援退去(Le^s éloignements aidés)、③自発退去(Le^s éloignements spontanés)の3種類に大別される。2010年以降、強制退去者数は増加傾向にある。

図表 3-21 外国人の国外退去者数の推移（2009年-2015年）



（原資料）MI - DCPAF.

（出所）Ministère de l'Intérieur, 15 Janvier 2016, «L'éloignement des étrangers en situation irrégulière en 2015».

（注）日本語はMURCにて追加。

⁴⁸ 労働政策研究報告書 No. 59, p76.

⁴⁹ Ministère de l'Intérieur, 8 Juillet 2016, «L'éloignement des étrangers en situation irrégulière (statistiques)», <http://www.immigration.interieur.gouv.fr/Info-ressources/Donnees-statistiques/Donnees-de-l-immigration-de-l-asile-et-de-l-acces-a-la-nationalite-francaise/Archives/Statistiques-publiees-en-juillet-2016/L-eloignement-des-etrangers-en-situation-irreguliere-statistiques>

④ 社会保障（生活保護受給等の可否）、参政権等

フランスの社会保障制度は、原則としてフランス人と外国人の合法滞在者を区別しない。合法滞在の外国人の場合、雇用主が社会保障費を負担しており、疾病、年金、失業手当等、すべてフランス人と同等の支給対象となっている。これに対して、不法の外国人労働者の場合には、通常、社会保障の対象にはならない。

合法滞在の外国人は、年金や医療保険、子どもに対する養育費としての家族給付（子どもにはフランスへの滞在要件あり）等、拠出制の給付を受給できる。無拠出制の給付については、労働市場への復帰が当面期待されていない者に対する給付には、成人障害者手当（AAH）等を除き、国籍要件が付されている。一方、労働市場への復帰が見込まれる者への給付である積極的連帯所得手当（RSA）（生活保護に相当）等には、国籍要件は存在しない。なお、年金若しくは労働災害及び職業病、又は親が社会保障の被保険者である未成年者の医療保険（疾病・出産・死亡）に関しては、不法滞在者であっても受給できる。⁵⁰

(9) 受け入れている外国人本人及び家族等の登録事項に係る公証制度の有無及び詳細

① フランス公証制度

フランスにおいて公証制度が関与する法分野は広いが、大きくは「家族・不動産取引・抵当金融」である⁵¹。「フランス公証人」(Notaries.fr)の公式サイトは「夫婦・家族」「寄付および相続」「税制制度」「住居」「ビジネス」「地域社会」に大別してサービスの内容を示している⁵²が、外国人本人及び家族等の登録事項に関する公証制度はない。

但し、国際結婚や国際的な養子縁組（養子が外国人）について、公証制度が利用可能である。例えば、国際結婚に関しては、公証人による結婚の準拠法の選択にあたっての助言が可能であるとしている⁵³。

⁵⁰ 枠内は JILPT, 2015 「諸外国における外国人受け入れ制度の概要と影響をめぐる各国議論に関する調査－英独仏米」 p. 78 より引用した。

⁵¹ 久保宏之「フランス公証人制度の現在 - マクロン法の衝撃 - 」関法第 66 巻第 3 号 (<http://kuir.jm.kansai-u.ac.jp/dspace/bitstream/10112/10622/1/KU-1100-20160926-05.pdf>)

⁵² Notaries de France, (<https://www.notaires.fr/en>)

⁵³ Notaries de France, 13 Juin 2014, « International Marriage: attention to legal effects! », <https://www.notaires.fr/en/international-marriage-attention-legal-effects>

2. 外国人受入れに係る政策等

(1) 受入政策の基本方針及びその変遷

① 第二次世界大戦後から第一次オイルショック（1973年）まで

第二次世界大戦後、1945年から1974年まで「栄光の30年」と呼ばれるフランス経済史上最大の経済成長期を経験し、炭鉱や自動車工業における安価で大量の労働力が必要となった。この時期、スペイン、ポルトガル、マグレブ諸国等から大量の外国人を受け入れていた⁵⁴。

この背景として、諸外国との法的枠組みの進展がある。フランスは労働不足に対処するために、終戦直後から周辺国や旧植民地諸国との間に二国間協定を締結し、移民労働者受入れを実施し（(2)②にて後述）、当初はマグレブ諸国から、1960年代以降には宗主国から独立したサハラ以南のアフリカ諸国からも移民労働者が流入した。一方で、1957年3月調印、1958年1月発効のローマ条約においてフランスを含む欧州6カ国が初めて人の移動の自由を保障することが取り決められたため、欧州隣国からの移民も増加した⁵⁵。

② 第一次オイルショック（1973年）から選択的移民制への転換（2006年）まで

行動成長が終わり、第一次オイルショックを契機とした経済の停滞による雇用状況の悪化を背景に、フランスの外国人受入政策は、『労働力導入』から『外国人流入の抑制』と『正規滞在外国出身者のフランス社会への統合』を柱とした⁵⁶政策へと転換した。

1974年7月3日、フランス政府は新規移民労働者の入国の一時停止措置を実施し、当時のEC諸国以外からの労働目的の新規入国を停止するとともに、失業移民労働者の帰国を促した。移民として認められるのは、既に滞在が許可された労働者が呼び寄せる家族、雇用主の労働力にニーズによる移民労働者等に限られた⁵⁷。

この措置によりフランスへの再入国が困難となった移民がフランス国内にとどまる傾向を強め、結果として呼び寄せ家族が増え、外国人人口は増加し続けた。定住者の増加により、不法移民の取り締まり強化や移民のフランス社会への統合の必要性が高まることとなった。

③ 選択的移民制への転換（2006年）以降

2006年に本格的な選択的移民への展開が図られるのを前に、2003年7月以降、移民の社会統合を推し進める視点から、フランスに正規滞在が許された新規入国者に対する受入統合契約（Contrat d'accueil et d'intégration, CAI）の制度が導入された（以下(5)にて詳述）。また、選択的移民制への転換が図られた。さらに、2003年11月26日、シラク大統領政権下、サルコジ内務大臣の主導により公布された外国人滞在規制法（通称「サルコジ法」）により、

⁵⁴ 財団法人自治体国際化協会（2011）p9.

⁵⁵ 財団法人自治体国際化協会（2011）pp9-10ほか

⁵⁶ JILPT（2015）pp.63.

⁵⁷ 財団法人自治体国際化協会（2011）p13.

不法労働の取締りを強化された。

2006年には、移民及び統合に関する法の成立により、1974年以来閉ざされてきた国境を40年ぶりに労働者受入れのために開くという方向転換が図られた。

フランスが現在掲げている移民政策は、2006年5月17日に採択された「移民および統合に関する法案」の中核を占めるものであり、「移民流入の制御、選択移民の促進、移民の統合の3つの大きな柱で構成される。⁵⁸」フランス外務省在外フランス人局を出典とし、在京フランス大使館が公表するフランスの移民政策は次のとおりである。

フランスの移民政策（抜粋）

1 フランス移民政策の新しい方針

- 1-1 目標と方法

グローバル化が恒常的に進展するなか、入国の制御は優先課題である。それには不法入国を根源から阻止するために断固とした行動が必要である一方、フランスはわれわれが仕事や学びに来て欲しいと願う人びとにとって魅力的であり続けなければならない。

フランスの移民政策は2つの相補的な目標の達成を図っている。1つは、移民流入のより適正な制御を達成すること。もう1つは、新しい移民の統合を促進しながら、正規移民とわが国の実際のニーズをよりよく適合させることである。

この新しいバランスの模索は、移民および統合に関する法案の中核を占めている。（中略）。

この政策では一つの方法が重視されている。それは移民現象を、移民の主要な通過国・出身国と協調して、包括的に取り扱うことである。それにはヨーロッパ全体がより強く手を結んで取り組む必要がある。

わが国の統合政策の抜本的な改正は、政府行動を補完する一つの側面である。

共和国大統領が2002年10月14日にトロワで行った共和国協約に関する演説で示した方針に沿って、契約と統合行程の構築に基づく統合の再定義に向けて、多大な努力がなされた。

（以下、項目のみ）

- 1-2 政策推進手段の実施

2 フランスは制御不全の移民流入を是正する意向である

- 2-1 制御外の移民により効果的に対処する

- 2-2 不法移民対策を強化する

⁵⁸ 在日フランス大使館, 2012年12月14日, 「フランスの移民政策」(2017年3月22日取得、<http://www.ambafrance-jp.org/%E3%83%95%E3%83%A9%E3%83%B3%E3%82%B9%E3%81%AE%E7%A7%BB%E6%B0%91%E6%94%BF%E7%AD%96>)

3 流入の制御を通して選択移民と成功した統合を促進する

- 3-1 選択移民という選択

- 3-2 統合政策の強化

- 3-3 移民流入の量的制御

出典：フランス外務省在外フランス人局

(2) 受入政策の検討・決定方法等

関係行政機関による会議、有識者による審議会等、経済界等から意見聴取の仕組み、パブリックコメント制度の活用の有無、外国政府との協議及び二国間協定等の有無等（特定の分野に限定して受入れを図っている場合は当該分野の決定方法を含む。）

① 法案の提案主体

2006年5月17日に採択された「移民および統合に関する法案」に関するフランス外務省の説明によれば、同法案は「国務・内務・国土開発大臣が提案し、外務省との緊密な協力の下に立案された。2006年2月9日に移民制御閣僚間委員会で、次いで3月29日に閣僚会議で承認された後、国民議会で審議を経て5月17日に採択された⁵⁹」としている。

② 二国間協定

外国人労働者の入国管理政策に関して、フランスは主たる送り出し国、すなわち旧植民地諸国を中心とする幾つかの国とは、二国間協定(Accords bilatéraux sur les migrations professionnelles et échanges de jeunes professionnels)を締結しており、国ごとに入国及び滞在に関する諸条件を規定している。詳細は国ごとに異なる。対象国は下記の通り。

二国間協定締結国（現在 15 か国）：ベナン、ブルキナファソ、カーボベルデ、コンゴ、ガボン、モーリシャス、モンテネグロ、ロシア、セネガル、セルビア、チュニジア、(カメルーン、グルジア、レバノン、マケドニア)

ただしこのうち批准済みはベナン～チュニジアの 11 か国のみ。

また、若手専門家の交流に関する協定 (un accord portant uniquement sur les échanges de jeunes) をアルゼンチン、カナダ、アメリカ、モロッコ、モンテネグロ、ニュージーランド、セルビアと締結している。

これらの協定は、各国に対しフランスにて就労可能な職業と就労可能な人数を定めることより、外国人労働者の受入れと滞在許可証の発行・取得を円滑に管理することを目的とする。就労可能な職業を特定するにあたっては、「人材確保の困難な職種 (Métiers en tension)

⁵⁹ 在日フランス大使館「フランスの移民政策」

リスト」が使用される。⁶⁰

(3) 政府内関係機関間の連携

① 社会問題を発端とした省庁横断会議体

1974年、フランス政府は委員労働者担当大臣を任命し、当時、社会的な摩擦の要因となっていた移民労働者の居住環境改善に本格的に取り組み始めた。その際、県が管理する低家賃集合住宅を移民労働者にも割り当てられるよう、県の地方長官にも権限を与えた⁶¹。しかし、これにより郊外住宅地区が荒廃する問題が起これ、これに対処するために関係省庁を越えて委員問題を解決しようとの動きとなり、1984年に都市問題省庁連絡会議が、1988年には都市問題に関する政府の諮問委員会が設けられた⁶²。

(4) 政府・地方自治体間の連携

① 社会統合政策

次項(5)で詳述する社会統合政策における「受入れ・統合契約」において、県の地方長官が国を代表して外国人との間に契約を提携する。但し、契約事務を行っているのは、国レベルのフランス移民統全局である⁶³。

② 都市政策

上記(3)①で述べたとおり、都市・住宅政策は社会問題に重要な影響を持つ。省庁横断的な会議体のみならず、2003年に導入された都市再生全国計画を推進すべく、政府、地方自治体およびその他の関連機関を包含する都市再生全国機関が設置された。同機関は、疲弊地区を抱えるコミューン、広域行政組織、県や州、国及び社会住宅を建設する社会住宅整備管理会社などの間に介在して⁶⁴調整を行う。

(5) 外国人住民との共生のために講じている施策

① 社会統合政策

フランス政府は、フランスに長年居住する外国人に対してはフランス社会への適応を促進、援助する「社会統合政策」をとっている。政策の内容は多岐にわたり、外国人労働者を援助するためのフランス語教育を含む職業訓練の拡充、外国人の住宅状況改善のための施策、外国人の社会的、文化的適応を促進するための援助活動等⁶⁵を含む。

前述のとおり、2003年7月以降、外国人の社会統合に関する公的政策を具体化すべく「受入れ・統合契約」が施行されている。同契約は、県知事と外国人個人との間での契約締結

⁶⁰ 詳しくは (<http://www.immigration-professionnelle.gouv.fr/procédures/métiers-en-tension>) に記載されている。

⁶¹ 自治体国際化協会, 2011, p.15.

⁶² 自治体国際化協会, 2011, p.15.

⁶³ 自治体国際化協会, 2011, p.85.

⁶⁴ 自治体国際化協会, 2011, p.94.

⁶⁵ JILPT, 2006, 「第2章 フランスにおける外国労働者受入れ政策と社会統合」.P.97-98.

のかたちをとるものであり、外国人に対する市民教育、言語教育を推進することによって、外国人がフランス社会にとけこみ、フランス的考え方を身につけることを目的としている。社会統合のための積極的な取り組みに対する双方の義務は、同契約書に具体的に記されている。なお、すべての給付は無料で行われる。

契約の締結に伴って、フランス共和国は当該外国人に対し、(1)受入れのための説明会、(2)滞在資格の交付を可能にする健康診断、(3)社会的、言語的な位置づけを行うソーシャルエディターとの個別面談、(4)ソーシャルワーカーとの面談と個別の社会的支援、(5)フランス共和国の大原則と基本的権利、フランスの諸制度を提示する市民教育、(6)新規入国者のニーズに応じた言語教育、(7)公的雇用サービスや職業訓練へのアクセスに関する情報の提供、(8)医療、学校、住居、職業訓練や雇用といったテーマごとのニーズに応じた情報提供(9)外国人が抱えている諸問題に対する支援や評価。⁶⁶

一方、契約を締結した外国人は国に対して以下の義務を負う。(1)市民教育講座に参加すること、(2)命じられた言語教育を受けること、(3)本契約のフォロー・アップを可能とするために、決められた面談に赴くこと。⁶⁷

「受入れ・統合契約」は、2005年1月18日以降、滞在許可証の発行は当該外国人が共和国に統合されることが条件となっており、「受入れ・統合契約」にサインすることが滞在許可証発行の条件となっている。⁶⁸

② 社会保障

原則としてフランス人と外国人の合法滞在者を区別しない。合法滞在の外国人の場合、雇用主が社会保障費を負担しており、疾病、年金、失業手当等、すべてフランス人と同等の支給対象となっている。これに対して、不法の外国人労働者の場合には、通常、社会保障の対象にはならない。⁶⁹

合法滞在の外国人は、年金や医療保険、子どもに対する養育費としての家族給等、抛出し制の給付を受給できる。無抛出し制の給付については、労働市場への復帰が当面期待されていない者に対する給付には、成人障害者手当(AAH)等を除き、国籍要件が付されている。一方、労働市場への復帰が見込まれる者への給付である、生活保護に相当する積極的連帯所得手当(RSA)等には、国籍要件は存在しない。なお、年金若しくは労働災害及び職業病、又は、親が社会保障の被保険者である未成年者の医療保険(疾病・出産・死亡)に関しては、不法滞在者であっても受給できる。⁷⁰

⁶⁶ 同上。

⁶⁷ 同上。

⁶⁸ 同上。

⁶⁹ 労働政策研究・研修機構「主要国の外国労働者受入れ動向：フランス」(2015年1月)(2017年3月21日取得、http://www.jil.go.jp/foreign/labor_system/2015_01/france.html)

⁷⁰ 同上。

③ 教育

1995 年までフランス政府は外国人の成人への教育に対して、原則として関与してこなかった。フランスにおける教育は国民教育省の管轄にあり、国民教育省は 16 歳以下の子供に対してのみ国の教育義務が発生するとの考えから、16 歳以上の居住者に対しては、国の教育義務が発生しないと考えてきたためである。そのため、1995 年までは外国人を対象とした教育は民間団体によるボランティアなどで行われるものに限られていた。しかし 1995 年以降、政府は外国人受入れ政策を転換し、成人への教育を実施しているアソシエーションに公的助成を行うとともに、記述のとおり、2003 年以降は「受入れ・統合契約」に伴う市民教育、言語教育を推進している⁷¹。

⁷¹ 同上。

3. 外国人受入に係る背景・影響等の情報

以下（ア）から（カ）の事項について、調査対象国（地域）等における公開情報（政府公表情報のほか、公開情報として入手可能な研究論文、新聞記事等を含む。）により、入手可能な範囲で情報収集した結果をまとめる

(1) 現在の外国人受入制度が形成された歴史的・社会的背景

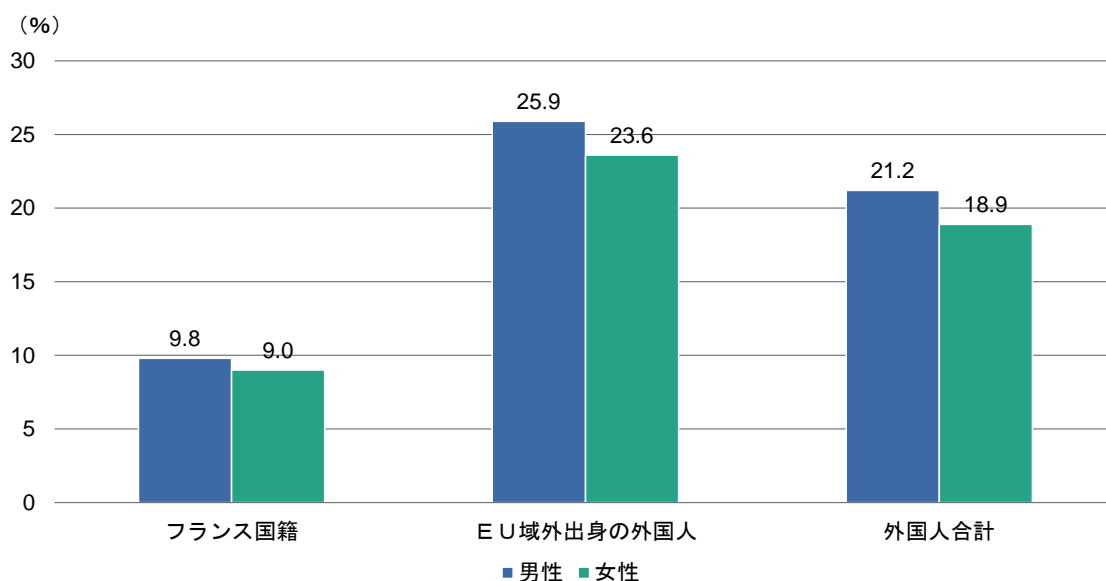
「2. (1) 受入政策の基本方針及びその変遷」の通り

(2) 外国人受入に伴う経済的影響

① フランス国内における国籍別失業率

フランス国内における失業率を国籍毎に比較すると、フランス人と外国人で2倍以上の差があることがわかる。さらに、EU域外出身の外国人の失業率は男女それぞれ25.9%、23.6%とフランス国籍者より3倍近く高くなっていることがわかる。

図表 3-22 フランスにおける国籍別の失業率（2015年時点）



(原資料) INSEE, enquête Emploi

(出所) INSEE, 2017, «Tableaux de l'économie française», Collection INSEE Références - Édition 2017.

<https://www.insee.fr/fr/statistiques/2569332?sommaire=2587886>

(注) 15歳以上を対象に集計

(3) 外国人受入に伴う社会的影響

① フランス国内における移民の偏在

1) 各地域圏における移民人口の割合

2013年のフランス全土における移民人口の割合は平均して9.0%である。一方で、その集積には地域によりかなりのばらつきが見られる。パリを内包するイール＝ド＝フランス地

地域圏では移民割合が最も高く 18.5%ある。対して、最も低いブルターニュ地域圏における移民割合は 3.1%にとどまっている。全体として、移民の出身国は、アルジェリア、モロッコ、ポルトガルの占める割合が高い。

図表 3-23 各地域圏における移民人口の割合（2013 年）

2013年 ランキング	2012年 ランキング	地域圏名	移民割合 (%)	移民の主な出身国		
				1位	2位	3位
1	1	イール＝ド＝フランス	18.5	アルジェリア	ポルトガル	モロッコ
2	3	プロヴァンス＝アルプ＝コート＝ダジュール	10.2	アルジェリア	モロッコ	チュニジア
3	2	コルス(コルシカ島)	10.2	モロッコ	ポルトガル	イタリア
4	4	オーヴェルニュ＝ローヌ＝アルプ	9.0	アルジェリア	ポルトガル	モロッコ
5	6	グラン＝テスト	8.5	アルジェリア	モロッコ	トルコ
6	5	オクシタニー	8.4	モロッコ	スペイン	アルジェリア
7	7	ブルゴーニュ＝フランシュ＝コンテ	6.4	モロッコ	ポルトガル	アルジェリア
8	8	サントール＝ヴァル＝ド＝ロワール	6.4	ポルトガル	モロッコ	アルジェリア
9	9	ヌーヴェル＝アキテーヌ	5.7	ポルトガル	モロッコ	イギリス
10	10	オー＝ド＝フランス	4.9	モロッコ	アルジェリア	ポルトガル
11	11	ノルマンディー	3.9	アルジェリア	モロッコ	ポルトガル
12	12	ペイ＝ド＝ラ＝ロワール	3.4	モロッコ	アルジェリア	ポルトガル
13	13	ブルターニュ	3.1	イギリス	モロッコ	ポルトガル
-	-	フランス全土平均(フランス・メトロポリテーヌ)	9.0	アルジェリア	モロッコ	ポルトガル

(原資料) INSEE, recensement de la population 2013, exploitation principale.

(出所) Ministère de l'Intérieur, 18 octobre 2016, «Immigration dans les anciennes et les nouvelles régions en 2013», <http://www.immigration.interieur.gouv.fr/Info-ressources/Actualites/Focus/Immigration-dans-les-anciennes-et-les-nouvelles-regions-en-2013>

(注) 地域圏名は、2016 年以降の新規地域圏名（合併後）で統一した。地域圏名については、(<http://www.ambafrance-jp.org/article10916>) に詳しく記載されている。

(4) 欧州諸国への移民・難民流入及びテロ事案の頻発等、最近の各国（地域）の社会・治安情勢の変化を受けての外国人受入れに対する影響

① 難民受入れに関する法案

現行法下において約 2 年を要している難民受け入れの手続きを迅速化して 9 カ月を目標とする措置が盛り込まれている。新しい難民申請の判断手順は、難民・無国籍者保護局（Office français de protection des réfugiés et des apatrides (OFPRA)）の管理下で行われ、優先順位を公正で公平なものとする。庇護申請者受け入れセンター（Centre d'accueil de demandeurs d'asile (CADA)）での判断に要する期間は標準的なもので 5 カ月とする。申請が却下された場合の再請求は、庇護権全国裁判所（Cour nationale du droit d'asile (CNDA)）において、5 週間の期間で判断が下されるようにするというものである。⁷²

② 難民申請数⁷³

フランスにおける難民申請者数は OFPRA 集計で、85,244 人(2016 年暫定値)であり、うち

⁷² 枠内は JILPT, 2015, 「第 3 章 フランス」, 『諸外国における外国人受け入れ制度の概要と影響をめぐる各種議論に関する調査』より引用)

⁷³ 難民庇護法改革に関する詳細については、豊田透, 2016 年 3 月 (2016a), 「フランスにおける難民庇護法の改革」, 『外国の立法 267』, 国立国会図書館調査及び立法考査局, 海外立法調査室. が非常に参考になる。

26,351人(2016年暫定値)が難民資格認定された。^{74 75}

(5) 外国人受入れに対する国民感情、世論等

フランスにおいても諸外国同様に、近年のテロや外国人労働者の増加や難民申請者の増加を受けて、移民・難民受入れに対する反発が高まっている。2017年の4月5日には、フランス大統領選挙が控えており、極右政党「国民戦線(FN)」の勢力が拡大している。国民戦線(FN)の代表であるマリーヌ・ルペン党首は移民・難民の受入れ停止を訴えており、今回の選挙結果が今後のフランスの外国人受入れ政策の方向性を大きく左右すると言われてい

る。⁷⁶

(6) その他受入れに伴う諸問題及びその対応策

① フランスに到着した難民の住居に関する問題

フランスに到着した難民の、到着した年における住居が、難民でない人々と比較して劣悪であることが2010年に指摘されており、その傾向は2013年にも同様であった。このような問題を受け、フランス政府は難民の雇用を促進し、収入を安定させていくことで、住環境も改善していく意向である。⁷⁷

⁷⁴ Ministère de l'Intérieur, 16 Janvier 2017, «Les demandes d'asile», Statistique Publique.

⁷⁵ 参考) ドイツの2015年の難民申請者数は欧州最大の476,510人であった。(Eurostat 集計)

⁷⁶ 日本経済新聞, 2017年3月24日, 「仏大統領選まで1カ月 欧州、統合か分断か」, http://www.nikkei.com/article/DGXLASGM23H5X_T20C17A3FF1000/

⁷⁷ Ministère de l'Intérieur, 25 Octobre 2016, «Le logement des réfugiés les premières années en France», <http://www.immigration.interieur.gouv.fr/Info-ressources/Actualites/Focus/Le-logement-des-refugies-les-premieres-annees-en-France>

4. 参考文献

日本語文献

- ・ フランス貿易投資庁-ビジネスフランス（日本事務所），2015年3月，「Doing Business in France 2015」，<http://www.youbuyfrance.com/jp/Posts-11819-doing-business-in-france-2015>.
- ・ 海外移住情報，「フランス査証編」，<http://www.interq.or.jp/tokyo/yystation/france.html>.
- ・ 久保宏之，2016年3月31日，「フランス公証人制度の現在—マクロン法の衝撃—」，関法第66巻第3号。
(<http://kuir.jm.kansai-u.ac.jp/dspace/bitstream/10112/10622/1/KU-1100-20160926-05.pdf>)
- ・ 財団法人自治体国際化協会パリ事務所，2011年7月14日，「フランスの移民政策—移民の出入国管理行政から社会統合政策まで—」，『CLAIR REPORT No.363』.
- ・ 鈴木尊紘，2008年9月，「フランスにおける2007年移民法—フランス語習得義務からDNA鑑定まで—」，『外国の立法237』，国立国会図書館調査及び立法考査局.
- ・ 高山直也，2008，「フランスの移民対策」，『人口減少社会の外国人問題 総合調査報告書 pp.236-241』，国立国会図書館，海外立法情報調査室.
- ・ 豊田透，2016年3月（2016a），「フランスにおける難民庇護法の改革」，『外国の立法267』，国立国会図書館調査及び立法考査局，海外立法調査室.
- ・ 豊田透，2016年5月（2016b），「【フランス】外国人の滞在資格を改正する法律の制定」，『外国の立法』，国立国会図書館調査及び立法考査局.
- ・ 豊田透，2016年11月（2016c），「【フランス】労働法の改正」，国立国会図書館調査及び立法考査局，海外立法情報調査室.
- ・ 日工組社会安全研究財団，2011年2月，「西欧諸国における国際犯罪組織の活動を助長する事犯と対応策に関する調査研究」.
- ・ 日本経済新聞，2017年3月24日，「仏大統領選まで1カ月 欧州、統合か分断か」，http://www.nikkei.com/article/DGXLASGM23H5X_T20C17A3FF1000/
- ・ 日本貿易振興機構(JETRO)，2016年2月15日，「【フランス】外国人就業規制・在留許可、現地人の雇用」，https://www.jetro.go.jp/world/europe/fr/invest_05.html
- ・ 日本貿易振興機構(JETRO)，2016年3月23日，「投資家や優秀な人材は「才能パスポート」に一本化—滞在許可証制度を改正—」，世界のビジネスニュース（通商弘報），<https://www.jetro.go.jp/biznews/2016/03/41908941403f5b29.html>
- ・ 日本貿易振興機構(JETRO)，2016年8月4日，「企業レベルの労使合意で労働時間の調整が可能に—労働法典の改正法が成立—」，世界のビジネスニュース（通商弘報），<https://www.jetro.go.jp/biznews/2016/08/4fb5e8132a57cea4.html>
- ・ 日本貿易振興機構(JETRO)，2017年3月3日，「駐在員は「才能パスポート」で労働許可証が不要に—新たなビザ・滞在許可証制度が運用—」，世界のビジネスニュース（通商弘報），<https://www.jetro.go.jp/biznews/2017/03/019c5fe7b6d8738b.html>
- ・ 東村紀子，2010年09月，「サルコジ2006年移民法における『選ばれた移民』政策：新

しい移民統合モデルと『制度化された移民政策』システムを求めて」.

- ・ 平出重保, 2009年06月, 「フランスの移民政策の現状と課題」, 参議院法務委員会調査室.
- ・ 広瀬元康, 「Vol.1 起業家に立ちはだかるフランスのビザ事情」, Legalization Cafe, (最終閲覧日 2017年3月15日, <http://legalizationcafe.wasedabook.com/LegalEssay03/01.html>)
- ・ 広瀬元康, 「Vol.2 世界屈指の細かい労働法典－雇用者の苦悩(1)」, Legalization Cafe, (最終閲覧日 2017年3月15日, <http://legalizationcafe.wasedabook.com/LegalEssay03/02.html>)
- ・ 広瀬元康, 「Vol.3 世界屈指の細かい労働法典－雇用者の苦悩(2)」, Legalization Cafe, (最終閲覧日 2017年3月15日, <http://legalizationcafe.wasedabook.com/LegalEssay03/03.html>)
- ・ 馬紅梅, 2011年10月, 「フランスの選別的移民受入政策とその問題について」, 松山大学論集第23巻第4号.
- ・ 宮島 喬, 2012年7月, 「フランス移民労働者政策の転換－2006年移民法と「選別的移民」の含意」, 法政大学大原社会問題研究所雑誌 NO.645.
- ・ 森千香子, 2016, 「排除と抵抗の郊外 フランス<移民>集住地域の形成と変容」, 東京大学出版会.
- ・ 独立行政法人労働政策研究・研修機構 (JILPT), 2006年5月19日, 「第3章フランスにおける外国人労働者受入れ制度と社会統合」, 『欧州における外国人労働者受入れ制度と社会統合－独・仏・英・伊・蘭5カ国比較調査』, 資料シリーズ No.59.
- ・ 独立行政法人労働政策研究・研修機構 (JILPT), 2015年1月, 「主要国の外国人労働者受入れ動向: フランス」. (http://www.jil.go.jp/foreign/labor_system/2015_01/france.html)
- ・ 独立行政法人労働政策研究・研修機構 (JILPT), 2015年5月29日, 「第3章フランス」, 『諸外国における外国人受け入れ制度の概要と影響をめぐる各種議論に関する調査－英独仏米』, 資料シリーズ No.153.
- ・ 独立行政法人労働政策研究・研修機構 (JILPT), 2016年6月 「労働法典改革と労組や学生組織による反対運動」 (http://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2016/06/france_01.html)
- ・ 独立行政法人労働政策研究・研修機構 (JILPT), 2017年2月, 「産業別職業資格(CQP)の問題と改善の必要性」.
- ・ 渡辺和行, 2005年3月, 「第1章 移民と外国人のフランス」 ミネルヴァ書房『近代フランスの歴史』.

仏語文献

- ・ Croguennec Y., 2011, «Les acquisitions de la nationalite francaise depuis 2010», Infos migrations N° 25.
- ・ Mainguene A., 2013, «Qui sont les personnes devenues francaises ? », Infos migrations N° 47.

- Mustapha Harzoune, 2012, «Qu'est ce que l'immigration choisie ?», Musée de L'Histoire de L'Immigration,
<http://www.histoire-immigration.fr/questions-contemporaines/politique-et-immigration/qu-est-ce-que-l-immigration-choisie>
- Notaries de France, (最終閲覧日 2017 年 3 月 15 日, <https://www.notaires.fr/en>)
- Notaries de France, 13 Juin 2014, « International Marriage: attention to legal effects! », <https://www.notaires.fr/en/international-marriage-attention-legal-effects>
- Préfecture de police, 21 Mars 2017, «Titre de séjour», <https://www.prefecturedepolice.interieur.gouv.fr/Demarches/Particulier/Ressortissants-etrangers/Titre-de-sejour>
- Service-Public.fr, 1 Janvier 2017, «Étranger en France : carte de séjour pluriannuelle "passeport talent"», <https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F16922>
- Service-Public.fr, 27 Octobre 2016, «Salarié étranger : qu'est-ce que l'opposabilité de la situation de l'emploi ?», <https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F3100>
- Weil P., Qu'est-ce qu'un Français ? Histoire de la nationalité française depuis la révolution, Folio histoire, 2004.
- Droit de la formation, 4 Novembre 2016, «Carte de séjour "passeport talent" : conditions de délivrance», <http://www.droit-de-la-formation.fr/vos-rubriques/actualites/actualite-juridique/carte-de-sejour-passeport-talent-conditions-de-delivrance.html?>

在日フランス大使館

- 在日フランス大使館, 2016 年 12 月 20 日, 「フランスの地方制度改革」, <http://www.ambafrance-jp.org/article10916>
- 在日フランス大使館, 2017 年 1 月 12 日, 「短期観光ビザ」, <http://www.ambafrance-jp.org/article1247>
- 在日フランス大使館, 2017 年 2 月 13 日, 「滞在許可証「コンペタンス・エ・タラン（能力・才能）」」, <http://www.ambafrance-jp.org/article3767>
- 在日フランス大使館, 2016 年 1 月 12 日, 「長期滞在ビザに関する重要な情報および注意事項」, <http://www.ambafrance-jp.org/article6223>
- 在日フランス大使館, 2016 年 7 月 6 日, 「シェンゲンビザに関する重要な情報および注意事項」 <http://www.ambafrance-jp.org/article6225>
- 在日フランス大使館, «Catégories de passeports talents», <http://www.ambafrance-jp.org/-Categories-de-passeports-talents-1952->
- 在日フランス大使館, 28 Février 2017, «Informations générales»,

<http://www.ambafrance-jp.org/Informations-generales-10787>

- ・ 在日フランス大使館, 「フランスで働くためのビザ」, <http://www.ambafrance-jp.org/-rubrique211->
- ・ 在日フランス大使館, 2012 年 12 月 14 日, 「フランスの移民政策」(2017 年 3 月 22 日取得、<http://www.ambafrance-jp.org/%E3%83%95%E3%83%A9%E3%83%B3%E3%82%B9%E3%81%AE%E7%A7%BB%E6%B0%91%E6%94%BF%E7%AD%96>)
- ・ 在日フランス大使館, 2015 年 5 月 8 日, 「ビザ申請予約システム」, <http://www.ambafrance-jp.org/article3843>

(以下、仏語ページのみ)

- ・ 在日フランス大使館, «Visas pour les collectivités d' Outre mer», <http://www.ambafrance-jp.org/-Visas-pour-les-collectivites-d->
- ・ 在日フランス大使館, 19 Mars 2015, «Visa pour conjoint de Français souhaitant s'établir en France», <http://www.ambafrance-jp.org/Visa-pour-conjoint-de-Francais,1282>
- ・ 在日フランス大使館, 19 Mars 2015, «Visa pour étudiant stagiaire», <http://www.ambafrance-jp.org/Visa-pour-etudiant-stagiaire,4524>
- ・ 在日フランス大使館, 19 Mars 2015, «Visa pour exercer profession libérale ou indépendante», <http://www.ambafrance-jp.org/Visa-pour-exercer-une-profession-8676>
- ・ 在日フランス大使館, 19 Mars 2015, «Visa en vue d' exercer une profession commerciale, industrielle ou artisanale», <http://www.ambafrance-jp.org/Visa-en-vue-d-exercer-une>
- ・ 在日フランス大使館, 19 Mars 2015, «Visa pour stagiaire-associé dans un établissement public de santé», <http://www.ambafrance-jp.org/Visa-pour-stagiaire-associe-dans,5721>
- ・ 在日フランス大使館, 19 Mars 2015, «Visa pour stagiaire salarié», <http://www.ambafrance-jp.org/Visa-pour-stagiaire-salarie>
- ・ 在日フランス大使館, 3 Juin 2015, «Visa de travail», <http://www.ambafrance-jp.org/Visa-de-travail>
- ・ 在日フランス大使館, 3 Août 2015, «Visa étudiant pour concours», <http://www.ambafrance-jp.org/Visa-etudiant-pour-concours,546>
- ・ 在日フランス大使館, 5 Janvier 2016, «Visa de "travail" - long séjour», <http://www.ambafrance-jp.org/Visa-de-travail-long-sejour-3457>
- ・ 在日フランス大使館, 5 Janvier 2016, «Visa "mineur scolarisé" - long séjour», <http://www.ambafrance-jp.org/Visa-mineur-scolarise-long-sejour-3454>
- ・ 在日フランス大使館, 31 Janvier 2016, «Visa "vacances-travail" 2016», <http://www.ambafrance-jp.org/Visa-vacances-travail-2013,4286>
- ・ 在日フランス大使館, 15 Mars 2016, «Visas étudiants (séjour supérieur à 3 mois)», <http://www.ambafrance-jp.org/Visas-etudiants-sejour-superieur-a-3-mois>

- 在日フランス大使館, 3 Juillet 2016, «Visa aide familiale "au pair"»,
<http://www.ambafrance-jp.org/Visa-aide-familiale-au-pair>
- 在日フランス大使館, 26 Juillet 2016, «Visa "visiteur"»,
<http://www.ambafrance-jp.org/Visa-visiteur,6234>
- 在日フランス大使館, 30 Novembre 2016, «Visa de retour en France»,
<http://www.ambafrance-jp.org/Visa-de-retour-en-France>
- 在日フランス大使館, 12 Décembre 2016, «Visa pour mineur scolarisé»,
<http://www.ambafrance-jp.org/Visa-pour-mineur-scolarise,547>
- 在日フランス大使館, 8 Décembre 2016, «Visa pour scientifiques et famille de scientifiques»,
<http://www.ambafrance-jp.org/Visa-pour-scientifique-et-famille,549>
- 在日フランス大使館, 13 Janvier 2017, «Visa visiteur - long séjour»,
<http://www.ambafrance-jp.org/Visa-visiteur-long-sejour,1246>
- 在日フランス大使館, 9 Février 2017, «Travailleur salarié - Cadre général»,
<http://www.ambafrance-jp.org/Travailleur-salarie-Cadre-general-11109>
- 在日フランス大使館, 13 Février 2017, «Visa de journaliste»,
<http://www.ambafrance-jp.org/Trois-procedures-sont-possibles-II-8016>
- 在日フランス大使館, 17 Février 2017, «Visas pour salariés/stagiaires détachés intragroupe ("ICT")»,
<http://www.ambafrance-jp.org/salarie-stagiaire-ICT>
- 在日フランス大使館, 1 Mars 2017, «Visa de tourisme»,
<http://www.ambafrance-jp.org/Visa-de-tourisme>

INSEE(フランス国立統計経済研究所)

- INSEE, 1999, Regards sur l'immigration depuis 1945, INSEE Syntheses, N° 30.
- INSEE, 2015, «Populations française, étrangère et immigrée en France depuis 2006», INSEE Focus – N° 38. <https://www.insee.fr/fr/statistiques/1410693>
- INSEE, 2017, «Être né en France d'un parent immigré», INSEE Première – N° 1634. <https://www.insee.fr/fr/statistiques/2575541>
- INSEE, 2017, «L'analyse des flux migratoires entre la France et l'étranger entre 2006 et 2015», INSEE Focus – N° 78, <https://www.insee.fr/fr/statistiques/2593515>
- INSEE, 2017, «Tableaux de l'économie française», Collection INSEE Références - Édition 2017. <https://www.insee.fr/fr/statistiques/2569332?sommaire=2587886>

Ministère de l'Intérieur (フランス内務省)

- Ministère de l'Intérieur, «L'immigration professionnelle»,
<http://www.immigration-professionnelle.gouv.fr/procedures/metiers-en-tension>
- Ministère de l'Intérieur, «La nationalité française»,

<http://www.immigration.interieur.gouv.fr/Accueil-et-accompagnement/L-acces-a-la-nationalite-francaise>

- Ministère de l'Intérieur, 15 Avril 2015, «Les étrangers en France - Onzième rapport établi en application de l'article L. 111-10 du code de l'entrée et du séjour des étrangers et du droit d'asile»,
<http://www.immigration.interieur.gouv.fr/Info-ressources/Actualites/L-actu-immigration/Les-et-rangers-en-France-Onzieme-rapport-etabli-en-application-de-l-article-L.-111-10-du-code-de-l-entree-et-du-sejour-des-et-rangers-et-du-droit-d-asile>
- Ministère de l'Intérieur, 2016, «Les acquisitions de la nationalité française de 1945 à nos jours»
<http://www.immigration.interieur.gouv.fr/Info-ressources/Donnees-statistiques/Etudes-et-publications/Publications/Numeros-parus-en-2016/Les-acquisitions-de-la-nationalite-francaise-de-1945-a-nos-jours>
- Ministère de l'Intérieur, 2016, «Les Étrangers en France Année2015», Treizième rapport établi en application de l'article L.111-10 du Code de l'entrée et du séjour des étrangers et du droit d'asile.
- Ministère de l'Intérieur, 15 Janvier 2016, «L'éloignement des étrangers en situation irrégulière en 2015».
- Ministère de l'Intérieur, 8 Juillet 2016, «L'éloignement des étrangers en situation irrégulière (statistiques)»,
<http://www.immigration.interieur.gouv.fr/Info-ressources/Donnees-statistiques/Donnees-de-l-immigration-de-l-asile-et-de-l-acces-a-la-nationalite-francaise/Archives/Statistiques-publiees-en-j-illet-2016/L-eloignement-des-et-rangers-en-situation-irreguliere-statistiques>
- Ministère de l'Intérieur, 18 Octobre 2016, «Immigration dans les anciennes et les nouvelles régions en 2013»,
<http://www.immigration.interieur.gouv.fr/Info-ressources/Actualites/Focus/Immigration-dans-les-anciennes-et-les-nouvelles-regions-en-2013>
- Ministère de l'Intérieur, 25 Octobre 2016, «Le logement des réfugiés les premières années en France»,
<http://www.immigration.interieur.gouv.fr/Info-ressources/Actualites/Focus/Le-logement-des-refugies-les-premieres-annees-en-France>
- Ministère de l'Intérieur, 8 Novembre 2016 «La loi du 7 mars 2016 relative au droit des étrangers», (Retrieved March 14, 2017,
<http://www.immigration.interieur.gouv.fr/Info-ressources/Actualites/L-actu-immigration/La-loi-du-7-mars-2016-relative-au-droit-des-et-rangers>)
- Ministère de l'Intérieur, 10 Novembre 2016, «Le passeport-talent»,
<http://www.immigration.interieur.gouv.fr/Immigration/L-immigration-professionnelle/Le-passe>

port-talent

- Ministère de l'Intérieur, 10 Novembre 2016, «Les visas de long séjour»,
<http://www.immigration.interieur.gouv.fr/Immigration/Les-visas/Les-visas-de-long-sejour>
- Ministère de l'Intérieur, 10 Novembre 2016, «L'Office français de l'immigration et de l'intégration (OFII)»,
<http://www.immigration.interieur.gouv.fr/Accueil-et-accompagnement/Les-acteurs-de-l-integration/L-Office-francais-de-l-immigration-et-de-l-integration-OFII2>
- Ministère de l'Intérieur, 16 Janvier 2017, «Les demandes d'asile», Statistique Publique.

OFII(フランス移民・統合局)

- L'Office français de l'immigration et de l'intégration (OFII), (Retrieved March 14, 2017, www.ofii.fr)
- OFII, «Role», http://www.ofii.fr/qui_sommes-nous_46/role_80.html
- OFII, «Venir en France, obtenir son titre de séjour (VLS /TS)»,
http://www.ofii.fr/venir_en_france_obtenir_son_titre_de_sejour_vls_ts_193/index.html?sub_menu=7

第4章 米国

1. 外国人受入れに係る現在の法制度及び現況

(1) 受け入れる外国人のカテゴリー

① 「外国人」「移民」の定義について

1) 法律上の定義

米国が受け入れる外国人は、永住の滞在を許可された「移民」(immigrant)と、期限付きで入国・滞在を許可される「非移民」(nonimmigrant)に大別される。ひとたび米国市民権を得た者は、かつて外国籍を有していたとしても、米国市民(U.S. Citizen)となり、米国出身の米国市民と同様に扱われる。

「不法移民」は移民国籍法(Immigration and Nationality Act)に定義はなされているものの、「永住外国国民」(Permanent Resident Alien)には含まれない¹。

2) 統計上の定義

移民統計局(Office of Immigration Statistics)の定義によれば、移民とは、合法的に米国滞在が認められた外国人であり、「永住外国人」と言われる。

② 在留資格

外国人が米国に入国及び滞在するためには、滞在資格としてビザが必要となる。

ビザの区分には、移民ビザには、家族に基づく移民、雇用に基づく移民、移民多様化ビザのほか、難民、臨時入国許可およびその他がある。このうち雇用関係移民ビザには卓越技能労働者、知的労働者、専門職および熟練・非熟練労働者、特別移民、投資家の5段階の優先順位がある。

図表 4-1 移民ビザの主要区分

区分	名称と詳細
家族に基づくビザ	F1: 米国市民の未婚の子ども F2A: 米国永住者の配偶者・21歳未満の(未婚)の子ども F2B: 米国永住者の21歳以上の未婚の子ども F3: 米国市民の既婚の子ども(その配偶者および子ども) F4: 21歳以上の米国市民の兄弟・姉妹(その配偶者および子ども)
雇用に基づくビザ	E1: 卓越技能労働者 E2: 知的労働者 E3: 専門職、熟練・非熟練労働者 E4: 特別移民

¹ U.S. Department of Homeland Security, “Definition of Terms” (Retrieved on March 13, 2017, https://www.dhs.gov/immigration-statistics/data-standards-and-definitions/definition-terms#permanent_resident_alien)

	E5: 投資家
婚約ビザ	K-1: 米国籍者と婚約し、米国で結婚後引き続き永住
移民多様化ビザ	DV-2018 移民多様化ビザ抽選プログラム
帰国居住者ビザ	SB-1
米国永住者	グリーンカード保持者

(出所) U.S. Department of State – Bureau of Consular Affairs, U.S. Visas, Immigrate (Retrieved on March 1, 2017, <https://travel.state.gov/content/visas/en/immigrate.html>) 等より作成

非移民ビザの種類は細分化されており、それぞれ取得要件や申請手続きが異なる。

図表 4-2 非移民ビザの主要区分

区分	名称	事前要求*
外交官、外国政府関係者	A ビザ	不要
商用	B-1 ビザ	不要
観光及び訪問	B-2 ビザ	
通過	C ビザ	不要
クルー（船員または航空機乗員）	D ビザ	不要
貿易駐在員	E-1 ビザ	不要
投資駐在員	E-2 ビザ	不要
学生 - 学問および語学学生	F-1 ビザ	SEVIS
学生の同行家族 - F-1 保有者の同行家族	F-2 ビザ	SEVIS
指定国際機関	G-1～G5 ビザ	不要
高度な専門知識が必要な分野の特殊技能職	H-1B ビザ	DOL、USCIS
一時就労者 - 季節的農業	H-2A ビザ	DOL、USCIS
一時就労者 - 非農業	H-2B ビザ	DOL、USCIS
情報メディア代表（報道関係者、ジャーナリスト）	I ビザ	不要
交流訪問者	J ビザ	SEVIS
企業内転勤者	L	USCIS
学生 - 職業訓練	M-1	SEVIS
学生の同行家族 - M-1 保有者の同行家族	M-2	SEVIS
NATO 関連	N	不要
科学、芸術、教育、ビジネス、スポーツの分野で卓越した能力を有する外国人	O-1	USCIS
スポーツ選手、芸術家、芸能人	P	USCIS
交流訪問者 - 国際文化交流	Q	USCIS

宗教活動家	R	USCIS
-------	---	-------

(注*) それぞれの略語は在外アメリカ大使館・領事館におけるビザ申請の前に次の手続きが必要であることを示す。

DOL: アメリカ国内の雇用者が市民権・移民サービス局 (USCIS) への申請に先駆けて労働省から外国人労働許可の発行を受ける。

USCIS: 市民権・移民サービス局 (USCIS) に申請の承認を受ける。

SEVIS: 学生交換訪問者情報システム (SEVIS) にプログラムの承認を入力する。

不要: 他の政府機関からの事前要求はない。

(出所) 在日米国大使館ホームページ「非移民ビザの種類」

(http://www.ustraveldocs.com/jp_jp/jp-niv-typeall.asp)、国務省 “Directory of Visa Categories”

(<https://travel.state.gov/content/visas/en/general/all-visa-categories.html>) 他より作成 (いずれ

も最終閲覧日: 2017年2月8日)

(2) 関連統計

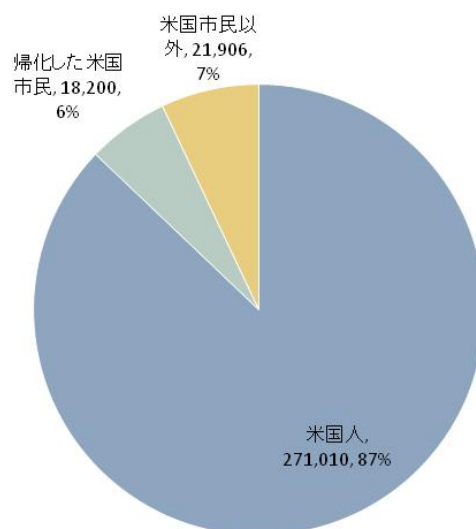
国土安全保障省 (Department of Homeland and Security) 移民統計局は、合法的移民に対する永住権ビザに係る統計と、短期就労者ビザに係る統計をとりまとめている。加えて国土安全保障省市民権・移民サービス局は、不法滞在状態にある外国人についても推計している (ただし最新は2012年)。また、商務省 (Department of Commerce) センサス局 (Census Bureau) による国外出生者に関するデータがあり、これに基づき労働統計局が推計を行っている。

① 総人口における米国生まれ米国人、帰化した米国市民および米国市民以外

商務省センサス局が実施している最新の国勢調査によれば、米国の人口における民間等311,116千人のうち、米国生まれ米国人は87%、帰化した米国市民 (naturalized U.S. citizen) は6%、米国市民以外 (non U.S. citizen) は7%を占める。

図表 4-3 米国の人口における米国生まれ米国人、帰化した米国市民および米国市民以外の人数・割合（2013 年末時点）

単位：1,000 人



(資料) U.S. Census Bureau, Current Population Survey, Annual Social and Economic Supplement, 2013.

(注) 母数は民間・非服役中の人口に、少なくとも 1 名の他の民間成人と同居する軍人を加えたもの。

② 合法的移民

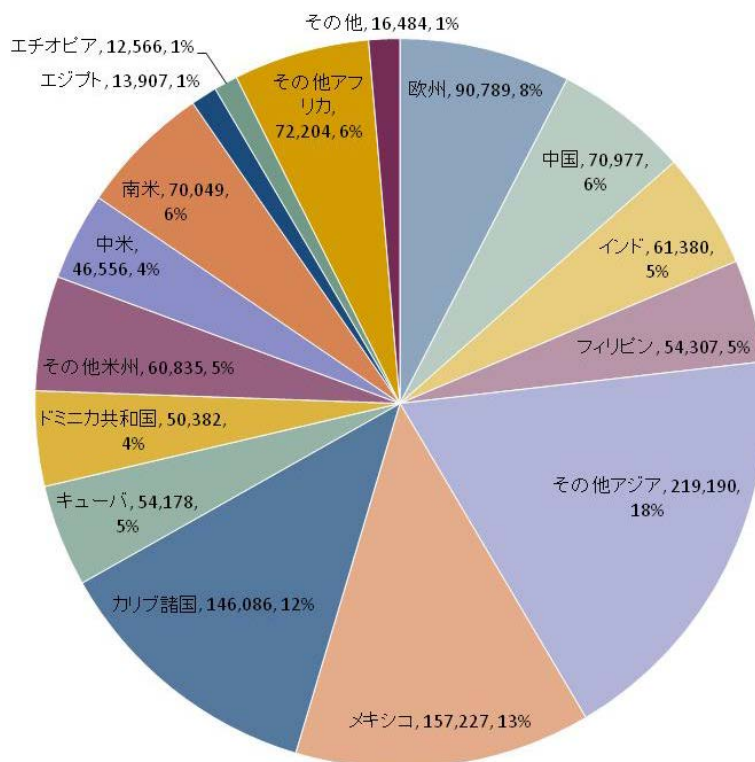
国土安全保障省によれば、2015 年暦年での移民ビザの発給数合計は 1,051,031 人であった²。

国籍別にみると、単一国としては、メキシコ、中国、フィリピンからの移民が多い。

² U.S. Department of Homeland Security, “Yearbook of Immigration Statistics 2015, Table 1. Persons Obtaining Lawful Permanent Resident Status: Fiscal Years 1820 to 2015” (Retrieved March 7, 2017, <https://www.dhs.gov/immigration-statistics/yearbook/2015>)

図表 4-4 国籍別移民ビザ発給数・割合（2015 年暦年）

単位：人

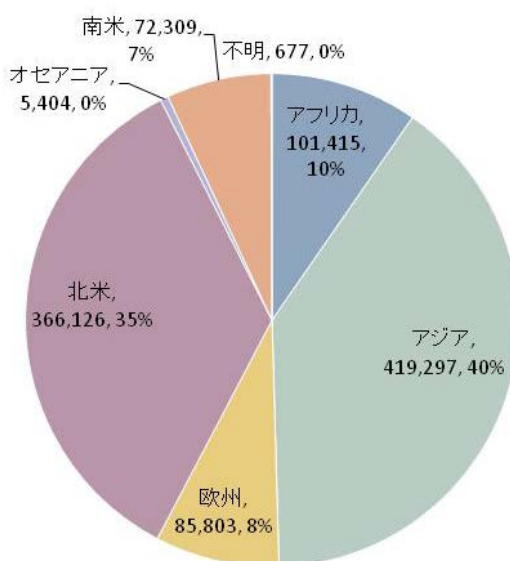


（資料）U.S. Department of Homeland Security, Yearbook of Immigration Statistics 2015.

出生国の地域別にみると、アジアが最も多く全体の 40%、続いて北米（メキシコ及びカナダ）が 35%、アフリカ、欧州、南米と続く。

図表 4-5 出生別移民ビザ発給数・割合（2015 年暦年）

単位：人

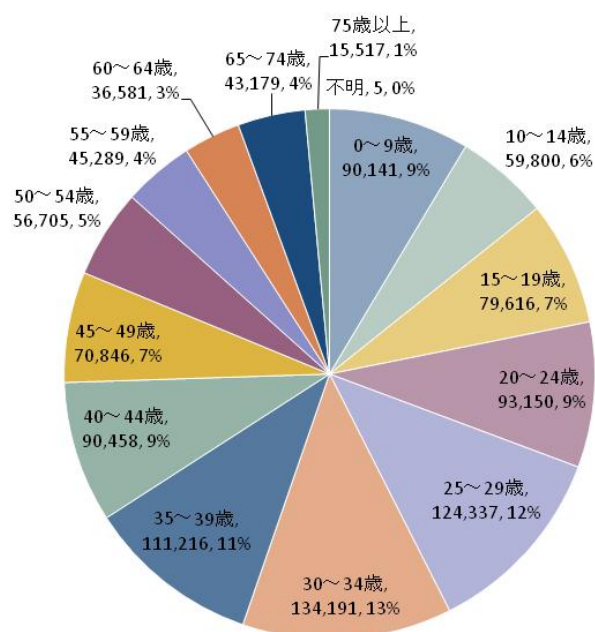


（資料） U.S. Department of Homeland Security, Yearbook of Immigration Statistics 2015.

年齢別にみると、5 歳刻みで 30～34 歳が最も多く、25～29 歳、35～39 歳と続く。

図表 4-6 年齢別移民ビザ発給数・割合（2015 年暦年）

単位：人

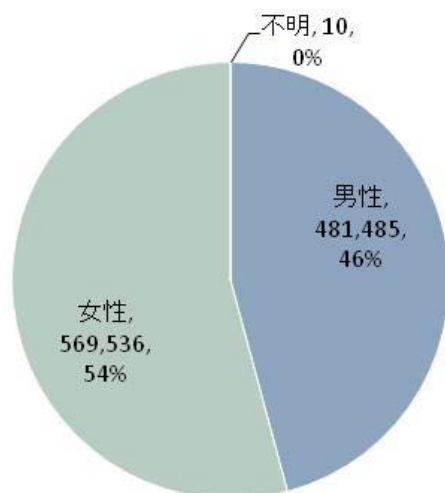


（資料） U.S. Department of Homeland Security, Yearbook of Immigration Statistics 2015.

性別では女性の方が多く 54%、男性は 46%である。

図表 4-7 移民ビザ性別発給数・割合 (2015 年暦年)

単位：人

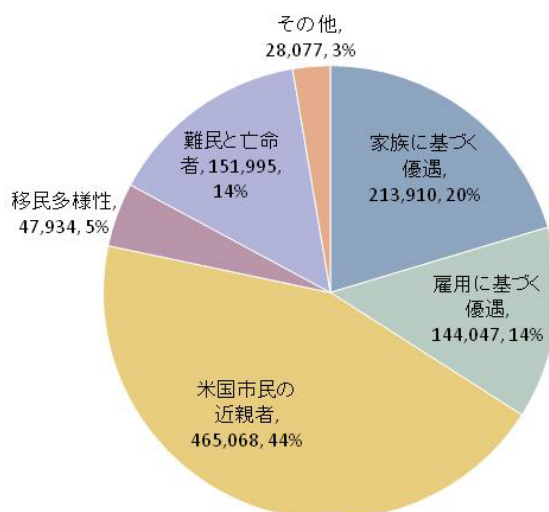


(資料) U.S. Department of Homeland Security, Yearbook of Immigration Statistics 2015.

移民ビザの区分別にみると、米国市民の近親者が最も多く全体の 44%であり、家族に基づく優遇、難民と亡命者、雇用にに基づく優遇等が続いている。

図表 4-8 区分別移民ビザ発給数・割合 (2015 年暦年)

単位：人



(資料) U.S. Department of Homeland Security, Yearbook of Immigration Statistics 2015.

上記のうち、そのうち雇用関係に基づくものが 144,047 人（内訳は、卓越技能労働者が 41,688 人、知的労働者が 44,344 人、専門職・熟練・非熟練労働者が 37,243 人、特別移民が

10,584 人、投資家が 10,188 人) となっている³。

雇用関係に基づくビザ発給に先駆けて、外国人労働許可が必要となるが、2015 年に恒久雇用は 89,151 人に対して許可された⁴。

③ 非移民

期限付きで入国・滞在を許可される非移民は 2015 年に 181,300,000 人であった。このうち、短期就労ビザを保持する労働者のストックは、2012 年度の短期就労者とその家族が 3,722,543 人、短期就労者と研修生が 2,306,962 人であった⁵。

外国人労働許可 (Foreign Labor Certification) のうち、2015 年の許可研修は、H-1B は 605,809 人、H-2A は 10,339 人、H-2B は 6,521 人であった⁶。

④ 就労者における外国出身者

労働省労働統計局の資料によれば、米国の民間就業者数における外国出生者の割合は 10 年余の間、概ね微増である。

³ U.S. Department of Homeland Security, “Yearbook of Immigration Statistics 2015, Table 6. Persons Obtaining Lawful Permanent Resident Status By Type And Major Class of Admission: Fiscal Years 2013 to 2015” (Retrieved March 7, 2017, <https://www.dhs.gov/immigration-statistics/yearbook/2015>)

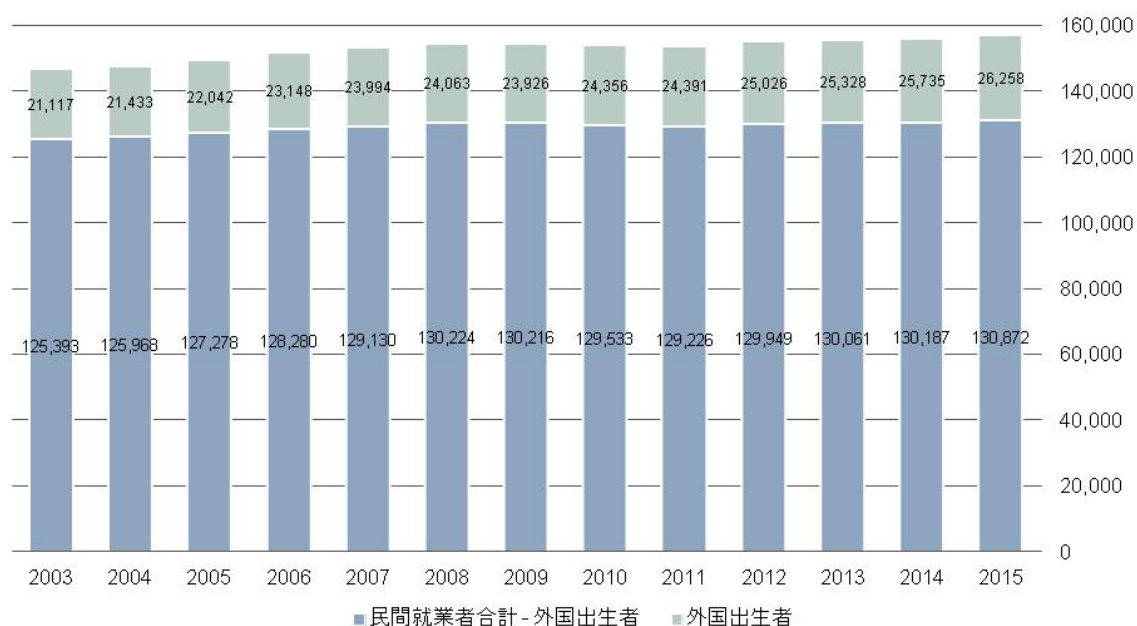
⁴ U.S. Department of Labor, “Summary of All OFLC Programs FY 2012-2015, Office of Foreign Labor Certification Annual Report.

⁵ U.S. Department of Homeland Security, “Yearbook of Immigration Statistics 2015, Table 25. Nonimmigrant Admissions By Class Of Admission: Fiscal Years 2013 To 2015” (Retrieved March 7, 2017, <https://www.dhs.gov/immigration-statistics/yearbook/2015>)

⁶ Summary of All OFLC Programs FY 2012-2015, Office of Foreign Labor Certification Annual Report.

図表 4-9 民間就労者における米国出生者と外国出生者の推移

単位：1,000人



(出所) Bureau of Labor Statistics, Foreign-born Workers: Labor Force Characteristics 2003-2015 より抽出

⑤ 就労者における出生国と職種

商務省センサス局が実施している最新の国勢調査によれば、米国の民間就業人口のうち外国出生者を出生地毎に職種別で見ると、相対的に、アジアおよび欧州出身者は経営、専門職および関連職に就いている割合が多いのに対し、中南米出身者はサービス職に就いている割合が多い。

図表 4-10 民間就労者における米国出生者と外国出生者の推移

単位：1,000人

	総数		出生地											
			アジア		欧州		中南米						その他の地域	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	中南米全体		メキシコ		メキシコ以外		人数	割合
全体	23,359	100.0	6,757	100.0	2,273	100.0	12,623	100.0	6,809	100.0	5,814	100.0	1,706	100.0
経営、専門職および関連職	7,148	30.6	3,315	49.1	1,061	46.7	1,981	15.7	678	10.0	1,303	22.4	790	46.3
経営、ビジネス、財務	2,779	11.9	1,150	17.0	465	20.5	872	6.9	366	5.4	506	8.7	292	17.1
専門職および関連職	4,369	18.7	2,166	32.0	596	26.2	1,110	8.8	313	4.6	797	13.7	497	29.1
サービス職	5,914	25.3	1,192	17.6	368	16.2	4,018	31.8	2,157	31.7	1,861	32.0	336	19.7
営業および事務職	3,876	16.6	1,349	20.0	398	17.5	1,800	14.3	822	12.1	978	16.8	330	19.3
営業および関連職	1,993	8.5	758	11.2	208	9.1	869	6.9	410	6.0	458	7.9	159	9.3
事務職および管理	1,883	8.1	591	8.7	190	8.4	931	7.4	412	6.0	519	8.9	171	10.0
農業、漁業、林業	365	1.6	12	0.2	5	0.2	344	2.7	281	4.1	62	1.1	4	0.2
建設、採掘、維持管理職	2,558	11.0	190	2.8	172	7.5	2,149	17.0	1,408	20.7	741	12.7	48	2.8
建設および採掘	1,893	8.1	82	1.2	92	4.1	1,696	13.4	1,151	16.9	545	9.4	23	1.4
設備、メンテナンス、修理	665	2.8	107	1.6	79	3.5	453	3.6	257	3.8	196	3.4	25	1.5
生産、輸送、物流	3,499	15.0	700	10.4	269	11.8	2,332	18.5	1,463	21.5	869	14.9	198	11.6
生産	1,899	8.1	446	6.6	135	5.9	1,242	9.8	827	12.2	414	7.1	77	4.5
輸送および物流	1,599	6.8	253	3.8	134	5.9	1,090	8.6	636	9.3	455	7.8	121	7.1

(資料) U.S. Census Bureau, Current Population Survey, Annual Social and Economic Supplement, 2013.

⑥ 不法滞在の状態にある外国人

不法滞在の状態にある外国人の数は、国土安全保障省が推計している。2012年の推計値は1,140万人であった⁷。また、2015年に強制帰国の対象となった外国人は129,122人、犯罪により強制退出となった外国人は193,391人であった⁸。

⁷ U.S. Department of Homeland and Security, “Estimates of the Unauthorized Immigrant Population Residing in the United States” (Retrieved March 7, 2017, <https://www.dhs.gov/immigration-statistics/population-estimates/unauthorized-resident>)

⁸ U.S. Department of Homeland Security, “Yearbook of Immigration Statistics 2015, Table 39. Aliens Removed Or Returned: Fiscal Years 1892 To 2015” (Retrieved March 7, 2017, <https://www.dhs.gov/immigration-statistics/yearbook/2015>)

(3) 関係法令

米国において外国人受入れに関連する施策の中心となる法は 1952 年移民及び国籍法 (Immigration and Nationality Act of 1952) である。同法は 1924 年移民法 (Immigration Act of 1924) を改訂するとともに、条文が複数の法に分散していた移民関連の法令を集約、構造化した。同法は環境の変化に伴い累次の改正を経つつ、移民および非移民の入国、ビザ発給、就業資格等に関して規定している。なお、同法及び累次の改正法は、米国法典第 8 編「外国人と国籍」(Title 8 of the U.S. Code “Aliens and Nationality”) において法典化されている。⁹

① 入国、地位、外国人登録等に関する法

1) 1952 年移民及び国籍法 (Immigration and Nationality Act of 1952)

1924 年移民法で定められていた永住権の割り当てを撤廃した。移民の選抜システム、非移民の入国資格付与、入国書類の発行、入国審査および退去、地位に関する調整、外国人登録、一般的罰則といった章から成る¹⁰。

2) 1990 年移民法 (Immigration Act of 1990)

移民受入れ数が少ない国から永住権希望者を抽選で選ぶ民族多様化プログラムを新たに設けた¹¹。

② 不法滞在者に関する法

1) 1986 年移民改革統制法 (Immigration Reform and Control Act of 1986)

不法滞在の状態にある外国人労働者に対する特別措置を規律する法。永住権やビザを持たないまま入国した外国人の合法的な就労を可能とするとともに、非合法の新規入国を防ぐ施策を盛り込んだ。

2) 1996 年反テロリズム・効果的死刑法 (Antiterrorism and Effective Death Penalty Act of 1996)

海外テロ組織 (Foreign Terrorist Organization) と認定された組織の構成員で米国籍を保有しない者へのビザ発給・入国を拒否する等、一定の法的制約を課す。

3) 2002 年国土安全保障法 (Homeland Security Act of 2002)

2001 年 9 月 11 日の同時多発テロ事件をうけて国土安全保障省を新設した法であり、ビザを持たない外国人の摘発や拘留を拡大させた。

⁹ U.S. Department of Homeland and Security, “Immigration and Nationality Act” (Retrieved March 14, 2017, <https://www.uscis.gov/laws/immigration-and-nationality-act>)

¹⁰ U.S. Department of Homeland and Security, “Immigration and Nationality Act” (Retrieved March 14, 2017, <https://www.uscis.gov/laws/immigration-and-nationality-act>)

¹¹ 独立行政法人労働政策研究・研修機構, 2015, 「諸外国における外国人受け入れ制度の概要と影響をめぐる各種議論に関する調査」資料シリーズ No.153.

③ 職業能力・雇用に関する法

1) 1990年移民法 (Immigration Act of 1990)

1952年移民及び国籍法で定めた職業能力に基づく基準を、家族の呼び寄せ、職業能力、多様化プログラムの3種に拡大のうえ整備した。また、高度技能者を対象としたビザ「H1B」を新設した。

2) 1998年アメリカの競争力及び労働力改善法 (American Competitiveness and Workforce Improvement Act of 1998)

1990年移民法で新設されたH1Bビザの発給数を拡大する法。

3) 21世紀におけるアメリカの競争力法 (American Competitiveness in the 21st Century Act of 2000)

H1Bビザの発給数をさらに拡大するとともに、大学などの高等教育機関、政府の研究機関、非営利の研究機関において雇用される者については、H1Bビザの年間認可枠の対象外とした¹²。

4) 2004年H-1Bビザ改正法 (H-1B Visa Reform Act of 2004)

2004年の「連結充当法」の一部として成立。米国大学院の修士号以上取得者に限り、2万件のH1Bビザ追加枠を設定した。

5) 2009年アメリカ人労働者を雇用する法 (Employ American Workers Act)

2008年のリーマンショックを受けて施行された米国籍を持つ労働者の雇用を守る法。外国人を雇用するためにアメリカ国籍を持つ労働者を解雇することが禁じられた。また、企業がH1Bビザを持つ外国人を雇用する場合の基準を厳格化した。

④ 社会保障に関する法

1) 1996年不法移民改正及び移民責任法 (Illegal Immigration Reform and Immigrant Responsibility Act of 1996)

外国人に対する社会保障給付の制限についての規定が導入された。不法滞在状態にある外国人の社会保障給付の受領資格の喪失、高等教育機関進学への補助を受ける権利の喪失等を定めた。また、市民権または永住査証を申請中で合法的に米国に居住する外国人が社会保障給付を受けた場合、保証人が給付額を政府機関に返納する義務を負うこと、保証人は一定の生活費を援助する義務を負うことなどを規定した。

2) 1996年個人責任及び雇用機会調和法 (Personal Responsibility and Work Opportunity Reconciliation Act of 1996)

1996年不法移民改正及び移民責任法のなかで、虐待を受けた外国人は例外的に社会保障の除外を免れる規定があることを受けて修正された。

¹² 同志社アメリカ研究第51号「高度人材の受入れ政策をめぐる米国政治」
<https://doors.doshisha.ac.jp/duar/repository/ir/16916/012000510002.pdf> (最終閲覧日：2017年3月10日)

(4) 関係機関

国土安全保障省の市民権・移民サービス局 (the United States Citizenship and Immigration Service; USCIS。単に「移民局」とも言われる) が、その入国、滞在の許可を担っている。USCISは 18,000 名の職員を擁し、世界に 250 の事務所を有する¹³。また、国境管理は税関・国境保安局 (the United States Custom and Border Protection; CBP)、在留管理は移民税関エンフォースメント局 (the United States Immigration and Custom Enforcement) がそれぞれ所管している。

労働省 (Department of Labor) の外国人労働許可局 (Office of Foreign Labor Certification) は外国人労働許可 (Foreign Labor Certification) の発出を担うとともに、米国民の雇用に悪影響を与えないための賃金設定を雇用者に行わせるべく、業種ごとの賃金水準に関する情報の提供を行っている。情報の整備と提供は、労働省との契約に基づき、ユタ州が運営する外国労働許可データセンター (Foreign Labor Certification Data Center)¹⁴が実施している。

国務省 (the United States Department of State) は在外大使館や総領事館におけるビザ発給を担当する。また、移民、非移民のビザ発給数の年次数量制限の配分も国務省が所轄する。

なお、市民権・移民サービス局は移民税関エンフォースメント局および国務省と、学生交流訪問者プログラム (Students and Exchange Visitor Program¹⁵) を共管している。

(5) 外国人受入れに係る基準等

① 滞在資格ごとの許可基準

移民を中心に建国されたアメリカにおいては、1) 移民に対する永住権の付与、2) 期間を定めた就労ビザの付与の 2 本を制度設計の軸とし、加えて 3) 不法滞在状態にある外国人労働者に対する特別措置も含む 3 施策がある。

1) 移民に対する永住権の付与の条件等

以下において、家族に基づくビザ、雇用に基づくビザならびに移民多様化ビザの条件等について記す。

a. 家族に基づくビザ

家族関係移民は、米国市民ないし既に米国内に居住する米国永住者との家族関係に基づいて永住権が認められる。

- ・ 米国市民の近親者 (配偶者、21 歳以下の未婚の子女、21 歳以上の米国市民の両親) は、

¹³ United States Department of State, “Overview-Citizenship and immigration Services” (Retrieved February 8, 2017, <https://www.dhs.gov/topic/overview>)

¹⁴ Foreign Labor Certification Data Center, “Wages for the July 2016-June 2017 program year available now and effectively July 1, 2016” (Retrieved February 8, 2017, <http://www.flcdatcenter.com/>)

¹⁵ United States Department of State, “Student and Exchange Visitor Program” (Retrieved February 8, 2017, <https://www.ice.gov/sevis>)

ビザ発給数の数量制限がないため、待機なしに取得が可能となる¹⁶。

- ・ 米国市民の優先家族（21歳以上の未婚の子女、既婚の子女、21歳以上の米国市民の兄弟）は米国議会が年次で定める人数制限（以下②に詳述）があるため待機期間がある¹⁷。
- ・ 米国永住者の家族（配偶者、未婚の子女）は、米国議会が年次で定める人数制限（以下②に詳述）があるため待機期間がある¹⁸。
- ・ 家族特別枠として、「被虐待配偶者、子女及び両親」、米国市民の婚約者および帯同する子女に対する「非移民Kビザ」、外国の外交官の米国生まれの子女、2000年以前に申請した米国永住者の配偶者に対する「非移民Vビザ」および米国市民の寡婦・寡夫を対象とするものがある¹⁹。

家族呼び寄せの申請に際しては、米国内のスポンサーが財政的な資格を満たしていることが要件となり、これを満たしていない場合には他の個人にスポンサーとして義務を付託することが必要である²⁰。ただし、移民申請者本人等が社会保障受給資格を有する10か年（40四半期分）の労働を米国内で行っていればスポンサーは不要である²¹。

b. 雇用に基づくビザ

雇用に基づくビザの基準等は以下のとおりである²²。各カテゴリー（E1~E5）のなかのサブカテゴリーのいずれかに該当する場合に申請が可能となる。

E1: 卓越技能労働者	<ol style="list-style-type: none">1. 科学、芸術、教育、ビジネス、スポーツの分野において卓越した能力を有する者であること、それが、内外の高い評価、当該分野での認知などによって証明できること、米国においても継続的に同分野で能力を発揮し続けることが求められる。自ら申請可能である。2. 国際的に認知された教育、研究において少なくとも3
-------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

¹⁶ Department of Homeland Security, Green Card for an Immediate Relative of a U.S. Citizen, 2016.2.18 (Retrieved March 8, 2017,

<https://www.uscis.gov/green-card/green-card-through-family/green-card-immediate-relative-us-citizen>)

¹⁷ Department of Homeland Security, Green Card for a Family Member of a U.S. Citizen, 2016.2.18 (Retrieved March 8, 2017, <https://www.uscis.gov/green-card/green-card-through-family/green-card-family-member-us-citizen>)

¹⁸ Department of Homeland Security, Green Card for a Family Member of a permanent Resident, 2016.2.18 (Retrieved March 8, 2017,

<https://www.uscis.gov/green-card/green-card-through-family/green-card-family-member-permanent-resident>)

¹⁹ Department of Homeland Security, Green Card through Special Categories of Family, 2011.3.29 (Retrieved March 8, 2017,

<https://www.uscis.gov/green-card/green-card-through-family/green-card-family-member-permanent-resident>)

²⁰ US CIS “How do I help my relative become a U.S. Permanent resident?” (M-561B) October 2013 (Retrieved March 8, 2017, <https://www.uscis.gov/sites/default/files/USCIS/Resources/B1en.pdf>)

²¹ Instructions for Affidavit of Support Under Section 213A of the INA, Department of Homeland Security, U.S. Citizenship and Immigration Services (Retrieved March 8, 2017, <https://www.uscis.gov/i-864>).

²² Department of State, Bureau of Consular Affairs (Retrieved March 8, 2017, <https://travel.state.gov/content/visas/en/immigrate/employment.html#first>)

	<p>年以上の経験を有すること、大学または研究機関において無期雇用が保証されていなければならない、雇用主が申請する必要がある。</p> <p>3. 直近 3 年間のうち少なくとも 1 年米国企業の支社等に供されていた多国籍企業のマネージャーまたは上級社員であり、経営・上級職の応力を有する。雇用主が申請する必要がある。</p>
E2: 知的労働者	<p>1. 学士（大学卒業学位）を有し、最低 5 年の職歴を有する</p> <p>2. 科学、芸術またはビジネスの分野において突出した能力（通常は見られない能力）を有する</p> <p>いずれの場合にも、労働省による外国人労働許可を有していなくてはならず、雇用が申請を行わなければならない。</p>
E3: 熟練労働者、専門職および非熟練労働者	<p>1. 少なくとも 2 年以上の職業経験（短期や季節労働を除く）を持つ熟練労働者</p> <p>2. 少なくとも米国における学士（大学卒業学位）または同等の海外の資格を必要とする専門職</p> <p>3. 米国内では確保できない職種において 2 年未満の職業経験（短期や季節労働を除く）を持つ非熟練労働者</p> <p>いずれの場合にも、労働省による外国人労働許可を有していなくてはならず、雇用が申請を行わなければならない。</p>
E4: 特別移民	<p>国際報道関係者、宗教関係者、海外の米国政府機関勤務経験者等、19 のサブカテゴリーがある。</p>
E5: 投資家 ²³	<p>米国に 100 万米ドル、あるいは、高失業率または郊外地域に 50 万米ドルを投資し、2 年以内に少なくとも 10 名の新規雇用を創出しなくてはならない。</p>

(出所) U.S. Department of State – Bureau of Consular Affairs, U.S. Visas, Immigrate (Retrieved on March 1, 2017, <https://travel.state.gov/content/visas/en/immigrate.html>)

c. 移民多様化ビザ (Diversity Immigrant Visa Program)

国務省が運営する移民多様化ビザプログラムに基づき、米国の移民の比率が少ない国の出身者に対して年間 5 万人を上限に発給される。申請するためには、①国務省が運営する多様化ビザの抽選に当選し、②永住申請またはステータスの調整に関する Form I-485 の即時提出の準備が整っており、③米国入国が許可されることが証明できなくてはならない²⁴。

²³ US. VISAS, Immigrant Investor Visas, (Retrieved March 8, 2017, <https://travel.state.gov/content/visas/en/immigrate/Immigrant-Investor-Visas.html>)

²⁴ Department of Homeland Security, Green Card Through the Diversity Immigrant Visa Program (Retrieved March 8, 2017, <https://www.uscis.gov/green-card/other-ways-get-green-card/green-card-through-diversity-immigration-visa-program/green-card-through-diversity-immigrant-visa-program>)

2) 非移民によるビザ取得に関する要件等

主な非移民ビザの基準等は次のとおりである。

区分とビザの名称	用途・主要な条件等
商用 (B-1 ビザ)	<p>商用で短期に米国へ出張する際に利用される。</p> <p>申請の主要な条件は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出張者は日本国内の企業に雇用され、給与も当該企業から支払われている。 ・ 米国滞在中は、就労行為・生産的な行為に従事しない。 ・ 出張は、あくまでも日本国内の企業の業務であり、在米企業の利益となるものではない。 ・ 業務終了後は、速やかに米国を出国する意思がある。 ・ 設立した米国の企業で、B-1 ビザのまま就業できない。 <p>入国時に許可される滞在期間は1～6カ月だが、必要書類を市民権・移民サービス局に提出し許可された場合、その後6カ月まで延長することが可能。1回の渡米で滞在が許可される期間は最大で1年。</p> <p>米国在留期限の延長を希望する場合は、米国に滞在しながら米国移民局へ理由を説明し、延長を要請することができる。延長期間は半年で申請するケースが多い。申請者の希望で半年以上の延長を申請することもできるが、延長希望期間が長くなるほど、その理由を正当化する必要が生じ、延長が難しくなる。</p>
貿易駐在員、投資駐在員 (E-1 ビザ、E-2 ビザ)	<p>日米通商航海条約に基づくビザ。</p> <p>E-1 ビザは、貿易に従事する日本法人の在米支店、あるいは50%以上を日本側が有する米国子会社の駐在員が発給対象(貿易駐在員ビザ)。米国の受入れ先が日本と相当量の貿易(その取引高の50%超が日米間の貿易)を継続的に行っていることを条件とする(1度の取引のみでは、多額であってもビザ申請には不十分)。また、対日貿易が米国法人の対外貿易の50%超という条件は、米国の法人が事業を行っていく限り維持する必要がある。日本以外との貿易が増え、対外貿易に占める対日比率が50%を下回った場合、E-1 ビザは無効となる。</p> <p>米国の拠点が支店の場合、日本の親会社も含めた対米貿易比率が全世界の50%以上である必要がある。ただし、支店の形態での業務に会社法で制限を強いる州が多いため、支店を設置する州の</p>

	<p>会社法に基づき 50%以上の貿易を継続できるか検討が必要。</p> <p>E ビザ資格を会社がひとたび取得したとしても、その会社が 5 年間のうちに E ビザを 1 回も申請しなかった場合、E ビザ資格が取り消され、改めて申請し直さなければならない。</p> <p>申請者の国にある米国大使館または領事館に発給するか否かの裁量権が与えられている。</p>
<p>高度な専門知識が必要な分野の特殊技能職 (H-1B ビザ)</p>	<p>専門的な技能・知識を有する個人が発給対象。政府間の研究開発や国防省による共同生産プロジェクトに参画する人もこのビザの対象。ビザの有効期間は当初 3 年で、最長 6 年延長可能。採用活動をした結果、米国人有資格者が見つからなかったために外国人を雇うことを認める、という趣旨で発給されるビザ。スポンサー企業は、H-1B ビザの外国人を雇うことで米国人従業員を解雇しないことを証明する義務がある。</p> <p>H-1B ビザの有効期間は 3 年だが、一般的には 6 年まで延長可能。ただし、ビザが失効する 365 日以前に永住権 (グリーンカード) の取得申請を提出していれば、永住権申請の結果が出るまで、1 年ごとの延長申請が認められている。</p>

(出所) JETRO 「【米国】外国人就業規制・在留許可、現地人の雇用」

https://www.jetro.go.jp/world/n_america/us/invest_05.html (最終閲覧日：2017 年 3 月 8 日)

② 労働市場テスト、受入れ人数枠、ローテーション制度、転職の制限、外国人の滞在状況の管理・報告制度 (受入れ後の状況に変更等が生じた際の把握方法を含む。) 等の有無及び詳細

1) 労働市場テスト²⁵

米国における非移民ビザの発給にあたっては、就労目的の外国人受入れにあたり、国内で労働力が不足しているかを確認する労働市場テストの実施を必要とするものが多い。外国人労働の雇用にあたり、事前に国内での求人活動の義務付け、外国人労働者の労働条件や賃金の最低基準が国内水準以上となるよう規制を行う²⁶。

たとえば、H-2Aビザ (一時就労者 - 季節的農業)、H-2Bビザ (一時就労者 - 非農業) には労働市場テストが義務付けられており、外国人労働者を雇用する者は、「連邦労働省に対して国内では必要とする労働力がまかなえないことを証明するため、国内労働者に対し求

²⁵ Visa Availability and Priority Dates, (Retrieved March 8, 2017,

<https://www.uscis.gov/green-card/green-card-processes-and-procedures/visa-availability-and-priority-dates#Availability>)

²⁶ 井樋三枝子, 2007, 「米国における就労目的の外国人の受入れと規制」外国の立法 231, 国立国会図書館調査及び立法考査局.

人活動を行い、州の労働局と協力にして地元や国内で採用に努める²⁷⁾ こととなっている。さらに、雇用者は外国人労働者に対して一定の賃金を支払うことなども義務付けられている。

2) 受入れ人数枠²⁸⁾

移民ビザに関し、米国市民の配偶者、21歳以下の未婚の子女、21歳以上の米国市民の親、米国市民の死後2年以内に申請した寡夫・寡婦についての人数枠はないが、それ以外の家族については人数制限があり、年間22万6,000人を国務省が配分する。

また、職業に基づくビザについては年間14万人を国務省が配分する（ただし、前年に人数枠を使い切らなかった場合に翌年への持ち越しあり）。このうち、H-1Bビザは1年間で修士以上の学位を持つ2万人に対して優先的に付与され、それ以外については65,000人に対する付与となる²⁹⁾。

人数枠を超えた申込みがある場合には、待ち行列にて待機することとなる。

また、上記①で述べたとおり、移民多様化ビザプログラム (Diversity Immigrant Visa Program) において移民率の低い国の人たちに重点的に権利を割当て、コンピュータによる抽選にて年間5万件的移民ビザを発給している。

非移民ビザに関しても、数量割当制をとるものが多い。「政策的観点、労使間の意見対立を調整する観点から³⁰⁾」特定のビザに関して発給件数の上限を法律で定めている。

③ 永住・帰化の可否及び基準

移民ビザのうち、雇用に基づくビザは、移民国籍法の規定の下、毎会計年度約14万件が資格を満たす申請者に対し発給される。

資格取得にあたっては、まず、スポンサーとなる雇用主が請願書を提出し、米国内でその仕事ができる労働者がいないこと、申請者が必要な訓練と経験を有していることを証明しなければならない。

(6) 審査手続

審査手続きは、移民ビザ、非移民ビザとも区分によってそれぞれ異なる。国務省が公表する手続き³¹⁾は次のとおりである。

²⁷⁾ 井樋三枝子, 2006.5, 「9・11同時多発テロ事件以後の米国におけるテロリズム対策」外国の立法 228, 国立国会図書館調査及び立法考査局。

²⁸⁾ Visa Availability and Priority Dates, Retrieved (March 8, 2017, <https://www.uscis.gov/green-card/green-card-processes-and-procedures/visa-availability-and-priority-dates#Availability>)

²⁹⁾ USCIS Will Accept H-1B Petitions for Fiscal Year 2017 Beginning April 1, 2016 (Retrieved March 8, 2017, <https://www.uscis.gov/news/news-releases/uscis-will-accept-h-1b-petitions-fiscal-year-2017-beginning-april-1-2016>)

³⁰⁾ 井樋三枝子, 2007, 「米国における就労目的の外国人の受入れと規制」外国の立法 231, 国立国会図書館調査及び立法考査局。

³¹⁾ U.S. Department of States, The Immigrant Visa Process (Retrieved March 7, 2017, <https://travel.state.gov/content/visas/en/immigrate/immigrant-process.html>)

① 移民ビザ

米国に永住を希望する市民は、移民ビザを取得する必要がある。移民ビザの取得手続きは、第一ステップとして市民権・移民サービス局に移民ビザの請願書 (Petition) を提出し、受理されたら、第二ステップとしてナショナルビザセンター (National Visa Center; NVC) にビザ申請を行う、という二段階の流れになっている。

移民ビザを申請するには、通常、米国市民の親族、米国永住権保有者または将来の雇用主がスポンサーとなること必要である。スポンサーは申請者の代理として市民権・移民サービス局に対し移民ビザ請願書を提出する。請願者が、国内に市民権・移民サービス局事務所を開設していない国 (たとえば日本) に居住している場合は、米国シカゴにある市民権・移民サービス局事務所に郵送で提出する。

以下に移民ビザのうち、家族に基づくビザおよび雇用に基づくビザの手続きを示す。

1) 家族に基づくビザ：³²³³

家族に基づく移民ビザの種類は、大別して米国市民の最近親者と米国市民や米国永住者の優先家族の二種類がある。米国市民の最近親者については発行数の年間割当制限はないが、米国市民や永住者の優先家族については、発行数の年間割当がある。このため、後者については、ビザ申請から発行までの待機期間が発生する。待機期間は優先登録日 (Priority date) によって管理されており、家族に基づくビザの場合、移民帰化局への移民ビザ請願書 I-130 提出日が優先登録日となる。優先登録日は国務省サイト上の Visa Bulletin で確認できる。

優先登録日以前に提出された請願書については、第二ステップであるビザ申請手続きを開始することができる。市民権・移民サービス局によって請願書が許可されると、当該事案はナショナルビザセンターに転送され、申請者及び請願者に対して手続きに関する指示が送付される。

インストラクションに従い必要なフォーム・書類の提出、申請料金の支払いを済ませると、ナショナルビザセンターの書類審査を経て、大使館・領事館での面接日が設定される。必要な健康診断や予防接種は、面接の前に受けておかなければならない。

面接終了後、領事が申請の許可または却下を決定・報告する。追加手続きが必要な場合は、その旨説明がある。申請が却下された場合、その判断理由が説明されるとともに、不適格と判断された項目に対して免除申請が可能か否かアドバイスを受ける。

ビザ申請が許可された後、移民ビザとパスポートが返却される。移民ビザ受領後、米国入国前に Immigrant fee (IR-3、IH-3、IR-4、IH-4 については不要) を市民権・移民サービス

³² 野口法律事務所、「家族ベースの永住権申請」<http://noguchilaw.com/immigration/family.html> (最終閲覧日：2017年3月7日取得)

³³ 在日米国大使館・領事館、「家族に基づく移民ビザ」<https://jp.usembassy.gov/ja/visas-ja/immigrant-visas-ja/family-immigration-ja/> (最終閲覧日：2017年3月7日)

局に対して支払わねばならない (I)。米国永住許可を取得すると、Permanent Resident Card, Form I-551 (グリーンカード) が郵送される。

2) 雇用に基づくビザ^{34,35}

雇用に基づくビザは、(5) ① 1) b.に示したとおり、E1：卓越技能労働者、E2：知的労働者、E3：専門職、熟練・非熟練労働者、E4：特別移民、E5：投資家の5種類に分類される。雇用に基づく移民に帯同する、または後から渡米する配偶者や特定の子女もビザ申請が可能である。

雇用に基づくビザを申請する前に、申請者の将来の雇用主または申請代行者は、労働省から労働認定許可を受け、その後市民権・移民サービス局に移民ビザ請願書 I-140 を提出する。(E4：特別移民については、一部例外を除き請願書 I-360)。労働認定証は、E1：卓越技能労働者及び E4：特別移民については不要であるほか、E2：知的労働者も免除が認められる場合がある。

移民ビザ請願書の提出は、スポンサーになる雇用主が行い、申請者が必要な訓練と経験を有していることを証明する必要がある(例外として、E1：卓越技能労働者は、自ら請願書を提出できる)。雇用に基づくビザの場合、労働相が労働認定証申請を受理した日、または、市民権・移民サービス局が雇用に基づく移民ビザ請願書 I-140 を受理した日が Priority date となる。その後の基本的な手続きの流れは、家族に基づくビザと同様である。

② 非移民ビザ

非移民ビザの審査手続もビザの種類によって異なる。以下において、1)一時就労ビザ、2)訪問ビザ(商用、観光および訪問等)、3)貿易および投資駐在員ビザ、4)交流訪問ビザについて、それぞれ手続を以下に示す。

1) 一時就労ビザ³⁶

一時就労ビザの対象者には、高度な専門知識が必要な分野の特殊技能職 (H-1B) ビザ、一時就労者—季節的農業 (H-2A)、一時就労—非農業 (H-2B)、研修・専門教育 (H-3)、企業内転勤者 (L)、卓越した能力又は成果を有する外国人 (O)、スポーツ選手・芸術家・芸能人 (P-1/P-2/P-3)、交流訪問者—国際文化交流 (Q-1) が含まれる。ビザ取得に際しては、労働証明や申請許可の取得を行ったうえ、申請を行う。

³⁴ 琴河・五十畑法律事務所, 「Immigration A to Z」

http://www.kandilawyers.com/jp/immigration_green_card_prioritydate.html (最終閲覧日: 2017年3月7日)

³⁵ 在日米国大使館・領事館, 「雇用に基づく移民ビザ」

<https://jp.usembassy.gov/ja/visas-ja/immigrant-visas-ja/employment-ja/> (最終閲覧日: 2017年3月7日)

³⁶ U.S. Department of State, “Temporary Worker Visas” (Retrieved March 7, 2017,

<https://travel.state.gov/content/visas/en/employment/temporary.html>)

a. 労働証明

一時就労ビザの種類によっては、市民権・移民サービス局に **Petition for a Nonimmigrant Worker, Form I-129** を申請する前に、雇用主が就労希望者の代理として労働省より外国人労働許可またはそれに類する許可を取得しなければならない。よって雇用主は、市民権・移民サービス局ウェブサイト上の **Instructions for Form I-129** で、その必要性の有無を確認することが求められる。

b. 申請許可

一部の職業に関しては、一時就労ビザの年間発行数制限があるため、非雇用者が米国大使館又は領事館に一時就労ビザを申請する前に、雇用主が就労希望者の代理として市民権・移民サービス局に **Petition for a Nonimmigrant Worker, Form I-129** を申請し、許可を受ける必要がある。**Petition** が許可されたら、市民権・移民サービス局は雇用主に **Notice of Action, Form I-797** を送付する。

c. 申請方法

市民権・移民サービス局による許可後、ビザを申請できる。ビザ取得手順は申請先によって異なるため、申請先の大使館又は領事館のウェブサイトを確認することを求めている。

例えば、日本においてビザ申請を行う場合には、在日米国大使館が示す手続きにしたがうこととなるが、これによれば基本的な流れは、①申請するビザの区分の確認、②申請書類の準備、③**DS-160** オンライン申請書の作成する、④オンラインでのプロフィール作成を行、⑤ビザ申請料金（学生・交流訪問者ビザはこれに加えて **SEVIS** 料金）支払い、⑥面接予約、⑦面接を受ける、⑧郵送によるパスポート返却、となる。ただし、郵送申請条件に該当する申請者又は外交、公用又は交流訪問者ビザ申請者の一部（**DS-2019** に記載されたプログラムが **G-1**、**G-2**、**G-3** 又は **G-7** から始まる場合）は手続きが異なるとしている。

d. オンライン申請

Online Nonimmigrant Visa Application, Form DS-160 : オンラインビザ申請フォームに記入のうえ、オンラインザ申請の確認ページを印刷して面接時に携行する。

e. 面接申し込み

13歳以下及び80歳以上は原則面接不要だが、領事館員の裁量によって年齢に関わらず面接をすることもできる。14～79才は面接が必要だが、更新の場合は例外あり。

就労希望者は、通常その居住地にある米国大使館・領事館にて面接を受ける（希望すればどこの米国大使館・領事館でも良いが、利便性を考慮すると居住地が望ましい）。

f. 費用

- ・ ビザの申請及び発行には費用がかかる場合がある。面接前にビザ申請費用の支払いが必要であれば支払う（返却不可）。また、国籍によっては、ビザの発行に別途費用がかかる場合がある。詳細な情報は申請先大使館・領事館で確認する。
- ・ **L visa**（駐在員ビザ）は、詐欺防止費用（**Fraud Prevention and Detection Fee**）を支払わねばならない。さらに国境安全法費用（**Border Security Act Fee**）の支払いを求められる可

能性がある。

g. 面接に必要な書類

- ・ パスポート：米国渡航が有効なもの。(有効期限最低 6 カ月)
- ・ Nonimmigrant Visa Application, Form DS-160 の確認ページ
- ・ 申請費用の支払い証明書 (該当者のみ)
- ・ 写真：DS-160 オンラインフォーム上でアップロードする。アップロードできなかった場合はフォーマットにあわせたプリントを携行。
- ・ 受付番号：Petition for a Nonimmigrant Worker, Form I-129 又は Notice of Action, Form I-797 に記載。
- ・ L visa applicants：L blanket petition に該当する者は、Form I-129S, Nonimmigrant Petition Based on Blanket L Petition を携行する。

h. 法的権利と保護

H-1B、H-2A、H-2B ビザ申請者は、「法的権利と保護」パンフレットで米国における権利と保護について学んだ上でビザ申請することが望ましい。

i. 追加書類

申請先によって追加的な必要書類が求められる場合がある。H-1B 及び L 以外のビザを申請する際は、通常、就労後自国に戻る意志を裏付ける要素が必要となる。具体例としては、本国に残してある家、家族、経済的地位や長期プランなどがあげられる。

j. 面接

- ・ 面接によりビザ発行の可否が決定される。
- ・ 通常、面接時にデジタルスキャンによる指紋の採取が行われる。
- ・ 面接後、追加的な行政手続きが求められる場合がある。
- ・ ビザ発行が許可された後、該当する国籍の者は発行費用を支払う。発行されたビザとパスポートの受け取り手順についての説明を受ける。

k. 入国：

ビザを保有する場合においても入国が保証されるものではなく、国土安全保障省税関国境保安局 (CBP) による許可が必要である。

入国許可後、CBP 職員より入国印又は paper From I-94, Arrival/Departure Record を受ける。

l. 滞在期間の延長

市民権・移民サービス局への延長申請が許可されない限り、滞在期間の延長は認められない。

期間内に出国しない場合は、不法滞在となり、当該渡航者のビザは即無効となる (Section 222(g) of the Immigration and Nationality Act) Multiple-entry visa を保有していた場合も、完全失効となる。期間内に出国しなかった場合は、新規のビザ取得が許可されなくなる可能性もある。

m. ステータスの変更

市民権・移民サービス局に非移民ビザのステータス変更を申請することができる。ビザ有効期限以内の申請であれば、新規ビザの取得は不要である。

n. その他

- ・ 申請許可が出てもビザが発行される保証はないことに注意（他のビザ区分についても同様）。
- ・ 文化交流ビザ以外の申請者は、配偶者や子女を帯同するために同じ種類のビザを申請できる。
- ・ パスポートの期限が切れている場合も、ビザの期限が有効である限りビザは有効である（他のビザ区分についても同様）

以下においては、上記「1) 一時就労ビザ」との相違点を中心に記述する。

2) 訪問ビザ³⁷

訪問ビザは、ビジネス（B-1）、観光（B-2）又はその両方（B-1/B-2）を目的として米国に一時滞在する者に対して発行される非移民ビザである。

手続きの初動となる申請方法および面接申し込み、ならびに費用は上記1)と同様である。

a. 必要書類

パスポート、Nonimmigrant Visa Application, Form DS-160 の確認ページ、申請費用の支払い証明書、写真、追加資料、面談、入国、滞在期間の延長、ステータスの変更については 1)と同様。

b. その他：

当該ビザの渡航者は米国内で就労してはならない。

3) 貿易及び投資駐在員ビザ

貿易及び投資駐在員ビザは、米国と条約国との間で実質的且つ継続的貿易活動を行う（E-1）、もしくは相当額の投資をした会社の運営を指揮し、事業を発展させる（E-2）目的で渡米する場合に申請できる。申請者は、米国と通商航海条約を締結している国の国民であることが求められる。

オンラインの申請方法、面談申込みおよび費用については 1)就労ビザと同様。

a. 必要書類

パスポート、Nonimmigrant Visa Application, Form DS-160 の確認ページ、申請費用の支払い証明書、写真（一時就労ビザと同様）に加え、移民協定貿易者・投資家申請フォーム（Nonimmigrant Treaty Trader/Treaty Investor Application, Form DS-156E、ただし、全ての E-1 申請者及び、E-2 ビザ申請者のうち Executive/ Manager/ Essential Employee に該当する者）が必要。

³⁷ U.S. Department of State, “Visitor Visa” (Retrieved March 7, 2017, <https://travel.state.gov/content/visas/en/visit/visitor.html>)

また、貿易及び投資駐在員ビザに関しては、申請者の所属する企業が法的条件や規定に合致していることが必要である。申請者の状況に応じて求められる書類は異なるため、より詳細な情報は9 Foreign Affairs Manual 402.9 Treaty Trader and Treaty Investor を参照する必要がある。

4) 交流訪問ビザ

交流訪問者ビザとは、教育、芸術、科学等の分野における人材、知識、技術の交流を促進するためのビザであり、交流プログラム参加目的で渡米する各種分野の研修生、研究者、教育者等を対象とする。

交流訪問者はビザ免除プログラムや商用・観光ビザ(B-1/B2)で渡米することはできない。交流訪問者ビザ(J-1)を申請する場合、事前に所定の要件を満たす組織が運営する交流プログラムへの参加許可を取得しなければならない。参加許可を取得すると Student and Exchange Visitor Information System (SEVIS) に登録され、SEVIS I-901 料金の支払いが通常必要となる。

申請方法、面接申し込みおよび費用については他のビザと同様

a. 注意事項

米国政府出資による交流訪問者ビザの申請者及びその扶養家族のうち、以下に該当する者はビザ申請及び発行費用を支払う必要がない。①国務省職員、②米国国際開発庁 (USAID) 職員、③Form DS-2019, Certificate of Eligibility for Exchange Visitors Status に記載された番号が G-1、G-2、G-3、G-7 から始まる連邦政府資金による教育・文化プログラムに参加する者。

b. 必要書類

パスポート、Nonimmigrant Visa Application, Form DS-160 の確認ページ、申請費用の支払い証明書、写真は一時就労ビザと同様。これに加え、交換訪問者証明書 (Certificate of Eligibility for Exchange Visitors Status, Form DS-2019) および研修インターンシップ配置計画 (Training/Internship Placement Plan, Form DS-7002) が必要。

c. 法的権利と保護

「法的権利と保護」パンフレットで米国における権利と保護について学んだ上でビザ申請することが望ましい。

d. 追加書類

申請先によって追加的な書類が求められる場合がある。たとえば、渡米目的、滞在後米国を出国する意志、渡航・滞在費用支払い能力を裏付ける書類等が求められる可能性がある。

e. 面接

- ・面接によりビザ発行の可否が決定される。
- ・通常、面接時にデジタルスキャンによる指紋の採取が行われる。
- ・面接後、追加的な行政手続きが求められる場合がある。
- ・ビザ発行が許可された後、発行されたビザとパスポートの受け取り手順についての説明

を受ける。

f. 2年間居住規定

交流訪問者が以下の分類に属する場合は、移民・国籍法第 212(e)条に基づき 2 年間居住規定の対象となり、交流プログラム修了後、自国に戻り最低二年間居住することが求められる。①政府出資による交流プログラムに参加する場合、②医学の研究・研修プログラムに参加する場合、③交流プログラムで携わった専門知識・技能が必要と指定されている国の国民又は永住者である場合。専門知識・技能の詳細は Exchange Visitor Skills List 2009 に定められている。

最低 2 年間の居住を経ずに以下のことは認められない。①ステータスの変更（非移民ビザの種類の変更）、②非移民ビザから永住権への変更、③移民ビザ、一時就労ビザ、婚約者ビザ、企業内転勤ビザの発行。

2 年間居住規定に従えない場合は、免除のための申請ができる。

g. 入国

ビザがあっても入国を保証するものではなく、国土安全保障省税関・国境保安局による許可が必要である。入国許可後、CBP 職員より入国印又は paper From I-94, Arrival/Departure Record を受ける。

h. 追加事項

交流訪問者ビザ保持者は、プログラム修了後、30 日間の米国滞在が認められる。

i. 滞在期間の延長

滞在期間を延長したい場合、所定の手続きに従って交流プログラムの延長申請を行うことができる。

期間内に出国しない場合は不法滞在となり、渡航者のビザは即無効となる数次ビザを保有していた場合も、完全失効となる。期間内に出国しなかった場合は、新規のビザ取得が許可されなくなる可能性もある。

j. ステータスの変更

市民権・移民サービス局に非移民ビザのステータス変更を申請することができる。ビザ有効期限以内の申請であれば、新規ビザの取得は不要。

k. その他

家族の帯同が認められているプログラムの場合は、配偶者や 21 歳未満の子女について J-2 ビザを申請できる。未成年の子女は、J-2 ビザがあれば就学可能である。

③ 手続きの電子化

入国・滞在に係る審査手続きに関連し、インターネット上でのビザ審査状況確認や、オンライン申請等、手続きの一電子化が進められている。電子化されている例は次のとおり。

1) Kビザ及びオンライン非移民ビザ申請³⁸

DS-160 オンライン非移民ビザ申請フォームは、移民ビザである K ビザ（婚約者）及び一時渡航者を対象とする。DS-160 フォームはインターネットを通じて Department of State ウェブサイトに送信される。領事館職員は申請フォーム上の情報と面接を総合して非移民ビザ発行の可否を決定する。

K ビザを含む全ての非移民ビザの申請について、申請者は上記フォームの提出が必要となる（2013年10月7日以前に申請された K ビザ手続きに関する例外事項については FAQ を参照）。Consular Electronic Application Center Website からオンライン DS-160 にアクセス可能である。また、オンラインフォーム提出後には、①DS-160 バーコードページの印刷・保管、②面接申し込み、③ビザ申請費用の支払いを行わなければならない。

ビザステイタスチェック

国務省がインターネット上で提供するシステムであり、ビザ申請番号（DS-160 確認ページのバーコードの下に記載）や申請地名を入力することによって、審査状況について確認することができる。

申請後 1 年以内の非移民ビザの審査状況は、Application receipt pending（申請未受理）、Ready（申請受理）、Administrative Processing（発行手続き中）、Issued（発行済み）、Refused（申請却下）の 5 段階で表示される³⁹。

³⁸ U.S. Department of State, “DS-160: Online Nonimmigrant Visa Application” (Retrieved March 7, 2017, <https://travel.state.gov/content/visas/en/forms/ds-160--online-nonimmigrant-visa-application.html>)

³⁹ 在日米国大使館・領事館, 「オンラインビザ審査状況確認」
<https://jp.usembassy.gov/ja/visas-ja/nonimmigrant-visas-ja/visa-status-check-ja/>（最終閲覧日：2017年3月7日）

図表 4-11 国務省 ビザステータスチェック画面
移民ビザ用

The screenshot shows the 'U.S. DEPARTMENT of STATE CONSULAR ELECTRONIC APPLICATION CENTER' header. Below the header, there are navigation tabs for 'BACK' and 'VISA STATUS CHECK'. The main heading is 'Visa Status Check'. A welcome message reads: 'Welcome! On this website, you can check your U.S. visa application status.' The form includes a dropdown menu for 'Visa Application Type' set to 'IMMIGRANT VISA (IV)'. Below this is a text input field for 'Immigrant Visa Case Number' with the example '(e.g., MTL1999626025)'. A CAPTCHA image shows the code 'RUGR18'. There is a 'Submit' button at the bottom. At the very bottom, a disclaimer states: 'This site is managed by the Bureau of Consular Affairs, U.S. Department of State. External links to other Internet sites should not be construed as an endorsement of the views contained therein. Copyright Information Disclaimers'.

非移民ビザ用

The screenshot shows the same header and navigation as the previous image. The main heading is 'Visa Status Check'. A welcome message reads: 'Welcome! On this website, you can check your U.S. visa application status.' The form includes a dropdown menu for 'Visa Application Type' set to 'NONIMMIGRANT VISA (NIV)'. Below this is a dropdown menu for 'Select a location' set to '- SELECT ONE -'. Next is a text input field for 'Application ID or Case Number' with the example '(e.g., AA0020AKAX or 2012118 345 0001)'. A CAPTCHA image shows the code 'VMHS'. There is a 'Submit' button at the bottom. At the very bottom, a disclaimer states: 'This site is managed by the Bureau of Consular Affairs, U.S. Department of State. External links to other Internet sites should not be construed as an endorsement of the views contained therein. Copyright Information Disclaimers Paperwork Reduction Act'.

(資料) 国務省ホームページ : Visa Status Check
(<https://ceac.state.gov/CEACStatTracker/Status.aspx?>) (最終閲覧日 : 2017年2月8日)

2) E-Verify システム

市民権・移民サービス局が運営するインターネット上のシステム。米国内の雇用主が提出する外国人労働者の申請文書Form I-9（従業員就労資格確認書）と、国土安全保障省と社会保障庁が当該労働者の雇用資格を確認する記録とを比較する。現在、全米 60 万の雇用主が 190 万の雇用現場で用いており、毎週 1,400 社が新たに登録しているという⁴⁰。

登録に際しては、まずは E-Verify に関する覚書への署名が必要である。また、マニュアルや解説ビデオ等が提供されている。

図表 4-12 E-Verify の登録画面

E-Verify Employment Eligibility Verification

E-Verify Enrollment: Start Here

Welcome aboard! We know you're looking forward to getting started, but before you do, please read this page. We've kept it short and simple, but we need to tell you some important information before you enroll.

Step 1: Read This Before You Enroll in E-Verify

Before you can start using E-Verify, you need to enroll your company or organization in the program. The term "company" means any business, non-profit organization or government agency, whether it's a small family-owned pizza shop or a multinational corporation. When you enroll your company, you need to tell us some basic information and agree to follow the rules of our program. You'll enroll your company just once and after you do, you can register yourself and others to actually use the system.

If your company is already enrolled in E-Verify and you just need to register yourself as a user, you shouldn't enroll here. Just ask your company's E-Verify program administrator to add you as a user to your company's account. Also, before you continue, you'll want to check with others within your company to be sure your company isn't already enrolled in the program.

Step 2: Choose Your E-Verify Access Method

We offer several ways to access E-Verify and your answers to the questions below will help us determine the right access method for your company. Read carefully because errors here can delay us from approving your company's enrollment in E-Verify. Each access method includes an explanation and a question for you to answer. You must answer all four questions and then click on the "Next" button at the bottom of this page to begin the enrollment process.

1. **"My company plans to use E-Verify to verify our employees."**

Employer access allows you to use E-Verify to verify the employment eligibility of your company's employees. If your company has multiple locations, this type of access also allows you to choose to use E-Verify for some or all of your locations (which you can add and remove as needed). **In nearly all cases, no matter how big or small your organization is, you'll want to choose this method for using E-Verify.** [More information...](#)

If this describes your organization, answer YES to question #1 below. If none of the other three statements below applies to your company, also answer NO to the other three questions.

Question 1: Does your company need to verify its employees? Yes No

2. **"My company plans to use E-Verify on behalf of our clients to verify their employees."**

E-Verify employer agents, formerly called "designated agents," use E-Verify to verify the employment eligibility of their

(資料) 国土安全保障省ホームページ : E-Verify Enrollment
(<https://e-verify.uscis.gov/enroll/StartPage.aspx?JS=YES>) (最終閲覧日 : 2017 年 2 月 8 日)

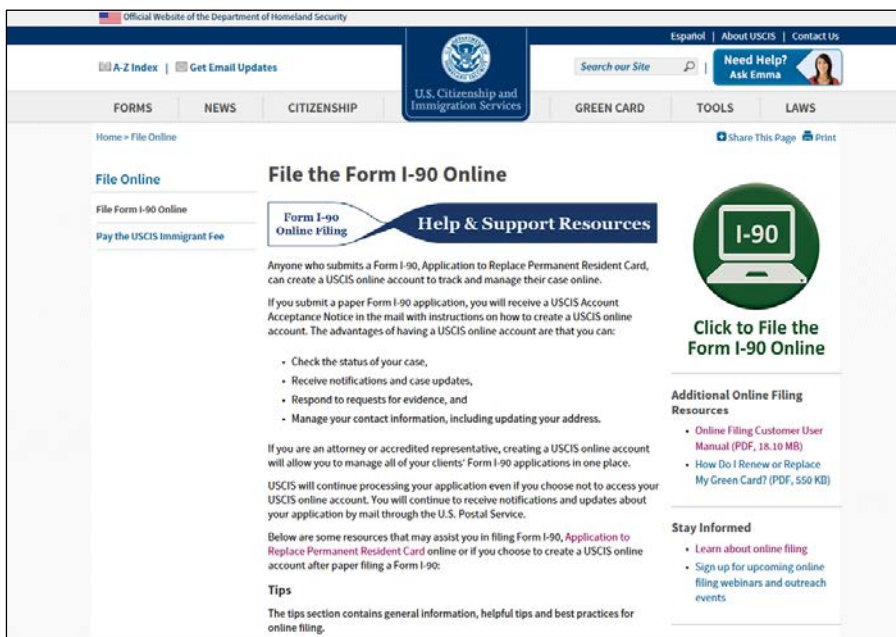
3) Form I-90 等のオンライン申請

市民権・移民サービス局は、永住権カードの更新申請 (Form I-90) や移民申請費 (USCIS Immigrant Fee) の支払い等をオンライン上で登録・実施することができる。同システムの運

⁴⁰ U.S. Department of Homeland Security, U.S. Citizenship and Immigration Services, "What is E-Verify?" (Retrieved February 8, 2017, <https://www.uscis.gov/e-verify/what-e-verify>)

用は 2014 年末より開始されており、段階的にサービス対象を広げている。現在では、Form I-90、Form G-28（入国証明）の申請、移民申請費の支払い、I-131A（渡航申請書）の支払い、Form I-821DとForm I-765（過去の入国と労働許可証）の関連付け、ニカラグア暫定保護ステータスに関する関連付け等を行うことができる。⁴¹

図表 4-13 Form I-90 の説明画面



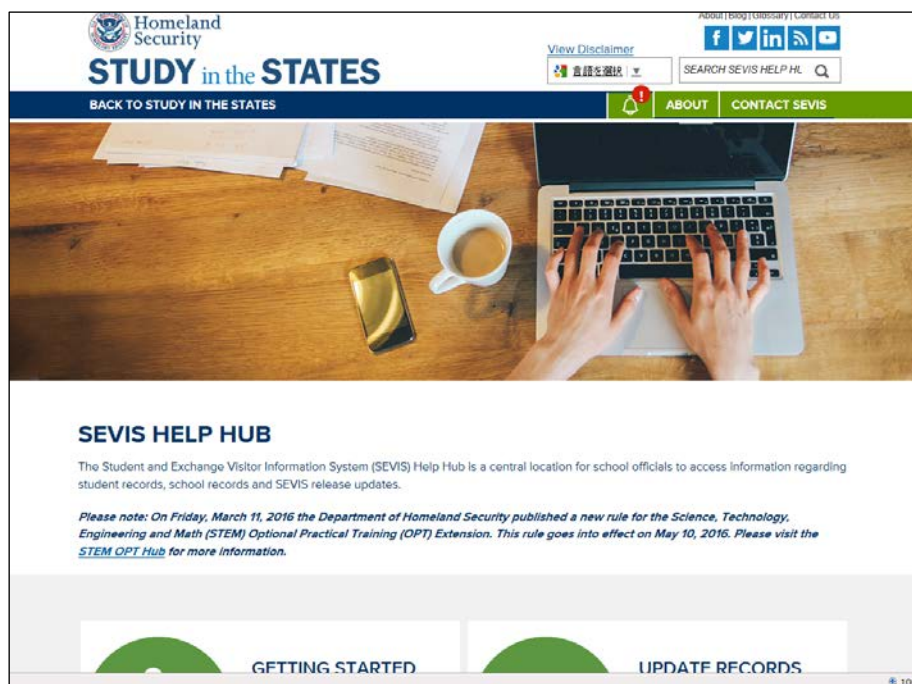
(資料) 国土安全保障省ホームページ：File the Form I-90 Online
<https://www.uscis.gov/file-online/file-form-i-90-online> (最終閲覧日：2017年3月8日)

4) 学生交換訪問者情報システム (SEVIS (セビス))

市民権・移民サービス局が運営するインターネット上のシステム。アメリカで就学するために必要となるアメリカの学校が発行する入学許可証を取得するため、留学生は個人情報 を SEVIS に入力し、学校と市民権・移民サービス局、その他の特別に許可された連邦機関が情報を確認することができる。費用の支払いもクレジットカードを用いて SEVIS 上でインターネットにより支払い、領収書を得る。大使館等でのビザ申請の際に、当該領収書を持参する。

⁴¹ US Citizenship and Immigration Services, Online Filing Customer User Manual (Retrieved March 8, 2017, [https://www.uscis.gov/sites/default/files/USCIS/USCIS%20ELIS/USCIS ELIS Customer User Manual.pdf](https://www.uscis.gov/sites/default/files/USCIS/USCIS%20ELIS/USCIS%20ELIS%20Customer%20User%20Manual.pdf))

図表 4-14 SEVIS の照会ページのトップ画面



(資料) 国土安全保障省ホームページ：SEVIS HELP HUB
<https://studyinthestates.dhs.gov/sevis-help-hub> (最終閲覧日：2017年2月8日)

なお、市民権・移民サービス局は、市民権申請に関する個別のケースを管理するシステムであるコンピュータ係属情報マネジメント・システム⁴² (Computer Linked Application Information Management System 4 (CLAIMS 4)) を運営しているが、同システムは地方事務所等が有する申請情報を一括管理することが目的であり、申請者が直接アクセスできるものではない⁴³。

(7) 外国人に課された義務等

① 個人識別情報の提供、外国人登録、身分証の携帯・提示、当局への各種申告等の要否及び詳細

国務省による「新たな移民のためのガイドブック⁴⁴」によれば、移民に課せられる義務は次のとおりである。

- ・ 連邦法、州法及び地方の法・条例等の遵守
- ・ 連邦税、州税、地方税の支払い

⁴² The Computer Linked Application Information Services: CLAIMS. 和訳は外務省領事局外国人課 (2006) による。

⁴³ USCIS, Computer - Linked Application Information Management system (CLAIMS 4) (Retrieved March 7, 2017, <https://www.uscis.gov/about-us/electronic-reading-room/computer-linked-application-information-management-system-claims-4>)

⁴⁴ U.S. Citizenship and Immigration Services, “Welcome to the United States, A Guide for New Immigrants” (Retrieved March 7, 2017, <https://www.uscis.gov/sites/default/files/files/nativedocuments/M-618.pdf>)

- ・ 選抜徴兵／兵役義務サービスへの登録（18歳から26歳の男性）
- ・ 移民ステータスの維持
- ・ 永住権保有者であることを証明するものの常時携行
- ・ 引っ越した場合は、10日以内に住所登録の変更をオンラインまたは書面により市民権・移民サービス局に通知する

このうち、永住権維持については、長期間米国外に滞在して戻らない場合、永住権を放棄したとみなされることがあるため、以下が求められている。

- ・ 留学や短期就労、家族の世話など、出国が一時的であることが明白なケースを除いて長期間米国外に滞在しない。1年以上戻らない場合、永住権による入国は認められなくなる。
- ・ やむを得ない理由によって帰国が遅れた場合は、理由の説明に必要な準備を整えておく。
- ・ 連邦税及び可能であれば州税・地方税の納付を申告する。
- ・ 選抜徴兵／兵役義務サービスに登録する。
- ・ 居住地を移動した場合、その都度10日以内に市民権・移民サービス局に新住所を報告する。

在留管理に関しては、永住者のみの正確な登録者数の把握をしており、一時滞在者の在留状況については不明につき、推計を行っているに過ぎない。管理登録について、永住者は永住カードに十指押捺の上、カードに一指の印刷を行っている。なお、出入国情報は、個人情報保護の観点から国家安全保障省以外の他省庁からのアクセスはできないが、入国税関取締局が、法執行補助部（Law Enforcement Support Center）を通じ、警察等取締機関からの照会に応ずることとなっている。照会事項は、出入国情報、税、社会保険関係、アルコール・銃器取締関係等である。⁴⁵

このなかで、社会保障に関しては、1972年社会保障改正法により、合法的な外国居住者に対して社会保障番号（Social Security Number; SSN）の付与が義務付けられた⁴⁶。

② 権利の制限（移動の自由（出国の自由等）等）

上記①のとおり、永住権保有者は出国に期限が付されている。また、米国内における移動の自由は認められているものの、居住地を移動した場合の報告が義務付けられている。

③ 在留資格取消し及び退去強制に係る基準の詳細

2014年11月にオバマ大統領が発表したPresident Actionでは、不法滞在の状態にある外国人であっても、「5年以上米国に滞在し、子女が市民権を持つ、もしくは合法的な滞在査証

⁴⁵ 外務省領事局外国人課（2006.2）『欧州および北米各国における外国人の在留管理の実情に関する調査報告書』（http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/local/database/pdfs/foreign_h17.pdf）（最終閲覧日：2017年3月8日）

⁴⁶ 国際大学グローバル・コミュニケーション・センター（2012年4月）「諸外国における国民ID制度の現状等に関する調査研究報告書」

を有しており、犯罪歴がなくかつ納税の意思があって登録したものに限⁴⁷り、本国への送還が留保されるとしている。

④ 社会保障（生活保護受給等の可否）、参政権等

公的年金制度である退職・遺族・障害保険制度⁴⁸（Old-Age, Survivors, and Disability Insurance; OASDI）は、外国人の一般被用者も強制加入の対象となる。給付条件は無差別であり、10年（40適用四半期）以上により退職年金の受給資格が得られる⁴⁹。

1996年不法移民改正及び移民責任法によって、不法滞在の状態にある外国人の社会保障給付の受領資格の喪失、高等教育機関進学時の保護を受ける権利の喪失等が規定された⁵⁰。また、フードスタンプ法に基づき支援を受けている有資格の外国人はその再認定を受けることとなった。市民権または永住権を申請中の合法滞在中の外国人が社会保障給付を受けた場合、その保証人が給付額を政府に返還しなければならず、また、保障人は貧困ラインの125%の同額を生活費として援助する義務を負う。⁵¹

貧困層向けの住宅補助受給については、家族のうち少なくとも一人が受給資格を有していなければならない⁵²。

なお、一部の州では、連邦政府プログラムの受給資格では適用外となる外国人に対して、独自の財源で支給を行っている⁵³。

(8) 受け入れている外国人本人及び家族等の登録事項に係る公証制度の有無及び詳細

永住者の登録については、上記①に示したとおりである。

⁴⁷ 労働政策研究・研修機構（JILPT）（2015）「主要国の外国人労働者受入れ動向：アメリカ」（フォーカス：2015年1月）http://www.jil.go.jp/foreign/labor_system/2015_01/usa.html#jump_01（最終閲覧日：2017年3月8日）

⁴⁸ 和訳は日本年金機構による。

⁴⁹ 日本年金機構（2012年）「アメリカ年金制度の概要」<http://www.nenkin.go.jp/service/kaigaikyoju/shaho-kyotei/kyotei-gaiyou/20120802-01.html>（最終閲覧日：2017年3月8日）

⁵⁰ 労働政策研究・研修機構（JILPT）（2015）「主要国の外国人労働者受入れ動向：アメリカ」（フォーカス：2015年1月）http://www.jil.go.jp/foreign/labor_system/2015_01/usa.html#jump_01（最終閲覧日：2017年3月8日）

⁵¹ 労働政策研究・研修機構（JILPT）（2015）「主要国の外国人労働者受入れ動向：アメリカ」（フォーカス：2015年1月）http://www.jil.go.jp/foreign/labor_system/2015_01/usa.html#jump_01（最終閲覧日：2017年3月8日）

⁵² 労働政策研究・研修機構（JILPT）（2015）「主要国の外国人労働者受入れ動向：アメリカ」（フォーカス：2015年1月）http://www.jil.go.jp/foreign/labor_system/2015_01/usa.html#jump_01（最終閲覧日：2017年3月8日）

⁵³ 堤建造（2008）「外国人と社会保障」、国立国会図書館調査及び立法考査局『人口減少社会の外国人問題』<http://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/document/2008/20080110.pdf>（最終閲覧日：2017年3月8日）

2. 外国人受入れに係る政策等

(1) 受入政策の基本方針及びその変遷⁵⁴

米国においては、世界大戦前より出身国別割当制度が導入されており、1924 年移民法によって新規移民の抑制（西欧からの移民を優遇し、南欧・東欧からの移民を規制、アジアからの移民を排除する内容）が定められていたところであるが、第二次世界大戦後、1952 年移民及び国籍法によって新たに職業能力や家族関係等を優先するビザ割当制度の導入を行った。

1965 年移民及び国籍法では、公民権法の成立を背景に、出身国別割当制度が廃止され、新規移民の抑制政策が転換された。代わって、離散家族の再統合、雇用基準による受入れが図られるようになった。雇用基準による入国者の選抜を目的に雇用証明プログラムと称する労働市場テストが導入された。

1970 年代から 1980 年代にかけて特にメキシコからの不法移民が急増したことを受けて、1986 年に施行された移民改革統制法は、不法就労者の雇用主に対する罰則を定めるとともに長期不法滞在者の地位を合法化した。1990 年移民法では、家族関係および雇用関係の永住滞在ビザの割当数が増加されるとともに、多様性移民ビザが創設された。このうち雇用ビザに関しては、アメリカの国際競争力強化のための高度人材の受入れを拡大することを狙ったものであった。

2001 年 9 月の同時多発テロを受け、国土安全保障省が設置され、国境管理が厳格化されるとともに、ビザを持たない滞在者に対する取り締まりが強化された。他方、30 年にわたって増加が続いていた受入れ留学生数が始めて減少に転じたことを受け、留学生への奨学金支給を含む施策強化の必要性が指摘されるなどの動きもあった。

2007 年のブッシュ政権後期に、国境警備の強化、不法移民・雇用主の取締強化、不法就労者の合法化等を盛り込んだ「包括的移民法案」が審議されたものの、法案設立には至っていない。その後、2008 年に雇用情勢の深刻化が進み、同年 12 月の失業率は 1993 年 1 月以来の高水準となるなか、オバマ新政権は 2009 年 1 月に 400 万人の雇用創出・維持策を議会通過させたものの回復はみられず、景気後退によって移民労働者を巡る議論が活発化した。2009 年 4 月には、新規外国人労働者の雇用を制限する「アメリカ人労働者を雇用する法」が成立し、政府の支援を受けた企業に対し、新規採用にあたって外国人を優先しないこと、外国人を採用する場合にはアメリカ人を解雇しないことなどが義務付けられることとなった。オバマ政権が掲げる移民関係の指針は、①国境管理の強化、②家族の再統合に向けた移民管理制度の改革、③不法入国のインセンティブの排除、④不法移民の市民化、⑤メキシコとの協力の 5 点である。加えて、国務省、人権移民局および民主党・共和党のいずれも、移民問題のなかでの政策的な力点を国境管理と不法移民対策においていた。

⁵⁴ 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング (2009 年 10 月)「諸外国における高度外国人材受入れ制度に関する調査報告書ーポイント制度を中心にー」ほか

(2) 受入政策の検討・決定方法等

関係行政機関による会議、有識者による審議会等、経済界等から意見聴取の仕組み、パブリックコメント制度の活用の有無、外国政府との協議及び二国間協定等の有無等（特定の分野に限定して受入れを図っている場合は当該分野の決定方法を含む。）

① CIS オンブズマン

市民権・移民サービス局は行政サービスの向上を目的とし、市民権・移民サービス局は2002年国家安全保障法第452条⁵⁵に基づきオンCIS オンブズマン (Office of the Citizenship and Immigration Services Ombudsman) を設置している。同オンブズマンは、市民権・移民サービス局から独立した組織として2005年に設置され、個別案件への支援の提供や市民権・移民サービス局に対する提言の提出等を実施している。オンブズマンは広く一般から意見を得るため、広聴のための電話会議やウェブを用いてのセミナー等を開催している⁵⁶。

② 民間セクターオフィス

市民権・移民サービス局は Public Sector Office (PSO) を設置し、学界、非営利部門、NGO および産業界の意見を省の幹部に伝達する等の役割を担っている。

また、年に1回、国土安全保障省は連邦緊急管理局ならびにU.S. Northern Command presents と連携し、官民連携会議 (Public Private Partnership Conference) を開催している（ただし、テーマは移民問題に限らない）⁵⁷。

③ 二国間協定

複数の内容に関する二国間協定がある。例えば、日本との間では日米友好航海条約を根拠としたビザがある他、カナダおよびバミューダ諸国との間でのビザ免除、中国との間の二国間協定、メキシコとの間の越境カードに関する取り決め等がある⁵⁸。

また、入国に際して米国での滞在予定機関に加えて6か月以上のパスポートの残存有効期間がなければならぬが、二国間協定によってこれが免除される場合がある。

(3) 政府内関係機関間の連携（受入れ制度検討・施策運用の役割分担等）

連邦政府における各省庁の連携については、1. (4)において述べたとおり国土安全保障省市民権・移民サービス局が入国、滞在の許可を、税関・国境保安局が国境管理を、移民税関エンフォースメント局が在留管理を担っている。

また、労働省の外国人労働許可局が外国人労働許可の発出や、業種ごとの賃金水準に関する情報の提供を行っている。国務省は在外大使館や総領事館におけるビザ発給およびビ

⁵⁵ Section 452. Citizenship and Immigration Services Ombudsman, Homeland Security Act.

⁵⁶ CIS Ombudsman, Public Engagement (Retrieved March 7, 2017, <https://www.dhs.gov/public-engagement>)

⁵⁷ Public-Private Partnerships Conference (Retrieved March 7, 2017, <https://www.dhs.gov/private-sector-office>)

⁵⁸ DOS Visitor Visa (Retrieved March 7, 2017, <https://travel.state.gov/content/visas/en/employment.html>)

ザ発給数の年次数量制限の配分を所轄している。

(4) 政府・地方自治体間の連携（役割分担、連携体制、財政的負担等）

市民権・移民サービス局は、2007年よりOffice for State and Local Law Enforcement (OSLLE)を設置し、州・地方政府や法執行機関等と一義的な連携や協力、アドボカシー等を担っている（ただし、テーマは移民問題に限らない）⁵⁹。

また、USCBP（税関国境保護局）は、州、地域や地区などの公共団体との連携を図るために政府間公共リエゾンオフィス（Intergovernmental Public Liaison Office）を設置し、円卓会議の実施、法執行に係る情報の提供等を進めている（ただし、テーマは移民問題に限らない）⁶⁰。

(5) 外国人住民との共生のために講じている施策

連邦レベルでの社会保障番号制度、州・地方・コミュニティレベルでの教育・研修の機会等、多岐にわたるプログラムがある。ただし、社会統合策を含む広義の移民制度全般の機能不全が指摘されて久しい。⁶¹

外国人労働者については1986年移民法に基づき、雇用主処罰制度、就労資格書類確認制度、移民関連不当雇用行為制度といった社会的統合のための制度が設けられている。

3. 外国人受入に係る背景・影響等の情報

(1) 現在の外国人受入制度が形成された歴史的・社会的背景

米国は建国当初より絶えず移民労働力を基盤として国力を培ってきた。19世紀末までは国境は事実上解放されており、欧州から多くの移民が入国し、初期の移民であるアングロ・サクソン系が後続の移民に対して人種の相違に基づくシステムを作り上げた。その後、奴隷制が終焉に向かう19世紀、中国人労働者、ついで日本人労働者の増加に対して排斥運動があり、1924年に移民法の制定により、建国後初めて「政策としてまた移民法に基づき国境が閉じられる⁶²」こととなった。

米国の植民地であったフィリピンの労働者が同国の独立まで底辺の労働を支えた後、世界恐慌の時期を挟みメキシコ移民が大量に流入し、現在に至る不法移民問題の萌芽となった。

米国における公民権法施行は1964年であったが、翌1965年、移民受け入れを全ての国

⁵⁹ The Office for State and Local Law Enforcement (Retrieved March 7, 2017, <https://www.dhs.gov/office-state-and-local-law-enforcement>)

⁶⁰ Intergovernmental Public Liaison (Retrieved March 7, 2017, <https://www.cbp.gov/about/intergovernmental-public-liaison>)

⁶¹ 三菱UFJリサーチ&コンサルティング（2009年10月）「諸外国における高度外国人材受入れ制度に関する調査報告書ーポイント制度を中心にー」

⁶² 安藤幸一、2006、「アメリカの移民政策」『社会文化学部論集』2006年第7号:71-81.

に対して平等にした新移民法を制定し、「解放されたアメリカのイメージを世界に向けてアピール⁶³」すると同時に、現在の制度の基盤ともなる家族関係を重視した優先権制度を導入した。

1970年代から1980年代にかけて特にメキシコからの不法移民が急増したことを受けて、1986年に施行された移民改革統制法は、不法就労者の雇用主に対する罰則を定めるとともに長期不法滞在者の地位を合法化した。

移民国家である米国の制度では、「永住を目的としない就労目的の外国人が入国することは想定されていなかった⁶⁴」が、労働力需要の増加等に応えるため、1990年代から法改正を行い、就労目的の非移民ビザを創設した。

(2) 外国人受入れに伴う経済的影響（自国民雇用情勢への影響、産業構造に対する影響を含む。）

外国人の就労に否定的な立場をとる保守系シンクタンクの移民研究センター（Center For Immigration Studies）は、2013年3月発表「米国における移民の財務・経済上のインパクト（The Fiscal and Economic Impact of Immigration on the United States）

」において、外国人労働者の存在は米国で経済規模を毎年11%（1兆6,000億ドル）ずつ押し上げているものの、GDP押し上げ分の97.8%が外国人労働者の賃金と社会福祉のために向けられていること、毎年推計で4,020億ドルの賃下げを米国生まれの米国人にもたらす一方で、外国人労働者を使用する側の収益又は所得を4,370億ドルほど増加させていること、外国人労働者が1%増加すると賃金が0.3%下降することなどを示す研究結果を引用し、外国人労働者受入れのデメリットを強調している。⁶⁵

保守系シンクタンクの移民研究センター、National Research Council、ヘリテージ財団は低学歴外国人労働者がもたらす米国生まれの米国人に対する賃金、雇用における負の影響、社会保障と教育における財政負担、特に、教育レベルの低さが財政負担を増していることを強調する。これに対し、カリフォルニア大学サンディエゴ校Gordon Hanson教授はプラス、マイナスの影響を挙げることを通じて、米国が抱える外国人労働者問題の論点を明らかにしようとしている⁶⁶。

共和党マケイン上院議員の経済ブレーンDouglas Holtz-Eakinはダイナミックスコアリング（Dynamic Scoring）という発想で、移民法改革による10年間の経済効果がGDP成長率を0.9%、10年後の一人あたりGDPを1,700ドル押し上げ、連邦政府の財政赤字を10年間の累積で2兆7,000億ドル減少させると2013年に試算した。サンフランシスコ連銀は2010年に

⁶³ 安藤幸一、2006、「アメリカの移民政策」『社会文化学部論集』2006年第7号:71-81.

⁶⁴ 井樋三枝子、2007、「米国における就労目的の外国人の受入れと規制」外国の立法231, 国立国会図書館調査及び立法考査局.

⁶⁵ 労働政策研究・研修機構 資料シリーズ No.153 p.89.

http://www.jil.go.jp/institute/siryo/2015/documents/0153_04.pdf (最終閲覧日:2017年3月8日)

⁶⁶ 労働政策研究・研修機構 資料シリーズ No.153 p.89.

http://www.jil.go.jp/institute/siryo/2015/documents/0153_04.pdf (最終閲覧日:2017年3月8日)

Giovanni Periが短期的にも長期的にも外国人労働者が米国生まれの米国人労働者の雇用を奪っている証拠がなく、長期的にはアメリカ生まれの労働者の賃金と生産性を引き上げる
とした報告書を出した。⁶⁷

(3) 外国人受入れに伴う社会的影響（教育、社会保障制度及び治安に対する影響を含む。）

1996年不法移民改正及び移民責任法と個人責任及び雇用機会調和法、住宅地域開発法の改正により、不法滞在の状態にある外国人及び市民権と永住権を申請中の外国人は、社会保障給付の適用除外とされた。

前述したように、移民研究センターは、不法・合法を問わず外国人滞在者に対する社会保障が米国の大きな財政負担となっているとしている。その主張の根拠となる National Research Council やヘリテージ財団の研究報告では、負担額は教育水準に大きく影響を受けるとしている。低学歴者ほど納税額に対する社会保障支出の超過が大きい傾向が見られ、移民の教育水準の向上が課題となっている。

外国人労働者とその家族の社会統合という側面からも教育問題は重要であり、1982年のプライラー対ドゥ判決では、外国人労働者の子女の教育を受ける権利について確認している。また、連邦教育省には成人教育と移民の社会統合を目的とする職業及び成人教育局（Office of Vocational and Adult Education）が設置されており、移民に対する英語教育やキャリア開発支援を行っている。⁶⁸

(4) 移民・難民流入及びテロ事案の頻発等、最近の各国（地域）の社会・治安情勢の変化を受けての外国人受入れに対する影響

2001年9月に発生した同時多発テロ後、国土安全保障省が設立されて移民局が傘下となった。まだ、受入れ制度の厳格化等の影響で労働者や留学生など外国人受入の人数が減少するなどの実態的な影響もあった。母国安全のために不法移民対策の強化や移民抑制が必要なものであるとの世論の流れが強まった。米国は「社会問題の争点に、世論が真二つに分かれて論争が行われることが多い⁶⁹」国であるが、移民政策、外国人政策についても長く論争が続いており、中長期的な視点での検討が求められる。

(5) 外国人受入れに対する国民感情、世論等

米国においては、2001年に発生した9.11同時多発テロ事件の発生、非合法移民の急激な増加を受けて、外国人受入れに関する議論は高まりを見せた。

他方で、2005年12月に下院を通過した不法移民対策を主眼とした新移民法案に対しては、

⁶⁷ 労働政策研究・研修機構 資料シリーズ No.153 p.89.

http://www.jil.go.jp/institute/siryo/2015/documents/0153_04.pdf（最終閲覧日：2017年3月8日）

⁶⁸ 労働政策研究・研修機構 資料シリーズ No.153 pp/91-93.

http://www.jil.go.jp/institute/siryo/2015/documents/0153_04.pdf（最終閲覧日：2017年3月8日）

⁶⁹ 安藤幸一、2006、「アメリカの移民政策」『社会文化学部論集』2006年第7号:71-81.

移民の権利擁護団体やヒスパニック系を中心とした大きな反対運動も巻き起こるなど⁷⁰、移民国家として多様な民族の存在感が注目される。

(6) その他受入れに伴う諸問題及びその対応策（不法滞在者等の強制送還に係る問題、テロ対策との関係等）

期限が有効な短期就労査証を保持しない不法滞在者が就労している場合、移民税関エンフォースメント局が事業所に立ち入り捜査により検挙し、本国に送還している。2010年から11年にかけて、雇用する労働者の身元を明らかにする社会保障番号のオンラインによる照合や、州警察による取り締まりの強化を含む不法滞在者の取締り強化に係る州法をアリゾナ、インディアナ、ユタ、ジョージア、アラバマの各州が制定したが、連邦最高裁判所は2012年にそうした州法の大部分を違憲と判じた。⁷¹

アリゾナ州法では、①外国人の州内の不法滞在を犯罪とし、警察官等が適法に呼び止め、勾留又は逮捕した人物が、合衆国に不法に滞在していると信じるに足る「相当な理由」がある場合、実行可能であれば、その者が非合法移民か否かの捜査を警察官等に義務付ける、②日雇労働者雇用のため、道路に車両を停車し、交通を妨害することを犯罪とする、③他の犯罪の手段としての非合法移民の州内輸送、隠避、蔵匿、保護を犯罪とする、④外国人登録書類の不携帯を犯罪とする、⑤行為の場所を問わず、合衆国からの退去理由となる法律に反する作為又は不作為を犯したと信じるに足る「相当な理由」がある場合、令状なしの逮捕を許可する、および⑥非合法移民への職応募や就労の教唆、非合法移民の職応募や就労を犯罪とする、という内容の州法であったが、最高裁判所では、このうち④、⑤および⑥のみを違憲と判じたものの、①は違憲とはしなかった。これに対し、オバマ大統領は外観だけで非合法移民であるとの疑いを抱かれる人権侵害の発生を危惧した。⁷²

⁷⁰ 安藤幸一、2006、「アメリカの移民政策」『社会文化学部論集』2006年第7号:71-81.

⁷¹ 安藤幸一、2006、「アメリカの移民政策」『社会文化学部論集』2006年第7号:71-81.

⁷² 井樋三枝子、2012.8、「【アメリカ】アリゾナ州移民法に関する連邦最高裁判決」外国の立法（2012.8）国立国会図書館調査及び立法考査局.

4. 参考文献

- ・ 安藤幸一, 2006, 「アメリカの移民政策」『社会文化学部論集』2006年第7号:71-81.
- ・ 井樋三枝子, 2006.5, 「9・11同時多発テロ事件以後の米国におけるテロリズム対策」外国の立法 228, 国立国会図書館調査及び立法考査局.
- ・ 井樋三枝子, 2007, 「米国における就労目的の外国人の受入れと規制」外国の立法 231, 国立国会図書館調査及び立法考査局.
- ・ 井樋三枝子, 2010.10, 「【アメリカ】アリゾナ州移民法と連邦移民政策の動向」外国の立法 (2010.10) 国立国会図書館調査及び立法考査局.
- ・ 井樋三枝子, 2012.8, 「【アメリカ】アリゾナ州移民法に関する連邦最高裁判決」外国の立法 (2012.8) 国立国会図書館調査及び立法考査局.
- ・ 井樋三枝子, 2008.11, 「【アメリカ】移民・出入国関係法令の動向」外国の立法 (2008.11) 国立国会図書館調査及び立法考査局.
- ・ 井樋三枝子, 2006.5 「9・11同時多発テロ事件以後の米国におけるテロリズム対策」外国の立法 228, 国立国会図書館調査及び立法考査局.
- ・ 井樋三枝子, 2007年2月(2007), 「米国における就労目的の外国人の受入れと規制」, 『外国の立法 231』, 国立国会図書館調査及び立法考査局, 海外立法調査室.
- ・ 早川智津子, 2016, 「アメリカ合衆国における外国人労働者の生活保障～労災補償と失業保険の事例から: 2015年労働政策研究会議報告」『日本労働研究雑誌』第667巻: 53-63.
- ・ 独立行政法人労働政策研究・研修機構, 2015年5月29日, 「諸外国における外国人受け入れ制度の概要と影響をめぐる各種議論に関する調査」資料シリーズ No.153.
- ・ 独立行政法人労働政策研究・研修機構, 2009, 「アメリカの外国人労働者受入れ制度と実―諸外国の外国人労働者受入れ制度と実態 2009」資料シリーズ No.58.
- ・ 三菱UFJリサーチ&コンサルティング, 2009, 「諸外国における高度外国人材受入れ制度に関する調査報告書―ポイント制度を中心に―」法務省委託調査.
- ・ 外務省領事局外国人課 (2006.2) 『欧州および北米各国における外国人の在留管理の実情に関する調査報告書』
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/local/database/pdfs/foreign_h17.pdf
- ・ 労働政策研究・研修機構 (JILPT) (2006) 「第3章 英国における外国人労働者受入れ制度と社会統合」, 『労働政策研究報告書 No.59 欧州における外国人労働者受入れ制度と社会統合―独・仏・英・伊・蘭5ヵ国比較調査―』
http://www.jil.go.jp/institute/reports/2006/documents/059_02-3.pdf
- ・ 労働政策研究・研修機構 (JILPT) (2015.5) 『諸外国における外国人受け入れ制度の概要と影響をめぐる各種議論に関する調査―英独仏米』(資料シリーズNo.153)
http://www.jil.go.jp/institute/siryo/2015/documents/0153_01.pdf
- ・ 佐藤令 (2013) 「外国人参政権をめぐる論点」, 国立国会図書館調査及び立法考査局『人口減少社会の外国人問題』

http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8206063_po_0789.pdf?contentNo=1

- 堤建造 (2008) 「外国人と社会保障」、国立国会図書館調査及び立法考査局『人口減少社会の外国人問題』
<http://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/document/2008/20080110.pdf>
- 財団法人社会安全研究財団, 2011年2月, 「西欧諸国における国際犯罪組織の活動を助長する事犯と対応策に関する調査研究」.
- 日本貿易振興機構 (ジェトロ), 2016年12月28日, 「【米国】外国人就業規制・在留許可、現地人の雇用」
https://www.jetro.go.jp/world/n_america/us/invest_05.html
- 日本貿易振興機構 (ジェトロ) ニューヨーク事務所, 2014年1月「米国における事業進出マニュアル～ビザ・労務～」
https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/report/07001726/report_us_labor_201401.pdf
- Jeanne Batalava, Michael Fix and Peter A. Creticos, 2009, “Uneven Progress - The Employment Pathways of Skilled Immigrants in the United States”, Migration Policy Institute”
- Jeanne Batalava, Michael Fix, and James D. Bachmeier, 2016, “Untapped Talent: The Costs of Brain Waste among Highly Skilled Immigrants in the United States”, Migration Policy Institute.
- Migration Policy Institute, 2004, “Immigration Facts - What Kind of Work Do Immigrants Do?”
- United States Government Accountability Office, 2008, Testimony before Congressional Committees, “Higher Education – United States’ and Other Countries’ Strategies for Attracting and Funding International Students”
- United States Government Accountability Office, 2006, Report to the Chairman, Committee on the Judiciary, House of Representatives “Foreign Workers – Information on Selected Countries’ Experiences”
- United States Government Accountability Office, 2009, Report to the Chairman, Subcommittee on International Organizations, Human Rights, and Oversight, Committee on Foreign Affairs, House of Representatives– Higher Education Approaches to attract and Fund International Students in the United States and Abroad (2009.10.23)
- United States Department of Homeland Security, 2016, “2015 Yearbook of Immigration Statistics”

第5章 韓国

1. 外国人受入に係る現在の法制度及び現況

(1) 受け入れる外国人のカテゴリー

① 「外国人」「移民」の定義について

1) 法律上の定義

韓国では、出入国管理法¹第1章第2条で、「1.『国民』とは、大韓民国の国民をいう。」、
「2.『外国人』とは、大韓民国の国籍を有しない者をいう」という定義が示されている。

2) 統計上の定義

統計上でも、上記の法律上の定義に従い関連統計が集計されている。なお、法務部が集計する在留外国人には、中長期滞在の登録外国人数だけでなく、短期滞在者も含まれる場合がある点は注意が必要である。また、韓国は韓民族が多くを占める国家であり、我が国同様、「移民」について法律上・統計上での特出した扱いはない。

② 在留資格

韓国では、出入国管理法第1章第10条に基づき、韓国へ入国する外国人は大統領令で定める在留資格を持たなければならない。現在全部で36の在留資格があり、属性別に、A系統からH系統に分かれる。このうち、就業資格（E系統）は、専門と非専門に分けられ、いわゆる高度外国人材向けの専門就業資格がE-1からE-7まで、非専門就業資格が、E-9、E-10となる。

それぞれの在留資格に該当する者、または活動の範囲及び、1回に付与される在留期間の上限は以下の図表5-1の通りである。

なお、投資家や起業家に対して与えられる在留資格は、企業投資（D-8）、貿易経営（D-9）に該当し、取得要件は以下図表中に記載の通りである。

入国当初から在留期間が無期限の在留資格はなく、いずれも入国後、収入や基本的素養等を考慮し、永住（F-5）の在留資格が与えられることとなる（詳細は後述）。

¹ 出入国管理法：<http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?urlMode=lsInfoP&lsId=001707#0000>（最終閲覧日：2017/3/26）

図表 5-1 在留資格一覧

在留資格 (記号)	在留資格に該当する者、 または活動の範囲	1 回に付与する 在留期間の上限
A 系統		
外交 (A-1)	大韓民国政府が受理した外国政府の外交使節団や領事機関の構成員、条約や国際慣行により外国使節と同等の特権と免除を受ける者とその家族	在任期間 に準ずる
公務 (A-2)	大韓民国政府が承認した外国政府又は国際機関の公務を行う者とその家族	公務遂行機関 に準ずる
協定 (A-3)	大韓民国政府との協定に基づいて、外国人登録が免除されたり、免除の必要があると認められる者とその家族	身分の存続期間 又は協定上の 在留期間
B 系統		
査証免除 (B-1)	大韓民国と査証免除協定を締結した国の国民であり、その協定に基づき活動しようとする者	協定上の 滞在期間
観光・通 過 (B-2)	観光・通過などの目的で大韓民国に査証なしで入国しようとする者	法務部長官が 別に定める期間
C 系統		
一時取材 (C-1)	一時的な取材や報道活動をしようとする者	90 日
短期訪問 (C-3)	市場調査、業務連絡、相談、契約などの市販活動や、観光・通過、療養、親せき訪問、親善試合、各種行事や会議への参加や見学、文化芸術、一般的な研修、講習、宗教的な儀式への参加、学術資料収集、その他これに類する目的のために 90 日を超えない期間滞在をしようとする者（営利目的の者は除く）	90 日
短期就業 (C-4)	一時興行、広告・ファッションモデル、講義・講演、研究、技術指導など収益を目的とし、短期間就職活動をしようとする者	90 日
D 系統		
文化芸術 (D-1)	収益を目的としない学術または芸術関連の活動をしようとする者（大韓民国の固有文化や芸術についての専門的な研究をしたり、専門家の指導を受けようとする者を含む）	2 年
留学 (D-2)	専門大学以上の教育機関や学術研究機関で正規課程の教育を受けたり、特定の研究をしようとする者	2 年

技術研修 (D-3)	法務部長官が定める研修条件を備えた者として、国内の生産企業体で研修を受けようとする者	2年
一般研修 (D-4)	法務部長官が定める要件を備えた教育機関や企業、団体などで教育や研修を受けたり、研究活動に従事しようとする者（研修機関から滞在費を超える報酬を受けたり、留学（D-2）・技術研修（D-3）在留資格に該当する者は除く）	2年
取材 (D-5)	外国の新聞、放送、雑誌、その他の報道機関から派遣または外国報道機関との契約に基づいて、国内に駐在しながら、取材や報道活動をしようとする者	2年
宗教 (D-6)	外国の宗教団体又は社会福祉団体から派遣され大韓民国の支部または関連宗教団体で宗教活動をしようとする者、大韓国内の宗教団体又は社会福祉団体の招待を受け、社会福祉活動をしようとする者、その他法務部長官が認められている特定の宗教活動や社会福祉活動に従事しようとする者	2年
駐在 (D-7)	イ) 外国の公共機関・団体又は会社の本社、支社、その他の事業所などで1年以上勤務した者として大韓民国のその系列会社、子会社、支店または事務所等に必要な専門人材として派遣されて勤務する者（ただし、企業投資（D-8）の在留資格に該当する者を除き、国家基幹産業や国策事業に従事しようとする場合や、その他法務部長官が必要と認める場合には、1年以上の勤務条件を適用しない） ロ) 「資本市場と金融投資業に関する法律」第9条第15項第1号の規定による上場法人、又は「公共機関の運営に関する法律」第4条の規定による公共機関が設立した海外現地法人や海外支店で1年以上勤務した者として大韓民国の本社や本店に派遣されて専門的な知識・技術又は技能を提供したり、受けようとする者（ただし、上場企業の海外現地法人や海外支店のうち、本社の投資額が50万ドル未満の場合は除く）	3年

企業投資 (D-8)	イ) 「外国人投資促進法」による外国人投資企業の経営・管理または生産・技術分野に従事しようとする必須専門人材（国内で採用する者は除く）	5年
	ロ) 知的財産権を保有するなど、優れた技術力で「ベンチャー企業の育成に関する特別措置法」第2条の2第2項第2号ハにより、ベンチャー企業を設立した者の中で、同法第25条の規定により、ベンチャー企業と確認される、またはこれに準ずる者として法務部長官が認める者 ハ) 次のいずれかに該当する者として、知的財産権を保有し、又はこれに準ずる技術力などを持っている人の中で、法務部長官が認めた法人創業者 1) 国内で学士以上の学位を取得した者 2) 外国での学士以上の学位を取得した者	2年
貿易経営 (D-9)	大韓民国に会社を設立して経営したり、貿易、その他の営利事業のための活動をしようとする者として必須専門人材に該当する者（輸入機械などの設置、保守、造船、産業設備製作・監督等のために大韓国内公・機関に派遣されて勤務する者を含むが、国内で採用する人や企業の投資(D-8)の在留資格に該当する者を除く）	2年
求職 (D-10)	イ) 教授(E-1)から、特定活動(E-7)までの在留資格（芸術興行(E-6)在留資格のうち、法務部長官が定める公演場従事者は除く）に該当する分野に就職するために研修や就職活動などをしようとする者として法務部長官が認める者 ロ) 企業投資(D-8)ハ)に該当する創業準備などをした者として、法務部長官が認める者	6ヵ月
E 系統（就業資格・専門）		
教授 (E-1)	「高等教育法」による資格要件を備えた外国人として専門大学以上の教育機関やこれに準ずる機関で専門分野の教育や研究・指導活動に従事しようとする者	5年
会話指導 (E-2)	法務部長官が定める資格要件を備えた外国人として外国語専門学院、小学校以上の教育機関と付設語学研究院、放送局および企業付設語学研修院、その他これに準ずる機関又は団体の外国語会話指導に従事しようとする者	2年

研究 (E-3)	大韓国内公・機関からの招待を受け、様々な研究所で自然科学分野の研究や産業上の高度技術の研究・開発に従事しようとする者（教授（E-1）在留資格に該当する者は、除く）	5年
技術指導 (E-4)	自然科学分野の専門知識又は産業上の特殊な分野に属する技術を提供するために大韓国内の公・私機関に部から招待を受けて従事しようとする者	5年
専門職業 (E-5)	大韓民国の法律に基づいて資格が認められた外国の弁護士、公認会計士、医師、その他国家公認資格を有する者として大韓民国の法律に基づいて行うことができようになっている法律、会計、医療などの専門業務に従事しようとする者（教授（E-1）在留資格にしている人は除く）	5年
芸術興行 (E-6)	収益を伴う音楽、美術、文学などの芸術活動と収益を目的とする芸能、演奏、演劇、運動競技、広告・ファッションモデル、その他これに準ずる行為をしようとする者	2年
特定活動 (E-7)	大韓国内の公・私機関等との契約に基づいて法務部長官が特に指定する活動に従事しようとする者	3年
E 系統（就業資格・非専門）		
非専門就業 (E-9)	「外国人労働者の雇用などに関する法律」に基づく国内就業要件を備えた者（一定の資格や経歴などが必要な専門職種に従事しようとする者は除く）	3年
船員就業 (E-10)	次の各号に該当する者とその事業体で6ヵ月以上労務を提供することを条件で船員勤労契約を締結した外国人として、「船員法」第2条第6号の規定による部員に該当する者 イ）「海運法」第3条第1号・第2号・第5号又は第23条第1号の規定による事業を経営する者 ロ）「水産業法」第8条第1項第1号、第41条第1項又は第57条第1項の規定による事業を経営する者 ハ）「クルーズ産業の育成及び支援に関する法律」第2条第7号による国籍クルーズ事業者として同条第4号の規定による国際クルーズクルーズ船を利用して事業を営む者	1年

F 系統		
訪問同居 (F-1)	<p>イ) 親戚訪問、家族同居、被扶養（被扶養）、家事整理、その他これに類する目的のために滞在しようとする者として、法務部長官が認める者</p> <p>ロ) 次のいずれかに該当する者の家事補助者</p> <p>1) 外交（A-1）、公務（A-2）在留資格に該当する者</p> <p>2) 50万ドル以上を投資した外国人投資家（法人の場合、その従業員を含む）として、企業の投資（D-8）、居住（F-2）、永住（F-5）、結婚移民（F-6）在留資格に該当する者</p> <p>3) 情報技術（IT）、電子商取引などの企業情報化、生物産業（BT）、ナノテクノロジー（NT）分野など法務部長官が定める先進・情報技術企業に投資した外国人投資家（法人である場合、その従業員を含む）として、企業投資（D-8）、居住（F-2）、永住（F-5）、結婚移民（F-6）在留資格に該当する者</p> <p>4) 取材（D-5）、駐在（D-7）、貿易経営（D-9）、教授（E-1）から、特定の活動（E-7）までの在留資格に該当するか、その在留資格から居住（F-2）または永住（F-5）の在留資格に変更した専門人材として法務部長官が認める者</p> <p>ハ) 外交（A-1）から協定（A-3）までの在留資格に該当する者と外国人登録を終えた者の同居人としてその世帯に属していない者</p> <p>ニ) その他やむを得ない事由により職業活動に従事していないが大韓民国に長期間滞在しなければならない事情があると認められる者</p>	2年
居住 (F-2)	<p>イ) 国民の未成年の外国人の子供、または永住（F-5）在留資格を持っている人の配偶者および未成年の子供</p> <p>ロ) 国民と婚姻関係（事実上の婚姻関係を含む）で出生した者として法務部長官が認める者</p>	5年

<p>居住 (F-2)</p>	<p>ハ) 難民の認定を受けた者</p> <p>ニ) 「外国人投資促進法」による外国投資家などに次のいずれかに該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 50 万ドル以上を投資した外国人として、企業投資 (D-8) の在留資格で 3 年以上継続滞在している者 2) 50 万ドル以上を投資した外国法人が「外国人投資促進法」に基づく国内の外国人投資企業に派遣した社員として 3 年以上継続し滞留している者 3) 30 万ドル以上を投資した外国人として 2 人以上の国民を雇用している者 <p>ホ) 永住 (F-5) の在留資格を喪失した者のうち、国内の生活関係の権益保護などを考慮して、法務部長官が国内で継続滞在する必要があると認める者 (強制退去された者は除く)</p> <p>ヘ) 外交 (A-1) から協定 (A-3) までの在留資格以外の在留資格で大韓民国に 7 年以上継続滞在して生活根拠地が国内にある者として、法務部長官が認める者 (ただし、教授 (E-1) から専門職業 (E-5) まで、または特定の活動 (E-7) の在留資格を持っている人には、最低滞在期間を 5 年とする)</p> <p>ト) 非専門就業 (E-9)、船員就業 (E-10) または訪問就業 (H-2) で就職活動をしている者で、過去 10 年以内に法務部長官が定める在留資格で 4 年以上の期間、就業活動をした事実がある者のうち、次の要件をすべて備えた者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 法務部長官が定める技術・機能の資格を持っているか一定の金額以上の賃金を国内で受けていること (技術・技能資格の種類と賃金の基準については、法務部長官が関係中央行政機関の長と協議して告示する) 2) 法務部長官が定める金額以上の資産を持っていること 3) 大韓民国「民法」による成年として品行方正で大韓民国に居住するのに必要な基本的な素養を備えていること 	<p>5 年</p>
---------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------

居住 (F-2)	<p>チ) 「国家公務員法」または「地方公務員法」に基づいて、公務員として任用された者として、法務部長官が認める者</p> <p>リ) 年齢、学歴、所得などが、法務部長官が定めて告示する基準に該当する者</p> <p>ヌ) 投資地域、投資対象、投資金額など法務部長官が定めて告示する基準に基づいて、不動産などの資産に投資した者または法人の役員、株主などとして、法務部長官が認める外国人。この場合、法人については、法務部長官が投資金額などを考慮して、在留資格付与人員を定める。</p> <p>ル) 上記リ) やヌ) に該当する者の配偶者と子供（法務部長官が定める要件を備えた子供のみ該当する）</p>	5年
同伴 (F-3)	文化芸術 (D-1) から、特定活動 (E-7) までの在留資格に該当する者の配偶者と未成年の子供として、配偶者がいない者（技術研修 (D-3) 在留資格に該当する者は除く）	同伴者に定められた期間
在外同胞 (F-4)	「在外同胞の出入国と法的地位に関する法律」第2条第2号に該当する者（単純労務行為など第23条第3項各号に規定された就職活動に従事しようとする者は除く）	3年
永住 (F-5)	永住権を付与された外国人、強制退去対象ではない者で、各目のいずれかに該当する者（詳細は後述）	上限なし
結婚移民 (F-6)	<p>イ) 国民の配偶者</p> <p>ロ) 国民と婚姻関係（事実上の婚姻関係を含む）で出生した子供を養育している父又は母として法務部長官が認める者</p> <p>ハ) 国民の配偶者と婚姻した状態で、国内に滞在していた配偶者の死亡や行方不明、その他自分に責任がない事由で、通常の婚姻関係を維持することができない者として、法務部長官が認める者</p>	3年

G 系統		
その他 (G-1)	外交 (A-1) から結婚移民 (F-6) まで、観光就業 (H-1) または訪問就業 (H-2) 在留資格に該当しない者として法務部長官が認める者	1 年
H 系統		
観光就業 (H-1)	大韓民国と「観光就業」に関する協定（ワーキングホリデー）や覚書などを締結した国の国民として協定などの内容に応じて、観光や就職活動をしようとする者（協定などの趣旨に反する業種や国内法に基づいて、一定の資格要件を備えなければなら職種に就職しようとする者は除く）	協定上の 滞在期間
訪問就業 (H-2)	「在外同胞の出入国と法的地位に関する法律」第 2 条第 2 号の規定による外国国籍同胞に該当し、満 25 歳以上の人の中で、活動範囲内で滞在しようとする者として、法務部長官が認める者（ただし、在外同胞 (F-4) 在留資格に該当する者を除く）（詳細は雇用許可制の説明で後述）	3 年

（資料）「出入国管理法」第 12 条別表 1、第 18 条第 2 項別表 1 より、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

<http://www.law.go.kr/lsBylInfoPLinkR.do?lsiSeq=190575&lsNm=%EC%B6%9C%EC%9E%85%EA%B5%AD%EA%B4%80%EB%A6%AC%EB%B2%95%20%EC%8B%9C%ED%96%89%EB%A0%B9&bylNo=0001&bylBrNo=00&bylCls=BE&bylEfYd=&bylEfYdYn=Y#AJAX>

※一時ビジネス (C-2) は 2011 年 12 月削除、研修就業 (E-8) は 2007 年 6 月削除

※表記中のドルは、アメリカドル

(2) 関連統計

韓国における在留外国人数等の関連統計を整理する。韓国の在留外国人に関する統計は、法務部出入国・外国人政策部が取りまとめているデータと、行政自治部が人口住宅総調査に基づいて取りまとめているデータの2つがある。

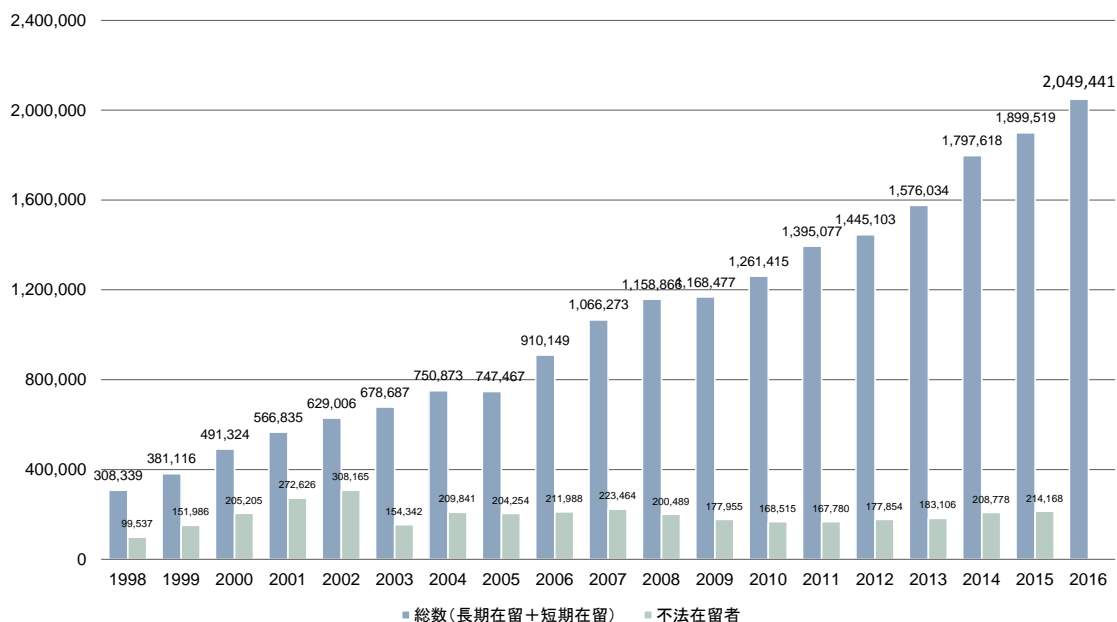
法務部データは、短期在留者も含まれる場合があるため注意が必要であるが、時系列や項目別により広範なデータ収集が可能であることから、基本的には法務部データを対象とする。

① 在留外国人数の推移

1998年から2016年12月末時点までの、韓国に在留する外国人数の推移は、一貫して増加している。2016年12月末には、ついに200万人の大台を突破し、2,049,441人に達している。2030年には、約500万人に達するという推計も示されている(京畿開発研究院 2013)。この増加の背景には、2000年代初期は、国際結婚移住者(主に女性が多い)、2000年代後半以降は、非熟練外国人労働者の増加があると指摘される(藤原 2012)。

また、2002年から2003年の不法在留者数が大きく減少していることも注目される。これは、後述する、雇用許可制施行による結果であるといえる。

図表 5-2 韓国在留外国人数の推移(単位:人)



(資料) 韓国法務部 出入国・外国人政策本部「出入国・外国人政策統計年報」

http://www.immigration.go.kr/HP/COM/bbs_003/BoardList.do?strNbodCd=noti0096&strOrgGbnCd=104000&strFilePath=imm/&strRtnURL=IMM_6050&strNbodCdGbn=&strType=&strAllOrgYn=N (最終閲覧日:2017/3/24)

各年12月末基準で、韓国内に在留している外国人数。ただし、総数には、短期在留者も含まれる点は注意。登録外国人数は1,161,677人(2016年12月末時点)、行政自治部による在住外国人数は1,711,013人(2015年11月1日時点)。

② 総人口に占める外国人割合

韓国の総人口は、51,246,000人（2016年）、労働力人口は、26,913,000人（2015年）であった。ここから総人口比で在留外国人が占める割合、登録外国人が占める割合、及び外国人労働者が総人口及び労働力人口に占める割合は以下の図表の通りとなる（少数第3位を切り上げ）。なお、外国人労働者は、90日以上在留が認められる在留資格D系統（留学（D-2）除く）、E系統、H系統に該当する外国人を対象とし、例えば、永住（F-5）で就業している外国人は含めていない。2016年12月末時点で、855,505人が該当する。

結果をみると、在留外国人割合は4.00%、登録外国人割合は2.27%、また、外国人労働者割合は、総人口比1.67%、労働力人口比3.18%となっている。

図表 5-3 総人口・労働力人口に占める外国人割合（2016年12月末時点）

在留外国人割合	登録外国人割合
4.00%	2.27%
外国人労働者割合（総人口比）	外国人労働者割合（労働力人口比）
1.67%	3.18%

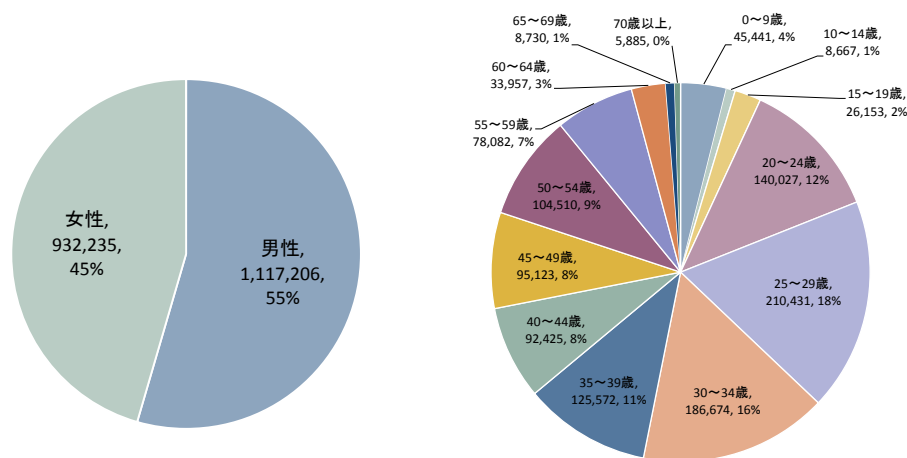
（資料）

韓国統計庁「総人口・人口成長率」http://www.index.go.kr/potal/enaraIdx/idxField/userPageCh.do?idx_cd=1009、
韓国統計庁「労働力人口調査」<http://www.moel.go.kr/english/pas/pasMajor.jsp>、
出入国・外国人政策本部「出入国・外国人政策統計年報」（URL前掲） 最終閲覧日：2017/3/21

③ 在留外国人の各種属性別統計

韓国に在留する外国人の性別および年齢は、以下の図表にまとめている。性別は、男性の方が55%と若干高い割合となっている。年齢別では、39歳未満で、全体の約3分の2を占めており、若年層の割合が高い。

図表 5-4 韓国在留外国人の性別（左）と年齢（右）（2016年12月末時点）

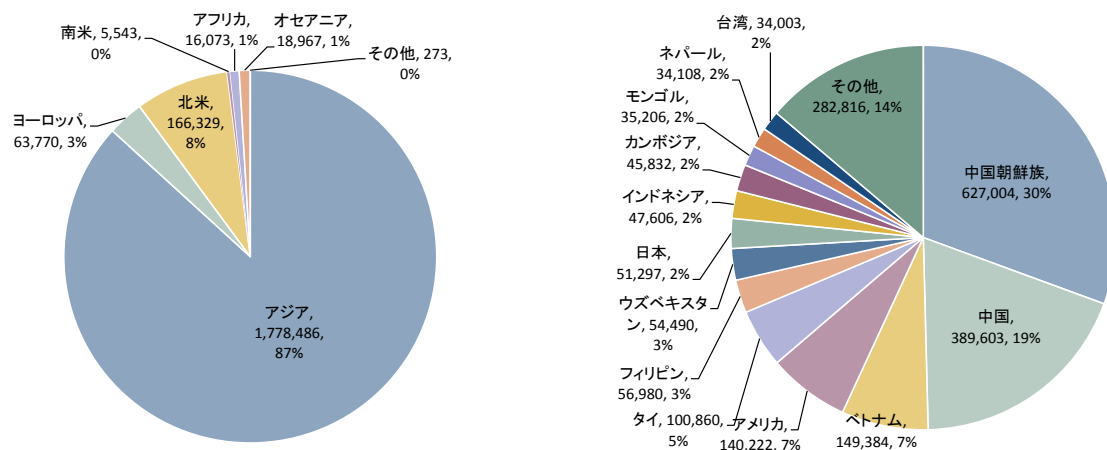


（資料）韓国法務部出入国・外国人政策本部（2017）「出入国・外国人政策統計年報」2016年12月末時点。ただし、年齢については、公表資料から当たれる情報として、登録外国人に関する割合。

続いて、在韓外国人の出身地域、出身国籍をまとめたものが下記図表である。

出身地域をみると、9割弱がアジア地域出身によって占められている。国籍は、中国朝鮮族と中国で5割程度を占めている。次に多いのがベトナムとなっており、後述する、雇用許可制での入国者が多くを占めるようになっている。

図表 5-5 韓国在留外国人の出身地域（左）と国籍（2016年12月末時点）



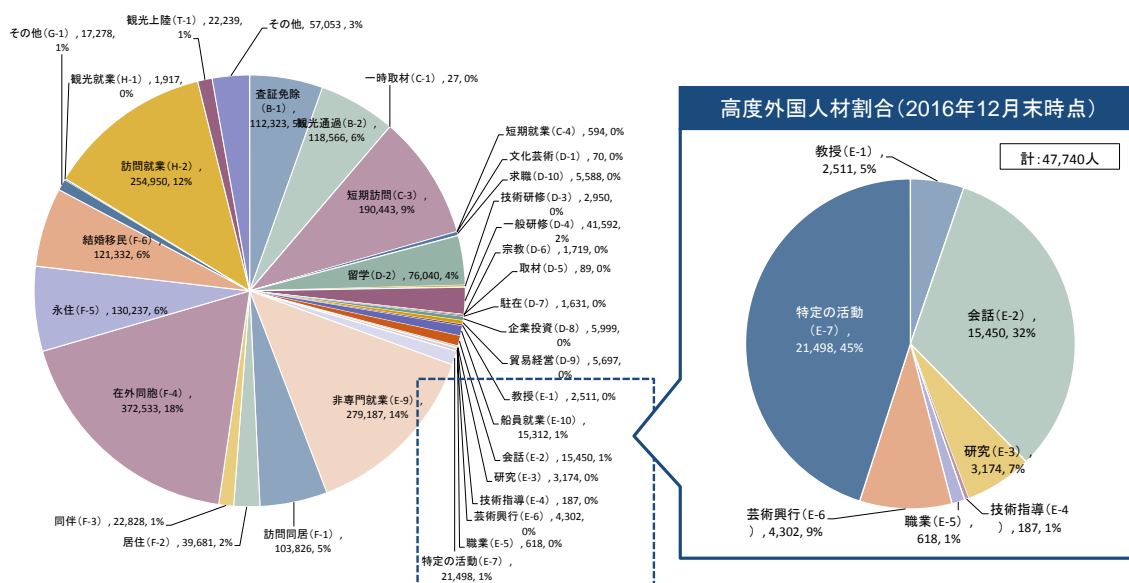
（資料）韓国法務部 出入国・外国人政策本部（2017）「出入国・外国人政策統計年報」（2つの図表共通）

④ 在留資格別外国人割合

在留資格別の人数割合を、以下の図表でまとめている。E系統に分類される就業資格は、専門と非専門に分けられ、いわゆる高度外国人材向けの専門就業資格がE-1～E-7まで、非専門就業資格が、E-9、E-10となっている。外国人労働者の内訳は、雇用許可制で入国・在留する非熟練外国人労働者（E-9：非専門就業、H-2：訪問就業）が多くの割合を占めることがわかる²。

² 韓国では、高度外国人材誘致の政策も、我が国よりも大きく先行して、2000年代初頭から積極的に行われてきたものの、高度外国人材とされるE系統の在留資格者は、全体の1割程度にとどまっている。こうしたことから、「韓国の外国人専門技術労働者政策は、有名無実な状態」（薛 2016: 54）と指摘されている。

図表 5-6 在留資格別割合と高度外国人材内訳割合 (2016年12月末時点)



(資料) 韓国法務部出入国・外国人政策本部 (2017) 「出入国・外国人政策統計年報」2016年12月末時点。

(3) 関係法令

韓国では、上述のとおり、2000年代以降外国人の急激な増加がみられたが、それに伴い、非熟練外国人労働者の需給調整、外国人に対する支援のあり方、外国にルールを持つ子どもへの教育、悪徳な国際結婚仲介業者の取り締まり、また、高度外国人材の受入れ促進などが重なり、2000年代以降外国人政策に関連した法令の制定や改正が相次いだ。

なお、非熟練外国人労働者の正面からの受入れ方針への転換や、外国人への社会統合支援の取組みは、2003年2月に人権派弁護士とされる盧武鉉大統領が誕生したことが大きな要因ともなっている。ここでは、代表的な関連法令を紹介する。

① 出入国管理法

出入国管理法は、全106条、附則5条からなる、韓国に入学、韓国から出国するすべての韓国国民と外国人の出入国管理を通じた安全な国境管理や韓国内に在留する外国人の在留管理及び難民認定手続き等に関する事項を規定することを目的とした法律である(第1条)。

韓国国民の出入国に関する規定(第2章)、外国人の入学及び上陸に関する規定(第3章)、外国人の滞在と出国(第4章)、強制退去(第6章)といった我が国の出入国管理及び難民認定法にも規定される内容に加え、第5章では、外国人の登録および社会統合プログラムに関する規定が盛り込まれている。特に社会統合プログラムに関する規定は、永住(F-5)を取得しようとする外国人の社会適応を支援するため、教育、情報提供、相談などの社会統合プログラムを実施することに関する規定を2012年1月に新設した。

当該法律の下に、別途出入国管理施行令、出入国管理施行規則が定められている。

② 在韓外国人処遇基本法

在韓外国人が韓国社会に適応し、個人の能力を発揮できるようにすることや、韓国国民と在韓外国人がお互いを理解し尊重する社会環境を作り、韓国の発展と社会統合に資することを目的に掲げている。2007年5月に国会を通過した。全23条、附則5条からなる。

第2条の定義では、「在韓外国人」を、韓国国籍を有しない者で、韓国に居住する目的を持って合法的に滞在している者と定めているほか、定義に幅がある「結婚移民者」についても、韓国国民と婚姻したことがあるか婚姻関係にある在韓外国人としている。その他、主な内容は以下のとおりである。

図表 5-7 在韓外国人処遇基本法 主要事項

- | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none">1. 法務部長官は、関係中央行政機関の長と協議をして、5年ごとに外国人政策の基本計画を樹立、中央行政機関および地方自治体は基本計画を土台に年度別の施行計画を策定し、施行する。(第5条)2. 外国人政策に関する主要事項を審議するために、国務総理を委員長とする「外国人政策委員会」を設置する。(第8条)3. 結婚移民者およびその子女、永住者、難民認定を受けた者など定住する外国人に対する韓国語教育、制度・文化の教育、子どもの保育と教育支援、医療支援など社会適応を支援し、彼らに対する不合理な差別防止と人権擁護のため政府は教育・広報その他必要な努力を行う。(第10条～第17条) |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(資料) 韓国法務部「在韓外国人処遇基本法」(略称:外国人処遇法)より、三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

この在韓外国人処遇基本法により、外国人政策委員会を中心に、政府として統一した外国人政策を実施することができるような体制を整えられた。2010年7月の改正では、改正前にはなかった、結婚移民者及びその子女の処遇について、医療支援を行う根拠規定(第12条)も整えられた。

同法は在韓外国人の個別具体的な処遇内容が規定されているわけではないが、入管政策とは別に推進してきた外国人の処遇に関する諸政策を統合的に立案・実行できるプログラム規定を盛り込み、その法律的根拠を整えたことへの評価もある(宣 2010a)。一方で、同法では、不法滞在者(非正規滞在者)が対象に含まれていないことについて、疎外される人々が再生産される懸念を示す意見もある(李 2011)。

③ 多文化家族支援法

2008年3月、国際結婚による結婚移民者に焦点を当てた、国際結婚家庭への支援策の基盤となる法律として「多文化家族支援法」が制定された³。

この法律は、「多文化家族の構成員が安定的な家族生活を営むことができるようにし、構成員の生活の質の向上及び社会統合に貢献すること」を目的としている(第1条)。本法は、韓国社会における多文化主義の導入や普及を目的としたものではなく、韓国国民と結婚し、配偶者として韓国に合法的に居住する外国人と、その間に生まれた韓国国籍を有する子どもを対象として、韓国社会への統合を促進することが目的とされている。

なお、支援の対象(第2条)には、結婚移民者の範疇に「帰化者」も含まれていること、及び、外国籍同士の家族は支援対象に該当しないことの2点には注意が必要である。2008年の制定時は、「生まれながらの」韓国人と結婚した結婚移民者や婚姻帰化者の家族のみを支援対象としていたが、2011年4月の同法改正により、「生まれながらの」という制限が撤廃され、帰化者と外国人で構成される家族も、多文化家族として支援対象に含まれることとなっている(薛 2011)⁴。

また同法に基づき、韓国政府女性家族部が多文化家族政策に関する基本計画の樹立に責任を負うとされ、すでに第1次(2008-2012年)・第2次(2013-2017年)多文化家族支援政策基本計画が策定・実行されている。この法律で規定された各種、支援項目は、韓国保健福祉部長官が指定する「多文化家族支援センター」の活動を通じて実現が目指されることとなる(多文化家族支援センターについては後述)。

④ 多文化家族出身者の兵役について(兵役法、兵役法施行令及び軍人服務規律)

韓国では、憲法及び兵役法により、韓国国民男子は、兵役義務を負っているが、2010年1月の兵役法改正により、従来まで兵役対象外となっていた「外観上明らかに識別することができる混血人」であっても、2011年1月以降は現役兵として兵役義務が課されることとなった(なお当該表現は人種差別的であるとして問題視され表現改正)。ただし、「帰化により大韓民国国籍を取得した者」は引き続き兵役義務の免除対象である。

近年では、多文化家族出身の兵役義務対象者が増えており、2020年代中盤以降は、多文化家族出身の現役兵が1万人を超えると予測されている⁵。

³ 韓国では、国際結婚によって形成された家族形態は、「国際結婚家族」、「結婚移住者家族」、「結婚移民者家族」など、複数の呼称があったが、多文化家族支援法制定後は、「多文化家族」が一般的に統一して用いられるようになっている(廉 2011)。

⁴ ただし、この改正によっても、依然として外国人同士の夫婦は多文化家族の対象外である。また、同法の同化政策的側面についても問題がある(李 2011、春木 2011など)。

⁵ 「외국인 부모 둔 장병 속속 입대...10년 후엔 1만 명」(「父母が外国人」の将兵。続々入隊...10年後には1万人) 『中央 SUNDAY』 <http://news.joins.com/article/8827083> (最終閲覧日: 2017/3/12)

⑤ 不法滞在者の子どもの通学について（初等中等教育法施行令及び出入国管理法）

保護者が不法滞在の場合、子どもが就学年齢に達していても発覚を恐れ、教育機会を逸してしまう場合がある。

こうした問題へ対応するため、小学校は2008年2月、中学校は2012年12月に、初等中等教育法施行令が改正され、入学手続きに際して外国人登録に関する書類を提出する代わりに、賃貸契約書など、韓国内に居住していることが確認できる書類を提出することが可能となった。この結果、保護者や不法滞在の場合でも、その事実を明らかにすることなく、子どもを小学校に通わせることができるようになった。

⑥ 国籍法（限定的な重国籍の容認）

建国とともに1948年に制定された国籍法は、2010年まで重国籍を認めない法制度を一貫して堅持してきたが、2011年1月、限定的に重国籍を認める改正国籍法が施行された。

この法改正で、出生時に重国籍となった場合や、配偶者が韓国人である外国人が韓国籍に帰化した場合などに限定した上で、国内で外国籍を行使⁶しないという誓約を行うことを条件に、外国籍を放棄しなくても韓国籍を保有できるようになった。

⑦ 難民法（難民の地位及び処遇）

韓国は、1992年に「難民の地域に関する条約（難民条約）」及び「難民の地位に関する議定書」（難民議定書）に加入し、1993年には出入国管理法内で難民に関する規定を盛り込む改正を行ったが、国内法に難民条約や難民議定書の内容が反映されていなかったため、難民認定を受けるには様々なハードルが存在していた。2000年代以降、支援団体を中心に問題提起がなされ、出入国管理法とは独立した形で2013年7月から難民法が施行した。

この立法により、難民認定の適正な手続きと難民等の処遇を同一の法律で保障していくための法的基盤が整備された（藤原 2012）。

⑧ 外国人労働者の雇用などに関する法律（外国人雇用法）

それまで、産業技術制度、産業研修制度の下で、「研修生」名目で入国した外国人労働者の不法滞在化がメディア等でも取り上げられるなど問題視されるなかで、2003年2月に就任した盧武鉉大統領は公約として掲げていた外国人雇用許可制導入に関する議論を開始し、半年後の2003年8月に法律交付に至っている。

この結果、2004年8月から、韓国人労働者の確保が難しい企業が、合法的に非熟練外国人労働者を正面から受け入れることを認める「雇用許可制」が実施されることとなった。

雇用許可制については、本節末にまとめて記載する。

⁶ 外国籍を有していることを理由に国民の義務を逃れたり、外国籍に伴う権利を行使すること。大学入学試験の外国人枠への応募などが一例（藤原 2010）。

(4) 関係機関

① 出入国・外国人政策本部

前述した、在韓外国人処遇基本法を統括する機関として、法施行に先立つ 2007 年 5 月、法務部の出入国管理局が、出入国・外国人政策本部に改編された。

それまでの、出入国管理業務に止まらず、統合支援政務官の下に、国籍難民課、社会統合課、外国籍同胞課、国際移民協力課が設置され、特に社会統合課は、在韓外国人の韓国国内生活に必要な基本的知識の教育及び情報提供、外国人に対する差別や人権侵害の防止、多文化への理解増進等を担当するポストとなっている。当本部は、李明博政権下での第 1 次外国人政策基本計画（2008-2012 年）に続き、朴槿恵政権下での第 2 次外国人政策基本計画（2013-2017 年）を策定し、推進主体となっている（2016 年 12 月時点）。

② 外国人材政策委員会

外国人政策の基本方針を確立するとともに、外国人関連政策を総合的に推する体制を整備するため、国務総理室（日本の内閣官房にあたる組織）内に、2006 年 5 月、第 1 回外国人政策委員会設置・開催した（委員長：国務総理、委員は 20 名以内）。

政策目標として、外国人の人権尊重と社会統合、優秀な外国人労働力の誘致の支援の 2 つを掲げて、そのための履行課題として、①外国籍同胞（在外同胞）の包容、②結婚移民者・外国人女性・外国人子女の権益向上、③難民に対する実質的支援、④外国人労働者の処遇改善、⑤不法滞留外国人の人権保護、⑥多文化社会としての統合基盤の構築の 6 点が掲げられた。現在も定期的に開催している会議体である。

上記の他、国務総理を委員長とする「多文化家族政策委員会」「外国人材政策委員会」（雇用許可制で詳述）、「在外同胞政策委員会」3 つの会議体がある上、政策実行レベルでは、出入国管理は法務部、外国人労働者の需給調整等は雇用労働部、多文化家族政策は女性家族部、子どもの教育は女性家族部教育科学技術部と、各省庁がバラバラに所管しており、重複もみられる。

このように、韓国における外国人関連政策は、しばしば「コントロールタワーの不在」が問題視されており、政策調整機関として「移民庁」の新設が議論されてきたが、実現には至っていない。また、予算面では、多文化家族に対する支援に著しく偏っているという実態もある。

(5) 外国人受入れに係る基準等

① 滞在資格ごとの許可基準

前掲図表 5-1 の通り。

② 労働市場テスト、受入れ人数枠、ローテーション制度、転職の制限、外国人の滞在状況の管理・報告制度等の有無及び詳細

雇用許可制において労働市場テストを実施している。詳細は、本節末の雇用許可制に関する説明の中で詳述する。

③ 永住・帰化の可否及び基準

1) 永住の可否、基準

出入国管理法で定める永住（F-5）の取得要件は下記のとおり。

出入国管理法第 46 条第 1 項各号の強制退去対象ではない人として、次の各項目のいずれかに該当する者

- イ) 大韓民国「民法」による成年であり、本人または同伴家族が生計を維持する能力があり、品行が良く大韓民国に継続して居住するのに必要な基本的な素養を備えるなど法務部長官が定める条件を備えた者として、駐在（D-7）から、特定活動（E-7）までの在留資格や居住（F-2）在留資格で 5 年以上大韓民国に滞在している者
- ロ) 国民または永住（F-5）の在留資格を持っている人の配偶者または未成年の子供として大韓民国に 2 年以上滞在している人と大韓民国で出生したことを理由に、出入国管理法第 23 条に基づいて在留資格付与の申請をした者として、出生時に彼の父または母が永住（F-5）在留資格で大韓民国に滞在している人の中で生活維持能力、態度、基本的素養などを考慮した結果大韓民国に継続して居住する必要があると法務部長官が認める者
- ハ) 「外国人投資促進法」に基づいて 50 万ドル以上を投資した外国人投資家として 5 人以上の国民を雇用している者
- ニ) 在外同胞（F-4）の在留資格で大韓民国に 2 年以上継続滞在している者として生計維持能力、態度、基本的素養などを考慮して大韓民国に継続して居住する必要があると法務部長官が認める者
- ホ) 「在外同胞の出入国と法的地位に関する法律」第 2 条第 2 号の外国国籍同胞として「国籍法」による国籍取得の要件を備えた者
- ヘ) 旧「出入国管理法施行令」（大統領令第 17579 号一部が改正され、2002.4.18.公布・施行される前のもの）別表 1 の在留資格、居住（F-2）（これに該当する在留資格を持ったことがある人を含む）を有して、生計維持能力、態度、基本的素養などを考慮して、大韓民国に継続して居住する必要があると法務部長官が認める人

- ト) 次の各号のいずれかに該当する者として法務部長官が認める者
- 1) 国外で一定の分野の博士号を取得した者として、永住 (F-5) 在留資格申請時の国内企業などに雇用された者、2) 国内の大学院での正規課程を終えて博士号を取得した者
- チ) 法務部長官が定める分野の学士号以上の学位証または法務部長官が定める技術資格のある人として、国内滞在期間が3年以上あり、永住 (F-5) 在留資格申請時に国内企業に雇用されて法務部長官が定める金額以上の賃金を受ける者
- リ) 科学・経営・教育・文化芸術・体育など特定の分野で優れた能力を持っている人の中で、法務部長官が認める者
- ヌ) 大韓民国に特別な功労があると法務部長官が認める者
- ル) 60歳以上であって、法務部長官が定める金額以上の年金を海外から受けている者
- ヲ) 訪問就業 (H-2) 在留資格で就職活動をしている者で、居住 (F-2) の事項1) から3) までの要件をすべて備えている人の中で、勤続期間、就業地域、産業分野の特性、人材不足の状況と国民の就業選好度などを考慮して、法務部長官が認める者
- ワ) 居住 (F-2) リ) として、大韓民国で3年以上滞在している者で、生計維持能力、態度、基本的素養などを考慮して、大韓民国に継続して居住する必要があると法務部長官が認める者
- カ) 居住 (F-2) ヌ) として、在留資格を受けた後、5年以上継続投資の状態を維持した人で、生計維持能力、態度、基本的素養などを考慮して、大韓民国に継続して居住する必要があると法務部長官が認める者とその配偶者と子供 (法務部長官が定める要件を備えた子供のみ該当する)
- ヨ) 企業投資 (D-8) ハ) に該当する在留資格で大韓民国に3年以上継続滞在している人として、投資家から3億ウォン以上の投資を誘致し、2人以上の国民を雇用するなど、法務部長官が定める要件を備える者
- タ) 5年以上の投資の状態を維持することを条件として、法務部長官が告示する金額以上を投資するなど、法務部長官が定める要件を備えた者
- レ) 企業投資 (D-8) イ) に該当する在留資格を持っている「外国人投資促進法施行令」第25条第1項第4号の規定による研究開発施設の必須専門人材に大韓民国に3年以上継続在留している者として法務部長官が認める者

2) 取消・期限

韓国では、2010年12月より、在留登録外国人の韓国国内在留の便宜を図るため、再入国許可制度が改正された。在留資格永住 (F-2) は、出国日から2年以内に再入国する場合は、再入国許可が免除される (その他の在留資格は、1年以内)。期限を超過すると、所有している在留資格が無効となる。

3) 帰化の可否、基準

一般帰化による国籍取得について、韓国国籍を取得した事実のない外国人は、法務部長官の帰化許可を受けて韓国国籍を取得できると規定されている(国籍法第4条)。

ただし、韓国では帰化にあたり、「永住資格前置主義」の導入を目的に国籍法の一部改正を行っている。永住資格前置主義とは、「一般帰化又は簡易帰化を希望する外国人は、まず永住資格を取得し、一定期間国内に在留しなければ帰化の許可を受けることができないようにすることで、帰化した者が国民としての基礎的素養及び自立能力を十分備えるようにする」制度である。

法務部長官は、帰化許可申請を受けると、国籍法第5条から第7条までの要件を満たしていることを審査した後、要件を備えた者に対して帰化を許可する。以下では、一般帰化要件である第5条を掲載する。第6条は簡易帰化(両親のどちらかが韓国国民である、韓国で出生した等)、第7条は特別帰化(韓国に特別な功労がある者)を規定している。

第5条 (一般帰化要件)

外国人が帰化許可を得るためには、第6条、第7条に該当する場合を除き、次の各号の要件を備えなければならない。

1. 5年以上継続して大韓民国に住所があること
2. 大韓民国の民法上成人であること
3. 品行方正であること
4. 自分の資産や技能、または生計を共にする家族に依存して生計を維持する能力があること
5. 国語(韓国語)能力と大韓民国の風習に対する理解など大韓民国の国民としての基本素養(素養)を備えていること

2016年7月に法務部から「予告」として、韓国国籍取得の条件を厳格にする通達が出ており、今後は、韓国内に5年以上滞在し、かつ、永住資格を持つ外国人のみが一般帰化を申請できる(永住資格前置主義の厳格化)と変更される見通しとなっている。

(6) 審査手続

① 外国人のための電子政府 : Hi Korea

韓国では、入国・滞在に係る審査手続も含めて、外国人のための電子政府 : Hi Korea が韓国語、英語、中国語、日本語の4カ国語で運用されている。

Hi Korea に登録することで、さまざまな手続きをオンライン上で可能としている。

図表 5-8 Hi korea トップ画面 (日本語版)

The screenshot shows the Hi Korea website homepage in Japanese. At the top, there is a search bar and navigation links for 'RSS', 'Home', 'Login', 'My Page', 'Favorites', 'Site Map', and 'Language Support'. Below this is a main navigation bar with buttons for '電子申請' (Electronic Application), '訪問予約' (Appointment), '情報広場' (Information Plaza), '投資促進' (Investment Promotion), '参加広場' (Participation Plaza), and 'お知らせ広場' (Notice Plaza). A large banner in the center reads '2014年1月1日から 各種の在留許可に対する手数料が値上ります 申請の申し込みの際、間違いないようお願いします' (From January 1, 2014, fees for various stay permits will increase. Please apply carefully to avoid mistakes). Below the banner are several sections: 'ログイン' (Login) with ID and password fields; 'マイページ' (My Page); '最新ニュース' (Latest News) featuring a '1345' milestone; '情報広場' (Information Plaza) with categories like '韓国の理解' (Understanding Korea), '生活案内' (Living Guide), '医療' (Medical), '文化・観光' (Culture & Tourism), and '主要機関情報' (Major Institution Information); and '外国人総合案内センター' (Foreigner General Information Center). The footer contains logos for the Ministry of Government Administration and Security, MOTIE, and KOREA.net, along with copyright information.

(資料) 外国人のための電子政府 : Hi korea (日本語版)

http://www.hikorea.go.kr/pt/main_ja.pt (最終閲覧日 : 2017年2月6日)

1) 電子申請、訪問予約

Hi Korea 上では、各種申請の電子申請を認可しており、Hi korea で電子申請許可を得たも

のは、法務部出入国管理事務所を訪問して許可された場合と同じ効力を持つ。

また、項目によってオンライン上のみでの申請だけでは許可が下りないものがあるが、その場合は、法務部出入国管理事務所へ訪問の事前予約をオンライン上でする。訪問予約の申込みをした申請者は、予約した日時に予約受付証を持って出入国管理事務所を訪問すると、訪問予約専用窓口で予約時間に申請業務の処理ができるようになっている。

オンライン上での訪問予約は、24 時間年中無休、訪問予約可能期間は、申請日翌日から指定された期間まで、予約の取り消しは訪問前日まで可、当日のキャンセルと 5 分以上の遅刻は予約が無効といった運用をしている。電子申請および電子上での訪問予約ができる申請項目は以下の図表のとおり。

図表 5-9 電子申請／電子訪問予約可能な申請事務項目

申請分類	業務分類	申請事務の種類	電子申請	訪問予約	処理機関	
在留	在留期間延長・更新	登録外国人の在留期間更新許可	●	●	法務部	
		在外同胞(F-4)居所申告者の在留期間延長許可	●	●	法務部	
		短期在留者の在留期間更新許可	●	●	法務部	
		留学生担当者の留学生と語学研修生滞在期間延長許可	●	●	法務部	
	雇用変更届	E-9、H-2の雇用研修外国人変更事由発生届出(離脱届出退職等)	●	●	法務部／雇用労働部	
		E-9、H-2以外の雇用研修外国人変更事由発生届出(離脱届出退職等)	●	●	法務部	
	就労・雇用開始	H-2の就業開始又は勤務地変更申告	●	●	法務部／雇用労働部	
	在留資格変更	登録外国人の在留資格変更許可	●	●	法務部	
		短期在留者の在留資格変更許可		●	法務部	
	在留資格付与	登録外国人の在留資格付与		●	法務部	
		短期在留者の在留資格付与		●	法務部	
	出国のための期間延長	登録外国人の出国のための期間更新許可	●	●	法務部	
		短期在留者の出国のための期間更新許可		●	法務部	
	時間制就業(留学生)	留学生又は語学研修生 時間制就業許可	●	●	法務部	
		留学生又は語学研修生 時間制就業申告	●	●	法務部	
	居住地／居所前	居住地変更の届出／前居住地の報告	●	●	法務部	
	外国人登録／居住地申告	外国人登録申込		●	法務部	
		在外同胞国内居所届出		●	法務部	
	資格外活動	資格外活動許可		●	法務部	
	登録証再発行	登録証再発給申請		●	法務部	
	登録事項変更	登録事項変更届出	●	●	法務部	
	再入国許可	再入国許可(単数、複数)		●	法務部	
	査証	査証発給認定書	査証発給認定書 発給許可		●	法務部
	国籍	許可	帰化許可申込書		●	法務部
			国籍回復許可申込書		●	法務部
		申告	国籍取得届出書		●	法務部
国籍選択届出書				●	法務部	
国籍消失届出書				●	法務部	
国籍保有届出書				●	法務部	

(資料) 外国人のための電子政府：Hi korea 電子申請ページ
http://www.hikorea.go.kr/pt/CvIapplInfoPageR_kr.pt?locale=ko (最終閲覧日：2017年3月16日)

(7) 外国人に課された義務等

① 個人識別情報の提供、外国人登録、身分証の携帯・提示、当局への各種申告等の要否及び詳細

1) 入国時の指紋と顔情報の提供

入国審査時点で、指紋や顔に関する情報を提供して、本人であることを確認する手順に
応じなければならない。(出入国管理法第 12 条第 2 項、第 38 条)

2) 在留資格変更

韓国に在留する外国人が、現在の在留資格とは別の在留資格に該当する活動をするため
には、事前に法務部長官の在留資格変更許可を受けなければならない。(出入国管理法 24
条)

3) 旅券などの携帯と提示

韓国に在留する外国人は、常に旅券及び船員身分証明書・外国人入国許可証・外国人登
録証または上陸許可証を携帯しなければならない。ただし、17 歳未満（我が国の 16 歳未満
に該当）の外国人の場合には、この限りではない。(出入国管理法第 27 条)

4) 外国人登録

90 日を超えて韓国に滞在する場合は、入国した 90 日以内に管轄する地方入国管理局の長
に外国人登録をしなければならない。登録事項は、氏名、性別、生年月日、国籍、パスポ
ート番号、有効期限、勤務先と役職、担当業務、本国住所と国内居住地、在留資格と在留
期間。これらを基に外国人登録証が発給される。居住地の変更など、申告・登録事項の変
更届は、変更されてから 14 日以内に管轄の地方入国管理局に申告しなければならない。(出
入国管理法第 31～38 条)

5) (参考：韓国人への義務) 結婚同居目的の外国人招請時の教育プログラム履修

韓国国内にいる韓国人が、結婚同居目的で外国人配偶者を、居住 (F-2) や結婚移民 (F-6)
で韓国国内に招請する際に、外国人配偶者が特定国家出身者の場合は、招請者（韓国人配
偶者）が、査証申請前の時点までに、韓国における国際結婚関連制度や査証発行手続及び
審査基準等の制度、市民団体における結婚移民者からの相談事例・被害事例紹介等をレク
チャーする「国際結婚案内プログラム」を履修し（3 時間）、証明書を添付することが 2011
年 3 月から義務化されている（出入国管理法施行規則第 9 条 4）。

特定国家は、中国、ベトナム、フィリピン、カンボジア、モンゴル、ウズベキスタン、
タイであり、これらは国際結婚者の中で相対的に離婚率が高いか、婚姻後に配偶者の多数
が韓国国籍の取得している国と規定されている。

ただし、招請者（韓国人配偶者）と外国人配偶者の国家または第三国で留学、派遣勤務

等で 45 日以上続けて交際していた場合、韓国国内で外国人配偶者が 91 日以上合法的に在留しながら招請者（韓国人配偶者）と交際した場合、配偶者の妊娠、出産、その他人道的な配慮が必要であると認定された場合は受講が免除される。

プログラムは、全国 15 箇所の出入国管理事務局内「移民統合支援センター」で毎週（地域によっては隔週）水曜日に開催されている⁷。

② 権利の制限（移動の自由（出国の自由等）等）

1) 勤務先の変更及び追加

韓国に在留する外国人がその在留資格の範囲で勤務先を変更・追加するには、事前に法務部長官の許可を受けなければならない。ただし、専門的知識・技術や技能を有する者として大統領令で定められる者は、勤務先の変更・追加した日から 15 日以内に法務部長官に事後申告すればよい⁸。（出入国管理法第 21 条）

なお、雇用許可制で入国・就労する外国人労働者の職場移動については、後述する。

2) 活動範囲の制限

法務部長官は、公共の安寧秩序や韓国の重要な利益のために必要と認める場合、韓国国内に在留する外国人に対して居場所または活動の範囲を制限したり、必要な守事項を定めることができる。（出入国管理法第 22 条）

③ 在留資格取消し及び退去強制に係る基準の詳細

1) 強制退去

出入国管理法内の関連規定に反する場合、強制退去をさせることができる。なお、韓国に永住することができる在留資格を有する者は、第 46 条第 1 項の規定にかかわらず、強制退去されない。ただし、刑法第 2 編第 1 章内乱罪又は、第 2 章外国為替の罪を御こなした者、5 年以上の懲役又は禁固の刑を宣告されて釈放された者の中で法務部令で定める者、船舶の提供禁止に違反、教唆、援助した者はこの限りではない。（出入国管理法第 46 条）

④ 社会保障（生活保護受給等の可否）、参政権等

1) 社会保障

5 大社会保険（「国民年金保険」「国民健康保険」「雇用保険」「産業災害補償保険」「老人長期療養保健」）、公的扶助（「国民基礎生活保障（我が国の生活保護に該当）」「緊急福祉支援」）、社会福祉サービス（「児童福祉法」「老人福祉法」「嬰幼兒保育法」「障害者福祉法」「一

⁷ 国際結婚案内プログラム 日本語紹介サイト：

http://www.hikorea.go.kr/pt/InfoDetailR_ja.pt?categoryId=21&parentId=840&catSeq=&showMenuId=815 参加申請サイト：http://www.socinet.go.kr/soci/main/main.jsp?MENU_TYPE=S_TOP_SY（最終閲覧日：2017/03/22）

⁸ 事前許可対象、事後許可対象の詳細は、下記ページを参照

http://www.hikorea.go.kr/pt/InfoDetailR_ja.pt?categoryId=21&parentId=894&catSeq=&showMenuId=820（最終閲覧日：2017/03/22）

人親家族支援法」) について、外国人への適用とその特徴について、時期と対象に分けて整理をしたものが、下記図表である。

図表 5-10 社会保障制度と外国人への適用時期

区分	関連法律	法律制定→外国人への適用	91	92	93	94	95	96	97	98	99	00	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	
社会保険	国民年金法	(1973→) 1986→1998	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	国民健康保険法	1999=1999									○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	雇用保険法	1995=1995					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	産業災害補償保険	(1963→) 1994=1994				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	老人長期療養保健	2007=2007																	○	○	○	○	○	○	○	○	○
公的扶助	国民基礎生活保障法 (生活保護)	2000→2005										×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	緊急福祉支援方	2005→2009															×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○
社会福祉サービス	児童福祉法	(1961→) 1981=1981	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	老人福祉法	(1981→) 1989	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	嬰幼兒保育法	(1991→) 2004→2008	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○
	障害者福祉法	(1981→) 1989→2012	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○
	一人親家族支援法	(2002→) 2008→2006													×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○

注:○は外国人への適用あり、×は適用なし

(資料) 呉泰成 (2016) p.67 より。

図表 5-11 定住外国人への社会保障適用有無

区分	関連法律	永住	配偶者	難民	在外同胞	労働者
社会保険	国民年金法	○	○	○	○	○
	国民健康保険法	○	○	○	○	○
	雇用保険法	○	○	○	○	○
	産業災害補償保険	○	○	○	○	○
	老人長期療養保健	○	○	○	○	△
公的扶助	国民基礎生活保障法(生活保護)	×	○(2015)	○(2012)	×	×
	緊急福祉支援方	×(△)	○(2010)	○(2010)	△	×
社会福祉サービス	児童福祉法	△	○	○	○	×
	老人福祉法	×	×	×	×	×
	嬰幼兒保育法	△	○	△	×	×
	障害者福祉法	○	○(2012)	×	○	×
	一人親家族支援法	×	○(2007)	×	×	×

注:○は外国人への適用あり、△は一部適用・管轄の裁量による、×は適用なし

(資料) 呉泰成 (2016) p.67 より。

2) 参政権

2005年8月に公職選挙法が改正され、永住(F-5)を取得後、3年以上が経過した19歳以上(我が国の18歳)の外国人に対して、地方参政権の付与を認めている。韓国では、2000

年以降、長期滞在の外国人への参政権について議論が交わされ、「長期滞在外国人の永住権取得とその法的地位に関する法律案」（2001年9月提出も廃案）などの議論を通して、2005年に実現している。

(8) 受け入れている外国人本人及び家族等の登録事項に係る公証制度の有無及び詳細

(7) 4) で記載の通り。90日を超えて韓国に滞在する場合は、入国した90日以内に管轄する地方入国管理局の長に外国人登録をしなければならない。登録事項は、氏名、性別、生年月日、国籍、パスポート番号、有効期限、勤務先と役職、担当業務、本国住所と国内居住地、在留資格と在留期間。これらを基に外国人登録証が発給される。登録事項の変更届では、変更されてから14日以内に管轄の地方入国管理局に申告しなければならない。(出入国管理法第31～38条)。

また、外国人に対する事実証明の発行も行っており、住民登録謄本・抄本を必要とする場合には、事実証明書で代替できる。オンライン上での申請・発行が可能であり、オンライン申請時に発行不可のメッセージが出る場合には、出入国管理事務所への訪問が必要となる⁹。

⁹ 電子政府 Hi-Korea 関連ページ：http://www.hikorea.go.kr/pt/InfoDetailR_ja.pt
申請 web サイト：<http://www.minwon.go.kr/main?a=AA020InfoMainApp> (最終閲覧日：2017/3/26)

(9) その他①：雇用許可制

① 受け入れスキーム

a. 概要

雇用許可制での受け入れ規模、業種、送り出し国の選定といった主要政策の決定は、「外国人材政策委員会」において審議・議決される（外国人雇用法第4条）。また、外国人労働者雇用制度の運営及び外国人労働者の権利保護等に関する事項を事前に審議する機関として、政策委員会の下に外国人材政策実務委員会（25名以内で構成）が設置されている（キム・キソン 2012）。

外国人材政策委員会での議論に基づき、雇用労働部長官が、毎年3月31日までに外国人労働者の導入計画を策定する（同法第5条）。導入計画では、全体規模、業種別の配分、事業所別雇用許可基準等が示され、受け入れ人数の総量規制（割当制：クォータ制）および、業種別の雇用許可人数制を採用している。

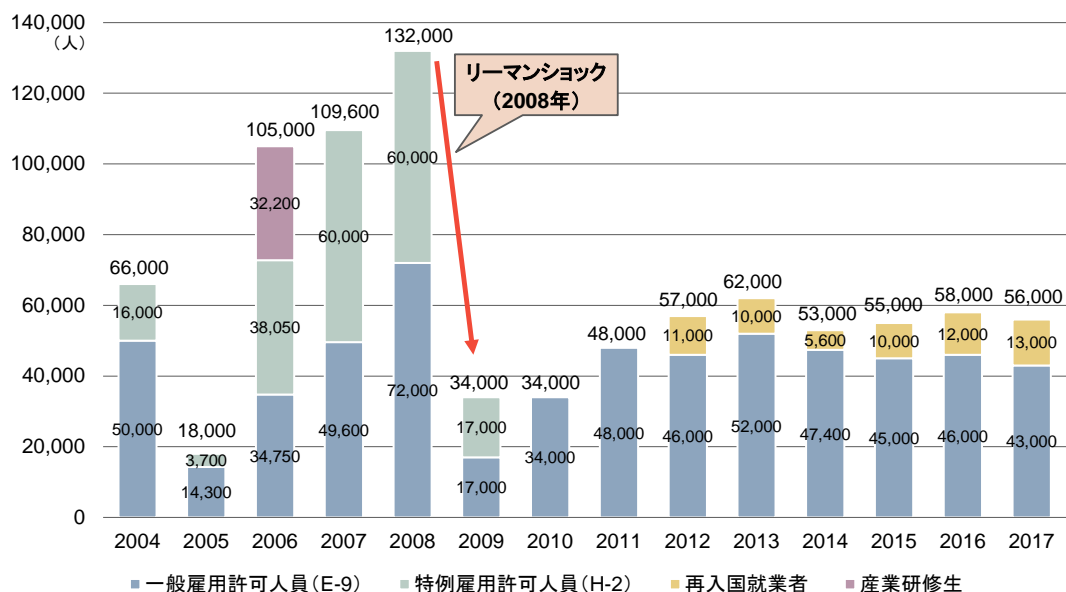
b. 受け入れ人数の決め方

総受け入れ人数規模は、景気動向／韓国国民の雇用情勢／滞在期間満了者数／非正規滞在者数等を考慮して決定され、業種別規模は国内産業別人材需給動向等に基づいて決定される。だが、受け入れ必要人数を正確に推計することは容易ではなく、実際は事業主の意向が大きく反映されている。

受入枠数の変遷を、以下の図表にまとめている。雇用許可制導入の2004年から2008年までは増加傾向だったが、2008年のリーマンショックにより、韓国国内の労働市場は雇用調整局面に入ったため、2009年度は新規クォータを3万4,000人と前年度の3分の1水準に縮小した。これは、クォータ制が政府によって雇用調整局面で積極的に活用された実例であり、需給調整主体として行政の役割が果たされた例といえる（宣 2010b）。

また、業種別及び企業規模別に外国人雇用率の上限を設定している。事業所の規模が大きくなるにつれて雇用率が下がり、規模の小さい企業ほど外国人を雇用できる量が増える仕組みになっている。

図表 5-12 年度別受入枠数の変遷と直近3年間の業種別受け入れ枠数



2017年						
区分	人員	製造業	建設業	サービス業	農畜産業	漁業
一般雇用許可制	43,000[41,000 + α(2,000)]	30,200 + α	2,390 + α	90 + α	5,870 + α	2,450 + α
再入国就業者	13,000	12,100	10	10	730	150
合計	56,000[54,000 + α(2,000)]	42,300 + α	2,400 + α	100 + α	6,600 + α	2,600 + α
2016年						
区分	人員	製造業	建設業	サービス業	農畜産業	漁業
一般雇用許可制	46,000[44,000 + α(2,000)]	33,200 + α	2,450 + α	90 + α	5,900 + α	2,360 + α
再入国就業者	12,000	11,000	50	10	700	240
合計	58,000[56,000 + α(2,000)]	44,200 + α	2,500 + α	100 + α	6,600 + α	2,600 + α
2015年						
区分	人員	製造業	建設業	サービス業	農畜産業	漁業
一般雇用許可制	45,000[43,100 + α(1,900)]	32,890 + α	2,280 + α	90 + α	5,650 + α	2,190 + α
再入国就業者	10,000	9,510	20	10	350	110
合計	55,000[53,100 + α(1,900)]	42,400 + α	2,300 + α	100 + α	6,000 + α	2,300 + α

(資料) 韓国雇用許可制HP、「年度別導入クォータ案内」より、三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成 <https://www.eps.go.kr/ko/EmployPerSystem.co?natNm=kr&tabGb=02> (最終閲覧日: 2017年2月6日)

c. 受け入れの対象

雇用許可制は、「一般雇用許可制」と「特例雇用許可制」の2つに分かれる。

一般雇用許可制

外国人政策委員会で決議された送り出し国から受け入れる制度であり、送り出し国とは二国間で覚書 (MOU) を締結する。2016年現在、ベトナム、フィリピン、タイなど15カ国と締結している。在留資格は、「E-9 非専門就業」。就労期間は、基本は3年までであるが、延長手続き等にとって、最大9年8ヵ月間の在留が可能となっている。また、一般帰化・永住権取得までの道も開いている (後述)。

特例雇用許可制

在外同胞 (韓国系外国人) のうち、中国朝鮮族および旧ソ連地域の韓国系外国人が主な対象であり、「H-2 訪問就業」の在留資格で入国することから「訪問就業制」とも呼ばれる。法改正を重ね、複雑な手続きも簡素化され現在の特例雇用許可制となっている。

図表 5-13 一般雇用許可制と特例雇用許可制の比較

	一般雇用許可制	特例雇用許可制
対象国	ベトナム、フィリピン、タイ、モンゴル、インドネシア、スリランカ、中国、ウズベキスタン、パキスタン、カンボジア、ネパール、ミャンマー、キルギス、バングラディシュ、東ティモール(計15ヶ国)との間で二国間了解覚書(MOU)を締結	中国、CIS諸国(旧ソ連地域)など11ヶ国
対象者	韓国語試験、技能試験、健康診断などの手続きを経て求職登録した者	①国内に縁故のない韓国系外国人 ②国内に縁故のある韓国系外国人(25歳以上)
在留資格	E-9 非専門就業	H-2 訪問就業
許可業種	中小製造業(300人未満または資本金80億ウォン以下、76.8%)、農畜産業(8.4%)、建設業(4.7%)、漁業(2.9%)、サービス業(リサイクル、冷凍倉庫など)など5業種	一般雇用許可制での許可業種にサービス業種(飲食、宿泊、介護、家事等)を加えた38業種
導入規模	外国人材政策委員会が毎年導入規模を業種ごとに決定	総在留数規模で管理(2015年30.3万人) 業種別管理はしない
滞在者数	27万9,187人(2016年12月)	25万4,985人(2016年12月)
就労期間	3年 (事業主の申し出で再雇用可能延長1年10ヵ月)	3年 (事業主の申し出で再雇用可能延長1年10ヵ月)
再入国就職	一時帰国(6ヵ月)後の再入国就職可能 「誠実勤労者再入国制度」 一時帰国期間(6ヵ月→3ヵ月短縮)、韓国語試験・研修免除、 出国直前の事業場で就労可	再入国期間制限無し
事業場移動	原則禁止。例外規定として最大3回まで(再雇用期間中2回)	事業場移動制限なし

(資料) 佐野 (2015b) p.10 を参照し、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティングが作成

2) 受け入れに関する原則

雇用許可制では、いくつかの原則を定めている。

a. 受け入れ業種の限定(非専門職分野に限定)

一般雇用許可制

製造業、建設業、サービス業(建設廃棄物処理業、リサイクル収集・販売業、冷蔵・冷凍倉庫業、書籍・雑記その他の印刷物出版業、音楽やその他オーディオの出版業)、農畜産業、漁業、

特例雇用許可制

一般雇用許可制で就業できる業種その他、飲食店、社会福祉サービス、家事サービス、看護、ベビーシッター、清掃等のサービス業務、合計 38 業種。(2010 年に韓国社会の高齢化と女性の社会進出を背景に、社会福祉サービス、家事サービス、看護、ベビーシッターの 4 業種を追加した)

b. 受け入れ事業所およびその規模の制限

雇用許可制による外国人労働者の受け入れは中小企業に限られる。

業種ごとに、雇用許可人数が定められており、例えば製造業は、以下の図表の通りである。製造業の場合、国内常用労働者が 300 人未満または資本金 80 億ウォン以下の事業者であること。また、国内常用労働者数に応じて受け入れ人数の制限がある。

図表 5-14 製造業における外国人雇用許可人数（2016年1月～：景気動向等で変動）

製造業		
韓国人雇用保険被保険者数	外国人雇用許可人数	新規雇用許可書発給の制限人数
1人～5人	5人以下	3人以下
6人～10人	7人以下	
11人～30人	10人以下	4人以下
31人～50人	12人以下	
51人～100人	15人以下	5人以下
101人～150人	20人以下	
151人～200人	25人以下	6人以下
201人～300人	30人以下	
301人以上	40人以下	

※韓国人の雇用機会保護のため、韓国人が1人以上(3ヵ月平均)雇用されていること

※根幹産業(国の根幹産業振興センターで発行する根幹産業証明書提出時)は、雇用許可人員の20%まで追加雇用が許可され、新規雇用許可書発給制限よりも1人追加雇用を許可

(資料) 韓国雇用許可制HP、「事業所規模別求人人員の紹介」より、三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成 <https://www.eps.go.kr/eo/EmployPerSystem.eo?natNm=kr&tabGb=05> (最終閲覧日：2017年2月6日)

なお、毎年「職種別事業労働者調査」の結果を踏まえ、事業所別受け入れ可能人数を20%上方修正する業種を調整する。2016年は、食品製造業、ゴム製品・プラスチック製品製造業、金属加工製品製造業（機械や家具を除く）、その他の機械および装置製造業、その他の輸送機器製造業の5業種が、受け入れ人数が20%上方修正されている。

また、建設業では年間工事金額に、サービス業では常用労働者数に、それぞれに応じて外国人労働者の受け入れ可能な人数の制限がある。

c. 労働市場テストの実施（労働市場補完性）

国内で不足する労働力は高齢者や女性等の、国内遊休労働者が優先される。事業主は一定期間、国内の求人を行っても労働力を確保できなかったときに初めて、外国人労働者の雇用許可申請をすることができる。この求人義務実施期間は、当初30日間であったが、2010年に、14日に短縮された。さらに、日刊新聞で3日間以上求人した場合は、7日に短縮される。

d. 定住化の防止（短期循環の原則）

雇用許可制は、あくまで「人材循環政策」で定住を前提とした移民政策ではない。就業期間、再入国等に制限が設けられている。また家族の同伴も原則は認められていない。

e. 均等待遇（不要な差別の禁止）

雇用許可制に基づき韓国内で就労する外国人に対しては、韓国民と同等に労働関係法が適用される。そのため、労働組合への加入も認められる。ただし、勤労基準法（我が国の労働基準法に相当）は、民間家庭でのサービスには適用されないため、農畜産業や民間家庭での家事サービス、介護に従事する労働者は勤労基準法の適用は受けない。

f. 外国人労働者受け入れプロセスの透明化

送り出し国との間で、二国間了解覚書（MOU）を締結し、雇用労働部が主管して、韓国語教育から帰国までの全プロセスを運営している。民間ではなく、国家がすべての過程に介入し、管理をするシステムであることが特徴的である。

② 一般雇用許可制に基づく外国人労働者の滞在期間・帰国措置

原則 3 年までの滞在期間・定住化の防止が設定されている一般雇用許可制ではあるが、近年、永住も含めた滞在の長期化の制度変更が続いている。具体的には以下のような制度・動きがある。

1) 定住化の防止の原則（短期循環の原則）

「定住化の防止」の原則があるため、滞在期間は定められており、滞在中にあっても家族の同伴は認められない。同在留資格での再入国も原則不可。

2) 出国保障保険金

滞在期間が終了して本国へ帰国する外国人労働者は、退職金と出国資金を保障するための「出国保障保険金」を受け取ることができる。当該保険金は、出国後 14 日以内に受け取ることが 2014 年の法改正で制定（以前は、帰国前に受領し、そのまま韓国内に非正規に滞在するケースが事例もみられた）

3) 延長措置付きの滞在期間

一般雇用許可制の滞在期間は原則 3 年で、3 年終了後、雇用主の申し出で 1 年 10 ヶ月の延長が可能。さらに、計 4 年 10 ヶ月経過後も同じ事業所に勤め続ける意向がある場合、雇用主が雇用申請し、それが認められた場合、出国後 3 ヶ月経過後、再入国が認められ、さらに 4 年 10 ヶ月間、韓国内の就労が認められる（誠実勤労者再入国制度）。

さらに、①過去 10 年いないに非専門就業者として 4 年以上合法的に就労、②35 歳未満、③2 年制大学卒業以上、④技能士以上の資格保有または最近 1 年間の賃金が同一職種の平均賃金以上、⑤韓国語能力試験 3 級以上などの要件を満たすと、在留資格を特定活動（E-9）、居住（F-2）に切り替えることを可能にする制度改正がなされた（2011 年）。この結果、韓国内で自由に就業ができるようになり、さらに 5 年以上の滞在により、一般帰化や永住権取得のための在留期間を満たすため、一般帰化・永住権取得も可能になった。上記の直近の動きも含め、雇用許可制導入以降、認められる滞在期間の変化を以下の図表にまとめている。

図表 5-15 雇用許可制の滞在期間変化

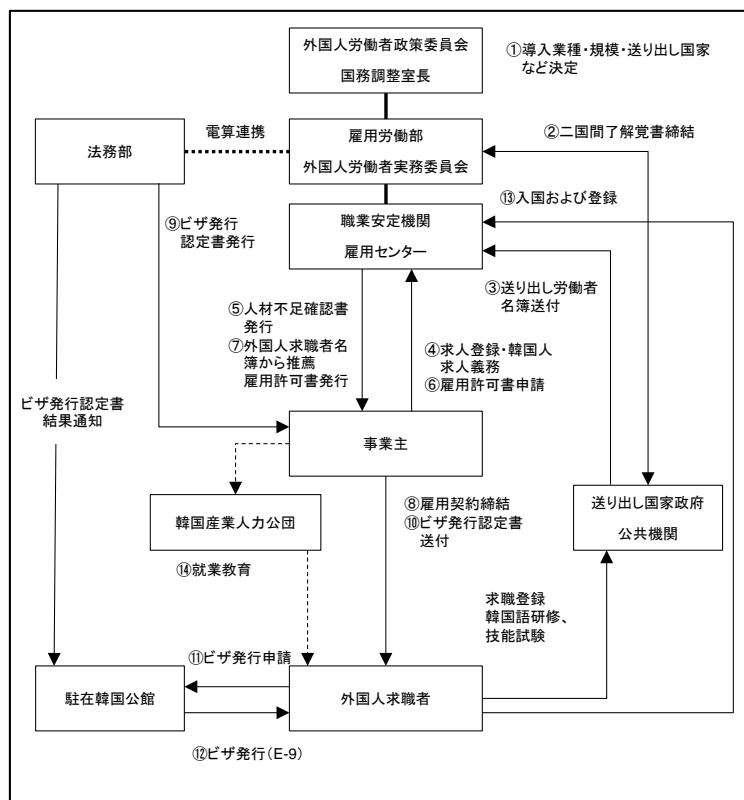
区分	時期	就労期間	更新による延長	一時帰国	その他
一般雇用許可制	2008.08	3年	なし		
	2009.05	3年	3年	1ヵ月	
	2009.12	3年	1年10ヵ月	なし	
	2012.07	4年10ヵ月	4年10ヵ月	3ヵ月	誠実労働者再入国
特例雇用許可制	2007.03	3年	なし	自由	
	2009.11	4年10ヵ月	なし	自由	雇用主の要請

(資料) 呉泰成 (2016) p.62 より。

③ 一般雇用許可制の受け入れプロセス

一般雇用許可制の受け入れプロセスとして、以下①～⑭までまとめている。本項は、雇用許可制 HP (<https://www.eps.go.kr>)、佐野 (2015a,2015b) を参照している。

図表 5-16 一般雇用許可制による受け入れプロセス



(資料) 雇用許可制 HP 「一般雇用許可制 就業手続き図」より

<https://www.eps.go.kr/eo/EmployJobProc.eo?natNm=kr&tabGb=02> (最終閲覧日：2017/3/24)

図表中①：外国人労働者政策委員会による導入業種・規模・送り出し国家の決定

関係中央行政機関の次官クラスなど 20 人で構成されており、國務調整室長（長官）が委員長。受け入れ規模の決定方法等は上述の通り。

図表中②：二国間で了解覚書（MOU）の締結

外国人材政策委員会の方針を実行に移すため、雇用労働部に労・使・政の委員から構成される外国人材政策実務委員会が設置される。この委員会と送り出し国政府との間で了解覚書を締結している。

選抜、導入、管理、帰国支援までの全プロセスを公共機関が行う公共機関主導型システムが韓国の雇用許可制の最大の特徴であり、送り出し国でも、了解覚書に基づき、選抜等は公共機関が担っている。

図表中③：送り出し国家政府（公共機関）から雇用センターへ送り出し労働者名簿の送付

送り出し国の公的機関は、求職者を募集し、韓国語能力試験の成績、経歴など客観的な基準により送り出し対象者を選定し、求職者名簿を作成する。

韓国語能力試験は200点満点中80点以上が合格で、高得点順にリストが作られる。犯罪歴のチェックも入念に行い、韓国産業人力公団が外国人求職者名簿を作成・管理している。

図表中④～⑥：求人登録・韓国人求人努力義務と雇用許可書の申請

労働市場補完性（韓国人優先雇用）の原則に従い、外国人労働者の雇用を希望する事業主は14日間、韓国人労働者の求人を行わなければならない。日刊新聞で3日間以上求人した場合は、7日に短縮される。この労働市場テストにより、韓国労働者を雇用できない事業主は、雇用センターから人材不足確認書を発行してもらい、雇用許可書を申請することができる。

図表中⑦：雇用センターによる外国人労働者の推薦と雇用許可書の発行

雇用センターは、外国人求職者名簿から、事業主の求人情報に適った労働者を求人の3倍程度推薦する。外国人雇用管理コンピューター・ネットワークを通じて行われる。

外国人労働者の配分方法は、2012年まで先着順受付方式であったが、2013年から回全点数配分方式に変更。高い点数を受けた事業所から優先的に外国人労働者の配分を受けられる。加点項目は、(1)外国人雇用率より少なく雇用、(2)再雇用期間満了者が多い、(3)新規雇用申請が少ない、(4)韓国人求人努力義務期間中、雇用センターの斡旋した労働者を多数雇用したなど。逆に、事業所指導点検の結果、指摘件数が多い、専用保険未加入の外国人労働者が多い等は減点項目。事業主が採用を決めた場合、雇用許可書を発行する。

図表中⑧：雇用契約締結

事業主と外国人求職者の間で賃金、労働時間、休日、勤務場所など労働条件および契約期間を明示した標準雇用契約書を取り交わし、雇用契約を締結する。直接行う場合もあるが、多くは韓国産業人力公団が代行する。

図表中⑨～⑩：ビザ発行認定書の発行と送付

事業主は、外国人労働者に代わって法務部にビザ発行認定書の発給申請を行い、受領後、それを外国人労働者に送付する。

図表中⑪～⑫：ビザ発行申請と発行

外国人労働者は、駐在韓国公館にビザ発行確認書を提出し、非専門就業（E-9）の発行申請を行い、発給を受ける。

図表中⑬～⑭：入国および就業教育

外国人労働者は非専門就業（E-9）ビザで入国・登録し、就業教育を受ける。

就業教育は、韓国語、韓国文化、雇用許可制、労働関係法など合計 16 時間以上、2 泊 3 日程度。費用は 20 万ウォン程度（2 万円程度）であり、受け入れ事業主の負担。

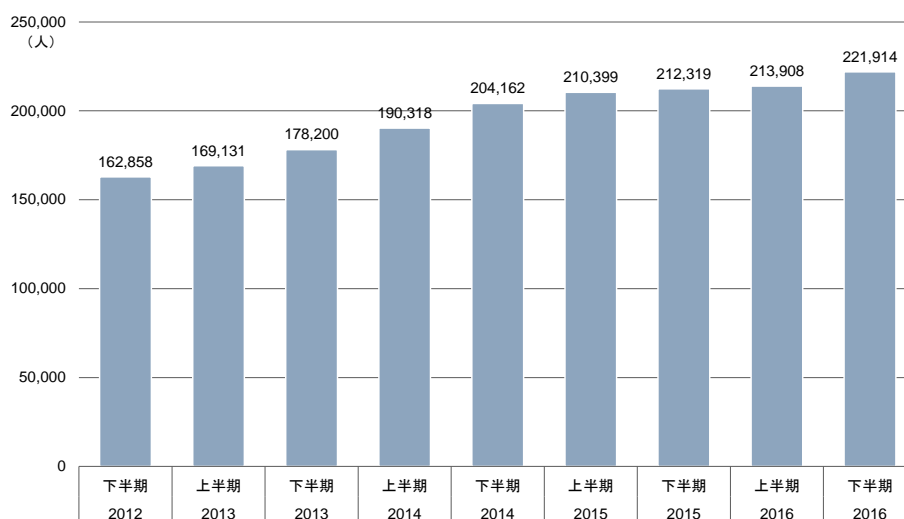
教育機関は、業種・送り出し国ごとに分かれている。製造業・サービス業のベトナム・タイ・モンゴルは、労使発展財団、製造業・サービス業のその他の国が中小企業中央会、農畜産業が農協中央会、建設業は大韓建設協会、漁業が水産協同組合中央会。

④ 雇用許可制を通じた外国人労働者数・受け入れ事業所

一般雇用許可制を通じた外国人労働者数および、外国人労働者を受け入れている事業所数を、地域別に見ると、以下の図表のようになっている。

2016 年下半期時点で、外国人労働者は、221,914 人、事業所数は 70,123 事業所となっている。特に外国人労働者は、近年単調増加の傾向がみられている。

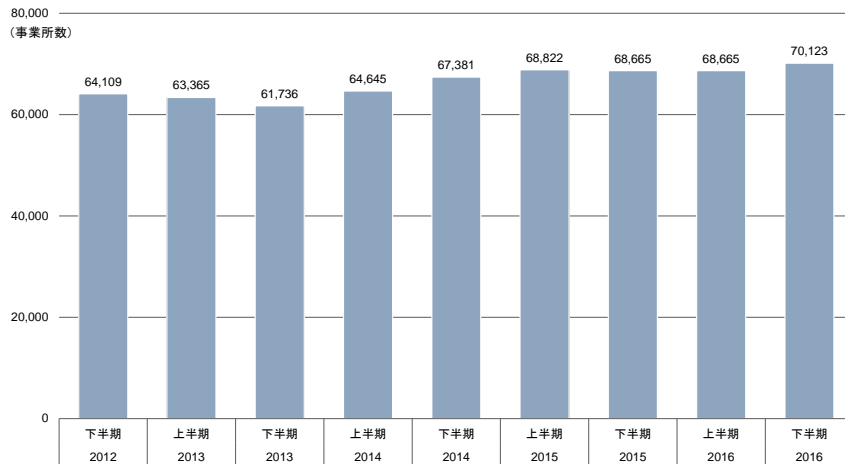
図表 5-17 一般雇用許可制を通じて韓国内で就労している外国人労働者数



(資料) 韓国雇用情報院「雇用許可制を通じて勤務している一般的な外国人労働者数」

http://www.index.go.kr/potal/main/EachDtlPageDetail.do?idx_cd=1501 (最終閲覧日：2017/3/10) をもとに、三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成。

図表 5-18 一般雇用許可制を通じて外国人労働者を雇用する事業所数



(資料) 韓国雇用情報院「雇用許可制を通じて外国人労働者を雇用する事業所数」

http://www.index.go.kr/potal/main/EachDtlPageDetail.do?idx_cd=1501 (最終閲覧日：2017/3/10) をもとに、三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成。

⑤ 雇用許可制導入の効果

雇用許可制導入当時、しばしば不法滞在者の減少が効果として指摘された。2002年には、約30万人に達していた不法滞在者が、制度導入後、2003年には半減している。また2002年には5割に達していた不法滞在者比率は、現在は1割程度となっている。

また、人権を保護した制度に対して、国際的にも高い評価が与えられており、2007年には、IMO（国連移住機関）マッキンリー事務総長は、「雇用許可制は良いシステムで、多くの国にとって良いモデルになる」というコメントを残している。2010年には、ILO（国際労働機関）が、アジアの「先進的な移住管理システム」と評価しており、2011年には、国際連合の「公共行政における腐敗の防止との戦い」分野における最も権威ある賞とされる、「国連公共行政大賞」を受賞した。

⑥ 雇用許可制の否定的側面・課題

1) 労働市場テストの形骸化

労働市場テストを課しているが、仮に内国人からの応募があったがマッチングには至らなかった場合でも申請可能なため、応募してきた内国人を全員不採用にして、より安く働いてもらえる外国人労働者を採用することは可能であり、こうした雇用主の行動に歯止めをかける規制はない。雇用許可を求める部門は3D¹⁰業種が多く、ほとんど最低賃金で求人票を出すことが多く、求人は実質困難な状況もあることもあり、労働市場テストが形骸化している指摘がなされている（上林 2015、宣 2010bなど）。

¹⁰ 難しく (Difficult)、汚く (Dirty)、危険な (Dangerous) 業種を指す。一般的に韓国の労働者が敬遠する建築業・鉱業・製造業などが該当する。我が国でいう3Kに類似。

こうした結果、韓国国内では求人が困難な、低賃金で、労働環境の悪い事業所に、外国人労働者が固定化していくことも課題である。雇用許可制は、劣悪な職場環境に外国人労働者を供給するための政策になっているとの指摘もされている。

2) 人権侵害

特に一般雇用許可制では、再雇用・滞在延長の権限は雇用主にあるため、外国人労働者の立場は極めて弱くなってしまっていることも課題である。雇用継続（滞在継続）を願うあまり、劣悪な労働環境や居住環境にも耐えている外国人労働者も少なくない。

その他、事業主によるパスポートや外国人登録証の取り上げといった、我が国の外国人技能実習制度でも聞かれるような問題も依然として横行しており、人権侵害は後を絶たない。均等待遇の原則があるものの、低賃金労働、長時間労働、危険作業、劣悪な労働環境、事業主の暴力・暴言などの報告もあがっている。アムネスティインターナショナルは「使い捨ての労働（Disposable Labour）」と批判している。特に、農畜産業で働く外国人労働者は勤労基準法の適用外のため、劣悪な労働条件・人権侵害にさらされやすい（佐野 2015b）。

3) 非正規滞在者の増加傾向

上記のように劣悪な労働環境に置かれた外国人労働者が、不法滞在に転落するケースもあり、韓国国内の外国人不法滞在者数は 2003 年に 15 万人まで減ったものの、近年は 20 万人以上に上っている（図表 5-2 も参照）。

特にベトナム人不法滞在者が増加し、2011 年末には 9,000 人弱であった滞在期間後の不法就労・不法滞在を続ける者が 2012 年には 1 万 1,000 人にまで拡大したことを受け、二国間協定で新規受け入れを一次停止、受け入れを制限する措置を講じていた（2012 年～）。2014 年には 1 万 8,000 人まで不法滞在者が膨れたが、2015 年には取り締まりを強化し、1 万 5,000 人まで減少。3 年ぶりに 2016 年から新規受け入れを再開している。

4) 同胞政策と労働市場政策の混在

特に特例雇用許可制について、政策の方向性として、同胞政策なのか労働市場政策なのか定まっていない点も指摘される（佐野 2015b）。実態把握が難しく、韓国労働者との競合可能性も懸念されている。

5) 専門人材不足

非専門職人材が専門人材の 10 倍以上に膨れあがっている点も課題である。韓国政府として注力しているのは、高度外国人材の受け入れ促進であるが、「韓国の外国人専門技術労働者政策は、有名無実な状態」（薛 2016: 54）となっており、高度外国人材の定着は韓国政府としても大きな課題となっている。

(10) その他②：高度外国人材の受け入れ制度・優遇措置

韓国では、2000年代初期から、高度外国人材の積極的な誘致のための複数の優遇措置が行われてきた。1) ゴールドカード制度、2) サイエンスカード制度、3) ポイントシステムがそれにあたる。

1) ゴールドカード制度

a. 概要、対象分野・職種

ゴールドカード制度は、2000年前後にIT関連分野の成長に伴い、韓国国内での技術者が不足したことから、2001年12月に導入された高度外国人材誘致のための制度である。IT分野の外国人材を雇用しようとする企業に対して、知識経済部長官から委任を受けた韓国産業技術財団が雇用推薦状を発行して査証の発給を支援する（経済産業省 2010）。

特定活動（E-7）のうち、技術経営、ナノ、デジタル電子、バイオ、輸送・機械、新素材、環境・エネルギー、ITの8つの先端技術分野が対象で、該当となる職種は以下の図表の通り。

図表 5-19 ゴールドカードの技術分野および職種

対象分野	該当職種	対象分野	該当職種
技術経営	経営及び診断専門家 —経営コンサルタント 商品企画専門家 —海外向け商品企画者、海外マーケティング(保険業および医療分野を除く) 技術営業員 —海外営業員についての推薦は中断	輸送および機械	機械工学技術者 自動車・造船・飛行機・鉄道車輛工学専門家 CADオペレーター プラント工学技術者 造船工学技術者
	技術経営専門家 —研究開発戦略、技術インフラ、技術事業課、製品および生産技術専門家 リサーチ専門家		新素材 化学工学技術者 金属・材料工学技術者 繊維工学技術者
ナノ	物理学専門家 科学専門家 化学工学技術者 金属・材料工学技術者 機械工学技術者	環境およびエネルギー	化学工学技術者 環境工学技術者 電気工学技術者
	コンピューターハードウェア技術者		化学専門家
デジタル電子	通信工学技術者 システムソフト開発者 ネットワークシステム開発者 電気工学技術者 電子工学技術者	IT	情報通信関連の管理者 営業および販売関連の管理者 —IT分野に限定 コンピューターハードウェア技術者 通信工学技術者 コンピューターシステムの設計および分析 システムソフト開発者 応用ソフト開発者 データベース開発者 ネットワークシステム開発者 コンピューターセキュリティ専門家 ウェブおよびマルチメディア企画者 ウェブ開発者 電子工学技術者
	バイオ		生命工学専門家 —生物学(植物学、生態学、細菌学、遺伝学)に限定
輸送および機械	機械工学技術者 自動車・造船・飛行機・鉄道車輛工学専門家 CADオペレーター プラント工学技術者 造船工学技術者		

(資料) 労働政策研究・研修機構 (2013)

b. 資格要件

対象分野の高度外国人材のなかで、①海外修士号以上の学位取得者（職歴無）、②韓国国内学士号以上の学位取得者（職歴無）、③海外学士号の取得かつ1年以上の関連業務経験者、

④5年以上の関連業務経験者のいずれかの該当者。なお、いずれも、事業主との雇用契約を締結していることが前提条件になる。

c. 優遇措置

有効期間5年の複数査証が発給され（一般の特定活動（E-7）は3年）、有効期間内は回数制限無く自由に入出国が可能となる。また、在留資格以外の活動の追加可能、事業主の許可があれば勤務先の変更も可能である。帯同家族には同伴査証が発給され、配偶者が韓国国内で就職する場合は、韓国国内で特定活動査証への変更手続きが可能である。

永住権の申請は、ゴールドカード所有者は3年に軽減される（通常は5年、後段で詳述）。

申請情報に虚偽が発見されない限り失効はなく、勤務先を変更した場合も新たにゴールドカードが発行され、有効状態は継続される。

d. 手続き

申請から入国に至る標準的な手続きは次のとおり。外国人本人ではなく、事業者が申請を行う。

- ①事業主が外国人労働者と雇用契約を締結
- ②事業主が産業技術財団にゴールドカード発給を申請
- ③産業技術財団は申請情報を評価し、推薦状を授業主に送付
- ④事業主は法務部に対し査証発給認定書の発行を申請
- ⑤法務部は事業主に対して査証発給認定書を発行
- ⑥外国人労働者は在外公館に対して査証発給を申請し、査証を取得
- ⑦外国人労働者は韓国に入国、就業開始

2) サイエンスカード制度

a. 概要・対象職種・資格要件

科学技術分野の高度外国人材に対する査証発給、在留許可に関する優遇制度。教育科学技術部が所管し、理工系の大学教員・研究者等の出入国に係る便益を図ることを目的として、ゴールドカード制度と同じく2001年12月に導入された。

教授（E-1）、研究（E-3）の在留資格を申請する外国人のうち、理科系博士号取得者、専門大学以上の教育機関および政府系研究機関、国・公立研究機関、企業附属研究機関などの理工系研究機関の研究開発業務に3年以上従事した経験がある者が対象。なお、いずれも、事業主との雇用契約を締結していることが前提条件になる。

b. 優遇措置

有効期間5年の複数査証が発給され（一般のE-7特定活動は3年）、有効期間内は回数制限無く自由に入出国が可能となる。雇用契約の延長等で滞在期間延長の許可が下りれば無

制限の在留も可能となる。

永住権の申請は、教育科学技術部長官の推薦状があれば、永住権を取りやすくなる制度がある。

c. 手続き

申請から入国に至る標準的な手続きは次のとおり。外国人本人ではなく、事業が申請を行う。基本スキームは、ゴールドカード制度と同一である。

- ①事業主が外国人労働者と雇用契約を締結
- ②事業主が教育科学技術部にサイエンスカード発給を申請
- ③教育科学技術部は申請情報を評価し、推薦状を授業主に送付
- ④事業主は法務部に対し査証発給認定書の発行を申請
- ⑤法務部は事業主に対して査証発給認定書を発行
- ⑥外国人労働者は在外公館に対して査証発給を申請し、査証を取得
- ⑦外国人労働者は韓国に入国、就業開始

3) ポイントシステム

a. 概要・対象職種

2010年2月の出入国管理法施行令改正により、専門職種の外国人労働者を対象とするポイントシステム（以下、ポイント制）による長期在留、永住資格付与制度が導入された。在留資格申請の簡略化、永住権取得までの所要期間の短縮により、高度外国人材の韓国流入、在留を促進することが目的となっている。

対象は、E系統の在留資格（E-1～E-7、ただし、E-6-2に分類されるホテルや娯楽施設で働く芸能活動者は除く）、留学（D-2）、取材（D-5）、宗教（D-6）、駐在（D-7）、企業投資（D-8）、貿易投資（D-9）、求職（D-10）の在留資格で1年以上韓国に滞在する外国人労働者。留学（D-2）、求職（D-10）は、韓国国内の大学で修士号以上の学位を取得（見込み含む）し、韓国国内で就業（就職予定可）が確認される場合に限る。

b. 評価項目

一般項目および加重項目（合計120ポイント）のうち、80ポイント以上を獲得した場合、永住（F-5）への在留資格変更申請ができる。申請は、出入国管理事務所への訪問が必要となる。

図表 5-20 ポイント制 評価表 (2011年9月改正)

(2011年9月1日改正)

分類 (配点)	一般項目(90)				加重項目(30)		合計 (120)			
	年齢 (25)	学歴 (35)	韓国語 能力 (20)	現在の 収入 (10)	利益 ポイント (30)	不利益 ポイント (-5)				
点数										
年齢 (配点)	18~24 (20)	25~29 (23)	30~34 (25)	35~39 (23)	40~44 (20)	45~50 (18)	51以上 (15)			
点数										
学歴 (配点)	2つ以上 の博士号 (35)	1つの 博士号 (33)	2つ以上 の修士号 (32)	1つの 修士号 (30)	2つ以上 の学士号 (28)	1つの 学士号 (26)	短期大学 卒業 (25)			
点数										
韓国語 能力試験 (配点)	社会活動に 十分な能力 (20)		よく知られた話題 に十分な能力 (15)		基本的な会話 に十分な能力 (10)					
点数										
年収 (配点)	35百万 ウォン以下 (5)	35百万~ 50百万ウォン (6)	50百万~ 80百万ウォン (7)	80百万~ 100百万ウォン (8)	100百万 ウォン以上 (10)					
点数										
項目 (配点)	社会 統合 プログラ ムへの参 加 (10)	韓国留学 (10)				ボランティア活動 (5)			韓国外での 専門就業経験 (5)	
		語学 学校 修了 証書 (3)	短期 大学 士号 (5)	学 士号 (7)	修 士号 (9)	博 士号 (10)	1年 未満 (1)	1年 以上 2年 未満 (3)	2年 以上 (5)	1年 以上 2年 未満 (3)
点数										
出入国管理法違反 (配点)	同伴者 (-2)			被招へい者 (-3)						
	不法滞在 (-1)		処分告知等 (-1)		不法滞在 (-1)		処分告知等 (-2)			
点数										

(資料) 出入国管理局 ポイントシステム紹介ページ

https://www.moj.go.kr/HP/COM/bbs_03/ListShowData.do?strOrgGbnCd=104080&strFilePath=&strRtnURL=ENG4020&strNbodCd=noti0090&strWrtNo=2502&strAnsNo=A (最終閲覧日: 2017/3/10)

c. 優遇措置

評価表に基づき所定の資格ポイントを獲得すると、居住 (F-2) への在留資格変更を申請できる。

居住 (F-2) への在留資格変更が認められると、自由な就業活動が保障され、1回の在留期間の上限が3年間に拡大される。配偶者およびその未成年子弟にも居住 (F-2) の在留資格が付与される。さらに、ポイント制により居住の在留資格を取得した後、3年間韓国に滞在し、所定のポイント以上を獲得した場合は、永住 (F-5) への在留資格変更を申請できる通常、居住 (F-2) から永住 (F-5) への申請は5年以上の韓国在留が要件となるが、2年短縮される。

② 滞在期間および家族帯同の可否

a. 趣旨・対象

韓国では、高度外国人材の積極誘致の方針に基づき、高度外国人材の配偶者および20歳未満で配偶者がいない子弟の帯同を認めている。なお、親の帯同は認められていない。帯同を認めている在留資格は以下のとおり。

文化芸術 (D-1)、留学 (D-2)、一般研修 (D-4)、取材 (D-5)、宗教 (D-6)、駐在 (D-7)、企業投資 (D-8)、貿易経営 (D-9)、教授 (E-1)、会話指導 (E-2)、研究 (E-3)、技術指導 (E-4)、専門就業 (E-5)、芸術興行 (E-6)、特定活動 (E-7)
※ただし、取材 (D-5) は韓国国内に支社 (局) が開設されていることが必須。

b. 帯同者の査証、在留資格上の地位

帯同者の在留資格は同伴 (F-3) で、在留期間は同伴する外国人労働者本人に認められた期間と同じ期間。在留許可を更新する場合も、同伴の外国人労働者本人に準じる。

c. 就業の可否

帯同者が就業を希望する場合、出入国管理事務局に滞在資格外活動許可を申請し、許可を得る必要がある。同伴 (F-3) の場合、在留資格外活動を行う妥当性がある場合のみ就労が許可され、就労分野も個別に設定される。就労許可期間は、外国人労働者本人の滞在許可期間に準じる。

d. 永住許可

帯同者の永住許可への移行は、韓国国民または永住 (F-5) の在留資格を有する者の配偶者または未成年の子弟に限られ、かつ、韓国に2年以上滞在し、韓国での永住の可能性が認められたものに限られる。

2. 外国人受入れに係る政策等

(1) 受入政策の基本方針及びその変遷

① 大韓民国成立～1980年代前半まで

1948年大韓民国成立¹¹から1980年代前半頃まで、韓国は、労働力の送り出し国であり、「移住者」という言葉は、主に韓国から国外に移住する人々のことを指していた。

特に1965年に設置された、韓国海外開発公社は、国内の労働力を国外へと送る、国家の送り出し機関として機能し、1960年代から70年代初期は、ドイツ政府から労働力不足を解決するために韓国政府に要請があり、多くの鉱夫や看護婦がドイツへ送られた。

また、同時期、アメリカでも移民法が改正（1965年）され、アジア系の移住者の受け入れが始まると、出稼ぎのためにアメリカに移住する韓国人が増加した。1970年代になると、中東諸国における建設ブームがわき起こった結果、これを契機に中東への移動者が増加した。このように、特に1960年代から80年代前半にかけて、韓国人労働者の移住により、世界各地にコリアタウンが生まれることとなり、現在へと至っている。

一方、この時期の韓国国内において、1961年に就任した朴正熙大統領による、経済開発5ヵ年計画など、軍事政権下による開発独裁的な重化学工業化政策と輸出振興政策により、政府から特恵的待遇を受けた企業が急成長しながら（財閥の形成）、極めて高い経済成長（「漢江の奇跡」と呼ばれる）を遂げる時期となっていた。

② 1980年代後半～2004年前まで

1) 外国人労働者受け入れ開始の背景

この「漢江の奇跡」は、それまで韓国国内の農村部から移住してきた、若い低賃金の労働力が支えた側面が大きいが、1987年の民主化の達成に象徴されるような民主化運動・労働運動及び、都市部の生活水準の向上により、賃金上昇と労働環境の改善が促されるとともに、いわゆる3D業種や、中小製造業の生産部門では深刻な労働力不足に直面した。さらに、政府が実施した200万戸住宅建設事業は、人手不足にさらに拍車をかけることとなり、1991年には、全産業の労働力不足率が過去最高の5.48%を記録することとなった。

また、1988年のソウルオリンピック開催に伴い、ビザ免除協定採択による入国審査の簡便化など、出入国管理面での規制緩和、1984年以降、中国籍で韓国内に親族がいる中国朝鮮族への在留許可、1991年韓中国交正常化による朝鮮族以外の中国籍の観光ビザでの入国を可能とされたことなども、当時の状況として特筆すべき点である。

加えて、韓国の経済発展により、途上国との間での経済格差が生じることとなり、韓国国内で就業した場合得られる賃金は、本国で得られる賃金の3～8倍に相当した¹²（ソク・ヒョンホ／イ・ヘギョン 2003）。上記のような経済発展や制度変更の結果、（取り締まりの

¹¹ 大韓民国政府の成立以前にも、韓国（朝鮮半島）から、中国や日本などへ一定数の移住があった。

¹² 国別に見ると、ベトナム約8.1倍、中国約7.0倍、インドネシア約4.6倍、フィリピン約3.4倍の所得増が見込まれた。

厳しい日本と比べて) 韓国は、経済的目的で移動しようとする途上国の人々の移動の目的地として浮上することとなったのであった(張・崔 2015)。

2) 産業技術研修制度、産業研修制度の導入と顕在化した問題

1980年後半以降、中小製造業や建設業を中心とする、労働力供給の逼迫や、賃金の上昇により、産業界からは、低賃金で働く外国人労働者への需要が増加していった。そうした結果、当時、韓国への観光ビザでの入国が認められていた東南アジア・中央アジア出身者や、中国朝鮮族出身者が、そのまま非正規に滞在し、不法に就業する外国人が増加の一途を辿っていた(春木 2011)。

韓国政府は、当初、外国の労働力輸入を認めない方針を示していたが、1991年11月に、韓国政府は「産業技術研修制度」を導入することとなった。この制度は、海外展開をしている企業に限り、現地法人で雇用した労働者を12ヵ月まで韓国内での就労を許可するものであったが、これだけでは人材不足は軽減されず、1993年11月には、海外展開していない中小企業も受け入れ対象として認める「産業研修制度」を導入した。

産業研修制度は、我が国の外国人技能実習制度をベンチマークした制度であり、この制度によって、人手不足に直面する3D業種の中小企業は、「研修生」という名目で、実質的な非熟練外国人労働者を受け入れることが可能となったのである。

産業研修制度で入国した外国人は、あくまで労働者ではなく研修生という扱いのため、労働関連法の一部条項しか適用されず、ほどなくして、トラブルや人権侵害が多発するようになった。また、中国朝鮮族に対しても1994年に人数制限を課す形で研修生資格での就業を認めた。だが、他の外国人研修生と比較して韓国語が堪能であり、親族も多い中国朝鮮族研修生は、研修実施先企業を離脱し、より高い収入の得られる業種へと移動するなど、不法就労をする者が増加していった。と同時に、中国朝鮮族の不法就労者も、賃金未払い、労災の放置、不当解雇、暴行など酷い人権侵害にさらされることとなった(春木 2011)。

こうした結果、韓国国内での不法就労者は、1993年以降急増し、2000年には約19万人にまで達していた。2000年7月末時点では、合法的な滞在資格で入国した産業研修生7万8,994人のうち、5割弱にのぼる3万5,016人が研修先企業を離脱し、自ら不法就労者となっていた(労働政策研究・研修機構 2000)。この時期になると、産業研修制度自体が、不法就労者を増産するという構造的な問題が露呈されるようになっていったのである。

③ 2004年以降

2004年の雇用許可制導入以降の動きは、前述してきたとおりである。韓国における21世紀以降の外国人に関わる政策展開とそれに伴い韓国に入国・在留する外国人数は、目を見張る変化がある。

(2) 外国人住民との共生のために講じている施策

①多文化家族支援センター

1) 概要

多文化家族支援センターは、2006年から多文化家族支援のための専門機関として設置・運営されていた「結婚移民者家族支援センター」から、2008年の多文化家族支援法成立とともに、名称の変更とセンターの指定権限を、保健福祉家族部長官から特別市長・広域市長・道知事または特別自治道知事に委任（第15条）された。と同時に、設置予算が大幅に増額され、全国に拡大することとなった。

センター数は、2006年に全国で21か所指定され、運営が開始された後、2009年に100か所を突破、現在2016年9月末時点で、219か所まで拡大している。多文化家族支援センターは、韓国社会への早期定着を促進するために、韓国語教育を中心に、韓国の伝統や週刊、料理を学ぶ韓国文化理解教育、家族教育、各種の相談業務や生活情報提供、職業教育や就業支援、子どもの学習支援、出産・育児・養育の方法を支援する訪問児童養育支援などを行っている。また、各地域別にオリジナルのプログラムも準備されている。

なお、多文化家族支援センターの成り立ちからもわかるとおり、本来的に本センターは、多文化家族（結婚移民者）向けの支援サービスが発祥となっており、外国人労働者への支援が本来的な目的とはなっていない。

多文化家族支援センターを中心とする、多文化家族支援事業推進体系図は、以下の図表のようにまとめられる。多文化家族支援センターでは、特に韓国語教育に注力しており、集合・訪問・オンライン教育など多様な方法を活用し、レベル別に韓国語教育を実施している。やや古いデータになるが、2008年は韓国語教育指導者約960名を派遣、5,760家庭を支援した。

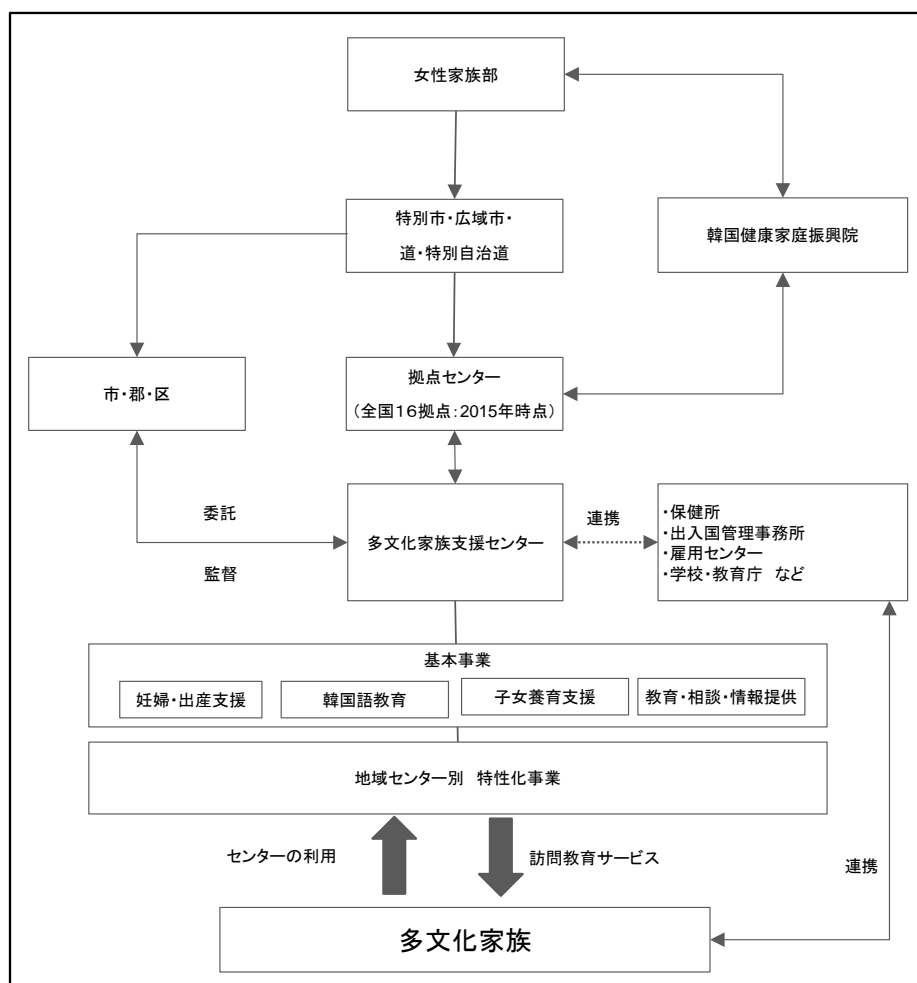
なお、多文化家族支援センターの紹介をはじめとして、多文化家族支援のための専用ポータルサイト「タヌリ」が女性家族部の支援の下、韓国健康家庭振興院が管理・運営しており、日本語版を含め、13カ国語で運用されている¹³。

ポータルサイト内では、適応支援、医療なども含めた生活に関わる支援情報、文化交流情報、就職支援までがワンストップで整備されているのに加え、韓国の特徴や名節・祝日、食べ物の紹介などもなされている。また、外国にルーツを持つ子ども向けのポータルサイト「レインボー」も、同じく13カ国で運営されている¹⁴。

¹³ 多文化家族支援ポータルサイト「タヌリ」トップページ：<http://www.liveinkorea.kr/intro.asp#>
(最終閲覧日：2017年2月28日)

¹⁴ 「レインボー」トップページ：<http://www.liveinkorea.kr/rainbow/jp/>
(最終閲覧日：2017年2月28日)

図表 5-21 多文化家族支援事業推進体系図



(資料) 韓国多文化家族支援ポータルサイト内「多文化家族支援センター事業について」<http://www.liveinkorea.kr/homepage/jp/multicenter/familyBusiness.asp?language=JP&mc=M0026> より、三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成 (最終閲覧日: 2017年2月7日)

②ソウル特別市の取り組み

首都のソウル特別市では、ソウル在住の外国人の日常生活を支援するために、「ソウルグローバルセンター」を、ソウル特別市中心部の鐘路区に設置している。携帯電話の契約、クレジットカードの発行、ビザの延長、自動車運転免許の発給といった日常生活で必要となる手続きの多言語対応から、韓国語の学習支援、求職活動、外国人フリーマーケットやボランティアプログラム運営などの国際交流促進事業まで、幅広い支援メニューを取り揃えている。

ソウルグローバルセンターでは、10カ国語（英語、日本語、中国語、ベトナム語、モンゴル語、タガログ語、ロシア語、ウズベク語、タイ語、韓国語）で対応可能なスタッフが常時対応できる体制をとっている。

在留資格や対象別に、多様な教育プログラムも準備されている。成人対象の韓国語教室

では、基礎・初級・中級・TOPIK（韓国政府認定の韓国語検定）準備・ビジネス韓国語など、レベル別・目的別の授業を行っている。授業は、平日に限らず、休日も開催されている。加えて、外国人が集住する地域などで受講希望者が多く集まった場合、講師を派遣する訪問型の韓国語教室も実施している。

さらに、ビジネス支援として、外国人が韓国で創業するための情報や企業経営に関する専門知識を定業するビジネスコンサルティング、事務機器や通信環境などを含めたオフィス空間を提供するインキュベーションオフィス、起業家同士や取引先とのビジネスマッチングなど、外国人投資家向けのワンストップ支援拠点にもなっている。

また、ソウル市は、ソウルグローバルセンターの他に、特定国家・民族出身者が集住するエリアにおいて、グローバルビレッジセンターを設置している。例えば、欧米系出身者が多く集住する梨泰院（イテウォン）エリアには、梨泰院グローバルビレッジセンターが設置されており、日本人が多く集住する二村（イチョン）エリアには、二村グローバルビレッジセンターが設置されている¹⁵。

③韓国外国人材サポートセンター

韓国政府・雇用労働省は、2004年の「外国人雇用法」施行に合わせ、外国人労働者の人権保護・福祉支援を促進するために、「韓国外国人材サポートセンター」を2004年12月に設立し、韓国産業人材公団が管理監督し、ソウル特別市内では、社団法人「地球村愛の分かち合い」（日本語直訳）が受託をして運営をしている。

活動内容は、各種相談、教育（韓国語教育、コンピューター教育、法律教育などの特別教育等）、国際交流イベント、外国語対応可能な診療機関の紹介、無料歯科診察（毎週日曜）などを行っている。2016年9月の相談実績および、教育文化活動実績は、以下の図表のとおりになっている。

図表 5-22 外国人材サポートセンター活動実績（一例として2016年9月分）

合計	区分	実績	事業所内での問題	事業所変更関連の問題	日常生活上の問題	病気ケガに関する問題	帰国関連の問題	言語面での問題	行政手続き面での問題
3,464	電話	1,628	395	346	129	50	49	254	405
	訪問	797	191	29	63	9	65	7	433
	来訪	1,039	349	120	119	20	23	10	398

教育支援 受講人数	1,622	韓国語	1,230
		情報化	70
		法律教育	-
		帰国事業	-
		産業安全	322
文化交流	228件	文化行事 外国人労働者 韓国文化体験など	

（資料）韓国外国人材サポートセンターHP「運営状況および実績」

http://k.migrantok.org/bbs/board.php?bo_table=a006 より、三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成
（最終閲覧日：2016/12/30）

¹⁵ 梨泰院、二村の他に、延南（ヨンナム）、西来（ソレ）、城北（ソンプク）、駅三（ヨッサム）。

2015年の決済報告に基づく、予算規模（収入額）は、約7億4,500万ウォン（約7,450万円）で、7億1,500万ウォン（約7,150万円）の執行されている（韓国外国人材サポートセンターHPより）。韓国外国人材サポートセンターは、主に一般雇用許可制において覚書を結んでいる15カ国の出身者を想定した、ポータルサイト¹⁶を運営しており、英語、中国語以外にもスリランカ語、ウズベク語、パキスタン語などに対応している。

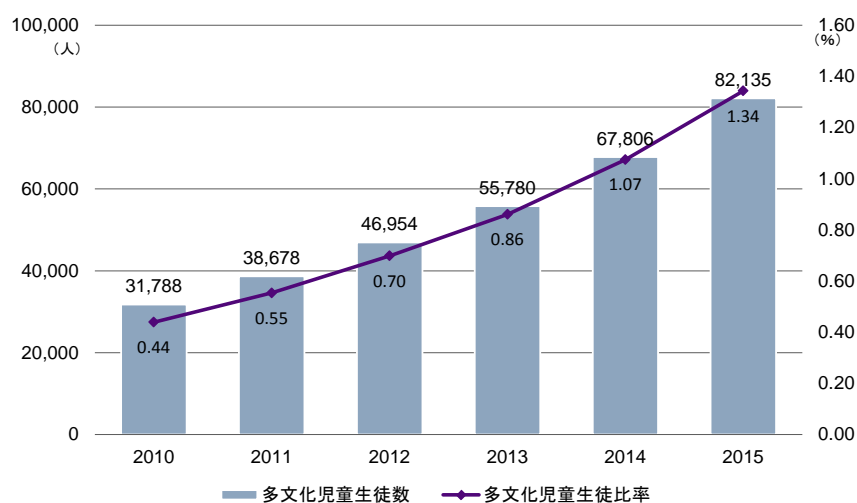
② 多文化児童・生徒への対応（言語教育の状況）

1) 多文化児童生徒数

在韓外国人の増加に伴い、韓国における外国にルーツを持つ子ども（韓国では多文化児童生徒と表記されることが多い）も増加しており、彼・彼女らへの支援の必要も高まっている。

2010年以降の多文化児童生徒数と韓国内全児童数に占める多文化家族児童生徒割合の推移を下記図表に示している。右肩上がりで増加していることがわかる。

図表 5-23 多文化児童生徒数・割合 推移



（資料）韓国教育統計サービス（2016）「韓国の多文化生徒の現況」

http://kess.kedi.re.kr/post/6656386?itemCode=03&menuId=m_02_03_03 より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成（最終閲覧日：2017/3/21）

2015年には、統計上分かっているだけでも、全国で82,135人の多文化家族児童生徒が在学しているが、学校段階別及び入国段階別にまとめたものが以下の図表である。小学校段階の子どもが7割以上を占めていることが特徴である。

¹⁶ 韓国外国人材サポートセンターポータルサイト：<http://www.migrantok.org/>（最終閲覧日：2017年2月7日）

図表 5-24 学校段階別多文化家族児童生徒数・割合（2015年）

総計 (人)	学校種別	小学校	中学校	高等学校	計
	韓国生まれ	50,191	11,054	6,688	67,933
	中途入国	3,965	1,389	723	6,077
	外国人家庭	6,006	1,384	735	8,125
	総計	60,162	13,827	8,146	82,135
比率(%)		73.2	16.8	9.9	100

（資料）韓国教育統計サービス（2016）「韓国の多文化生徒の現況」

http://kess.kedi.re.kr/post/6656386?itemCode=03&menuId=m_02_03_03 より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成（最終閲覧日：2017/3/21）

2) 教育部による多文化児童生徒向けの政策

教育部では、公立学校への多文化児童生徒の編入学の急増に伴い、それまで統一された韓国語学習支援体制や教材が整備されていない現状に対して、体系的な韓国語指導体制を整えるため、2012年7月に「韓国語教育課程：KSLカリキュラム（Korean as Second Language）」を告示した。この課程の設置により、小学校、中学校、高等学校の正規科目として、KSLカリキュラムを設けることができるようになった。

3. 外国人受入れに係る背景・影響等の情報

(1) 社会統合政策の課題

社会統合政策を進めてきた韓国だが、いくつかの課題や批判的検討も示されている。具体的には、1) 多文化家族に偏った外国人支援であること（外国人労働者等への支援が不十分）（イ・サンユン 2014）、2) 多文化家族支援事業が各部署別に運営されていることや、関連省庁間の政策調整のために設置された各種委員会が乱立しており、外国人政策・外国人材政策・多文化家族政策がまとめきれておらず、機能不全に陥っていること（薛 2011）、3) 多文化家族支援を正当化する根拠を、結婚移民女性が人権犠牲者（DV や売春婚等）であるということにおいて進めてきたために、かわいそうなイメージがついてしまっていること（ファン・ジョンミ 2014）、4) 多文化家族を一括りに捉え、経済的能力等を考慮せず、温情主義的な一律の支援であり、韓国国民間での逆差別感情の噴出に繋がりがねないこと（キム・ヘスン 2010）などが指摘されている。

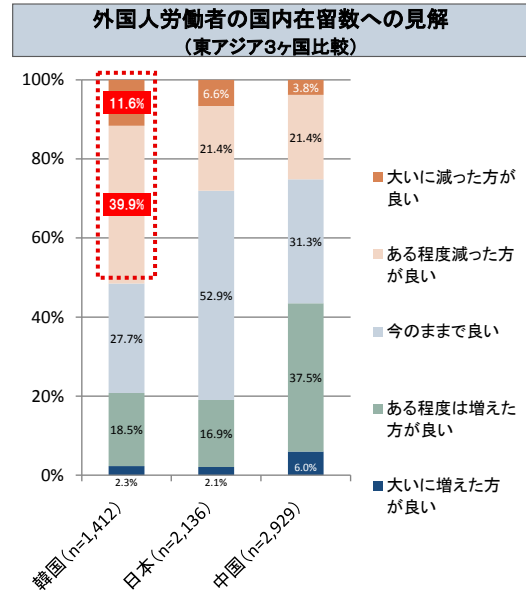
① 韓国内での外国人への眼差し

韓国に在留する外国人が急激に増加しているものの、上述してきたように社会統合政策も実施されてきた韓国では、外国人受け入れに対する韓国国内での印象は否定的ではないものが多いという推測もされるが、実際の定量データをみると、真逆の結果が出ていることが指摘できる。

図表 5-25 外国人労働者受け入れに関する韓国と諸外国との比較

外国人労働者の国内移住についての見解 (世界69ヶ国調査)				
	良い (1)	良くない (2)	分からない / 回答拒否	(1)-(2)
69ヶ国平均	57%	32%	11%	25%
1 中国	81%	7%	12%	74%
2 パキスタン	75%	10%	15%	65%
3 エチオピア	76%	21%	3%	55%
4 ベトナム	68%	21%	10%	47%
5 コンゴ	70%	23%	7%	47%
6 ガーナ	70%	25%	4%	45%
7 ナイジェリア	70%	26%	5%	44%
8 バングラディシュ	67%	28%	5%	39%
9 アイスランド	63%	24%	13%	39%
9 サウジアラビア	60%	21%	19%	39%
...				
25 日本	22%	15%	63%	7%
26 ドイツ	44%	39%	18%	5%
27 アメリカ	42%	37%	21%	5%
...				
35 韓国	39%	54%	7%	-15%
...				
67 イラン	15%	75%	10%	-60%
68 イラク	18%	80%	2%	-62%
69 タイ	13%	78%	9%	-65%

出所: WIN/Gallup International 's Global Poll Shows The World is divided on Immigration End of Year survey 2015
世界69ヶ国、19歳以上の男女計1,500名を対象に、2015/10/29~11/21実施



ここでは、外国人労働者の受け入れに関する国民の意識について、諸外国との比較を示しているが、2つのデータどちらにおいても、我が国に比べても、韓国は外国人労働者の受け入れ、外国人が増えるということに対して否定的な考えが強いことがわかる。社会統合政策に取り組む難しさの一端がこうしたデータから窺われる。

4. 参考文献

- ・ 鄭雅正, 2014, 「韓国の『多文化政策』と多文化主義言説-移民政策の転換と展望-」『立命館経営学』第 52 卷 (4・5) : 145-62.
- ・ 張元皓・崔佳英「韓国の移民政策—移民送出国からの移民受入れ国へ変貌」吉成勝男・水上徹男・野呂芳明編著『市民が提案するこれからの移民政策—NPO 法人 APFS の活動と世界の動向から』現代人文社 : 153-69.
- ・ ファン・ジョンミ, 2014, 「ジェンダーと韓国多文化主義の再考察」ユン・インジン、ファン・ジョンミ編著『韓国多文化主義の省察と展望』亜研東北亜叢書 20 : 146-97. (韓国語文献)
- ・ 藤原夏人, 2010, 「韓国の国籍法改正——限定的な重国籍の容認」国立国会図書館調査及び立法考査局『外国の立法』245: 113-40.
- ・ 藤原夏人, 2012, 「韓国における外国人政策関連法制」国立国会図書館調査及び立法考査局『外国の立法』254: 221-34.
- ・ 春木育美, 2011, 「韓国の外国人労働者政策と社会統合政策推進の背景」春木郁美・薛東勲編著『韓国の少子高齢化と格差社会—日韓比較の視座から』慶應義塾大学出版会: 159-71.
- ・ 岩井紀子・上田光明, 2012, 『データで見る東アジアの文化と価値観』ナカニシヤ出版.
- ・ 上林千恵子, 2015, 『外国人労働者の受け入れと日本社会——技能実習制度の展開とジレンマ』東京大学出版会.
- ・ 経済産業省, 2010, 「中小企業産学連携人材育成事業(高度人材受入れ推進の在り方に関する調査)報告書」(日本総合研究所受託).
- ・ キム・ヘスン, 2010, 「移民者社会統合政策の基礎研究—結婚移民者と多文化家族を中心に」『IOM Migration Research & Training centre Working Paper』2010-05 : 1-41. (韓国語文献)
- ・ キム・キソン, 2012, 「韓国における外国人労働者の雇用法制及びその課題」労働政策研究・研修機構『第 12 回日韓ワークショップ報告書 外国人労働者問題 : 日韓比較』: 3-20.
- ・ 京畿開発研究院, 2013, 「2030 年の住民 500 万人時代に対し、新しい移民政策策定急務」(韓国語文献)
- ・ 李善姫, 2011, 「韓国における『多文化主義』の背景と地域社会の対応」『GEMC journal』(5): 6-19.
- ・ 日本労働研究機構(現労働政策研究・研修機構), 2000, 「海外労働情報 韓国 外国人労働者の実態と雇用許可制導入の動き」
- ・ 呉泰成, 2016, 「在外同胞主導の外国人政策——韓国における定住外国人の法的地位と社会的権利」『アジア太平洋レビュー』(13): 58-69.
- ・ 労働政策研究・研修機構, 2013, 「諸外国における高度人材を中心とした外国人労働者

受入れ政策」.

- ・ 労働政策研究・研修機構, 2015a, 「主要国の外国人労働者受入れ動向: 韓国」『海外労働情報フォーカス (2015年1月)』.
- ・ 労働政策研究・研修機構, 2015b, 「雇用許可制から10年——外国人就業者は増加傾向、韓国雇用情報院 (KEIS) が報告」.
- ・ 佐野孝治, 2015a, 「韓国における『雇用許可制』の社会的・経済的影響——日本の外国人労働者受入れ政策に対する示唆点 (2)」『福島大学地域創造』26(2): 3-22.
- ・ 佐野孝治, 2015b, 「韓国における外国人労働者『雇用許可制』と支援システム——日本の受入れ政策に示唆すること」『労働の科学』70(12): 8-12.
- ・ 薛東勲, 2011, 「韓国の移民政策と多文化社会の建設」春木育美・薛東勲編著『韓国の少子高齢化と格差社会—日韓比較の視座から』慶應義塾大学出版会: 115-37.
- ・ 薛東勲, 2016, 「韓国の外国人労働者——推移とインプリケーション」有田伸・山本かほり・西原和久編『国際移動と移民政策——日韓の事例と多文化主義再考』東信堂: 47-57.
- ・ 宣元錫, 2010a, 「韓国の『外国人力』受入れ政策——『雇用許可制』を中心に」『総合政策研究』第18号: 157-69.
- ・ 宣元錫, 2010b, 「移民政策のマネジメント化」移民政策学会編『移民政策研究』(2): 105-19.

主な関連法令ページ (韓国法務部国家法令情報センター) いずれも最終閲覧日: 2017/03/27

- ・ 出入国管理法 (출입국 관리법)
<http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?urlMode=lsInfoP&lsId=001707#0000>
- ・ 出入国管理法施行令 (출입국관리법 시행령)
<http://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EC%B6%9C%EC%9E%85%EA%B5%AD%EA%B4%80%EB%A6%AC%EB%B2%95%20%EC%8B%9C%ED%96%89%EB%A0%B9>
- ・ 出入国管理法施行規則 (출입국 관리법 시행 규칙)
<http://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EC%B6%9C%EC%9E%85%EA%B5%AD%EA%B4%80%EB%A6%AC%EB%B2%95%20%EC%8B%9C%ED%96%89%EA%B7%9C%EC%B9%99>
- ・ 在韓韓国人処遇基本法 (주한 한국인 처우 기본법)
[http://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EC%9E%AC%ED%95%9C%EC%99%B8%EA%B5%AD%EC%9D%B8%EC%B2%98%EC%9A%B0%EA%B8%B0%EB%B3%B8%EB%B2%95/\(11298,20120210\)](http://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EC%9E%AC%ED%95%9C%EC%99%B8%EA%B5%AD%EC%9D%B8%EC%B2%98%EC%9A%B0%EA%B8%B0%EB%B3%B8%EB%B2%95/(11298,20120210))
- ・ 多文化家族支援法 (다문화 가족 지원법)
<http://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EB%8B%A4%EB%AC%B8%ED%99%94%EA%B0%80%EC%A1%B1%EC%A7%80%EC%9B%90%EB%B2%95>
- ・ 外国人労働者の雇用などに関する法律 (외국인근로자의 고용등에 관한 법률)

[http://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EC%99%B8%EA%B5%AD%EC%9D%B8%EA%B7%BC%EB%A1%9C%EC%9E%90%EC%9D%98%EA%B3%A0%EC%9A%A9%EB%93%B1%EC%97%90%EA%B4%80%ED%95%9C%EB%B2%95%EB%A5%A0/\(12371,20140128\)](http://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EC%99%B8%EA%B5%AD%EC%9D%B8%EA%B7%BC%EB%A1%9C%EC%9E%90%EC%9D%98%EA%B3%A0%EC%9A%A9%EB%93%B1%EC%97%90%EA%B4%80%ED%95%9C%EB%B2%95%EB%A5%A0/(12371,20140128))

第6章 台湾

1. 外国人受入に係る現在の法制度及び現況

(1) 受け入れる外国人のカテゴリー

① 「外国人」「移民」の定義について

中華民国（以下、台湾と略記）では、入出國及移民法第1章第3条で、「1.『国民』とは、台湾地域に住み、居留所に登録された恒久居住地を有する者」と定義されている。同法において、外国人、移民についての定義はされていない。国籍法、就業服務法においても定義はない。

② 在留資格

台湾の在留資格の種類は、「居留外国人」「永住居留外国人」「停留外国人」の3種類に分けられる。

台湾に入国後15日以内に、移民署において外僑居留証を申請しなければならない。外僑居留証のカテゴリーとその期限は以下のとおりである。

図表 6-1 在留資格種類

在留資格	内容
居留外国人	居留ビザを有し、滞在期間6カ月以上の者
永久居留外国人	永久居留証を有する者
停留外国人	停留ビザまたはビザ免除形式で入国し、滞在期間6カ月未満の者

(出所) JETROホームページ,2016,「外国人就業規制・在留許可、現地人の雇用」(2017年1月30日取得, https://www.jetro.go.jp/world/asia/tw/invest_05.html)

図表 6-2 外僑居留証の目的とその期限

目的	期限	対象
家族	3年以下	配偶者または直系親族
就業	3年以下	1. 外国企業の台湾支社の責任者 2. 主務機関の許可を得て、台湾にて就業する外国人 3. 主務機関の許可を得て、学校または研究機構などにて研究もしくは指導する者
投資	3年以下	主務機関の許可を得て、台湾にて投資する外国投資家または外国機関投資家の代表者
起業家	1年以下	投資審議委員会の定める起業家資格を満たした個人または事業チーム
宣教	1年以下	届出宗教団体の要請により台湾にて宣教する者

就学	1年以下	1. 認可を得た学校または大学の語学センターにて就学する者 2. 教育部またはその他の機関の許可を得て、台湾にて研修する者
その他	1年以下	その他居留が必要であり許可を得た者

(出所) JETROホームページ,2016,「外国人就業規制・在留許可、現地人の雇用」(2017年1月30日取得, https://www.jetro.go.jp/world/asia/tw/invest_05.html、就業服務法 <http://law.moj.gov.tw/LawClass/LawContent.aspx?PCODE=N0090001>)

③ 就業可能な職種

「就業服務法」によると、台湾において外国人が就業可能な職種は以下のとおりである。

図表 6-3 就業可能な職種 (就業服務法第46条)

<p>< 熟練・技能労働者 (ホワイトカラー (白領)) ></p> <p>(1) 専門性または技術性を有する職業</p> <p>(2) 政府の認可を受けた投資事業 (一般投資事業) の役員など</p> <p>(3) 大学または外国人学校の教師、高校以下の学校の外国語教師、バイリンガル学部またはバイリンガル学の教師</p> <p>(4) 短期学習塾の外国語教師</p> <p>(5) スポーツコーチ・選手</p> <p>(6) 宗教、芸術、および演芸に関する職業</p> <p>(7) 船員</p>
<p>< 単純労働者 (ブルーカラー (藍領)) ></p> <p>(8) 海洋漁業</p> <p>(9) 家事手伝い、看護/介護</p> <p>(10) 台湾の重大建設プロジェクトや経済社会の発展に必要であり、主務機関が指定する職業</p> <p>(11) その他特殊な性質により、外国人の雇用が必要であり、主務機関の個別許可を得た者</p>

(出所) JETROホームページ,2016,「外国人就業規制・在留許可、現地人の雇用」(2017年1月30日取得, https://www.jetro.go.jp/world/asia/tw/invest_05.html) を元に、三菱UFJリサーチ&コンサルティング加筆

(2) 関連統計

台湾における在留外国人に関する関連統計を整理する。

① 外僑居留者の推移

1) 外僑居留者、単純労働者の推移

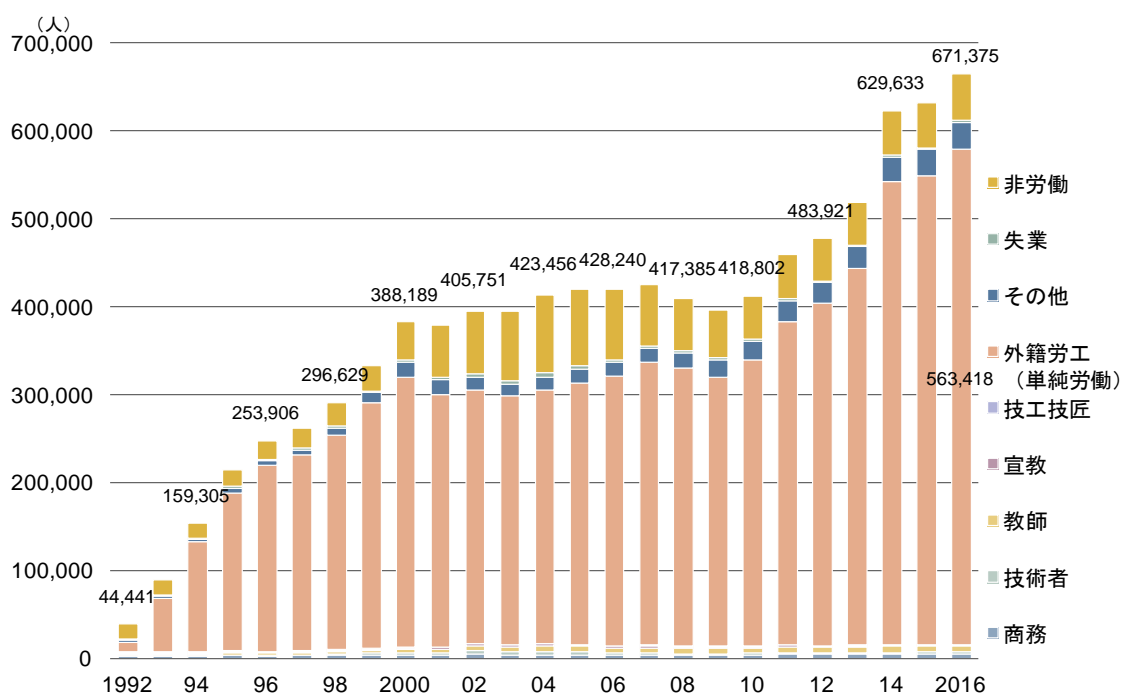
台湾では1992年に関連法である「就業服務法」の施行に伴い、本格的に外国人の受入れを始め、外国人労働者の受入れ政策を進めていった。それに伴い2000年までは大きく増加している。

2000年から2010年までは、景気の低迷に伴い、ほぼ横ばいで400,000人前後となる。

2010年以降は、製造業、看護/介護人材を中心に大きく増加しており（後述、図表 1-4 参考）、2016年671,375人となっている。

全体の85%を単純労働者が占めており、2016年563,418人となっている。

図表 6-4 台湾における外僑居留者数の推移(経済活動別)

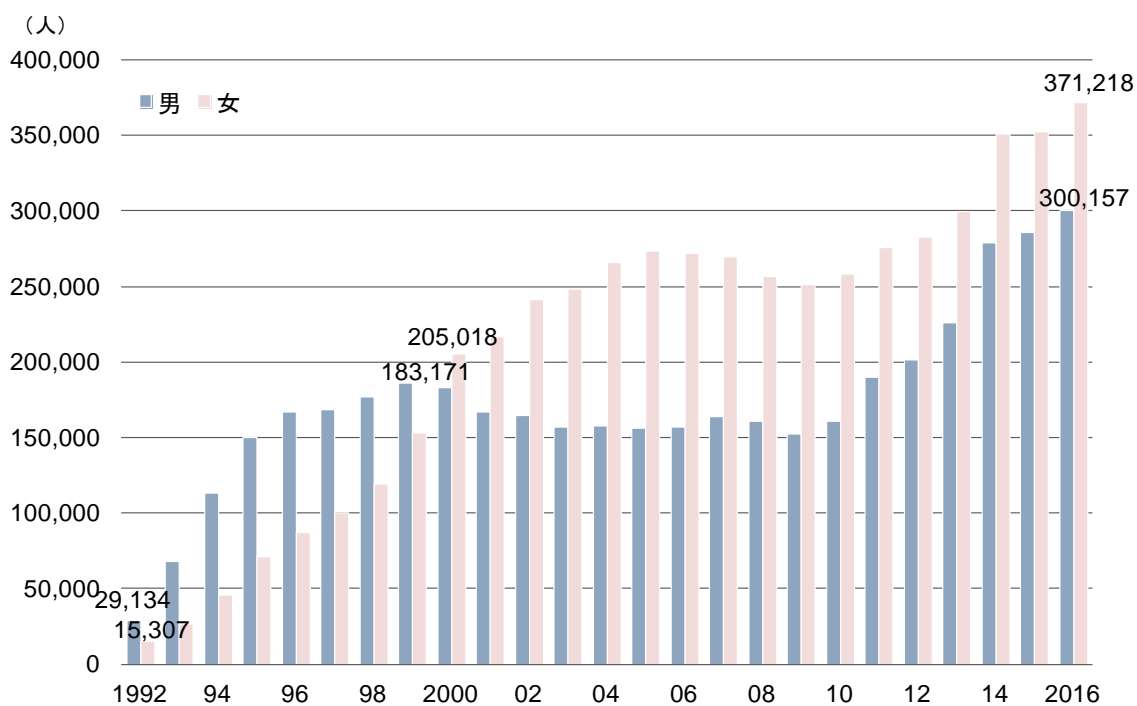


(資料) 内政部統計處「外僑居留人數」(各年12月末現在) <http://sowf.moi.gov.tw/stat/month/list.htm>

2) 性別での推移

性別での推移をみると、1992年の受入れ当初は、建設業から開始されたことから、男性が多くなっている、その後、製造業とともに、介護/看護、家事手伝いが開始され、女性が大きく増えおり、2016年において371,218人となっている。2000年からは景気の低迷等に伴い、建設業、製造業等の雇用が減ったため、男性が横ばいであったが、近年は増加しており、2016年において300,157人となっている。

図表 6-5 性別の推移



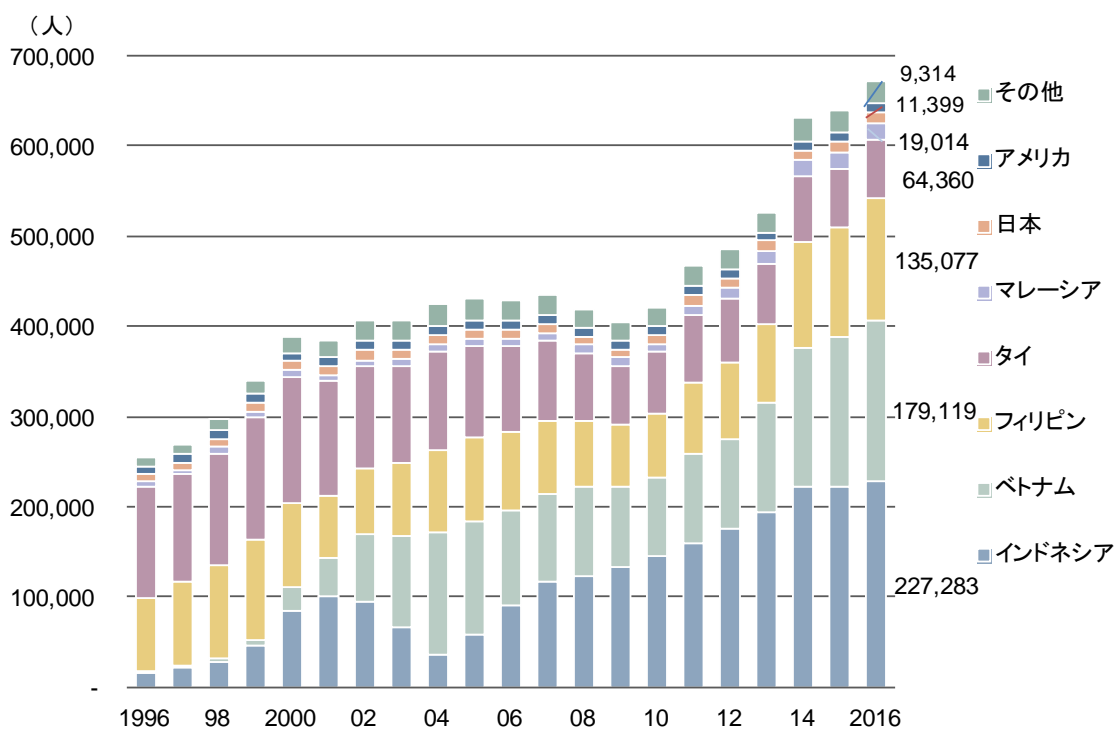
(資料) 内政部統計處「外僑居留人數」(各年12月末現在) <http://sowf.moi.gov.tw/stat/month/list.htm>

3) 国籍別での推移

国籍別では、インドネシアが最も多く 2016 年において 227,283 人、ベトナムも増加しており 179,119 人となっている。フィリピンは受入れ当初から横ばいで、2016 年は 135,077 人である。タイが減少傾向にあり、2016 年は 64,360 人である。

外国人労働者の受入れにおいて二国間協定を締結しているのは、この他に、マレーシアとモンゴルであり、マレーシアは 19,014 人、モンゴルは 675 人である。

図表 6-6 国籍別の推移



(資料) 内政部統計處「外僑居留人數」(各年 12 月末現在) <http://sowf.moi.gov.tw/stat/month/list.htm>

4) 職業別での推移

職業別での推移をみると、外籍勞工（単純労働者）においては、製造業と看護/介護が増加しており、2016年で製造業 347,263 人、看護/介護 204,768 人となっている。

単純労働以外では、教師が最も多く 6,684 人、次いでビジネス（商務）4,618 人、技術 2,397 人となっている。

図表 6-7 職業別の推移

	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
合計	403,700	418,802	466,206	483,921	525,109	629,633	637,843	671,375
公務員	3	4	3	0	0	0	0	0
ビジネス(商務)	3,665	3,782	4,467	4,410	4,613	4,438	4,662	4,618
技術者	1,920	2,002	2,148	2,027	2,192	2,422	2,416	2,397
会計士	13	11	14	10	11	10	18	20
弁護士	25	20	21	15	17	24	33	31
記者	37	29	34	32	35	35	33	27
教師	6,106	5,923	6,748	6,421	6,044	6,937	6,606	6,684
医師	281	304	389	370	351	467	432	405
護理人員	28	25	29	29	24	32	33	37
宣教師	1,613	1,573	1,687	1,673	1,800	1,901	1,638	1,623
技工技匠	456	481	448	238	249	275	312	341
外籍勞工	306,408	325,583	367,666	388,843	428,897	526,578	533,869	563,418
建設業	2,970	2,707	3,121	2,652	2,509	2,765	3,491	2,924
製造業	152,296	164,735	197,132	210,530	246,314	318,053	327,794	347,263
家事手伝い	1,053	1,048	960	996	936	792	517	322
看護/介護	144,545	150,665	159,729	166,881	170,945	195,601	194,204	204,768
船員(外籍勞工)	5,321	6,179	6,505	7,292	7,586	8,570	7,263	7,327
その他(外籍勞工)	223	249	219	492	607	797	600	814
船員	350	351	380	385	437	483	460	452
その他(有業者)	19,287	20,680	23,065	23,167	23,750	26,899	28,404	29,512
失業	2,145	1,959	1,998	1,783	1,757	2,236	2,460	3,092
家族	36,333	31,331	29,006	25,796	23,908	23,421	21,802	21,305
学生	17,685	17,705	20,634	22,127	24,615	26,987	28,698	31,449
その他(無業者)	159	159	193	197	186	228	239	270
15歳未満児童	7,186	6,880	7,276	6,398	6,223	6,260	5,728	5,694

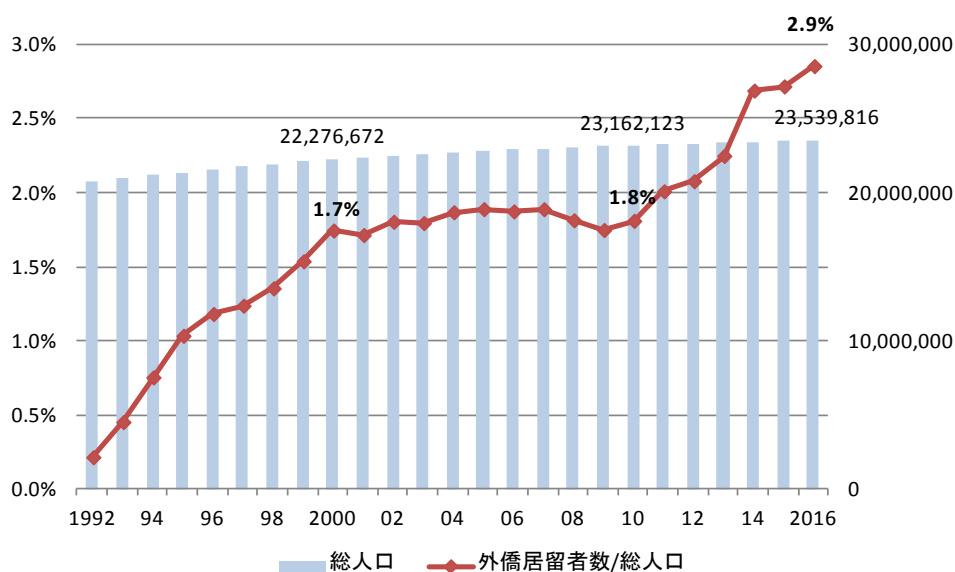
(資料) 内政部統計處「外僑居留人數」(各年 12 月末現在) <http://sowf.moi.gov.tw/stat/month/list.htm>

5) 外僑居留者の総人口に占める割合

台湾の総人口が横ばいとなっている中で、外僑居留者の増加に伴い、割合も増加しており、2016年において2.9%となっている。

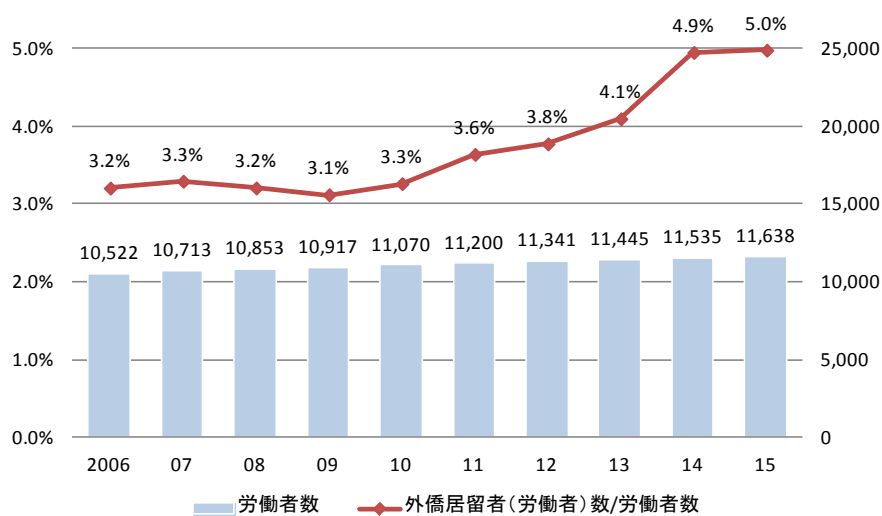
労働者に占める外国人労働者の割合は5.0%となっている。

図表 6-8 外僑居留者の総人口に占める割合



(資料) 内政部統計處「外僑居留人數」(各年12月末現在) <http://sowf.moi.gov.tw/stat/month/list.htm>
 総人口：内政部統計處「内政統計月報」<http://sowf.moi.gov.tw/stat/month/list.htm>

図表 6-9 外僑居留者労働者の労働者に占める割合

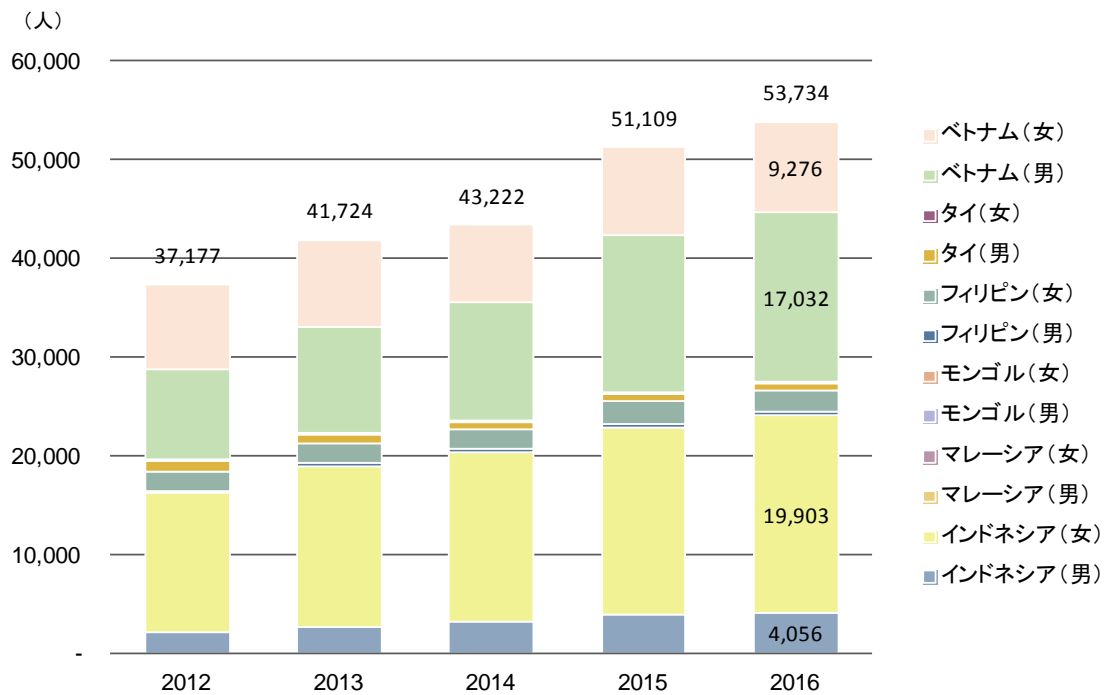


(資料) 内政部統計處「外僑居留人數」(各年12月末現在) <http://sowf.moi.gov.tw/stat/month/list.htm>
 労働者数：内政部統計處「Statistical Yearbook of the Republic of China 2015」<http://ebook.dgbas.gov.tw/public/Data/610281138403HCL2D3O.pdf>

② 行方不明者

台湾では行方不明者が増加し、課題となっている。2016年 53,734人で、インドネシアとベトナムからの外国人の割合が多くなっている。特に、インドネシアからは介護/看護で来ている女性が多い。介護/看護においては、その労働環境等から行方不明になる者が多く、インドネシアの女性の割合が高いのはそのためである。

図表 6-10 行方不明者の推移（国籍・性別）



(資料) 内政部移民署「行蹤不明外勞人數統計表」(各年 12 月末現

在) <http://www.immigration.gov.tw/lp.asp?ctNode=29699&CtUnit=16434&BaseDSD=7&mp=1>

(3) 関係法令

① 入出国及移民法¹

出入国管理、国家安全保障、人権保護、移民に関する規制、移民指導等に関する法律。内務省所管の法律で、1999年に公布された。

② 國籍法²

台湾における国籍の取得、喪失、修復及び失効について定めた法律。1929年に公布された。直近2016年12月に改正されており、高度外国人材の誘致策の一つとして、高度外国人材に限り、元の国籍を喪失せず、二つの国籍が持てるようになった。

③ 就業服務法³

台湾人の雇用促進のための法律で、外国人労働者在留資格の範囲や管理制度等について盛り込まれている。労働部所管の法律で、1992年に公布された。全7章から成り、5章が外国人の雇用と管理について規定されている。

④ 雇用主の外国人雇用にかかわる許可および管理弁法（雇主聘僱外國人許可及管理辦法）⁴

外国人雇用における、雇用主における雇用許可の申請に関する管理規則。労働部所管で、2004年に公布された。外国人労働者A～D型の4タイプでの雇用許可の申請方法と、入国後の管理について規定されている。1992年に公布された外国人聘僱許可及管理辦法が廃止され、「雇主聘僱外國人許可及管理辦法」が2004年に施行された。

⑤ 外国人就業服務法第46条1項1号から6号に規定される業務に従事する際の資格および審査基準⁵

ホワイトカラーの外国人材における従事する資格、審査基準について規定したもの。

⑥ 外国人が就業服務法第46条1項8号から11号に規定される業務に従事する際の資格および審査基準⁶

単純労働者の外国人材における従事する資格、審査基準について規定したもの。

⑦ 外國護照簽證條例（外国パスポート、ビザ条例）⁷

パスポートとビザの審査に関する規定がされている。

¹ 入出国及移民法 <http://law.moj.gov.tw/ENG/LawClass/LawContent.aspx?pcode=D0080132>

² 國籍法 <http://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?PCode=D0030001>

³ 就業服務法 <http://law.moj.gov.tw/LawClass/LawContent.aspx?PCODE=N0090001>

⁴ 雇主聘僱外國人許可及管理辦法 <http://law.moj.gov.tw/LawClass/LawContent.aspx?PCODE=N0090027>

⁵ 外国人就業服務法第46条1項1号から6号に規定される業務に従事する際の資格および審査基準 <http://law.moj.gov.tw/Eng/LawClass/LawAll.aspx?PCode=N0090031>

⁶ 外国人が就業服務法第46条1項8号から11号に規定される業務に従事する際の資格および審査基準 <http://law.moj.gov.tw/Eng/LawClass/LawAll.aspx?PCode=N0090029>

⁷ 外國護照簽證條例 <http://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?PCode=E0030002>

(4) 関係機関

① 内政部 移民署 (National Immigration Agency, NIA) ⁸

出入国管理、入国審査、違法移民の摘発、移民法違反行為の取り締まり等を実施。

全国に 25 のサービスセンターを設置し、外国人、中国人配偶者への支援に注力している。

また、新たな移民へのガイダンス等を行い、台湾への迅速な適応を支援するとともに、多文化共生の社会づくりに向けた事業等も実施している。

② 労働部 (旧：労工委員会) 労働力発展署 (Workforce Development Agency, WDA) ⁹

2010 年に、労工委員会が労働部、職業訓練局が労働力発展署として改編された。外国人労働者の雇用に関する許可、仲介事業者の管理・評価、外国人雇用における雇用主からの「就業安定費」の徴収等を行う。

③ 外交部 領事事務局 (Bureau of Consular Affairs) ¹⁰

パスポート、ビザ、書類認証等に関するサービスを実施。ビザのオンライン申請を導入している。

④ 經濟部 投資業務処 (Investment Center) ¹¹

高度外国人材の誘致を行う。国際人材の台湾での就業、生活及び投資をサポートするとともに、台湾企業と専門家人材のマッチング機会にもなる「Contact TAIWAN」サイトを 4 カ国語で運営している。

⑤ 經濟部 投資審議委員会 ¹²

外国人による台湾への投資、台湾企業の対外投資を管理する。投資ビザ、起業家ビザの投資内容について、審査する機関であり、ここでの承認を得たうえでビザの申請を行う。

⑥ 国家發展委員会 ¹³

経済、社会、産業、人的資源の発展に関する政策の立案、政策調整を行う。外国人雇用と関係するプロジェクトとして、「アジア・シリコンバレー構想」「台湾で学んだ留学生 (外国人)、海外で学んだ留学生 (台湾人) を奨励するアクションプログラム」等がある。

⁸ 内政部 移民署 <http://www.immigration.gov.tw/mp.asp?mp=2>

⁹ 労働部労働力発展署 <http://www.wda.gov.tw/en/index.jsp>

¹⁰ 外交部 領事事務局 <http://www.boca.gov.tw/mp.asp>

¹¹ 經濟部 投資業務処 https://www.dois.moea.gov.tw/Home/intru4_3

¹² 經濟部 投資審議委員会 <http://www.moeaic.gov.tw/chinese/>

¹³ 国家發展委員会 <http://www.ndc.gov.tw/>

(5) 受け入れる外国人のカテゴリー

① 在留資格

前述 p 2～3 のとおり。(図表 1-1、1-2)

② 就業可能な職種と滞在期間と家族帯同の有無

「就業サービス法」によると、台湾において外国人が就業可能な職種、滞在期間と家族の帯同の有無は以下のとおりである。

図表 6-11 就業可能な職種 (就業サービス法第 46 条)

< 熟練・技能労働者 (ホワイトカラー (白領)) > (1) 専門性または技術性を有する職業 (2) 政府の認可を受けた投資事業 (一般投資事業) の役員など (3) 大学または外国人学校の教師、高校以下の学校の外国語教師、バイリンガル学部またはバイリンガル学の教師 (4) 短期学習塾の外国語教師 (5) スポーツコーチ・選手 (6) 宗教、芸術、および演芸に関する職業 (7) 船員	
< 単純労働者 (ブルーカラー (藍領)) > (8) 海洋漁業 (9) 家事手伝い、看護/介護 (10) 台湾の重大建設プロジェクトや経済社会の発展に必要であり、主務機関が指定する職業 (11) その他特殊な性質により、外国人の雇用が必要であり、主務機関の個別許可を得た者	

(出所) JETROホームページ,2016,「外国人就業規制・在留許可、現地人の雇用」(2017年1月30日取得, https://www.jetro.go.jp/world/asia/tw/invest_05.html)

図表 6-12 就業可能な職種と滞在期間と家族帯同の有無

	滞在期間	更新	転職の可否	家族帯同の可否
ホワイトカラー (白領) (1) ~ (7)	3年間	無期限で更新可能	○可 (転職先からの申請が必要)	○可 (家族ビザを申請)
ブルーカラー (藍領) (8) ~ (11)	3年間	4回まで更新可能 最大12年間滞在 (9)家事手伝い、看護は、追加で2年 最大14年間滞在	×不可 (雇用者が原因のトラブルは例外)	×不可

(出所) 労働部ヒアリングより

③ 高度外国人材への優遇制度

1) 学術およびビジネス旅行カード (Business and Academic Travel Card) ¹⁴

台湾に頻繁に訪れる国際的要人（アカデミック関係者、ビジネス関係者）に対して、出入国手続きを簡略化できる「学術およびビジネス旅行カード」を発行。有効期限は5年間。台湾との往復は無制限で、毎回の滞在期間は90日。

2) 就業パスカード (Employment PASS Card) ¹⁵

外国人専門家に対して、手続きの簡略化、手続き日数の短縮できる就業パスカードを発行。外交部領事事務局の居留ビザ、労働部労働力発展署の招聘雇用許可、内政部移民署の外国人在留証および再入国許可等許可証の4つの手続きを一本化するもの。

図表 6-13 就業パスカード申請可能な職種

- | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 専門性または技術性を有する職業(2) 政府の認可を受けた投資事業（一般投資事業）の役員など(3) 大学または外国人学校の教師、高校以下の学校の外国語教師、バイリンガル学部またはバイリンガル学の教師(4) 短期学習塾の外国語教師(5) スポーツコーチ・選手(6) 宗教、芸術、および演芸に関する職業(7) 政府機関、高等教育機関の研究者またはコンサルタント |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

3) 梅花カード (Plum Blossom Card) (永住カード) ¹⁶

台湾に特別な貢献のあった者、台湾が必要とする高度専門人材、文化、芸術、技術、スポーツ、産業などの専門分野の国際的コンテスト等で優勝した者、直接投資金額が NT\$1,500 万以上で、5人以上の台湾人の雇用機会を満3年以上作った者、中央政府公債額面金額 NT\$3,000 万以上を間接的に投資した者に対し、梅花カード (Plum Blossom Card) (永住カード) を付与する。

¹⁴ 台湾經濟部,2016,「來台就労ビザ」 Contact TAIWAN (言語:日本語)

(2017年1月30日取得, <http://www.contacttaiwan.tw/main/index.aspx>)

内政部移民署,2010, Directions for Foreign Nationals Applying for the Business and Academic Travel Card(Serial No. 0916)

(<https://www.immigration.gov.tw/ct.asp?xItem=1090128&ctNode=30085&mp=2>)

¹⁵ 内政部移民署,2011,Operation Directions for Foreign Professionals Applying for the Employment Pass Card

(<http://www.immigration.gov.tw/ct.asp?xItem=1103810&CtNode=32636&mp=2>)

¹⁶ 内政部移民署,2014,Submission Directions for Senior Professionals and Investment Immigrants Applying for the Alien Permanent Resident Card (Plum Blossom Card)(Serial No. 0917)

(6) 外国人受入れに係る基準等

① 滞在資格ごとの許可基準

1) 「投資家」の許可基準

「投資家」ビザについては、20 万米ドル以上の投資を行う者で、台湾經濟部投資審議委員会へ申請を行い、承認を得る必要がある。在留期間は3年間で、更新の制限は無い。家族の帯同は可能である。

図表 6-14 「投資家」ビザの許可基準

- | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">・ 經濟部投資審議委員会での投資の承認・ 20 万米ドル以上の投資・ 20 万米ドル以上の投資で2名まで申請が可能で、50 万米ドル増加で1名の追加申請が可能である。ただし、7人までに限る。 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(出所) 經濟部投資審議委員会「外国人投資家及び外国法人投資代表者の居留ビザ申請」 http://www.moeaic.gov.tw/businessPub.view?lang=ch&op_id_one=8

2) 「起業家」の許可基準

起業家ビザは2015年11月9日から始まり、2017年1月に法律の微調整があった。投資家ビザが、投資金額は20万ドル以上で、投資審議委員会の承認を得るために、様々な書類の申請が必要となり、それらをクリアしないといけないが、若者や創造性のある仕事をする人は、そこまでできない。そこで、政府として、シリコンバレーのような将来性のある人を招致するために、起業家ビザを創設した。

起業家ビザの許可基準は、個人とチームで分かれており、いずれか1つの基準をクリアすればよいことになっている。

起業家ビザの在留期間は、最初は1年間、2年目からは2年の延長となる。起業家ビザで1年経って更新時に、ペーパーカンパニーではない証明ができれば、2年間の延長ができ、その後、再度2年間の延長ができる。1年→2年→2年の更新ができ、5年たった時点で法律違反が何もなければ永住権が申請できる。(年間183日滞在しなければならない。) 家族の帯同は、ビザの有効期限が6か月以上ある場合に限り、可能である。

図表 6-15 「起業家」ビザの許可基準

個人の場合	以下のいずれかを満たすこと <ol style="list-style-type: none">1. 国内外ベンチャーキャピタルの投資を獲得している、または政府が認定する国際的なファンディングプラットフォームで集まった資金がNT\$200万元以上であること。2. 政府が認定するイノベーション&アントレプレナーシップパーク、經濟部の直営、協力、または經濟部から直近三年間に優良の評価を獲得している育成機構に入居することに同意を得て
-------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

		<p>いること。</p> <p>3. 国内外の特許権を取得していること。</p> <p>4. 国内外の代表的な起業、設計コンテストで入賞した者、または外国起業家來台奨励プロジェクトについての政府の補助を申請し、合格していること。</p> <p>5. すでに台湾に「イノベーション能力を備えたベンチャー事業認定原則」を満たす企業を設立済みで、その企業の責任者であり、かつ NT\$100 万元以上を投資していること。</p>
チームの場合	台湾にまだ企業を設立していない場合	<p>1. 国内外ベンチャーキャピタルの投資を獲得している、または政府が認定する国際的なファンディングプラットフォームで集まった資金が NT\$200 万元以上であること。</p> <p>2. 政府が認定するイノベーション&アントレプレナーシップパーク、または育成機構に入居することに同意を得ていること。</p> <p>3. 国内外の特許権を取得していること。</p> <p>4. 国内外の代表的な起業、設計コンテストで受賞した者、または外国起業家來台奨励プロジェクトについての政府の補助を申請し、合格していること。</p>
	台湾に既に企業を設立している場合	「イノベーション能力を備えたベンチャー事業認定原則」※を満たす企業を設立済みで、その団体メンバーが当該企業の責任者、取締役、監査役、マネージャーまたは主事等の職務を担っており、かつ合計投資金額が NT\$100 万元以上に達すること。

(出所) 台湾經濟部,2016,「Entrepreneur Visa」Contact

TAIWAN <http://www.contacttaiwan.tw/main/docdetail.aspx?uid=634&pid=632&docid=258>

※「イノベーション能力を備えたベンチャー事業認定原則」

台湾公司法または商業登記法に基づく設立から5年未満の企業で、次のいずれかの条件を満たすものを指す。

1. 国内外ベンチャーキャピタルの投資 NT\$200 万元以上を獲得していること。
2. すでに財団法人 中華民國証券店頭売買センターベンチャーボードに登録済みであること。
3. 台湾の発明特許権を出願して取得している、または台湾の発明特許権者によるその発明特許権の譲渡または授權実施を経て經濟部知的財産局登記されていること。
4. すでに行政院認可の国際イノベーション&アントレプレナーシップパーク(定名台湾スタートアップスタジアム TSS)、經濟部直営または經濟部から直近三年間に優良の評価を獲得している育成機構、及びその他主管機関が認可する育成機構に入居していること。
5. 申請企業またはその責任者が国内外の代表的な起業、設計コンテストで受賞していること。
6. 政府関連機関が認定したアクセラレータ機構に入居したことがある、または現在入居していること。
7. その他中央目的事業の主管機関が認定する者。

(出所) 台湾經濟部,2016,「Entrepreneur Visa」Contact

TAIWAN <http://www.contacttaiwan.tw/main/docdetail.aspx?uid=634&pid=632&docid=258>

3) 「就業」のうち、熟練・技能労働者（ホワイトカラー（白領））における許可基準

「外国人が就業サービス法第46条1項1号から6号に規定される業務に従事する際の資格および審査基準¹⁷⁾」より、熟練・技能労働者（ホワイトカラー（白領））の許可基準をまとめる。

図表 6-16 「専門性または技術性を有する職業」の許可基準

専門技術業務 (第4条)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 土木エンジニア、建築家 2. 運輸通信 3. 税、金融サービス 4. 不動産 5. 移民へのサービス 6. 弁護士、弁理士 7. テクニシャン 8. ヘルスケア 9. 環境保全 10. 文化、スポーツ、リクリエーションサービス 11. 学術研究 12. 獣医師 13. 製造（経営管理、研究、分析、設計、計画、保守、相談、設備の設置、技術監督） 14. 卸売 15. その他(中央管轄機関と中央管轄当局の共同協議に基づいて指定)
資格取得 (第5条)	<p>以下の資格のうち1つの取得</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務資格 ・ 修士号、又は特定の分野で2年以上の経験を持つ学士号 ・ 多国籍企業で1年以上雇用されている駐在員 ・ 特定分野での専門教育を受け、5年以上の関連経験を持つスペシャリスト
(第5条1)	<p>留学生は、別途基準（学位、給料、職務経験、語学能力等）に基づき70ポイント以上であること</p>
賃金・報酬 (第8条)	<p>賃金・報酬は、各業務において中央管轄当局の公表した額を下回らないこと</p>
雇用する事業主 (第36条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 台湾企業、外国企業の支店 < 設立1年未満 > 資本金 5,000,000 NT\$ 以上、売上高 1千万 NT\$ 以上 < 設立1年以上 > 過去3年間の平均売上高 1千万 NT\$ 以上 ・ 中央政府に特別に許可を受けた外資系企業 ・ 中央政府に承認された研究センター

(出所) 「外国人就業サービス法第46条1項1号から6号に規定される業務に従事する際の資格および審査基準」, 2015, <http://law.moj.gov.tw/Eng/LawClass/LawAll.aspx?PCode=N0090031>

¹⁷⁾ 労働部「外国人就業サービス法第46条1項1号から6号に規定される業務に従事する際の資格および審査基準」, 2015, <http://law.moj.gov.tw/Eng/LawClass/LawAll.aspx?PCode=N0090031>

「専門性または技術性を有する職業」については、以下のポイント制において 70 ポイント以上の留学生においては、制限を免除して就業が可能である。

図表 6-17 「専門性または技術性を有する職業」就業のための留学生ポイント制

■以下のポイントの合計が 70 ポイント以上であれば就業が可能

項目	内容と等級	ポイント	備考
学歴	博士号	30	
	修士号	20	
	学士号	10	
雇用給与	毎月平均 NT\$47,971 元以上	40	
	毎月平均 NT\$40,000 元 以上 NT\$47,971 元未満	30	
	毎月平均 NT\$35,000 元 以上 NT\$40,000 元未満	20	
	毎月平均 NT\$31,520 元 以上 NT\$35,000 元未満	10	
実務経験	2 年以上	20	国内外の専任の仕事の経験を指す
	1 年以上 2 年未満	10	
職務の資格	企業に必要な職務の特殊な技能の能力者	20	職務に必要な特殊技能の能力を備えることを指し、例えば専門の訓練、コンテストでの受賞、特許など
華語語文能力 中国語の言語能力	華語文能力検定等 「流利」 レベル以上	30	中国語能力試験での証明、その特定のレベルや証拠の中国語学習達成度
	華語文能力検定等 「高階」 レベル	25	
	華語文能力検定等 「進階」 レベル	20	
他国語の能力	中国語以外に 2 か国語以上の言語能力	20	他国の言語の能力を証明あるいは一定時数の他国の言語を指す
	中国語以外に 1 か国語の言語能力	10	
他国での成長経験	他国で連続して 6 年以上の居留成長経験	10	海外で学生を共同で募集する、華僑総務委員会や学校が発行した学位証明書を取得を指す
政府の政策	公営企業の産業発展政策の従業者	20	または中央所管官庁が発行された雇用者の識別文字及びその支持文書入手

(出所)「外国人が就業服務法第 46 条 1 項 1 号から 6 号に規定される業務に従事する際の資格および審査基準」,2015, <http://law.moj.gov.tw/Eng/LawClass/LawAll.aspx?PCode=N0090031>

図表 6-18 「政府の認可を受けた投資事業（一般投資事業）の役員など」の許可基準

役員の条件 (第 38 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・役員として出資した資本が、株式総額の 1/3（事業の総資本金）を超えている ・海外支店のマネージャーを務めたことがある ・政府の認可を受けた事務所の代表者を務めたことがある ・イノベーションが期待される創業事業の副社長、マネージャーを務めたことがある
雇用する事業主 (第 39 条)	<p><設立 1 年未満> 資本金 500,000NT\$ 以上、売上高 3,000,000 NT\$ 以上</p> <p><設立 1 年以上> 過去 3 年間の平均売上高 3,000,000 NT\$ 以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央政府及び関係当局により設立が承認された外国企業の代表 ・国内の経済発展に大きく貢献した者

(出所)「外国人が就業服務法第 46 条 1 項 1 号から 6 号に規定される業務に従事する際の資格および審査基準」,2015, <http://law.moj.gov.tw/Eng/LawClass/LawAll.aspx?PCode=N0090031>

図表 6-19 「教員」の許可基準

教員証等 (第 40,41 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・教員証の取得、あるいは学校または大学の教員審査通過 ・中央政府が認める国内外の大学の正式な学位取得
条件 (第 42 条)	<p>教育関連業務の週の労働時間は 14 時間以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20 歳以上 ・大学以上を卒業（学士号が無い場合は、語学指導の資格証明書が必要） ・外国人教師の教える言語は、母国で使用されている公用語 <p>雇用主が 2 人以上の場合は、雇用主 1 人において 6 時間未満。総勤務時間は 1 週間で 32 時間を超えてはいけない。</p>

(出所)「外国人が就業服務法第 46 条 1 項 1 号から 6 号に規定される業務に従事する際の資格および審査基準」,2015, <http://law.moj.gov.tw/Eng/LawClass/LawAll.aspx?PCode=N0090031>

図表 6-20 「スポーツ、芸術、舞台芸術」の許可基準

スポーツ指導 (第 43 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ナショナルコーチング証明書 ・2 年以上のコーチ経験があり、ナショナルスポーツ協会、国際スポーツ連盟の推薦がある
スポーツ選手 (第 44 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・国際または全国の競技大会に参加している競技者（証明できる書面を有する）

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1年以上の実務経験があり、国際または全国のスポーツ協会が推薦する競技者
スポーツ関係者の雇用主 (第 45 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校 ・ 政府機関 ・ 非営利のスポーツグループ ・ 体育、スポーツ、関連事業に携わる企業 ・ スポーツ競技やスポーツに参加する企業や団体、スポーツ連盟
芸術 (第 46 条)	母国の公的機関による証明書
芸術の雇用主 (第 45 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会、教育、文化分野の学校、公共機関 ・ 国際観光ホテル ・ 観光、レクリエーションの企業 ・ ショービジネス ・ 文化、教育活動 ・ 演技、学術、文化、芸術のグループ ・ 出版会社 ・ 映画会社 ・ テレビ会社 ・ 政府機関 ・ 台湾の外国領事館または機関、または同じ国の国際機関。

(出所)「外国人が就業サービス法第 46 条 1 項 1 号から 6 号に規定される業務に従事する際の資格および審査基準」,2015, <http://law.moj.gov.tw/Eng/LawClass/LawAll.aspx?PCode=N0090031>

4) 「就業」のうち、単純労働者（ブルーカラー（藍領））における許可基準

「外国人が就業サービス法第46条1項8号から11号に規定される業務に従事する際の資格および審査基準¹⁸」より、単純労働者（ブルーカラー（藍領））の許可職種をまとめる。

許可基準は、後述、受入れ人数枠において、職種毎に整理する。

「と殺作業」は2016年度に追加された業種である。

図表 6-21 単純労働者を受け入れている業種

就業サービス法第46条項目	職種項目	内容
海洋漁業	海洋漁業	船員等
家事手伝い・介護/看護	家事手伝い	掃除、料理、家族への日常生活の世話、他の関連する家事サービスの仕事
	施設介護/看護	施設または病院で受け入れられた障害者、もしくは患者の日常生活の世話
	在宅介護/看護	家庭の障害者や患者の日常生活の世話
	アウトリーチ介護/看護	身体的および精神的に障害のある人、もしくは患者の日常生活を世話するために、アウトリーチ看護契約によって定められた場所の家族に雇用主によって割り当てられる
主務機関が指定する職業	製造業	製造品や関連する物理的作業の生産に従事
	建設業	建設現場やその他の関連場所での建設作業、またはその他の関連する物理的作業に従事
	と殺作業	と殺と関連する肉体労働
	通訳	海洋漁業、家事手伝い・看護、主務機関が指定する職業に従事する外国人が職務を遂行するために雇われた通訳
	調理	海洋漁業、家事手伝い・看護、主務機関が指定する職業に従事する外国人が職務を遂行するために雇われた料理人等
	その他	主務機関により承認された仕事

(出所) 労働部「外国人が就業サービス法第46条1項8号から11号に規定される業務に従事する際の資格および審査基準」,2016, <http://law.moj.gov.tw/Eng/LawClass/LawAll.aspx?PCode=N0090029>

¹⁸ 労働部「外国人が就業サービス法第46条1項8号から11号に規定される業務に従事する際の資格および審査基準」,2015, <http://law.moj.gov.tw/Eng/LawClass/LawAll.aspx?PCode=N0090029>

② 労働市場テスト、受入れ人数枠、ローテーション制度、転職の制限、外国人の滞在状況の管理・報告制度等の有無及び詳細

1) 労働市場テスト

単純労働者において、労働市場テストを行っており、国内での一定期間の求人を行うことが必要である、一般としては、21 日間の求人が必要となるが、急ぎの場合において、新聞への求人広告を 3 日間掲載することで、公立の求人情報への掲載が 14 日間に短縮される。

図表 6-22 労働市場テスト

一般	21 日間の求人 公立の就業サービスセンターでの求人情報の掲載
急ぐ場合	17 日間の求人 3 日間の新聞への求人広告の掲載+14 日間の公立の就業サービスセンターでの求人情報の掲載
介護 (現在変更中)	介護ヘルパーの長期雇用サービスセンターでの求人

(出所) 労働部ヒアリング

2) 受入れ人数枠

各職種において外国人の雇用上限である雇用比率を決め、各雇用主における受入れ人数を制限している。台湾全体での人数枠の設定は行っていない。

a. 製造業

製造業については、3 K の程度等によって、5 つのランクに分け、受入人数の制限を行っている。半導体等の条件のいい業種については、国内での雇用を優先するために、外国人比率が低く、めっきや染料を扱う等、雇用環境が悪い（3 K の程度が高い）業種等については外国人比率が高くなっている。

また、シンガポールを習い、職業安定費を追加で支払うことで、受入人数を増やすことができる。職業安定費の追加により受入人数を増やすことができるのは、製造業のみである。

図表 6-23 製造業の受入人数制限

3K 業種の5ランクによる 外国人雇用比率	10%、15%、20%、25%、35% 外国人雇用人数=雇用者総数×外国人雇用比率 (業種毎に 10%、15%、20%、25%、35%)。	2010.10～ 開始
--------------------------	-----------------------------------------------------------------------------	----------------

職業安定費支払いによる雇用比率の追加 (EXTRA 制)	外国人雇用比率の追加と職業安定費 5%以下: 3,000 元 5~10%: 5,000 元 10~15%: 7,000 元 ただし、雇用比率の最高は 40%まで	2013.3~ 開始
---------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------	---------------

(出所) 労働部ヒアリング及び入手資料より

b. 建設業

建設業については、技術の特殊性、地域性（建設計画）、規模により、外国人雇用比率を算出する。20~40%の比率となる。

図表 6-24 建設業の受入人数制限

$\text{核配比例}(\%) = \text{総得点} \times 0.004$ $\text{総得点} = \text{計画別ランク} \times 30\% + \text{特殊性ランク} \times 40\% + \text{規模別ランク} \times 30\%$

分項指標	ランク			
	A	B	C	D
	100	75	50	25
1.計画別 (30%)	行政院 2015 年「経済発展願景計畫所屬工程或愛臺 12 建設計畫」に関する行程	行政院が管理する行程	部が管理する行程	その他が管理する行程
2.特殊性 (40%)	高架橋型の交通運輸 原子力発電	陸動型の交通運輸 特種建築物	ダム 水力発電 港湾	その他の工程
3.規模 (30%)*	60 億元(含)以上	30 億元(含)以上 60 億元未満	20 億元(含)以上 30 億未満	20 億元未満

(出所) 労働部ヒアリング及び入手資料より

c. 漁業

漁業については、船舶登録において、台湾の国籍の者を最低何人雇用するか義務付けがあるため、それに従う。漁業を管轄する機関が、船舶登録証を発行する際に規定している。

図表 6-25 漁業の受入人数制限

漁船による漁業	外国人労働者＝ 漁船の漁業の許可書の定める最低の船員・船の定員 — 台湾船員の最低人数	2003.2～ 開始
養殖漁業	養殖面積1/2haにつき1人、外国人を雇用することができる ただし、外国人の雇用数は、全体雇用数の2/3以下とする	2014.3～ 開始

(出所) 労働部ヒアリング及び入手資料より

d. 家事手伝い

家事手伝いについては、1雇用主（個人）につき1名。受け入れられる雇用主は、家族の年齢に応じたポイントの合算が16ポイント以上の場合のみである。

図表 6-26 家事手伝いの受入人数制限

家族の構成員の年齢別のポイントにおいて、合計16ポイント以上の場合、
1家族につき1名

年齢	ポイント数
1歳未満	7.5ポイント
1以上、2歳未満	6ポイント
2歳以上、3歳未満	4.5ポイント
3歳以上、4歳未満	3ポイント
4歳以上、5歳未満	2ポイント
5歳以上、6歳未満	1ポイント
5歳以上、6歳未満	0ポイント
75歳以上、76歳未満	1ポイント
76歳以上、77歳未満	2ポイント
77歳以上、78歳未満	3ポイント
78歳以上、79歳未満	4ポイント
79歳以上、80歳未満	5ポイント
80歳以上、90歳未満	6ポイント
90歳以上	7ポイント

(出所) 労働部ヒアリング及び入手資料より

e. 施設介護/看護

病院等の施設での介護/看護については、ベッド数との比率で受入人数を決める。

図表 6-27 施設看護の受入人数制限

呼吸器系慢性病床	5ベッド につき1名	看護機関、慢性の医院または慢性の病床がある医院、呼吸器科のある総合病院、専門病院	1992.8～ 開始
心身障害者収容	3ベッド につき1名	中度以上の身体障害を収容する施設、精神障害者の患者や認知症患者長期介護施設、保護団体、支援施設または社会福祉法人	

(出所) 労働部ヒアリング及び入手資料より

f. 家庭介護/看護

家庭での介護/看護については、対象となる心身障害の対象者1人につき1名。植物状態等の特殊な病状の場合は1人につき2名。

図表 6-28 家庭介護/看護の受入人数制限

重度の特定の心身障害の項目、日常生活機能の評価表(Barthel Index)での重度障害者	1人につき 1名	1992.8 ～
特定の心身障害の項目を追加「(運動ニューロン疾患またはパーキンソン病Ⅱに限る)の身体障害」		2011.9 ～
80歳以上 日常生活機能の評価表(Barthel Index)での要介護を追加		2012.9 ～
特定の心身障害の項目を追加「希少疾患(運動ニューロン疾患)」		2013.3 ～
85歳以上 日常生活機能の評価表(Barthel Index)での軽度障害(障害1項目)を追加		2015.8 ～
特殊な病状(例えば植物状態等)	1人につき 2名	2006.1 ～

(出所) 労働部ヒアリング及び入手資料より

3) 職業安定費

雇用主に、外国人労働者 1 人雇用するあたりの就業安定費を徴収している。職業安定費を徴収し、外国人労働者の雇用主のコストを上げることで、外国人労働者の雇用を制限している。

ただし、一部業種（製造業、建設業、と殺作業）においては、シンガポールのシステムに習い、雇用主が追加の就業安定費を支払うことで、外国人労働者の採用枠を広げられる制度を設けている。これにより、受入人数の枠に限らず 5-15%増やすことができる。

図表 6-29 職業安定費

仕事の分類		雇い主における外国人 1 人 1 月(日)あたりの納付額	
漁業の仕事	漁船の船員	1,900 元(毎日 63 元)	
	魚の養殖	2,500 元(毎日 83 元)	
家事使用人の仕事	ネイティブから申請	5,000 元(毎日 167 元)	
	外国人から申請	10,000 元(毎日 333 元)	
製造の仕事	一般製造業、製造業の重大な投資産業(非ハイテク)、特定の製造プロセスおよび、特殊なタイムテーブルの産業		2,000 元(毎日 67 元)
	製造業の特定の製造プロセスの産業に属す(その他の産業)	外国人比率の追加 5 パーセント以下	5,000 元(毎日 167 元)
		外国人比率の追加 5 パーセント～ 10 パーセント以下	7,000 元(毎日 233 元)
		外国人比率の追加 10 パーセント～	9,000 元(毎日 300 元)
		製造業の重大な投資で非伝統産業(ハイテク)	2,400 元(毎日 80 元)
	製造業の重大な投資で非伝統産業(ハイテク)	外国人比率の追加 5 パーセント以下	5,400 元(毎日 180 元)
		外国人比率の追加 5 パーセント～ 10 パーセント以下	7,400 元(毎日 247 元)
		外国人比率の追加 10 パーセント～	9,400 元(毎日 313 元)
と殺作業		登録、証明書による許諾のある と殺場	2,000 元(毎日 67 元)
	登録、証明書による	外国人比率の追加	5,000 元(毎日 167 元)

	許諾のある と殺場	5 パーセント以下	
		外国人比率の追加 5 パーセント～ 10 パーセント以下	7,000 元(毎日 233 元)
		外国人比率の追加 10 パーセント～	9,000 元(毎日 300 元)
建設業	一般的な仕事		1,900 元(毎日 63 元)
	重大公共工事	前案(中華民国 90 年 5 月 16 日の前に工事 の契約書を締結)	2,000 元(毎日 67 元)
		新案(中華民国 90 年 5 月 16 日の後で工事 の契約書を締結)	3,000 元(毎日 100 元)
施設介護/ 看護	長期介護施設、保護団体、支援施設または 社会福祉法人、看護機関、慢性の医院また は慢性の病床がある医院、呼吸器科のある 総合病院、専門病院		2,000 元(毎日 67 元)
家庭介護/ 看護	社会支援法の承認を受けた低所得世帯や 雇用者または低所得世帯		免除
	高齢者福祉法で定められた低所得者生活手 当を交付される権限のある老人		免除
	障害者保護法、障害者生活補助費発給法 の雇用主で、低収入、中低収入、標準的な 世帯収入と生活費を取得する者		免除
	看護者あるいは雇い主以上の身分の者		2,000 元(毎日 67 元)
アウトリーチ 介護/看護	法律に基いて設立あるいは登記のある法 人、非営利公益法人、最近1年以内に所管 機関から介護サービスを委託された者		2,000 元(毎日 67 元)
付注	払込金額は NT\$		

(出所) 労働部ヒアリング及び入手資料より

4) 転職

単純労働者については、基本的には認められていない。ただし、雇用主のトラブル等がある際は、転職が認められる。その場合は、60日間企業に対して雇用主の募集を行う。60日間で雇用主が確保できた場合は転職することができる。雇用主のトラブルのうち、人身売買やセクハラが原因の場合については、60日間の雇用主の募集を更新することができる。

5) 滞在状況の管理

雇用主の義務として、外国人労働者と3日以上連絡が取れない、行方不明となった場合について、政府に通報しなくてはならない。

③ 永住・帰化の可否及び基準

1) 永住ビザ（恒久居住許可）の申請要件

永住ビザは、一般的には5年間の滞在后、6年目に取得の申請を出すことができる。ただし、いわゆる留学生である「就学」での滞在は、対象ではない。また、「就業」のうち、単純労働者は対象ではない。

「家族」も5年間滞在后に、申請することができるが、中国人の配偶者については、対象ではない。中国人ではない外国人の配偶者であれば申請できる。

図表 6-30 永住ビザ（恒久居住許可）の申請要件

<ul style="list-style-type: none">・5年間（毎年183日以上）、継続して居住している外国人・台湾での永住権を有する外国人の配偶者・子どもで、法的に10年間、もしくは実際に5年間（毎年183日以上）居住している者・ただし、「就学」と就業サービス法第46条1項8号から10号に規定される業務に従事する単純労働者は、対象外である
＜その他の要件＞ <ol style="list-style-type: none">1. 20歳以上2. 品行方正3. 自立して生計を立てられる相応の財産、技能を持つ4. 国家に利益をもたらす
※2002年5月までに居住しており、10年間以上（毎年183日以上）居住し、以下の条件の1つに該当する場合は、永住権を申請することができる。 <ul style="list-style-type: none">・国家に特別な貢献があった者・国家が必要とする高度専門人材・文化、芸術、技術、スポーツ、産業界の競技会、コンテスト、アセスメントに参加し、国際的に認知・受賞した者

（出所）入出国及移民法 第25条 <http://law.moj.gov.tw/ENG/LawClass/LawContent.aspx?pcode=D0080132>

2) 永住ビザ（恒久居住許可）の取り消し

永住資格が取り消される項目は8項目程ある。1年間183日間滞在しなければいけないが、それが出来ない場合に、事前申請をしなくてはならない。この事前申請を忘れ、はく奪されるケースが、取り消しの理由として最も多い。

図表 6-31 永住ビザ（恒久居住許可）の取り消し

1. 申請の内容に虚偽があった
2. 不正入手、偽造、変更した書類の使用
3. 司法当局により1年以上の懲役刑を受けた者（過失による犯罪の場合は免除）
4. 永住期間中、年間183日間住んでいない者（特別な理由がある場合は免除される）
5. 国籍を回復した者
6. 国籍を取得した者
7. 国籍を同時に所有している者
8. 国家から追放された者

（出所）入出国及移民法 第33条 <http://law.moj.gov.tw/ENG/LawClass/LawContent.aspx?pcode=D0080132>

3) 帰化の申請要件

台湾に帰化する場合、基本的には、母国の国籍を放棄しなくてはならない。

ただし、2016年12月に公布された国籍法の改正で、特別な高度外国人材については、国籍を放棄しなくてもよくなり、元の国の国籍と、台湾の国籍の2つ持つことができるようになった。

図表 6-32 帰化の申請要件

一般外国人 （第3条）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 合法的に5年（年間183日以上）以上居住している 2. 20歳以上で、国内の法律に従う能力を持っている 3. 品行方正 4. 自立して生計を立てられる相応の財産、技能を持つ 5. 台湾の言語の基本的な能力、国民の権利と義務に関する基本的な知識を持つ
台湾国民の外国人 配偶者等 （第4条）	<p>以下の条件で合法的に3年（年間183日以上）以上居住している</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 台湾国民の配偶者 2. 父親または母親が、かつて台湾国民だった 3. 台湾国民の養子 4. 台湾国内で産まれた
台湾国内に住所	以下の条件で住所（domicile）を持つもの

(domicile) を持つ者 (第5条)	1. 自身もその住所で生まれ、父親も母親もその住所で生まれた者 2. 10年継続して、その住所で居住している
特別な貢献者 (第6条)	特別な貢献をした者。行政院で承認され、内政部により許可された者。
未婚・未成年の子ども (第7条)	帰化する者の未婚・未成年の子ども

(出所) 国籍法 <http://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?PCode=D0030001>

図表 6-33 元の国の国籍の喪失

台湾に帰化をする者は、帰化の認可を受けた日から1年以内に、元の国の国籍の喪失証明書を提出しなくてはならない。

ただし、以下の外国人は、元国の国籍の喪失を免除される。

- ・特別な貢献者 (第6条)
- ・技術、経済、教育、文化、芸術、スポーツまたは、担当官庁により推薦された専門分野の専門家で、合同審査で承認された者
- ・帰国できない理由があり、証明書を得ることができない者

(出所) 国籍法 第9条 <http://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?PCode=D0030001>

4) 帰化の取り消し

帰化の取り消しは、国籍法に適合しない事実が発見されてから2年以内に帰化が取り消されることがある。帰化後5年以上経過した場合は取り消すことができない。

図表 6-34 帰化の取り消し

- ・元国の国籍の喪失証明書を提出しない場合取り消される。
 - ・国籍法に適合しない事実が発見されてから2年以内に取り消される。帰化後5年以上を経過した場合は、取り消すことができない。
- ただし、司法裁判所により婚姻や養子縁組が虚偽であると判決された場合は取り消しの時間的な制限は無い。
- 帰化の取り消しを行う前に、内務省は意見を聞くための審査会を行う。

(出所) 国籍法 第19条 <http://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?PCode=D0030001>

(7) 審査手続

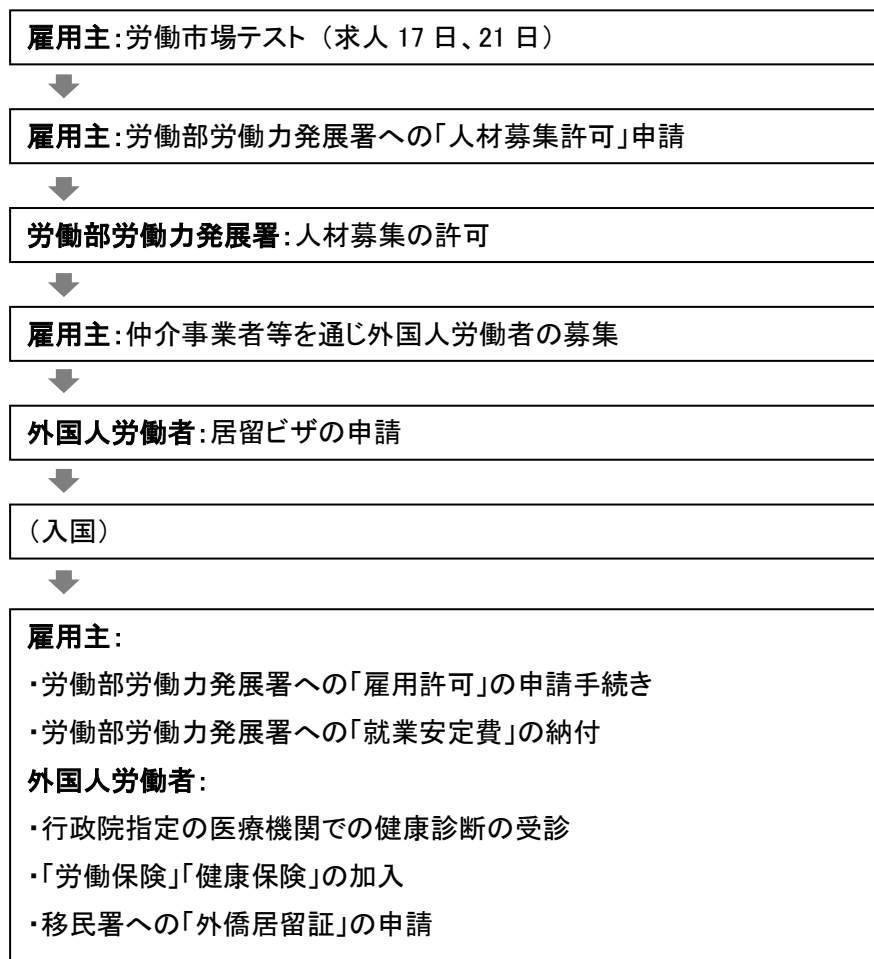
① 外国人労働者の雇用プロセス

ここでは、主に外国人単純労働者の雇用プロセスにおける各手続き等を整理する。

雇用主が労働市場テストを実施し、その後、労働部へ外国人の人材募集許可を申請する。労働部が人材募集の許可を出すと、雇用主が外国人労働者の募集を開始する。労働者が決まれば、労働者が居留ビザを申請・取得し、入国する。入国後、雇用主は労働部への「雇用許可」の申請をし、外国人労働者は移民署への「外僑居留証」の申請を行う。

看護/介護は雇用主が個人となるケースがある。台湾では2017年現在、長期介護のシステムを構築しているところで、長期の介護のサービスセンターを設立したため、個人の場合はこの介護センターを通さなければならない。

図表 6-35 外国人労働者雇用プロセス



(出所) 労働部ヒアリングより

② 申請における窓口出頭義務 等

1) 申請における窓口出頭義務

a. ビザ申請時

台湾においてはオンライン申請が導入されている。(後項目③で整理する)

eVisa については、領事館に1度も行く必要がなく、オンラインアプリケーションによる申請の場合は、これまで通り、領事館に申請と発行の2回行くことになる。オンラインアプリケーションは、記入のアプリケーションがオンラインでできるようになったということである。

b. 在留時

在留時の窓口出頭の義務としては、パスポートの期限が切れる時、外僑居留証を更新する時、住所変更時である。パスポートの更新については領事館、外僑居留証の更新、住所変更は移民署に行く。

2) ビザ・外僑居留証の更新時における帰国の廃止

2016年11月5日からスタートした新しい制度の導入で、全ての外国人労働者において、3年間の更新時に帰国しなくてもよくなった。以前は、3年の更新時において、台湾から1日でもいいから出国しなければいけなかったが、現在は、雇用主から契約更新されれば海外に出なくても、新たに申請すればよくなった。

雇用主の雇用継続が無い場合は、新しい雇用主を探し見つければ更新が可能である。ただし、60日間の雇用主を探す期間が与えられるが、それを過ぎても新しい雇用主が現れなければ台湾から出なくてはならない。

なぜこのシステムになったかという点、今まで台湾の中で労働者の行方不明が多かった理由として、更新時に帰国することで、母国の仲介事業者に対して仲介料が発生していたことが労働者の負担となっていたことがあった。帰国せず雇用延長ができることで、労働者が負担する仲介料が軽減されるというメリットがある。

③ ビザ発行拒否の理由

査証審査においては、データベースがあり、オーバーステイがなかったか、法を犯したことがないか、テロリストではないか確認される。ビザの発給を拒否するときは理由を言わなくてもよい。オーバーステイの人は、10年入国禁止となる。ビザが不要な国の人は、出国時に罰金が科せられ、1年は入国禁止となる。

図表 6-36 ビザ発行拒否の理由

<p>以下の外国人にビザの発行を拒否することができる。拒否の理由を示す必要は無い。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 台湾内外の犯罪記録がある、過去に強制退去を命じられたり、入国を拒否されたりしている2. 不法入国者3. 公衆衛生や社会秩序に有害な伝染病、精神疾患その他の病気を持っている4. ビザ申請の内容に虚偽があった5. 停留、居留の在留期間を超過している6. 自立して生計を立てられる財産、技能を持つことの証明が不十分7. 台湾に認められていない国のパスポートを所持している8. パスポートの期限が切れている、紛失している9. パスポートや、その他の書類が偽造されている10. 法律違反に関する疑いがあり、十分な証拠がある者11. テロリスト12. 国民の利益、公共の安全、公共の秩序を侵害する疑いがあり、その十分な証拠がある者

（出所）外國護照簽證條例 第12条 <http://www.boca.gov.tw/ct.asp?xItem=3004&ctNode=715&mp=1>

④ オンライン申請

台湾では、2011年からオンラインアプリケーションサービスが始まった。昨年2016年の55万件はすべてオンライン。このオンラインアプリケーション以外に、2016年1月は「eVisa」ができた。外交部領事官ヒアリングよりまとめる。

1) eVisa

「eVisa」はインターネット上で、申請やお金の決済もでき、領事館に一度も訪問することがなく、ビザが発給できる。

主に「観光」ビザが対象で、以下図表が対象国となっている。今まではリスクの低い国が対象だったが、今後、リスク中レベルの国にも開放する予定である。

図表 6-37 eVisa 対象国

バーレーン、ベリーズ、ブルキナファソ、コロンビア、ドミニカ国、ドミニカ共和国、エルサルバドル、エクアドル、グアテマラ、ハイチ、ホンジュラス、キリバス、クウェート、マケドニア、マーシャル諸島、モンテネグロ、ナウル、ニカラグア、オマーン、パラオ、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、カタール、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント・グレナディーン、サウジアラビア、ソロモン諸島、スワジランド、トルコ、ツバル、アラブ首長国連邦

(出所) 外務省領事局「eVisa」 <http://www.boca.gov.tw/content.asp?mp=2&CuItem=7283#ev02>

eVisa の審査については、フォームの記入、パスポートの有効期限が規定通りあるか、また「観光」ビザであるため、航空チケット、ホテルの確保、銀行の貯金額がそろっていればよい。

eVisa は、申請が通ったら、申請者に通知がメールで届き、この通知を印刷し、自分のパスポートに貼ればよい。移民省にもデータの共有ができているため照合が可能である。

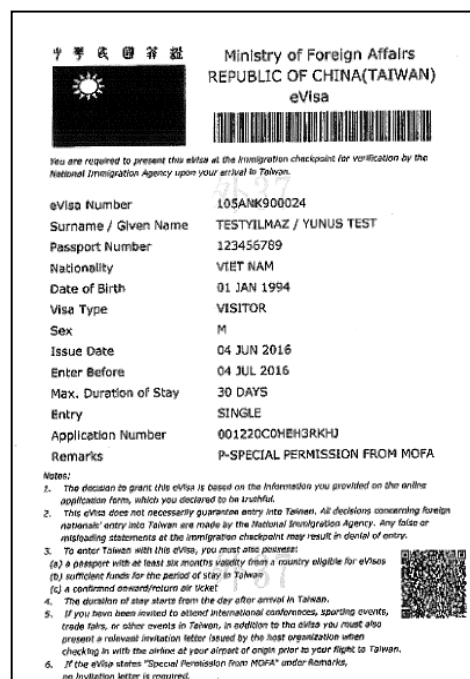
審査は、基本的に3日間程度である。今後、リスクの低い国は24時間以内に短縮できる予定である。

eVisa は入国してから3か月まで滞在できる。空港での手続きも緩和される。台湾はすべての国に大使館があるわけではないので、eVisa があることで、大使館の業務の効率化が図れるとともに、申請者にとっても便利な制度となっている。

現在は、写真の添付が不要となっている。技術面の問題があり、システムが使いにくくなることから排除した。これまでは、ビザの申請が通りやすい国が対象となっていることから、不要であったが、今度対象国を増やすにあたっては、写真の添付も必要となると考えている。

担当者としては、最終的に 아이폰 や タブレット、スマホなどで掲示することで印刷も必要ないようにしたいと考えている。

図表 6-38 eVisa を印刷したもの



(出所) 外務省領事館ヒアリング資料

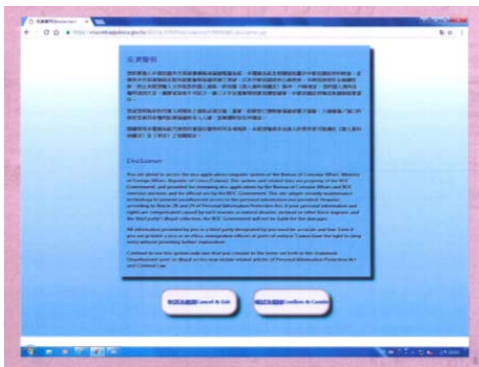
2) オンラインアプリケーションによる申請書類作成

オンラインアプリケーションは、書式の記入をオンライン上で済ますというもので、領事館には従来通り申請に行かなくてはならない。前述のとおり、昨年の外国人に出したビザ 55 万件は全てオンラインアプリケーション利用となっており、基本的にはオンラインアプリケーションを利用することとなっている。

図表 6-39 オンラインアプリケーション

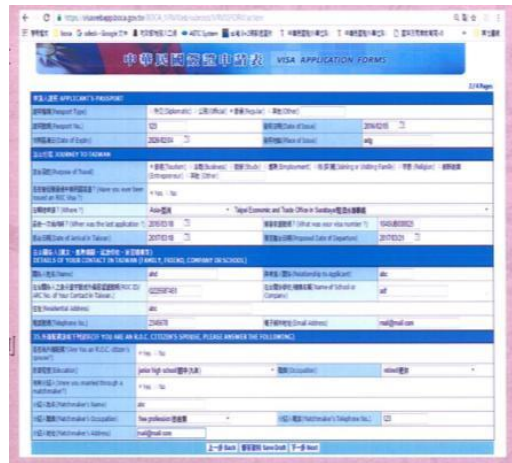
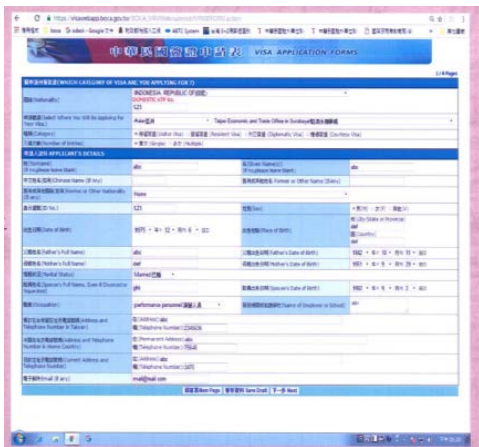
責任と義務のページが最初に出てくる。

一般ビザ、労働者ビザ、ワーキングホリデービザ、eVisa のカテゴリを選択する。

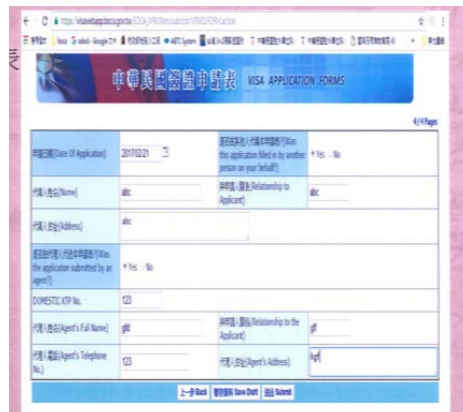


(一般ビザの場合) ビザの種類を選択、申請者の基本情報の入力を行う。

訪台行程、在台関係者等の入力を行う。



確認事項に関する質問に回答する。代理人の場合は入力する。

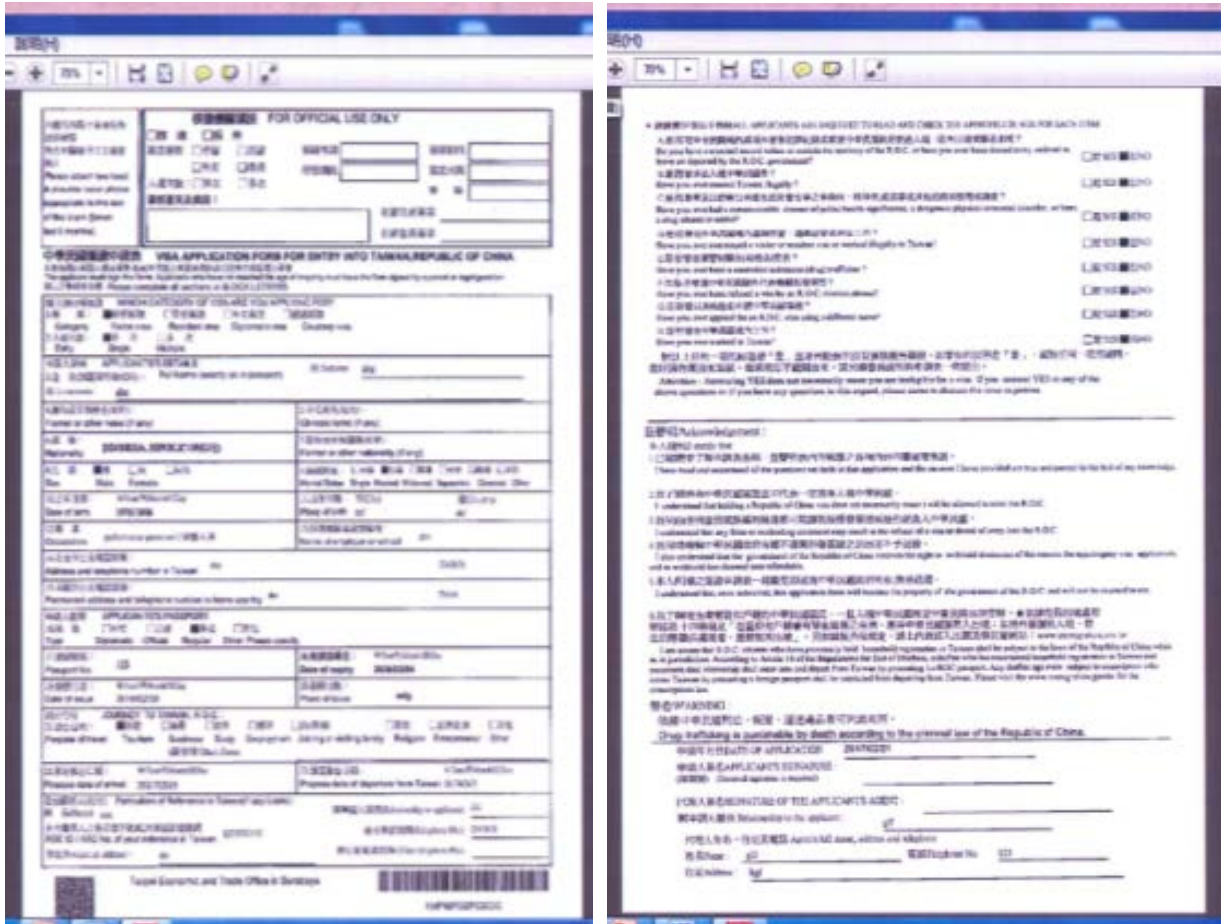


内容確認し、ビザの申請書の作成が完成する。



作成した申請書を印刷して、領事館に持参する。

アプリケーションにより作成された申請書



(出所) 外務省領事館ヒアリング資料
https://visawebapp.boca.gov.tw/BOCA_MRWeb/subroot/MRVWeb0_form.jsp

(8) 外国人に課された義務

内政部移民署、労働部労働力発展署ヒアリングよりまとめる。

① 雇用主の義務、外国人労働者の義務

台湾においては、外国人の権利を守るという方針が強く、外国人労働者の義務付けよりも、外国人労働者を雇用するうえでの雇用主の義務付けが多くなっている。

1) 外国人雇用における雇用主の義務

a. 生活管理計画の策定

企業が雇用主の場合は、外国人労働者の雇用を申請する前に、「生活管理計画」を策定する。項目としては、住居、食事、労働者が苦情を出せるか、プライバシーを守る義務等の項目があって、申請時に守ることが可能か企業に確認している。受入れ後は、地方の労働局、自治体が検査に行く。生活管理計画表に基づいてクリアしていない場合は、許可が取り消される。

個人が雇い主の場合は、2016年から新しい規定ができた。介護や家事手伝いの場合、生活管理計画表の項目に、休みが取れるかについて、追加された。(個人の雇用主の場合、休みがないことが、行方不明の原因となっているため。)

b. 労働契約書の策定、雇用許可の申請、職業安定費の支払い

採用後においては、「労働契約書」を書面で提出する義務がある。書面で仕事内容について細かく記す。そのことで、トラブルの際には証拠となる。

雇用主は、労働者が入国してから「雇用許可」を申請しなければならない。企業が労働者のために「外僑居留証」を申請することが必要である。また、毎月労働部に「就業安定費」を支払う義務が発生する。

c. 行方不明時の通報、解約時・帰国時の支援

3日以上連絡が取れない、行方不明となった場合について、雇用主は政府に通報することが義務付けられている。

3年間の契約期間のうち、雇用主が自分側の都合で契約を解約する場合は、地方の労働局に申請して話し合わなければならない。労働者が働き続けたいと言ってトラブルになる場合は、さらに上の委員会で話し合うこととなる。

仕事をしているうちに外国人労働者が死亡や病気等で自国に帰る場合、雇用主は手続きを“手伝う”義務がある。3年期限になったとき帰国する際、チケットの手続きなどについて、雇用主は“手伝う”義務がある。しかし、“手伝う”となっているため、実情としては、とてもあいまいになっている。

2) 外国人労働者の義務

台湾の場合は外国人労働者の権利を守る立場が強いため、労働者の義務は少ない。仲介業者にサービス料の支払いも義務ではないため、支払わないという契約であれば支払わなくてよくなる。

外国人労働者の義務で最も大事なことは、労働契約書に沿って仕事をするることである。雇用主以外の仕事すること、労働契約書の中に書かれていること以外の仕事することは禁じられている。

全ての外国人労働者は、台湾で「健康保険」に加入することが義務付けられる。また、外国からの伝染病を防止するため、「健康診断」が義務付けられる。

製造業と建築業に限っては、「労働保険」に加入することが義務付けられる。介護は自分で入るか入らないかは自由に決められる。

台湾の法律を守る義務はあり、交通ルールで飲酒運転をした場合は即、国外退去となる。

② 個人識別情報の提供、外国人登録、身分証の携帯・提示、当局への各種申告等の要否及び詳細

外僑居留証はカード形態で外国人登録証となっている。外僑居留証は常に携帯しなければならない。外僑居留証には、名前、写真、国籍、外僑居留の期限等が掲載されている。

前述でも記載したが、パスポートの期限が切れる時、外僑居留証を更新する時、住所変更時は申告の必要がある。いずれも外僑居留証のカードに記載されているので、その内容を変更しなければいけない。

③ 社会保障（生活保護受給等の可否）、参政権等

6か月以上の滞在については、「健康保険」に入ることが義務付けられている。

健康診断は、台湾に入る前に診断を受けなければいけない。停留外国人が居留外国人のビザを取得する場合等は、本国で健康診断を受けていないので、健康診断を受けることが必要となる。

参政権については、台湾国籍がない人には参政権はない。

④ 在留資格取消し及び退去強制に係る基準の詳細

1) ビザの取り消し

ビザの取り消しについては、いくつか理由がある。主なものとしては、申請した目的が異なる場合。例えば、観光で入国して、アルバイトをしたら取り消される。例えば、語学留学目的でビザを取得して入国したのに、学校に行かない人については、学校から登校していないという連絡が来たら取り消しとなる。あと、研修生の場合、最初6ヶ月で申請し、2か月経過した際に、企業から来なくていいと言われた場合等も取り消しとなる。

台湾で詐欺行為を行う等、法律違反をした場合も取り消しとなる。

また、入国前の申請理由がなくなった場合もあるが、これは eVisa が多い。

図表 6-40 ビザの取り消し

以下の場合において、ビザを無効にすることができる。外務省はビザを無効にするために、他の機関に無効にするための権限を与えることができる。

1. ビザ申請時の拒否の項目（図表 1-35）に該当した場合
2. 申請した目的と台湾での活動が異なる場合
3. 詐欺、麻薬売買、破壊、暴力、その他台湾の国益、法執行、慣習、社会的安定を危険にさらす活動を行う場合
4. ビザ申請の理由が無くなった場合

（出所）外国護照簽證條例 第 13 条 <http://www.boca.gov.tw/ct.asp?xItem=3004&ctNode=715&mp=1>

(9) 受け入れている外国人本人及び家族等の登録事項に係る公証制度の有無及び詳細

前述 (8) の②のとおり、入国後 15 日以内に、外僑居留証を申請しなくてはならない。また、登録・発行された外僑居留証は常に携帯しなくてはならない。

2. 外国人受入れに係る政策等

(1) 受入政策の基本方針及びその変遷

① 外国人受入れの基本方針

「就業基本法」第 42 条における「台湾国民の就労権を保障するため、国民の就業機会、労働条件、国民経済の発展及び社会の安全を妨げない限りにおいて、外国人労働者を受け入れる」第 43 条における「雇用主が主管機関に雇用許可の申請をしていない外国人は、台湾で就労してはならない」を原則として、台湾で人材が不足していて、台湾人労働者が就きたがらない仕事に限り、補完するための受け入れを行っている。

② 外国人受入れ政策の変遷

1) 1989 年～ 外国人労働者の受入れ開始

台湾においては、若者を中心とした「3K業種」離れにより、労働力不足が深刻化する中で、「十四項国家建設」「六年国建計画」等の国内のインフラ整備に伴う建設業の労働力が必要となり、1989年に外国人労働者を受け入れる政策を出した。

1990年10月に行政院において「十四項重要建設工程人力需給因応措置法案」（政府プロジェクト公共工事に係る雇用需要対策法）が成立し、合法的な受入れを開始した。

1991年に、中華工程会社が、初めてタイの外国人労働者を受入れるが、応急的な処置であったため、台湾人労働者と同様に「労働基準法」が適用された。そのため、同年に、不法就労の防止、台湾人労働者の雇用を保障するために、外国人の雇用と管理の規定を明確にするため「就業服務法」が審議され、法的な整備が進んだ。

2) 1992 年～ 逐次開放

1992年5月に「就業服務法」、7月に「外国人聘僱許可及管理辦法（1992年に廃止され、「雇主聘僱外国人許可及管理辦法」が2004年に施行）」が施行され、外国人労働者の受入れが本格的に開始された。

1992年に、建設業以外にも、製造業、家事労働、介護関連が許可された。

3) 2000 年代

2000年代の概要については、江秀華（2014）「台湾における外国人労働者の受け入れについて」を参考とする。

○2000 年～現在：外国人労働者政策に緩やかな変動時期の調整段階

1997年アジア通貨危機以降、失業率は徐々に高くなっているにもかかわらず、外国人労働者の数は増加し続けた。2000年以降も国内失業率が高く、深刻な問題となり、一年間で約15,000人の外国人単純労働者が削減された。その後も雇用条件が厳しくなり外国人

労働者は大幅に抑えられた。しかし、家事・介護労働者に対する需要が大きく、国民から雇用条件の緩和を求められたため、新たな介護労働者を 1999 年にベトナムから受け入れて、2004 年にモンゴルからも受け入れた。台湾の労働市場は国内失業率と相関せず、外国人労働者が増えている。この時期は、外国人労働者政策は「緩やかに変動する時期」であり、さまざまな調整が行われた。また、もう一つの外国人労働者の増加の理由として、企業側からの要望で政府が受け入れを認めたという背景もある。¹⁹

(2) 単純労働者の受入政策、検討・決定方法等

① 二国間協定

台湾では、単純労働者の受入れについては、二国間協定に基づき実施している。フィリピン、タイ、マレーシア、インドネシア、ベトナム、モンゴルの 6 カ国である。

② 人材仲介事業者等への仲介費の公定価格化

労働者の仲介費については、労働者を守る観点から、月々の支払い金額を公定価格として決めている。サービス料という名目で台湾の人材仲介業者に支払い、1 年目 1,800 元/月、2 年目 1,700 元/月、3 年目 1,500 元/月である。

雇用主の仲介費は、台湾の人材仲介業者に登録費という名目で 1 か月分の給料を払わなければならない。外国人労働者の現在の最低賃金は 21,009 元であり、概ねこの金額を支払っている。

労働者については、母国の仲介業者にも支払わなければならないが、二国間協定では 1 か月の給料を支払うことになっている。

③ 人材仲介事業者の管理

労働部労働力発展署では、仲介事業者の管理の 1 つとして、仲介事業者のランク付けを行っている。ランク付けで A・B・C 級があり、毎年この評価は更新している。仲介事業者は（営業許可のあるのは）1,500 件程（2017 年 3 月現在）で多いこともあり、民間企業に委託をしている。毎年民間企業から報告がきて、最終的に労働局が判断する。

2016 年度の内訳は A が 350 件、B が 800 件、C 100 件である。（前述の 1,500 件は設立許可をもらった数であり、会社の営業状況などの変化で更新されていないことや営業停止等があり、稼働しているのは 1,200 件程となる。）ランク付けは 2004 年からスタートしており、当時は 5 級あったが、2006 年から 3 級にした。

雇用主に対しては、ホームページ上に ABC の評価リストを掲載しているので、A 級会社を薦める。2 年間連続 C 級の会社は営業中止となる。

査定の仕方については、書類の管理、雇用主と労働者の満足度（委託会社がアンケートを取るのではなく、雇用主に対しても労働者に対しても労働局がアンケートを取っている。）、

¹⁹ 江秀華（2014）「台湾における外国人労働者の受け入れについて」より引用

1年間の違法トラブル数等である。審査結果はホームページ上で全て公表されている。

査定内容として、仲介事業者が仲介した労働者の行方不明者の数もあるが、入国して3か月以内に行方不明の数が多ければ許可更新の時に更新をさせていない。

ランク付け制度が実施されて、傾向としてC級が減ってきており、悪質な業者が減ってきている。A級をとることは難しい。今後は、査定や評価が一目でわかるシステムを考えている。

④ 受入政策の検討、決定方法

外国人労働者の政策について検討するチームがあり、雇用主、労働者、政府、学会の有識者において議論している。

警戒指標を2017年から導入する予定である。警戒指標というのは、業界のそれぞれの外国人雇用比の変更によるシミュレーションを行い、その結果を考察し、今後の雇用比の変更を考える予定となっている。政策の変更についても、この警戒指標で決めていくことを予定している。

(3) 高度外国人材の誘致政策、検討・決定方法等

① 外国人高度外国人材受入れ促進のための法律「外国専門人材延攬及雇用法」の検討

台湾では、高度外国人材の誘致を積極的に行っていくために、2017年2月現在、「外国専門人材延攬及雇用法」が審議されている。

2016年から「国家発展委員会」において、高度外国人材受入れ促進のための検討がされ、特に優秀な外国人材に対しての課題について調査をした。その結果から、雇用、ビザの申請、生活面、健康保険、税金などにおける課題をなるべく解決できるよう検討している。

検討中の内容としては、特定の専門人材においては、滞在期間を3年から5年に延長すること、配偶者や成人の子どもが台湾で仕事できるようになること、永住ビザ申請における年間183日以上滞在を免除すること等について、規制緩和を検討している。

また、外国人留学生と卒業生の研修について、研修の後に、残って仕事できるようになることも検討している。これはあくまでも草案。

帰化に関する法案は、2016年に決定・公布されており、台湾に帰化する場合に、以前は、自分の国籍を放棄しないといけなかったが、今後は、母国の国籍も保有しながら台湾国籍を取得することができ、両国籍が認めることになった。

素案に対して検討会を開催し、意見を聞いている状況で、修正をしながら、最終的に法律になる予定である。

この法律が制定されると、関連法の中でもランクが上になるが、高度外国人材の関連する内容が全て規定されているわけではないので、ここで規定がないものは、それぞれの部門の法律に沿うことになる。

② Contact TAIWAN でのPR、人材マッチング

高度外国人材の誘致に向けて、Contact TAIWAN というホームページを開設している。アジア・シリコンバレー推進プロジェクトのサービス内容、台湾でのビジネスにおける基本情報等を掲載している。中国語に加え、英語、日本語、スペイン語がある。

高度外国人材と、台湾の企業のマッチングをウェブ上で行っており、台湾企業の求人情報等を紹介している。高度外国人材にアピールすることが最大の目的。

求人と求職の両方について登録することができ、就業希望者がここに自分の履歴をアップするとともに、企業もどんな人材が欲しいというニーズを登録すると、ネット上で自動的に、人材にあった企業、企業あった人材を紹介する仕組みになっている。カメラ会議の機能で、面接等ができるようになっており、お互いに連絡を取り合うことができる。

③ 留学生の就職支援（リクルート）

これまで、台湾の留学生は、卒業後、台湾で仕事をするには、職業の経歴が必要であった。大学卒業後最低2年仕事したことのある人、給料47,000元以上ではないと就職できないという制限があった。

しかし、現在は、留学生のポイント制が導入され、70ポイントをとれば、制限がなく仕事ができるようになった。（留学生のポイント制については、図表1-15参照）

台湾の海外に拠点を持つ企業のために、台湾の文化もわかり中国語もわかる人材、台湾で仕事をしたいという意欲のある人、双方のニーズを満足できることから、留学生の就職支援を推進している。

施策として、外国人と中国人・華僑の留学生のための就職フェアを実施している。

国内での就職フェアのイベント以外にも、海外にも誘致に行っている。アメリカが最も多く、シリコンバレーの人材を誘致するためである。シリコンバレーで勉強する台湾の学生も多いことから、台湾国籍でシリコンバレーに留学している学生も対象としている。台湾の企業と一緒に行って、現場で面接をする。

2016年は、日本の東京、大阪、インドにも行った。2017年は、東南アジアにも行く予定である。

また、これまでは、台湾から海外への留学生が多かったので、台湾からの留学生を主にやっていたが、これからは様々な国の人材を受け入れたいと考えており、必ずしも台湾からの留学生に限らず、海外の現地の留学生についても対象を広げる予定である。

(4) 政府内関係機関間の連携（受入れ制度検討・施策運用の役割分担等）

政策的な議論については、「国家発展委員会」が中心となり、制度の検討を行い、関係機関の調整を行う。

前述のとおり、現在、高度外国人材に対する法律の改正を行っている。

(5) 政府・地方自治体間の連携（役割分担、連携体制、財政的負担等）

各在留資格の目的において、管理・運営の管轄が異なる。各担当課移民署においては、「就業」について労働部労働力発展署、「投資」、「起業家」については經濟部投資業務処、「就学」については、教育部の管轄となる。内政部移民署では、外僑居留証の発行、外国人登録証の発行、移民法違反行為（不法滞在）の取り締まりを実施している。

地方行政においては、単純労働者の雇用主の管理、不法滞在者の通報への対応を行う。

② 外国籍配偶者（外国人妻）への支援については、台北市等において支援を行っている。

(6) 外国人住民との共生のために講じている施策

① 外国人労働者への支援策

台湾においては、単純労働者は期間限定で在留する人材であることから、住民との共生については考えられていないが、人権についての関心は高いことから、労働者の支援策は熱心に行っている。

1) 入国時の講習

外国人労働者が空港に着くと、バイリンガルの担当者が待っていて迎え、1時間の講習を受ける。台湾の法律、労働者の権利、苦情申請の仕方が受けられる。

1時間の講習の費用負担は、全て政府で持っている。

2) 24時間ホットライン

24時間のホットライン 1955 が無料でかけられ、さらに政府として定期不定期に家庭（個人雇い主の場合）、企業や工場に検査しに行く。苦情がある場合、地方の自治体の労働局がまず検査に行く。確認できない時は民間 NGO に委託し、この労働者の短期収容が可能である。その間に労働局が不法やトラブル実態を調査し、確認ができれば労働者の転職ができる。期間満了の際は出国前に、空港で苦情の申請ができる最後のチャンスもある。

24時間ホットラインの利用状況として、2016年は電話かけた人のうち、ただのカウンセリングは延べ19万件、苦情トラブルは延べ2万4千件である。（労働者全体は62万人程いる。）

② 外国籍配偶者（外国人妻）への支援策

台湾人の外国人配偶者においては、自治体において支援が行われている。

台北市では、「新移民会館」を市内に2カ所設置し、外国人妻の孤立化を防ぐための、交流機会や、台湾語の授業等を開催している。ボランティア通訳スタッフが簡単な通訳サービスを行っている。施設にはタイ語、ベトナム語、インドネシア語、英語の現地の雑誌や書籍などを取りそろえるとともに、料理ができる部屋、カラオケコーナー、児童のプレイコーナー等がある。

3. 外国人受入に係る背景・影響等の情報

(1) 現在の外国人受入制度が形成された歴史的・社会的背景

前述のとおり、「十四項国家建設」「六年国建計画」等の国内のインフラ整備に伴う建設業の労働力が必要となったことが契機であるが、その他の積極的な受入の背景として、以下の江秀華（2014）「台湾における外国人労働者の受け入れについて」より記載する。

国内のインフラ整備に伴う建設業における労働力需要以外の積極的な受入の理由

- ①国内単純（低技術）労働力不足の補充および国内労働者就業権利の保護
- ②国民の労働意欲の低下
- ③3Kの就業の観念の影響
- ④少子・高齢化の進行による看護や介護や家事使用人・メイドへのニーズの高まり
- ⑤台湾“元”の切り上げによる、賃金の上昇
- ⑥サービス産業の発展および生活水準の上昇
- ⑦低い失業率・高い就職率
- ⑧産業構造の高度化とそれに伴って生じた労働力の需要と供給のアンバランス²⁰

(2) 外国人受入に伴う経済的影響、社会的影響

台湾においては、ハイテク産業等においては、外国人雇用比率を抑える等、台湾人労働者の雇用機会の確保を優先している。

一方で、介護/看護人材の受入拡大等に伴い、行方不明（不法滞在）となるケースが多くなっており、不法滞在者の強制返還等で発生する社会コストが課題となっている。

① 介護人材受入・増加による課題

台湾では不法滞在者は53,000人程いる。そのうち、27,000（59%）が介護人材である。不法滞在者の国籍として最も多いのはベトナム人となり、次いでインドネシア人となっている。（図表 1-6 参照）

介護人材の行方不明の理由としては、仲介費が高いこと、個人での雇用が多く、労働時間が長いわりに、賃金が安いこと（最低賃金を充たしていないことが多い）、住み込みのため人間関係でのトラブルが多いこと等である。

② 不法滞在の收容と返還のコスト

不法滞在の收容と返還において、多額のコストがかかるとともに、そのコストを回収で

²⁰ 江秀華（2014）「台湾における外国人労働者の受け入れについて」外国人労働者の受け入れ政策を提案・実施させた第1人者である趙守博現総統府資政（＝国策・最高顧問）／前行政院勞工委员会主任委員（1989年～1994年）へのインタビューによるもの

きない問題が大きい。回収する先としては、行方不明になっている間に他で就業した場合は、違法の仲介事業者、違法の雇い主から回収する。仲介事業者、雇用主が誰も見つからなかった場合は、外国人労働者から回収することになるが、概ね費用は回収できないのが現状となっている。

不法滞在については、ベトナム人が多いので、2015年から政府との二国間協定で、但し書きを付けて、外国の仲介業者に、過去に行方不明になった人がいる場合、立て替え金を返す義務がつけられた。

雇用主から徴収した職業安定費については、70%は台湾労働者のために使われ、30%は外国人労働者のために使われる。主に3つの目的で使用している。1つ目は、台湾人の就業促進のために使う。2つ目は台湾人の職業訓練。3つ目に外国人労働者の管理（講習、バイリンガルの費用、地方の労働局の検査費用や査定など）である。台湾国籍の労働者のために就業促進以外で福祉や労働者権利向上にも使われるが、この部分の比率は少ない。

全体的な収支について、職業安定費の去年の収入は183億元（2015年）で、そのうち167億元は2016年の予算として使われる。

予算167億元のうち、146億元は台湾国籍の就業促進のために使われ、11億元は外国人労働者の管理に使われる予定となっている。

③ 治安

台湾では、2005年8月に、タイ人労働者の暴動が発生している。地下鉄プロジェクトの建設現場に携わる労働者たちが、KRTC（高雄新交通システム）から管理の権限を与えられたコンサルティング会社に対して、非人道的扱いをされたとして抗議した。何百人のタイ人労働者が建物、自動車、施設に火をつけ、機動隊と衝突する事態となった。

これを受けて、当時の労工委員会（現、労働部）において、100人以上の外国人労働者を雇用する企業の監督強化等を行った。また、当時の行政院長が、国民に対し、外国人労働者への気持ちを理解するよう、呼びかけを行った。

④ 社会的影響

前述の社会的コスト負担、治安等の社会的な影響について、施昭雄（2007）「台湾の外国人労働者受入れ問題」において整理されているものを引用する。

○社会的なマイナス要因

1. 文化的差異による摩擦、言語上の障害による意思疎通の欠如と環状の対立。
2. 受入れ国の社会的慣習・風土に馴染めない個人による事故や犯罪、例えば、酒酔い上の衝突、労働意識・慣習の違いによる摩擦や対立、さらに、暴力・暴行・犯罪等の深刻な社会問題の発生の恐れ。
3. 外国人労働者の雇用による生産コストの引き下げから、安易に外国人労働者雇用へ偏

重し、本国人労働者の失業問題を引き起こすのではないかという懸念。

4. 1～3 の例から生じる社会費用の増大、医療・労災にかかる社会保険費、労使争議抗争、外国人労働者専用の公共施設の提供など、これらに関して発生する社会費用のすべてを社会大衆が共同で費用しなければならないことへの懸念。²¹

(3) 欧州諸国への移民・難民流入及びテロ事案の頻発等、最近の各国（地域）の社会・治安情勢の変化を受けての外国人受入れに対する影響

特になし

(4) 外国人受入れに対する国民感情、世論等

台湾においては、外国人労働者の受入れに関しては賛否両論的な意見がみられた。²²

労働力不足の解消等の経済的な面においては賛成意見が多い。一方で、前述のとおり、社会的な面を見た場合の反対意見も多い。

(5) その他受入れに伴う諸問題及びその対応策

① 不法滞在

前述のとおり、台湾においては、不法滞在者が増加している。不法滞在の対応について、移民署でのヒアリングを元に記載する。

基本的に、就業服務法に規定されている内容に違反すると、不法滞在となる。

例えば、ブルーカラーの労働者については、A社で勤めるという証明で居留ビザを取って入国したとして、B社で勤めていたら違法となる。その際は、移民署で外僑居留を取り消し、收容し、母国へ返還することになる。就業服務法の違反を見つけるのは、労働部の管轄となる。

外僑居留の取り消し～返還までは移民署の管轄で、違反を見つけるのは、それぞれの担当所管となる。就学についての違反については、教育部になる。留学生が違反していたら、教育部から公文章が届く。

各担当の管轄から連絡のあった違反者については、居留証を取り消し、その時点で不法滞在者となる。不法滞在者には、まず 10 日以内に自主的に帰国することを促す。ただし、多くの不法滞在者は応じないため、移民署で收容し、母国へ返還することになる。

移民署の検査チームが検査をして、收容するケースもある。

周辺の住民から通報があった場合は、地域の警察がまず訪問することになる。警察が登録証を確認するが、この場合は持っていないことが多いため、指紋検査をする。指紋検査で、不法滞在者かどうかわかるため、不法滞在者と決まれば、移民署の方で收容を行う。

²¹ 施昭雄（2007）「台湾の外国人労働者受入れ問題」

²² 施昭雄（2007）「台湾の外国人労働者受入れ問題」

4. 参考文献

- ・ 江秀華（2014）「台湾における外国人労働者の受け入れについて」『城西現代政策研究 第8巻 第1号』.
- ・ 施昭雄（2013）「台湾における外国人労働者問題」『国際問題 No.626（2013年11月）』.
- ・ 施昭雄（2007）「台湾の外国人労働者受入れ問題」『福岡大学経済学論業』.
- ・ 宮本義信（2015）「台湾の介護を担う東南アジアからの出稼ぎ労働者たち」『同志社女子大学総合文化研究所紀要第32巻 2015年』.
- ・ 今泉真也（2012）「第8章外国人労働者受け入れに関する法的枠組み」, 山田美和編『東アジアにおける人の移動の法制度』アジア経済研究所.
- ・ 伊藤善典（2014）「先進国における外国人家事労働者の増加要因の国際比較分析」一橋大学経済研究所.
- ・ 独立行政法人労働政策研究・研修機構「アジアにおける外国人労働者受入れ制度と実態」『労働政策研究報告書 No.81』.
- ・ 黒田麻耶（2014）「グローバル・シンデレラー 台湾における移住家事労働者と新興富裕層の雇用主 一」『京都社会学年報 第22号』 京都大学.
- ・ 城本るみ（2010）「台湾における外国人介護労働者の雇用」弘前大学.
- ・ Hong, Jon-Chao; Yang, Yi-Chiang; Chen, Jin-Fu; Yang, Tin-Ya「台湾の外国人労働者」National Taiwan Normal University.
- ・ 独立行政法人労働政策研究・研修機構（2005）「台湾の外国人労働者への処遇と管理—タイ人労働者の暴動から学ぶもの」, http://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2005_10/taiwan_01.html.
- ・ 独立行政法人労働政策研究・研修機構（2006）「再発するタイ人労働者による争議」 http://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2006_6/taiwan_01.html.
- ・ 独立行政法人労働政策研究・研修機構（2006）「労働組合、外国人労働者規制緩和に反対」 http://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2006_10/taiwan_02.html.
- ・ 山田美和（2012）「東アジアにおける人の移動の法制度」, 山田美和編『東アジアにおける人の移動の法制度』アジア経済研究所.
- ・ 中原裕美子（2003）「外国人労働者が台湾の雇用と産業構造に与える影響」『日本台湾学会報 第五号』日本台湾学会.

第7章 シンガポール

1. 外国人受入れに係る現在の法制度及び現況

(1) 受け入れる外国人のカテゴリー

① 「外国人」「移民」の定義について

1) 法律上の定義

シンガポールの人口は「居住者(Resident)」、すなわち国民(Citizen)と永住者(PR: Permanent Resident)の総和、と「非居住者(Non-Resident)」、すなわち外国人労働者及びその他査証により期限付きで滞在する者の総和に大別される。

2) 統計上の定義

統計上でも、上記の定義に従い関連統計が集計されている。

シンガポールの外国人労働者政策の最大の特徴は、全人口・総労働力人口における外国人労働者の割合の高さである。母人口の少なさと同国が長年講じてきた外国人誘致政策の相乗効果で、世界でも有数の外国人割合の多い都市となっている。

居住者(Resident)とは、シンガポール独自の定義で、国民(Citizen)と永住者(PR)を合計したものである。居住者(Resident)であるかどうか、広い意味での国民と外国人を大別する区分となる。同国においては、永住権は更新性のものであることから、一度居住者(Resident)入りを果たせば生涯を通してシンガポール居住者(Resident)になれるかと言うと必ずしもそうではなく、居住者(Resident)のポートフォリオは絶えず入れ替わっている。居住者(Resident)になることで、例えば不動産購入にかかる税など、非居住者(Non-Resident)よりも優遇される面がある一方で、中央積立基金¹(CPF: Central Provident Fund)への加入や男性は兵役²(NS: National Service)など、様々な義務も生じる。なお、永住者(PR)に関しては国民(Citizen)と同様で就業は自由であり、就労に際して査証を取得する必要はない。

非居住者(Non-Resident)とは、シンガポール独自の定義で、外国人労働者と帯同家族³と学生査証保持者を合計したものである。シンガポールにおける外国人とは、おおよそ非居住者(Non-Resident)のことを指し示す。外国人労働者の長期就労査証は、主に管理・専門職種対象労働査証(E Pass : Employment Pass)、中技能労働者対象労働査証(S Pass)、いわゆる単純労働や家事代行を対象とした労働許可(WP : Work Permit)の3種類に大別される。なお、その他の例外的な査証については、「(5)受け入れる外国人のカテゴリー」にて解説する。

歴史的・地政学的性質を鑑みても、シンガポールは港湾都市として建国以前から栄えており、外国人労働者政策の歴史は非常に長い。長い年月を経る中で、シンガポールの外国人労働者政策は、同国の経済成長戦略の中により綿密におよび組み込まれ、最適化されてきている。国民(Citizen)の権益を最優先に考え、それを補う形で外国人が戦略的に補填され

¹ シンガポールの年金制度

² 永住者(PR)の場合、兵役義務は2世から生じる。

³ シンガポール人と結婚した外国籍の者や、外国人労働者の家族などを指す。

ている。在留資格別の人口を、同国の歴史的ニュースと合わせて経年で比較すると、各在留資格の受入れ総数が恣意的に調整されていることがわかる。また、トップダウンの政治決定体制を持つ同国では、政策が非常に早いペースで修正・変更される。

日本と同様に少子高齢化が進行してきているシンガポールであるが、国民人口はまだ微増している。永住者数に関しては近年減少に転じているが、これは主に同国の永住者受入れ方針の転換によるものであり、自然減によるものではない。また、外国人労働者の数は、居住者(Resident)人口の増加を支える形で共に増加し続けているが、労働査証の種類ごとに、増減の傾向に違いが見られる。

② 在留資格

シンガポールにおける外国人受入れに関するカテゴリーは、下図のように分類される。外国人がシンガポールに長期滞在するにあたっては、基本的にはいずれかのカテゴリーの査証を取得する必要がある。起業家や投資家に向けた特別な査証やプログラムも存在するが、発行数は非常に少ない。(実際の数は公開されていない。)それぞれの査証の詳細については、次項で説明する。

図表 7-1 外国人受入れのカテゴリー一覧

カテゴリー	査証の種類	所管省庁	滞在可能期間	更新	転職の可否	家族帯同の可否
専門家・管理職						
★	管理・専門職種対象労働査証(E Pass)	人材開発省	初回2年、以後3年	○	新規ビザ申請必要	○(条件あり)
	起業家査証(Entre Pass)	人材開発省	1年	○	-	○(条件あり)
	個人雇用許可書(PEP:Personalised Employment Pass)	人材開発省	3年(1人1回のみ)	-	○	○(条件あり)
中技能及び半熟練労働者						
★	中技能労働者対象労働査証(S Pass)	人材開発省	初回2年、以後3年	○	新規ビザ申請必要	○(条件あり)
★	労働許可(WP):外国人労働者	人材開発省	2年間	○(条件あり)	×	×
★	労働許可(WP):外国人家事労働者	人材開発省	2年間	○(条件あり)	×	×
	労働許可(WP):産後乳母	人材開発省	16週間	×	×	×
	労働許可(WP):バー、ホテル、ナイトクラブ等勤務者	人材開発省	6ヶ月	×	×	×
研修生及び学生						
	学生査証(Student's Pass)	入国管理局	在学期間中	-	-	○(条件不明)
	研修雇用許可書(Training Employment Pass)	人材開発省	3ヶ月	×	×	×
	ワークホリデー許可書(Work Holiday Programme)	人材開発省	6ヶ月	×	○	×
	職業訓練許可書(Training Work Permit)	人材開発省	6ヶ月	×	×	×
帯同家族						
★	帯同許可証(DP:Dependant's Pass)	人材開発省	2年	○	×	-
	長期滞在査証(LTVP:Long Term Visit Pass)	入国管理局	2年	○	×	-
	就労同意書(LOC:Letter of Consent)	人材開発省	-	○	新規ビザ申請必要	-
		入国管理局	-	○	新規ビザ申請必要	-
居住者(Residents)になる						
★	永住権(PR)取得	入国管理局	5年	○:5年ごと	○	○
	・グローバル・インベスター・プログラム (Global Investor Programme)	コンタクト・シンガポール	3年、もしくは5年	○:3年もしくは5年ごと	-	○
	新規市民権(SC)取得	入国管理局	無期限	不必要	○	○

(資料)シンガポール人材開発省(最終更新日 2017 年 2 月 14 日、<http://www.mom.gov.sg/passes-and-permits>)及びコンタクト・シンガポール

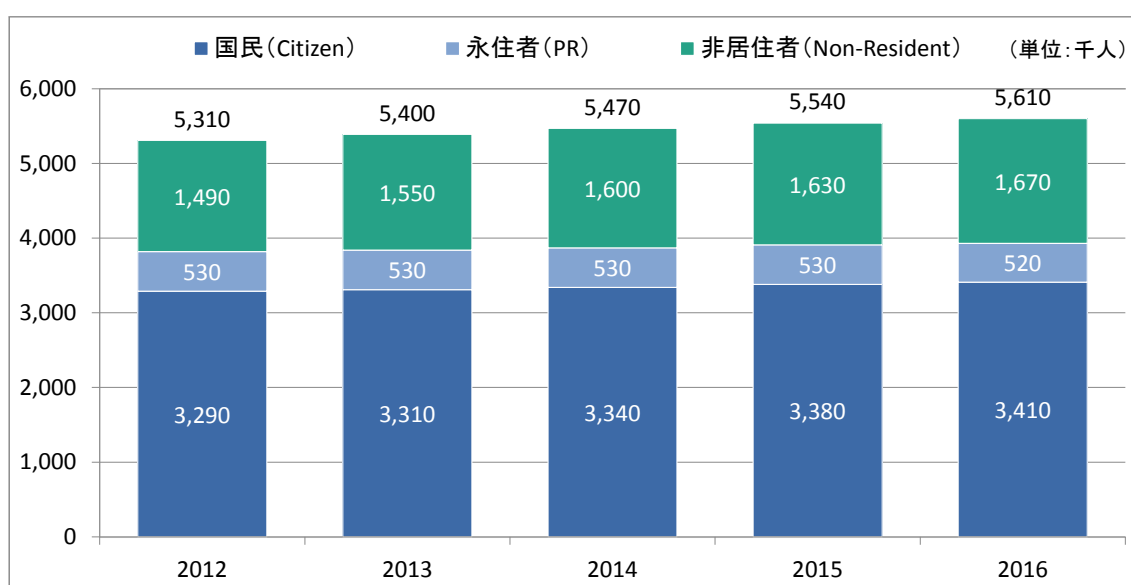
(注)★印のあるものが主要なカテゴリーである。それ以外は、発行数の少ない例外的な査証である。

(2) 関連統計

① 国内総人口と在留外国人数の推移

2015年から2016年にかけて、非居住者(Non-Resident)の人口は2.5%増加、その中でも特に外国人家事労働者(FDW: Foreign Domestic Worker)、及びシンガポール人と結婚した帯同家族に関して増加が見られた。外国人家事労働者(FDW)の増加はシンガポール人家族における、子どもの面倒と親(高齢者)のケア需要が増加したためである。⁴ 一方で、永住者(PR)の人口は過去5年の間、52万人から53万人程度の間で安定している。⁵

図表 7-2 在留資格別総人口の推移(概要)



(出所)シンガポール統計局「Population & Land Area」(最終更新日 2017 年 1 月 23 日)及びシンガポール人材開発省「Foreign workforce numbers」(最終更新日 2016 年 9 月 15 日、<http://www.mom.gov.sg/documents-and-publications/foreign-workforce-numbers>)。1980 年と 1990 年のデータのみ Migration Policy Institute 「Rapid Growth in Singapore's Immigrant Population Brings Policy Challenges」

⁴ NPTD : National Population and Talent Division, 2016

⁵ 詳細は Population.sg (<https://population.sg/articles/who-is-in-our-population>)

図表 7-3 在留資格別総人口の推移(詳細)

(単位:千人)

	1980	1990	2000	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
総人口 合計	2,413.9	3,047.1	4,027.9	5,076.7	5,183.7	5,312.4	5,399.2	5,469.7	5,535.0	5,607.3
▶ 居住者 合計	2,237.1	2,735.8	3,273.4	3,771.7	3,789.3	3,818.2	3,844.7	3,870.7	3,902.7	3,933.6
(内訳) ▶ シンガポール国民	2,149.3	2,623.7	2,985.9	3,230.7	3,257.2	3,285.1	3,313.5	3,343.0	3,375.0	3,408.9
▶ シンガポール永住者	87.8	112.1	287.5	541.0	532.0	533.1	531.2	527.7	527.7	524.6
▶ 非居住者 合計	131.8	311.2	754.5	1,305.0	1,394.4	1,494.2	1,554.4	1,599.0	1,632.3	1,673.7
(内訳) ▶ 外国人労働者 合計	119.5	248.2	615.7	1,113.2	1,197.9	1,268.3	1,321.6	1,355.7	1,387.3	1,404.7
▶ E Pass	-	-	-	143.3	175.4	173.8	175.1	178.9	187.9	189.6
▶ S Pass	-	-	-	98.7	113.9	142.4	160.9	170.1	178.6	179.4
▶ WP 合計	-	-	-	865.2	901.0	942.8	974.4	991.3	997.1	1,009.3
▶ WP(家事)	-	-	-	201.4	206.3	209.6	214.5	222.5	231.5	237.1
▶ WP(建設)	-	-	-	248.0	264.4	293.3	318.9	322.7	326.0	326.7
▶ WP(他)	-	-	-	415.8	430.3	439.9	441.0	446.1	439.6	445.5
▶ その他の就労パス	-	-	-	6.0	7.6	9.3	11.3	15.4	23.6	26.3
▶ 外国人労働者以外 (帯同家族、学生等)	12.3	63.0	138.8	191.8	196.5	225.9	232.8	243.3	245.0	269.0
(参考)人口密度(人/㎢)	4,706.0	5,900.0	7,126.0	7,257.0	7,429.0	7,540.0	7,615.0	7,697.0	7,797.0	

(資料)シンガポール統計局「Population & Land Area」(最終更新日 2017 年 1 月 23 日)及びシンガポール人材開発省「Foreign workforce numbers」(最終更新日 2016 年 9 月 15 日、<http://www.mom.gov.sg/documents-and-publications/foreign-workforce-numbers>)。1980 年と 1990 年のデータのみ Migration Policy Institute「Rapid Growth in Singapore's Immigrant Population Brings Policy Challenges」

(注)外国人労働者統計については、毎年 12 月時点でのデータを使用。ただし 2016 年のみ 6 月時点のデータを使用。

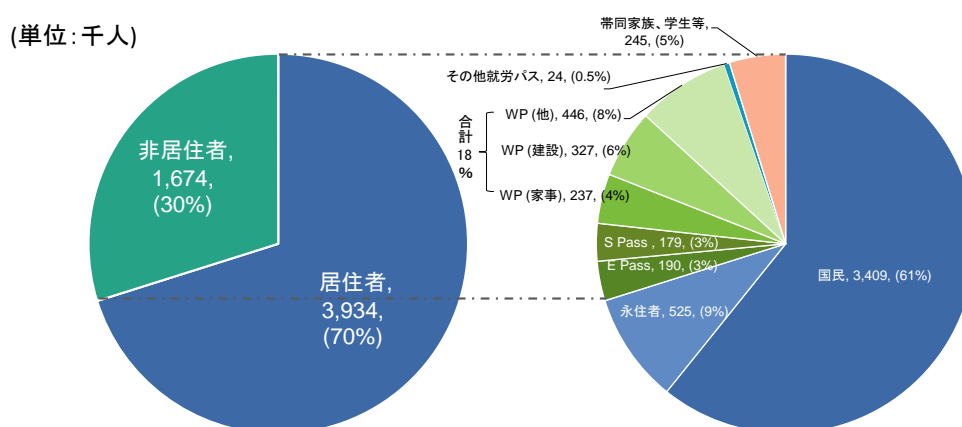
(注)外国人労働者のその他就労査証に Letter of Consent (LOC : Letter of Consent) および Training Work Permit (TWP : Training Work Permit)が含まれている。2014 年 3 月以降、Training Employment Pass (TEP : Training Employment Pass)もその他就労査証に含まれている。

② 在留外国人の属性

全人口のうち、居住者(Resident)の割合は約 70%、非居住者(Non-Resident)の割合は 2015 年時点では約 30%である。管理・専門職種対象労働査証(E Pass)と中技能労働者対象労働査証(S Pass)はそれぞれ全人口の約 3%を占める。在留外国人の国籍比率については、公表されていない。

シンガポールの人口密度は年々増加の一途を辿っている。数字だけを見ると、かなりの人口密度の高さであるように見受けられる。ただし、実際には全人口の約 18%を占める労働許可(WP)査証保持者は、個人契約の住居を持たず、狭小な社宅もしくは住み込みのため、ほとんど土地占有面積がない。したがって、国内を見て感じる人口密度の印象は、数字の印象と異なる場合がある。

図表 7-4 シンガポール在留者内訳の概要及び詳細(2016年時点)



(資料)シンガポール統計局「Population & Land Area」(最終更新日 2017 年 1 月 23 日)及びシンガポール人材開発省「Foreign workforce numbers」(最終更新日 2016 年 9 月 15 日, <http://www.mom.gov.sg/documents-and-publications/foreign-workforce-numbers>)

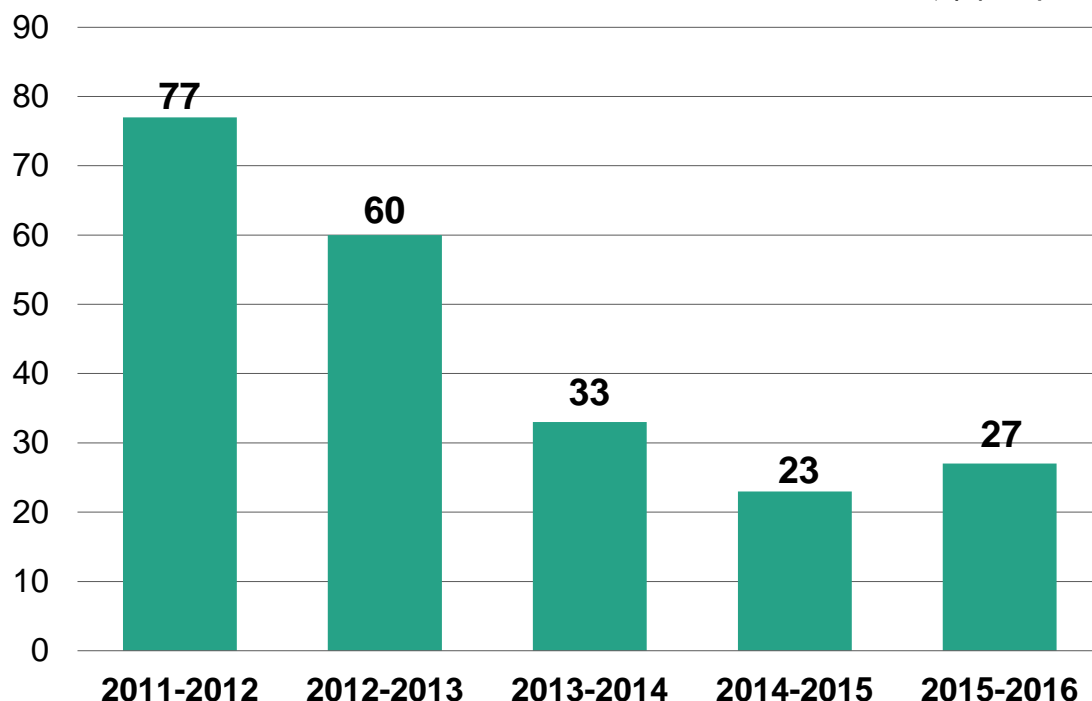
③ 在留外国人労働者数の推移

首相府人口・人材局(NPTD : National Population and Talent Division, Strategy Group, Prime Minister's Office)は、レポートの中で下記のようなグラフを発表し、国民に対して外国人雇用数の増加速度は減少しており、今後も人数を適切に管理していく旨を述べた。⁶ しかし、下記グラフには但し書きがあり、外国人家事労働者(FDW)を除く数であるとの記載が欄外にあり、外国人雇用数の増加速度を遅く見せるような配慮がなされていた。

⁶ NPTD, 2016

図表 7-5 在留外国人労働者数の推移(概要)

(単位:千人)



(出所)シンガポール人材開発省「Foreign workforce numbers」(最終更新日 2016 年 9 月 15 日)及び首相府人口・人材局「Population in Brief 2016」(最終更新日 2017 年 2 月 8 日、
<http://www.singstat.gov.sg/statistics/browse-by-theme/population-and-population-structure>)

(3) 関係法令

外国人受入れに係る出入国管理関係法令、労働関係法令、社会保障関係法令、教育関係法令、刑法等

① 入国管理法(Immigration Act)

入国管理法(Immigration Act)は、1963 年 9 月 16 日に制定されたシンガポールの主たる入国管理法であり全 6 章から構成されている。いわゆる外国人、すなわち国民以外(Non-Citizens)の入国・出国・居住・雇用を管理する法令である。入国管理法(Immigration Act)では、外国人及び非居住者(Non-Residents)の入国における入国・観光査証(Singapore visa)の必要性や、外国人雇用の開始・継続・事業従事のための入国審査官(Immigration Officer)の許可を得る必要性などが定められている。⁷ 入国審査官(Immigration Officer)の役割や義務自体も同法にて定められている。また、シンガポールで生まれた国民以外(Non-Citizens)の子に関する生後 42 日間有効の特別査証の仕組みも同法で定められている。⁸

なお、シンガポール入国管理局(ICA: Immigration and Checkpoints Authority)の 2013 年 12

⁷ ASEAN-JAPAN CENTRE

⁸ シンガポール入国管理法(Immigration Act)

月の公表によると、入国管理法(Immigration Act)に基づき、過去3年間では年平均13,000人が本国送還されている。⁹

② 雇用法(Employment Act)

1) 概要

雇用法(Employment Act)は、1968年8月15日に制定されたシンガポールの主たる労働関係法である。労働契約、給与の支払い、解雇、解雇予告通知期間など、基本的な労働基準・労働条件が規定されている。国籍に関係なく、シンガポール国内で働くすべての人に適用される。ただし、月給S\$4,500以上の管理職・幹部職(PME)、船員(Seafarer)、家事労働者(外国人家事労働者含む)、法定機関(Statutory Board)、公務員については雇用法から除外される。^{10 11}

休日、労働時間、年次休暇などを規定した第4章については、月給S\$4,500以下の単純労働者、および月給S\$2,500以下の非単純労働者のみに適用される。

2) 直近の雇用法修正

人材開発省(MOM)、全国使用者連盟(SNEF)、全国労働組合会議(NTUC)の政労使3者による雇用条件書のガイドライン(Tripartite Guidelines on Issuance of Key Employment Terms in Writing)を受けて、2016年4月1日より雇用主は雇用法で規定される全ての従業員に対して、給与明細と雇用条件書(KETs : key employment terms)の発行を義務付けられた。¹²

③ 外国人人材雇用法(EFMA : Employment of Foreign Manpower Act)

1991年に制定された外国人人材雇用法(EFMA)では、雇用主による外国人労働者の雇用に関する責任と義務と、外国人労働者の福利の保護が規定されている。対象となる外国人労働者は、管理・専門職種対象労働査証(E Pass)、中技能労働者対象労働査証(S Pass)、労働許可(WP : Work Permit)の保持者である。また、違反に関する罰金・懲役・むち打ち等の罰則規定も記されている。¹³

④ 職業紹介所法(Employment Agencies Act)¹⁴

1958年に制定された職業紹介所法(The Employment Agencies Act)および付属規則である

⁹ Shaffiq Alkhatib, 2013年12月29日, "13,000 sent back annually" asia one,

[Ahttp://news.asiaone.com/news/singapore/13000-sent-back-annually](http://news.asiaone.com/news/singapore/13000-sent-back-annually)

¹⁰ MOM, Last Updated on 20 March 2017, "About the Employment Act", <http://www.mom.gov.sg/employment-practices/employment-act>

¹¹ JETRO「シンガポール 外国人就業規制・在留許可、現地人の雇用」(最終更新日2016年2月8日、https://www.jetro.go.jp/world/asia/sg/invest_05.html)

¹² MOM, Last Updated on 27 October 2016, "Amendments to the Employment Act", <http://www.mom.gov.sg/employment-practices/employment-act/amendments-to-the-act>

¹³ MOM, Last Updated on 20 March 2017, "Employment of Foreign Manpower Act", <http://www.mom.gov.sg/legislation/employment-of-foreign-manpower-act>

¹⁴ 詳細は(<http://www.mom.gov.sg/employment-agencies>)²

(<http://www.mom.gov.sg/employment-agencies/eligibility-and-requirements/who-needs-to-get-a-licence>)に記載されている。

2011年職業紹介所規則(Employment Agencies Rules 2011)は、シンガポールにおいて民間の職業紹介所(EA: Employment Agency)を規制する主たる法規である。同法では、ライセンス要件(第6条)、ライセンス申請(第7条)、保証金の拠出(第8条)、ライセンス有効期間(第10条)、ライセンスの停止・取り消し(第11条)、職業紹介所検査官の権限(第18条~20条)、罰則規定(第22条~24条)などが定められている。¹⁵ ライセンスが不要な例外に関しては、2011年職業紹介所免除令(Employment Agencies (Exemption) Order 2011)及び2014年職業紹介所免除令(Employment Agencies (Exemption) Order 2014)において定められている。

最近のニュースでは、2016年12月27日にシンガポール人男性が無許可で職業紹介所(EA)を行ったとして、罰金S\$30,000と8週間の懲役を言い渡された。なお、無許可で職業紹介所(EA)を行った者には最大で罰金S\$80,000と2年間の懲役が言い渡される可能性がある。¹⁶

(4) 関係機関

シンガポール政府は、下記の1府15省(アルファベット順)から構成される。¹⁷ そのうち、外国人受入制度に関係する省庁は下記の通りである。このうち、外国人の受入れに主に関わる機関は、内務省(MHA)の一部である入国管理局(ICA)と、人材開発省(MOM)である。以下、個別の機関の役割について説明する。

- 内務省(MHA: MINISTRY OF HOME AFFAIRS)
 - 入国管理局(ICA)は同省の一部
 - 非労働系査証(学生査証・長期滞在査証)・永住権・市民権等の管理・監督を所管
- 人材開発省(MOM: MINISTRY OF MANPOWER)
 - 労働査証・民間の職業紹介所(EA)の発行・管理・監督は同省の所管
- 首相府(PMO: PRIME MINISTER'S OFFICE)

① 入国管理局(ICA: Immigration & Checkpoints Authority)¹⁸

入国管理局(ICA)は、旧(SIR: Singapore Immigration & Registration)と旧(CED: Customs & Excise Department)の一部を統合して、2003年4月1日に設立された。シンガポール国境警備・安全に対して責任を負う。望ましくない人物や積荷が、陸路・空路・海路の入国審査を通過しないように管理している。また、国境警備の他にも、外国人の入国管理、国民の査証ポートや身分証明書の登録・発行などを行う。外国人への入国査証・許可の発行も同局の所管である。また、入国管理法の違反者に対する取り締まりも行う。なお、労働査証については人材開発省(MOM)が所管する。

¹⁵ JETRO, 2012, 「シンガポールにおける人材派遣・紹介業制度調査」, 『平成24年度海外制度調査』

¹⁶ Channel News Asia, 2016, "Singaporean fined S\$30,000 for unlicensed employment agency activities," <http://www.channelnewsasia.com/news/singapore/singaporean-fined-s-30-000-for-unlicensed-employment-agency/3396430.html>.

¹⁷ Singapore Government Directory, Last Updated on 08 April 2016, <https://www.gov.sg/sgdi/ministries>

¹⁸ 詳細は(<https://www.ica.gov.sg/index.aspx>)や(2013年10月29日最終更新、<https://www.ica.gov.sg/page.aspx?pageid=64>)に記載されている。

② 人材開発省(MOM : Ministry of Manpower)¹⁹

人材開発省(MOM)は、生産性の高い人材を育てること・進歩的な職場環境を整えることにより、国民がよりよい仕事に就けることと、保障された老後を迎えられるようにすることをミッションとしている。その上で、同省には15局と3つの法定機関(statutory board)がある。そのうち、外国人の受入れに関わる局は主に下記の4局である。

- 外国人人材管理局(FMMD : Foreign Manpower Management Division)
- 人材計画・政策局(MPPD : Manpower Planning and Policy Division)
- 人材に関する調査・統計局(MRSD : Manpower Research and Statistics Department)
- 労働査証局(WPD : Work Pass Division)

外国人人材管理局(FMMD)は外国人労働者がシンガポールに滞在中の彼らの安全・安心(well-being)の促進を行う。具体的には、不法な外国人雇用の取り締まり・外国人労働者の保護、宿泊場所の確保、雇用条件、身体の健康、脱走、民間の職業紹介所(EA)のライセンスの管理・監督、職業紹介所(EA)産業のプロフェッショナリズムの向上、職業紹介所法(The Employment Agencies Act)の施行、職業紹介所(EA)のデメリットポイントシステムの開発・実施、法の執行能力の強化、職業紹介所(EA)や雇用許可保持者(WP)の雇用主の監査などを行っている。²⁰

人材計画・政策部(MPPD)の中には外国人労働力政策部(FDPD : Foreign Workforce Policy Department)があり、国内の労働力を増強し、経済成長を持続させるために、外国人労働力政策の構築・調整を行っている。同部では、政策が国際的な条約や同意との一貫性を保つように調整している。²¹

人材に関する調査・統計局(MRSD)は労働力・労働市場関連の統計データの収集・分析・公表を行う。²²

労働査証局(WPD)はシンガポールにおける外国人雇用に関する管理・監督を行う。WPDでは、管理・専門職種対象労働査証(E Pass : Employment Pass)、中技能労働者対象労働査証(S Pass)、労働許可(WP : Work Permit)の3種類の査証に関して、監理・運営する。ただし、査証の発行自体は入国管理局(ICA)の所管である。²³

¹⁹詳細は(2015年4月23日最終更新、<http://www.mom.gov.sg/about-us/vision-mission-and-values>)や(2017年2月10日最終更新、<http://www.mom.gov.sg/about-us/divisions-and-statutory-boards>)に記載されている。

²⁰(2015年4月13日最終更新、<http://www.mom.gov.sg/about-us/divisions-and-statutory-boards/foreign-manpower-management-division>)

²¹(2015年4月13日最終更新、<http://www.mom.gov.sg/about-us/divisions-and-statutory-boards/manpower-planning-and-policy-division>)

²²(2015年5月8日最終更新、<http://www.mom.gov.sg/about-us/divisions-and-statutory-boards/manpower-research-and-statistics-department>)

²³(2017年1月1日最終更新、<http://www.mom.gov.sg/about-us/divisions-and-statutory-boards/work-pass-division>)

③ 職業紹介所(EA : Employment Agency)²⁴

職業紹介所(EA)は民間企業であるが、シンガポールにおいては外国人の受入れに深く関わる機関であるため、本項にて取り上げる。

シンガポールでは職業紹介所(EA)をする組織や個人は、職業紹介所ライセンス(EA licence)を事前に取得する義務がある。ただし例外として、組織や個人が求職者を自身の企業にて雇用する場合と、自社社員を顧客企業に派遣する場合は職業紹介所ライセンス(EA licence)が不要である。さらに特例として、完全にインターネット上でジョブポータルを運営するのみの場合などは許可が免除される。²⁵

したがって、シンガポールでの就労を希望する外国人にとって、企業に直接応募しない限り、職業紹介所(EA)が仲介することとなる。特に、労働許可(WP : Work Permit)に関しては、送り出し国の職業紹介所とシンガポールの職業紹介所(EA)が仲介するので、確実に職業紹介所(EA)を経由して就労することになる。管理・専門職種対象労働査証(E Pass : Employment Pass)のような高度人材の場合は、直接応募がしやすいので、必ずしも該当しない。

図表 7-6 職業紹介所ライセンス(EA licence)の要点

職業紹介所ライセンス(EA licence)が必要となる組織・個人	求職者と雇用主の間の雇用関係成立の代理斡旋を行う企業や個人。ただし、求職者を自社で雇用する場合と自社人材の派遣はライセンスが不要。その他、例外となる組織あり。
申請できる者	申請する組織において、職業紹介所(EA)のコントロールもしくはマネジメントを担当する者 (KAH: key appointment holder)
ライセンスの有効期間	3年間
更新の可否	更新可能
関連法令	職業紹介所法 (Employment Agencies Act)
	職業紹介所ライセンス要件 (Employment Agency Licence Conditions)
	2011年職業紹介所規則 (Employment Agencies Rules 2011)
	2011年職業紹介所免除令 (Employment Agencies (Exemption) Order 2011)
	2014年職業紹介所免除令 (Employment Agencies (Exemption) Order 2014)

(出所)シンガポール人材開発省「EA licence key facts」(最終更新日 2016年6月6日、
<http://www.mom.gov.sg/employment-agencies/key-facts>)

申請・取得できるライセンスは下図の通り4種類ある。基本的には、斡旋できる人材の種類が増えるほど、職業仲介者資格証明書(CEI : Certificate of Employment Intermediaries)取得の手間や保証金額は増加する仕組みになっている。

²⁴詳細は(2016年11月24日最終更新、

<http://www.mom.gov.sg/employment-agencies/eligibility-and-requirements/who-needs-to-get-a-licence>)や(最終更新日 2017年2月1日、<http://www.mom.gov.sg/employment-agencies/eligibility-and-requirements/eligibility-for-ea-personnel>)や(最終更新日 2017年1月23日、

<http://www.mom.gov.sg/employment-agencies/eligibility-and-requirements/certificate-of-employment-intermediaries-cei>)に記載されている。

²⁵ライセンス免除対象の詳細は

(<http://www.mom.gov.sg/employment-agencies/eligibility-and-requirements/who-needs-to-get-a-licence>)の Exemptions の項目に詳しく記載されている。

図表 7-7 職業紹介所ライセンス(EA licence)の要点

ライセンスの種類	斡旋することができる人材の種類
包括的ライセンス (All) Comprehensive Licence (All)	すべての人材
包括的ライセンス (Local) Comprehensive Licence (Local)	現地人
包括的ライセンス (non-FDW) Comprehensive Licence (non-FDW)	現地人もしくは外国人 (ただし外国人家事労働者労働者を除く)
選択的ライセンス Select Licence (SL)	月額S\$4,500以上を稼ぐ者

(出所)シンガポール人材開発省「Which employment agency licence to get」(最終更新日 2016年7月17日、
<http://www.mom.gov.sg/employment-agencies/which-ea-licence-to-get>)

加えて、もし対象組織・個人が包括的ライセンス(Comprehensive Licence)取得を希望する場合、マネジメント担当者(KAH)と職業紹介業務を担当する全ての職員は、職業仲介者資格証明書(CEI: Certificate of Employment Intermediaries)を取得する必要がある。マネジメント担当者(KAH)に関しては、組織を職業紹介所(EA)登録する以前に同資格を取得する必要がある。

さらに、職業紹介所(EA)を始めるには人材開発省に保証金を納める必要がある。保証金の額は下図の通りである。

図表 7-8 職業紹介所(EA)の保証金額の概要

ライセンスの種類	保証金額
包括的ライセンス All Comprehensive Licences	職業紹介所(EA)の斡旋するS PassとWPの人材数、および評価減点数(demerit points)に応じてS\$20,000からS\$60,000まで変動。基本的には斡旋人材数と評価減点数が増すほど、保証金額は大きくなる。 ただし、新規のライセンス申込みの場合は必ずS\$60,000
選択的ライセンス Select Licence	職業紹介所(EA)の評価減点数demerit pointsに応じてS\$20,000からS\$60,000まで変動。 ただし、新規のライセンス申込みの場合は必ずS\$20,000

(出所)シンガポール人材開発省「Security bond requirements for employment agencies」(最終更新日 2016年6月1日、
<http://www.mom.gov.sg/employment-agencies/eligibility-and-requirements/security-bond-requirements>)

なお、ライセンスを取得した全ての職業紹介所(EA)の詳細情報については、人材開発省のHPから誰でも検索できるようになっている。例えば、職業紹介所(EA)としてのライセンス番号、所在地、経験年数、これまでの斡旋実績、法令違反等によるライセンス評価減点数などが検索できる仕組みになっている。この仕組みにより、評価の低い職業紹介所(EA)や無許可営業している職業紹介所(EA)を特定することができる。²⁶

²⁶ 検索用 HP(<http://www.mom.gov.sg/eservices/services/employment-agencies-and-personnel-search>)

(5) 外国人受入に係る基準等

① 滞在資格ごとの許可基準

1) 長期就労査証・労働許可

シンガポールの長期就労査証は、技能レベル及び最低月給によって大きく 3 段階に大別される。それぞれに、所得水準、学歴、年齢、出身国籍等による細かな制限が設けられている。

不当に外国人に代替されることによって、シンガポール人の機会・利益を大きく損なうことが予想される管理・専門職種対象労働査証(E Pass)のみ労働市場テスト(Fair Consideration Framework)の対象となっている。

一方で、中技能労働者対象労働査証(S Pass)と労働許可(WP)保有者を雇用する者は、累進性の外国人雇用税を納付する義務がある。企業内の外国人労働者の割合が増えるに従い、税率が上がる仕組みである。これは外国人雇用数の調整と、過度に外国人労働者に頼る労働集約型産業の拡大の助長を防ぎ、雇用主に労働生産性を高めるためのインセンティブを与えるための仕組みである。

(管理・専門職種対象労働査証(E Pass)、中技能労働者対象労働査証(S Pass)、労働許可(WP))は、職種よりもむしろ賃金水準によって分類されている。

(管理・専門職種対象労働査証(E Pass)、中技能労働者対象労働査証(S Pass)の受入れ基準となる給与水準は、居住者(Residents)の給与水準の変化に伴って、政府によって絶えず調整・更新されている。

図表 7-9 長期就労査証の枠組みのまとめ

就労査証	管理・専門職種対象 (E Pass)	中技能労働者対象 (S Pass)	労働許可 (WP)
対象	高度熟練労働者、専門職が対象。国籍制限なし。更新可能。	中技能者が対象。国籍制限なし。更新可能。	非熟練者を対象。国籍制限あり。
職種例	管理職・幹部・専門職	様々な職種：小売、製造業、ヘルスケア産業、介護士、美容師、など	シンガポール人を雇用するのが難しい職種：建設労働者、家事労働者、製造業、海事、製品加工、サービス業など
学歴	政府が認定した専門資格及び政府認知の大学卒業資格の保有が必要。	□ 高度専門学校に匹敵する学歴、技術資格の保有者であること、関連の実務経験があることが必要。	□ なし。非熟練者が対象。
月収制限	□ 月収(基本給)は、S \$ 3,300以上(あくまで最低基準)。2017年1月1日よりS \$ 3,600以上に引き上げ	□ 月収(基本給)は、S \$ 2,200以上(あくまで最低基準)でなければならない。	□ 期間中の雇用主の変更不可能。職業・住居も固定。
国籍制限	なし	なし	あり。 建設作業員の場合：マレーシア、中国、インド、スリランカ、タイ、バングラデシュ、ミャンマー、フィリピン、香港、マカオ、韓国、台湾
その他査証申請時に考慮される条件	年齢が高く、職務経験がある外国人は、それに準じて最低基準よりも相応に高い給与を得ていることが求められる。	給与、学歴、技術、実務経験、職種を検討項目とするポイントシステムで行われる。	雇用期間後の不法滞在や雇用期間中の逃亡防止のため、雇用主は保証金を政府に預けなければならない(マレーシアを除く)。
転職	可	可	不可
家族帯同	月収S \$ 5,000以上の場合のみ、配偶者・21歳未満の子の帯同が可能。 月収S \$ 10,000以上の場合のみ、父母の帯同が可能になる。	月収S \$ 5,000以上の場合のみ、配偶者・21歳未満の子の帯同が可能になる。	家族の帯同・滞在中の出産・結婚は許可されていない。家事労働者が妊娠した場合、中絶もしくは国外退去の選択肢しか残されていない。
1回の滞在期間の上限	初回2年、以後3年	初回2年、以後3年	2年。更新可能。ただし、業種毎に最長雇用期間と最高雇用年齢の制限あり。
労働市場テスト	有(2014-)	無	無
外国人雇用上限率および外国人雇用税	無	有	有
課題	賃金の高いポジションを外国人が担うことに対する国民からの反発。	-	送り出し国の違法ブローカーに紹介料として多額の借金をして来る者もあり。
その他	-	-	国際労働機関(ILO)の条約第97号、第143号(補足規定)、第181号、第189号についてシンガポールは批准していない。

(資料)シンガポール人材開発省「Foreign workforce numbers」(最終更新日 2016年9月15日)及び首相府人口・人材局「Population in Brief 2016」

図表 7-10 管理・専門職種対象労働査証(E Pass), 中技能労働者対象労働査証(S Pass)
の申請時に必要な月額最低基準所得

(単位:S\$)

	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
E Pass(※)	2,500	2,800	3,000	3,000	3,300	3,300	3,300	3,600
S Pass	1,800	2,000	2,000	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200

(資料)シンガポール統計局(最終更新日 2017 年 1 月 23 日)及びシンガポール人材開発省

2) その他就労査証

下記の項目 a から e は、シンガポール政府の公式統計においても「その他就労査証」と一括りにされるような、例外的で発行数の少ない就労査証である。ここではその概要を示す。

a. その他就労査証：起業家査証(Entre Pass)²⁷

起業家査証(Entre Pass)は外国人起業家を対象とした就労査証である。申請するには、下記の全ての条件を満たすことが必要である。

- ・ 設立 6 か月以内のシンガポール会計企業規制庁(ACRA : Accounting and Corporate Regulatory Authority)に登録した申請者の会社がある。もしくはこれから設立・登録する。
- ・ 申請者の会社には最低 S\$50,000 の資本金がある。その資本はシンガポール拠点の銀行口座にあり、口座残高を証明できる。
- ・ 申請者が会社の 30%以上の株式を保有している。

かつ、当該会社は所定の条件を満たしていなければならない。²⁸ また、どのような種類の会社でもいいというわけではなく、カフェ、フードコート、バー、ナイトクラブ、カラオケラウンジ、職業紹介所(EA)などは起業家査証(Entre Pass)の申請対象外になっている。

b. その他就労査証：個人雇用許可書(PEP : Personalised Employment Pass)²⁹

個人雇用許可書(PEP)は、高所得者を対象とした就労査証であり、転職などに関して最も融通が利いた就労査証となっている。期間は最長 3 年間で、その後の更新は不可能である。本査証は 1 人 1 回しか取得できない。個人雇用許可書(PEP)を申請するには、下記のいずれかを満たすことが必要である。

²⁷ MOM, Last Updated on 20 January 2017,

(最終更新日、<http://www.mom.gov.sg/passes-and-permits/entrepass/eligibility>)

²⁸ 詳細は(<http://www.mom.gov.sg/passes-and-permits/entrepass/eligibility>)に記載されている。

²⁹ MOM, Last Updated on 22 March 2017, “Personalised Employment Pass”

(<http://www.mom.gov.sg/passes-and-permits/personalised-employment-pass>)

(<http://www.mom.gov.sg/passes-and-permits/personalised-employment-pass/eligibility-and-requirements>)

- ・ シンガポール国外在住の専門家で、過去半年以内の月額固定給が S\$18,000 以上の者
- ・ E Pass 保持者で現在の月額固定給が S\$12,000 以上の者

ただし、個人雇用許可書(PEP)を保持し続けるには下記の条件がある。

- ・ 転職等の際して無職でいられる期間は、連続して最長で 6 か月まで
- ・ 年間で雇用されていた期間に関係なく、年収(月額固定給の合計が)S\$144,000 以上であること
- ・ 退職・本人の連絡先の変更に関する情報の人材開発省(MOM)への届け出
- ・ 人材開発省(MOM)への年収の申告

他の就労査証と異なり、どのような産業でも働くことができ、かつ転職に際して再度新しい就労査証を取得する必要がないのが利点である。

フリーランスで働くつもりの方、シンガポールの企業の代表・株主、ジャーナリスト、編集者、プロデューサーなどは本就労査証を使用することができない。また、個人雇用許可書(PEP)では起業することはできない。シンガポールで外国人が起業するためには、エントレ査証(Entre Pass)を取得しなければならない。

c. その他就労査証：研修雇用許可書(Training Employment Pass)³⁰

研修雇用許可書(Training Employment Pass)は、シンガポールでの 3 ヶ月以内の職業訓練を希望する海外の学生・海外の企業の研修生を対象としている。申請は雇用主によって行われる。期間は最長 3 ヶ月、更新不可能の査証である。

海外の学生の場合、シンガポールでの職業訓練がカリキュラムの一部になっており、かつ人材開発省(MOM)が認めている大学³¹ に所属していることもしくは月額給与が S\$3,000 以上であること、かつ有名なシンガポールに籍のある企業がスポンサーをしていることが必須となる。

海外の企業等の研修生の場合、月額給与が S\$3,000 以上であることと、有名なシンガポールに籍のある企業がスポンサーをしていることが必須となる。

d. その他就労査証：ワークホリデー許可書(Work Holiday Programme)³²

ワークホリデー許可書(Work Holiday Programme)は年齢が 18 歳から 25 歳までの海外の大学生と卒業生を対象としたワーキングホリデーのプログラムである。ただし、所属する大学は、オーストラリア、フランス、香港、日本、ニュージーランド、スイス、イギリス、

³⁰ MOM, Last Updated on 29 May 2015, “Key facts on Training Employment Pass”(http://www.mom.gov.sg/passes-and-permits/training-employment-pass/key-facts)

³¹ 詳細な大学リストは(http://www.mom.gov.sg/passes-and-permits/training-employment-pass/list-of-acceptable-institutions#/)から検索できる。

³² MOM, Last Updated on 3 July 2015, “Key facts on Work Holiday Programme”(http://www.mom.gov.sg/passes-and-permits/work-holiday-programme/key-facts)

アメリカのいずれかの国の大学でなければならない。申請者が査証を個人で直接申請することが可能で、滞在可能期間は最長 6 ヶ月、更新不可能である。本査証は 1 人 1 回しか取得できない。なお、シンガポール国内で受入れ可能なワークホリデー許可書(Work Holiday Programme)保持者の人数は、常に上限が 2,000 人と定められている。

e. その他就労査証：職業訓練許可書(Training Work Permit)³³

職業訓練許可書(Training Work Permit)は労働許可(WP)の訓練をするための許可であり、海外で働く非熟練労働者もしくは中程度の労働者の訓練のための査証である。シンガポールの教育機関で働く外国人留学生も、教育の一環として職業訓練が必要な場合にのみ同許可の取得が可能となっている。有効期間は 6 ヶ月で、海外で働く非熟練労働者もしくは中程度の労働者の場合は外国人雇用税(FWL)と外国人雇用割合(FWQ)の対象にもなってくる。

3) 学生査証 (Student' s Pass)³⁴

シンガポールの教育機関のフルタイムのコースにて合格通知を受け取った外国人は、学生査証(Student's Pass)を取得しなければならない。観光査証で事足りる 30 日以内の短期教育プログラムの場合、査証は不要である。

対象となる教育機関ごとに要件と学生査証申請の手続きは異なる。

4) 帯同許可証 (DP: Dependant' s Pass) 及び長期滞在査証 (LTVP : Long Term Visit Pass)

外国人労働者の帯同家族については、条件に応じて、帯同許可証(DP)もしくは長期滞在査証(LTVP)の取得が可能である。詳細な条件については、下図の通りである。なお、帯同許可証(DP)および長期滞在査証(LTVP)がシンガポールで就労するためには、(LOC : Letter of Consent)を取得する必要がある。

図表 7-11

家族の種類	該当する査証の種類
法的に結婚している配偶者	Dependant' s Pass
21歳未満の未婚の子ども(養子含む)	Dependant' s Pass
法的手続きをしていない配偶者	Long Term Visit Pass
21歳以上の障害のある未婚の子ども	Long Term Visit Pass
21歳未満の未婚の継子	Long Term Visit Pass
両親(ただし、月収を最低\$S10,000稼いでいる者のみ)	Long Term Visit Pass

(出所)シンガポール人材開発局「Passes for family of Employment Pass holders」及び「Eligibility for S Pass」

³³ MOM, Last Updated on 21 February 2017, “Key facts on Training Work Permit”(http://www.mom.gov.sg/passes-and-permits/training-work-permit/key-facts)

³⁴ ICA, Last Updated on 28 January 2015, “Apply for Student's Pass”(https://www.ica.gov.sg/services_centre_overview.aspx?pageid=256)

5) 永住権 (PR)

a. 概要³⁵

シンガポールの永住権(PR)を申請するための資格要件は、下記のいずれかを満たすことである。

- ・ シンガポール国民(SC)もしくは永住者(PR)の配偶者、21歳未満の未婚の子供であること
- ・ シンガポール国民(SC)の親
- ・ 管理・専門職種対象労働査証(E Pass)もしくは中技能労働者対象労働査証(S Pass)の所持者
- ・ 投資家

なお、上記の「投資家」については、シンガポール経済開発局(Singapore Economic Development Board)と人材開発省(MOM)が共同で設立したコンタクト・シンガポール(Contact Singapore)が所管し、グローバル・インベスター・プログラム(GIP: Global Investor Programme)という政策を実施している。グローバル・インベスター・プログラムの審査に通過したものには永住者(PR)が付与される。

同プログラムの応募要件として、金銭的な条件としては、a) 最低 S\$2,500,000 をシンガポールにて新規・既存ビジネスに投資、もしくは b) GIP ファンドに投資する必要がある。

最初の 5 年間の経過した後には更新のための再審査があり、再審査には更新期間が 3 年のものと 5 年のものがあり、詳細な条件は異なる。

参考 URL :

b. 永住権(PR)の更新に関して³⁶

シンガポールの永住権(PR)は、より正確に言うと永住権(PR)と再入国許可証(REP: Re-Entry Permit)の 2 つから構成される。永住者(PR)がシンガポールに入国するには再入国許可証(REP)が必要である。再入国許可証(REP)は 5 年ごとの更新性であり、こちらの更新が拒否された場合、永住権(PR)を失うことになる。再入国許可証(REP)の詳細な更新審査基準については、シンガポールでの納税・滞在日数などが考慮されるとされるが、明確な基準は公開されていない。

6) 新規市民権 (SC) 申請³⁷

³⁵ Contact Singapore, Last Updated on 31 Aug 2015, "Global Investor Programme" (<https://www.contactsingapore.sg/en/investors-business-owners/invest-in-singapore/global-investor-programme/>)

³⁶ ICA, Last Updated on 7 Jun 2016, "Renewal of Re-entry Permit" (<https://www.ica.gov.sg/page.aspx?pageid=152>)

³⁷ ICA, Last Updated on 30 Dec 2016, "Citizenship Application" (<https://www.ica.gov.sg/page.aspx?pageid=132>)

シンガポールの市民権・国籍(SC)を申請するための資格要件は、下記のいずれかを満たすことである。

- ・ 21 歳以上で、シンガポール永住権(PR)を取得してから 2 年以上経過する者。その者は、配偶者および 21 歳未満の未婚の子供の分も併せて申請することができる。
- ・ シンガポール市民権(SC)を持つ者の配偶者で、かつシンガポール永住権(PR)を取得してから 2 年以上経過する者
- ・ シンガポール国外で生まれた子供で、その親がシンガポール市民権(SC)を持つ者。ただし両親は法的に婚姻していなければならない。

ただし、シンガポールは複数国籍の保有を認めていないため、シンガポール国籍(SC)を取得するにあたっては、申請者は母国の国籍を放棄しなければならない。³⁸

② 労働市場テスト、受入れ人数枠、ローテーション制度、転職の制限、外国人の滞在状況の管理・報告制度(受入れ後の状況に変更等が生じた際の把握方法を含む。)等の有無及び詳細

1) 労働市場テスト (FCF : Fair Consideration Framework)

労働市場テスト(FCF)はシンガポール政府による、国民(及び永住者)に公平な雇用機会を与え、国民の雇用を促進するための政策である。2014 年 8 月に施行開始された。

シンガポールにある全ての企業(少数の例外あり)は、新規に外国人労働者を採用し管理・専門職種対象労働査証(E Pass)を申請する前に、同ポジションの求人情報を政府運営の求人情報オンラインポータル「Jobs Bank」(<https://www.jobsgov.sg/>)に最低 14 日間掲載し、求人情報に対してまず国民が応募可能な状況を作り上げなければならない。

同ポジションにふさわしい国民がいない場合のみ、外国人の採用ができる。また、ポータル上で、同ポジションの待遇を不当に低く見せるのを防ぐ目的で、「Jobs Bank」に公開されている給与額と、実際の給与額が 2 倍以上乖離してはいけないという規則がある。

従業者数 25 人以下の中小企業、月額給与が S\$12,000 の求人、社内異動のどれかにあてはまる求人の場合は、例外的に「Jobs Bank」への掲載が免除される。

2) 外国人雇用上限率 (FWQ : Foreign Worker Quota = Dependency Ratio Ceiling) および外国人雇用税 (FWL : Foreign Worker Levy)

a. 中技能労働者対象労働査証(S Pass)の場合

中技能労働者対象労働査証(S Pass)に関しては、外国人雇用上限率(FWQ/DRC)と外国人雇用税(FWL)が定められている。外国人雇用上限率(FWQ)は、企業に勤務する居住者(Residents)

³⁸ (<https://www.asean.or.jp/ja/asean/know/country/singapore/invest/guide/5.html>)や (<https://www.guidemesingapore.com/relocation/citizenship/singapore-citizenship-benefits-and-drawbacks>)にも参考となる情報が記載されている。

に対する中技能労働者対象労働査証(S Pass)保持者の割合である。外国人雇用税(FWL)は、中技能労働者対象労働査証(S Pass)保持者を雇用するに際し、発生する税額(一人当たり・月額)のことである。詳細は下図に示す通りである。

図表 7-12 中技能労働者対象労働査証(S Pass)の
外国人雇用上限率および外国人雇用税の詳細

業種	最大雇用割合	課税層	割合	雇用税 (S\$/人・月)
サービス業以外	20%	第1段階	10%以下	330
		第2段階	10%より大きく、20%以下	650
サービス業	15%	第1段階	10%以下	330
		第2段階	10%より大きく、15%以下	650

(資料)シンガポール人材開発省「S Pass quota and levy requirements」(最終更新 2016年7月1日、
<http://www.mom.gov.sg/passes-and-permits/s-pass/quota-and-levy/levy-and-quota-requirements>)

(注)上記の雇用税は、2016年7月から2017年6月末まで有効。

b. 労働許可(WP)の場合³⁹

労働許可(WP)についても、中技能労働者対象労働査証(S Pass)同様に外国人雇用上限率(FWQ/DRC)と外国人雇用税(FWL)が存在する。産業・技術熟練度に応じて、雇用できる最長雇用期間・年齢・外国人雇用上限率(FWQ/DRC)・外国人雇用税(FWL)が個別に定められている。基本的には、技術熟練度の低い外国人労働者ほど雇用主の税金が上がり、最長雇用年数が下がる制度となっている。⁴⁰

③ 転職に関して^{41 42}

国籍(SC)・永住権(PR)を取得することで、転職は完全に自由である。

次いで、個人雇用許可書(PEP)を取得すれば、最長で連続6ヶ月まで無職のままシンガポールに滞在できる。ただし、前述の通り、年間で稼がなければいけない最低年収条件が存在する。

管理・専門職種対象労働査証(E Pass)、中技能労働者対象労働査証(S Pass)の場合は、転職は可能である。ただし、転職するにあたっては、新しい雇用主が新規査証を本人のために申請・取得しなければならない。その場合、古い査証は後日、旧雇用主がオンラインで

³⁹ MOM, Last Updated on 28 November 2016, "Sector-specific rules for Work

Permit"(<http://www.mom.gov.sg/passes-and-permits/work-permit-for-foreign-worker/sector-specific-rules>)

⁴⁰(<http://www.mom.gov.sg/passes-and-permits/work-permit-for-foreign-worker/foreign-worker-levy/calculate-foreign-worker-quota>)にて、実際に計算することが可能。

⁴¹ MOM, Last Updated on 10 July 2015, "If an EP or S Pass holder changes jobs, is the existing pass automatically cancelled?"(<http://www.mom.gov.sg/faq/employment-pass/if-an-ep-or-s-pass-holder-changes-jobs-is-the-existing-pass-automatically-cancelled>)

⁴² MOM, Last Updated on 12 December 2014, "What if I want to change jobs while I am on an EP?"(<http://www.mom.gov.sg/faq/employment-pass/what-if-i-want-to-change-jobs-while-i-am-on-an-ep>)

キャンセルする必要がある。また、転職先を見つける前に離職すると、その時点で所有している査証がキャンセルされる。査証キャンセル後は30日間有効の滞在査証が発行されるので、この間に次の仕事を得て、新規の労働査証を取得しなければならない。

就労許可証(LOC)により働く帯同家族も、離職・査証キャンセル後に、新しい就労許可証(LOC)を取得することで転職が可能である。

それ以外の労働査証に関しては、基本的には転職する方法はない。

(6) 審査手続

① 概要

シンガポールの入国・滞在に係る審査手続きは入国管理局(ICA)が所管しており、オンラインで完了する。最終的な査証(カード)の受け取りは直接出向く必要があるが、それ以外の新規申請・更新申請等の多くの事項については、下図の通りオンラインでの手続きが可能である。

ただし、グローバル・インベスター・プログラムのみ、コンタクト・シンガポールが所管している。

図表 7-13 入国・滞在に係るオンライン審査制度の有無

カテゴリー	査証の種類	申請者	事前自己評価 (SAT)	新規申請	登録情報修正	更新申請	取り消し 申請確認
専門家・管理職							
★	管理・専門職種対象労働査証(E Pass)	雇用主/EA	○	○	○	○	○
	起業家査証(Entre Pass)	本人	×	×	×	×	○
	個人雇用許可書(PEP: Personalised Employment Pass)	本人	×	×	×	-	○
中技能及び半熟練労働者							
★	中技能労働者対象労働査証(S Pass)	雇用主/EA	○	○	○	○	○
★	労働許可(WP): 外国人労働者	雇用主/EA	×	○	○	○	○
★	労働許可(WP): 外国人家事労働者	雇用主/EA	×	○	○	○	○
	労働許可(WP): 産後乳母	雇用主/EA	×	○	○	-	○
	労働許可(WP): バー、ホテル、ナイトクラブ等勤務者	雇用主/EA	×	○	○	-	○
研修生及び学生							
	学生査証(Student's Pass)	本人	-	○	○	-	-
	研修雇用許可書(Training Employment Pass)	雇用主	-	○	-	-	○
	ワークホリデー許可書(Work Holiday Programme)	本人	-	○(email)	-	-	-
	職業訓練許可書(Training Work Permit)	雇用主	-	○	-	-	-
帯同家族							
★	帯同許可証(DP: Dependant's Pass)	雇用主/EA	-	○(例外あり)	○	○	○
	長期滞在査証(LTVP: Long Term Visit Pass)	雇用主/EA	-	○(例外あり)	○	○	○
	就労同意書(LOC: Letter of Consent)	雇用主/EA	-	○	○	○	○
居住者(Residents)になる							
★	永住権(PR)取得	本人	-	○	-	○	×
	・ グローバル・インベスター・プログラム (Global Investor Programme)	本人	-	○(面接あり)	-	○	×
	新規市民権(SC)取得	本人	-	○(面接あり)	-	-	-

(資料)シンガポール人材開発省(最終更新日 2017 年 2 月 14 日、

<http://www.mom.gov.sg/passes-and-permits/employment-pass/eservices-and-forms>)及びコンタクト・シンガポール(最終更新日 2015 年 8 月 31 日、

<https://www.contactsingapore.sg/en/investors-business-owners/invest-in-singapore/global-investor-programme/>)及び ICA(最終閲覧日 2017 年 3 月 24 日、<https://esc.ica.gov.sg/esc/>)

(注)★印のあるものが主要なカテゴリーである。それ以外は、発行数の少ない例外的な査証である。

② 事前自己評価ツール (SAT)

管理・専門職種対象労働査証(E Pass)と中技能労働者対象労働査証(S Pass)に関しては、申請前にオンラインで自己評価ツールを使い、申請の通過しやすさを確認することができる。

(HP: <https://services.mom.gov.sg/sat/satservlet>)

審査は、給与、学歴、技術、実務経験、職種、国籍等を検討項目とするポイントシステムで行われるが、その詳細な採点システムはどこにも公開されていない。

図表 7-14 Self-Assessment Tool for E / S Pass (SAT)の質問項目

開始前の確認事項
出身国
(選択式)
SATを使用しているのは誰か
本人・企業の採用担当もしくは代表者
現在の雇用状況に関する詳細
現在の月収
(自由回答)
職業
(選択式)
職務経歴
職務経歴年数
(選択式)
シンガポールでの職務経歴年数
(選択式)
学歴
学歴の数
(選択式)
最高学歴
機関・大学
(選択式)
国
(選択式)
州・県
(選択式)
その他の機関・大学
(自由回答)
学部
(選択式)
専門・専攻
(選択式)
学習方法
(選択式)
在学期間
(選択式)
卒業年度
(選択式)
個人情報
国籍
(選択式)
誕生日
(選択式)
今回の申請は査証の更新か
Yes/No

(出所)シンガポール人材開発省「Self-Assessment Tool for Employment / S Pass」

③ 近年の傾向

1) 管理・専門職種対象労働査証 (E Pass)

管理・専門職種対象労働査証(E Pass)保持者の総数、総人口及び総労働者数における割合は近年増加傾向である。一方で、高所得なポジションを外国人が占めることに対する国民の反感もあるため、近年では労働市場テスト(FCF)や、最低基準月収の切り上げ(2017年)な

どにより、管理・専門職種対象労働査証(E Pass)の取得はより困難になってきている。

2) 中技能労働者対象労働査証(S Pass)の数に関して⁴³

中技能労働者対象労働査証(S Pass)保持者の総数、総人口及び総労働者数における割合は近年増加傾向である。2015年時点で、総人口の3.2%、総労働者数の4.9%を占める。一方で、配偶者・21歳未満の子の帯同要件は、2016年に月収S\$5,000以上に切り上げられた。

中技能労働者対象労働査証(S Pass)保持者の給与水準は、シンガポール国内の3大学卒業者の初任給よりも基本的には低く、WP保持者よりも高い位置付けになっている。

3) 永住権(PR)の発行数について

永住者の数は近年52万人～53万人程度で安定している。すなわちこれは、新規発行数および更新許可数の合計は政府により調整されていることを意味する。

(7) 外国人に課された義務等

以下の事項について、永住権を有する者とその他の者とで差がある場合には、その相違を含めて調査する。

① 徴兵制度の有無：外国人は無い

シンガポールは徴兵制度を課しており、非居住者と居住者の最大の違いは、徴兵制度への参加義務の有無である。外国人、つまり非居住者(Non-Resident)は徴兵制度の対象外である。

一方、国民については、満18歳以上のシンガポール人男性には法律で兵役(NS：National Service)の義務が課されている。まず2年間のフルタイムの兵役に従事したのち、40歳までは予備役に服し、有事の際は招集されることになる。また、予備役の間は毎年1回の招集等がある。

永住権保持者については、永住権保持者(PR)第1世(=自身の能力によりシンガポールへの貢献・永住を認められた人材)の男性は兵役が免除されているのに対して、永住権保持者第2世(=親の能力によりシンガポールへの永住を認められたポテンシャル採用の人材)の男性は、シンガポール人男性と同じく兵役の義務が課されている。もし応じない場合は、シンガポールでの就学・就業・のちの市民権申請に関して大幅な不利益を被ることとなる。したがって、永住権保持者2世の男性は、18歳になるまでに永住権を放棄して母国へ帰国するか、徴兵制度に応じるかの大きな決断を迫られることとなる。

現状のシンガポールの徴兵制度は永住権保持者(PR)第1世が非常に優遇される制度設計となっており、高度人材が同国に移住しやすい仕組みとなっている。

⁴³ MOM, Last Updated on 4 October 2016, "Eligibility for Dependant's Pass"
(<http://www.mom.gov.sg/passes-and-permits/dependants-pass/eligibility>)

② 入国時のプログラム参加義務

1) 外国人家事労働者 (Foreign domestic worker) 本人・雇用主のための初期研修 (SIP and EOP)

住み込みの外国人家事労働者は、雇用主の家に住み込みで働くという特殊な条件のため、きちんとした初期研修を行う必要がある。様々なトラブルを避けるため、外国人家事労働者の本人・雇用主(つまり家庭の代表者)は、それぞれ初期研修を受ける義務がある。

まず、外国人家事労働者の本人の場合、人材開発省が行う定住プログラム(SIP : Settling-In Programme)を受講しなければならない。こちらは、初めてシンガポールで労働許可査証にて家事業務に従事する者が対象の1日講習であり、入国から3日以内に受講しなければならない。参加費用はS\$75であり、雇用主負担である。なお、プログラムは外国人家事労働者の母国語にて執り行われ、内容はシンガポールの紹介、雇用条件の確認、住み込み生活における安全の確保、家の外での安全の確保、雇用主家族との関係性・ストレスマネジメントとなっている。

外国人家事労働者の雇用主の場合、人材開発省が行う雇用主のオリエンテーションプログラム(EOP : Employers' Orientation Programme)を受講しなければならない。こちらは、初めて外国人家事労働者を雇用する者と、頻繁に雇用している外国人家事労働者を交換している者を対象とした3時間の講習であり、外国人家事労働者の査証申請の2日前までに受講しなければならない。同プログラムの参加費用は教室にて受講の場合S\$28~30、オンラインにて受講の場合S\$40であり、費用は本人負担である。内容は雇用主の役割と責任について説明するものとなっている。

③ 個人識別情報の提供、外国人登録、身分証の携帯・提示、当局への各種申告等の要否及び詳細

シンガポールには国民番号登録制度が存在する。居住者(Residents)は国民登録番号カード(NRIC : National Registration Identification Card)が発行される。常時携帯の義務はない。

非居住者(Non-Residents)に対しては、同様に外国人登録番号カード(FIN : Foreign Identification Number)が発行される。

④ 権利の制限 (移動の自由 (出国の自由等) 等)

永住権(PR)を取得すると、5年後の再入国許可証(REP)更新の際には、シンガポール国内に滞在していた日数も考慮される。具体的な例として、グローバル・インベスター・プログラム(GIP)の再入国許可証(REP)更新の条件として、「過去5年間の半分以上はシンガポールに居住していたこと」という項目がある。

⑤ 在留資格取消し及び退去強制に係る基準の詳細

1) 概要

シンガポールの在留資格取消し及び退去強制に係る基準は、入国管理法(Immigration Act)の第3章14条「在留資格取消し(Cancellation and declarations regarding permits and certificates)」、及び第6章45条「強制退去(Repatriation)」の項目に記載されている。

第3章14条「在留資格取消し(Cancellation and declarations regarding permits and certificates)」では、在留資格の取得に際し、虚偽の申告をした者や申告すべき事実を隠ぺいした者の在留資格を取り消すことなどが定められている。

第6章45条「強制退去(Repatriation)」は同国に居住するシンガポール国籍を持たない全ての人を対象としており、貧困、虚弱、精神的無能力の理由により、本人と家族の生計を立てるための雇用を得られない者などが強制退去の対象となることが定められている。また、政府が強制退去の費用負担をする際の条件も同項目において定められている。⁴⁴

2) 強制退去の事例

シンガポールのリトルインディア街にて、2013年12月8日にインド人労働者による暴動が発生した。同事例の場合には、1週間以内に53人が母国に強制退去させられ、シンガポールへの再入国が禁じられた。⁴⁵

⑥ 社会保障(生活保護受給等の可否)、参政権等

1) 社会保障について

シンガポールの社会保障は、基本的には居住者(Residents)のみが対象である。また、居住者(Residents)でも、国民(SC)と永住者(PR)では国家の待遇に差があり、国民(SC)の方がよりよい社会保障を受けることができる。永住者の主な社会保障は下記の通りである。

まず、永住者(PR)の場合、日本の年金に相当する中央積立基金(CPF)への加入が必須となり、雇用主のその一部を負担することになる。次に、医療についても、永住者(PR)は国から補助金が出る。さらに、中古の公営住宅(HDB)を購入する権利が付与される。

非居住者(Non-Residents)に対する社会保障は存在せず、教育費・住居の購入費・医療費などどれも居住者(Residents)より高くなる仕組みになっている。

2) 参政権について

シンガポールでは、国民(SC)のみが参政権・選挙権を持つ。永住者(PR)はそのどちらの権利も持たない。⁴⁶

⁴⁴ Singapore Immigration Act (Chapter 133) Revised Edition 2008
(<http://statutes.agc.gov.sg/aol/search/display/view.w3p?page=0;query=DocId%3Ad0fd4d9d-0e2f-462f-a0df-0df7ecdc86d1%20Depth%3A0%20ValidTime%3A18%2F11%2F2013%20TransactionTime%3A18%2F11%2F2013%20Status%3Ainforce;rec=0>)

⁴⁵ Straits Times, 20 December 2013, "Little India Riot: 53 workers repatriated; 200 to report to CID to be formally advised"
(<http://www.straitstimes.com/singapore/little-india-riot-53-workers-repatriated-200-to-report-to-cid-to-be-formally-advised-0>)

⁴⁶ Elections Department Singapore, Last updated on 22 Jul 2015, "Who can vote?"(<http://www.eld.gov.sg/voters.html>)

(8) 受入れている外国人本人及び家族等の登録事項に係る公証制度の有無及び詳細

① シンガポールの公証制度について

シンガポール外務省(MFA)及び各国にあるシンガポール大使館では、シンガポール政府機関が発行した書類の認証とその他の書類に関する認証手続きを行っている。⁴⁷

⁴⁷ MFA, 「認証とその他の証明手続きについて」(最終閲覧日 2017 年 3 月 24 日、https://www.mfa.gov.sg/content/mfa/overseasmission/tokyo/jp/consular_services/notarial_services.html)

2. 外国人受入れに係る政策等

(1) 受入政策の基本方針及びその変遷

第二次世界大戦以降の政府基本方針 ・ 制度の変遷及びその背景的事情等

① 第二次世界大戦以降の政府基本方針

1) 1960～2000 年代以前までのシンガポールにおける外国人の社会統合の動き・考え方

独立・建国直後の 1960 年代から 70 年代にかけては労働力過剰な時代が続いたため、積極的な外国人労働者の受入れ政策はなされていなかった。開始されたのは、政府が高付加価値産業への産業政策の転換を図った 1980 年代以降である。外国人高度人材を積極的に受け入れるようになる一方で、非熟練労働者については外国人雇用上限率(FWR)及び外国人雇用税(FWL)の調整により、総外国人労働者数を政府のコントロール下に置いた。

1990 年代になると、知識集約型産業に国家成長戦略の舵を切り、外国人高度人材のさらなる誘致を図るようになった。1997 年には、経済開発庁(EDB)と人材開発省(現在の MOM)が共同でコンタクト・シンガポール(Contact Singapore)を設立し、海外在住シンガポール人及び外国人を対象に、シンガポールでの勤務・投資・移住を推進する政策を強化した。さらに 1999 年 8 月には、当時の副首相であるリー・シェン・ロンによってマンパワー 21 計画(Manpower 21)が発表され、外国人労働者の受入れのさらなる拡大が進んでいった。

一方で、国民に対しては、より給与の高い専門職・管理職・幹部・技術職(PMET / Professional, Managers, Executives and Technicians)への職能のアップグレードを促すようになった。

2) 2000 年代以降の動き

2004 年の中技能労働者対象労働査証(S Pass)による中度人材の受入れ開始など、外国人労働者受入れの流れはますます加速していき、2000 年代には永住権も比較的多く発行された。この間、大勢の高度外国人材の受入れ及び、金融資産を多く持つ海外富裕層への永住権のばら撒き政策が行われた。その結果、外国人の投機目的の不動産取得・運用等により、国内の不動産価格は高騰し国民の不満は高まっていった。⁴⁸

それを踏まえて、政府により 2009 年以降外国人労働者受入れ規制が強化されていたものの、2011 年の国政総選挙においては、上述のような国民の不満が選挙結果に大きく現れ、与党である人民行動党(PAP)の得票数は歴史的低さとなり、人民行動党(PAP)は外国人労働者政策の修正、すなわち受入れ規制強化を余儀なくされた。

さらに近年では 2013 年 12 月にリトルインディア街にて、外国人労働者に暴動が同国において 40 年ぶりに勃発したこともあり、国民と外国人の間のひずみはますます大きいものとなり、同国政府は外国人労働者受入れ政策を調整せざるを得ない状況を迎えつつある。

そして 2014 年には、いよいよ企業に対して管理・専門職種対象労働査証(E Pass)(高度人材査証)職種の査証の新規申請時点における、労働市場テスト(Fair Consideration Framework)

⁴⁸ 岩崎 育夫, 2015, 「シンガポールのディレンマ：中間層国民も外国人専門労働者も」 拓殖大学.
<http://fis.takushoku-u.ac.jp/worldnow/25/1-1.html>

が施行開始された。建国から 50 年もの間、外国資本と外国人労働力を中心に経済成長をしてきた同国にとって、このような外国人就業規制の強化は、国家成長モデルの転換を図る大きな変化である。⁴⁹

「中間層国民」対「外国人専門労働者」の対立問題は、先進国・都市社会のディレンマである⁵⁰と指摘されているが、それに対してシンガポールも調整を余儀なくされている。それに伴い、シンガポールの外国人受入れ政策はとても頻繁に修正・変更される。

② 社会統合に関する基本的な考え方

シンガポールにおいては2015年時点で国内全人口に占める非居住者(Non-Resident)の割合が約 3 割に到達する勢いである。世界有数の国際的な国家・東南アジアの交通ハブ・多国籍企業のアジア本部の集積地である同国においては、国境を越えた人の出入りが非常に激しく、国内に在留する全ての非居住者(Non-Resident)を対象に社会統合政策を行うことは、方法論的にも、費用便益的にも、非常に困難である。

また、後背地を持たず、面積が 800 km²にも満たない高密度住都市国家、かつ未だ建国 50 余年であるため、非居住者がシンガポール固有のコンテクストを読み解きながら社会参画を促される場面というのは、他国と比較した場合、相対的には非常に限られている。

高度人材・中度人材の多くは、都市国家シンガポールのさらに中心の都市部で、コスモポリタンなワーク・ライフスタイルを送るため、あまり社会統合の必要はないのが実情である。さらに言えば、シンガポールは日本よりもさらに都市化・グローバル資本主義・ネオリベラリズムが進んだ都市であるため、より多くのモノ・コトが市場経済的に解決するようになっている。したがって、極論を言えば、高度人材が公用語を理解せず、暮らしの慣習がわからなくとも、お金さえあれば何不自由なく暮らしていけるように政府によって制度設計されていると言える。むしろ、天然資源や広大な領土を持たない同国において、経済成長のために高度外国人は必要不可欠であるという国家政策(マンパワー21 計画等)のもと、歩みよりや我慢を強いられているのは、国民の方であるというのが国民の見解である。

一方で永住権保持者(PR)に関して言えば、その社会統合が必須となっている。その主たる原因はシンガポール人の少子化である。2013年の人口白書にも示された通り、2015年時点でシンガポールは合計特殊出生率が近年 1.2 台を推移し、少子化に歯止めがかかっていない。同国の国際競争力維持のためには、移民融和による人口増加は国家戦略として、正式に人口白書に盛り込まれている。

③ シンガポールにおける社会統合の定義

シンガポールにおいては社会統合(social integration)という表現が用いられるのが一般的

⁴⁹ JETRO, 2014, 「シンガポール 外国人就業規制を強化」ジェトロセンサー2014年4月号 P.61

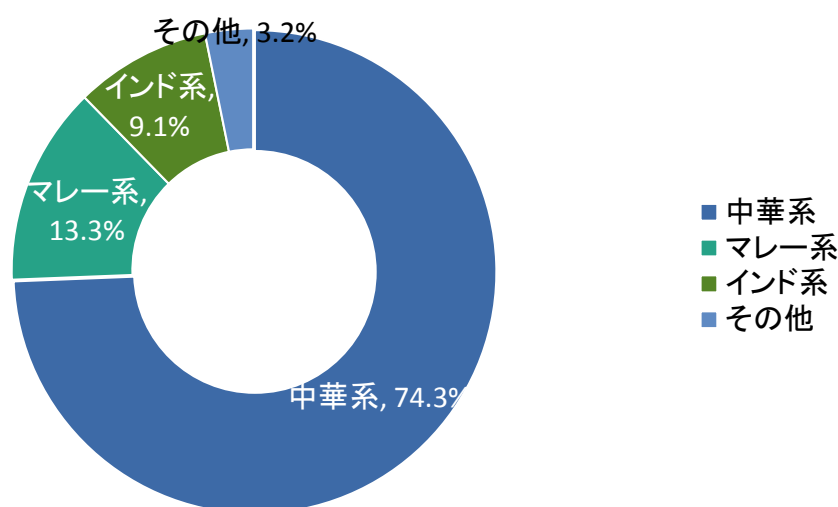
⁵⁰ 岩崎 2015

である。同国において、社会統合の意味するところは本来「移民はシンガポールの文化や価値を敬い受入れることを期待される一方で、自身の生まれ育った文化等を持ち続ける権利を失うことはない」であるものの、「社会統合」と「同化」の意味を混乱している人が多いという指摘がある。⁵¹

④ 国民の民族構成

シンガポールは、非居住者(Non-Resident)の割合が高いのみならず、国民自身も多民族により成り立っている。国民の民族構成比は、2015年時点で華人系 74.3%、マレー系 13.3%、インド系 9.1%、その他 3.2%であり⁵²、この情報は戸籍と紐付けられている。全体の約 3/4 を占めるのは華人系であるが、一括りに華人系と言ってもそのルーツは多岐に渡る。福建系 41.1%、潮州系 21%、広東系 15.4%、客家系 7.9%、海南系 6.7%、福州系 1.9%などかなり分散している(Lee 2000)2011年までは異なる民族間の結婚により生まれた子どもは、戸籍上どちらか 1 つの民族を選択・登録しなければならないという制約があった。しかし、2011年1月1日より、入国管理局(ICA)はそのような子どもを対象に、2つの民族を選択・登録するという選択肢(Double-Barrelled Race Option)を許可するように法律を変更した。

図表 7-15 シンガポール居住者 (Residents) の民族構成 (2015 年時点)



(出所)シンガポール統計局「Singapore in Figures 2016」

(2) 受入政策の検討・決定方法等

労働許可(WP)については、送り出し国との間にMOUがあるが、詳細は公開されていない。⁵³

⁵¹ Leong, Chin, Patrick Ng, 2014, Mother tongue education in Singapore: concerns, issues and controversies. Current Issues in Language Planning. 15:4, 361-375, DOI:10.1080/14664208.2014.927093

⁵² Singapore Department of Statistics, 2016

⁵³ 送り出し国側でも星国との二国間協定についての言及はなされている。下記リンクはミャンマーのメディアである。

(3) 政府内関係機関間の連携（受入れ制度検討・施策運用の役割分担等）

1(3)の通りである。

(4) 政府・地方自治体間の連携（役割分担、連携体制、財政的負担等）

シンガポールは単一都市国家であるため、本項目は非該当である。

(5) 外国人住民との共生のために講じている施策

① 国民統合評議会(NIC : National Integration Council)の設置⁵⁴

国民統合評議会は、2009年4月に移住者や外国人労働者の社会統合を促進するために設立された組織である。

国民統合評議会は、コミュニティ統合基金(Community Integration Fund)という基金を有している。コミュニティ統合基金は2009年9月に発足し、ボトムアップの社会統合を促す組織に対して助成金を提供することにより、シンガポールの社会統合を後押ししている。助成金は、コミュニティ統合基金がふさわしいと考えるプロジェクトに対して、プロジェクト費用の最大80%(ただし上限はS\$200,000)を助成している。対象となるプロジェクトは、外国人に対してシンガポール社会・規範・価値観などの情報を提供するもの、外国人や新規の移住者とシンガポール人の間の交流を促すもの、外国人や新規の移住者とシンガポール人の間の相互理解を促しよい関係性を築きあげるもの、シンガポールへの帰属意識や社会参画を促すものなどである。

② 公用語

シンガポールの公用語は英語、マレー語、標準中国語、タミル語と4言語設定されている。政府の公式文書は上記の4言語にて記述され、首相の国民に対する重要なスピーチなども4言語で行われることがある。

多くの国民は、英語ともう1つ民族母語の併せて2言語話者が多い。公教育における第1言語が英語になっているため、英語が使えない組織・場所はほとんどないと言える。

特にアジア諸国からシンガポールへの出稼ぎ外国人・移民において、上記の4言語のうちどれも全く理解できない人の割合というのはかなり低い。その結果、アジアのどの国の国民から見ても、非常に移住しやすく魅力的な国となっている。

なお、シンガポールの教育においては、1966年より「二言語教育政策(bilingual policy)」が実施されている。同政策により、シンガポールの教育機関において生徒は英語を第一言語、民族母語を第二言語として学習することになった。

外国人の語学教育に関しては、かつては英語レッスンの受講はシンガポールの社会統合

(<http://www.irrawaddy.com/news/burma/govt-seeks-work-permits-undocumented-domestic-workers-abroad.html>)

⁵⁴ National Integration Council, (最終確認日 2017年3月24日、<https://www.nationalintegrationcouncil.org.sg/>)

政策としてのなかに位置付けられていたが、現在ではそのような言及はなくなっており⁵⁵、新国民や永住権保持者(PR)を対象とした特別な言語教育プログラムは現在存在しない。

③ 祝祭日

シンガポールでは国教は定めていない。しかし、多宗教国家として国民が主に信仰する4宗教：仏教、キリスト教、イスラム教、ヒन्दュー教の祝祭日を2日ずつ国家の祝祭日に制定している。加えて、宗教とは無関係な祝祭日が3日制定されている。これは多民族・多宗教国家としてお互いを敬い、暮らしやすい国にするための工夫であると言える。

図表 7-16 シンガポールの祝祭日および対応する民族・宗教

祝祭日名	該当する民族・宗教	英語	中国語	マレー語	タミル語	日付(2017年版)
正月	-	New Year's Day	元旦	Tahun Baru	தந்தாண்டு	2017/1/1
春節	中華系(仏教)	Chinese New Year	春节	Tahun Baru Cina	சீனப் தந்தாண்டு	2017/1/28-29
聖金曜日・受難日	(キリスト教)	Good Friday	受难节	Jumat Agung	பனித வடுள்ளி	2017/4/14
労働者の日・メーデー	-	Labour Day	劳动节	Hari Buruh	தொழிலாளர் தினம்	2017/5/1
ベサック・デイ	中華系(仏教)及びインド系(ヒन्दュー教)	Vesak Day	卫塞节	Hari Vesak	விசாக தினம்	2017/5/10
ハリ・ラヤ・プアサ	マレー系(イスラム教)	Hari Raya Puasa	开斋节	Hari Raya Puasa	நீண்டப் படுநாள்	2017/6/25
独立記念日	-	National Day	国庆节	Hari Kebangsaan	தேசிய தினம்	2017/8/9
ハリ・ラヤ・ハジ	マレー系(イスラム教)	Hari Raya Haji	哈芝节	Hari Raya Haji	ஹஜ்ஜிப் படுநாள்	2017/9/1
ディーパバリ	インド系(ヒन्दュー教)	Deepavali	屠妖节	Deepavali	தீபாவளித் திருநாள்	2017/10/18
クリスマス	(キリスト教)	Christmas	圣诞节	Krismas	கிறிஸ்துமஸ் பண்டிகை	2017/12/25

(資料)シンガポール人材開発省「Public holidays」

④ 積極的差別是正措置(affirmative action)不在、能力主義(meritocracy)の採用

シンガポールではアメリカ合衆国に代表されるような積極的差別是正措置(affirmative action)を採用していない。代わりに、受験や就職活動などの競争においては、能力主義(meritocracy)を採用している。能力主義とは、社会的地位は、出自ではなく、本人の持つ能力によって決定されるべきという考え方である。

⑤ 公営住宅団地(HDB)における民族統合政策(EIP)⁵⁶

シンガポールでは国民(Citizen)の8割以上が公営住宅団地(通称HDB)に住んでいる。基本的に賃貸物件はほとんどなく、国民はHDBを99年期限付きの分譲マンションとして、多くはローンで購入する。民族統合政策(EIP)の導入により、公営住宅団地(HDB)では、各「ブロック」と「近隣」の2つのレベルで、国民間の民族比率が定められている。また、公営住宅団地(HDB)では永住者(PR)等に対しても同様の比率の上限が定められている。したがって、少なくとも公営住宅団地(HDB)においては、特定の民族・国籍のみが占有するエリアは

⁵⁵ 労働政策研究・研修機構, 2015, 「主要国の外国人労働者受入れ動向: シンガポール」
http://www.jil.go.jp/foreign/labor_system/2015_01/singapore.html.

⁵⁶ HDBに関する詳細は(<http://www.hdb.gov.sg/cs/infoweb/homepage>)に記載されている。

存在しない仕組みになっており、民族間の社会的対立や分裂が起きないようにしている。
ただし、非居住者(Non-Resident)に限って言えば、特に公営住宅団地に住むわけではないので、必ずしも共生に向けた制度が用意されているわけではない。

3. 外国人受入に係る背景・影響等の情報

(1) 現在の外国人受入制度が形成された歴史的・社会的背景

大まかな歴史的・社会的背景は2.(1)の通りである。(省略)

近年は先進国・国家主導経済政策の先進事例・東南アジアのビジネスハブとして世界から注目されることが多くなったシンガポールであるが、天然資源がなく、国土も小さい都市国家であることから、外国人受入政策を含む人材政策は常に同国の最も重要な政策の1つとして位置付けられてきた。また、先進国入りを果たしつつも、シンガポールの人口は約554万人(2015年時点)と極めて少ないために、同国の人材政策が他国に及ぼす影響は大国と比べると相対的に少ないために、国際機関・国際世論からの批判等も比較的少なく、自由度の高い人材獲得政策を実現できている。

① 現在の外国人受入政策に関する政府見解

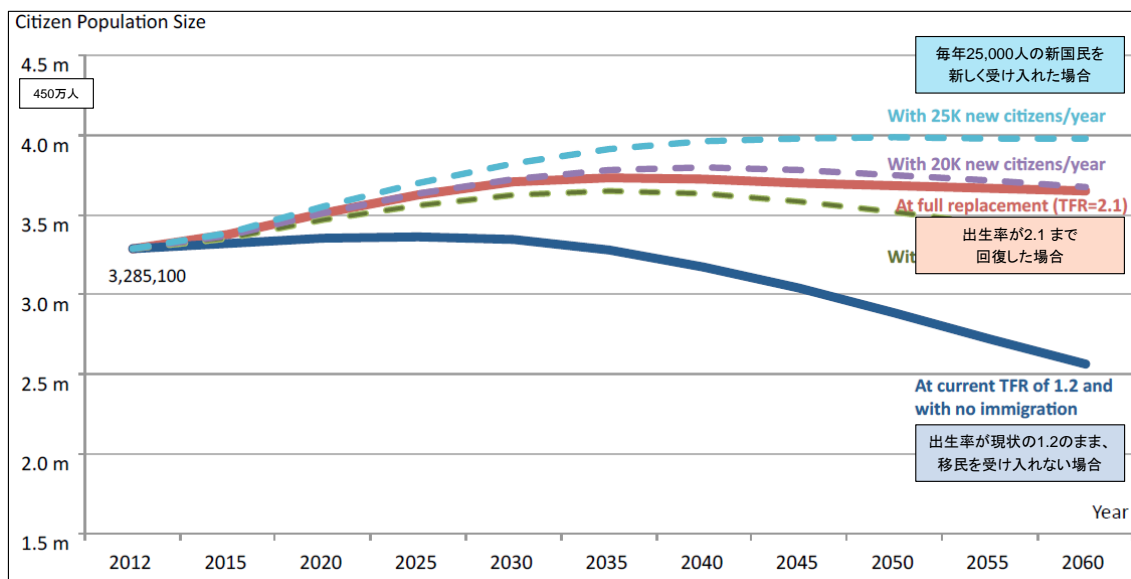
シンガポール人口白書(2013年)には、以下のような記述が見られ、同国の経済成長のために外国人労働者の受入はやむを得ないことを説明している。

「外国人労働者は、労働力全体において、高度人材とあまり高度でない人材のちょうどよいバランスを保つのに非常に役立っている。シンガポール国民がより高度化した仕事へ自身の水準を上げていくので、より多くのあまり高度でない仕事は外国人によって担われなければいけなくなるだろう。

外国人労働者は、好景気時にはビジネスが迅速かつ柔軟に拡大するのを助長する。また、不景気時にはシンガポール国民の労働者が失職しないための雇用の調整弁にもなってくれる。」 (シンガポール人口白書(2013年)の5ページより MURC 抜粋・翻訳)

また、同人口白書にて示された下図は、今後も外国人を新国民(new citizens)として受入れていくこと、またその受入れペースによる人口増加のシナリオをいくつかのケースに分けたものである。このように、シンガポールでは外国人労働者の受入れ、および新国民の受入れが、政府によって公言されている。

図表 7-17 シンガポール人口白書(2013)にて提示された人口ビジョン



(出所)A sustainable population for a dynamic Singapore – Population White Paper-, 2013年1月(日本語はMURC加筆。) (<https://www.nptd.gov.sg/NEWS.HTM>)

(2) 外国人受入れに伴う経済的影響(自国民雇用情勢への影響、産業構造に対する影響を含む。)

① 滞在資格別の賃金水準

シンガポールの賃金水準はおおよそ下図の通りになっている。給与水準が高い方から、居住者月給の中央値、管理・専門職種対象労働査証(E Pass)の最低月給、シンガポール国内3大学卒業生初任給、中技能労働者対象労働査証(S Pass)の最低月給、労働許可(WP)保持者となっている。これらの値は、同国の雇用のヒエラルキーを明確に表している。

また、E Pass と S Pass を申請するための最低月給水準は、頻繁に修正されており、これまでのところ、全て上方修正である。

図表 7-18 滞在資格別・学歴別の賃金水準の比較

滞在資格別の参考値	価格(\$)	価格(円)
居住者(国民と永住者)月給の中央値(2016年時点)	4,056	327,319
E Pass 申請時に求められる月給の最低値(2017年1月以降)	3,600	290,520
シンガポール国内3大学卒業生初任給の中央値(2015年時点)	約3,300~	約266,310~
S Pass 申請時に求められる月給の最低値	2,200	177,540
労働許可(WP)の月給水準	数百ドル~	数万円程度~

(資料)Ministry of Manpower “Labour Market Statistical Information”(http://stats.mom.gov.sg/Pages/Income-Summary-Table.aspx)や (http://stats.mom.gov.sg/Pages/Graduate-Starting-Salary-Tables2015.aspx)より作成
(注)1\$ = 80.7 円(2017年3月3日現在)として計算。

② 滞在資格別の外国人労働者割合の推移

シンガポール総人口及び総労働者数における外国人労働者の割合は世界屈指の高さであ

る。下図にて近年の傾向を見ると、総労働者数における E Pass 保持者と WP 保持者の割合はほぼ一定で推移しているのに対し、S Pass 保持者の割合は徐々に増加してきていることがわかる。政府は、賃金レベル、外国人雇用上限率および外国人雇用税を使って、国内の景気動向・国民感情等を考慮しながら、受入れ数や法制度を絶えず調整している。

なおシンガポールは、日本と違いそれぞれの査証に対して詳細な業種制限がないため、都度、職種の拡大等の議論をしなくてよい。したがって、民間企業は素早く適切なタイミングで必要な外国人を確保・投入できる。⁵⁷

図表 7-19 総人口及び全労働者数における滞在資格別の外国人労働者割合の推移

	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
総人口 (千人)	5,076.7	5,183.7	5,312.4	5,399.2	5,469.7	5,535.0	5,607.3
総労働者数 (千人)	3,135.9	3,237.1	3,361.8	3,443.7	3,530.8	3,610.6	3,672.8
E Pass (千人)	143.3	175.4	173.8	175.1	178.9	187.9	189.6
S Pass (千人)	98.7	113.9	142.4	160.9	170.1	178.6	179.4
WP (千人)	865.2	901.0	942.8	974.4	991.3	997.1	1,009.3
総人口に占めるE Passの割合 (%)	2.8%	3.4%	3.3%	3.2%	3.3%	3.4%	3.4%
総人口に占めるS Passの割合 (%)	1.9%	2.2%	2.7%	3.0%	3.1%	3.2%	3.2%
総人口に占めるWPの割合 (%)	17.0%	17.4%	17.7%	18.0%	18.1%	18.0%	18.0%
総労働者数に占めるE Passの割合 (%)	4.6%	5.4%	5.2%	5.1%	5.1%	5.2%	5.2%
総労働者数に占めるS Passの割合 (%)	3.1%	3.5%	4.2%	4.7%	4.8%	4.9%	4.9%
総労働者数に占めるWPの割合 (%)	27.6%	27.8%	28.0%	28.3%	28.1%	27.6%	27.5%

(資料)Ministry of Manpower “Labour Market Statistical Information”

(3) 外国人受入れに伴う社会的影響(教育、社会保障制度及び治安にする影響を含む。)

① 治安

リトルインディアの暴動については既に述べた通りである。2013年のこの事件を受けてリトルインディア街での飲酒が禁止された。さらに政府は2015年4月1日より、「公の場」での午後10時半～午前7時の間の飲酒を禁止する酒類規制法を施行した。これにより、同時刻のコンビニ・スーパー等の小売店での酒類販売も禁止された。なお、同法では労働許可(WP)保持者の宿舎も「公の場」であると位置づけ、夜間の飲酒を禁止している。⁵⁸

② 生活圏

1) 労働許可(WP)保持者の集団宿舎生活

長期的にシンガポールに貢献する見込みの新規永住権取得者・新国民に対しては積極的な社会統合政策を行う一方で、非熟練労働者である労働許可(WP)保持者に対しては集団寄居宿舎での生活が義務付けることで、生活圏を国民と分離している。労働許可(WP)保持者の生活は、寄居宿舎と仕事現場の往復でほぼ完結しており、地域に溶け込まないような仕組みになっている。また、前項にて記述した通り、労働許可(WP)保持者の宿舎は「公の場」であると位置づけられ、夜間の飲酒を禁止している。

⁵⁷ (<https://population.sg/articles/who-is-in-our-population>)にも詳細が説明されている。

⁵⁸ (<https://qz.com/329426/singapores-ban-on-public-drinking-is-really-aimed-at-its-low-paid-foreign-laborers/>)や(<http://thediplomat.com/2015/01/singapore-to-ban-public-drinking-amid-fierce-opposition/>)などの記事も事件の経緯を把握する上で参考になる。

③ 法制度のダブルスタンダード

シンガポールは厳格な法制度を施行している国である一方で、外国人労働者に対しては、同じ法律が適用されない場合が存在する。例えば、労働許可(WP)保持者は、トラックの荷台に大勢で乗り合わせて通勤を行うが、このような自動車の利用方法は同国では基本的には認められていない。

(4) 欧州諸国への移民・難民流入及びテロ事案の頻発等、最近の各国(地域)の社会・治安情勢の変化を受けての外国人受入れに対する影響

特になし

(5) 外国人受入れに対する国民感情、世論等

外国人労働者が多いシンガポールでは、彼らが国民の雇用を奪っているのではないかという批判が相次いでいる。そのような批判を受けて、雇用面における国民の競合相手である高所得の管理・専門職種対象労働査証(E Pass)に対しては、2014年より労働市場テスト(Fair Consideration Framework)が開始された。

(6) その他受入れに伴う諸問題及びその対応策(不法滞在者等の強制送還に係る問題、テロ対策との関係等)

① 厳罰制度

治安維持のために、シンガポールの法制度は厳罰主義を採用している。他国と比較して、同じ程度の犯罪に対して、非常に厳しい刑が課される。

② 外国人労働者受入れ制度の向上のための人材開発省(MOM)の近年の動き

1) 利用者による職業紹介所(EA)評価制度の開始⁵⁹ ⁶⁰

外国人家事労働者(FDW)に対する職業紹介所(EA)による搾取や顧客ニーズとのミスマッチなどが社会的に問題視され、人材開発省(MOM)は2016年6月より、外国人家事労働者(FDW)の雇用主による職業紹介所(EA)のオンライン評価制度を導入した。なお、評価結果はオンラインで「Employment agencies and personnel search (EA Directory)」(<http://www.mom.gov.sg/eservices/services/employment-agencies-and-personnel-search>)にて公開されており、全ての職業紹介所(EA)の評価を閲覧・比較できる仕組みになっている。

2) 外国人労働者向けのモバイルアプリ開発⁶¹

⁵⁹ MOM, 9 March 2016, "Initiatives to Raise Standards in Foreign Domestic Worker-Placing Employment Agencies" <http://www.mom.gov.sg/newsroom/press-releases/2016/0309-initiatives-to-raise-standards-in-foreign-domestic-worker-placing-employment-agencies>

⁶⁰ MOM, 26 August 2016, "Launch of Employment Agency Customer Rating System For employers of FDWs." <http://www.mom.gov.sg/newsroom/announcements/2016/0826-launch-of-ea-customer-rating-system>

人材開発省(MOM)は 2017 年 1 月に外国人労働者向けのモバイルアプリ開発を行うための民間企業パートナーの募集を開始した。これは、外国人労働者の多くがスマートフォンを所有するようになり、彼らとの双方向的な情報提供・通報において、モバイルアプリが最も効率がよいと考えたためである。

⁶¹ MOM, 18 January 2017, “Call for partners to develop a mobile app for foreign workers”
<http://www.mom.gov.sg/newsroom/announcements/2017/0118-call-to-partners-to-develop-mobile-app>

4. 参考文献

日本語文献

- ・ 岩崎 育夫, 2015, 「シンガポールのディレンマ：中間層国民も外国人専門労働者も」 拓殖大学. <http://fis.takushoku-u.ac.jp/worldnow/25/1-1.html>
- ・ (財)自治体国際化協会, 2013, 「シンガポールにおける外国人受入施策」 Clair Report No.392.
- ・ 盛田茂, 2015, 「シンガポールの光と影 この国の映画監督たち」 インターブックス.
- ・ 多田国際社会保険労務士事務所, 「シンガポールの労働法」, 多田国際社会保険労務士事務所ホームページ, (2017年3月9日取得, https://www.tk-sr.jp/business/asia_employment/singapore/index4_02.html).
- ・ 労働政策研究・研修機構(JILPT), 2015, 「主要国の外国人労働者受入れ動向：シンガポール」 http://www.jil.go.jp/foreign/labor_system/2015_01/singapore.html.
- ・ JAPAN-ASEAN CENTRE, 第5章 入国管理規定, (2017年2月最終アクセス, <https://www.asean.or.jp/ja/asean/know/country/singapore/invest/guide/5.html>).
- ・ JETRO, 2012, 「シンガポールにおける人材派遣・紹介業制度調査」, 『平成24年度海外制度調査』
- ・ JETRO, 2014, 「シンガポール 外国人就業規制を強化」, 『ジェトロセンサー2014年4月号』 P.61
- ・ JETRO, 2016, 「シンガポール 外国人就業規則・在留許可、現地人の雇用」 https://www.jetro.go.jp/world/asia/sg/invest_05.html

英語文献

- ・ Channel News Asia, 2016, “Singaporean fined S\$30,000 for unlicensed employment agency activities,” <http://www.channelnewsasia.com/news/singapore/singaporean-fined-s-30-000-for-unlicensed-employment-agency/3396430.html>.
- ・ Gov.sg, Last Updated on 08 April 2016, “Singapore Government Directory” <https://www.gov.sg/sgdi/ministries>
- ・ <https://www.gov.sg/factually/content/employment-pass-salary-criteria-to-increase-in-2017>.
- ・ Guide Me Singapore, “Singapore Citizenship – Benefits and Drawbacks,” Hawksford, (Retrieved 24 March 2017, <http://www.guidemesingapore.com/relocation/citizenship/singapore-citizenship-benefits-and-drawbacks>)
- ・ Institute of Policy Studies, “IPS Conference on Integration” (最終閲覧日 2017年3月24日, <http://lkyspp.nus.edu.sg/ips/event/ips-conference-on-integration>)
- ・ Htet Naing Zaw, 4 August 2016, “Burma Govt Seeks Work Permits for Undocumented Domestic Workers Abroad,” The Irrawaddy, <http://www.irrawaddy.com/news/burma/govt-seeks-work-permits-undocumented-domestic-workers-abroad.html>
- ・ Lee, Edmond, Eu Fah, 2001, Profile of the Singapore Chinese dialect groups. Statistics Singapore Newsletter, Singapore: Department of Statistics.
- ・ Leong, Chin, Patrick Ng, 2014, Mother tongue education in Singapore: concerns, issues and controversies. Current Issues in Language Planning. 15:4, 361-375, DOI:10.1080/14664208.2014.927093
- ・ Lily Kuo, 20 Jan 2015, “Singapore’s ban on public drinking is really aimed at its low-paid foreign laborers.” QUARTZ <https://qz.com/329426/singapores-ban-on-public-drinking-is-really-aimed-at-its-low-paid-foreign-laborers/>
- ・ MFA, 「認証とその他の証明手続きについて」(最終閲覧日 2017年3月24日, <https://www.mfa.gov.sg/content/mfa/o>

verseasmission/tokyo/jp/consular_services/notarial_services.html)

- OECD, ADBI, ILO. 2016, “Labor Migration in Asia Building effective institutions.” http://www.oecd-ilibrary.org/social-issues-migration-health/labor-migration-in-asia_9789264251076-en
- Population.sg Team, 25 Aug 2016, “Who is in our population?” Population.sg, (Retrieved March 9, 2017, <https://population.sg/articles/who-is-in-our-population>).
- Prashanth Parameswaran, 21 Jan 2015, “Singapore to Ban Public Drinking Amid Fierce Opposition.” The Diplomat. <http://thediplomat.com/2015/01/singapore-to-ban-public-drinking-amid-fierce-opposition/>
- Shaffiq Alkhatib, 2013 年 12 月 29 日, “13,000 sent back annually” asia one, <http://news.asiaone.com/news/singapore/13000-sent-back-annually>
- Singapore Civil Service College, 14 Feb 2016, “Economic Development and Social Integration: Singapore’s Evolving Social Compact.” <https://www.ccollege.gov.sg/Knowledge/Ethos/Ethos%202016/Pages/Economic%20Development%20and%20Social%20Integration.aspx>
- Singapore: Contact Singapore. (最終閲覧日 2017 年 3 月 24 日, <https://www.contactsingapore.sg/gip>)
- Singapore: Contact Singapore, Last Updated on 31 Aug 2015, “Global Investor Programme”(<https://www.contactsingapore.sg/en/investors-business-owners/invest-in-singapore/global-investor-programme/>)
- Singapore Department of Statistics (最終閲覧日 2017 年 3 月 24, <http://www.singstat.gov.sg/>)
- Population.Sg, January 2013, “A sustainable population for a dynamic Singapore -Population White Paper-,” <http://population.sg/whitepaper/resource-files/population-white-paper.pdf>
- Singapore Department of Statistics (2016) “Singapore in Figures 2016”
- Singapore Department of Statistics, September 2016, “Population in Brief 2016,” Singapore Government, (Retrieved March 9, 2017, <http://www.singstat.gov.sg/statistics/browse-by-theme/population-and-population-structure>).
- Singapore: Elections Department Singapore, Last updated on 22 Jul 2015, “Who can vote?”(<http://www.eld.gov.sg/voters.html>)
- Singapore Government Directory, Last Updated on 08 April 2016, <https://www.gov.sg/sgdi/ministries>
- Singapore Government. Employment Pass salary criteria to increase in 2017.
- Singapore Housing Development Board, (<http://www.hdb.gov.sg/cs/infoweb/homepage>)
- Singapore Immigration Act (Chapter 133) Revised Edition 2008, (Retrieved March 9, 2017, <http://statutes.agc.gov.sg/aol/search/display/view.w3p?page=0;query=DocId%3Ad0fd4d9d-0e2f-462f-a0df-0df7ecdc86d1%20Depth%3A0%20ValidTime%3A18%2F11%2F2013%20TransactionTime%3A18%2F11%2F2013%20Status%3Ainforce;rec=0>).
- Singapore: National Integration Council (最終閲覧日 2017 年 3 月 24, <https://www.nationalintegrationcouncil.org.sg/>)
- Singapore: National Population and Talent Division, (2016 年 9 月), Population in Brief 2016, <http://www.nptd.gov.sg/INDEX.HTM>.
- Singapore: Immigration & Checkpoints Authority (最終閲覧日 2017 年 3 月 24、 <https://www.ica.gov.sg/page.aspx?pageid=132>)
- Singapore: Ministry of Foreign Affairs (最終閲覧日 2017 年 3 月 24、 https://www.mfa.gov.sg/content/mfa/media_centre/singapore_headlines/2015/201502/headlines_20150217.html)

- Singapore National Population and Talent Division, Strategy Group Prime Minister's Office. <https://www.nptd.gov.sg/NEWS.HTM>
- Straits Times, 21 September 2013, "Foreign workers 'need to be integrated'." <http://www.straitstimes.com/singapore/foreign-workers-need-to-be-integrated>
- Straits Times, 20 Dec 2013, "Little India Riot: 53 workers repatriated; 200 to report to CID to be formally advised." <http://www.straitstimes.com/singapore/little-india-riot-53-workers-repatriated-200-to-report-to-cid-to-be-formally-advised-0>
- Tan, Kenneth Paul. (2016年4月16日) How Singapore is fixing its meritocracy. The Washington Post. https://www.washingtonpost.com/news/in-theory/wp/2016/04/16/how-singapore-is-fixing-its-meritocracy/?utm_term=.4e4efdeceaf0

入国管理局関連

- Singapore Immigration & Checkpoints Authority, <https://www.ica.gov.sg/index.aspx>
- Singapore Immigration & Checkpoints Authority, Last updated on 29 Oct 2013, "About Us" <https://www.ica.gov.sg/page.aspx?pageid=64>
- Singapore Immigration & Checkpoints Authority, Last Updated on 30 Dec 2016, "Citizenship Application" (<https://www.ica.gov.sg/page.aspx?pageid=132>)
- Singapore Immigration & Checkpoints Authority, "Electronic Singapore Citizenship Application (e-SC)." <https://esc.ica.gov.sg/esc/>
- Singapore Immigration & Checkpoints Authority, Last Updated on 7 Jun 2016, "Renewal of Re-entry Permit" (<https://www.ica.gov.sg/page.aspx?pageid=152>)
- Singapore Immigration & Checkpoints Authority, Last updated on 28 Jan 2015, "Apply for Student's Pass" https://www.ica.gov.sg/services_centre_overview.aspx?pageid=256

人材開発省関連

- Singapore Ministry of Manpower, Last Updated on 20 March 2017, "About the Employment Act", <http://www.mom.gov.sg/employment-practices/employment-act>.
- Singapore Ministry of Manpower, Last Updated on 20 March 2017, "Amendments to the Employment Act", <http://www.mom.gov.sg/employment-practices/employment-act/amendments-to-the-act>.
- Singapore Ministry of Manpower, 18 January 2017, "Call for partners to develop a mobile app for foreign workers" <http://www.mom.gov.sg/newsroom/announcements/2017/0118-call-to-partners-to-develop-mobile-app>
- Singapore Ministry of Manpower, Last Updated on 23 January 2017, "Certificate of Employment Intermediaries (CEI)" Singapore Government, (<http://www.mom.gov.sg/employment-agencies/eligibility-and-requirements/certificate-of-employment-intermediaries-cei>).
- Singapore Ministry of Manpower, Last Updated on 10 February 2017, "Divisions and statutory boards" Singapore Government, (<http://www.mom.gov.sg/about-us/divisions-and-statutory-boards>).
- Singapore Ministry of Manpower, Last Updated on 1 February 2017, "Eligibility for employment agency personnel"

Singapore Government, (<http://www.mom.gov.sg/employment-agencies/eligibility-and-requirements/eligibility-for-ea-personnel>).

- Singapore Ministry of Manpower, Last Updated on 2 March 2017, “Employment agencies” (<http://www.mom.gov.sg/employment-agencies>)
- Singapore Ministry of Manpower, Last Updated 27 October 2016, “Employment of Foreign Manpower Act” Singapore Government, (Retrieved March 9, 2017, <http://www.mom.gov.sg/legislation/employment-of-foreign-manpower-act>).
- Singapore Ministry of Manpower, Last Updated on 18 November 2016, “Eligibility and requirements for Personalised Employment Pass” Singapore Government, <http://www.mom.gov.sg/passes-and-permits/personalised-employment-pass/eligibility-and-requirements>
- Singapore Ministry of Manpower, Last Updated on 4 October 2016, “Eligibility for Dependant’s Pass” (<http://www.mom.gov.sg/passes-and-permits/dependants-pass/eligibility>)
- Singapore Ministry of Manpower, Last Updated on 20 January 2017, “Eligibility for EntrePass” Singapore Government, <http://www.mom.gov.sg/passes-and-permits/entrepass/eligibility>.
- Singapore Ministry of Manpower, Last Updated on 16 May 2016, “Employment Pass eServices and forms” <http://www.mom.gov.sg/passes-and-permits/employment-pass/eservices-and-forms>
- Singapore Ministry of Manpower, Last Updated on 10 March 2017, “EntrePass” Singapore Government, <http://www.mom.gov.sg/passes-and-permits/entrepass>
- Singapore Ministry of Manpower, Last Updated on 13 April 2015, “Foreign Manpower Management Division, “Singapore Government (<http://www.mom.gov.sg/about-us/divisions-and-statutory-boards/foreign-manpower-management-division>).
- Singapore Ministry of Manpower, 15 September, 2016, “Foreign workforce numbers” Singapore Government, (Retrieved March 9, 2017, <http://www.mom.gov.sg/documents-and-publications/foreign-workforce-numbers>).
- Singapore Ministry of Manpower, Last Updated on 10 July 2015, “If an EP or S Pass holder changes jobs, is the existing pass automatically cancelled?” (<http://www.mom.gov.sg/faq/employment-pass/if-an-ep-or-s-pass-holder-changes-jobs-is-the-existing-pass-automatically-cancelled>)
- Singapore Ministry of Manpower, 9 March 2016, “Initiatives to Raise Standards in Foreign Domestic Worker-Placing Employment Agencies” <http://www.mom.gov.sg/newsroom/press-releases/2016/0309-initiatives-to-raise-standards-in-foreign-domestic-worker-placing-employment-agencies>
- Singapore Ministry of Manpower, Last Updated on 6 June 2016, “Key facts on employment agency licence” Singapore Government, (<http://www.mom.gov.sg/employment-agencies/key-facts>).
- Singapore Ministry of Manpower, Last Updated on 29 May 2015, “Key facts on Training Employment Pass” Singapore Government, <http://www.mom.gov.sg/passes-and-permits/training-employment-pass/key-facts>
- Singapore Ministry of Manpower, Last Updated on 21 February 2017, “Key facts on Training Work Permit” Singapore Government, <http://www.mom.gov.sg/passes-and-permits/training-work-permit/key-facts>
- Singapore Ministry of Manpower, Last Updated on 3 July 2015, “Key facts on Work Holiday Programme” Singapore Government, <http://www.mom.gov.sg/passes-and-permits/work-holiday-programme/key-facts>

- Singapore Ministry of Manpower, Last updated on 26 January 2017, “Labour Market Statistical Information.” <http://stats.mom.gov.sg/Pages/Income-Summary-Table.aspx>
- Singapore Ministry of Manpower, 26 August 2016, “Launch of Employment Agency Customer Rating System For employers of FDWs.” <http://www.mom.gov.sg/newsroom/announcements/2016/0826-launch-of-ea-customer-rating-system>
- Singapore Ministry of Manpower, Last Updated on 13 April 2015, “Manpower Planning and Policy Division” Singapore Government (<http://www.mom.gov.sg/about-us/divisions-and-statutory-boards/manpower-planning-and-policy-division>).
- Singapore Ministry of Manpower, Last Updated on 8 May 2015, “Manpower Research and Statistics Department” Singapore Government, (<http://www.mom.gov.sg/about-us/divisions-and-statutory-boards/manpower-research-and-statistics-department>).
- Singapore Ministry of Manpower, Last Updated on 23 April 2015, “MOM's vision, mission and values” Singapore Government, (<http://www.mom.gov.sg/about-us/vision-mission-and-values>).
- Singapore Ministry of Manpower, Last Updated on 22 March 2017, “Personalised Employment Pass” Singapore Government, <http://www.mom.gov.sg/passes-and-permits/personalised-employment-pass>.
- Singapore Ministry of Manpower, Last Updated on 28 November 2016, “Sector-specific rules for Work Permit”(<http://www.mom.gov.sg/passes-and-permits/work-permit-for-foreign-worker/sector-specific-rules>)
- Singapore Ministry of Manpower, Last Updated on 1 June 2016, “Security bond requirements for employment agencies” Singapore Government, (<http://www.mom.gov.sg/employment-agencies/eligibility-and-requirements/security-bond-requirements>).
- Singapore Ministry of Manpower, Last Updated on 1 July 2016, “S Pass quota and levy requirements” <http://www.mom.gov.sg/passes-and-permits/s-pass/quota-and-levy/levy-and-quota-requirements>
- Singapore Ministry of Manpower, 30 June 2016, “Table: Graduate Starting Salary 2015.” <http://stats.mom.gov.sg/Pages/Graduate-Starting-Salary-Tables2015.aspx>
- Singapore Ministry of Manpower, Last Updated on 12 December 2014, “What if I want to change jobs while I am on an EP?” (<http://www.mom.gov.sg/faq/employment-pass/what-if-i-want-to-change-jobs-while-i-am-on-an-ep>)
- Singapore Ministry of Manpower, Last Updated on 17 August 2016, “Which employment agency licence to get” Singapore Government, (<http://www.mom.gov.sg/employment-agencies/which-ea-licence-to-get>).
- Singapore Ministry of Manpower, Last Updated on 24 November 2016, “Who needs to get an employment agency licence”, (<http://www.mom.gov.sg/employment-agencies/eligibility-and-requirements/who-needs-to-get-a-licence>)
- Singapore Ministry of Manpower, Last Updated on 1 January 2017, “Work Pass Division” Singapore Government, (<http://www.mom.gov.sg/about-us/divisions-and-statutory-boards/work-pass-division>).

5. 略語一覧

- ACRA : Accounting and Corporate Regulatory Authority(シンガポール会計企業規制庁)
- CEI : Certificate of Employment Intermediaries(職業仲介者資格証明書)
- CPF : Central Provident Fund(中央積立基金)
- DP : Dependent's Pass(帯同許可証)
- EA : Employment Agency(職業紹介所)
- EDB : Economic Development Board(経済開発庁)
- EFMA : Employment of Foreign Manpower Act(外国人人材雇用法)
- E Pass : Employment Pass(管理・専門職種対象労働査証)
- EOP : Employers' Orientation Programme(人材開発省が行う雇用主のオリエンテーションプログラム)
- ERC : Economic Review Committee(経済検討委員会)
- FCF : Fair Consideration Framework(労働市場テスト)
- FDPD : Foreign Workforce Policy Department(外国人労働力政策局)
- FDW : Foreign Domestic Worker(外国人家事労働者)
- FIN : Foreign Identification Number(外国人登録番号カード)
- FMMD : Foreign Manpower Management Division(外国人人材管理部)
- FWL : Foreign Worker Levy(外国人雇用税)
- FWQ/DRC : Foreign Worker Quota = Dependency Ratio Ceiling(外国人雇用割合/外国人雇用上限率)
- GIC : GIC Private Limited(2013年、シンガポール政府投資公社[Government of Singapore Investment Corporation]から名称を左記に変更)
- GIP : Global Investor Programme(グローバル・インベスター・プログラム)
- HDB : Housing & Development Board(住宅開発庁。HDBが建設する公営住宅もHDBと呼ぶ)
- ICA : Immigration and Checkpoints Authority(入国管理局)
- ICT : In-Camp Training(キャンプ訓練)
- ILO : International Labour Organization(国際労働機関)
- IPPT : Individual Physical Proficiency Test (体力テスト)
- ISA : Internal Security Department(治安維持法)
- ISD : Internal Security(公安局)
- KAH : Key Appointment Holder(マネジメント担当者)
- KETs : key employment terms(給与明細と雇用条件書)
- LTVP : Long Term Visit Pass(長期滞在査証)
- LOC : Letter of Consent(同意書)
- MCCY : Ministry of Culture, Community and Youth(文化・コミュニティ・青年省)
- MCI : Ministry of Communications and Information(情報コミュニケーション省)
- MDA : Media Development Authority(メディア開発庁)
- MEW : Ministry of The Environment And Water Resources(環境水資源省)

MFA : Ministry of Foreign Affairs(外務省)
MHA : Ministry of Home Affairs(内務省)
MICA : Ministry of Information, Communications and the Arts(情報通信芸術省)
MINDEF : Ministry of Defence (国防省)
MINLAW : Ministry of Law(法務省)
MND : Ministry of National Development(国家開発省)
MOE : Ministry of Education(教育省)
MOF : Ministry of Finance(財務省)
MOH : Ministry of Health(保健省)
MOM : Ministry of Manpower(人材開発省)
MOT : Ministry of Transport(交通省)
MPPD : Manpower Planning and Policy Division(人材計画・政策局)
MRSD : Manpower Research and Statistics Department(人材に関する調査・統計局)
MRT : Mass Rapid Transit(高速鉄道)
MSF : Ministry of Social and family Development(社会家庭開発省)
MTI : Ministry of Trade and Industry(貿易産業省)
NAC : National Arts Council(国家芸術評議会)
NE : National Education(国民教育)
NDP : National Day Parade(ナショナル・デー・パレード)
NHB : National Heritage Board(国家遺産省)
NIC : National Integration Council(国民統合評議会)
NPTD : National Population und Talent Division(首相府人口・人材局)
NRIC : National Registration Identification Card(国民登録番号カード)
NS : National Service(国民兵役)
NSF : Full-time National Serviceman(現役兵)
NTU : Nanyang Technological University(南洋理工大学)
NTUC : National Trade Union Congress(全国労働組合評議会)
NUS : National University of Singapore(シンガポール国立大学)
PAP : People's Action Party(人民行動党)
PDF : People's Defence Force(国民防衛隊)
PEP : Personalised Employment Pass(個人雇用許可書)
PMETs : Professionals, Managers, Executives and Technicians(専門職、管理職、経営幹部、技術職)
PMO : Prime Minister's office(首相府)
PR : Permanent Resident(永住者)
REP : Re-Entry Permit(再入国許可証)
RRA : Retirement and Re-employment Act(定年・再雇用法)

RT : Remedial Training(体力強化補習訓練)
SAF : Singapore Armed Force(シンガポール国軍)
SC : Singapore Citizen(シンガポール国民/市民)
SIP : Settling-In Programme(定住プログラム)
SNEF : Singapore National Employers Federation(全国使用者連盟)
STB : Singapore Tourism Board(政府観光局)
URA : Urban Redevelopment Authority(都市再開発庁)
WP : Work Permit(労働許可)
WPD : Work Pass Division(労働査証局)

